

昭和17（1942）年航空撮影

戸室石切丁場確認調査報告書Ⅱ

二〇一三年三月

石川県金沢城調査研究所



金沢城史料叢書 18

戸室石切丁場確認調査報告書Ⅱ

2013

石川県金沢城調査研究所

金沢城史料叢書 18

戸室石切丁場確認調査報告書Ⅱ

2013

石川県金沢城調査研究所



1 巨大な青石露頭（「烏帽子石」）と直下の採掘坑 【東地区】



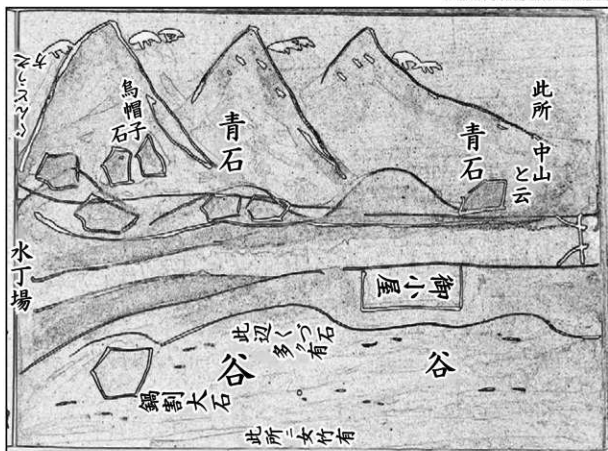
2 谷に転落している巨石「鍋割大石」【東地区】



3 大型採掘坑「殿様の穴」と石垣 【北地区】



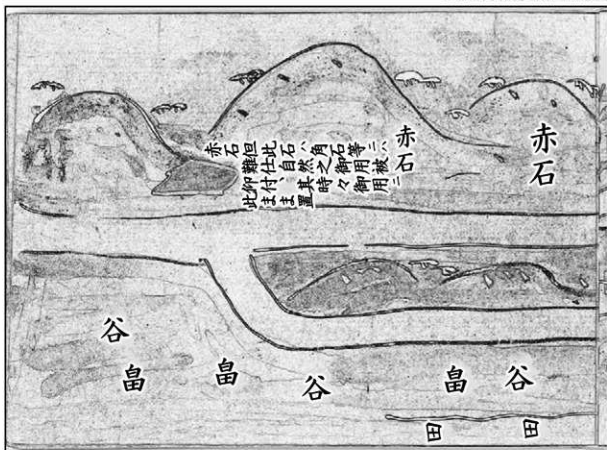
「戸室山御丁等留帳」金沢市立玉川図書館蔵



4 戸室山御丁場絵図(1)【青石丁場と御小屋】



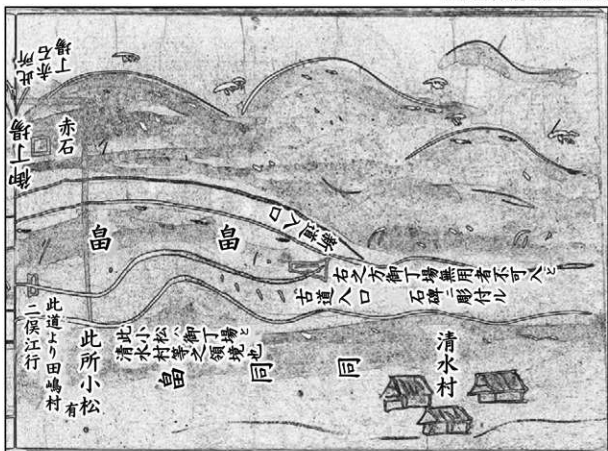
『戸室山御丁場留帳』金沢市立玉川図書館蔵



5 戸室山御丁場絵図(2)【赤石丁場】



『戸室山御丁場御帳』金沢市立玉川図書館蔵



6 戸室山御丁場絵図(3)【丁場境松から清水村】

例 言

1. 本書は、石川県金沢市に所在する戸室石切丁場の確認調査報告書である。
2. 本書の主な対象は、戸室石切丁場の北端部にあたる金沢市田島町、清水町地内の丁場跡である。
その他の石切丁場跡については、平成20(2008)年3月刊行の「戸室石切丁場確認調査報告書Ⅰ」で概要を報告した。
3. 調査は、平成20～24年度にかけて、金沢城調査研究事業に係る戸室石切丁場総合調査の一環として、遺跡の内容確認を目的に、石川県金沢城調査研究所(所長：北垣聡一郎)が、文化庁の国庫補助を得て実施した。
4. 現地調査の担当職員は次のとおりである
平成20(2008)～23(2011)年度 富田和氣夫(主幹)、西田郁乃(主任主事、所主査)
平成24(2012)年度 富田和氣夫(主幹)、西田郁乃(所主査)、小此木真理(嘱託)
5. 報告書の作成は、木越隆三(副所長)と富田、西田、小此木が担当し、調査にご協力いただいた酒寄淳史氏(金沢大学)、長秋雄氏(産業技術総合研究所)に原稿作成を依頼した。
執筆分担は目次に記した。
6. 調査に関する記録は、石川県金沢城調査研究所が保管している。
7. 確認調査の実施にあたって、以下の機関・個人の指導・助言、協力を得た。
文化庁記念物課、金沢市教育委員会、金沢くらしの博物館、金沢市立玉川図書館、金沢大学、産業技術総合研究所、田島町町会、清水町町会、市川浩文、金森安孝、北野博司、楠正勝、楠寛輝、小阪央、坂井秀弥、酒寄淳史、庄田知充、千田嘉博、長秋雄、長谷川博、廣瀬永津子、細田隆博、丸山敏一、宮里学、明地幸雄、明地外雄、森島康雄、吉岡康暢
8. 本書に掲載した空中写真は、米軍及び国土地理院が撮影したものである。
9. 本書の水平基準は海拔高を表し、東京湾平均海面標高(T.P.)である。方位は座標北であり、座標は平面直角座標系Ⅶである。
10. 遺構の略号は以下のとおりである。
SF：道跡、SH：広場・平坦面、SQ：石材採掘坑、SS：大型露頭、SU：屑石集積、SW：石垣

目 次

第1章 調査の経緯と経過	(富田) ...	1
第1節 調査研究史		1
第2節 調査に至る経緯		2
第3節 調査課題と実施経過		3
第2章 位置と環境		5
第1節 歴史的環境	(富田) ...	5
第2節 地質環境	(酒寄) ...	13
1. 金沢の地質と戸室火山		13
2. 戸室火山の成り立ちと変遷		13
第3章 戸室石切丁場の概要	(富田) ...	20
第1節 遺構概要		20
1. 分布域		20
2. 遺構の構成		20
3. 採掘坑の分類		21
第2節 丁場跡の地域的特色		21
1. 地域Ⅰ(西部)		21
2. 地域Ⅱ(中央部)		26
3. 地域Ⅲ(北部から南部)		26
4. 地域Ⅳ(北端部)		32
第3節 採掘域の変遷		33
1. 時期比定の方法と留意点		33
2. 採掘の開始		33
3. 慶長から元和期		34
4. 寛永期		35
5. 万治・寛文期		35
6. 採石域の変遷		36
第4章 戸室山北部の遺構調査		37
第1節 戸室山北部の概要	(富田) ...	37
1. 位置と環境		37
2. 土地利用の変遷概要		37
3. 丁場分布の概要		44
4. 戸室石の種類と丁場		46
第2節 東地区(A群)		56
1. 位置と構成		56
2. 平場域の遺構		56
3. 丘陵斜面域の遺構		69
4. 谷斜面域の遺構		73
5. 「御小屋」推定地の平場と石垣	(西田) ...	75
第3節 北地区(B群、C群)	(富田) ...	99
1. 位置と構成		99
2. B群		99
3. C群		113
第4節 西地区(D群、E群)		127
1. 位置と構成		127
2. D群		127
3. E群		133
第5節 中央地区(F群、G群、H群、I群)		144

	1. 位置と構成	144
	2. F群	144
	3. G群	148
	4. H群	154
	5. I群	157
第6節	北東地区 (J群)	(西田) 166
	1. 位置と構成	166
	2. 採掘坑群	166
	3. 平場の遺構	172
	4. その他の遺構	178
第7節	北西地区 (K群)	(富田) 184
	1. 位置と構成	184
	2. 道と採掘域	184
	3. 石垣	(西田) 198
第8節	南地区 (L群、M群、N群)	(富田) 203
第5章	岩石調査	213
第1節	戸室石の岩石特性	(酒寄) 213
	1. 岩石学的性質	213
	2. 青戸室石と赤戸室石	214
第2節	戸室石の帯磁率測定	(長) 216
	はじめに	216
	1. 岩石の真の帯磁率とみかけの帯磁率	216
	2. 戸室石での帯磁率測定法	216
	3. 帯磁率測定場所	217
	4. 戸室石切丁場での帯磁率測定結果	218
	5. 戸室山・キゴ山での戸室石の帯磁率	219
	6. 金沢城内石垣での帯磁率測定結果	220
	7. 刻印石での帯磁率測定結果	225
	8. 戸室石の帯磁率と色調	226
	まとめ	228
第6章	戸室石切丁場の歴史と石引道の管理	(木越) 229
	はじめに	229
第1節	戸室丁場の始まりと初期の稼働状況	232
	1. 戸室石切丁場の始まり	232
	2. 慶長・寛永期の稼働状況	233
	3. 初期の石丁場に関する伝承・逸話	236
第2節	寛文期の第二次稼働と貯石	239
	1. 寛文期の石垣普請と戸室丁場の再稼働	239
	2. 万治3年夫付の検討 (第二次稼働期について)	241
	3. 中山村での貯石と第二次稼働の終了	243
	4. 稼働停止後の御留山管理	245
第3節	宝暦大火後の石切再開と石引道整備	247
	1. 宝暦大火後の城内石垣の修築	248
	2. 安永5年の石切再開	250
	3. 戸室・中山間の石引道再興 (安永6～8年)	253
	4. 地車の登場とその効用	256
	5. 戸室山での石切作業	259
	6. 藩直営の採石と町方への石切御用委託	261
	7. 第三次稼働期の終焉	265
結び		267

第7章 石工道具調査	(西田) ...	270
はじめに		270
第1節 戸室石の道具		270
1. 長谷川氏の道具		270
2. 小阪氏の道具		272
3. 清水氏の道具		272
4. 丸山氏の道具		273
第2節 硬石の道具		274
1. 明地氏の道具		274
第3節 軟石の道具		276
1. 北氏の道具		276
2. その他の道具		277
第4節 道具の特徴と石材別の比較		278
記録① 長谷川博氏からの聞き取り記録		280
記録② 戸室石割り実演の記録		281
第8章 戸室石製石造物等の調査	(小小木) ...	314
第1節 戸室石利用の概要		314
第2節 野田山墓地の墓石材		314
1. 野田山墓地の概要		314
2. 北部地区の墓石材		315
3. 前田家墓所と加賀八家墓所の墓石材		318
4. 野田山墓地の墓石材の変遷		322
第3節 戸室石利用の変遷と墓石		323
第9章 総括		326
第1節 戸室山北部の遺構と特色	(富田) ...	326
1. 採掘坑の周辺		326
2. 御小屋跡地と石引道		330
第2節 江戸後期の戸室山御丁場		331
1. 留帳にみる御丁場		331
2. 現地の遺構との対比		334
3. 戸室山御丁場の空間構成		337
第3節 戸室山御丁場の変遷		338
1. 第一次稼働期		338
2. 第二次稼働期		339
3. 第三次稼働期		341
4. 第四次稼働期		341
5. 北部地区の特徴		342
第4節 矢穴からみた戸室石の石割り技術	(西田) ...	343
1. 三角形矢穴の事例		343
2. 石工道具の変化		345
3. 戸室石切丁場における石割技術の変化		346
引用・参考文献		349
戸室石切丁場 史料年表	(木越) ...	353
戸室石切丁場編年史料選	(木越) ...	384
近世史料編		384
近代史料編		362
報告書抄録		385

第1章 調査の経緯と経過

第1節 調査研究史

金沢の石切り調査 戸室石切丁場を対象とした本格的な学術調査は、昭和59(1984)年度から昭和61(1986)年度の3か年に実施された金沢市教育委員会による市内石切り民俗調査〔北島1987〕を端緒とする。なお、それ以前にも、田端實作氏〔田端1977〕や北垣聰一郎氏〔北垣1987〕が、城内石垣調査の一環として現地調査を行っているので付記しておく。

石切り調査は、「市内の石切りの文化・生活を歴史的・民俗学的に明らかにして生活文化の発展を期する」ことを目的として、北島俊朗氏を主担当として、石材採掘が行われていた金沢南部から東部の44地区について、地元からの聞き取り、現地確認、文献調査等を実施した。このうち、額谷、菊水、堂、清瀬、三小牛、小原、山川、国見、平、檜見、熊走、相合谷、下鶯原、寺津、柳杉、瀬原、上辰巳、尾尾、下谷等、金沢市南部から東部に所在する凝灰岩採石地が重点的に調査され、現地に赴いて採掘坑の観察や略測等が行われた。戸室石についても清水や田島の事例を調査報告しており、石切丁場として戸室別所2地点(コミヤ、オオヤマ)、清水町5地点(カヤハラ、ジュウベイ、クロサカ、ショウズ、ステンチョウバ)、田島町1地点(トノサマチョウバ)がリストアップされている。

報告書にまとめられた石切り民俗の聞き取り調査は子細に及ぶ。その内容を列記すると、ムラの生業、石切りの変遷、作業者ごとの就業期間、丁場ごとの原石採取及び粗割りの方法と道具、一日の仕事量、技術習得、作業危険性、照明の方法、服装、賃金、採掘量、一日の暮らし、昼食、作業小屋の規模構造、道具の鍛冶仕事、石切に関する一年の暮らし、石材運搬の方法と道具、屑石の運搬、索道、製品種、販売価格等々となる。さらに資料編として、加賀藩扶持人石切の釣川家に伝わった元治元年「萬留帳」、慶応三年「金谷御殿普請御用石の一件」の翻刻の他、金沢市民俗文化財展示館(当時、現金沢くらしの博物館)に所蔵されていた額谷石や熊走石等、大正から昭和初期にかけての石材の採掘や納品に関する諸資料を収録した。

戸室石引道調査 金沢大学城内キャンパスの移転が間近に迫り、跡地となる金沢城跡への県市民民の関心が高まりつつあった平成5年、金沢城に関係の深い戸室石引道の調査が金沢市によって実施された。石切り調査の発展型として進んだこの調査は、戸室石引道を中心として、石材の運搬方法や経路等を歴史史料や民俗資料から明らかにし、石引道周辺の文化向上に資することを目的したもので、北島俊朗氏を調査主任として、戸室山周辺の地形と地質、石引道、戸室石の石質、石切丁場、採掘方法、運搬方法、石切りの一日の暮らし、戸室石の製品等について、面接による聞き取り調査、採掘現場や石引道の現地調査、関連文献調査等が行われた〔北島1995〕。

報告書では、戸室石切丁場として先の調査による8地点の他に、戸室別所1地点(カケト)、清水町1地点(トモノチョウバ)、田島町2地点(加賀石材株式会社丁場、長谷川丁場)の4地点を加えた計12地点の石切丁場が示されるとともに、調査の主題である戸室山から金沢城までの石引道について、文献、地名、聞き取り等をもとに道筋を同定した。また、資料編では、戸室石の採掘と運搬に係る諸史料が収録された。中でも江戸後期の加賀藩穴生職後藤彦三郎の筆による「戸室山初年号等留帳」、「河北郡戸室山開之事等留帳」は、戸室石切丁場と金沢城石垣の調査研究に欠かせない重要史料である。その重要性に鑑み、当研究所が平成20年に刊行した「戸室石切丁場確認調査報告書1」においても、原本校訂を加えた上で、再録したところである。現在、金沢市立玉川図書館近世史料館に後藤文庫として収蔵されているこれら留帳類は、北島氏らによる石切り調査を通じて見いだされたものであり、それが今日の戸室石切丁場の調査研究の大きな礎になっていることを改めて確認しておく。

第2節 調査に至る経緯

金沢城公園整備とキゴ山西丁場の発見 金沢城跡は、金沢大学城内キャンパスが金沢市郊外の角間地区へ移転した後、平成13年9月に都市公園として供用を開始した。

公園整備にあたっては、重要文化財石川門を通過して城内に入った三ノ丸から見える城郭景観の整備が目玉とされ、明治14年に焼失した菱槽・五十間長屋・橋爪門・続橋、橋爪ノ門の建物復元と石垣整備、その外周を巡る埋め立てられた内堀の復旧が行われることとなった。これに伴い、整備に要する石材を調達する過程で、平成11年4月、キゴ山の西斜面、金沢市放牧場敷地内の山林から、江戸前期（寛永期）の金沢城整備に伴う石切丁場跡が発見された。この間の経緯は、『確認調査報告書Ⅰ』を参照されたい。

キゴ山での石切丁場の発見により、従来は戸室山城に限られると考えられていた「戸室石」の採掘域が、実はキゴ山域にも及んでいることが確認され、併せて遺跡としての保存状態の良さから、石切丁場遺跡の具体的なイメージがもたらされた。採掘跡には、各種の加工段階を留めた石材が豊富に残されており、その生々しさは見る者に率直な驚きと感動を与える迫力をもっていた。石垣普請にあたって石切丁場が果たした役割が、自然素材としての原石採掘に留まらず、求めに応じた寸法形状で各種の石垣用材を製作する加工場でもあったことが否応なく知らしめられたと言えよう。その結果、石切丁場跡の調査研究は、石材生産遺跡としての諸課題に加えて、供給地となる金沢城石垣の調査研究と不可分の関係で進むこととなった。キゴ山の石切丁場跡は、豊かな内容と抜群の保存状態に加えて、金沢城と戸室石切丁場の調査研究過程においても、大きな役割を果たした遺跡である。

金沢城調査研究と石垣構築技術調査の着手 平成13年7月、石川県教育委員会事務局文化財課の課内室として金沢城研究調査室が開設し、翌平成14年度から金沢城調査研究事業に着手した。事業の柱の一つとして取り組むこととなった「石垣構築技術等の基礎的調査」では、石材の生産供給と石垣構築の両面から調査研究を進めるべく、不明な点の多い戸室石切丁場の実態解明に力を注ぐこととした。

初年度は分布調査に重点をおき、キゴ山周辺から戸室山南部及び西部域の悉皆的な踏査を進めた。その結果、戸室山西麓でも石切丁場の濃密な分布を確認した。

第1次確認調査 平成15年度からは、文化庁補助事業として5か年計画の確認調査に着手した。これを第1次確認調査と呼ぶ。調査では、まず石切丁場跡の全体概要を把握することを目的とした悉皆的な現地踏査による分布調査を実施し、その広がり戸室山からキゴ山、更に戸室山西方丘陵地までの東西約3.5キロ、南北約3キロ、面積にして約660ヘクタールの範囲に及び、約1,300地点を超える採石地点が現存することを確認した。また、石切丁場の遺構や残石の様相には地域的なまとまりがあると捉え、石切丁場の変遷について、分布域の中でも金沢城寄りにあたる戸室山西方低丘陵地から戸室山西麓に所在する石切丁場跡が金沢城初期に属する可能性があり、その後、低丘陵地から戸室山の奥地へ進出、拡散して、最終的に戸室山北部へ集約したとの見通しを示した。

分布調査と並行して、石切丁場跡に残る遺構の概要把握を目的に、保存状態が良好で規模内容が典型的かつ代表的と考えられる丁場跡を分布域ごとに抽出し、遺構測量やトレンチ発掘、残石清掃等の方法による遺構確認調査を実施した。平成15年度はキゴ山西丁場跡A2群、同A3群、キゴ山西オクノタニ丁場跡の3地点で実施し、近世前期（寛永期）の丁場跡の遺構構成や原石から石材に仕上げるまでの製作工程、刻印の使用状況等を確認した。平成16年度は戸室山西方低丘陵地で近世初期（慶長期）の丁場跡と考えられる俵大池南丁場跡の調査を実施し、前期とは異なる小規模密集型の採掘遺構群を確認した。平成17年度は戸室山西麓の別所戸室権現下丁場跡トイタビラ地区を調査し、戸室火山のカルデラ地形末端にみられる岩錐堆積と呼称される膨大な転石堆積地において、近世

前期（寛永期）に採石が行われていたことを確認した。調査は18年度も継続し、採掘跡周辺の地形測量や石材観察等を行った。

遺構調査のほかには、石切丁場関連の文献調査として北島氏によって紹介された「戸室山初年号等留帳」、「河北郡戸室山間之事等留帳」の原本校訂を行い、解読精度を高めた。また、岩石調査として、帯磁率測定による戸室石の産地同定の可能性を探る予備的調査を実施するとともに、火山学的見地からみた戸室石の産状や地域特性と石切丁場跡の現地調査の所見とをすり合わせることを目的に、金沢大学酒寄淳史氏の指導を受けて現地調査等を行った。

これら第1次確認調査の成果は、「戸室石切丁場確認調査報告書Ⅰ」に取りまとめ、平成19年度に刊行した。

第3節 調査課題と実施経過

1. 第1次調査の成果と課題

第1次調査で明らかになった戸室石切丁場の遺跡様相は、その主たる供給地である金沢城跡の石垣様相と密接に関連するものであった。すなわち、石切丁場の広域分布や保存状態、採掘域の時期的な変遷と関連する採掘規模や群構成の地域差は、金沢城跡が近世を通じて石垣の整備と修築を繰り返し、時期幅の広い石垣遺構を残していることや、石垣構築技術が使用石材の形状・寸法・加工の変化を伴いつつ展開したことから関係が深く、石切丁場の調査研究は、金沢城跡の歴史的・学術的価値と理解を深めるためにも重要な役割を担うことが明確になった。

一方、現地調査の主眼は、おのずと新発見の石切丁場跡、すなわちキギ山から戸室山西麓及び低丘陵地に確認した近世前期以前の丁場跡の実態把握に軸足をおくこととなり、近世後期から近代にかけての中心的な採石地であった戸室山北部域の調査は、結果的に手薄とならざるを得なかった。同所の採掘跡が他地域に比べて格段に大規模かつ濃密で、山深い場所に立地するため、全体把握が容易ではなかったからである。

とはいえ、戸室石切丁場の豊富な文献史料に登場する江戸後期の「戸室山御丁場」は、戸室山北部の田島・清水地区である。文献記録と現地遺構との相互検討という、金沢の恵まれた史料環境を生かした戸室石切丁場ならではの調査研究を進めるためには、同地区の遺構の実態把握が欠かせないのであり、今後の課題とされた。

折しも平成18年11月には、世界遺産候補暫定リストの候補として「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」が石川県と金沢市から共同提案され、戸室石切丁場はその価値を構成する資産の一つに位置づけられた。世界遺産候補にふさわしい戸室石切丁場の普遍的価値や特質の証明が求められ、そのためにも総合的な内容での調査研究が望まれることとなった。

2. 戸室石切丁場総合調査（第2次確認調査）

こうした諸情勢を踏まえて、石川県金沢城調査研究所は平成20年度から5か年計画で第2次調査事業を立ち上げることとなった。調査にあたっては、第1次調査の継続課題として、戸室山北部の田島・清水地区における遺構の実態把握に重点的に取り組むとともに、石切丁場に関する文献、民俗、地質等を含めた総合的な調査研究を進め、石切丁場の価値や特質を掘り下げることにした。

遺構調査の方法は、測量業者への業務委託で現況測量を実施しつつ、研究所の担当職員が現地踏査を行い、遺構の観察から得られた所見を測量図上に盛り込んで図面を仕上げる手順をとった。まず、平成20年度から22年度までの3か年で、田島・清水地区の石切丁場跡の分布範囲の全域、約28.4ヘクタールを対象に、縮尺1/500のTS測量を実施した。平成23年度には、分布域のうち近世段階

の石切丁場の主要部と目される東地区の2.0ヘクタールについて、1/200のTS測量で詳細図を作成すると共に、石垣2か所〔御小屋〕と推定地の石垣、西地区の石引道に隣接する石垣〕の三次元レーザー計測、立面・断面図化を行った。

地質・岩石調査では、戸室火山の成り立ちと変遷及び戸室石の岩石特性について、酒寄淳史氏（金沢大学）に既往の調査成果の取りまとめと解説を依頼した。戸室石の帯磁率については、長 秋雄氏（産業技術総合研究所）に調査を依頼した。また、石切丁場に残留する石片のサンプリングから、場所ごとの青戸室、赤戸室の産出傾向を調査した。

文献調査は、近世の戸室石切丁場関連史料を再検討し、編年の基準史料の抽出等を通じて、石切丁場の運営や組織体制の史的展開を取りまとめた。

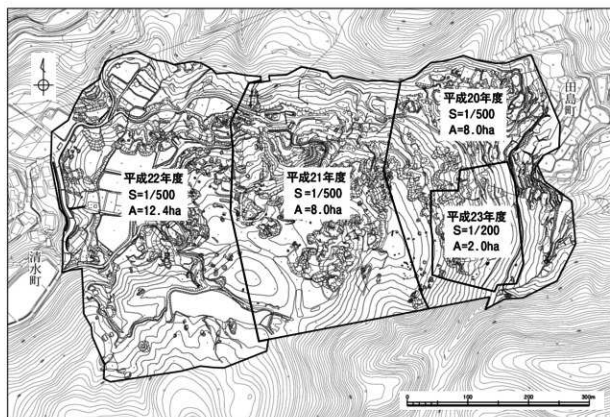
石工道具調査では、戸室石の道具（H22,23）のほか、比較資料として凝灰岩の道具（H20,21）と、現役の伝統的石積技能者である明地幸雄・外雄両氏の道具（H24）の調査を行った。

年次別事業経費は、6,700千円（H20）、6,800千円（H21）、5,090千円（H22）、4,258千円（H23）、1,600千円（H24）、計24,448千円（国補1/2）である。

3. 指導委員会等

調査にあたっては、金沢城調査研究委員会（委員長：平井聖）及び金沢城調査研究伝統技術（石垣）専門委員会（委員長：吉岡康暢、委員：北野博司、北島俊朗、金森安孝、楠正勝）の指導助言を受けた（委員は平成23年度、敬称略）。

また、地元の田島地区、清水地区の住民の皆さんにも、ご理解ご協力をいただいた。とりわけ町会役員の方々には、何かとお世話をおかけした。あらためて御礼申し上げます。



第1図 年次別測量範囲

第2章 位置と環境

第1節 歴史的環境

戸室石切丁場とは 金沢城の石垣普請に伴う採石関連遺跡群の総称が、戸室石切丁場である。

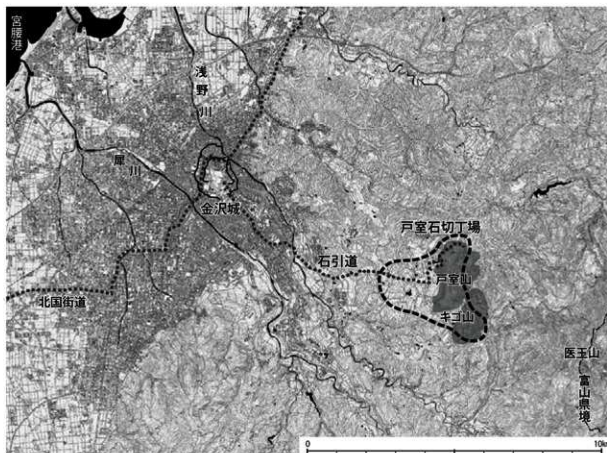
石川県金沢市の東部に位置し、金沢城から東南東へ直線距離で約8kmの地点を中心に、東西約3.5km、南北約3.0km、面積約660ヘクタールの範囲に分布する。所在地は金沢市田島町、清水町、戸室新保、戸室別所、平等本町、湯谷原町、小豆沢町、俵町、中山町である。

戸室石の岩石名は「黒雲母角閃石安山岩」で、約40万年前に形成された戸室山とキゴ山の二つの火山に由来する火山岩である。色調から青灰色の「青戸室石」、赤褐色の「赤戸室石」、その中間の「ニタリ」等と呼ばれているが、岩石として本質的な差はない(戸室火山の詳細は本章第2節、戸室石の詳細は第5章を参照)。

戸室石の石材としての利用は、近世初期に始まる。その点で南加賀の凝灰岩や越前の笏谷石等、古代・中世以来の伝統的な石材とは歴史の経緯が異なり、織豊城郭金沢城の築城に伴って新たに開発された石材産地であることが基本的な特徴である。したがって、戸室石切丁場の形成と金沢城整備の変遷、とりわけ石垣普請の動向



第2図 戸室石切丁場の位置



第3図 金沢城と戸室石切丁場の位置

とは切っても切れない密接な関係にあった。戸室石は藩政期を通じて民間採掘が制限され、原則として、藩外へは流通しない石材であることも、戸室石の特殊な開発事情と関係が深い。

金沢城の石垣と石材加工の変遷 金沢城は、天正8(1580)年の佐久間盛政による金沢坊の攻略後、城郭としての整備が始まる。佐久間氏による普請は堀や土塁で守りを固めたもので、石垣普請は行われなかったと伝えられており、発掘調査でも同時期に遡ることが確実な石垣は今のところ確認していない。佐久間期の遺構実態は不明な点が多く、将来的に調査が進展した段階で改めて検討を要する。

金沢城の石垣遺構の変遷は、北野氏の整理〔北野 2003, 2004〕を経て、現在は7時期8小期に区分されている〔滝川 2012〕。いずれも石垣の石材は戸室石を使い、石加工の大半は石切丁場で済ませることが原則であるから、主要な石材消費地である金沢城の石垣普請の動向は、生産地である戸室石切丁場に決定的な影響を与えた。金沢城の石垣普請の需要に基づいて稼働するという密接かつ従属的な関係が、近世段階の戸室石切丁場の基本的性格である。一方、石切丁場の所属時期は、採掘跡の現地に残る石材と城内石垣の石材とを対比することで判断する。したがって、各時期の石垣でどのような石材を使用しているのかを把握することは、石切丁場の時期比定に欠かせない視点である。

なお、戸室石切丁場の歴史については、第6章で詳述しているので参考にされたい。

【金沢城石垣1期】文献上での金沢城石垣普請の始まりは、文禄元(1592)年とされ、その石材を調達するために戸室石切丁場の開発が始まった。これに対応する金沢城の石垣は、東ノ丸東面から北面にかけての遺構が代表例で、石材の積みや石加工等の特徴は、他城郭と比較しても文禄元年として違和感はない。ほかにも近年の発掘調査で本丸周辺から同様の石垣の確認例が相次いでいることから、主郭部の石垣化は、少なくとも文禄期には、かなりの範囲で達成されていた可能性が高く、調達された戸室石は相当な量に達したであろう事は想像に難くない。なお、現状では未確認だが、天正14(1586)年に創建された天守台が戸室石を用いた石垣造りであると想定してよければ、石垣普請の開始すなわち戸室石切丁場の開発もその時点に遡る可能性がある。

この時期の石材は、原石のまま、自然状態のままの戸室石が原則である。角石に限って目的とする厚さの石材を得るため最小限の割加工を加えるが、石材の大部分を占める築石の割加工は例外的である。ノミ調整も角石に限られ築石にはない。刻印は皆無ではないがごく稀である。標準的な石の大きさは、面が60～90cm程度、控えも面と同等ないし1.5倍程度までの範囲に収まる。

【金沢城石垣2期】築石の主体が自然石から割石に転換するのが第2期で、石材表面の調整加工等の特徴から新古に分かれる。年代的には、慶長年間の前半と後半に比定され、本丸南面の高石垣、三ノ丸北面、新丸尾坂門周辺が代表例である。石材の割加工は、築石の正面及び側面に認められ、矢穴が伴う。石面にノミ調整を加えて刻印を伴う築石の頻度が高まる(2期新)。石切丁場での作業内容は、石垣材として適切な寸法形状の原石を集めることから、原石を分割し調整加工を加えて目的の石材を作ることに転換したことになる。なお、採石作業での狼藉を戒める高札が、慶長7(1602)年と慶長18(1613)年に丁場の入口にあたる中山村に立てられた。同時期に城内で石垣普請が行われていたことを示す史料である。

【金沢城石垣3、4期】調整加工を広範囲に施した粗加工石の築石が一般化し、切石の隅角部が伴う時期で、年代的には3期が元和7(1621)年の本丸拡張、4期が寛永8年の二ノ丸造りが契機と考えられる。代表的な石垣は、3期が東ノ丸附段、いもり堀縁、4期が本丸北面、極楽橋下空堀縁、橋爪門続櫓下北面、石川門櫓下東面等である。石材は、矢割成形後、ノミ調整を加えて仕上げるものが一般的で、その範囲は3期では面の一部に剖面や自然面を残すが、4期になると全面調整が一般化し、時期を追って加工度合いが増す傾向にある。2期新段階から普遍化した刻印は、大型化が進み、4期では大型刻印が通例となる。また、切石積みは3期から隅角部で始まり、4期には築石を含めた総切



1期 (東ノ丸東)



2期古 (本丸南西 申酉槽下)



2期新 (本丸南東 辰巳槽下)



3期 (玉泉院丸南 いもり堀縁)



4期 (二ノ丸南 極楽橋下)



5期 (二ノ丸北東 菱槽下)



6期 (二ノ丸東 五十間長屋下)



7期 (水ノ手門外 明番所下)

第4図 金沢城における各時期の石垣材

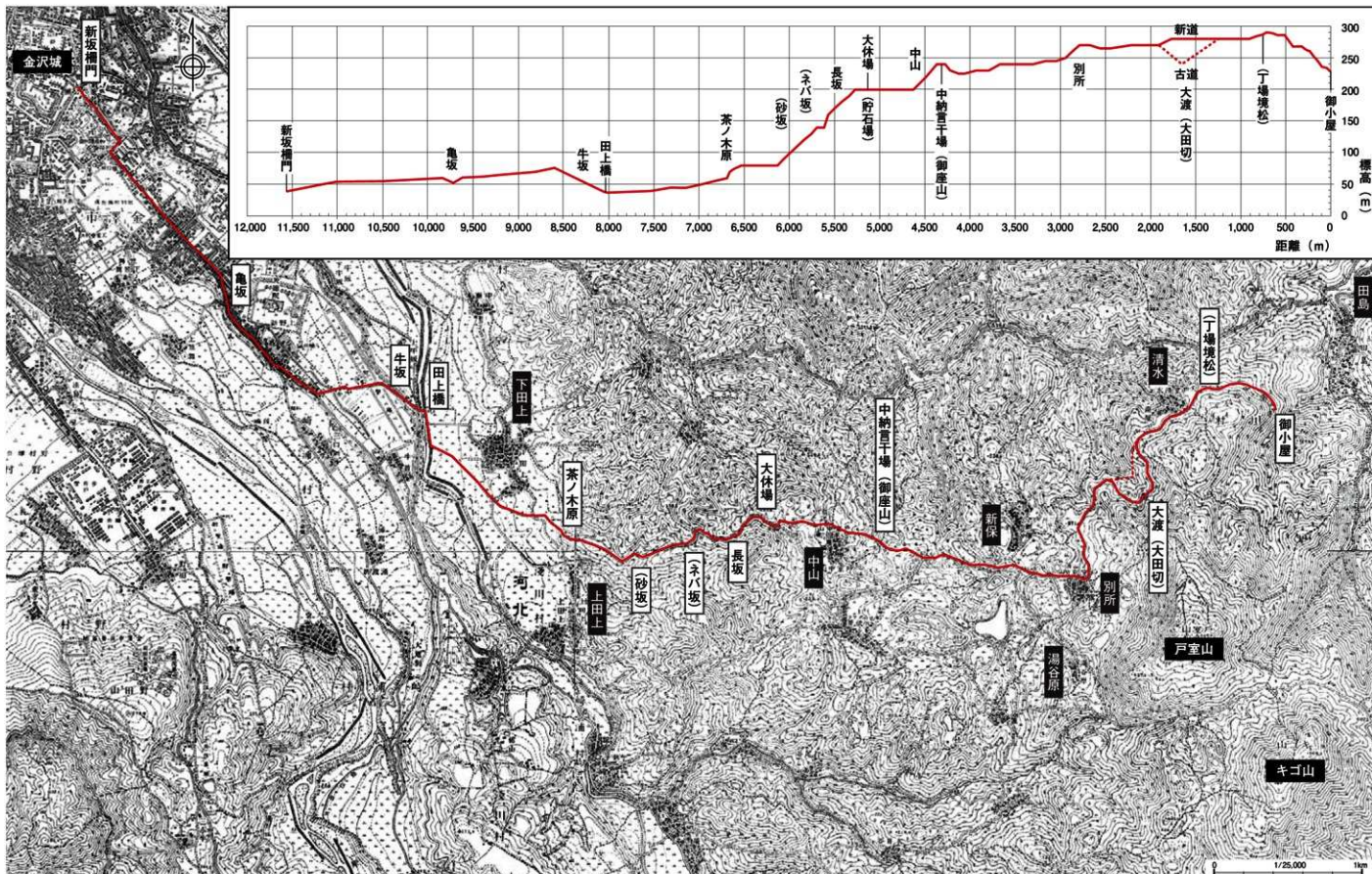
石造りの石垣が出現する。二ノ丸菱櫓から五十間長屋、橋爪門繞櫓までの御殿向き石垣、二ノ丸西面の数奇屋敷敷境の石垣下層が代表例である。この時期の切石積石垣の築石材は、面が方形ないし長方形で外周に接面を取り、控えも短く、全面ノミで仕上げた専用材を用いる。なお、石切丁場の制札は寛永9（1635）年には田島村へ場所を移して立てられた。

【金沢城石垣5期】粗加工石が普遍化し、石材の寸法形状の規格化や控え長の拡大、大型刻印の廃止、隅角部の縁取加工の意匠化等に特徴がある。年代的には寛文年間（1660年代）の城内再整備に伴う石垣普請である。粗加工石積みでは、二ノ丸北面、いもり堀鯉喉櫓台、薪ノ丸（北）、本丸小しのぎ下、切石積では土橋門（西）、玉泉院丸色紙短冊積石垣等が代表例となる。この時期の粗加工石は、「一」「二」等の漢数字を石面の一辺に寄せた位置に刻むが、薪ノ丸（北）や鯉喉櫓台など刻印の出現率が低く刻み方も弱い事例もある。石材は青戸室の比率が高まり、矢穴は大型のものが目立つ。面の加工痕には先端が食い込む深い溝状の工具痕が認められ、柄付きの尖頭型の鉄道具「ツル」を使った面調整が一般化したと推察される。5期の普請に伴う採石は、中山村の貯石場に約4,000個の石材を集めて、寛文13年頃に終息した。

【金沢城石垣6、7期】江戸後期の石垣修理のうち、18世紀後半が6期、18世紀末から19世紀前半が7期である。粗加工石積は、5期を継承した規格的な石材の布積みだが、石の左右を合わせて隙間の少ない密着した積みを好む。石加工では、矢底の整形を省略した断面三角形を呈する矢穴が6期から出現する（河北門）[金沢城調査研究所2011]。切石加工では、石面の外周を平刃工具で帯状に縁取る意匠が定着した。粗加工石積では二ノ丸五十間長屋下（6、7期）、玉泉院丸北西隅櫓台（7期）、切石積では本丸西面（6期）、二ノ丸西面上部（6期）、石川門（6期）、橋爪門繞櫓台（7期）、松坂門（7期）等が代表例である。

石引道と石材運搬 戸室石切丁場の理解にあたって城内石垣とともに重要な意味をもつのが石引道の存在である。自然素材としての岩石を土木建築等の資材として活用するにあたっては、原石の獲得にかかる手間と、石材を消費地まで運搬する手間が欠かせない。両者をいかに円滑かつ効率的に進めることができるかで、石垣普請の経費と工期に大きな影響が生じる。そのため、前田家は金沢東方の山間部に位置する戸室石切丁場から金沢城までの道のりを、石材運搬に適した石引道として整備した。加賀藩穴生職の後藤彦三郎が書き残した一連の記録[日本海文化研究室1976ほか]によれば、石引道に必要な要件は、十分な道幅と緩勾配である。金沢では「石釣り」で石を運んだ。「石釣り」とは、石材を芯棒に吊り下げ、その前後に横差棒を取り付けて、人足が2列ないし4列横隊で担いで運ぶ方式で、担ぎ手が横並びに広がって歩くため五間（約9m）の道幅を標準として、所々に「五」の刻字石を設置して道幅を表示していたらしい。江戸後期の宝暦12（1762）年には四輪の枠台車「地車」が考案され、これに乗せて石を引く方式に変わるが、それでも道幅は三間（5.4m）を要した。

明治前期に作図された地籍図を見ると、石引道の存在は一目瞭然である。網の目のように広がる山間細道の中を「石引往来」と注記された幅員の広い大型道が貫いている。その経路は、戸室北端の丁場境から西麓斜面を巻くように別所地内まで南下し、西へ折れて中山へ。そこから急坂を下って田上へ進み、浅野川を越えて小立野台地へ登坂、天徳院脇を經由して石引町の直線道路から城内に至る延長五千九百間（約10.7km）の道のりである。



第5図 戸室石引道の道程と高低



1 「清水村」古道(左)と新道(右)の分岐付近



2 通称「五間道」(清水町地内)



3 大渡の新道 (清水町地内)



4 道幅五間の名残を残す地割り(戸室別所地内)



5 左奥の山林が「中納言干場」(中山町地内)



6 長坂では谷斜面をトラバース(田上本町地内)



7 浅野川越に架かる田上橋 (田上町地内)



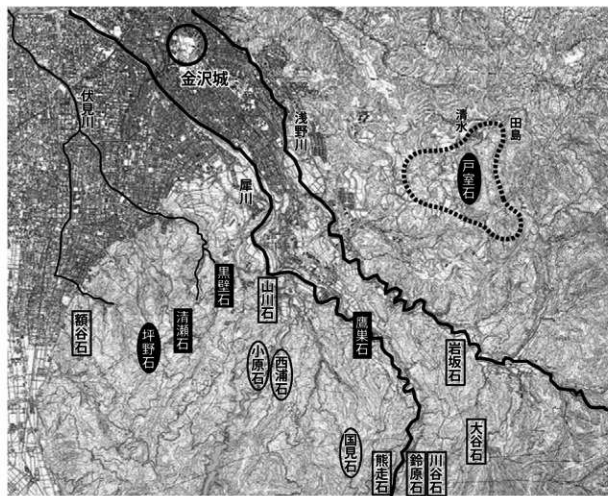
8 小立野台地の亀坂界隈 (小立野3丁目地内)

第6図 石引道の現況

金沢の石材産地と戸室石切丁場 最後に、戸室石以外の金沢の石材産地を概観しておきたい。第7図は「金沢の石切り調査」[金沢市1987]に収録された主な石材産地である。金沢の石材には、比較的硬質で強度のある「硬石」と軟質で加工に適した「軟石」がある。言うまでもなく硬石の代表格は戸室石で金沢城の石垣用材であるが、金沢南部に産する坪野石も近世初期から使用された硬石で、漆黒の色合いが珍重され金沢城玉泉院丸庭園の石垣や金沢の主な庭園の石造物等に使われた。岩石種は溶結凝灰岩で、産出域がごく小範囲に限られ（酒寄淳史氏教示）、三代藩主利常の頃（17世紀前半）、採掘が規制され御留石になったと伝えられる。他に小原石・西浦石（安山岩）、国見石（溶結凝灰岩）等、明治以降に石材として開発された硬石がある。

一方、軟石で近世に遡る産地は、犀川上流の鷹巣石、伏見川上流の清瀬石である。中でも鷹巣石は金沢を代表する軟石（火山礫凝灰岩）で、軽石の混入率が高く加工が容易で、板石・延石や石樋等、様々な加工材に用いられた。寛文12（1672）年の石切関連記事（『改作所旧記』）には、石材産地として「鷹巣山」、「清瀬山」、「鶴来興小原山」の3か所が記されている。この他、後藤彦三郎『戸室山初年号等留帳』では、江戸後期に「黒壁山」でも石造物等の素材を採掘していたと記す。いずれも御留石の扱いはされておらず、採掘の主体は民間にあったようだ。

このように、金沢の石材利用は、硬石と軟石を用途に応じて使い分けると共に、硬石は築城用材として前田家の規制下におかれ、軟石は村の特産物として民間で採掘・流通する石材であった。両者は採掘段階から性格を異にしていたのである。



(○は硬石、□は軟石、黒塗は近世から採掘、白塗は近代以降に開発)

国土院地理院の国土地理院2000年度調査「金沢」報告より加工

第7図 金沢の主な石材産地

[布尾2009]一部改

第2節 地質環境

1. 金沢の地質と戸室火山

金沢周辺の地質を第8図に示す。金沢の地形は、金沢城のすぐ西側を北北東-南南西に走る活断層（森本・富樫断層帯）を境にして、日本海側に広がる低地と内陸側の丘陵や山地におおよそ分けることができる。この地形区分は、地質にも対応している。

市街地が広がる低地では、海岸砂堆積物、沖積層、および扇状地堆積物などの未固結な地層が表層を覆っている。主に泥・砂・礫からなるこれらの地層は、その多くが約1万年前より新しい第四紀完新世の地層である。一方、内陸側の丘陵や山地には、低地よりも古い地層が露出している。倉ヶ岳の北方の低山地から医王山西側の丘陵にかけての地域は、新第三紀中新世中期～第四紀更新世の堆積岩によって主に構成されている。より内陸側の山地は、さらに古い新第三紀中新世前期の地層からなり、医王山から倉ヶ岳にかけての山地には流紋岩質火砕岩を主体とした地層が、その南側の山地には安山岩質の溶岩や火砕岩がそれぞれ分布している。また、金沢城を挟んで犀川と浅野川の2つの河川がほぼ並行して北西方向に流れており、その中流域では第四紀更新世後期に形成された河岸段丘が発達している。

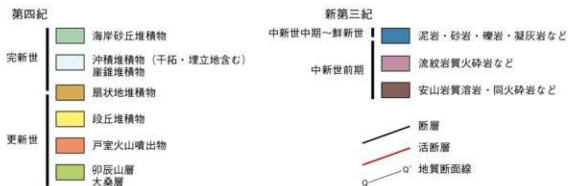
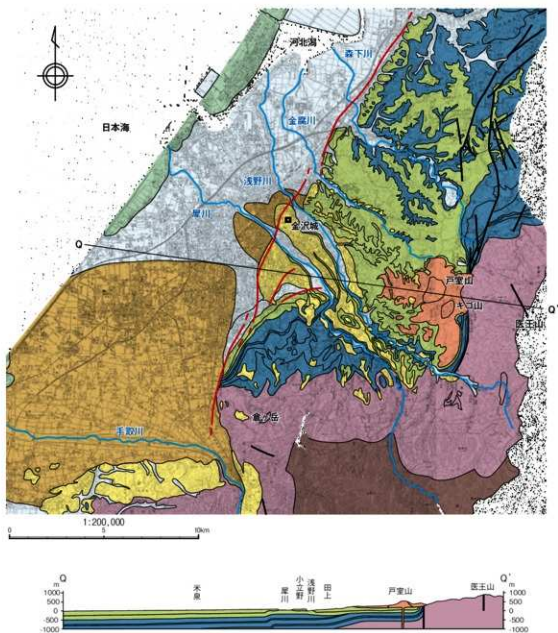
戸室石の供給元である第四紀の戸室火山は、医王山地の西側の麓、標高約250～400mの丘陵に位置する（第8図）。戸室火山の溶岩起源の岩塊が、戸室石である。戸室火山の他にも、内陸側に分布する新第三紀の地層の中には、溶岩、貫入岩、および溶結凝灰岩（高温の状態で堆積したために火山灰が互いに溶結し、自重によって圧縮されて生じた緻密な凝灰岩）など、石垣などに利用可能な岩石が多く存在する。しかし、これらの岩石は、市街地から離れた山地に分布するものがほとんどであり、また地殻変動によって傾斜した地層の一部として産するために、地表における露出面積はさほど広くない。それに対して戸室火山は、より市街地に近い丘陵に形成された新しい火山であり、その噴出物は厚い堆積物に覆われることなく、広い範囲で地盤表層を構成している（第8図の地質断面図を参照）。このように、戸室火山は、同じ岩質の石材を大量に入手するのに都合のよい地理的・地質的な条件を有している。

2. 戸室火山の成り立ちと変遷

戸室火山は、白山火山列の北端に位置する火山である。白山火山列は、45万年前より新しい火山が南北に並んだ小規模な火山列であり、南から毘沙門火山、両白丸山火山、白山火山（古白山火山と新白山火山からなる）¹¹⁾、加賀室火山、および戸室火山の5つの火山からなる（第10図）。このうち南端の毘沙門火山から加賀室火山までの4つの火山は南北約40kmの範囲に分布するが、加賀室火山とその北の戸室火山との間には直線距離で30kmほど火山のない地域が横たわる。火山の形成年代を詳しく検討すると、白山火山は約13万年前より新しい活火山であるのに対し、他の火山は約45万～25万年前に形成された火山であり、白山火山とそれ以外の火山の間には10万年以上の活動期間の隔たりが存在する。すなわち、南北にのびる火山列は白山火山に先立つ4火山の活動によってもたらされたものであり、戸室火山はこの時期に活動した火山の一つということになる。

第11図に戸室火山の地質を示す。戸室火山噴出物の大部分は、丘陵をつくる第四紀更新世の堆積層を覆って分布している。ただし、医王山に近い東部地域では、新第三紀中新世の凝灰岩などを覆っている箇所も見られる。後述するように、丘陵の起伏に富む地形は、戸室火山の活動様式や火山体の形状などに大きな影響を及ぼした。

戸室火山は、4つの溶岩ドーム（キゴ山、戸室山、スポーツセンター、および田島城跡の各溶岩ドーム）を有する火山である。溶岩ドームは、粘性の大きな溶岩が火口から盛り上がったドーム状の火山



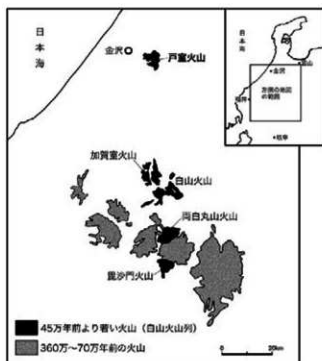
第8図 金沢周辺の地質略図および地質断面図

紺野義夫 (1993) の新版・石川県地質図 (縮尺 10 万分の 1) にもとづいて作成。凡例を簡略し、活断層を加筆した。



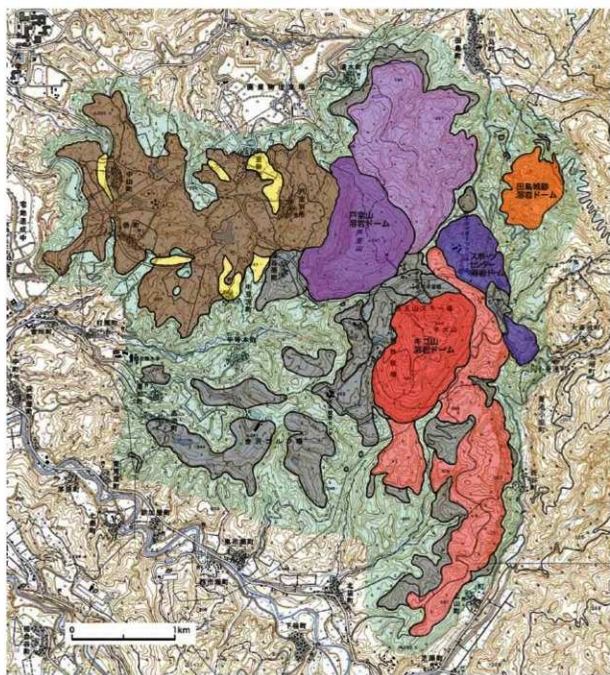
第9図 南西方向からみた戸室火山

戸室山（標高548m）とキゴ山（546m）は戸室火山の主要部を構成する火山体である。背後は医王山地であり、手前の河岸段丘がつくる平坦地には市街地が広がっている。



第10図 両白山地における火山の分布

火山の分布と年代は、棚瀬ほか（2007）にもとづく



第11図 戸室火山の地質図

火山体の麓に分布する火砕流堆積物、火山泥流堆積物、および小規模な崩落堆積物などは、火砕性堆積物として一括した。

体である。表面は破碎した岩塊に覆われ、より内部には連続的な溶岩もみられる（第12図）。また、キゴ山溶岩ドームと戸室山溶岩ドームは、それぞれ溶岩流をとまなっている。先の地質図では、各溶岩ドームとそれぞれに付随している溶岩流をあわせて4つの溶岩類に分類した。また、山麓には火砕流、火山泥流、および岩屑なだれなどの各堆積物もみられる。

戸室火山全体の火山体の体積は、約0.5km³と見積もられる。この値はほかの白山火山列の火山よりも1～2桁、日本列島の第四紀成層火山よりも1～3桁小さく、火山としては規模が小さいことを示している。戸室火山の4つの溶岩類のうち、キゴ山溶岩類と戸室山溶岩類は、ともに体積が約0.2km³と見積もられ、2つの体積をあわせると戸室火山全体の約8割を占める。ちなみに、長崎県・雲仙普賢岳の平成噴火（1990～1995年）では約0.2km³のマグマが噴出して溶岩ドームを形成した。噴出量の類似から、キゴ山溶岩類や戸室山溶岩類の形成時には、雲仙普賢岳の平成噴火とほぼ同じ規模の噴火が起きたと想像される。

各溶岩類を供給した火口は、現在、溶岩ドームに覆われて直接観察することはできない。しかしながら、溶岩ドーム頂部付近直下に噴出中心が存在したと推定されることから、直径約2kmの範囲内に4つの噴出中心が分散していたと考えられる。つまり、戸室火山では溶岩の噴出をとまなう噴火が起こるたびに新たな火口が出現し、独立した溶岩ドームが形成されたと解釈できる。繰り返し噴火する安定した火口をもたなかったことで、戸室火山は1つの火山体として成長することはなく、4つの独立した小型の火山体（前述の4つの溶岩類に対応する）から構成されることになった。

地形が平坦でない丘陵に形成された戸室火山では、溶岩ドームは必ずしも対称的な外形を示さない。例えば、田島城跡溶岩類は、北に向かって傾斜する斜面の中ほどで噴火が起こったため、溶岩の多くは火口の北側に堆積し、南北に非対称の形状をもつ溶岩ドームが形成された。また、戸室山溶岩ドームの場合、火山体の南側面が急峻な斜面を形成するのに対し、北～北東側面は傾斜角が15°前後の比較的ゆるやかな斜面を示し、その先では厚い溶岩流に移行している。これも基盤地形の影響を受けた結果と考えられる。

斜面に形成された溶岩ドームは、重力的に不安定な状態におかれるため、一般にドームの成長にとまなう斜面に張り出した先端部が崩落する可能性がきわめて高い。内部が冷え切っていない溶岩ドームの一部が崩落すると、高温のガスとさまざまな大きさの溶岩の破片がいっしょになって斜面を流下する火砕流が発生する。実際、戸室火山の溶岩ドームの麓やその周囲では、多量の火山灰と溶岩の破片からなる溶岩ドーム崩壊型の特徴を示す火砕流堆積物が時々確認されている。この型の火砕流堆積物は比較的小規模でかつ流水に浸食されやすいため、その大部分はすでに消失してしまったと考えられる。

キゴ山溶岩類では、溶岩ドームの北北東～南麓にかけて、複数の溶岩流が存在する。その中で最も規模の大きな溶岩流は厚さ約50mに達し、火砕流や火山泥流などとともに当時の谷地形に沿って約2kmほどの南方に流下している。戸室山溶岩類においても、溶岩ドームとの境界がやや不明瞭で

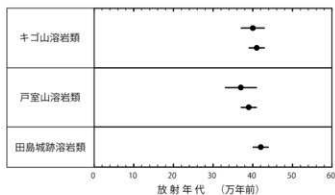


第12図 戸室山溶岩ドームの内部

写真の右下部分は、連続的な溶岩から構成されている。表層に近い左上部分では、溶岩の破碎が進み、多数の岩塊が生じている。

はあるが、溶岩ドームの北東～北麓に溶岩流が認められる。この溶岩流は厚さが50～100mと推定され、基盤地形が高まりをつくっている手前まで流れ下っている。どちらの溶岩流も、溶岩の粘性が大きい場合に生じる塊状溶岩の特徴を有する。塊状溶岩は、先に冷却固結した溶岩流表面が内部の未固結部の流動によって破碎を受け、緻密で連続的な内部とそれを覆う大きな岩塊の集合によって構成される。また、溶岩流の先端部では、中央の連続体が破碎して生じた岩塊が溶岩流の前面に堆積し、その上を溶岩流が前進するという過程が繰り返される。このようにして生成される岩塊の直径は、溶岩流が厚いほど大きくなる傾向が知られている。キゴ山南部や戸室山北部の溶岩流先端付近では、直径数mの岩塊が多数濃集しており、時に10m近い大きさの岩塊も存在する。

戸室火山が形成されたのは、今から約40万年前である。その根拠となる溶岩試料のK-Ar放射年代を第13図に示す。キゴ山、戸室山、および田島城跡の各溶岩類から得られた5つの試料の放射年代は、試料ごとの平均値が42万年～37万年前と5万年の範囲に納まる。測定値の誤差が2万～4万年であることを考慮すると、互いの新旧関係を識別できないほど各溶岩類の放射年代は接近している。現時点でスポーツセンター溶岩類の放射年代は得られていないが、戸室火山を構成する4つの溶岩類は、長く見積もっても数万年以内に噴出したと考えるとよいであろう。それは、一般に火山の規模と活動期間との間に正の相関があること、および平均的な規模の火山が数万年から数十万年程度の寿命をもつことを考え合わせると、小規模な戸室火山の噴火活動が数万年を超えて継続したとは考えにくいからである。



第13図 戸室火山溶岩試料の放射年代

酒寄ほか(2002)および未公表の石基K-Ar年代のうち、信頼性の高いデータ(非放射性起源⁴⁰Ar量が90%未満)を選んで図示した。1試料について2回測定を行っており、黒丸は平均値を、横棒は誤差をそれぞれ表す。

今から約1万8千年前、戸室山溶岩ドームの一部が崩壊し、岩屑なだれが発生した。岩屑なだれは、急峻な側面をもつ成層火山や溶岩ドームで起こる現象であり、噴火などの火山活動が引き金となって発生することが知られている。しかし、戸室山溶岩ドームの岩屑なだれは火山体形成から35年以上が経過しており、火山活動がきっかけで起こったとは考えにくい。大雨や非火山性の地震などの可能性が挙げられるが、引き金となった現象については不明である。第14図(a)は地形図にもとづいて描いた戸室山の立体図であり、溶岩ドームの西側部分が大きくえぐれていることがわかる。また、第14図(b)には、岩屑なだれが起こる前の戸室山を復元した立体図を示す。崩壊によって失われた火山体の体積は約0.016km³であり、溶岩ドーム全体積の10%以上に相当する部分が崩壊したと見積もられている[石渡ほか2001]。岩屑なだれは、細かく破碎されずに残った火山体の破片を含んだ状態で火山麓に堆積するため、その表面には流れ山と呼ばれる多数の小丘がつくられる(第15図)。戸室山溶岩ドームの火山体崩壊では、岩屑なだれは戸室山の西麓に流れ下り、市街地側の麓に大量の岩塊をもたらした(第11図を参照)。

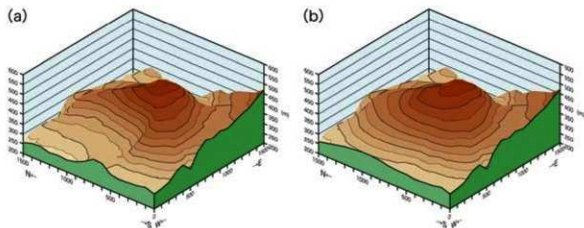
註

(1)これまで白山火山は、加賀室火山(活動年代は43～32万年前)、古白山火山(13～10万年前)、および新白山火山

(4万年前～現在)の3つの成層火山からなるものとされてきた〔長岡ほか1985〕。しかしながら筆者は、白山火山列全体の火山活動の変遷を考慮した場合、加賀室火山を白山火山とは別個の火山として扱うのが妥当であると考えており、ここではその解釈に従った。

引用文献

- 石渡 明・田崎和江・田崎耕市 2001「金沢市の戸室火山岩屑流堆積物の特徴とその中の木片の ^{14}C 年代」日本地質学会第108年学術大会(金沢)講演要旨、140
- 紺野義夫 1993『石川県地質誌 新版・石川県地質図(縮尺10万分の1)』321p、石川県
- 長岡正利・清水 智・山崎正男 1985「白山火山の地質と形成史」『石川県白山自然保護センター研究報告』12、9-24
- 酒寄淳史・林信太郎・梅田浩司 2002「石川県戸室火山のK-Ar年代」『日本火山学会講演予稿集』2002年度秋季大会、43
- 棚瀬充史・及川輝樹・二ノ宮 淳・林 信太郎・梅田浩司2006「K-Ar年代測定にもとづく両白山地の鮮新-更新世火山活動の時空分布」『火山』52、39-61



第14図 戸室山の立体地形図

(a) 現在の地形。(b) 岩屑なだれ発生前を復元した地形。石渡ほか(2001)は戸室山岩屑なだれ堆積物に含まれる木片の ^{14}C 年代を測定し、岩屑なだれが約1万8千年前に起こったことを明らかにした。



第15図 戸室山岩屑なだれ堆積物の流れ山

道路整備工事により流れ山の断面が露出。火山体を構成していた頃の堆積構造が破壊されずに保たれている様子が観察できる。

第3章 戸室石切丁場の概要

本章では、先に刊行した「戸室石切丁場確認調査報告書Ⅰ」に依拠して、戸室石切丁場の遺跡概要について、石切丁場の遺構構成、石材採掘坑の分類、地域区分と特色、採掘域の変遷等の観点から要点を述べる。

なお、戸室山北端部については、第4章でまとめて報告する。

第1節 遺構概要

1. 分布域

平成13(2001)年度からの分布調査で所在を確認した石切丁場跡は、その範囲が戸室山北部から西部及び南部、キコ山の西部及び北部、さらに戸室山西方の低丘陵地に至る東西約3.5km、南北約3.0km、面積約660haの広大な範囲に及んでいた。丁場跡としてのまとまりは大小含めて48か所、確認した採掘地点は計約1,500地点に達する。

これは、徳川幕府が諸大名を動員して築城した江戸城、名古屋城、大坂城を別格とすれば、規模の大きな部類に入るものであり、石材を包含する地層の広がりや基盤要因としつつも、金沢城の石垣普請が長期に及んだこととの関連が深い(表1、第16図)。

以下、石切丁場の遺構構成、代表的遺構としての採掘坑、分布域の細分、石切丁場の変遷の順で説明する。

2. 遺構の構成

戸室石の原石は、寸法の大小を問わず、岩塊から遊離して土中に埋もれた転石状態で包蔵されている。基本的な採掘方法は、地表に露出している転石露頭を採掘して原石を掘り出し、その過程で見つかった第2第3の転石が次の採掘対象となる。採掘地点には大小のクレータ状の窪地が残り、その形態は傾斜地では半円形や馬蹄形、平坦地では略円形ないし楕円形を呈する。掘削排土を下方に掻き出した傾斜地の採掘坑では排土山から坑底にかけて若干の平場を呈し、平坦地の採掘坑では周囲に低い土手状の盛土が形成されていた。採掘坑内外には、多くの場合、石垣材の原石としては不適当な小粒の自然礫や矢穴等の加工痕を残す石片が伴う。

ここであらためて分布調査で確認した石切丁場の遺構を列記すると、次のようになる。

- ① 土中の原石を掘り起こしたためにできた窪地(石材採掘土坑、採掘坑、採石坑)
- ② 窪地から掻き出された土砂の堆積(排土山)
- ③ 採掘坑の坑底から排土山頂部にかけて続く平坦面(平場)
- ④ 平場周辺に残る加工途中ないし完成した石材、加工に伴う剥片(矢穴、刻印等)
- ⑤ 掘り出された状態の原石
- ⑥ 排土山の裾付近に散在する石垣材として不適当な大きさの屑石群
- ⑦ 採掘坑から少し離れて造成された平場(石積等の付属施設が伴う場合あり)
- ⑧ 自然の転石露頭(刻印を刻む場合あり)
- ⑨ 搬出に関わる道跡と思しき溝状ないし柵状の遺構
- ⑩ これらの諸要素が、複合して一つの石材採掘地点を構成し、採掘地点が複数集まって、一つの石切丁場を形成した。

戸室石切丁場で最も普遍的な遺構は、①採掘に伴う窪地(採掘坑)で、②排土堆積や③平場、⑤原石や⑥屑石が伴うことが多い。一方、④矢穴痕を残す端材や加工途中の石材は、丁場の稼働時期

や作業内容あるいは保存状態によって、踏査段階での確認が難しい場合がある。しかし、たとえ加工材が見当たらずとも、①～③の遺構と掘削に伴う⑤や⑥の石が確認できる場合は、石材採掘坑となる可能性を検討する

3. 採掘坑の分類

戸室石切丁場の各種遺構のうち、踏査で確認できる普遍的な遺構である石材採掘坑は、その規模や共存する石垣材の特徴等から、以下の4類に大別できる。

A1類 平面3～4m前後、深さ1m未満の小型採掘坑で、複数の採掘坑が近接して営まれる傾向がある。礫の露出が少なく、矢穴痕をもつ石は現在のところ確認できていない。稀に金沢城石垣編年1期（16世紀末、文禄期頃）〔滝川2012〕の石垣材に類する自然石が散見する。

A2類 採掘坑の規模や群構成はA類と大差ないが、若干拡大する傾向にある。矢穴痕のある割石片が伴い、地点によっては分割途上で粉砕した母岩、未製品、原石等が残り、これらに小型の刻印を付す例が認められた。製品が残存する地点は限られるが、金沢城2期新（17世紀初め、慶長期後半頃）や、第3期（17世紀前半、元和頃）の石材を確認している。

B類 平面6～15m程度、深さ2～3m程度の中型採掘坑。周辺には石材製作の各工程を留める石材が残存することが多く、完成した石材は金沢城4期（17世紀前半、寛永期）の特徴と一致する。中には切石積石垣の築石材を含む場合もある。

C類 平面20m以上的大型採掘坑。中には平面30m深さ4～6mクラスの特大型採掘坑を含む。坑底の位置には、前庭から①ほぼ水平であるもの、②低く下がるもの、③地形に沿って登坂になるものがある。採掘坑の前方斜面には、掘削に伴う大小の排土山が積み重なり、頂部の平坦面が幾重にも折り重なって、ひな壇状のテラスが形成されることが多い。現地に残る加工材には、標準的な方形矢穴に加えて小型の三角形矢穴が伴い、凝灰岩の溝切技法に類似した断面箱型の溝を刻む材や、板石や延石の未成品等が散見される。

第2節 丁場跡の地域的特色

東西約3.5km、南北約3.0km、面積約660haと広域に分布する戸室石切丁場であるが、丁場跡の立地条件や、採掘坑及び残石の特徴等から、以下の4地域に大別することができる。

1. 地域Ⅰ（西部）

地域Ⅰは戸室山西方に広がる低丘陵地の西半部、現在の中山町と俵町地内の東西約1.0km、南北約1.8kmの範囲である。地質的には「戸室山岩屑なだれ堆積物」に区分され、戸室山の山体崩壊で岩屑なだれが堆積した区域の西半に該当する（第17図）。

石切丁場跡は北部に10か所、南部に2か所を確認しており、いずれも矢割石を伴わない小規模密集型の採掘坑群A1類で構成される丁場跡である。

このうち依ニカヤマノヤマ丁場跡（第16図No.40）では、計13基の採掘坑群のうち3基の発掘調査が埋蔵文化財センターによって実施された〔石川県教委・石川埋文2007〕。このうち13号土坑は径2.7m、深さ0.5mの不整形の浅い土坑で、内部から長軸80cm強の戸室石が地付き状態で検出されている。掘削排土の堆積層は流出したとみられ不明瞭であったが、坑底に残っていた戸室石は、採掘途中の原石であった可能性がある。

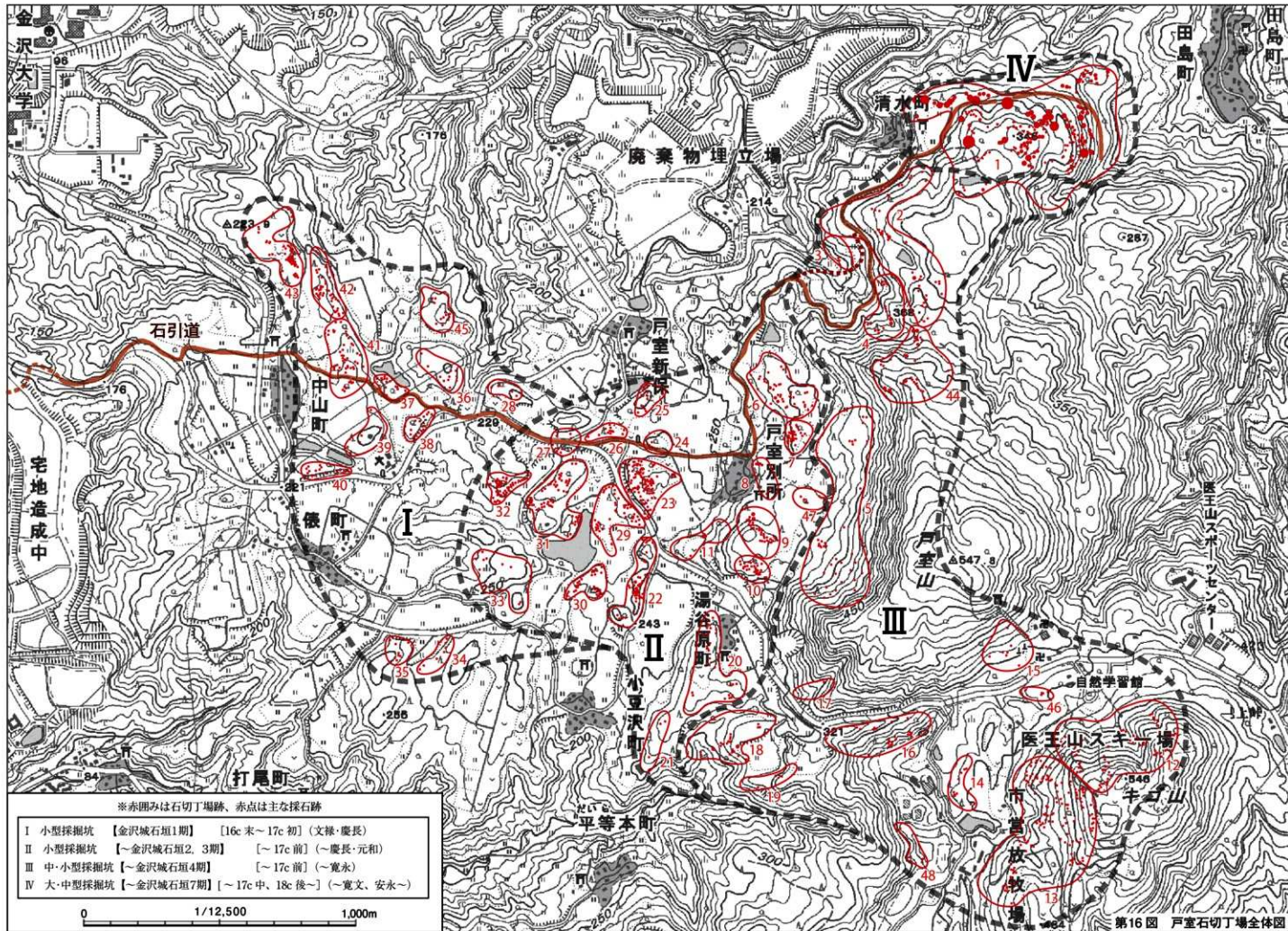
地域Ⅰの石切丁場跡は、矢穴痕に代表される加工痕跡を残す石片が僅少であることが大きな特色である。現状では確認例がなく、将来の調査で見つかる可能性を考慮したとしても、その数はごく限ら

表1 戸室石切丁場一覧表

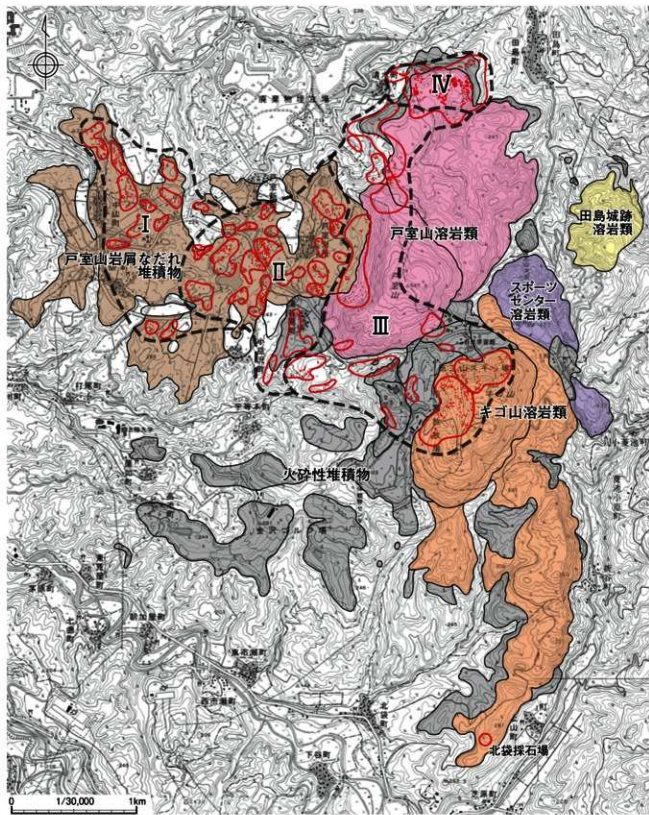
No.	名称	所在地	分布域	採掘跡	石垣石	矢穴石	刷印
1	田島清水地区丁場跡	金沢市田島町、清水町	Ⅳ	223	○	方、三角	○
2	清水大渡北丁場跡	金沢市清水町	Ⅲ	31		方、三角	○
3	新保タニ丁場跡	金沢市戸室新保	Ⅲ	3		方、三角	○
4	新保大渡丁場跡	金沢市戸室新保、清水町	Ⅲ	23	○	方、三角	○
5	別所戸室権現下丁場跡	金沢市戸室別所	Ⅲ	38	○	方、三角	○
6	別所オオヤマ丁場跡	金沢市戸室別所	Ⅱ	40		方、三角	
7	新保トビヤマ丁場跡	金沢市戸室新保	Ⅱ	28		方	
8	別所ミヤ丁場跡	金沢市戸室別所	Ⅱ	7			
9	別所コミヤ丁場跡	金沢市戸室別所	Ⅱ	33	○	方、三角	○
10	湯谷原オーヤマ丁場跡	金沢市湯谷原町	Ⅱ	30	○	方	○
11	別所コイト丁場跡	金沢市戸室別所	Ⅱ	2		方、三角	
12	キゴ山北シシガタン丁場跡	金沢市湯谷原町	Ⅲ	65		方	○
13	キゴ山西丁場跡	金沢市平等本町	Ⅲ	200	○	方	○
14	キゴ山西オクノタニ丁場跡	金沢市平等本町	Ⅲ	5		方	○
15	湯谷原オクノタン丁場跡	金沢市湯谷原町	Ⅲ	7	○	方	○
16	湯谷原グンドウ坂南丁場跡	金沢市平等本町	Ⅲ	23	○	方	○
17	湯谷原ワキンタン丁場跡	金沢市湯谷原町	Ⅲ	2		方	○
18	平等A丁場跡	金沢市平等本町	Ⅲ	22	○	方	○
19	平等B丁場跡	金沢市平等本町	Ⅲ	4		方	
20	湯谷原ドント丁場跡	金沢市湯谷原町	Ⅱ	30	○	方	○
21	小豆沢ムカイヤマ丁場跡	金沢市小豆沢町	Ⅲ	3			
22	小豆沢ナガヤマ丁場跡	金沢市小豆沢町	Ⅱ	42		方、三角	
23	別所ヤマナカ丁場跡	金沢市戸室別所	Ⅱ	108		方、三角	
24	別所タヨモン丁場跡	金沢市戸室別所	Ⅱ	4			
25	新保コヅツミ丁場跡	金沢市戸室新保	Ⅱ	15		方	
26	新保ハヤシノキ丁場跡	金沢市戸室新保	Ⅱ	12			
27	新保シンボツジ丁場跡	金沢市戸室新保、俣町	Ⅱ	7			
28	新保ローカ北丁場跡	金沢市戸室新保	Ⅰ	5			
29	俣大池北丁場跡	金沢市俣町	Ⅱ	43	○	方	○
30	俣大池南丁場跡	金沢市俣町	Ⅱ	32	○	方	○
31	俣テングヤマ丁場跡	金沢市俣町	Ⅱ	64		方	
32	俣スアラシ丁場跡	金沢市俣町	Ⅱ	49		方	
33	俣オオバヤシ丁場跡	金沢市俣町	Ⅱ	10		方	○
34	俣サンミョウ丁場跡	金沢市俣町	Ⅰ	7			
35	俣シンボグチ丁場跡	金沢市俣町	Ⅰ	8			
36	中山モクリザワ丁場跡	金沢市中山町	Ⅰ	11			
37	中山オーブウ丁場跡	金沢市中山町	Ⅰ	14			
38	俣オーゾ丁場跡	金沢市俣町	Ⅰ	16			
39	俣小学校裏山丁場跡	金沢市俣町	Ⅰ	10			
40	俣ニカヤマノヤマ丁場跡	金沢市俣町	Ⅰ	18			
41	中山城山丁場跡	金沢市中山町	Ⅰ	41			
42	中山ナガヤマ丁場跡	金沢市中山町	Ⅰ	66			
43	中山キタヤマ丁場跡	金沢市中山町	Ⅰ	35			
44	別所アンバ丁場跡	金沢市戸室別所	Ⅲ	28		方、三角	○
45	中山コーノス北丁場跡	金沢市中山町	Ⅱ	12			○
46	湯谷原オクノタン南丁場跡	金沢市湯谷原町	Ⅲ	5			
47	戸室別所アマイケ南丁場跡	金沢市戸室別所	Ⅱ	6		方	
48	キゴ山西コシハラ丁場跡	金沢市平等本町	Ⅲ	4	○	方	○

計

1491



第16図 戸室石切丁場全体図



第17図 戸室山周辺の地質と石切丁場の分布

地質図作成:酒香

上図には地質区分と丁場分布が整合しない箇所が数か所ある。その理由は、①谷筋に立地する石切丁場では土石流等で二次堆積した原石を採掘するため、当該地点の地質と必ずしも一致するとは限らないこと、②石切丁場が地表面観察で遺構を確認するのに対して、地質図は地層断面の観察に基づいて作成するものであり、崖面等で確認できた確実な範囲を示した図面であること、③さらには両者の相互検証が進行途上の段階にあること等による。

れるとみて間違いない。採掘坑群の現状は、多くの場合、自然埋没が進み浅く緩やかなクレーター状の窪地を呈し、前面に掘削排土の堆積による微妙な地形の起伏を伴い、径数十 cm 以下の小粒の礫（いわゆる屑石）が散在する一方、石垣石に足る大きさの原石が残置することは稀である。刻印は1例だけ確認している（第16図No.45）。

2. 地域Ⅱ（中央部）

地域Ⅱは戸室山西方低丘陵地の東半部、現在の戸室新保から戸室別所、湯谷原町、小豆沢町にかけての東西1.3km、南北1.5kmの範囲である。地質的には地域Ⅰ同様の「戸室山岩屑なだれ堆積物」の地層が大半で、南東城の一部が「火砕性堆積物」の地層となる。

確認した石切丁場跡は、計20か所を数え、A2類の採掘坑群からなる丁場跡が大半を占める。ただし、A1類採掘跡と区別のつかない一群を含む丁場跡や、C類採掘坑が少数混在する丁場跡が含まれることも留意しておきたい。

俵大池南丁場跡 発掘調査等が実施された丁場跡は2か所ある。一つは当研究所による第1次確認調査の一環として、平成16（2004）年度に詳細調査を実施した俵大池南丁場跡（第16図No.30）で、低い独立丘陵上に営まれた3群計32地点の採掘坑等からなる丁場跡のうち、A群8地点の現況測量と第1地点の発掘調査を行った【金沢城調査研究所2008】（第18図）。第1地点では、径6m、深さ1mの採掘坑内に、金沢城石垣編年2期新に比定しうる築石材、矢割加工の途中段階の未成品、大小の割石片が残存し、採掘坑の前面には掘削排土の堆積が認められた。第1地点以外にも矢穴痕のある割石片を伴う地点、未成品を残す地点、掘削途中の原石に刻印を付した地点等を確認している。

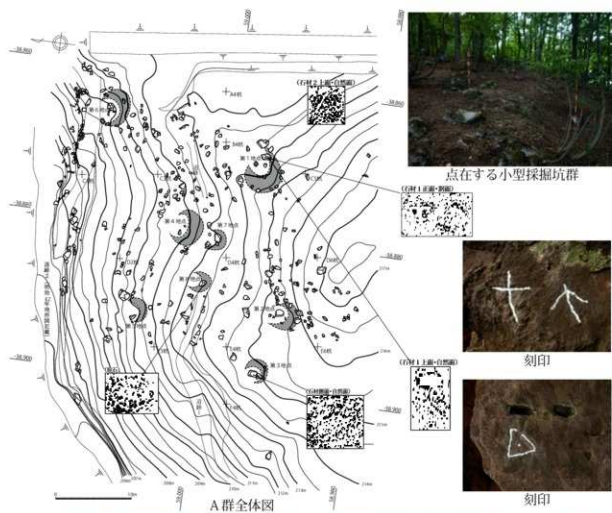
小豆沢ナガヤマ丁場跡 平成23（2011）年度には、俵大池南丁場跡に隣接する小豆沢ナガヤマ丁場跡で、農道整備に伴う土砂採取が計画され、金沢市教育委員会が記録保存目的の発掘調査を実施した【金沢市教委2012】。調査は近代以降に大規模な掘削・採掘が行われた1,400㎡を除く約2,000㎡を対象に行われ、数mクラスの小型採掘坑46基、中型採掘坑10基から、刻印を付した3点を含む多数の原石、矢穴を残す加工途中の石材や石片等を多数確認した。完成した石材こそ残っていなかったが、採掘坑の規模・形状や残石にみる石割り方法、原石刻印の存在等、近接する俵大池南丁場跡と遺構様相が酷似していることから、両者は同時期の普請に伴う丁場跡の可能性が高い。刻印種が重複しないことからすれば、それぞれ異なる石工集団が作業を行っていた丁場跡である可能性も考えられる。

両遺跡に限らず、地域Ⅱから産出する戸室石の原石は、長軸1～2m程度の比較的小振りのものが通例である。これは当地域の地層が、火山活動に伴う火砕性堆積物や、その後の山体崩壊に伴う岩屑なだれ堆積物で構成されていることに起因する。産出する岩石の大きさと金沢城の石垣材として必要な寸法形状を比較すると、1個の原石から得られた石材は、1ないし2個程度と推測して大過ない。小型の採掘坑から得られた原石も、1地点につき数個程度が精一杯であろう。1地点の採掘坑を掘り広げるより、付近に点在する手頃な原石を数多く手がけた方が、掘削土量は少なく済む。地域ⅡがA類の小規模密集型採掘坑群を主体とする理由は、当地域の地質条件を前提として、それに適合する合理性と手間をかけない効率的な採掘形態を指向した結果であると評価できる。

地域Ⅱの丁場跡の築石材は、俵大池南丁場跡の金沢城石垣編年2期新に相当する石材を典型とするが、一部の丁場跡（第16図No.9）では、金沢城石垣編年3期の築石材を伴う小型採掘坑が見つっており、採掘の時期幅を反映すると考えられる。

3. 地域Ⅲ（北部から南部）

地域Ⅲは戸室山北中部から南部及びキゴ山北西部まで、現在の戸室別所、湯谷原町、小豆沢町、平等本町にかけての東西0.5～1.7km、南北2.6kmの範囲である。地質的には、戸室山北中部から



第18図 俵大池南丁場跡

南部が戸室火山の溶岩ドームないし溶岩流の「戸室山溶岩類」、キゴ山周辺がキゴ山火山の溶岩ドームの「キゴ山溶岩類」と周囲の「火砕性堆積物」からなり、岩屑なだれ堆積物を主体とした地域Ⅰ及びⅡとは異なる地質環境にある。

確認した石切丁場跡は 15 か所で、採掘坑B類を中心とする石切丁場跡が典型である。

ただし、B類の中型採掘坑群中に大型採掘坑C類が重複する丁場跡が、人里に近い戸室山中西部の丁場跡で、しばしば認められ、A 2類と区別できない小規模採掘坑群を含む丁場跡も、戸室山中西部からキゴ山まで散見されるので、丁場跡の遺構実態は単純ではない。

キゴ山北西部の丁場跡 平成 15 (2003) 年に一部の詳細調査を実施したキゴ山西丁場跡は、キゴ山溶岩ドーム本体の西斜面、標高 430 m 付近から山頂に程近い標高 530 m 付近にかけての東西 400 m × 南北 600 m の範囲に、5 群計約 200 地点の採掘坑が分布する (第 19 図)。このうち緩い谷筋を通じて上下に連なる A 1～A 3 支群は、径 10 m 内外 × 深さ 2～3 m の半円形クレーター状を呈する典型的な B 類採掘坑を主体とした各 10 基程度の支群である。このうち斜面中腹に立地する A 2、A 3 群では、採掘坑内の平場周辺に、2 m 級の原石から完成品に至る各種の製作段階の石材が、作業当時の状態のまま残置していた。完成品の築石材の多くは、円内に三角形を配置するタイプ的大型刻印 (金沢城石垣編年 4 期) を刻み、中には切石積石垣特有の控えの短い方形基調の築石材も認められた。一方、山頂域の A 1 群では原石を掘り出す途中段階の採掘坑が点在するものの、石割り工程に進んだ原石が認められず、石加工に先立って原石の掘り出しを集中的に行う作業工程を留めていた。

A 1～3 の各支群は、製品と原石で施文手法に精粗があるものの、三角形基調の刻印を共通して採用しており、少なくとも最終段階においては同一の作業集団が営んでいた丁場跡である可能性が高い。石垣普請に伴う採石は、必要数を満たした段階で一斉に停止するものだとすれば、完成品や未成品を残したまま廃絶した採掘坑がある A 2、A 3 群は、同時併存していた丁場であり、これらに先行する作業段階で廃絶した A 1 群も、これらと同時に作業が行われていた可能性がある。

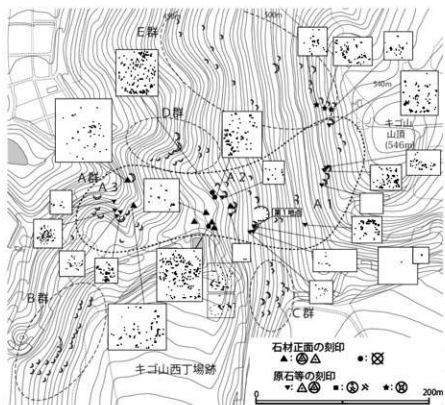
また、A 群の北側に位置する E 群は円形基調の刻印を伴う一群であるが、両群の分布域が近接する山頂域には、境界域を明示するかのように、一か所に双方の刻印を並べて刻む転石を連続的に 3 石配置した興味深い場所がある。E 群の詳細は今後の調査に期するところが多いが、このような現象がみられることは、両群の丁場が同時併存で稼働していたことを示唆する。

山裾に位置するオクノタニ丁場跡も、キゴ山一帯の石切丁場の最終段階に稼働していた場所である。発掘調査の結果、採掘坑内の平場に分割途中の石材 11 点が 3 群に分かれて並置する状態を確認し、それらの接合関係から、石材を成形する石割り工程を復元した (第 20 図)。

一方、A 2、A 3 群の採掘坑には、未成品や完成品あるいは原石を残さず、矢穴痕を伴う割破材や屑石のみを散在させる採掘坑が存在しており、丁場の廃絶時には既に採掘を終えていた採掘地点と考えられる。未成品や完成品を残す稼働中の採掘坑と既に役目を終えていた採掘坑は、採掘作業中に地点を移動したのか、中断をはさみ断続的な採掘の結果として生じた新古であるのかは、発掘調査で検討すべき部類の課題だが、刻印を手掛かりにすると次のような見通しが得られる。

A 2 群に残されていた完成品の石材の刻印は、先に述べたように三角形基調の大型刻印を主体として、これとは異なる別種的大型刻印 (丸に×) を付す石材が数石存在した。刻印の違いを除けば石加工の特徴は共通しており、共に金沢城石垣編年 4 期 (寛永期) の石材である。この種の刻印は、製作途中の未成品や原石には確認できず、そこには三角形刻印が統一的に用いられていた。

したがって、丁場の廃絶時に当地で作業を行っていた集団は三角形刻印を使用していたことは確実であるから、少数の製品に限って別種刻印が付されている現象は、同一丁場内の稼働中に何らかの理由で別種刻印を使い分けられたか、さもなければ両者の作業主体に変更が生じた結果と考えられる。稼働中の石切丁場においては、採石を担う集団ごとに特定の図形を使用するのが原則であるならば、後者



採掘坑と刻印の分布



原石の刻印



完成品の刻印

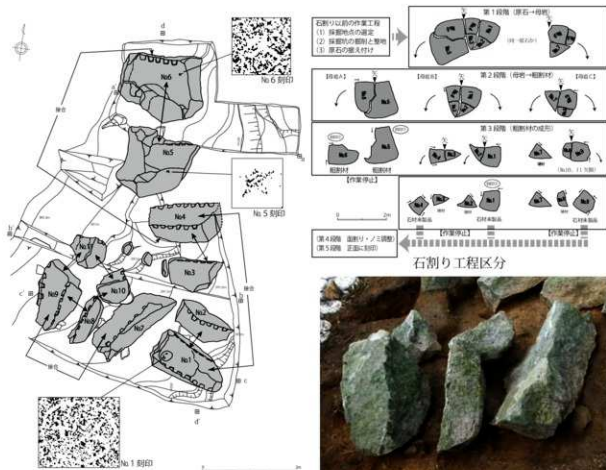


完成品の刻印

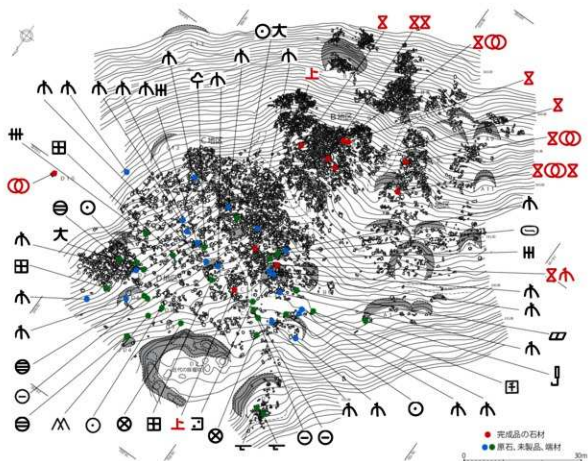


A 2 群 第 1 地点

第 19 図 キゴ山西丁場跡



第20図 キゴ山西オクノタニ丁場跡 第1地点



採掘坑と刻印の分布



B地区 採掘坑と転石群

第 21 図 別所戸室権現下丁場跡 トイタビラ地区

の可能性がより高いことになろう。採掘坑周辺の残石の違いも、この点を加味して検討を深める必要がある。

ところで、キゴ山西丁場の形成過程を検討する上で見逃せないのが、小規模採掘坑A類の20基からなるB支群である。ここでは採掘坑周辺に屑石は散在するものの完成品や未成品は残しておらず、矢穴を残す石片も確認できない。微地形の起伏を見ると採掘坑の埋没程度もA2群に比べて進んでいるように見える。

こうした遺構状態は、先にふれた地域ⅠないしⅡの丁場跡と大変類似していると言わざるを得ない。ほかにもC群は同様の特徴をもつ支群であり、A群、D群、E群としてまとめた支群中にも、場所によっては類似の小型坑のまとまりを認めることができる。これらの評価は今後の詳細調査を経る必要があることはもちろんであるが、C群をはじめとするキゴ山西丁場跡における小型採掘坑A類は、その形成が地域Ⅰ、Ⅱと同時期かどうかの確認はまだないとしても、A2、A3群に典型的な最終段階の採掘坑群とは明らかに異なる様相を示しており、少なくともキゴ山西丁場の一部は、寛永期の石垣普請以前にも採石がおこなわれていた可能性があることを強調しておきたい。

戸室山西部の丁場跡 戸室山城の石切丁場としては、平成17,18(2005,6)年に詳細調査を実施した別所戸室権現下丁場跡が代表的な事例である(第21図)。

丁場跡は標高547.8mの戸室山山頂の一角にある戸室権現社の直下に位置する。付近一帯は約18,000年前の戸室火山西斜面の山体崩壊によって形成された高低差約200mの急崖の裾にあたり、崩壊で剥き出しになった溶岩ドームの内部が、風化で破碎し大小の岩塊となって崖下に落下したため、膨大な量の転石が堆積した。土被りが比較的薄く、岩塊が地表付近に高密度で堆積している当地の産状は、原石採取に伴う土工の手間を省くことができる点で、石切丁場としての利用に好都合であったと考えられる。

トイタピラ地区は、南北約700mに広がる戸室権現下丁場跡の南端にあたり、南北240m、東西160m、標高320～380mにかけての範囲に、8支群約40地点の石材採掘跡が分布する。このうち詳細調査を実施したA～D群は、標高330～370m地点に位置し、膨大な転石群が特徴的な丁場跡である。

地区内には、道跡と思われる3本の空白地を境界として、4地区が縦割りに並ぶ。このうち、石垣石の完成品は、A、B、D地区の、共に標高350mを前後する標高域付近に残されており、概ねこの付近が当丁場の最終段階の採掘域であったようだ。石加工の特徴は金沢城石垣編年4期(寛永期)に属するものである。製品に刻まれた刻印種は、AとB、CとDで共有関係があることから、二つの集団が領域を分けて作業していたのであろう。石材採掘跡は、これより標高の低い場所や高い場所にも認められるが、残されている加工材は欠損した石垣石や矢穴を残す屑石に限られるので、より先行して営まれた採掘域と考えられる。これらはキゴ山西丁場跡と類似する様相と言える。

一方、C地区からD地区の一部にかけての転石群は、石垣石と共に礎石と思しき加工材や、刻印を付す原石の残片等が雑然と混在し、あたかも残石処分場の様相を呈していた。刻印の種類や量が多い割に、上記3地区の石垣石とは異なる刻印、おそらく先行する採石時の破損品や加工途中の屑石を集めて整理したものであろう。

4. 地域Ⅳ(北端部)

地域Ⅳは戸室山の北端部、現在の田島町を中心に清水町の一部を含む東西800m、南北400m程の範囲である。地質的には戸室火山の活動に伴って北流した溶岩の先端部にあたるため、他所に比べて多数の大型の岩塊を濃密に包含する地層からなる(第2章参照)。

石切丁場の詳細は次章以降で詳しく説明するが、地域的な特色の要点は次の5点である。

- ① 金沢城に至る石引道の起点に位置すること

- ② 産出する岩塊が一般的に大きく、青戸室の丁場を含むこと
- ③ 採掘規模が大きく、特大の採掘坑や密集する中型坑群が存在すること
- ④ その一方、小型採掘坑の小群も存在すること
- ⑤ 「戸室山御丁場」の中核部で文献記録が豊富であること

第3節 採掘域の変遷

1. 時期比定の方法と留意点

戸室石切丁場の所属時期は、現地に残る石垣材と金沢城石垣との対比から導いている。現在、金沢城の石垣は築城初期から廃城までを7期8小期に区分しており〔滝川2012〕、それぞれ石垣の規模形状や意匠等に特色があると同時に、石垣を構成する個々の石材にも形状や加工技法、刻印の種類や施工方法等に時期的な特徴があることがわかっている。金沢城の場合、切石積み目の石垣を除けば、石材の成形・調整・施工等の加工は、石切丁場で完了させることが原則であるため、丁場に残る加工を終えた完成品の石材と金沢城石垣の石材とを直接的に対比することが可能である。

ただ実際には、完成品の石材が残る石切丁場は一部にすぎず、丁場内でもこれを伴う採掘坑は限られ、すべての採掘坑が同一時期の所産とも限らない。そのため残石から時期が特定できる採掘坑を典型例として、これと規模・形状や群構成、屑石の特徴等の遺構特性が類似する採掘坑は、概ね同時期の所産と考えて石切丁場の時期を推定している。個々の丁場の時期比定は今後の調査で検証が必要であるし、その結果によっては、変更が生じる余地があることは言うまでもない。

石切丁場の時期比定でもう一つ留意を要することは、加工の途中状態や完成品の石材が当時の作業状態を留めて採掘坑内に残されている場合は、その石材は丁場跡の廃絶時期を示すと考えられることである。先にも述べたとおりキゴ山西丁場跡には寛永期の石材が良好な状態で数多く残されているが、これは同丁場での採石が寛永期で途絶したからであり、もし次代の普請時に再び採石が行われていたとしたら、寛永石は搬出されるか再加工され、採掘坑内に旧状のまま残置することはなかったであろう。後代の採掘はキゴ山西以外の場所で行われたから、廃絶時点の作業状態で今日に至ったのである。したがって、石切丁場分布の時期的なままとまりは、それが当時の採掘域の中心であることを示すものでなく、次代の採掘域から外れた区域を示している。

以上を前提として、石切丁場の変遷に関する見通しは以下のとおりである（第22、23図）。

なお、第6章では文献史料に基づいて石切丁場の歴史と石引道の管理について詳述しているので、併せて参照していただきたい。

2. 採掘の開始

戸室石の石材利用の契機は、金沢城の築城にあることは繰り返すまでもない。中世段階でも河川転石を素材とした小型品であれば戸室石製の製品がないとは言えないが、大規模かつ膨大な戸室石の利用は、金沢城の石垣普請が最初である。戸室石切丁場の成立も金沢城における本格的な石垣普請の着手と軌を一にするものとみてよい。

金沢城石垣編年1期の石垣は、文禄元（1592）年に始まるとされる自然石積石垣で、築石に自然石が多い傾向は2期古段階（慶長初期）まで継続した。自然石のまま城内へ運び込む以上、採石地に割屑石や加工途中の石材が残ることはなく、採掘に伴う窪地や採掘の過程で掻き出された排土、石垣に不適当な小礫等を残すに止まると予想される。これに該当する丁場跡の分布範囲が地域Ⅰであった。

ただし、このことは1期の採掘範囲が地域Ⅰに限られることを意味するものではない。採石可能な場所は、耕地化されていない荒蕪地や山林で、搬出が容易であることも条件の一つとすれば、寸法形

状に一定の制限のある石垣用の自然石を大量調達するためには、採取地が広範囲に及んだであろうことは容易に想定されるし、事実、地域ⅡやⅢに属する石切丁場でも、同様の特徴を有する採掘坑が確認できるからである。例えば戸室権現下トイタビラ地区のような、膨大な転石が得られる戸室山西部地域は、自然石の採取にうってつけの場所であろう。

したがって、金沢城初期の石切丁場は、地域Ⅰを含む戸室山西麓一帯で、少なくとも地域Ⅱの一部を含む範囲とするのが妥当である。

3. 慶長から元和期

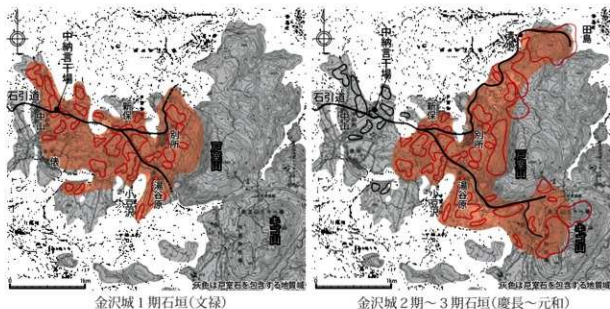
金沢城石垣編年の2期（慶長期）から3期（元和期）に属する石垣石を伴う丁場跡の分布域が地域Ⅱである。前述のとおり、当該期の採掘範囲が地域Ⅱに限定することを意味するものではなく、慶長～元和期に開発された丁場であっても、その時点で廃絶することなく寛永期にも利用された形跡がある丁場跡は、地域ⅢないしⅣに含めているから、地域Ⅱは慶長後半～元和期の採掘域のうちの中部ないし西部にあたるかと考えてよい。

石切丁場分布域の南東端に位置するキゴ山西丁場跡では、割屑石を伴わない小規模採掘坑からなる一群（B、C群）が見つかっており、寛永期の採掘に先行して営まれた可能性があった。また、丁場分布域の北端にあたる田島・清水地区でも、次章で説明のとおり、尾根部に原石刻印や方形矢穴の割石を伴う小規模採掘坑からなる一群（F、L、M、N群）が認められ、地域Ⅱの丁場跡に近い様相が認められた。

したがって、石切丁場跡の遺構様相から見ると、遅くとも慶長後半から元和期の石垣普請の段階には、採石域が南端のキゴ山から北端の田島地区までを含む戸室石切丁場の全域に及んでいたと考えられる。

この場合、併せて石材を運ぶ石引道も何らかの形で整備が加えられたと考えるべきであろう。石引道の経路には、戸室山の西麓を北から南下する田島ルート他に、キゴ山から戸室山南麓の「ぐんどう坂」を降りて西進するキゴ山ルートが想定できる。両者は中山に至る手前で合流し、藩主臨檢の場と伝える「中納言干場（御座山）」と称する小峠を越えて金沢へ向かうことになる。

なお、慶長7（1602）年と18（1613）年には、中山村に採石時の狼藉を戒める高札が立てられた。



第22図 採掘域の変遷(1)

4. 寛永期

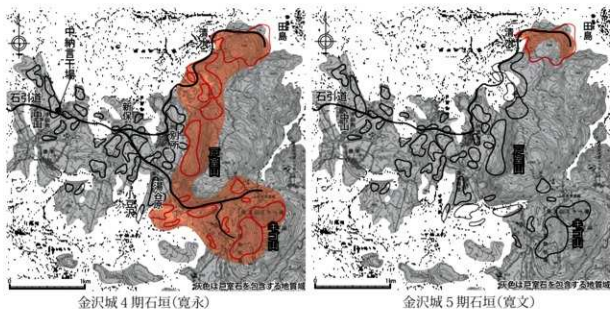
金沢城石垣編年4期は、寛永8（1631）年の本丸火災後の城内再整備に伴う本丸・二ノ丸ほかの普請で築造された石垣である。4期の石垣材は大型で刻みの深い刻印が特徴的で、石切丁場ではキゴ山から戸室山北端にかけての各所で確認することができる。地域Ⅲは、寛永期以後に採掘が継続した戸室山北部を除いた範囲を示しているから、寛永期の実際の石切丁場の分布域は戸室山北部を含む範囲と考えてよい。

丁場分布の東限に大きな変化はなく、慶長後半から元和期の範囲を踏襲するが、戸室山西方低丘陵地が主要採掘域から外れて、もっぱら戸室山、キゴ山の本山域が採掘域となることで、採掘域の範囲は縮小した。戸室山北部の丁場開発がどの程度進行していたかは、その後も採掘が継続した地域であるため遺構に残る寛永期の情報は限られるが、「鍋割大石」の例から田島地区最奥の水丁場まで進出していたこと、そこでは5m超の巨石を原石に利用していることがわかる。戸室火山溶岩流の先端にあたる田島地区は大きな岩塊を生じやすい地質的な特徴にあり、かつ岩石強度の高い青戸室が定量産出する場所である。これら質の良い巨石を求め、相当に大規模で本格的な採石が行われていたであろうことは想像に難くない。寛永9年に制札が田島村に下されたことも、寛永期採掘における田島地区の比重の大きさを物語る。

5. 万治・寛文期

さて、寛永期の採石作業の様子をリアルに留めた丁場跡の分布が、キゴ山北西部から戸室山の南部、西部、北部（北端を除く）の地域に及ぶことは、これらの場所が次期の採掘稼働期に採掘対象域から除外されていたことを反映している。

金沢城石垣編年5期は、寛文2（1662）年の普請許可に対応する本丸・二ノ丸・薪ノ丸・いもり堀等からなる城内各所の修理石垣が該当する。修理とはいえ、石材の大部分は新たに切り出した新材を利用して築き直す大規模な石垣普請であった。石材の調達は万治年間始まり、寛文2（1662）年には、以前より狭くなっていた石引道を拡幅して、石材輸送の本格化に備えている。寛文8（1668）年の二ノ丸北石垣の修築で城内の大規模普請がひと段落した後も、将来の修理に備えた石材備蓄を目的に丁場での採石は続いた。できあがった石材は金沢城への中継地となる中山村まで運び、貯石場に



第23図 採掘域の変遷(2)

約4,000個の石材を確保して作業が終了した。

貯石場の位置について、後藤彦三郎は以下のように書き留めている（『戸室山初年号等留帳』）。「城山之内採、石取候跡、年限立候者、小松等出来可仕、道脇等ハ不残島ニ可相成候（中略）四千石計之御石置所ハ莫大之空地二候」、「城山ハ中山大休場共云」。つまり、貯石場は城山（別名で中山大休場）に位置するのである。当地は中山の西端で、この先、石引道は急斜面を下り浅野川へ向かうことになるから、高原地帯の最先端まで引き出して備蓄していたことになる。

5期石垣の石材は、方形面と長大な控えをもつ規格的な粗加工石、大型の矢穴、ツルを併用した調整加工、大型合紋系刻印から小型漢数字刻印への転換、青戸室の増加傾向等に特徴があるが、現在のところ、石切丁場では確実な5期石材を確認できておらず、残石を手掛かりにした採石域の特定は難しい。万治寛文期の文献にも「戸室山」のどこで採石したのかは記されていない。しかし、地域Ⅲが寛永の採石後に再稼働した形跡がないことからすれば、万治・寛文期の採石地として残るのは戸室山北部の地域Ⅳに限られる。5期石垣における青戸室の多用や大型矢穴から類推される巨石利用も、田島地区の丁場の特性と合致する。

6. 採石域の変遷

このように戸室石切丁場では、16世紀末からの約80年間、石垣1期（天正～文禄期）、2期古（慶長前期）、2期新（慶長後期）、3期（元和期）、4期（寛永期）、5期（寛文期）と計6次の大規模な石垣普請に対応して、その都度求めに応じた仕様（寸法、形状、加工等）の石材を調達するため、丁場を開いて採石し道を直して城に運ぶ一連の過程を断続的に繰り返していたが、寛文年間をもって約100年間の長期休止に至った。

この閉山期間を境にそれ以前を戸室石切丁場の前期として、その間に金沢城で行われた計6次の石垣普請に伴う採石域の変遷をまとめると、次の4段階となる。

第1段階 金沢城石垣1期（文禄）

戸室山西麓から西方低丘陵地の俵・中山地区にかけての範囲。戸室山岩屑なだれ堆積物や火砕性堆積物等の地層から、必要な寸法形状の転石を原石のまま採取した。地域Ⅰに丁場跡が残る。

第2段階 金沢城石垣2期古～3期（慶長古～元和）

前段階の採石域のうち、地域Ⅰを除きキゴ山から戸室山北部を含む範囲。岩屑なだれ堆積物の地質に加えてキゴ山や戸室山の本山域を含む広範囲に採石域が広がる。中小の原石に若干の成形と調整を加えて石材を製作。地域Ⅱに丁場跡が残る。

第3段階 金沢城4期石垣（寛永）

前段階の採石域のうち、地域Ⅱを除く範囲。戸室山・キゴ山の本山域にあたり、中でも戸室山北端での採掘規模が拡大する。大型の原石に数工程の石割り成形と調整を加えて、石材を製作。地域Ⅲに丁場跡が残る。

第4段階 金沢城5期石垣（万治・寛文）

戸室山北端の田島・清水地区へ石切丁場の集約統合が図られ、藩直営の「戸室山御丁場」が成立する。

戸室石切丁場は、18世紀後半に採石を再開するが、丁場の場所は移動しなかった。再開後の戸室山御丁場の構造については第4章第1節、作業内容については第6章第3節でふれる。

第4章 戸室山北部の遺構調査

第1節 戸室山北部の概要

1. 位置と環境

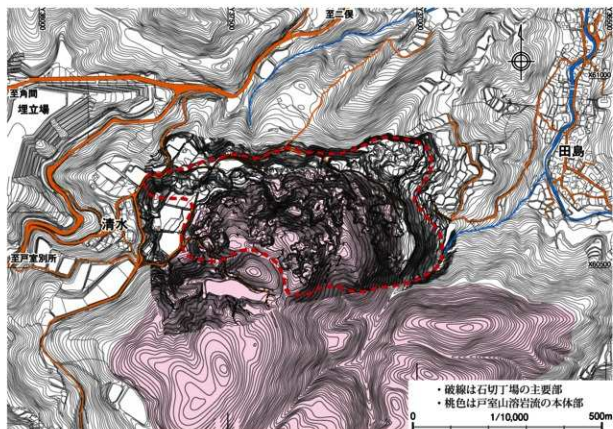
戸室山の北端を占める金沢市田島町から清水町の一部にかけての山城は、約660haと広大な範囲に広がる戸室石切丁場の北端に位置する(第16、24図)。金沢城からは、東南東へ直線距離で約8.5km、道程にして約11kmの距離があり、標高では金沢城の石川門が約40mに対して、北部の田島・清水地区の丁場は約220～340mの標高域に位置している。

戸室山は、現在の山頂付近を中心とする東西約1.0km、南北1.4kmの山城が火山本体の溶岩ドームにあたり、北部域は、この溶岩ドームの火口から溶岩流が噴出して形成された山城である(第17図)。溶岩流は厚さ50～100mの粘性の高い塊状の溶岩で、その先端部では、冷え固まった溶岩が背後から迫る高温で流動的な溶岩流に押されて崩壊し、多数の巨大な岩塊を生み出した。戸室山北部で産出する戸室石が他所に比べてとりわけ大きく濃密であるのは、溶岩流の先端に位置するためである(第2章第2節参照)。石切丁場の主要部は、この溶岩流の先端を取り巻くように分布している。

2. 土地利用の変遷概要

石切丁場の様相を詳述する前に、戸室山北部の土地利用や地割りが近代以降どのように変化してきたか、地形図と航空写真から概観しておきたい。

明治期の戸室山周辺の詳細な地形図には、明治42(1909)年に大日本帝国陸地測量部が測図した正式二万分一地形図の「二俣」がある(第26図上)。



第24図 戸室石切丁場北部地域の位置



北からみた戸室山北部

正面の斜面上方が北地区B群付近



東からみた戸室山北部

正面左上が東地区「烏帽子石」付近
右手が「御小屋」推定地の平地

第25図 戸室山北部の遠景

この図面の道路は、二俣から角間へ至る経路が実線二本で描かれており、金沢への主要幹線道として機能していたことがわかる。この道はかつて細道であったものを明治30年代に県費補助で二間幅に拡幅したもので、それ以後は田島から金沢に至る最短ルートとして石材運搬にも使われていた(戸室石切丁場編年史料選【69】)。一方、かつての石引道は、実線と破線の組み合わせで表現された準幹線の扱いです。石引道の経路は江戸期以来の道筋を踏襲して清水集落の背後の山裾を進むが、本来は田島の石切丁場に至るはずの道筋は表現されておらず、手前で坂を下って二俣集落へ向うルートに変わっている。これは、集落間を結ぶ現道を重視して測図したためではあるが、石切丁場から金沢への石材運搬が、清水別所・中山を経由する旧石引道ルートから、幹線道を馬車に乗せて角間経由で金沢方面へ向かう最短ルートに変化したことの反映でもある(第3節参照)。

水田は狭小な谷水田で、丘陵部は、田島集落に近い場所に桑畑やおそらく畠地と思われる空白地があるほかは、広葉樹または針葉樹の林地である。

この林地域に採石場を示す記号が11か所付されている。現況図と重ね合わせると、東向き4か所は東地区A群、北向き5か所のうち東寄り2か所は北地区B群、西寄りの3か所が北西地区K群、集落東側の2か所のうち標高の高い方が西地区E群に合致する。これらの場所は、明治40年代に稼働していたか、もしくは実際には稼働していかなくとも石切丁場として認知された場所となる。大正初年の戸室石材株式会社の説明書(同前史料選【69】)には、現地を見るため山にのぼったところ「深穴」、「釜小屋」、「立石」の三地点を見るに過ぎなかったとの記述があり、これは北地区B群、東地区A群を指している。中央地区と南地区には採石場の記号がない。

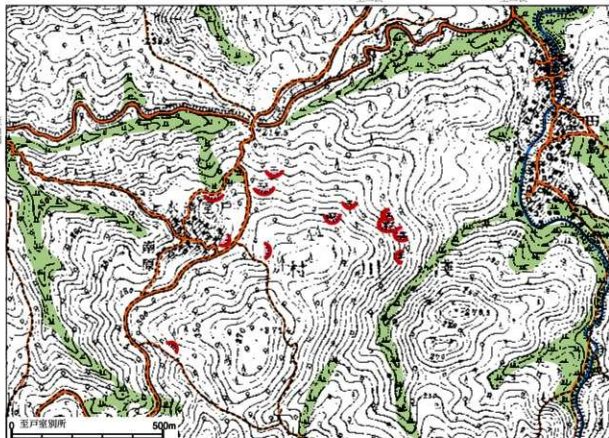
次いで、昭和5(1930)年測図の二万五千分の一地形図「金沢」、「福光」(第26図下)では、いくつかの変化が現れる。まず石引道は清水集落以北の山沿いルートが表現されず、集落内を通過して角間・二俣間の県道に至る道筋が変わる。石引道北部の山沿いルートは集落道としては廃道の扱いです。耕地は田島地区東方の丘陵地が開田された。現在、東地区のガメ石(鍋割大石)の高みを走る用水路からの引水であろう。石切場は基本的に明治42年図の地点を継承しており、新たな丁場の開発はみられない。

戦後の様子は、①昭和22(1947)年に米軍が撮影した航空写真(第28図上)、②昭和37(1962)年の国土地理院による航空写真(第28図下)、③昭和42(1967)年の二万五千分の一地形図(第27図上)、④昭和43(1968)年の航空写真(第29図上)、⑤昭和48(1973)年の航空写真(第29図下)、⑥昭和40(1965)年測図、平成8(1996)年修正の森林基本図(第27図下)等が参考になる。特に②は撮影高度が低く高解像度で高精細な画像が得られており、炭焼きによる樹木の生育管理が行き届いていた時期でもあるため、場所によっては地形の詳細まで写し出している。

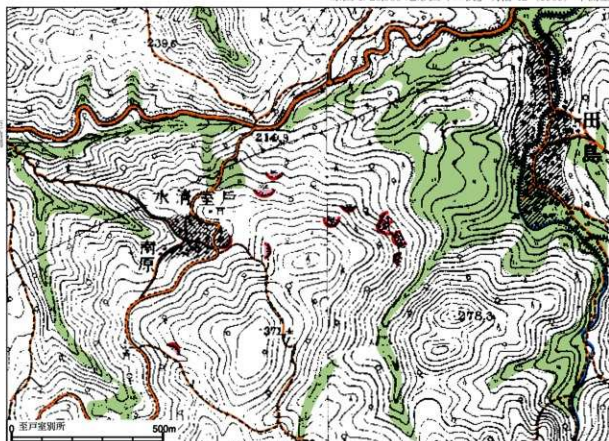
戦前まで準幹線級の道として清水と戸室別所の集落を結んでいた旧石引道は、昭和30年代に80m程低い場所に幅員の広い道が開設されたことで主要な集落道としての役割を終え、農道となる。耕地整備も進み、清水集落の東方、かつての石引道に面した棚状地形の畑地は、昭和43(1968)年までは明治以来の小区画であったが、昭和48(1973)年の航空写真では現在の大区画に姿を変え、背後の丘陵地(南地区)に溜池が造成された。畑地の地割りに残影があった本来の石引道の幅員は、この時の整備で一部が削平されて現在に至る(第4節参照)。

石切丁場では、北地区で新たな丁場開発が始まった。昭和43(1968)年9月の航空写真には、C群で重機による大規模な掘削が始まった様子が写っている。昭和37(1962)年の写真には確認できず、昭和42(1967)年測図の地形図にも反映されていないので、昭和42、43年頃に採掘に着手したことになる。戸室石切丁場では最初の機械力による石材採掘である。

なお、清水集落の西方の谷地に造成された金沢市戸室新保理立場は、昭和59(1984)年から稼働し、平成6年4月に現在地の埋立場が開設した。

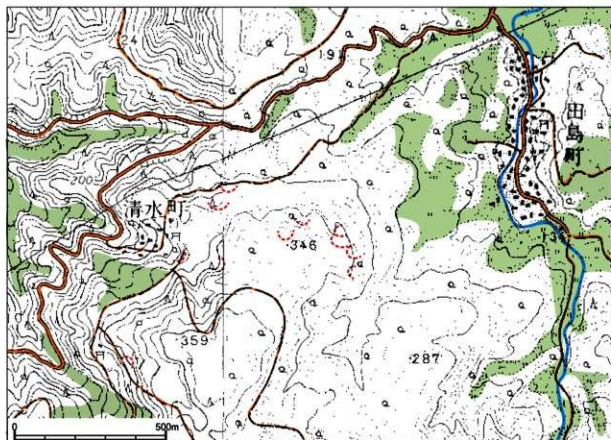


原図 1/20,000 地形図「二俣」明治42 (1909) 年測量

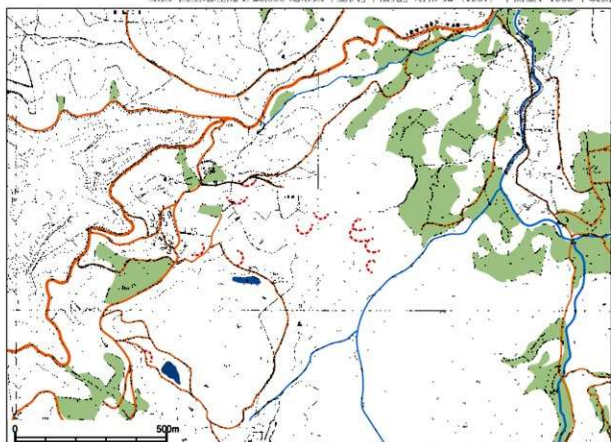


原図 国土地理院 1/25,000 地形図「金沢」「福光」昭和5 (1930) 年測量

第26図 戸室山北部の変遷 (1)



原図 国土地理院 1/25,000 地形図「金沢」「福光」昭和 42 (1967) 年測量、1968 年改測

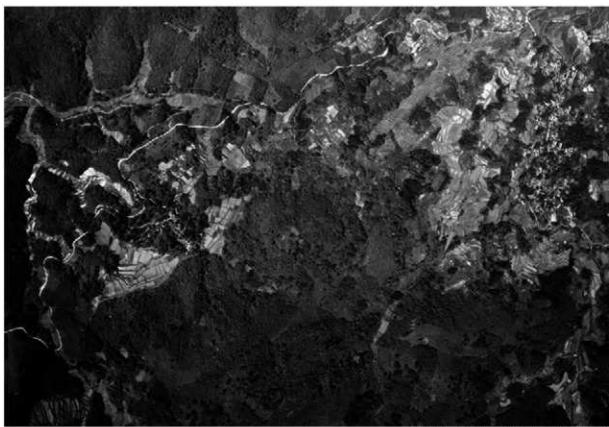


原図 1/5,000 森林基本図 昭和 40 (1965) 年測量、1996 年修正

第27図 戸室山北部の変遷 (2)

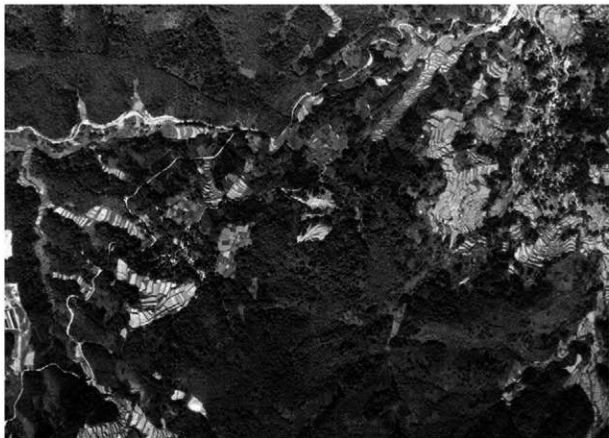


昭和22 (1947) 年11月13日米軍撮影

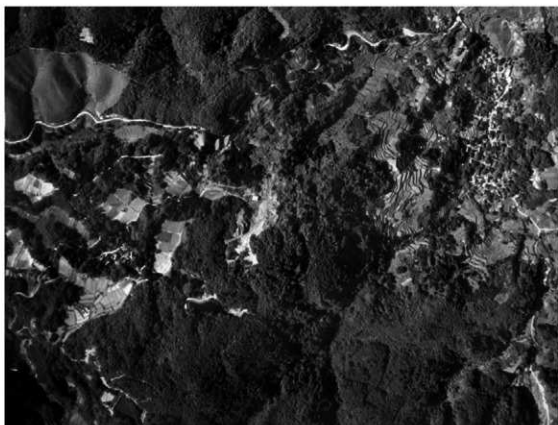


昭和37 (1962) 年5月19日国土地理院撮影

第28図 戸室山北部の航空写真 (1)



昭和43（1968）年9月12日国土地理院撮影



昭和48（1973）年5月24日国土地理院撮影

第29図 戸室山北部の航空写真（2）

3. 丁場分布の概要

今回の確認調査では、これまで遺構実態が把握しきれていなかった戸室山北端部の全域を対象に地形測量を実施し、その全体像を確認することができた。確認した遺構は、石材採掘に伴う土坑だけでも大小200か所を超え、その多くが火山溶岩流の先端を取り巻くように分布し、また周辺域にも広がることから明らかになった。

地区と群の区分 濃密かつ広域に分布する採掘坑や平場、遺跡等を始めとする石切丁場の各種遺構の特徴を捉えつつ、丁場全体の空間構成や形成過程を検討するため、本報告では丁場分布を7つに区分した。まず、溶岩流本体を5つに分けて、東斜面を「東地区」、北斜面を「北地区」、西斜面を「西地区」、頂部を「中央地区」、さらに南方を「南地区」と呼ぶ。また、溶岩流の本体ではないが、火砕流等で溶岩の岩塊を含む土砂が堆積した北東に延びる尾根を「北東地区」、北西の棚状地形の崖地を「北西地区」と呼称する。さらに、地区内でも丁場の様相に違いが認められる場合、これを群と呼び、東地区にA群、北地区にB、C群、西地区にD、E群、中央地区にF～H群、南地区にL～N群、北東地区にJ群、北西地区にK群の計14群を設定した(第30図)。

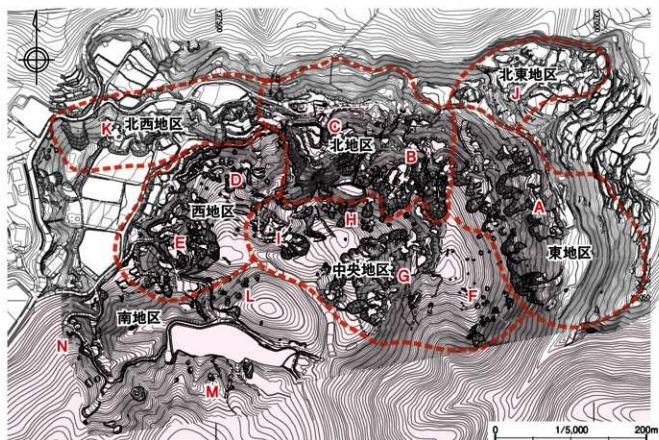
石切丁場の群と標高域 7地区14群に区分した戸室山北端部の石切丁場の位置関係を理解するためにあたっては、地質区分、丁場の平面位置、標高域、石引道の4点から整理するとわかりやすい。

まず、戸室火山の溶岩流本体に取り付く石切丁場は、立地する標高域からみると上層域、中層域、下層域に分かれる(第31図)。

上層域とは溶岩流の頂部を占める標高約300～350mの範囲で、中央地区のG～I群と南地区のL～M群が相当する。戸室山北部の最高所はH群の背後の、標高347.3mの緩やかな地形で、ここを中心として東方に位置するのがG群、北がH群、西がI群である。これより南方(山頂方向)で、小規模な丁場が点在する範囲を一括して南地区と呼称している。詳細は後述するが、北部地区の採掘前期(17世紀前半)の丁場と、近代の丁場からなる標高域と考えられる。

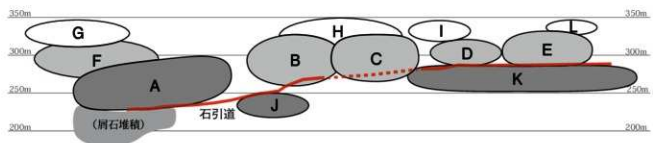
表2 戸室山北部の石切丁場の構成

地区	群	標高域	(m)	地質	石引道との位置関係	主な遺構		
東地区	A群	下～中	220～290	溶岩流	丁場 — 道	近世前期以降の大型採掘坑、御小屋跡の平場等		
北地区	B群	中	260～310			大型採掘坑「殿様の穴」、浅水丁場、長谷川丁場		
	C群		270～310			昭和40年代以降、重機で大規模に掘削した丁場		
西地区	D群	中	290～320			中小型の採掘坑群		
	E群		290～330			近代の大型採掘坑「スケン丁場」		
中央地区	F群	上	270～310			小型採掘坑が点在、一部に刷印原石		
	G群		310～340			中型採掘坑が数珠繋ぎに密集		
	H群		300～340			中小型採掘坑群		
	I群		320～340			近代の大型採掘坑		
北東地区	J群	下	220～250			(火砕性堆積)	道 — 丁場	近世後期の中小型採掘坑群、築石残石
北西地区	K群		260～280					近世以来の大中型採掘坑群
南地区	L群	上	320～340			溶岩流	丁場 — 道	小型採掘坑の小群(近世初期か)
	M群		340～350					小型採掘坑の小群、一部は近代の再採掘
	N群		300～320					小型採掘坑の小群

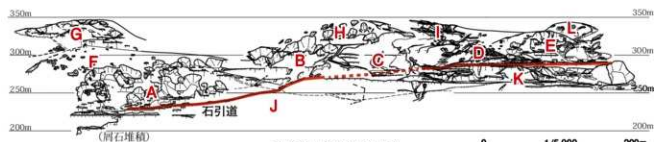


第30図 石切丁場の地区と支群

桃色は溶岩流本体部



丁場群の標高分布



立面図 (合成展開図)

第31図 石切丁場の標高分布

中層域とは溶岩流の斜面域にあたる標高約 260～320 m に位置する石切丁場で、北地区の C、B 群、西地区の D、E 群、中央地区の F 群が該当する。中小規模の採掘坑からなる一群と特大の採掘坑が、切り合い関係をもちながら混在しており、採掘初期～前期（17 世紀前半）、中期（18 世紀後半～19 世紀前半）、後期（19 世紀後半～20 世紀）の各時期に採掘が行われた場所である。1970 年代に重機で大規模採掘が行われた丁場跡も中層域に属している。

下層域となる標高 220～290 m 地点の丁場は、東地区 A 群と北東及び北西地区の J、K 群に分かれる。石引道の起点である A 群では、標高の高い斜面部に採石地点を設け、斜面を下して石引道から搬出する。地質的にも溶岩流本体の東斜面にあたり、中層域に近い場所にも支群がある。

一方、J 群や K 群は、石引道より低い場所に採石地点があり、枝道を迂回して石引道に合流したか、あるいは別ルートで搬出した可能性を想起させる立地である。地質的にも溶岩流本体部ではなく、その周辺の火砕性堆積物の地層からの採石である。

こうしてみると、戸室山北部の丁場は、溶岩流の先端を三方向から取り巻き、斜面の上中下 3 層の標高域から採掘していること、石引道は採掘域の裾を取り巻く経路で造られていること、道より低い隣接地にも丁場が営まれていることがわかる。これが北部域の丁場群の基本構成である。

4. 戸室石の種類と丁場

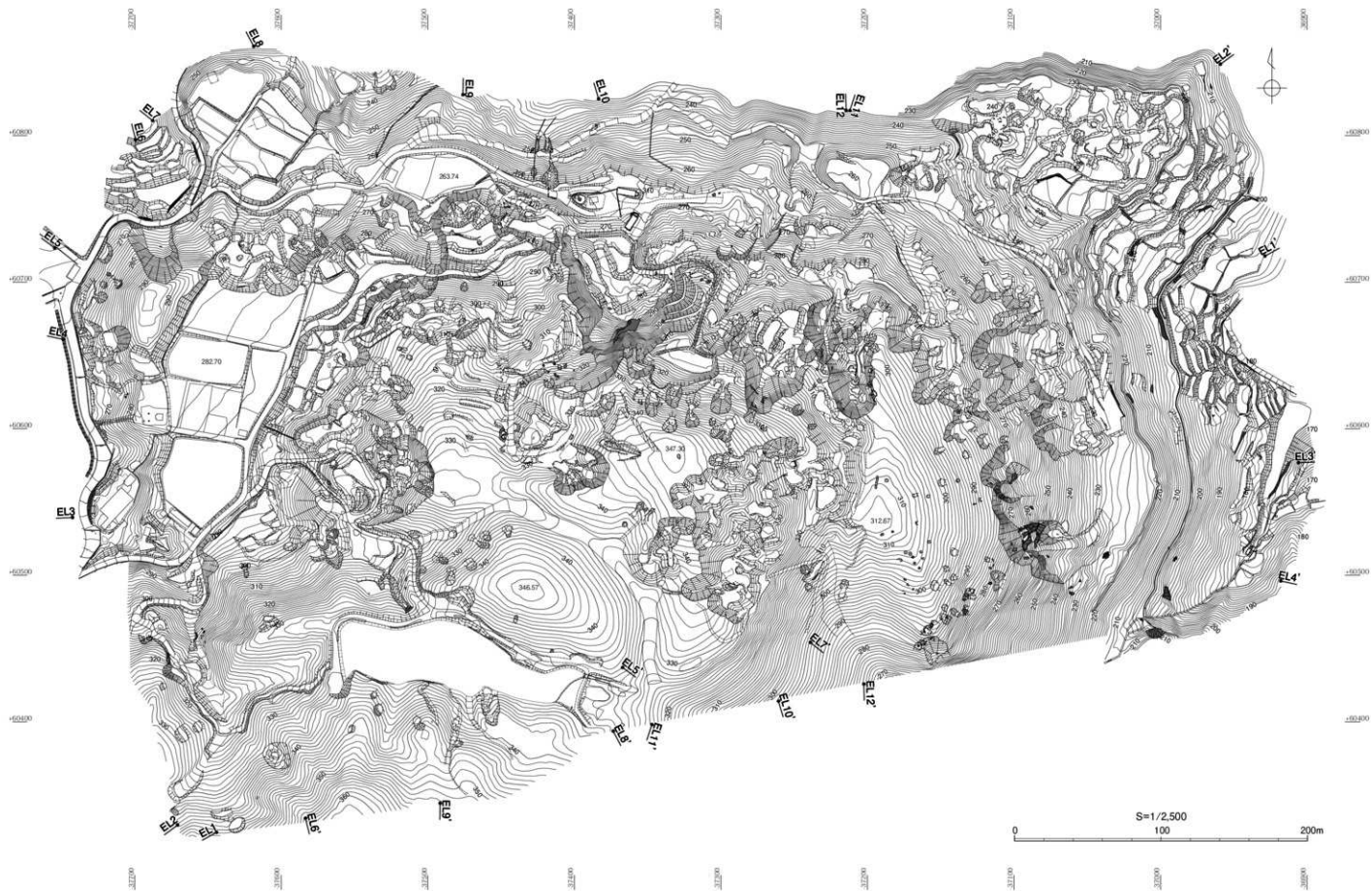
戸室山北部の戸室石は、基質の色調から、赤褐色系の赤戸室と青灰色系の青戸室、その中間的な淡紫色系の「ニタリ」に分かれる。では、各丁場跡で産出する戸室石は赤戸室なのか青戸室なのか、特に産出量が限られる青戸室はどの丁場から産出するのか、これを確認するために、採掘坑の内外に大量に堆積している割石や転石から 20～50 点を任意抽出し、岩石ハンマーで表面をわずかに打割って新鮮面の色調を視認して、上記 3 種に区分した結果を円グラフ化したものが第 33 図である。

これを見ると、赤戸室は戸室山北部の各所で幅広く産出することがわかる。とりわけ東地区の高標高域、北地区 B、C、H 群、西地区 E 群、中央地区 G 群の東部、及び北東地区で、出現率が高い。一方、青戸室は主体的な産出域が偏在しており、東地区の一部、西地区 D 群、中央地区 G 群の南西部及び I 群、北西地区西部で出現率が高い。

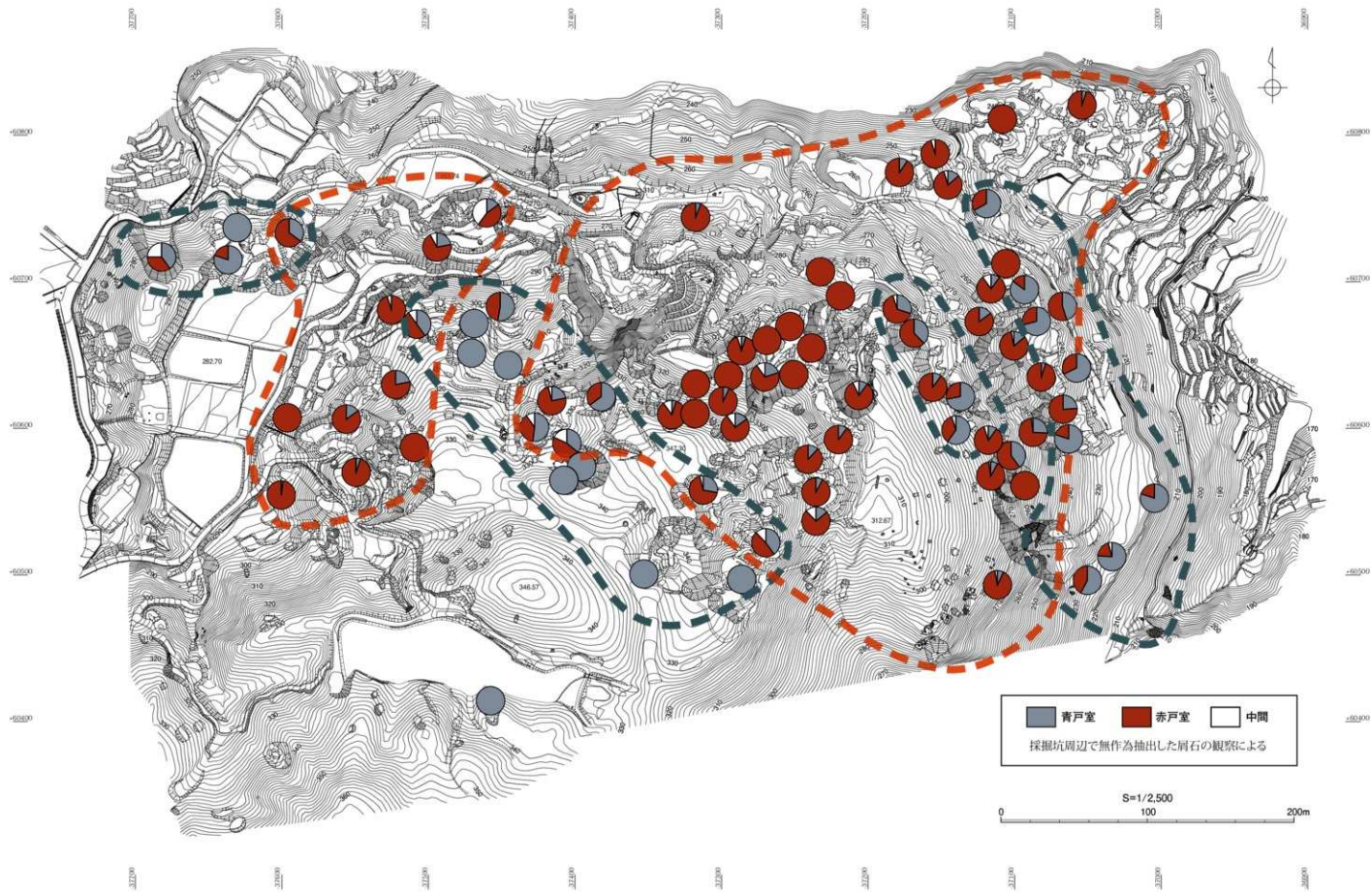
赤青どちらが優越的であるかをもって赤石丁場、青石丁場と呼び分けるとすれば、東地区は標高が比較的低い場所が青石丁場、高い場所が赤石丁場、北地区から中央地区北部は赤石丁場、西地区は北部から中央地区 G 群南部にかけての範囲が青石丁場、南部が赤石丁場、北東地区は赤石丁場、北西地区は東寄りが赤石、西寄りが青石丁場となる。

石切丁場の最奥部にあたる東地区 A 群が、青戸室石の拠点的な産出地であることは、同地区で丁場が開発され、拠点化していったことの大きな理由であろう。

江戸後期の加賀藩穴生職の後藤彦三郎が記した「戸室山丁場絵図」(巻頭図版 4～6)では、「御小屋」を擁する「御丁場」の奥半部を「青石」、石引道に門を構えた「中山」から清水村との領地境の「丁場境松」までの間を「赤石」の丁場とする。「中山」の位置は、地名として地元には伝えられてはいないが、絵図では青石と赤石の境界域に位置することから、東地区 A 群の北部に比定できよう。また、中山に隣接した朱塗りされた「赤石」の丁場は、道との位置関係から見ても、北部地区の B 群を指すと考えられる。



第32図 戸室山北部石切丁場全体図



第33図 石切丁場の青戸室・赤戸室の構成比



1 烏帽子石 (SS1) 周辺の露頭



2 A群の青石露頭



3 E群の赤石露頭

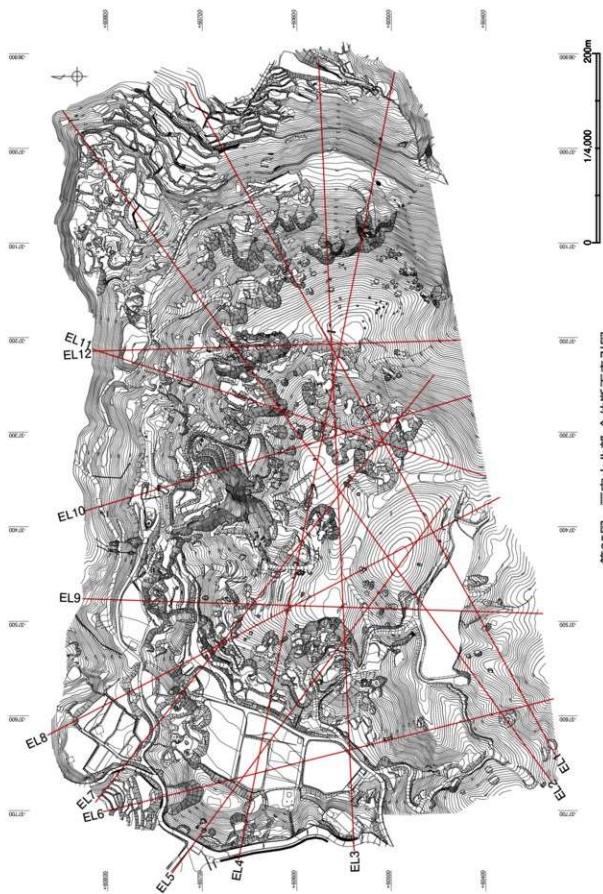


4 C群採掘坑壁面の赤石露頭



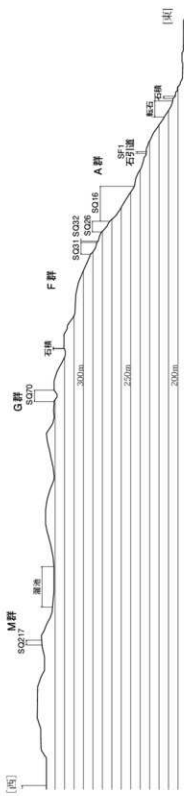
5 I群の赤石露頭

第34図 戸室石の産出状況

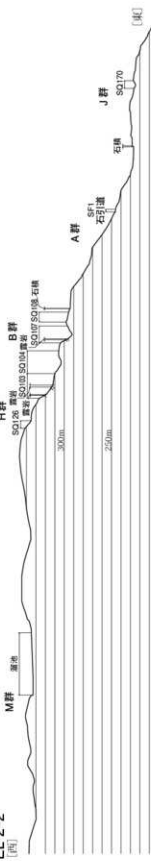


第35図 戸室山北部 全体断面索引図

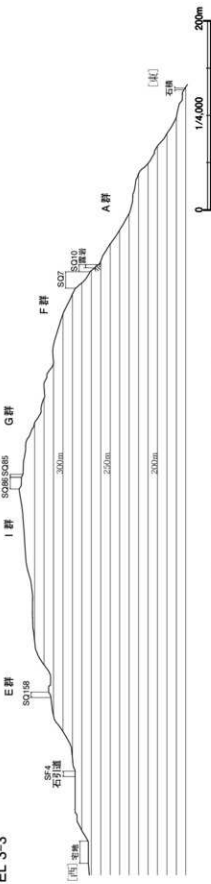
EL 1-1'



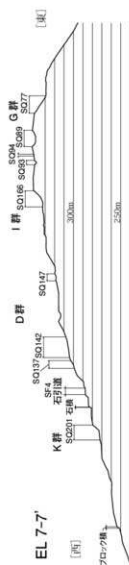
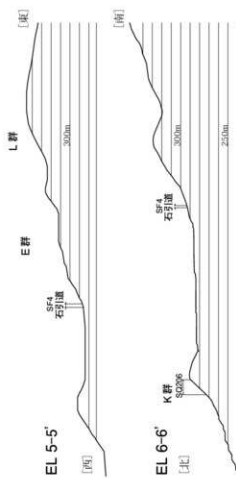
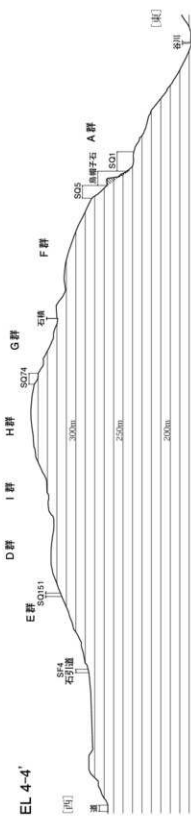
EL 2-2'



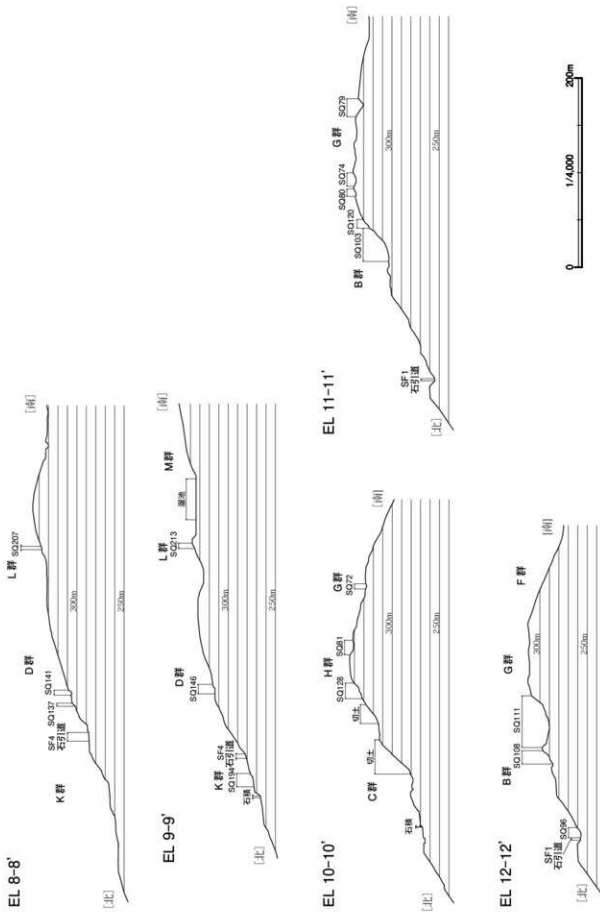
EL 3-3'



第36図 戸室山北部 全体断面図 (1)



第37図 戸室山北部 全体断面図 (2)



第38図 戸室山北部 全体断面図 (3)

第2節 東地区 (A群)

1. 位置と構成

戸室山北部に展開する石切丁場のうち、戸室火山溶岩流の本体からなる尾根筋の東斜面に立地する一群を東地区 (A群) として一括する。田島集落から南西方向に直線距離で約 500 m、比高にして約 100 m 登った場所に位置している。

当地は、北部域7地区 (14群) の石切丁場の中では最も奥地にあたり、石引道の起点であると共に、江戸期には「御小屋」と称する藩の現地事務所がおかれた「戸室山御丁場」の中核であった。

産出する戸室石は、青戸室と赤戸室の両方で、特に青戸室の大形露頭の存在が特徴的である。

東地区の丁場は、地形及び遺構の内容から、以下の3区域にゾーニングすることができる。

①平場域 石引道の起点であり、御小屋の敷地や石加工の作業場として使われたと推定される平坦地ないし緩斜面がある区域で、高さ 222 ~ 228 m 付近の標高域にあたる。

②丘陵斜面域 平場域の直上の傾斜地で、戸室石の原石を採掘した採掘坑跡が 30 数か所群在している。標高約 230 ~ 280 m にかけて、高低差約 50 m の急傾斜地である。

③谷斜面域 平場域の直下の谷斜面には、他に類を見ないほど夥しい量の戸室石の屑石が堆積している。標高 220 m から 180 m に至る高低差約 40 m の急傾斜地である。

これら3区域からなる東地区の全体範囲は、東西約 180 m、南北約 280 m、面積にして約 43,000m²、地形的には標高約 180 m の谷筋から約 300 m の尾根中腹に至る高低差約 120 m の範囲に広がる (第 39、40 図)。

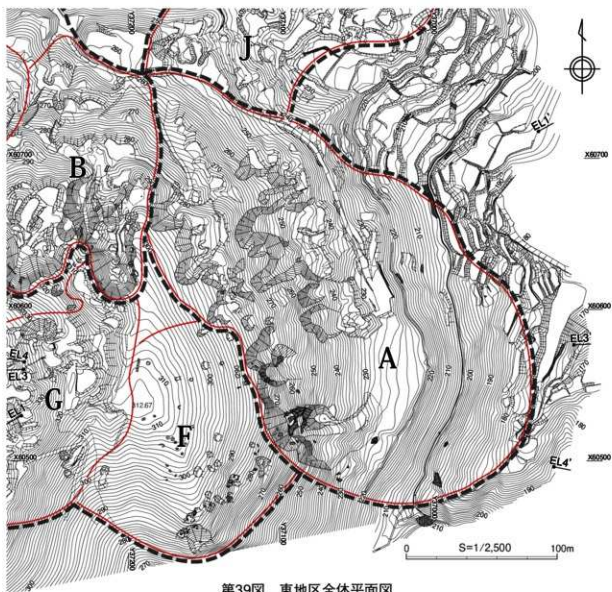
2. 平場域の遺構

平場域は、標高 222 ~ 228 m にかけて南北約 150 m の範囲に展開する比較的傾斜のゆるい一帯のエリアを指す。主な遺構には、石引道 SF1、石引道の起点付近に位置する平坦面 SH3 とこれに付随する石垣 SW1、その奥に広がる緩傾斜面の広場 SH1、さらに奥に位置する平坦面 SH2、平場域の谷側縁辺を巡る道 SF2 等がある。このうち、石垣を伴う平坦面は、江戸期の丁場事務所である「御小屋」の跡地と目される重要な場所であることから別項で扱うこととし、その他の主要遺構の概要を述べる。

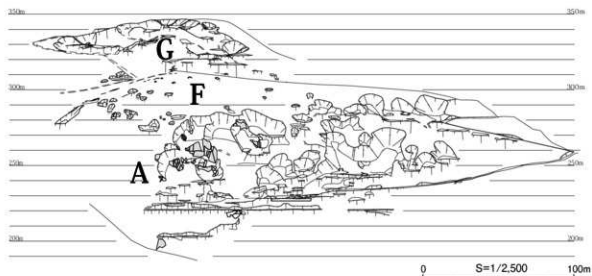
石引道 SF1 石引道は、御小屋跡推定地の平坦面 SH3 に隣接する標高 228 m 付近に現状の起点がある。ただし、採掘坑の分布はこれより奥に広がっており、周辺には斜面域での採掘に伴う屑石や土砂が近くに迫っていて本来の道筋の一部が埋没していると予想されるので、本来の石材の運搬路はこれより南方の広場 SH1 へ延びていた可能性がある。道の幅員は現状で 2 ~ 3 m であるが、山側が石材採掘に伴う土砂や屑石で埋もれており、本来の道幅より狭まっている。特に平坦面 SH3 の北側では、排土山が谷側の斜面まで達していた形跡が認められ、道を塞いでいた時期があるようだ。昭和 37 (1962) 年に撮影された航空写真 (第 41、54 図) には、平坦面 SH3 の西側に北へ向かう細道が写っており、これが排土で埋もれていた時期の道の姿である。排土山の斜面を切通状に開削して平坦面 SF3 の北西隅に進入する現状は、重機が普及した昭和 40 年代以降の造作によるものであろう。

石引道は、ここから 0.1 ~ 0.2% 程度の緩やかな登坂となって北西方向へ向かい、180 m ほど進むと幅 20 m、奥行 40 m ほどの小平場 SH4 に出る。現在は笹藪の生い茂る場所である。さらに 50 m 程西に進むと幅 6 m (上端) ~ 2 m (下端)、深さ 1 m、長さ約 20 m の切り通しを経て、標高 260 m 地点で小ピークを迎える。ここまでの道のりは延長約 230 m、高低差 32 m である。小ピークから先は、南へ折れて北地区 B 群へ向かうつづら折れの登り道 SF5、B 群の裾を西へ向かう登り道 SF4、北西へ下る道 SF1 の 3 本に分岐する。この先の道程は次節の北地区で述べる。

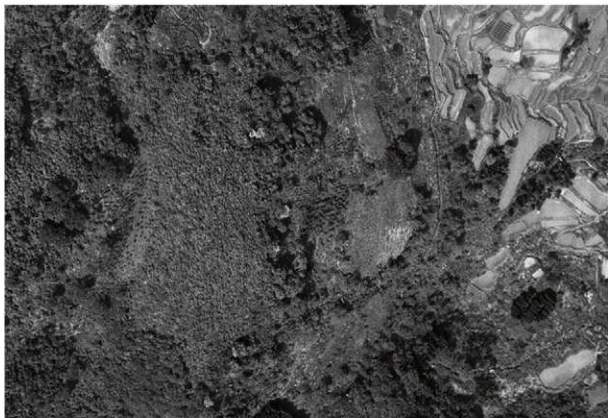
広場 SH1 御小屋跡推定地の平場 SH3 の奥 (南方) に、南北 75 m、東西 30 ~ 35 m、面積約 2,000 m²



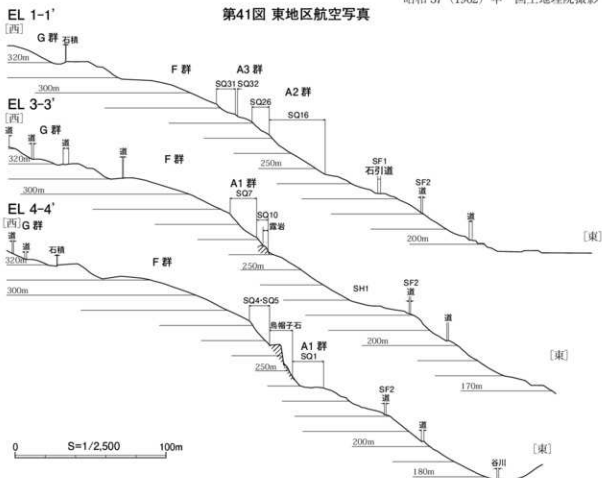
第39図 東地区全体平面図



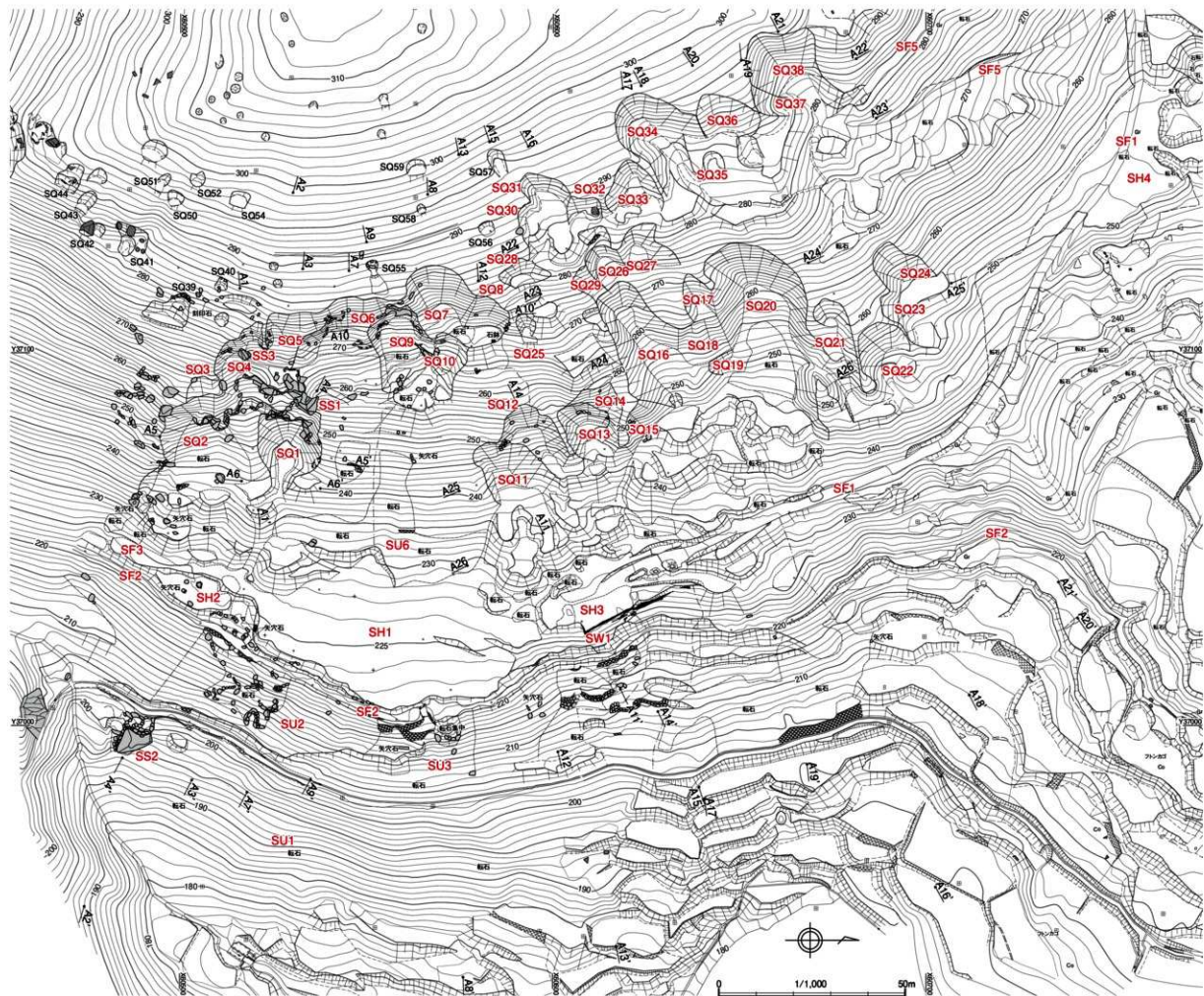
第40図 東地区・中央地区の主要遺構の立面図（東から）



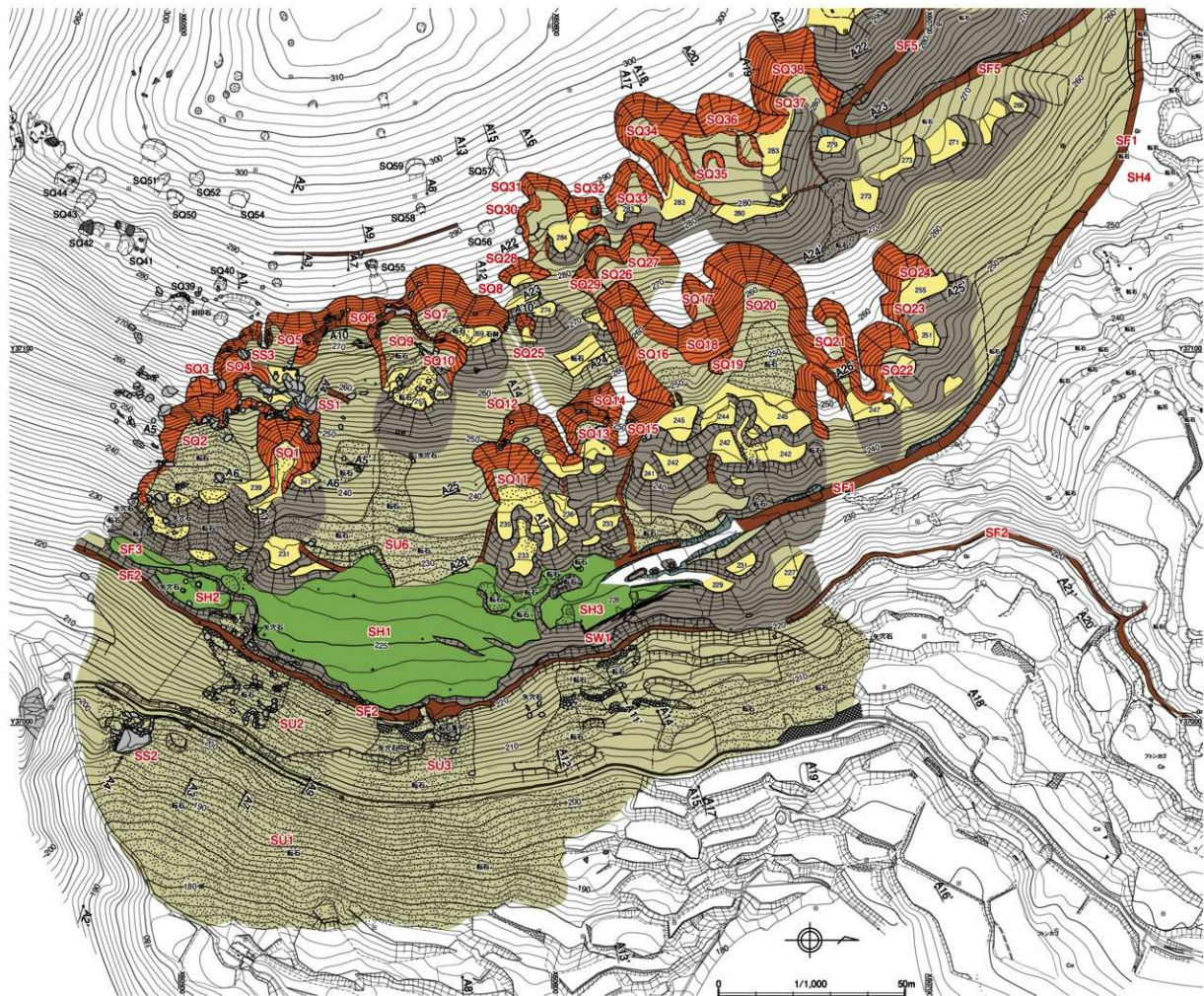
昭和 37 (1962) 年 国土地理院撮影



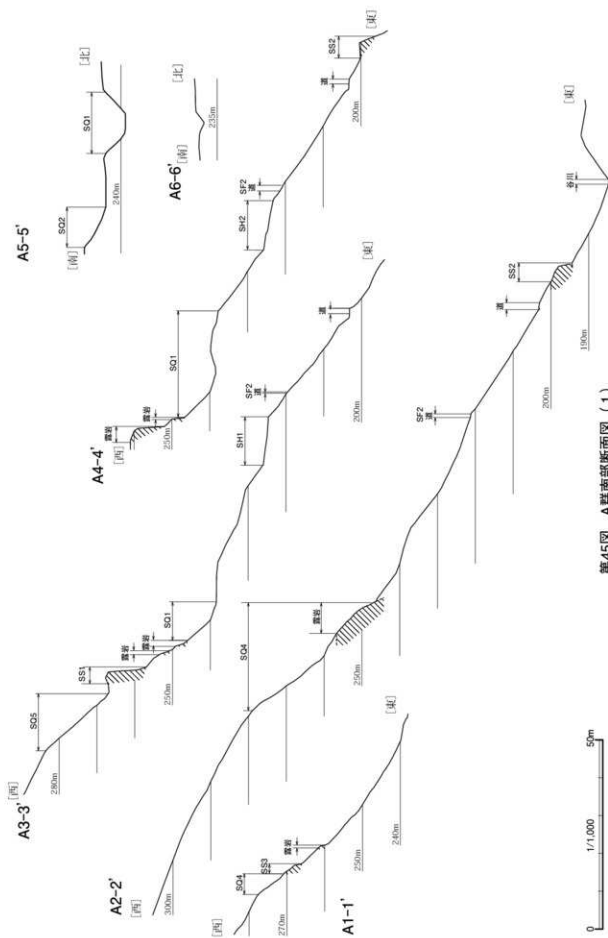
第42図 東地区断面図



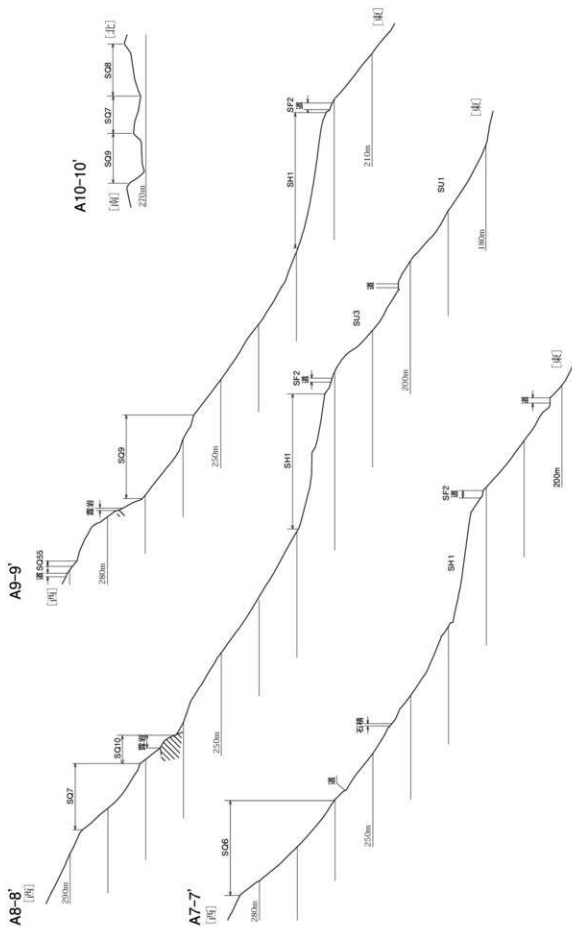
第43図 A群詳細図(1)



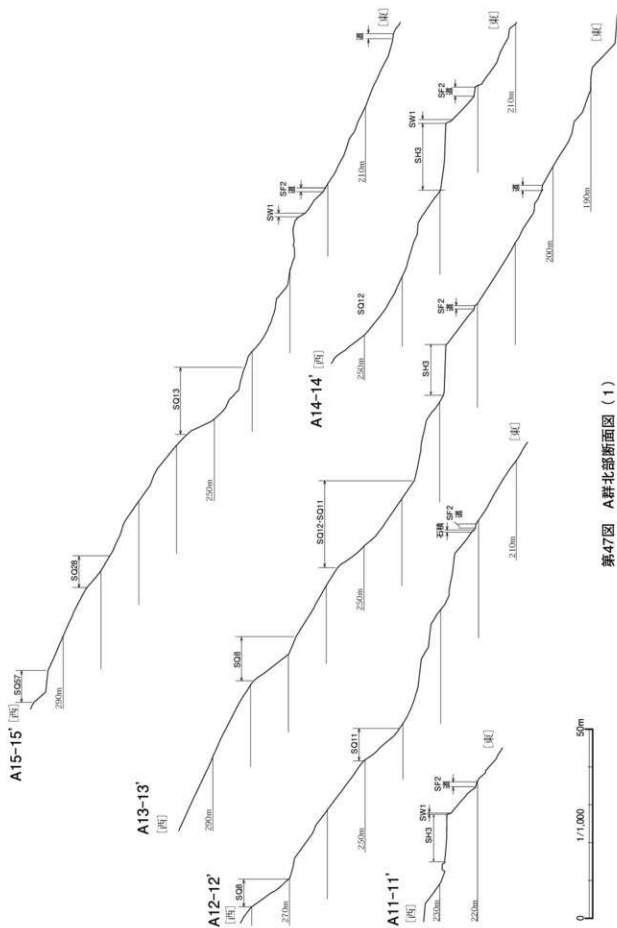
第44图 A 群詳細图 (2)



第45図 A群南部断面図(1)



第46図 A群南部断面図 (2)



第47図 A群北部断面図 (1)

A22-22'



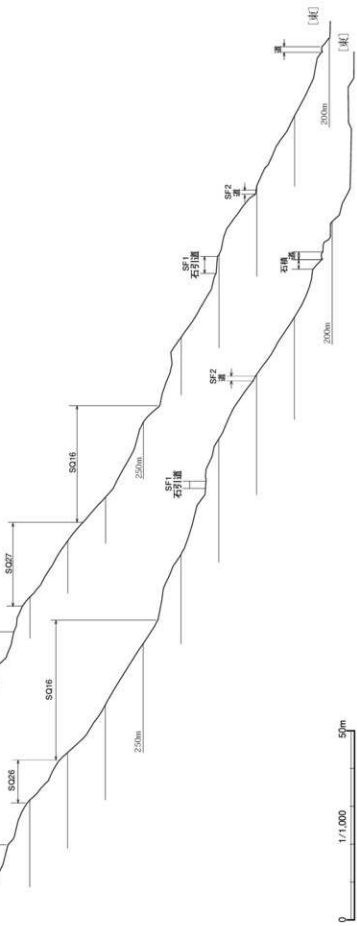
A23-23'



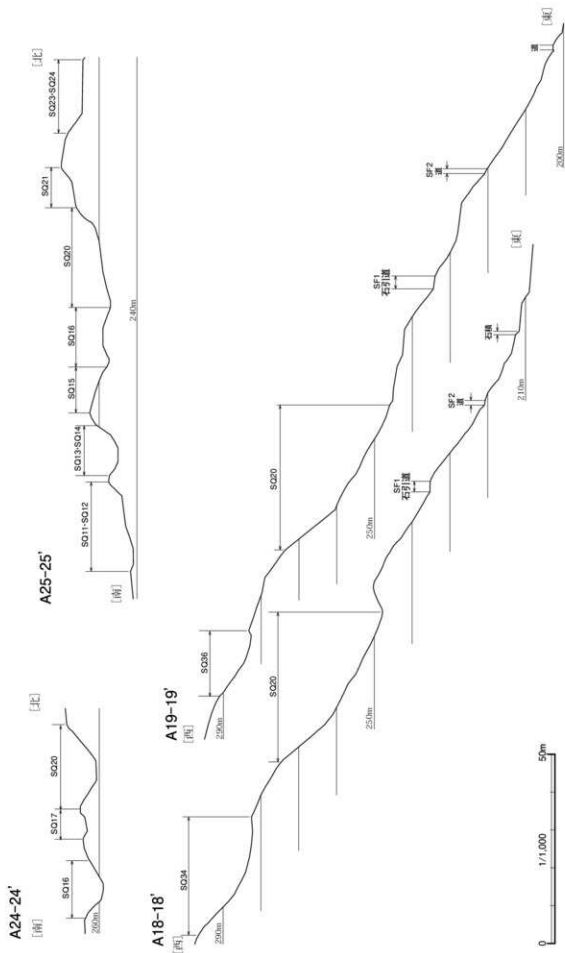
A16-16'



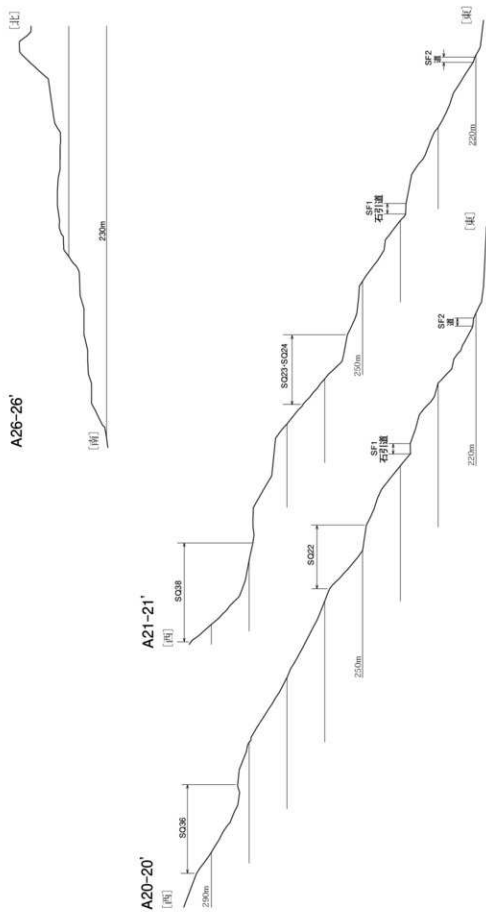
A17-17'



第48図 A群北部断面図(2)



第49图 A群北部断面图 (3)



第50図 A群北部断面図(4)

の空閑地がある。石材採掘域（A1群）の直下に位置し、標高228m～222mにかけて緩やかに下る斜面地の広場である。戦後の植林で近年まで杉林であったが、平成16年の台風で壊滅的な被害を受けて現在も倒木で埋め尽くされている。天地返しにあった風倒木の根元には、戸室石の加工剥片を密に含んだ土砂が付着しており、穴底の土質も同様であることからすると、緩傾斜地の谷側では、少なくとも1mを超える厚さで石材採掘に伴う排土が堆積している。東の谷斜面にかけて弧状に張り出す広場の地形は、あるいはその全域が採掘坑A1群に伴う大規模な土捨て場として形成されたことを反映しているのかもしれない。造成規模の把握は将来の課題だが、いずれにしても広場SH1の一部は石材採取に伴う掘削と排土処理の結果として形成された人為的な造成面を含んでいる。

石切丁場の稼働時には、A1群から採掘した石材の加工場あるいは加工を終えて搬出を待つ石材の仮置き場などとして使われていたと推測しうる。

また、SH1の南端には、等高線に沿って幅2～4mの帯状の平坦面SF3が約40m続いている。一見すると道跡のようにも見えるが、平坦面の南端が採掘域の範囲内に収まることや、山側にA1群採掘坑の排土山が迫り、平坦面の一部を埋めていることから、平坦面SH1の末端と考えられる。

平坦面SH2 この一段下にも平坦面SH2がある。標高224m地点で、南北21m、東西9mの不整形円形の小区画で、断面三角形の矢穴を伴う加工途中の割石が残されている。

道SF2 広場SH1の外周を取り巻くように幅2m前後の細道が延びている。北は御小屋跡地の平坦面SH3の下方の斜面をトラバースして次第に標高を下げ、北東地区（J群）の東をかすめて尾根筋を進み田島集落の北端に至る。南は沢筋に沿って谷奥へ延び、戸室山東斜面の山中へ向かっている。道には、切通状に掘り下げて歩きやすく勾配を調整した場所や、沢を横断するために石積みで路肩を補強した場所などがあり、念を入れて管理されてきた道であることを窺わせる。おそらく、田島集落から谷奥の水田に向かうために長い間に渡って使われてきた道であろう。丁場作業の手伝いに駆り出された村人もこの道を登ってきたのかもしれない。

3. 丘陵斜面域の遺構

標高230～280mにかけての高低差約50mの急斜面に、南北約230mに渡って石材採掘坑が群在しているエリアが丘陵斜面域である。その分布から3つの支群に分かれる。

(1) A1群

斜面域の南部、丁場入口から最も奥まった場所に位置する。標高230～280mにかけて、計10基の採掘坑と採掘に伴う排土山等が分布している。

露頭SS1 群の中央部に位置するのが、標高264.37mを最高所とする高さ13mの青戸室の大型露頭SS1である（巻頭写真1、第58図）。地元では「立石」と呼ぶこの巨石は、「戸室山御丁場絵図」（巻頭写真4）で「烏帽子石」と注記する地点に該当するとみて間違いなかろう。これ以外にも付近の245～270mにかけての標高域には、比較的大型の露頭が点在している。色調は青戸室が主体的で、ニタリないし赤戸室へと縞状に漸移する個体を含むことが特徴的である。直下の谷底にある巨石SS2（ガメ石＝鍋割大石）も、この付近から転落したものと推定するのが妥当である。

採掘坑SQ1 大型露頭SS1の直下に採掘坑SQ1が掘り込まれている（第58図）。直径17m、深さ11mの丸く深い窪地に進入部が取り付け、全体としてはイチジク形を呈する総奥行21mの採掘坑である。進入部の通路面が標高238.6mに対して坑底は238.3mとほぼ水平だが、現状は坑底が埋没していることを勘案すると、本来は奥に向かって幾分下がっていたと推定される。奥壁には青戸室の露頭が見えており、青戸室の転石が集中する地層を掘り込んだ結果、深い採掘坑になったのであろう。背後の大型露頭SS1頂部からの落差は26mに及ぶ。

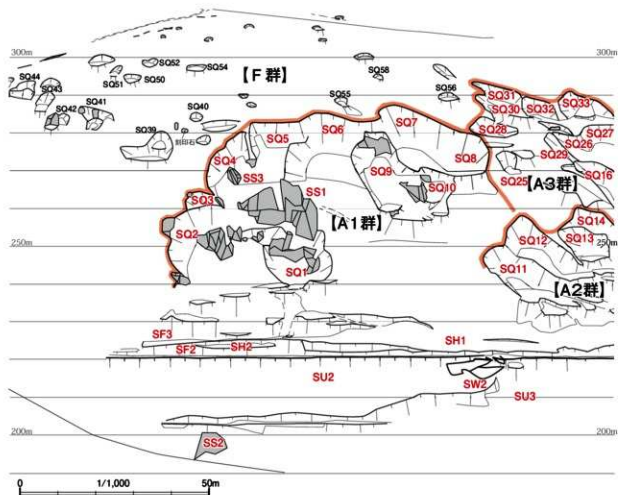
掘削した土砂は前方の斜面に捨てられ、積み重なって頂部が平らな排土山を形成する。SQ1前方

の排土山は、6段の小平坦面が高低差12mで階段状に折り重なり、南隣の採掘坑SQ2でも高低差10mで4段の重なりが認められる。こうした排土山の階段状の重なりは、採掘地点が斜面を進み標高を上げるに伴って、土砂捨て場の位置も段階的に高い位置に移動したことを示している。場合によっては、高い位置の排土山の下に、低い位置の排土山とセットになる古い採掘坑が埋もれている可能性もあろう。いずれにしても、この付近では斜面の下から上へ向かって採掘地点が移動したようだ。

SQ2～SQ8 採掘坑SQ1を中心として、半径30～50mで取り囲むように連続する採掘坑群がSQ2～SQ8である(第60図)。個々の採掘坑は窪地として完結した状態ではなく、高さ5～10mの崖面が幅10～20m単位で重複しながら連なり、全体として幅約100mの大きな弧状の崖をなしている。SQ6付近では崖下に明瞭な平坦面をもたず急斜面で直下の広場SH1に至るが、SQ2やSQ8～10では、頂部が平坦になる排土山が伴っている。

SQ8の平場の一面には、赤戸室石を削り貫いて製作した小型の水槽が掘え置かれており、鍛冶小屋が設けられていたようだ。平場の南側にはSQ7側からの転石が堆積しており、採掘地点はSQ8からSQ7の順で奥(高所)へ移動している。SQ7の採掘時にはSQ8の平場を作業場として、一角に鍛冶小屋を設置していたのであろう。SQ10の平場にも中小の赤戸室転石が溜まっており、同様にSQ10からより高い場所に位置するSQ9への変遷が推察される。

SQ4の斜面には分割途中の大形転石SS3がある(第59図)。色調は自然面では赤～ニクりに見えるが、内部の断面を見ると青戸室である。石の大きさは長さ4.9m、幅1.9m、厚さ2.0mで、上面から断



第51図 A1群立面図

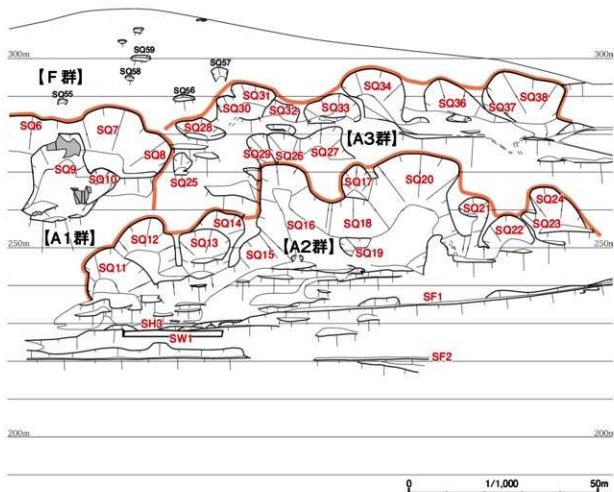
面V字形の溝（矢道）を一直線に掘り、9～12cm間隔で狭い矢穴を穿って楔状の鉄矢を打ち込み、長さ4.5m、太さ0.8m程度の角柱状の石材を割り取っている。鳥居の柱材であろうか。作業は2本目の分割途中で中断されており、矢の一つが亀裂に突き刺さった状態で残されていた。SQ4と同様の方法で割った石は、北地区B群の長谷川丁場SQ107の平場の残石にもあるから、比較的近年の造作であろう。

(2) A2群

斜面の中央から北部、御小屋跡の推定地SH3の西方に位置する。斜面の下部にあたる標高240～270mにかけて、南北約130mの範囲に計14基の採掘坑が分布する。採掘坑の重複や並立の状態から、南部、中央部、北部に細分できる。

南部 (SQ11～14) 南部の採掘坑は、重複関係にあるSQ11と12、SQ13と14の2か所からなる。両者は細尾根で画されて相互の独立性が保たれている（第61図）。

最南端はSQ11で、幅約15m、奥行16m、奥壁の高低差約8mの馬蹄形の採掘坑である。SQ11の前方には上中下3段の平場を伴う排土山があり、採掘坑の掘削に伴って手前の下段面から奥の上段面へと排土山を移動したことがわかる。おそらくSQ11は斜面の裾付近から掘りはじめ、下段の排土山を形成しつつ奥に掘り進んだのであろう。採掘地点が奥まると土捨て場との距離が離れるため、旧の排土山の隣に搬出路を移して中段の平場が造られ、再び経路を移して上段の平場が造られる。採



第52図 A2・A3群立面図

掘坑の前進と段々に積み重なる排土山との連動性がよくわかる場所である。

背後に位置するSQ12もよく似た規模・形状だが、掘り込みが浅く坑底が傾斜している。前面の排土山は小規模で、SQ11の排土山の上に堆積しているように見える。SQ11の坑底に屑石が溜まっていることをあわせて考えると、SQ12はSQ11が廃絶した後に採掘に着手した採掘坑、すなわちSQ11から12へ採掘地点が移動した結果であると考えられる。SQ11の坑底の屑石は7割が青戸室であった。

同様に、SQ13とSQ14の関係についても、下方に位置するSQ13が先行する採掘坑で、斜面上方にむけて拡張を始めた初期の状態がSQ14と考えられる。SQ13の坑底には、やはり屑石が堆積している。転石の赤青比は、赤戸室が7割近くを占めており南のSQ11とは逆である。

以上、新旧関係もつ1対の採掘坑が2単位あるのが南部の構成であった。

中央部 (SQ15～21) 中央部は、SQ16とSQ20の2基の大型採掘坑に代表される(第61、62図)。いずれも奥行のある縦長平面の採掘坑で、規模は南側のSQ16が幅12～18m、奥行約40m、北側のSQ20が幅約25m、奥行約40mで、南側のSQ16の幅が狭い。採掘坑の最先端は両者とも標高270m地点を超えており、南群より20m程高い地点に到達していることになる。SQ16と南群との境には、幅3m前後の尾根状の掘り残しがあり、境界がはっきりとしている。

2基の坑底は、斜面に沿って登り傾斜になることが特徴的である。深く掘り下げず、比較的表層域の戸室石を掘り進んだため、登り傾斜の坑底が形成されたと考えられる。坑壁の高さはSQ16が3～7m、SQ20は6～13mあり、SQ20が16の倍近くの深さをもつ。坑底斜面の裾には屑石とみられる転石が堆積しており、特にSQ20は集石の範囲が広い。集石の表層は表土化した土砂で薄く覆われ、シダ類が繁茂する状態にある。

採掘坑前方には、排土山の平場が階段状に積み重なり、SQ20の前には5段の平坦面がある。最上段の平坦面はSQ16の前に連続し、その上にSQ16最上段の排土山が重なっている。したがって、採掘坑の廃絶はSQ20が16より早いと考えられる。坑の深さや坑底の屑石の状態もそのことと矛盾しない。

一方、SQ16前方に位置する3段の排土山のうち中段と下段は、SQ16の排土ではなく、SQ16の掘削で破壊されて奥壁の一部を残すのみとなった採掘坑SQ15に伴うと考えられる。SQ15は南部からの続く中型採掘坑の3つめの単位群であろう。そうすると、SQ20前方の排土山の下部は、4つ目の単位群に伴う排土山の可能性がでてくる。

したがって、中央部においても、当初は南群同様の中型採掘坑群が展開しており、その一部を拡張して大型採掘坑SQ20が形成され、次いでSQ16へ移動したと理解することができる。

中央部で産出する戸室石の赤青構成比は、2基ともに、前面の排土山の裾では青戸室が7割、坑底の転石では赤戸室が7～9割を占め、坑底と排土山で構成比が逆転している。おそらく標高の高い最終段階の採掘域では赤戸室、標高の低い初期の採掘域では青戸室が主体的に産出していたことを示すものであろう。

SQ17は、SQ18及び20の掘削で切り崩され、採掘坑の上端を残すのみとなっている。標高270m付近にもSQ16で切られた採掘坑の排土山の残欠がみられる。

SQ21は幅が狭く坑壁も浅いが、登り傾斜の坑底である点が前述の2基と共通しており、SQ20の北壁を断ち割って進入路が造られている。掘削初期の段階で廃絶した採掘坑であろう。

北部 (SQ22～24) 直径10数mクラスの半円形の採掘坑3基からなる小群である。SQ22は、採掘坑の掘削方法に特色があり、中心部に残丘状の高まりを残して、その裾を巻くように掘り進めている。坑壁の右奥にSQ23への通路がある。SQ23と24は坑壁の重なりから、23から24へ移動したことがわかる。SQ24の平場には方形矢穴の痕跡がある青戸室の端材が残されている。

以上、A2群の構成をまとめると、遺構の現状は、北、中央、南に三分されるが、採掘坑の規模・形状や標高域、新旧一対を単位とする群構成は、北と南で共通して認められ、中央を含めて5ない

し6単位からなる中型採掘坑の並立状態が想定された。その後、中央部が大規模に採掘された結果、現在の状態になったと考えられた。中央部が大規模化した大きな理由は、青戸室が主体的に産出したことや、東地区の入口に位置し直下に石引道が通るといふ石材運搬の利便性であろう。採掘時期が相対的に下ることも関係すると思われる。

(3) A3群

A3群としたのは、A2群の中央部から北部の上方斜面に立地する一群である。A群の中では最も高所となる270～297mの標高域に、計14基の採掘坑が分布している。採掘坑の規模・形状と立地から、南部と北部に分かれる(第63、64図)。

南部(SQ25～33) A1群の北部から連続的に分布する採掘坑群であるが、採掘坑の規模・形状に変化がみられるので区別した。A3群南部の採掘坑は、規模があまり大きくなく、深さもさほどではない。径5m、深さ3mの小規模なSQ25は別としても、SQ26～33はいずれも径10～15m、深さ4～5m程度の採掘坑で、坑底が緩く傾斜して排土山に連続するタイプである。SQ26と27、30と31、32と33は、新旧2基がセットになる採掘坑群である。後に述べる中央群や西群の中型採掘坑とは異なる特色である。転石にみる戸室石の色調は5～7割が青戸室であった。

北部(SQ34～38) 北部の採掘坑は近接して営まれたSQ34、36、38の3基が中心である。南部に比べて規模が一回り大きく深いことが特色で、SQ34は幅18m、奥行25m、深さ5～8m、SQ36は幅15m、奥行24m、深さ8m、SQ38は幅24m、奥行21m、深さ13mを測る。

北側SQ38の坑底には中央SQ36の排土が堆積しており、SQ36の坑底には南側SQ34の排土が延びることから、北から南へ順を追って採掘地点を移動した結果、密接する3か所の採掘坑が形成されたことがわかる。A2群のように採掘坑の境界に細尾根を掘り残していないのも、そのためであろう。また、SQ38には、隣接する北部地区の大型採掘坑SQ110の排土山の末端が達しており、坑の北壁から底にかけてSQ110側からの転落石がみられる。SQ38はSQ110に先駆けて廃絶していたことを示している。

北部の戸室石は南部と異なり、6～7割が赤戸室である。

先にA2群の北部と南部が類似することを指摘したが、実はA3群も標高域こそ異なるが、15～25m級の中型採掘坑であること、新旧の切り合いを持つ2基一対の採掘坑が単位となる場合が多いこと、各単位は細尾根を挟んで並列すること等、採掘坑の規模や群構成の特徴の点で共通した様相をもつ。A2群中央部の大型採掘坑は、隣接する中型採掘坑との切り合い関係から相対的に新しく位置づけられることを考えると、A3群とA2群は、ある時期に上下2段で展開していた併存する支群である可能性がある。いずれも青戸室を主体的に産出するエリアであることに注意したい。

4. 谷斜面の遺構

石引道、御小屋跡地、広場等からなる平場域の直下の谷斜面には、夥しい量の戸室石が堆積している(第68図)。その範囲は、標高220mから180mにかけての高低差約40mの斜面で、規模は採掘坑A1群の直下から広場SH1を経て、御小屋跡地下の斜面を過ぎるまでの南北210m、東西は、A1群直下の最大部で水平距離70m(斜面距離100m)、御小屋跡地下で水平距離40m(斜面距離60m)、面積は全体で約10,000㎡と非常に大規模である。

堆積している戸室石の詳細は、まだ十分に把握できていないが、これまで確認した範囲では、原石から石垣用材を分割する過程で生じたとみられる割肌のある端材、原石の残核、石垣用材の未成品、石垣用材には寸足らずの転石などの比較的大きなものから、加工途中の剥片やチップの小片までを含んでおり、いわゆる屑石がほとんどである。現在のところ完成品の石材は未確認で、刻印も後述する巨石中の1点を除いて未検出である。矢穴は長さ9cm前後の方形矢穴が目につき、三角形の矢穴は

見当たらないが、詳細は今後の課題である。戸室石の色調構成は、A群での産出傾向を反映して、青戸室が約7割を占めている。

屑石堆積の総量は見当がつかないが、仮に厚さ2mで1立米に平均10個の屑石があると仮定すると、斜面域全体で20万個の屑石が捨てられている計算になる。算出の精度は今後の検証が必要であるが、いずれにせよ膨大な量の屑石である。

屑石堆積の広がりや広場SH1の下にピークがあり、A1群の採掘と石材加工に伴う屑石が広場SH1から廃棄されたと考えられる。青戸室を主体としたA1群の採掘がいかに大規模であったかを物語っている。

ガメ石（鍋割大石） 屑石が捨てられた斜面の南端、上流側の谷底に、地元でガメ石と呼ばれている1個の巨石がある（巻頭写真2、第67図）。山側が屑石で埋もれており全容は確認できないが、露出部の大きさは谷側から見て幅10m×奥行7.6m、高さ7.6mを測り、色調は赤ないしニタリの戸室石である。石の表面は、谷下側（東側）が風化して表層に凹凸ができていますが、谷上側（南側）は平坦で硬質な面が露出している。

巨石下の屑石の隙間から石の下面を観察すると、石の長軸方向に矢穴列が確認できる。石の表層を幅50cm×深さ最大9cmで帯状に削り取った後、長さ13cm、幅6.5～7.0cm、深さ13～18cmの箱形の方形矢穴を4～5cmの間隔を開けて穿ったもので、いわゆる「矢場取り」を伴う大型矢穴列である。現状で視認できる矢穴は20個、延長約4mだが、石の大きさを考えると総延長は6mを超える。既に矢穴列に沿って亀裂が入っているところをみると、実際に矢を打ち込んで割る段階まで作業が進んでいたようだ。この矢穴列から約2m間隔をあけて、もう一列平行する矢穴列がある。こちらの矢穴は長さ12cm、幅8.0cm、深さ14.5cmで、8cmの間隔をあけて11個の矢穴が並ぶ。延長約2mである。

2列の矢穴は石の下面から穿たれているから、現状の位置関係で石割りを試みたとはいえない。矢穴を穿った時点では、巨石の天地が逆転していたとみるべきであり、その後何らかの要因で現在地に転落してきたと考えるほかない。これほどの巨石であれば、斜面を直線的に下るはずである。現在地から等高線に直行する直線を斜面上に延ばすと、A1群の大型露頭「立石」（烏帽子石）もしくはその直下の採掘坑に達する。現状で視認できるガメ石の石質は前述のとおりだから、現存する露頭から直接に遊離した転石とは言えないが、巨石の原位置をその付近に求めても間違いはなからう。

石の東面に向かって左の隅、地上から高さ2m程の位置に、「丸に曲尺」の刻印が刻まれている。円の大きさは15cmで、戸室石切丁場の原石刻印としては比較的大型の部類に入るが、特段に大きいとも言えない。刻印は現状で目に留まりやすい場所にある。矢穴を穿った後に転落してきた石であるから、転落後に現在地で刻印を刻んだと考えるべきだろう。金沢城と戸室石切丁場の刻印は、寛永期で姿を消すので、巨石が転落してきた時期も、寛永期またはそれ以前と考えられる。

ガメ石の位置は、「戸室山御丁場絵図」（巻頭写真4）で「鍋割大石」と注記された場所にあたる。その名の由来は、「巨石が転落した際の轟音で田島村の鍋釜が割れたから」だという（『戸室山初年号等留帳』）。

5. 「御小屋」推定地の平場と石垣

戸室山北部域の北東～東側斜面にかけては大規模な採掘抗群（A群）が展開しており、平坦面 SH3 と石垣 SW1 は東斜面の標高 228 m 付近に位置する。北側は石引道 SF1、南側は広場 SH1、西側の斜面上方は採掘抗群が広がり、東側の斜面下方は戸室石加工に伴う屑石が大量に堆積する。

江戸期の「戸室山丁場絵図」に描かれた「御小屋」は烏帽子石や鍋割大石よりも清水村寄りにあるが御丁場の門の中であり、石引道に隣接し、屑石が堆積する谷部に面した場所に位置する（巻頭写真 4 参照）。平坦面 SH3 は現状でこの立地条件に一致することから「御小屋」跡と推定している。

平坦面 SH3 平坦面 SH3 については前述のとおり現状の石引道 SF1 が平坦部の北西隅部に侵入している。また北東隅部は一部梅林に改変され、その他の場所も昭和の SF1 造成時に押された土砂の残丘や西側の採掘抗群の排土山裾部、転石群による細かい起伏がある（第 53 図）。昭和 37（1962）年に撮影された航空写真をみると（第 54 図）、まだ重機による造成は行われておらず、平坦面 SH3 の範囲は植生が周囲とは異なっている。平坦面の西側には幅員が狭くなった石引道 SF1 とおぼしき道がみえ、平坦面 SH3 はそれよりも一段低い。航空写真と現況図をもとに本来の範囲を推定すると、東西 12 m、南北 34 m、面積 408m²（123.6 坪）となる。平坦面は東面に石垣を伴う東西 12 m、南北 26 m、面積 312m²（94.5 坪）の範囲と、石垣の面より西に 3～4 m セットバックし、石垣を伴わない東西 7 m、南北 9 m、面積 63m²（19 坪）の範囲とで構成される。平坦面 SH3 は周辺の地形からみても斜面上に盛土造成したと考えられ、南側の広場 SH1 を見通せ、東側には戸室山御丁場を管理していた田島村の集落を望むことができる眺望のよい場所を選択している。A 群の広場域の入り口という点からも重要な場所と考えられる。石引道に接することからも石材を選び出す前の集積場としての機能も想定できよう。

「御小屋」には、当然その名称の由来となる建物があったと考えられる。「戸室山初年号等留帳」（金沢市立玉川図書館 後藤文庫）には、大雨のため丁場での仕事が困難な時、「御小屋にわ」にて石切は板石を作ると記しており、雨天時の作業場になる程度の空間があったことがわかる。

石垣 SW1 平坦面 SH3 の東側に築かれた石垣である。東面は幅 26 m、高さ 2.5 m、ほぼ直角に折れた南面は西側に 1.5 m 程で斜面につきあたる。その先は未確認である。

東面と南面の折れ部分は、戸室石の角石と角脇石からなる算木積の隅角部で、山中の丁場でありながら、城石垣同様の構造を持つ点特徴である。角石は高さ約 50cm、幅約 60cm、控え長約 90cm で、小面はノミ調整、大面は矢穴痕が残る割面である。角脇石は高さ約 30cm、幅約 40cm と小振りとなる。石面は方形でノミ調整する。

築石部分の石材は全て戸室石で、規格は幅 30～40cm 大が標準的で、大きいもので 60cm、高さは 10～20cm 台が多く、15～25cm 台の板状の材を含む。控え長は不明である。裏込めは戸室石の割屑石を使用する。石面は自然面、割面、割面にノミまたはツル加工がある。

石積みや石材などは一定のまとまりで変化があり、隅角部から 10 m 付近までの南部、10 m 付近から 20 m 付近までの中央部、それより北側約 6 m の北部の範囲で大きく 3 つに分けられる。

【南部】 高さは約 1.5 m で、基本は横目地の通る布積みだが、城内でも使用するような築石材と小振りな割石を併用するために所々石積みが乱れる。勾配は場所によって異なるが、70～75°を測る。石材は割面石が大半を占め、ノミ・ツル調整や矢穴痕がある石材は一部である。天端石は規格的な材ではなく小振りな築石材または端材を使用するが、平らな面を上面にして天端を描いている。石材の色調別では青戸室を多く使用する。隅角部から北に 7～12 m 付近で 2 段の石垣となる。下段石垣は天端の高さは標高 227 m で、南北 4.7 m、高さ 0.8 m を測る。面は上段の石垣よりも約 70cm 前にあり、面の軸や、勾配は約 75°と揃っている。2 段の石垣の間は犬走り状の小段で、上からの流入土が堆積する。天端石は板材を使用し、築石も上段より規格的な材で、矢穴痕をもつ石材が多く、上段石垣の

様相とは異なり、北部と共通点が多い。限定的な2段石垣のため、当初からこの姿で構築されたのか、前後関係があるかは不明である。

【中央部】石積みは部分的に落し積みとなり、小振りな石材が多く、南部のような城内サイズの築石材は目立たない。隅角部から北へ11.5m付近で天端に段差が生じている。天端から3段目(部分的には4段目)までの範囲とその下の段とは石垣面が10cmほど前後にずれており、積直しが行われたと考えられる(第57図)。ただし、両範囲ともに勾配は63～66°である。石材は自然石・割石・割面にノミ調整のあるものが混在する。中央部は修理箇所とみられるが、その中で更に部分的に修理されていることから、繰り返し石垣が変形した場所と考えられる。

中央部石垣下の斜面には捨て石状の大型転石が点在する。これらの石は他の築石材よりも大きく、面を持たず、乱雑に転がった状態から石積みとは考えにくい。また上部の石垣は複数回の修理の可能性があり、地形的にやや谷部で石垣が崩れやすい場所に捨て石として置かれたと考えられる。

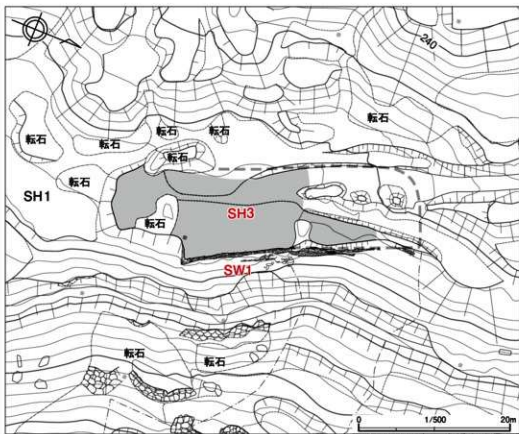
【北部】隅角部から北へ20mの地点から北側の幅約6m、高さ約2mの2段石垣部分である。石垣北側は、平坦部からの流入土で埋まっている。地表に現れている箇所、上段部は幅が約6.5m、高さ約0.8m、勾配は77～79°、下段は幅約5m、高さ約1m、勾配は66～73°を測る。横目地の通った布積みである。石材は割面の割合が多く、次に自然面、ノミ調整した石材もある。他と大きく異なるのは、板材が多い点で、板材を横置きして布積みとする。2段の石積みの間には幅40cm位の犬走りが設けられている。上段石垣の勾配が他の箇所と比べると立つのは変形のためと考えられる。下段石垣は南部の下段石垣と石材について共通点があるが、石垣面の通りや勾配が異なっており、同一の石垣とは考えにくい。

築石の板材には矢穴痕が目立つ。自然面から石の節理に沿うように矢穴を入れ板材を割り取る場合は自然面がそのまま石面となる。石面が割面の場合は、石面となる面を割ってから板材にするといった手順が伺える。矢穴痕は三角形を呈するものが中心で、矢穴の深さが口の幅より深いものと、深さと幅がほぼ同じか、やや浅いものに分類でき、圧倒的に後者が多い。またそれぞれの矢穴の短側面と長側面との間の角が明瞭かどうかでもさらに細分が可能で、(詳細については第8章第4節を参照)、同じ矢穴列でも混在する場合がある。SW1で方形矢穴痕は3石にとどまる。

石垣が部分的に2段となること、石積、石材の調整等の違いは、各部の構築時期の違いや、修理範囲を示すと考えられる。石積みの乗合から中央部が最終段階の石垣という点は明らかだが、発掘調査を行っていない現状では、南部と北部の石垣、両者の前後関係については不明である。

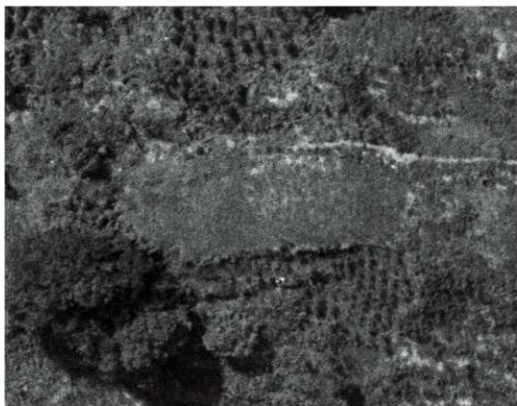
石垣SW1は城石垣との共通点や、石垣の修理といった維持・管理が行われた点からも重要な石垣であると考えられ、「御小屋」の石垣である可能性が高い。

犬走り部分の表土層からすり鉢を表面採集した(第57図)。底部と体部立ち上がりの一部が残っており、口縁部から体部にかけては欠損している。底径6.3cmを測る。ろくろ成形で、底部外面には糸切り痕があり、全面に鉄軸がかかる。小型で口縁部が玉縁状になる器形と推定され(庄田氏御教示)、内面には12本で1単位の卸目が密に入る。17世紀後半、肥前産陶器とみられる。



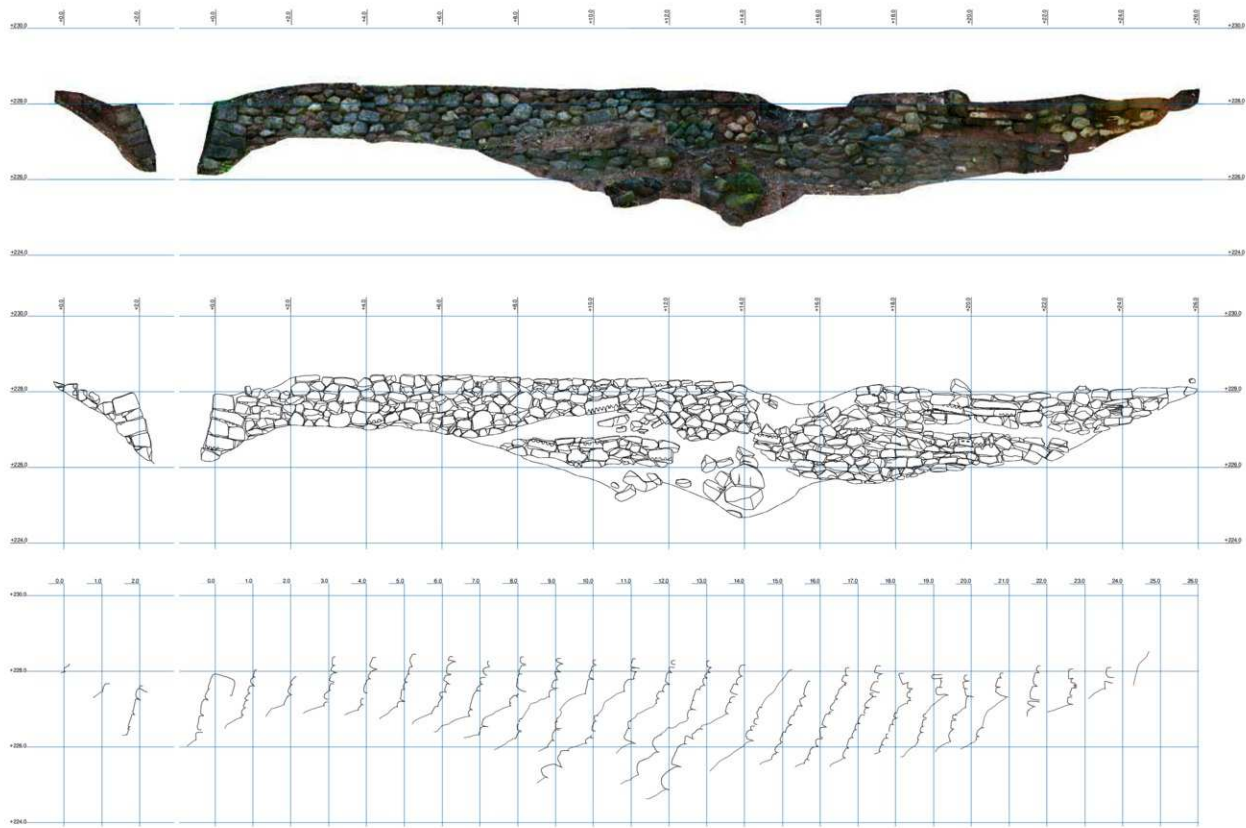
灰色は現状の平坦面、破線は推定範囲

第53図 平坦面SH3現況図

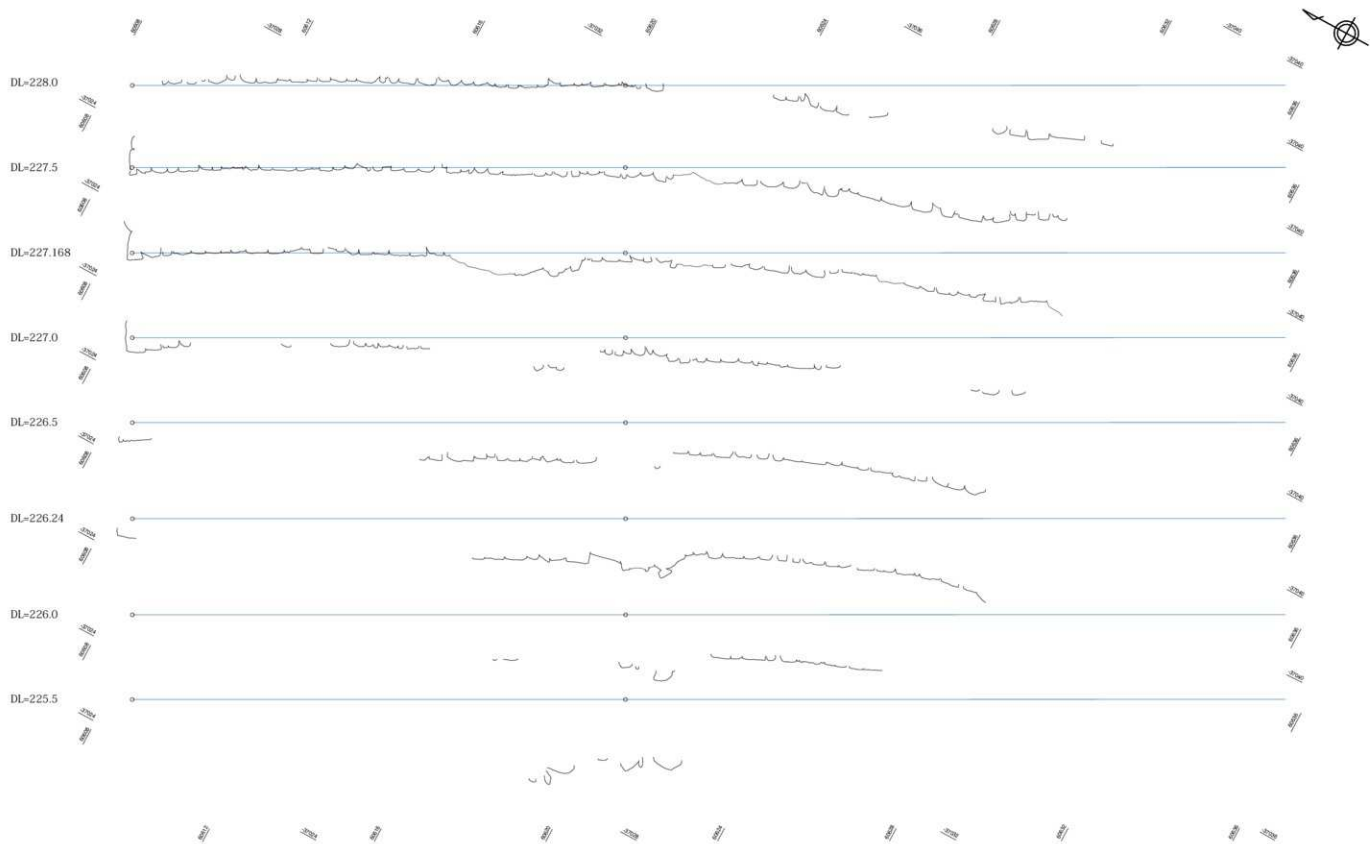


昭和 37 (1962) 年国土地理院撮影

第54図 平坦面SH3航空写真

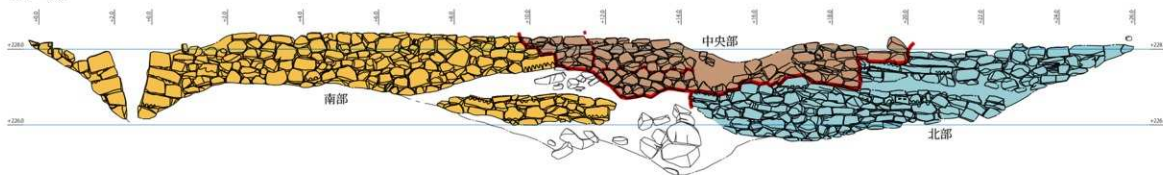


0 1/100 5m
 第55図 SW1オルノ写真、全体図、断面図

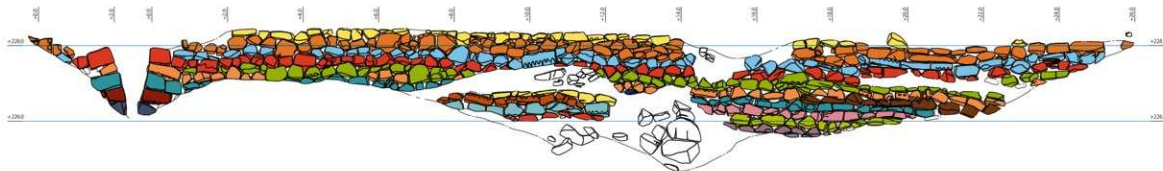


第56图 SW1水平断面图

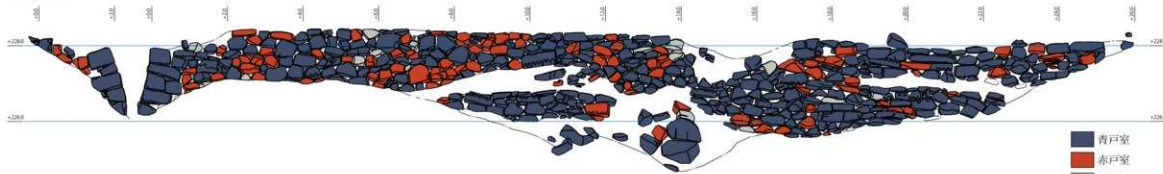
【分類】



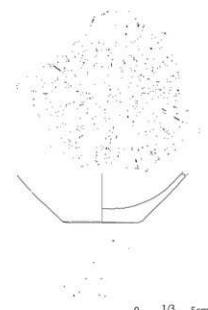
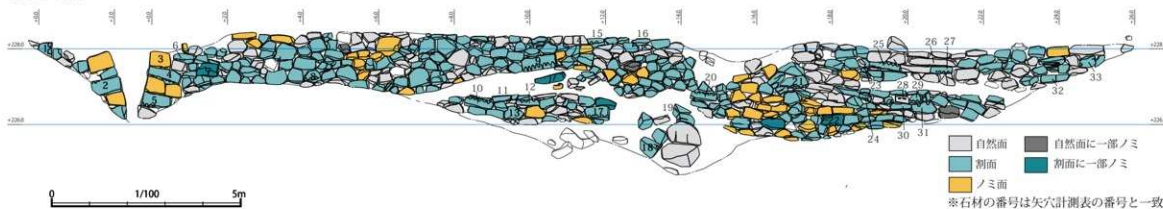
【段別図】



【色調別】



【面加工別】



南部下段石垣の表土層中で確認

※石材の番号は矢穴計測表の番号と一致する

第57図 SW1属性別色分け図および遺物実測図



1 青戸室の露頭SSI（立石）と直下の大型採掘坑SQ1



2 上部は烏帽子形



3 下部は拱理面で割れ



4 頂部に溝切りの痕跡



5 頂部の背後に残る角柱状の加工石材

第58図 A 1群の露頭と採掘坑



1 急斜面にある分割途中の原石SS3



2 角柱状の石材を数本割取る



3 分割面から矢道を掘り次の材を分割



4 割面にみる矢道と矢穴の痕跡



5 矢道に立ったままの矢が残る

第59図 A 1群の分割途中の原石SS3



1 SQ7



2 SQ7



3 SQ8



4 SQ8の平場にある鍛冶用水槽



5 SQ9



6 SQ9の平場と転石



7 SQ10の平場と転石



8 SQ10の露頭 (摂理面で割れている)

第60図 A1群の採掘坑



1 SQ13



2 SQ13と平場



3 SQ16



4 SQ16へ続く道跡



5 SQ16排土山裾部

第61図 A2群の採掘坑(1)



1 SQ22



2 SQ22平地



3 方形穴痕のある石材



4 SQ20



5 SQ20排土山(SF1を埋める)

第62図 A2群の探掘坑(2)



1 SQ38



2 SQ25



3 SQ31



4 SQ28



5 SQ28下の平地

第63図 A3群の採掘坑(1)



1 SQ33



2 SQ33平場の屑石堆積



3 三角形穴痕のある石材



4 SQ33上方の露頭



5 SQ34

第64図 A3群の採掘坑(2)



1 御小屋跡推定地の平坦面SH3



2 採掘坑A1群下の広場SH1

第65図 A群の平場（1）



1 方形矢穴痕のある石材 (SQ2下方)



2 加工剥片の散布 (SU3付近)



3 平坦面SH2



4 SH2の刷石堆積



5 平坦面SH2の加工途中の石材



6 同左の矢穴と溝切り



7 道跡SF2



8 広場の末端ないし道跡のSF3

第66図 A群の平場 (2)



1 谷底に転落している巨石SS2（ガメ石）

左の人物の手元に刻印



2 SS2と谷川の流れ



3 石の下部に刻印を刻む



4 下面に矢場取りのある矢穴列

第67図 A群の谷斜面（1）



1 谷斜面に堆積する膨大な層石群



2 折り重なって堆積する石



3 大小各種の石が混在



4 矢穴痕を残す割石



5 同左の方形矢穴痕

第68図 A群の谷斜面(2)



1 御小屋跡推定地の石垣SW1



2 南部



3 中央部



4 南部の下段石垣(奥)と捨て石(手前)



5 北部

第69図 A群の石垣(1)



1 SW1南東隅角部（南面）



2 角石の表面加工と南面



3 方形矢穴痕のある石材



4 SW1南東隅角部（東面）



5 隅角部の石材加工（角石：割、角脇石：ツル）



6 三角形矢穴痕が残る角石の割面

第70図 A群の石垣（2）



1 自然面の石材



2 割面の石材



3 三角形矢穴痕の残る割面石



4 拱理を利用し矢割した板材



5 方形矢穴痕の残る割面石



6 ツル痕の残る石面



7 半截途中の板材



8 未使用の矢穴

第71図 A群の石垣(3)

第3節 北地区（B群、C群）

1. 位置と構成

戸室山北部に展開する石切丁場のうち、戸室火山溶岩流の本体からなる尾根筋の北端を北地区と呼ぶ。田島集落から西に直線距離で約700m、清水集落から北東に約500m、標高約260～320mの山腹に位置する（第72～75図）。

当地は、石切丁場の中核であった東地区（A群）の金沢側に隣接し、江戸期「戸室山御丁場」の入口部にあたる。産出する戸室石は、赤戸室が主体となる「赤石丁場」で、青戸室は例外的な存在である（第33図）。

北地区の丁場は東西2群からなる。東側のB群は、東地区A3群の斜め上方を中心とする丁場で、戸室石切丁場では最大級の大型採掘坑を擁する3地点の丁場からなる。標高260～320mにかけての高低差約60mの傾斜地である。西側のC群は、戦後の高度経済成長期に重機で大規模に採掘された丁場である。

2. B群（第76～85図）

(1) 山裾の平場と石引道

B群の斜面裾には石引道や平場がある。

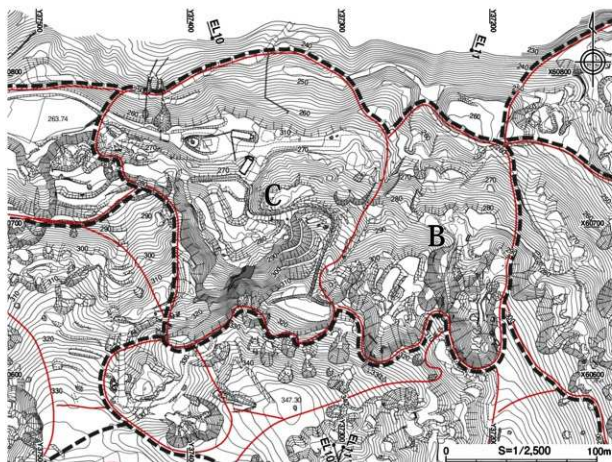
A群から0.1～0.2%程度の緩やかな登り勾配で続いてきた石引道は、B群の裾で標高約260mで小ピークとなり、ここから道が3方向に分岐する。直進する道SF1は坂を10m弱下り、次第に標高域を下げながら西へ進む。明治30年代に角間から二俣への道が拡幅整備されて以降、石材を県道に下ろすにはこの経路を辿ったらしい。南東に急角度で折れて斜面を登る道SF5は、長谷川丁場SQ107から石材を下すため、丁場の持ち主である長谷川博氏が造成した作業道であること教示いただいた。また、SF5とSF1の合流点付近から斜面を登る2筋の細道のうち、斜面を急登する道SF6は、浅永丁場SQ103へ上るための道であつたらしい。一方の道SF4は、斜面を3mほど登った後、平坦な道となって標高264m付近を西へ進む。その先はC群の採掘のため現状では経路が判然としないが、昭和37年撮影の航空写真を見ると、C群を経由して西地区の山裾道まで小道が連続している様子が読み取れるので、SF4の道筋が本来の石引道の経路と考えられる。明治以降、県道経由で金沢へ向かう最短ルートの利用が主流になったため、かつての石引道は採石の排土で埋没しかけて途切れかけたのであろう。A2群の石引道SF1が御小屋跡推定地SH3の手前で埋没していたことと似ている。

さて、分岐点の北には谷に面して東西約40m、南北約25mの略長方形の平場があり、長谷川博によれば、浅永丁場の現場小屋が建てられていたとのことである。平場の規模は小屋の敷地としてはいささか広すぎるので、旧来からの平場を利用したと考えるべきであろう。平場は当地を最上位面として北東地区にかけて3段が認められ、いずれも谷に面して二俣方向への幹線道を望む位置にあることから、石切丁場に先行する中世段階の砦跡の可能性もある。この場合、石引道SF1がSH5の南側で切通状を呈することや、SH5の西側に位置する窪地も、砦との関連で評価できよう。この点については第6節北東地区で詳述する。

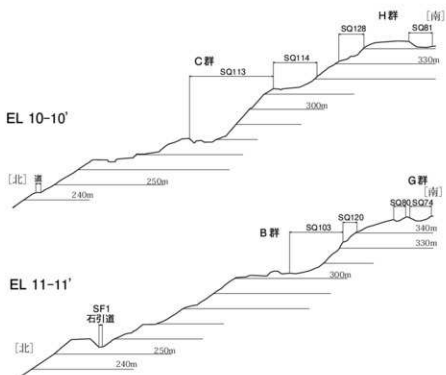
(2) 殿様丁場

B群の斜面上部には、標高280～320mにかけて、殿様丁場、長谷川丁場、浅永丁場の3つの大型採掘坑が高さを変えて立地する。

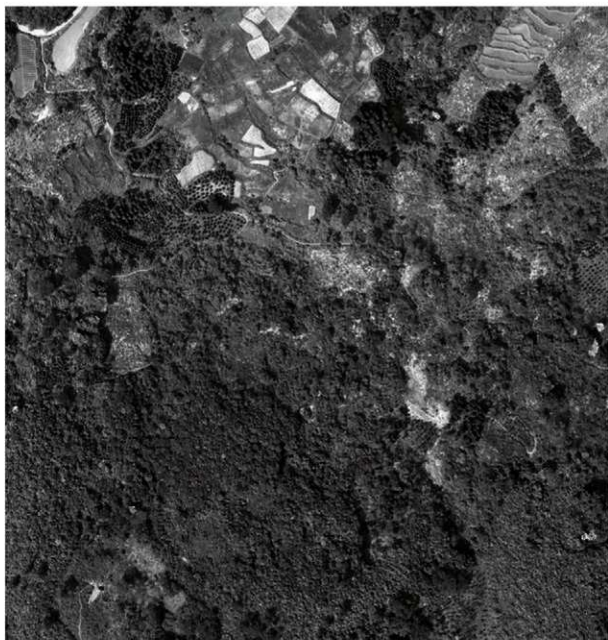
このうち、北地区の丁場の持ち主である長谷川博氏が、先代から「殿様の穴」と伝え聞き、3か所の丁場のうち最も古くから採掘されていたとする場所がSQ110を中心とする大型採掘坑である。これを本報告では殿様丁場と称する（第92、93図）。3丁場の東側、中段の標高域にあたる約290～310



第72图 北地区全体平面图

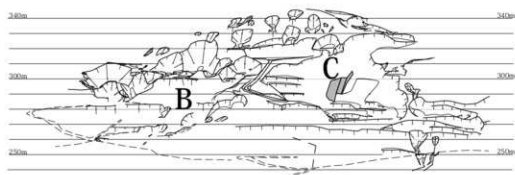


第73图 北地区断面图



第74图 北地区航空写真

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/2,500



第75图 北地区立面图

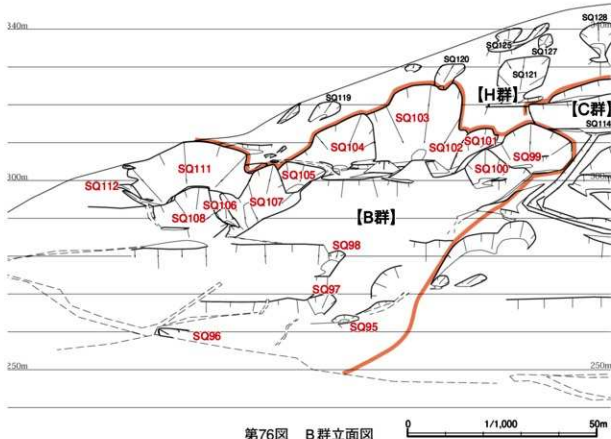
m地点に位置し、規模は南北60m、東西30m、深さは奥壁で14m、中央部で18mに達する。穴が深く、採掘坑の入口に比べて坑底中央が3m以上も低いことに特色がある。

丁場の各部をみてみよう。現状の採掘坑の入口の平場は標高293mで、東に接するA3群の採掘坑SQ38の坑底より約10m上、西隣の採掘坑SQ107の坑底より9m上に位置する。平場上には屑石が散らばっており、中には三角形の矢穴痕を残す割石が含まれていた。排土山の範囲はこの平場周辺だけでなく、一段下の標高287mの平場から採掘坑SQ38にかけて広がり、一部は作業道SF5を越えて斜面裾付近まで達しているとみられる。

平場と採掘坑との境界には、長さ約3mの東西方向の低い石列があり、丁場小屋に関する施設の可能性がある。この脇を抜けて幅約2mの平坦な道が坑内へ伸びている。

坑内は一見すると1つの大型採掘坑であるが、壁面や坑底の状態をみると手前から奥に向けて3つ中型坑が連なって形成された可能性がある。手前はSQ109で径約15m深さ5m、中央がSQ110で径約30m深さ18m以上、奥のSQ111が径約27m深さ13～15mである。最も深い中央坑SQ110の坑底は現状で標高約290mであるが、坑底には屑石が堆積しているので本来の掘削底はさらに下がるであろう。奥側SQ111の坑底は標高293～296mで、入口から東壁下を緩く蛇行して延びる道の高さ標高292～293mと近い。道の末端は中央坑SQ110の奥部で崩れて途切れているが、本来は奥のSQ111まで延びて掘り出した原石が搬出できるようになっていたと推察される。

この道には路肩に石垣SW2が伴っている。坑底の深いSQ110の壁際を抜けて平坦な道を通すため、路面をかさ上げする必要から造られた石垣で、比較的大振りの石材や板状の石材を積み上げており、現状で6～8段、高さ1.5～2.1m、延長8.6mが確認できる。基底部分はSQ110の坑底に埋没しているから、本来の高さは3mを越えていたであろう。使用する石材の寸法は総じて東地区A群の御小屋



第76図 B群立面図

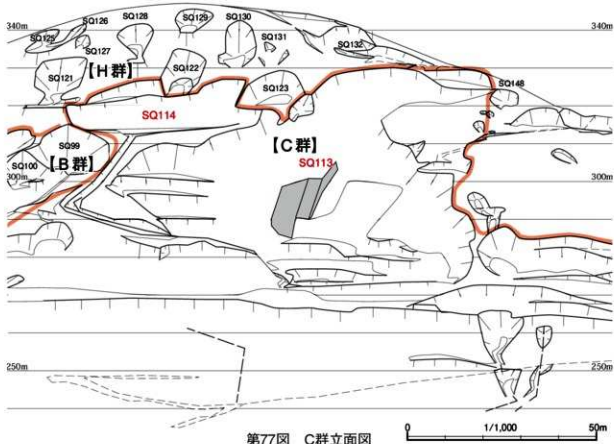
跡推定地の石垣 SW1 より大きく、中には大型で深さのある尖底の三角形矢穴痕を残す割石材を含む。石積みの隙間から割屑石の小片が垣間見え、裏込めを伴う構造である。

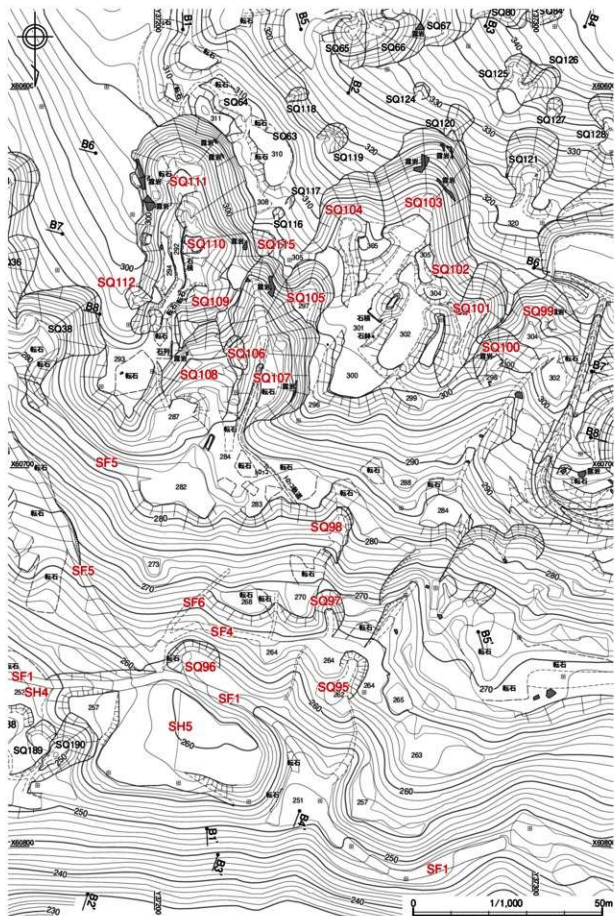
石垣 SW2 は中央坑 SQ110 の内部から立ち上がっているから、道は SQ110 で探掘が坑底まで到達した後に造成されたものである。おそらく奥坑 SQ111 からの原石搬出がその主目的であろう。長谷川博氏によると、かつて SQ110 には坑底から原石を運び出すための螺旋状の道がついていたらしい。SQ110 の坑底が深く原石の搬出に労力がかかるため、新たに作業道をつけて奥坑 SQ111 へ掘削に進んだと考えられる。この道の東に接して約 1m 高いレベルにも、路肩に数段の石積みを伴う道跡とみられる幅約 1.5 m の帯状の平坦面が残っており、掘削段階に応じて適宜道を付け替えていたようだ。

殿様丁場が、斜面城の探掘の原則として、斜面の手前から奥に向かって探掘を進めたとすると、その初期段階の排土山に伴う平場は、現状の平場の一段下にある標高 287 m 地点の平坦面が候補になる。標高 293 m の現状平坦面は、SQ111 への拡張に伴って形成された最終段階の平場であり、SQ111 形成以前における中央坑 SQ110 からの道の出口は、既に土中に埋もれているのであろう。

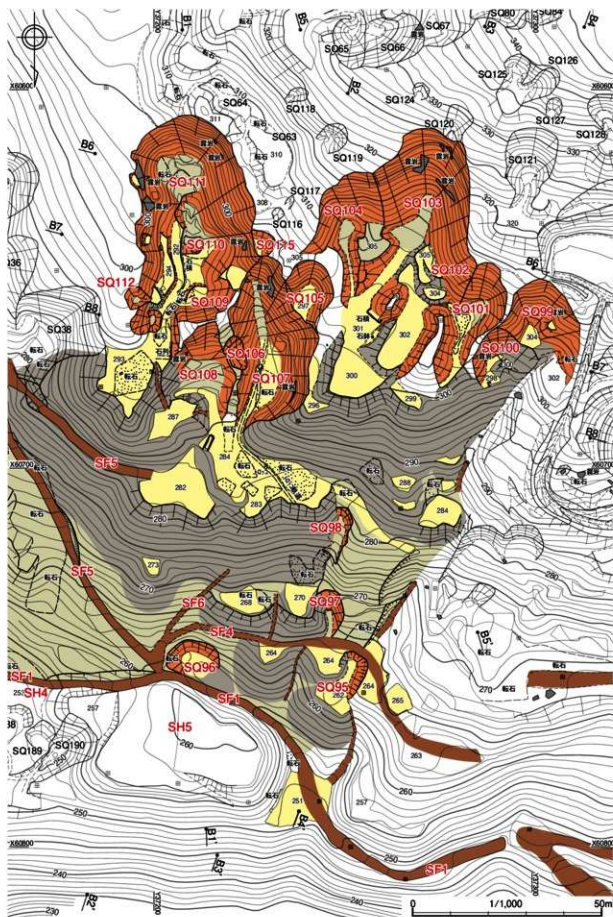
以上、殿様丁場は、田島の長谷川家が前田家から探掘を引き継いだ丁場で、江戸期の戸室山御丁場の一角を占めていた赤戸室石の丁場である。江戸後期の「戸室山御丁場絵図」（巻頭図版 5）で朱塗りの印がつけられた「赤石」の丁場は、御小屋や道との位置関係等からして、現在の B 群を指していることは間違いなからう。殿様丁場は、その中心的な探掘坑に位置づけられる。

なお、「戸室石切丁場確認調査報告書 I」〔金沢城調査研究所 2008〕では、東地区 A 群一帯を「殿様丁場」として報告した。これは「戸室石引き道調査報告書」〔金沢市 1995〕に掲載された丁場位置図の丁場名を踏襲したものである。しかし、今回の調査で作成した詳細測量図を持参して長谷川博氏にお話を伺ったところ、「トノサマノアナ」とは本報告の北地区 B 群 SQ109～111 の探掘坑を指しており、

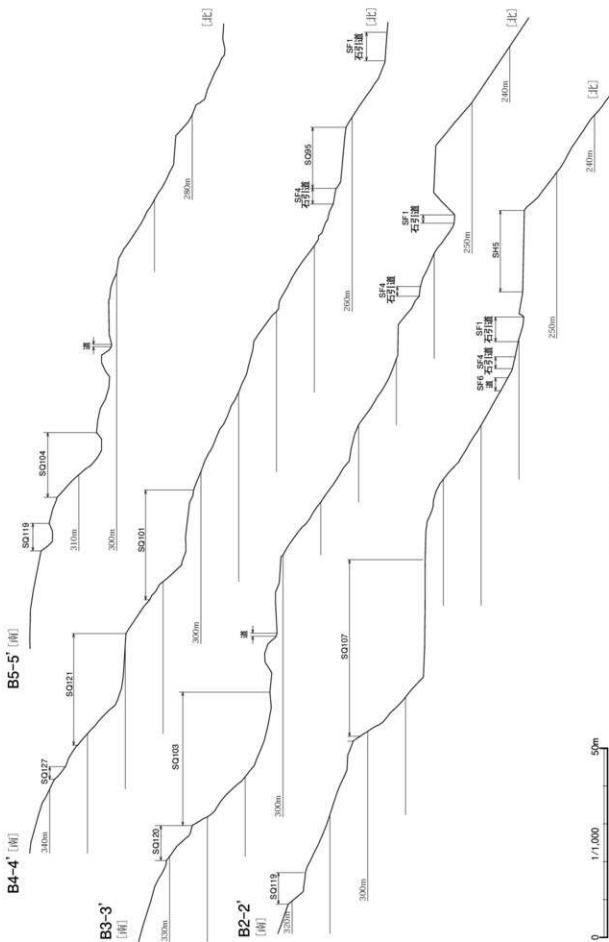


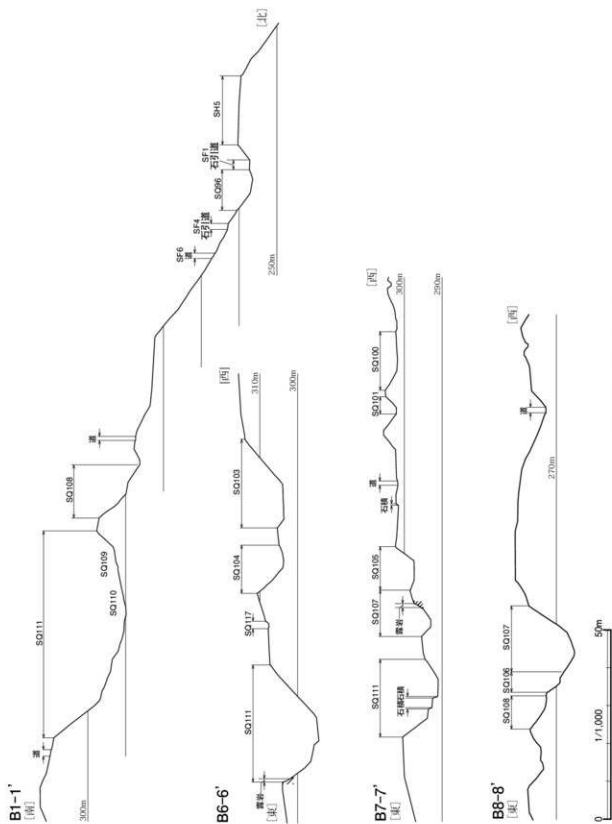


第78図 B群詳細図(1)

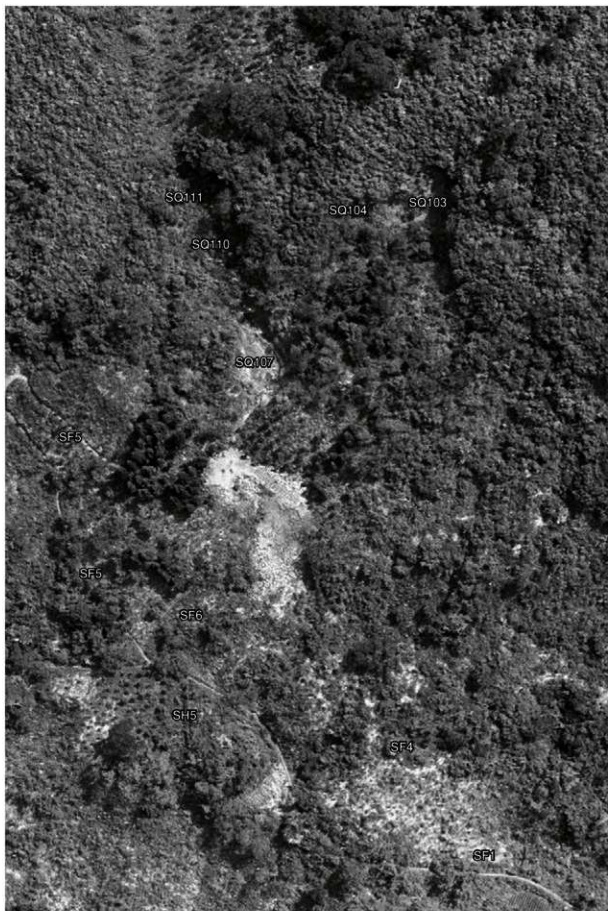


第79図 B群詳細図(2)





第81図 B群断面図 (2)



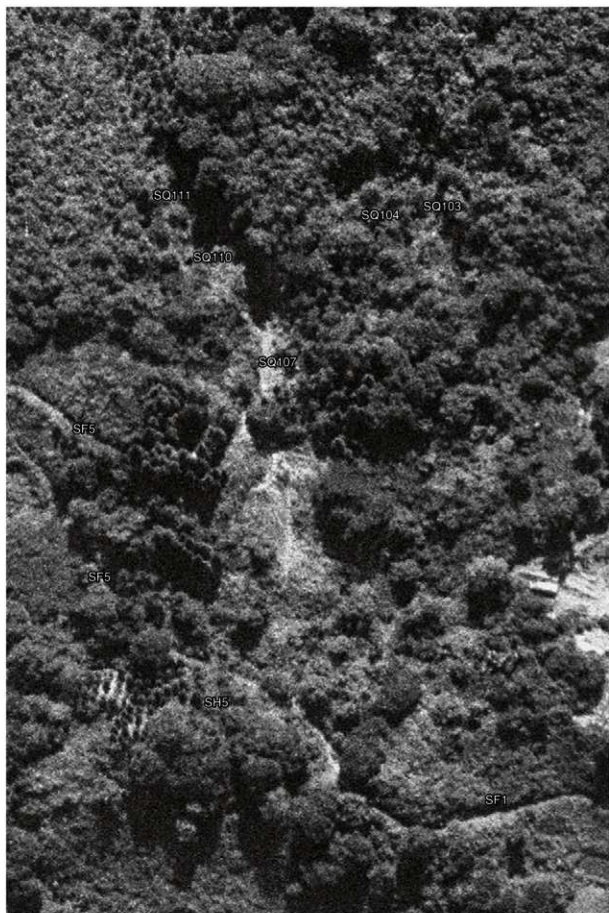
第82図 B群航空写真(1)

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第83図 B群航空写真(2)

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/500



第84図 B群航空写真(3)

昭和43(1968)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第85図 B群航空写真(4)

昭和48(1973)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000

東地区ではないことが確認できたことから、このように修正したことを付記しておく。

(2) 浅永丁場

B群3か所の丁場のうち、西側に位置する丁場を本報告では浅永丁場と呼ぶ(第94図)。

地主である長谷川家が、浅永栄次郎氏が経営していた丁場を引き継いで採掘していた場所である。浅永氏は、旧浅川郡小坂村浅野(現金沢市浅野町)に在住していた人物で、明治33(1900)年頃から戸室石の採掘・輸送・販売に携わり、大正2年には金沢市賢坂辻在住の安田俊二郎氏等と共に戸室石材合資会社を設立、大正7年ごろに最盛期を迎えた後、昭和2年には加賀石材株式会社に衣替えして昭和5年まで戸室石の採掘・販売に従事した。その後も個人経営で採掘に関わり、昭和28(1953)年まで作業を続けていたとされる[金沢市1995]。

丁場の標高域は標高300～325mとB群3丁場では上段にあたり、5つの採掘地点で構成されている。

西端に位置するSQ99と100は、SQ100の坑内にSQ99からの排土が捨てられており、斜面の下から上へ地点を移した一連の採掘坑とみられる。坑径は約15～20m規模の中型坑で、坑底レベルが隣接するSQ101ほかの採掘坑群より3m程低いことや、境界を細根根状に掘り残して採掘坑が独立していることから、それらに先行する採掘坑かもしれない。

SQ101から104は、概ね近い標高域に4基の採掘坑が坑壁を連ねて並列している。西側のSQ101は平面イチジク形を呈する採掘坑で、通路部は下幅2m程度でほぼ水平に奥へ進み、径約15～20m深さ7～9mの採掘坑に至る。東隣に位置するSQ102とは奥壁が連続し、坑奥で両者が行き来できる状態にあるが、通路部はそれぞれ独立していて、間に幅約10m高さ3mの土塁状の高まりを約20m残している。同様の高まりはSQ102と103の間、SQ103と104の間にも認められるから、採掘当初はそれぞれに進入部をもつ独立した中型採掘坑が並立しており、これを掘り進めた結果、隣接する採掘坑が連結して現在の姿になった可能性も考えられる。

SQ102の坑底の現状は幅約7m奥行約20mの平地となっており、隣接する採掘坑SQ103の掘削排土で埋められているとみられる。この場合、本来のSQ102の坑底はさらに数m下がると予想され、これに伴う排土山は低い位置にある平地で、例えば標高296mの平地等がその一部と推察される。

SQ103は浅永丁場では最も奥まった位置まで掘り進んでいる採掘坑である。坑奥から排土山の平地にかけて幅3.0mの通路がほぼ水平に伸び、SQ104の通路と接続している。おそらく両者が浅永丁場の最終段階に稼働していた採掘坑であろう。長谷川博氏は、浅永丁場の採掘にあたり田島で初めて軌道を設置し、坑内の土砂を手押し車で搬出したというから、屈曲が少なく平坦で安定した通路はそのためであろう。採掘地点から土捨て場まで50m以上離れているのも、軌道敷があつてこそである。

SQ103と102の境に位置する小山の北側には、斜面裾を幅4m高さ0.8mの低い石積みで整えた一画があり、付近に戸室石を割り貫いて捨てた水溜が掘え置かれている。水溜の外形は幅71cm奥行58cmの略四半円形で、縁幅約10cm、内法46×38cm、深さ20cmを測る。同様の水溜は東地区ではA1群SQ8で確認しており、本地点も同様に丁場小屋の鍛冶場があつた場所であろう。

なお、SQ104と東のSQ105との間に幅2～3mの通路状の掘り残しがある。採掘坑境の掘り残しとしては傾斜もゆるく登り降りしやすいルートであり、背後の尾根筋に立地する中央地区G群からB群の山裾の石引道に至る石材運搬路かもしれない。

(3) 長谷川丁場

殿様丁場と浅永丁場に挟まれた中間に位置する大型採掘坑は、長谷川博氏が昭和30年代に浅永丁場から移って採掘に着手した丁場で、本報告では長谷川丁場と称する(第95、96図)。

採掘坑の標高は約284～305m、規模は奥行47m、幅20～24m、深さ13mの縦長で深い採掘坑SQ107が主坑である。

一方、南西のSQ105と東のSQ106は、主坑に切られた状態にあり、先行して営まれていた採掘坑である。SQ105は坑底の標高が297mで、浅永丁場のSQ102や西側のSQ100に近く、大型採掘坑の形成に先行して、この標高域を坑口とする中型採掘坑群が斜面に並存していた可能性を示唆している。同様にSQ106の東に隣接するSQ108は、現状では坑底がSQ107と連続した状態になっているが、採掘坑前方の標高282m地点の平場がこれに対応する排土山とみられることから、SQ107もしくは殿様丁場の主坑SQ110の掘削排土で坑内が埋められた状態とみるべきだろう。本来の坑底が平場と同レベルまで下るとすれば、東方のA3群の採掘坑群と同じ標高域に展開していたことになり、一連の採掘坑群である可能性が出てくる。

さて、長谷川丁場では坑底から排土捨て場の平場にかけての利用方法がわかっているため、他の丁場跡の遺構を検討する際に参考になる点が多い。

主穴の坑底には今でも軌道敷が残されている。軌道は坑奥から坑口まで直線的に約28m進み、鈍角に緩くカーブしつつ20数m進んで平場の先端に達する。途中には手押し車の車軸も残っていて、当時の作業を彷彿させる。坑底から平場にかけてはわずかに下り勾配で整地され、坑内からの排土運搬の効率を高めている。軌道周辺の平場には石割り加工途中の原石が散乱しており、坑口近くにはさらに成形が進んだ間知石や板石、精加工を施した石造物土台石等が積み重ねられている。

長谷川氏によると、坑内で採掘した原石はその場で割って動かしやすい大きさにしてから坑外へ運び、平場で小割して素材に加工した。作業道にも近い坑口直前の平場に2間3間の丁場小屋を建て、道具修理の鍛冶場や作業員の休憩所に使用していたとのことである〔金沢市1995〕。

排土山は単なる土捨て場ではなく、原石の加工場であり、丁場小屋の敷地としても活用する多用途な空間だったことがわかる。昭和37(1962)年撮影の航空写真(第83図)には、稼働中の長谷川丁場の様子が写っている。

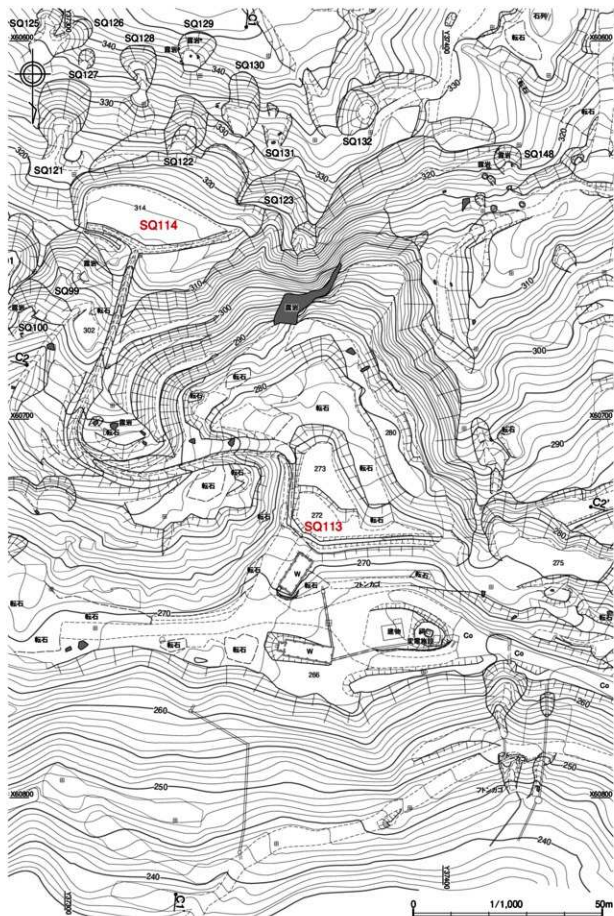
長谷川丁場の排土斜面の裾にも小規模な平場が3段ある。上段は標高270mで2か所、中段は標高264mで2か所、下段は262mに1か所である。斜面上の採掘坑群の排土山とするには10m以上の落差があり不自然な平場であったが、測量に伴ってあらためて観察すると、かつて付近に存在していた採掘坑がその後の掘削排土で埋没した状態にあることが確認できた。上段の平場に伴う採掘坑がSQ98、中断がSQ97、下段がSQ95である。いずれも過半が埋没しているが現存する坑壁から推定すると、径10数mクラスの中規模の採掘坑と考えられる。現状では斜面上の大型採掘坑からの排土が堆積する斜面域にも、これに先行して中規模の採掘坑からなる一群が展開していたことを示すものである。

以上、B群の遺構を概観した。江戸期から続く戸室山北端の拠点的な赤石丁場である当地区での採石は、明治以降も昭和30年代末まで続けられ、大規模な採掘坑群を形成したが、これによって江戸期以来の採掘跡が完全に失われた訳ではなかった。採掘坑の現状を丹念に比較検討すると、部分的には破壊され埋立てられて姿を変えてはいるものの、旧来の採掘の片鱗を窺わせる遺構があった。近世から近代にかけての戸室石採掘の変遷が凝縮されている場所がB群であると評価することができよう。

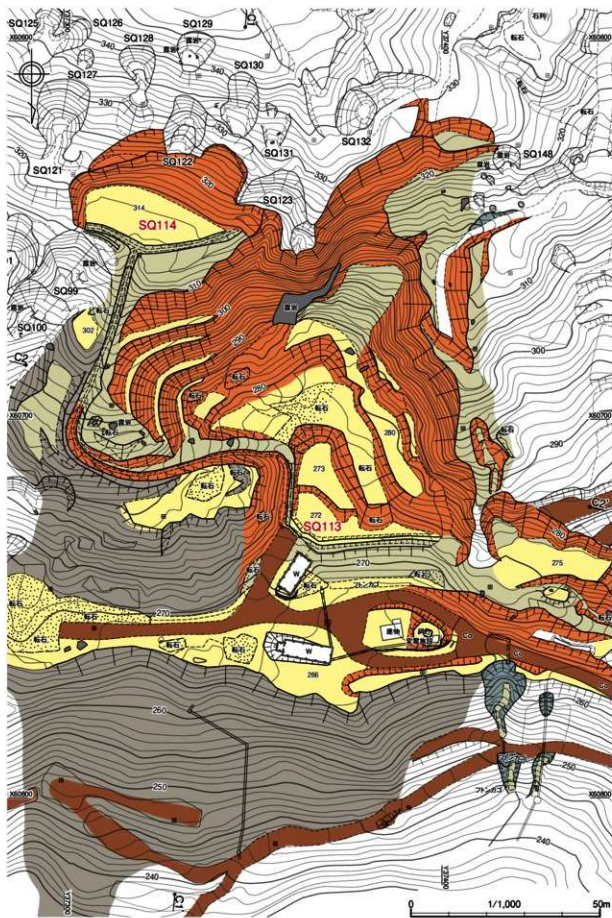
3. C群 (第86～91図)

北地区の西半を占めるC地区は、清水集落の北東約400mに位置し、戦後の高度経済成長期に重機で大規模に採掘された丁場跡である。採掘規模は東西約110m、南北約130m、標高270～320m付近にかけて、高低差約50mの階段状に切土した崖地となっている。

採掘の開始は、長谷川丁場が停止して数年後の昭和42、43年頃で、昭和43(1968)年撮影の航空写真に採掘初期の様子が写っている(第90図)。これを見ると、既に斜面裾には幅80m程ある大



第86図 C群詳細図(1)



第87図 C群詳細図(2)

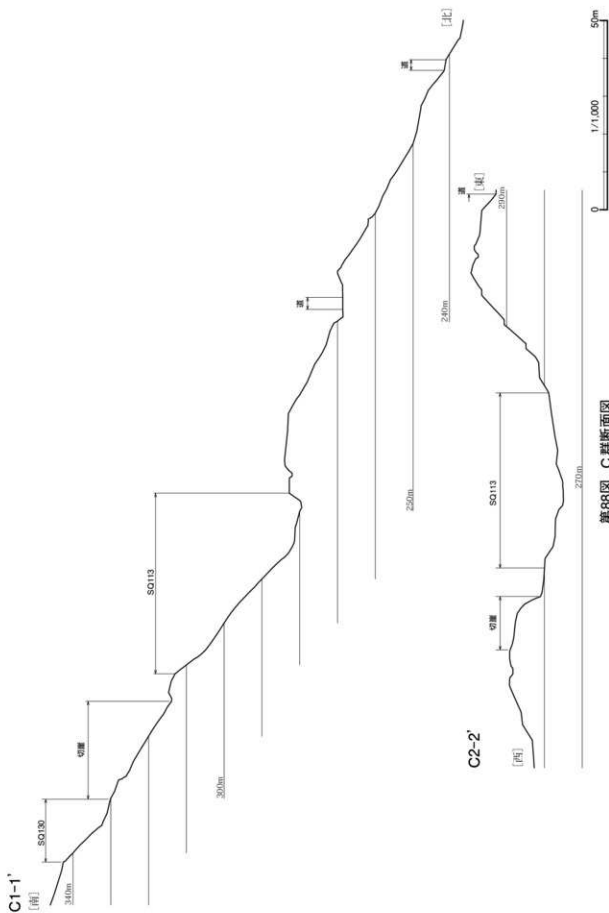
規模な採掘坑が形成されており、これを回り込んで作業道が登坂し、斜面上部域でも同規模の採掘が進みつつある。江戸期の石引道の本道 SF4 は既に失われ、掘削土は採掘地下の斜面に押し出されている。5年後の昭和 48 (1973) 年の航空写真では、更に掘削が進んで斜面上下の採掘域が一体化し、山裾の採掘坑も大型化して現状近い姿となっている (第 91 図)。丁場への進入口に現場事務所の屋根が見え、奥に進むと大屋根の建物がある。原石を切断する大型チェーンソーを設置していた作業場であろう。排土管理に問題があったとみられ、丁場の下方斜面へ大量の土砂が流れ出し、道 SF1 を越えて畑地を埋めている。道は重機で復旧した様子が窺われるが、現在は断続的な状態になっているので、土砂流出は以後も繰り返されたようだ。

さて、大規模採掘以前に撮影された昭和 37 (1962) 年の航空写真には、それ以降とはだいぶ異なる様子が写っている (第 89 図)。まず道は、C 群の採掘地に至る進入路がない。清水集落側からの道は北西地区 K 群の裾付近から斜面を下り、B 地区からの道 SF1 と合流して四つ角となって、北北西に折れると二俣方向へ向かう道、北東に折れると田島に向かう「石切道」となる。

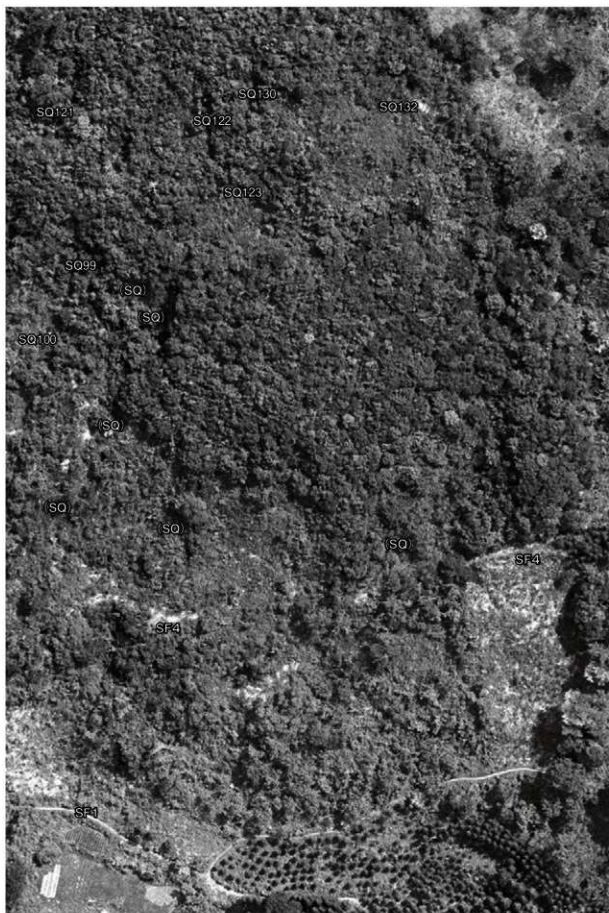
後に採掘地となる場所は、高木の無い場所が数か所見受けられ、B 群から続く江戸期の石引道 SF4 の経路が断続的に確認できる。

これより上方の斜面域は広葉樹の植生域だが、樹木の影の具合から採掘坑の窪地を反映しているとみられる地点が点在しており、現状でも、採掘域の最上部には C 群の採掘で一部を失った中央地区 H 群の中小採掘坑が確認できるので、本来は東の B 群や南の H 群の採掘域が C 群とした区域まで広がっていた可能性は十分にある。「戸室山御丁場絵図」(巻頭図版 5) でも、殿様丁場と目される朱塗りの丁場から清水村境の御丁場入口までの間に、「赤石」と記載されている場所が 2 か所ある。

なお、その後長らく休眠状態になっていた当地は、平成 4 年に株式会社清水製網所が採石権を取得して再開の準備を進め、平成 10 年 5 月から翌年 5 月にかけて採石が行われた後、再び採掘を停止して現在に至る。

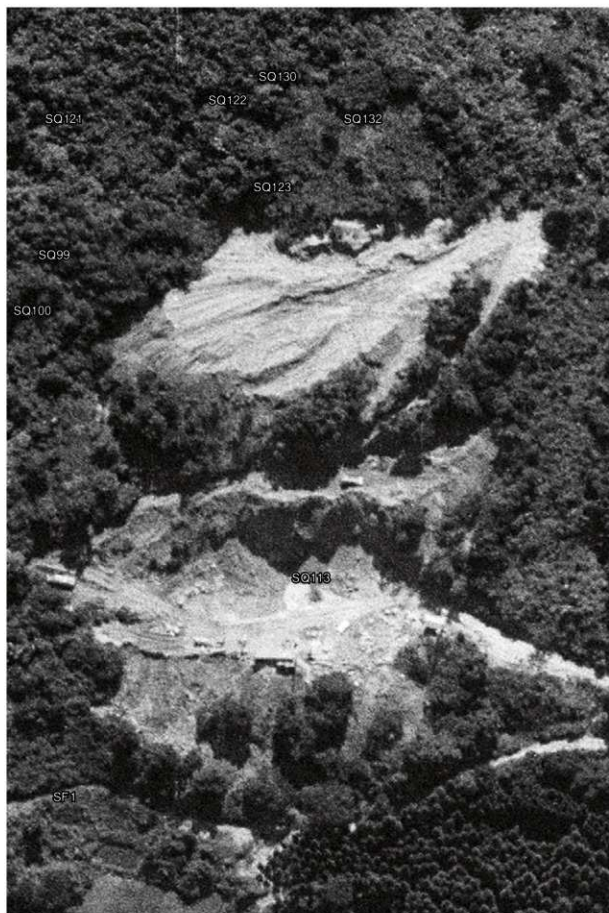


第88図 C群断面図



第89図 C群航空写真(1)

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第90図 C群航空写真(2)

昭和43(1968)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第91図 C群航空写真(3)

昭和48(1973)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



1 採掘坑SQ110～SQ111



2 SQ110坑底の石垣

第92図 B群の採掘坑（1）殿様丁場



1 SQ111の奥壁から坑口方向をみる (写真中央がSQ110)



2 石垣と上面の通路



3 石垣内の三角形矢穴痕をもつ石材



4 SQ110壁面の露頭



5 下段の平場から坑口の平場への登り道

第93図 B群の探掘坑(2) 殿様丁場



1 SQ103



2 坑奥からみたSQ102(左)と103(右)



3 SQ103の平場の小屋跡



4 小屋跡の鍛治用水槽(赤戸室石製)



5 切石材未製品(SQ104入口付近)



6 SQ104



7 SQ105



8 SQ100

第94図 B群の探掘坑(3) 浅永丁場



1 SQ107全景 (坑奥から坑口をみる)



2 SQ107の平場



3 SQ107の坑口付近 (坑奥から)



4 SQ107平場下の斜面



5 山裾の石引道SF1

第95図 B群の探掘坑 (4) 長谷川丁場



1 坑口の平場の全景



2 平場の石積み



3 間知石や端材



4 精加工の未製品



5 三角形穴痕がある板石材



6 排土や屑石搬出用に使った手押し車の車輪



7 軌道脇に集められた石材



8 クサビ状の痕跡がある割石

第96図 B群の探掘坑(5) 長谷川丁場



1 近年まで稼働していた採石場



2 採石場前面の排土斜面



3 残石



4 作業場と現場小屋



5 現場小屋脇の祠(赤戸室石製)

第97図 C群の採石場

第4節 西地区（D群、E群）

1. 位置と構成

戸室山北部に展開する石切丁場のうち、戸室火山溶岩流の本体からなる尾根筋の北西～西斜面を西地区と呼ぶ。清水集落の東方約400m、標高290～330m付近の山腹に位置しており、範囲は東西150m、南北250m、面積33,000㎡である（第98～100図）。地所は地区の北東が田島地内、南西が清水地内である。

産出する戸室石は、北東部の田島地内が青戸室主体で西寄りに赤戸室、南西部の清水地内が赤戸室主体となる（第33図）。

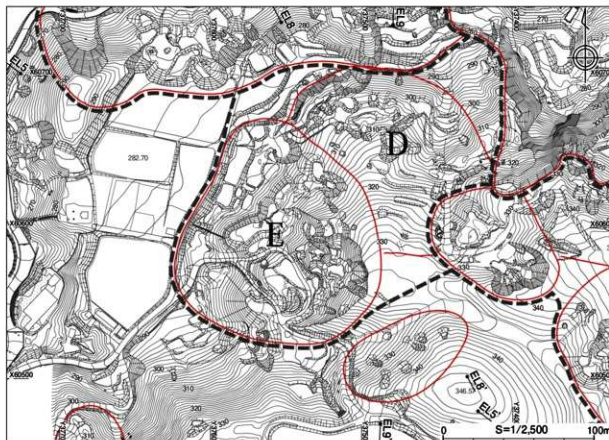
当地は、江戸期の「戸室山御丁場」と清水村との境界域にあたり、加賀藩穴生職の後藤彦三郎による「戸室山初年号等留帳」によると、御丁場の入口には松の木が植えられてランドマークになっていたようだ。

石切丁場の分布は村境を挟んで東西2群に分かれ、境界域は採掘坑分布の空白地になっている。以下、北東をD群、南西をE群として記述する。

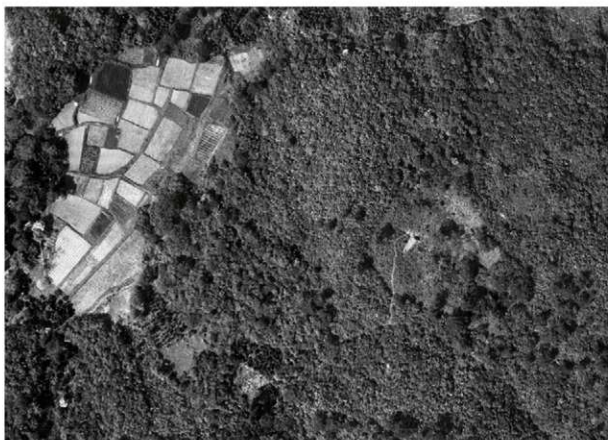
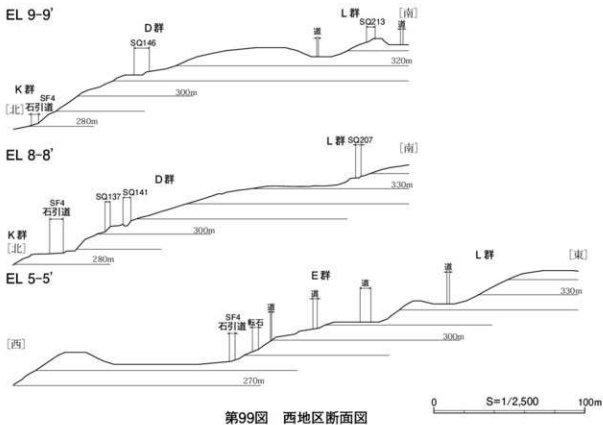
2. D群（第101～104図）

西地区の北東域、東西100m、南北80mの範囲がD群である。標高では290～320mの範囲にあたる。東に接するC群との境には緩い谷部を挟み、南西のE群との間は斜面下から上にかけて幅20m程範囲が採掘坑のない空白地になっている。

D群の丁場は、山裾の石引道と、斜面の採掘域からなる。



第98図 西地区全体平面図



第100图 西地区航空写真

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/2,500

(1) 山裾の石引道と平場

石引道 SF4 C群の採石で途切れた石引道の本道SF4は、D群では現存し農道等に利用されている。道の現状は、標高282mの残存西端付近が幅員4m前後、ここから緩い登坂で幅員約3mの道を約60m西進し標高288m地点で小ピークとなる。西側は北東地区の採掘坑SQ199で路肩が崩れた状態である。それより西は平坦面SH6付近で道幅を広げて平坦ないし緩い下り勾配に変わる。道幅が広がる場所は近年に山側を切土して小規模に採石した形跡があり、切土面は西側に延びて標高288mの小ピーク付近まで続いている状態を見ると、石引道SF4の現状は、近年にある程度の改変ないし再整備を経た状態とみる必要がある。

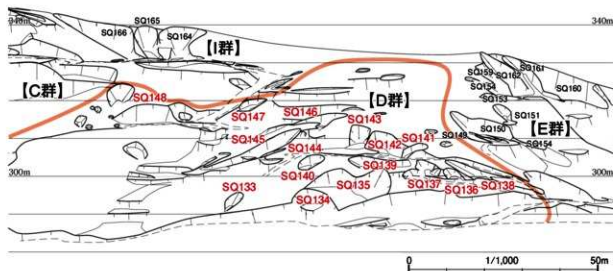
これに関連して気になるのが、道SF4の下方に位置して幅3～4mで並走する帯状の平坦面SF7とSF8である。両者は一連の道とするには高低差が大きすぎるが、現状では平坦面SH7付近で蛇行するSF4の道筋が、本来は緩くカーブする程度の道筋であったとすれば、SF8については旧の道筋の一部になる可能性も考えられる。SF7は下方に2段の平坦面が伴っているので、道ではなく後世の開墾による平坦面であろうか。

平坦面 SH7 平坦面SH7は、地形的には尾根の先端付近に位置している。現在はプレハブ倉庫が建てられているが、昭和の航空写真を見ると以前から平坦な敷地であったようだ(第174図)。田島と清水の境界である古道SF9の坂道に隣接しており、石引道の小ピークにも近いことから、江戸期には何らかの施設が設置されているおかしくない場所である。

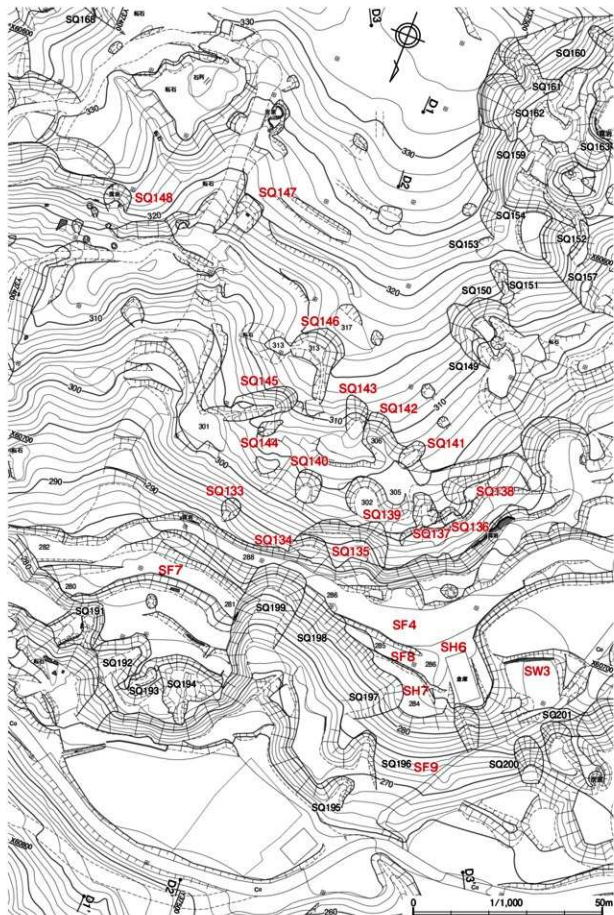
(2) 斜面の採掘坑群

石引道SF4より上方の斜面域には石材採掘坑が群在している。確認できる採掘坑は計16基で、規模は坑径5～10mクラスの中小規模のものが大半である。SQ134と135はやや規模が大きめだが、斜面裾に位置することや傾斜する坑底をもつ。D群の斜面下に展開する北西地区K群との関係か、石引道SF4が廃道になった後の掘削かも知れない。

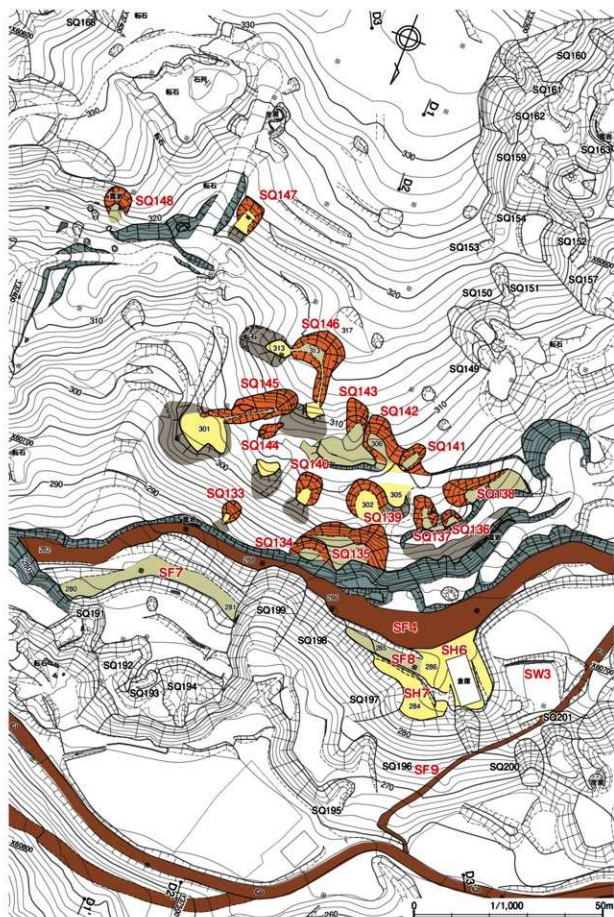
採掘坑の分布は、東寄りの標高320m付近にSQ147、148の2基からなる一群、西寄りの標高285～315m付近に計14基からなる一群がある。前者は北地区C群や中央地区I群の影響で、基数を減じた可能性があるが、現存するSQ147では坑内に残石が確認できる。後者は近年開削されたつづら折れの道で部分的に損傷を受けてはいるものの、その他は比較的保存状態がよい。採掘坑は江戸前期に典型的な坑径10m前後の円形のクレーター状の採掘坑SQ139、140等がある一方、縦長で溝状



第101図 D群立面図

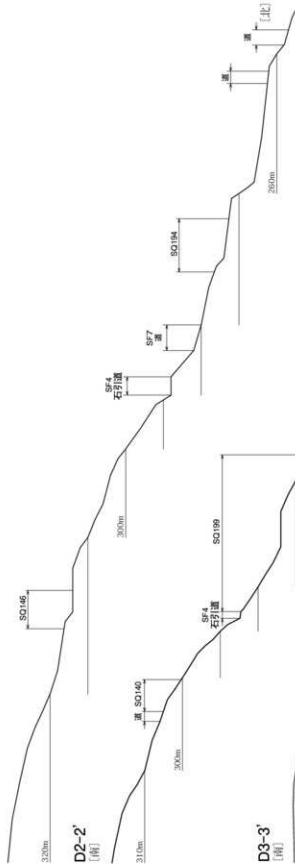


第102図 D群詳細図(1)

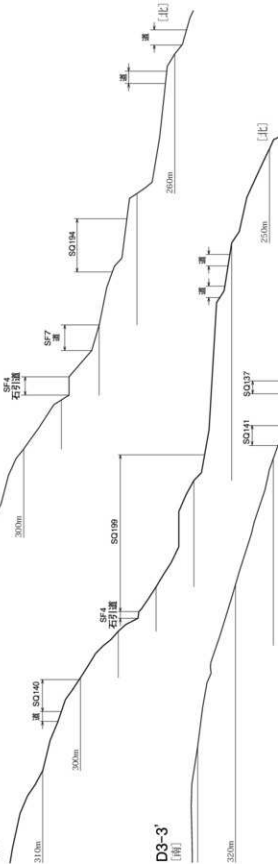


第103図 D群詳細図(2)

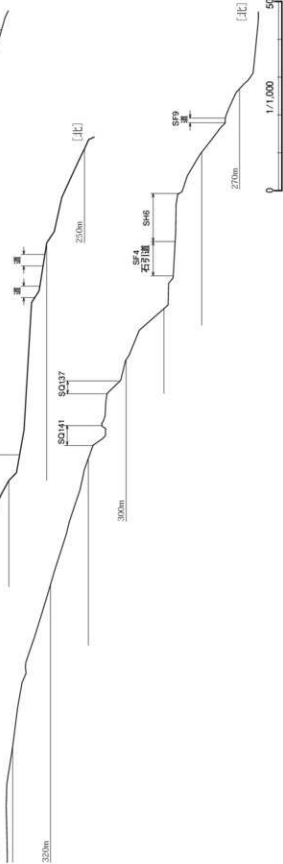
D1-1'
[南]



D2-2'
[南]



D3-3'
[南]



第104図 D 群断面図

に掘削した採掘坑 SQ145、146 等がある。溝状の掘削は試掘トレンチを連想させ、まずは原石露頭を試掘し、まとまった原石が見つかった時点で左右に掘り上げるのではないかと推察している(第112図)。

D群の西端の採掘坑はSQ138で、これより上方には、性格不明の浅く小さい平場が点在するものの、明確な採掘坑は見あたらない。田島と清水の地区境がこの付近を通るから、境界域での採掘を避けたのであろう。

3. E群 (第105～111図)

D群の南西、南北120m、東西100mの範囲がE群である。標高300～330mの範囲に広がっている。集落の東側200m程の地点に位置しており、北西地区K群と同様に集落から最も近い採掘地点である。地元ではスケン丁場と呼ばれていた〔金沢市1995〕。

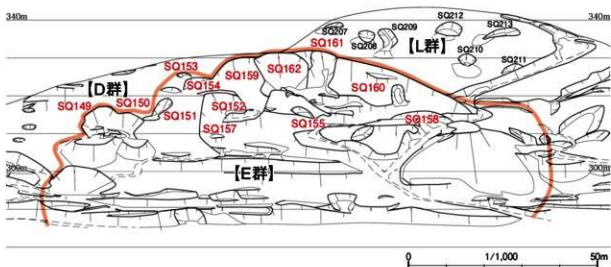
(1) 山裾の石引道

石引道 SF4 D群で登坂を終えた石引道は、ほぼ平坦な道としてE群の山裾を南西に進み、清水集落の南端に向かう。現状は平坦面SH6の周辺に近年の手が加わり、またE群の麓に広がる畑地も昭和48(1973)年以前に耕地整理が行われている。現況観察だけでは近代以前の様子を探ることは難しいが、昭和37(1962)年撮影の航空写真(第110図)に手掛かりがある。

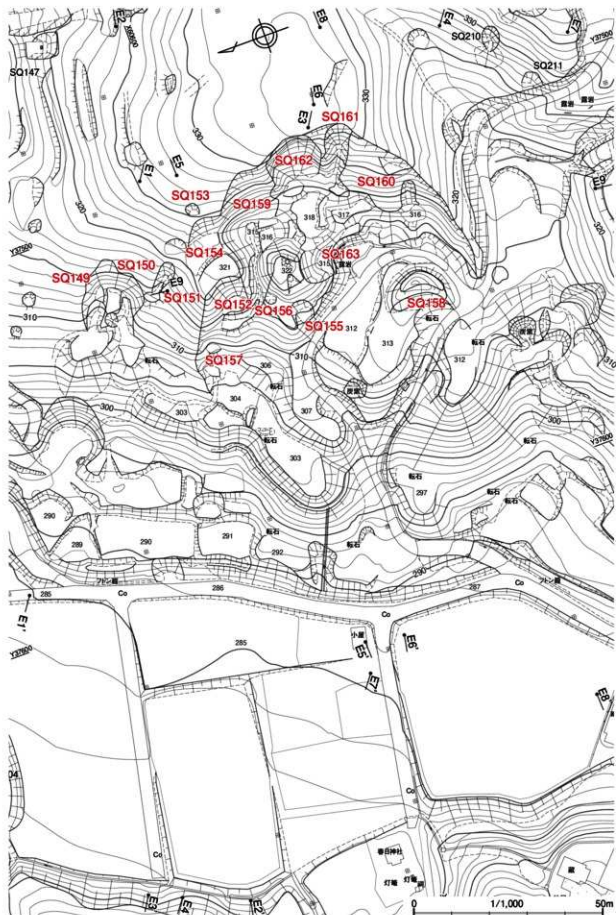
写真を見ると、清水集落の南側からE群の山裾に至る現道は、現状では車が通行できる道幅があるが、以前は人が歩ける程度の細道で道の両側は畑地になっている。道の片側ないし両側の畑地が道と平行する区画になっていることに注目したい。道から離れると畑地の区画は方形基調の小区画に変わるので、道沿いの畑地はかつての石引道の名残ではなからうか。耕地整理で山側を切り下げ谷側に盛土して平坦な大区画の耕地が造成されたが、現道の山側だけは以前の状態を保っているようだ。標高290m前後に幅10m弱の4区画の畑地が等高線に沿って帯状に続いている。地籍図等による検証が必要だが、おそらくこれが江戸期の石引道の痕跡であろう。なお、同様の地割りは、この先の南原の社に至るまでの通称「五間道」の道筋でも確認できる。

(2) 斜面の採掘坑群

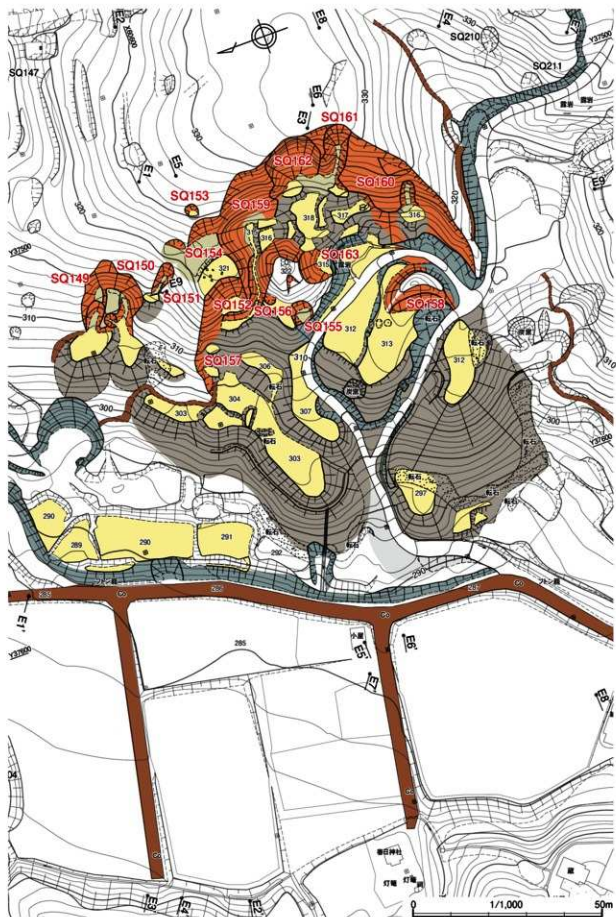
スケン丁場 石引道に面した斜面に展開する石材採掘坑群の中心はスケン丁場と呼ばれる大型採掘坑である。一見すると一つの大型採掘坑に見えるが、壁面や坑底の状態を詳細にみるとSQ152～163にかけて複数の採掘単位が密集して営まれた結果、連続的な壁面となって深く大きな採掘坑の景



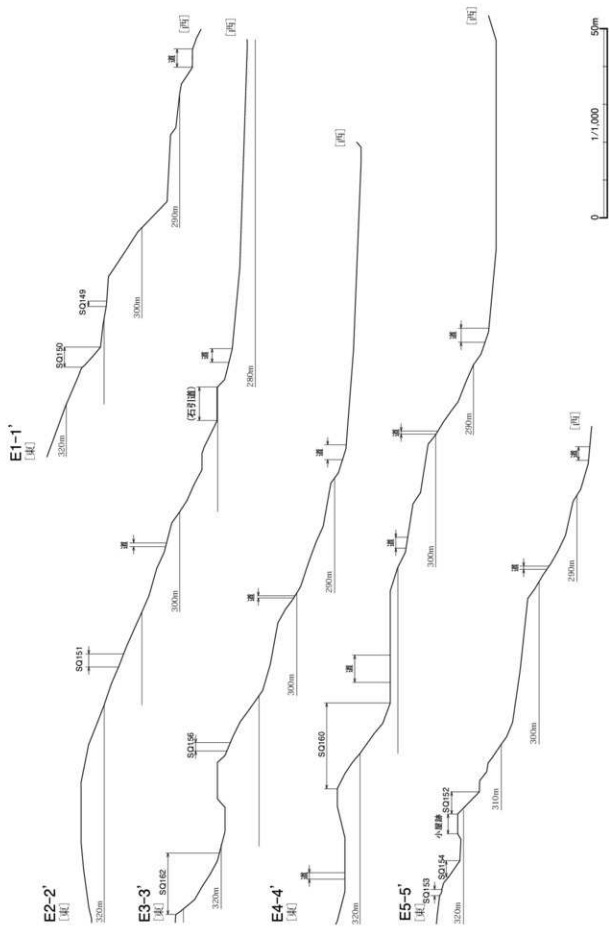
第105図 E群立面図



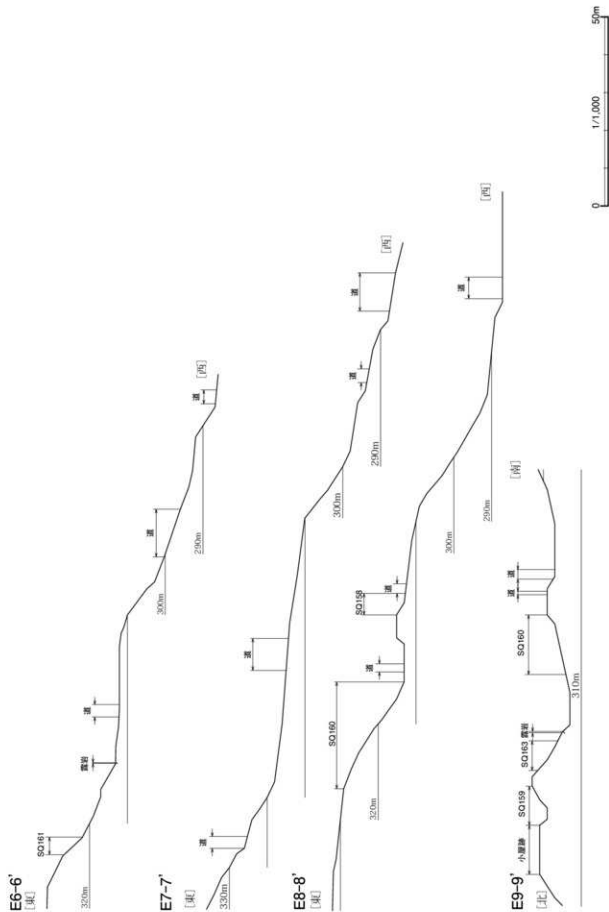
第106図 E群詳細図(1)



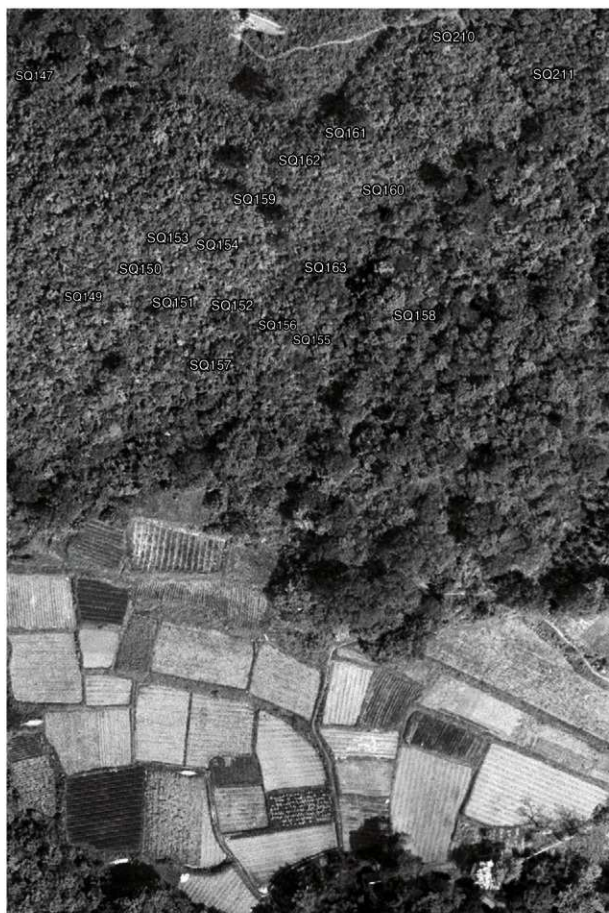
第107図 E群詳細図(2)



第108図 E群断面図(1)



第109図 E群断面図 (2)



第110図 E群航空写真(1)

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第111図 E群航空写真(2)

昭和48(1973)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000

観が成立したと考えられる。その規模は最大で幅80m、深さ16mと巨大であり、掘削に伴う排土山も広範囲に広がっている。現状は、耕地整理時に新設された灌漑用溜池の工事用道路が採掘坑の南側を登り、更にその後の改修工事の作業道が旧道の急傾斜を避けて坑内を迂回して造られたため、より複雑な地形となっている。

したがって、採掘坑の現状からスケン丁場の形成過程を紐解くのは容易ではないが、排土山の平地の高さを手掛かりにすると、上中下3段に大別できる。下段は工事作業道の北側に位置する標高303～304mの平地で、対応する採掘坑はSQ157となろう。SQ157は現状では採掘坑の北壁の一部が確認できるだけだが、おそらく中段の排土山で埋没していると予想される。排土山の斜面上に排水溝が巡っているが、これは後補の施設である。中段は2～3m上の標高306～307mの平地となるが、これに対応する採掘坑は現状では特定が難しい。推測になるが、採掘坑SQ155～156の西側やSQ155の東側に、排土山の下部に埋没している採掘坑があるのだろう。背後に位置するSQ152や159から捨てられた排土で壁面が覆われた状態と推定しておきたい。上段の平地は、中段から5m程上の標高312～313mに位置し、新旧の溜池工事用作業道に挟まれた場所から南西の谷斜面にかけての広範囲に展開している。これらは背後のSQ158、SQ160～162の採掘に伴う排土となる。

このようにスケン丁場の排土山の平地は標高から3段にわかれるが、採掘坑が特定しがたい中段域を標高差の小さい下段に一括すれば、概ね上下2段の標高域で採掘坑が展開したと理解できる。下段の標高域は、E群北部のSQ149～151に近い高さであり、両者は一連の採掘坑群となろう。上段の採掘坑は密集し一体化して巨大な採掘坑となっているが、これらの多くは下段の採掘以降に着手した地点と考えられる。その中でもSQ159は、切通状の通路から進入するイチジク形平面の採掘坑で、北地区の殿様丁場SQ110や東地区の烏帽子石下の採掘坑SQ1と類似する形態であることや、SQ160～162の掘削排土で坑底の一部が埋められていることから、上段の採掘坑群中では早い時期に掘削した場所と考えられる。

採掘時の丁場小屋の跡地とみられる場所がSQ154西側の標高321mの平地である(第114図)。10.5m×5.8mの平坦地に礎石とみられる平石が5点残存しており、3.3m×3.1mの建物が想定できる。南に接する採掘坑SQ159の坑底より約6m高い地点であるから、上段採掘坑群の初期段階に利用された平地であろう。礎石に用いられた石に三角形の矢穴痕が残っている。また、採掘坑SQ159の坑底埋土を整地した標高316mの平地には戸室石製の水槽が据え置かれており小屋の鍛冶場の跡地であることがわかる(第113図)。

E群の北部、標高310m付近には中小規模の採掘坑SQ149～151が位置する。SQ149に伴う排土山が標高308mの平地、SQ150の排土山が標高307mの平地である。SQ150は坑底に小マウンドを残し坑壁との間の溝状の通路から土砂を搬出しており、東地区A3群SQ22とよく似た掘削方法である。排土の裾に三角形矢穴痕の石材がある。採掘坑SQ151はトレンチ状に掘削する採掘坑である。

なお、スケン丁場の南側の谷も採掘坑状の窪地や平地が散見されるが、これらは昭和40年代まで存続していた炭焼に関連する造成地である。

以上、田島と清水の境界にまたがる西地区は、主として青戸室を採掘した中小規模の採掘坑群が分布する田島地内のD群、赤戸室の拠点的な丁場を形成した清水地内のE群で構成されていた。E群は採掘坑の移動や規模の拡大など、丁場の展開は北地区B群の殿様丁場や浅永丁場に類似しており、江戸期に採掘に着手し、近代にかけて集中的、継続的に稼働した清水地区を代表する丁場として位置づけられる。



1 SQ145



2 SQ140



3 SQ142



4 SQ146



5 屑石を含む排土山の断面 (SQ137~136下)

第112図 D群の採掘坑



1 SQ159



2 SQ159坑口の通路



3 SQ162



4 SQ162坑底の平場からみたSQ159



5 SQ162平場の鍛冶用水槽 (赤戸室石製)

第113図 E群の採掘坑 (1)



1 小屋跡の平地と礎石



2 SQ161



3 E群南方の谷斜面に散在する屑石



4 SQ156



5 三角形矢穴痕の石材 (SQ156)

第114図 E群の採掘坑 (2)

第5節 中央地区（F群、G群、H群、I群）

1. 位置と構成

戸室山北部に展開する石切丁場のうち、戸室火山溶岩流の本体の尾根部を中央地区と呼ぶ。東地区から北地区、西地区と展開する斜面域の丁場群に囲まれた場所である。田島集落から南西に800m、清水北落から東に約500mと清水寄りに位置するが、田島地内に属し、標高域では約300～350mの山頂域が主体となる（第116～118図）。戸室山北端の丁場では、標高の高い場所に位置する地区である。産出する戸室石は、東部から北部は赤戸室が主体だが、西部から南部には青戸室が産出する丁場もある（第33図）。

中央地区の丁場はF群～I群の4群からなる。このうちG～I群が山頂域、F群が一段低い鞍部に立地する。

2. F群（第119・120図）

東地区A1群の斜面上部に分布する採掘坑群がF群である。標高275～310mにかけて南北約150m、東西90mの範囲に小規模な採掘坑が30か所以上群在している。

標高300m以下の東斜面に所在するSQ39～59までの21基は、径3～7m、深さ1m未満と小規模ながら、坑前に掘削排土の堆積による地形の微隆起が認められ、SQ39、40、55等では、坑内に掘りだした原石の露頭が残っているなど、石材採掘坑であることは確実である。分布状態はF群南部にSQ39～54、北部にSQ55～59と二分されるが、採掘坑の内容は近似している。南部に数が多いのは、A1群にみられた露頭の集中域がこの周辺まで延びてきているためである。

そのうちの一つ、採掘坑SQ40の下方に刻印を刻む露頭SS4がある（第138図）。露頭の大きさは縦155cm、横176cmで平板な石面を斜め上方に向けて東面しており、この中央やや左手に円で囲んだ「大」、その左手に「十」が刻まれている（第115図）。円の径は23cm×19.5cm、「十」は9×7cmである。刻印を刻む露頭の東面（谷側）は石面の大部分が露出しているが、周辺に排土堆積などの人為的な造作の形跡は認められず、自然露頭に刻んだものであろう。

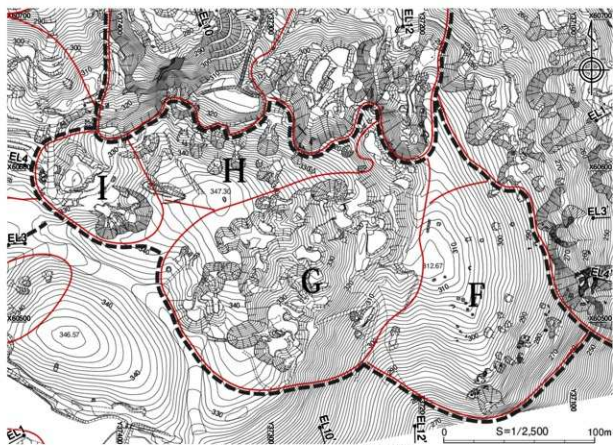
SQ39下の平場には、粗仕上げされた板石や三角形矢穴痕を残す板石の素材が散在していた。前者は寸法73×38×18cm、下面を挟り込んで軽量化した板材で、金沢城では土堀の地覆石に使われている板石に類似する。

標高300m以上の緩斜面には、径2m前後、深さ50cm以下の浅い窪地が点在している。風倒木痕の可能性もあるので今回は採掘坑にはカウントしていないが、平成16年度に確認調査を実施した慶長後半期に属する俵池南丁場跡の最小クラスの採掘坑と類似しており、発掘調査を実施すれば石材採掘坑であることが確認できる可能性はある。

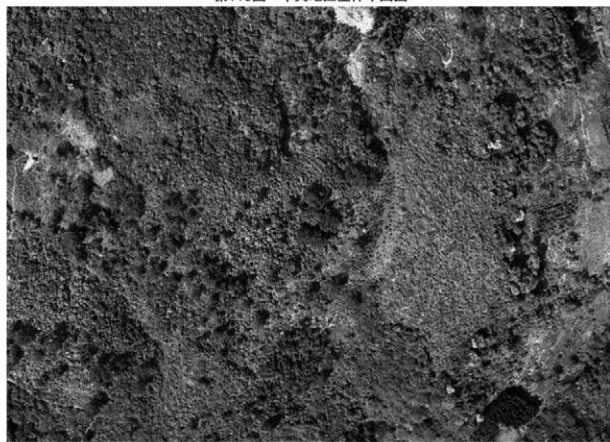
以上、F群は、部分的に江戸後期以降の作業痕跡を残す場所があるものの、主体は小規模採掘坑からなる一群で、刻印原石を伴っていた。戸室石切丁場で類似する場所は、分布域Ⅱの戸室山西方低丘陵地に残る慶長期の丁場である。刻印原石は寛永期の丁場でも確認できるが、同時期は大形原石からの分割成形が主流になるため、採掘坑の規模は10m級が通例であるから同時期に下るとは考えにくい。したがって、F群は北部地区の最古の採掘域を残す場所と言える。



第115図 露頭SS4の刻印

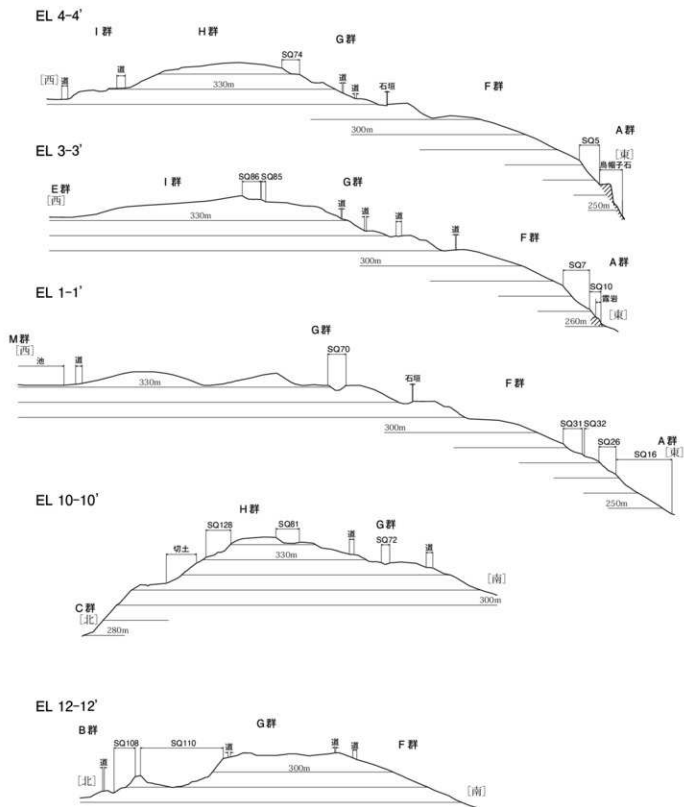


第116图 中央地区全体平面图



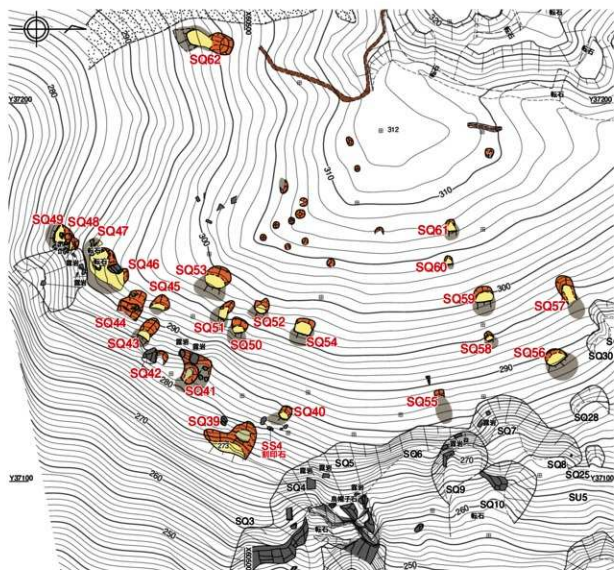
第117图 中央地区航空写真

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/2,500

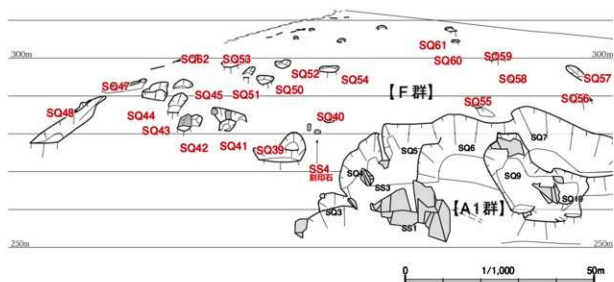


第118图 中央地区断面图

0 S=1/2,500 100m



第119図 F群詳細図



第120図 F群立面図

3. G群 (第121～126図)

中央地区山頂城の東斜面に立地する丁場がG群である。北地区B群の大型採掘坑群より一段高い標高310m～346mの斜面上に、南北約150m、東西約150mの範囲に広がる大きな丁場である。産出する戸室石は、B群に近い北寄りでは赤戸室だが、南寄りでは青戸室が主体的になる。

G群の特色は10数m～20mクラスの中規模採掘坑が、房状に密集して一塊になり、全体として規模の大きな丁場景観を形成していることである。B群、E群、I群にみられる一局集中型の大規模採掘坑とは異なる採掘形態である。

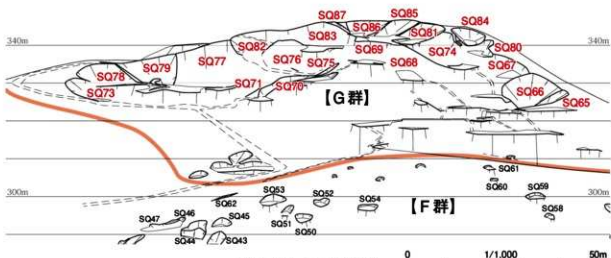
G群の場所は江戸後期の戸室山御丁場関連史料には登場しない。明治42(1909)年の地形図(第26図)にも当地に採石場の記号はなく、B群の丁場で代々採掘していた長谷川博氏もご存じないとのことである。一方、明治26年には松任で酒造業を営む山上了氏が、田島・清水・南原の地権者計91名と戸室石の採掘・販売契約を結んでいる(戸室石切丁場編年史料選【68】)。今後の検証が必要であるが、その時に開発された丁場がG群かもしれない。

さて、丁場の構成は採掘坑の立地から3群に区分できる。

第1は比較的標高の低い場所に位置する一群である。標高330mを目安とする採掘坑SQ63～66とその周辺の平場群が該当する。折り重なる階段状の平場が特徴的で、標高310～323mまで計9段を数える。このうち標高319mの平場SH7には、東の320m平場との境に土留めの石垣を築き、平場の東南から斜面を下る細道が延びているので、石材の荷卸しに係るヤード等としての利用が想定される。標高323mの平場SH8は、東辺と南辺を高さ70cmの3段の石積みで画した、南北3.4m、東西3.0mの方形の小区画で、北半には平石を敷き詰めた形跡が認められる(第140図)。丁場小屋の跡地であろう。

第2の群は標高330m以上の東斜面一帯に展開する採掘坑群で、SQ67～87までの21基を数える。採掘坑の重複が著しく房状の塊を呈しているが、あえて区分すると、南部域のSQ71～73、78～79、中部域のSQ69、70、75、76、82、北部域のSQ67、74、80、81、83～87となる。南部域は掘削の済んだ採掘坑を次の採掘に伴う排土捨て場に利用しており坑内に広い平場が造られている。その一つSH9は作業場に利用され切石整形された礎石材が残っていた(第140図)。中部域はSQ70から75、76、82、83まで坑内の通路が連続する。北部域でも同様に斜面の下から上に向かって縦に連続する採掘坑群が認められ、新坑の排土を旧坑に捨てながら奥に掘り進んでいたようだ。

第3の群は標高340m付近で、南西方向に開口するSQ88～94である。SQ88～91の採掘坑も第2群と同様に斜面の奥に向かって新旧の採掘坑を重複させつつ掘り進んでいる。

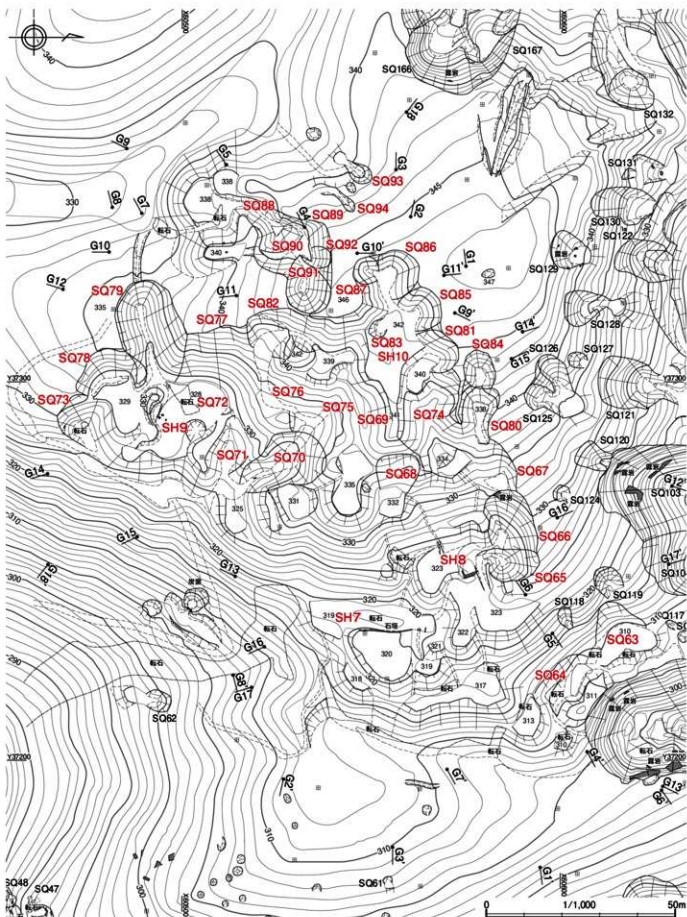


第121図 G群立面図

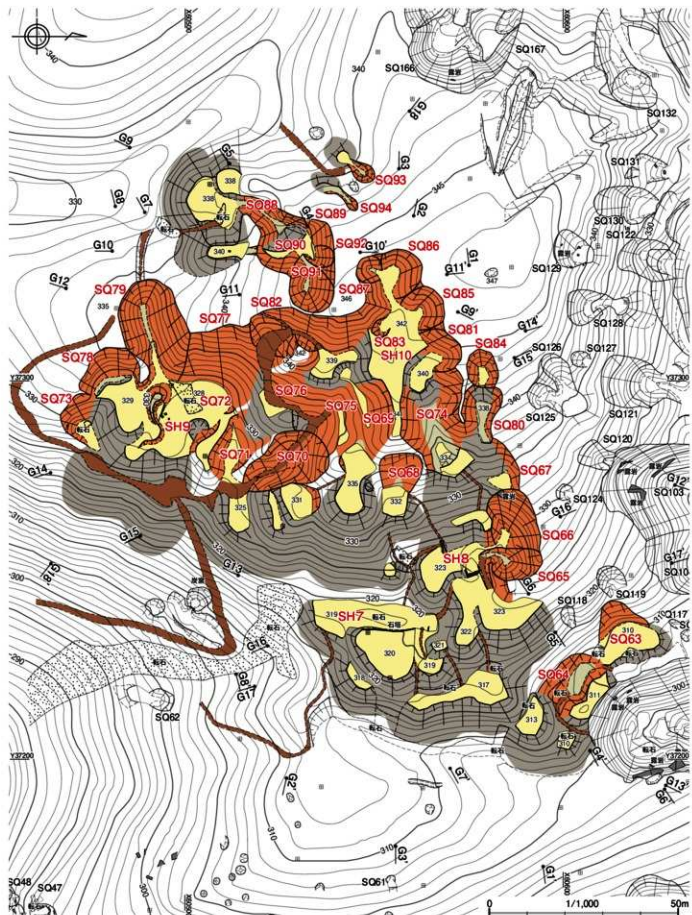


第122図 G群航空写真

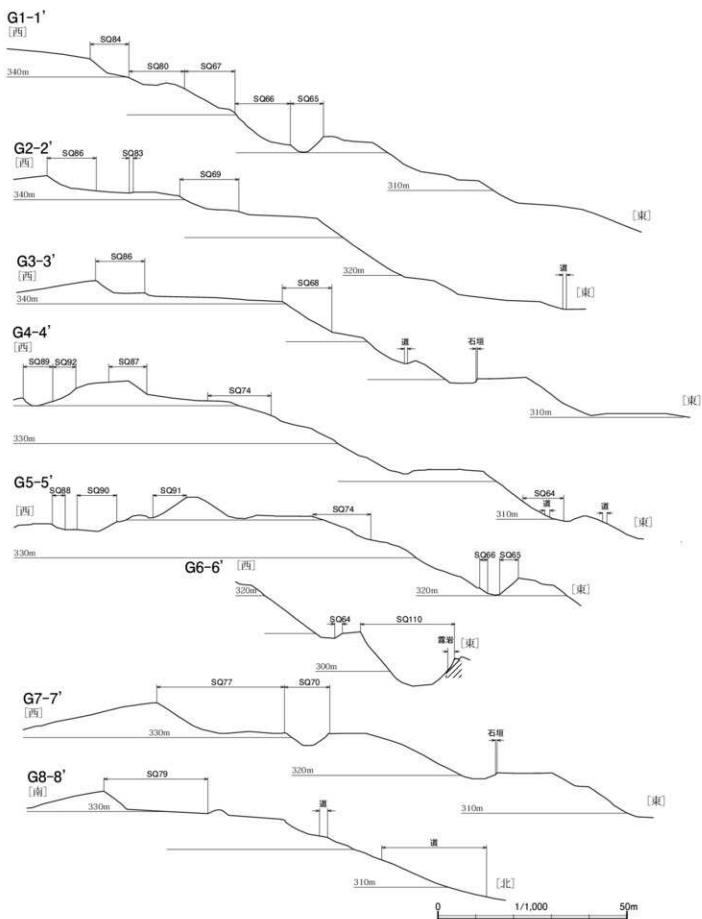
昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



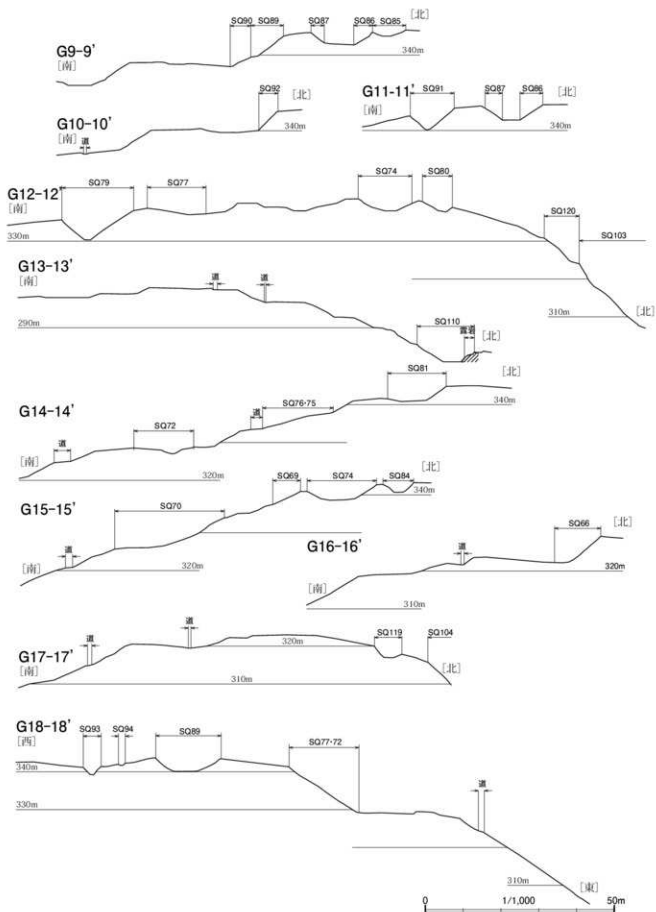
第123図 G群詳細図(1)



第124圖 G群詳細圖(2)



第125図 G群断面図(1)



第126図 G群断面図(2)

4. H群 (第127～131図)

中央地区山頂域の北斜面に分布する一群をH群とした。北地区B群の浅永丁場からC群の採石場にかけての上位斜面にあたり、標高305～345mにかけて、東西約150m、南北約60mの範囲に広がる。産出する戸室石は、赤戸室が中心である(第33図)。

H群の採掘坑には、坑径5m以下の小型採掘坑と10～10数mクラスの中型採掘坑があり、それらが一部を除いて重複することなく、一定間隔で分散立地していることが特色である。

小型採掘坑はH群の東半に分布しており、SQ115～118、124、127の6基が確認できる。殿様丁場や浅永丁場に近接しているため、両者の採掘で失われた採掘坑もあったであろう。中央地区F群の採掘坑に類似しており、時期的にも近い時期と推測している。

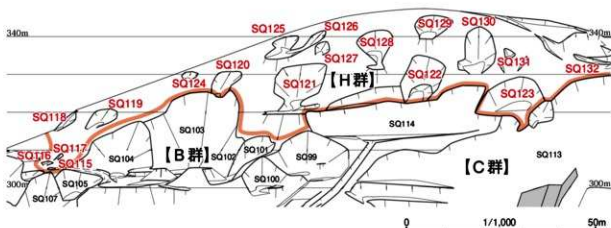
中型の採掘坑は、標高330mを境に下層域と上層域に分かれる。下層域にはSQ119～123の5基、上層域にはSQ125、126、128～132の7基があり、計12基の採掘坑が互いに15～20mほど間隔をあけつつ上下に分散して立地する。そのため採掘に伴う排土が重なりあうことはなく、上層域の採掘排土が下層域の採掘坑を埋めることもない。相互に干渉を避けることを意図して、計画的に採掘坑を配置したようにみえる。採掘地点が斜面下から上へ移動したとするよりも、12基が並存していた可能性を含めて、比較的短期間のうちに形成された一群と考えられる。

中型採掘坑の形態は、SQ121や128のように坑口が狭いイチジク形を呈し、坑底から排土山の平坦面にかけて水平ないし幾分下り勾配の通路が伴うタイプと、SQ129～131のように坑口が開いて坑底が比較的広いタイプがある。後者は坑底が傾斜している傾向があるので、掘削が進行して坑の奥が掘り下げられると前者の形状になるであろう。

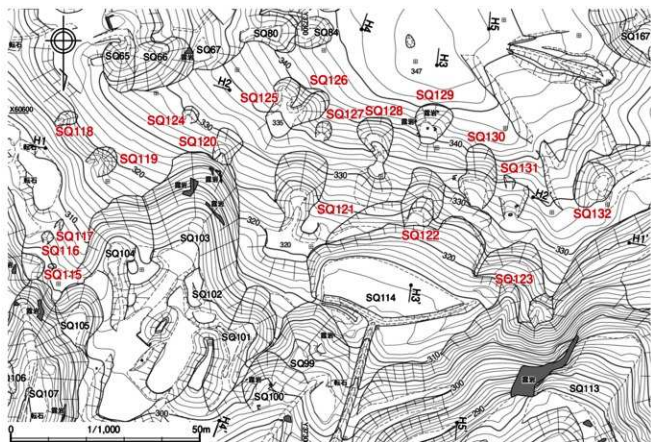
なお、SQ125と126は前庭部の平場を共有しつつ前者から後者へと採掘地点を切り替えた一対の採掘坑である。

SQ129の平場の一面に加工材が残されていた(第141図)。平面50×47cm、厚さ15cmの方形の板材で、欠損したために現地に捨て置かれたようだ。板状に分割するときに使用された矢穴痕は、端側面の片側に角をもつ尖底の三角形である。したがって、少なくとも板材の加工は江戸後期以降に行われた可能性が高い。SQ129やH群の中型採掘坑群の形成も江戸後期以降となる可能性を示唆しよう。

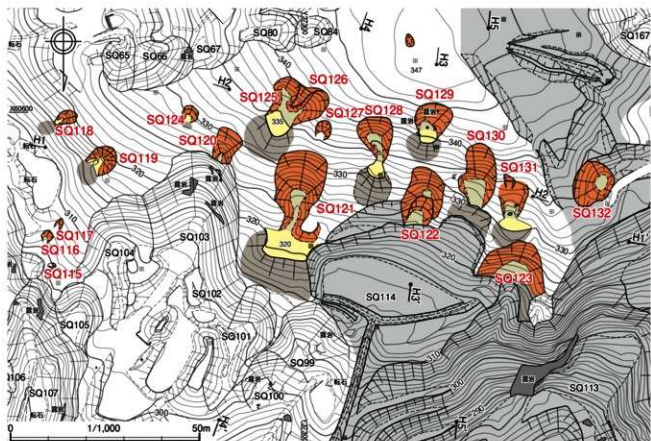
なお、H群の本来の広がりとは特定困難である。B群の浅永丁場やC群の採石場と重複しているため既に失われた採掘坑が存在することは確実であろう。



第127図 H群立面図



第128圖 H群詳細圖(1)

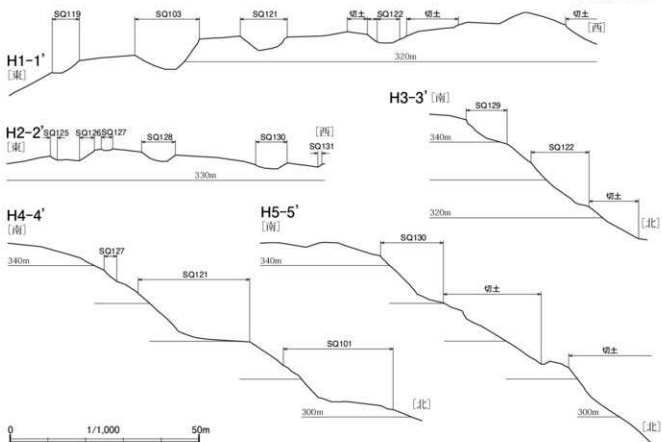


第129圖 H群詳細圖(2)



第130図 H群航空写真

昭和48(1973)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第131図 H群断面図

5. I群 (第132～137図)

I群は中央地区山頂域の北西斜面、標高330～340mに位置する大型採掘坑である。西地区D群や中央地区H群に隣接する場所であるが、これらとは様相が明瞭に異なることから、単独でも一群として取り扱う。産出する戸室石は青戸室が主体である。西地区から中央地区にかけての青戸室の産出域は、西地区D群からI群を経て中央地区G群南部にかけて帯状に広がるようだ(第33図)。

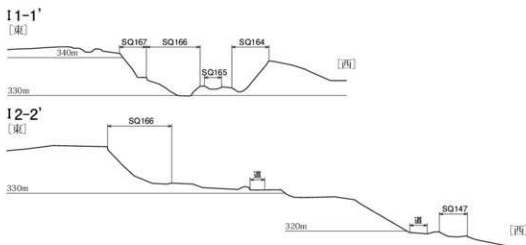
I群にはC群での採石時に重機が侵入している。昭和48(1973)年の航空写真(第137図)には、その時の様子が克明に写されており、C群からの作業道がI群の排土山を迂回して登坂し、C群とI群の間の土砂を動かしている様子が見て取れる。SQ132はその時にころうじて残った採掘坑であるが、一帯は相当に改変されている。

さて、この時の改変を免れたI群の採掘坑は、全体で幅40m、奥行35m、深さ最大10mの規模である。

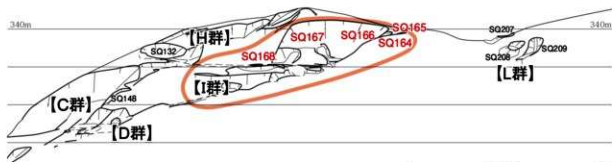
坑の右半部にあたるSQ164～167にかけては、縦長またはイチジク形平面の中型採掘坑が、通路の入口付近を要に扇状に広がっている。坑の深さはSQ166が最も深く、次いでSQ164、167、165、168の順で、採掘の順番がある程度反映されていると考えられる。

SQ168前の平場には石材が散乱しており、石加工の場として利用されていたようだ。石材のいくつかを清掃したところ小振りの石垣材や板石材が確認できた。石垣材の標準的な大きさは、面が幅35～40cm、高さ27～30cm、控え長70～75cmで、面の大きさに対して控えが長めの形状である。

この地点を含めて採掘坑の前方に比較的広い2段の平坦面が造られている。下段の標高329mの平坦面は東側に屑石が集積する一方、中央から西側には石が少なく、その中央付近に石開160×30～35cmの施設がある。石の一部が被熱で赤変しているので鍛冶関連の施設かもしれない。

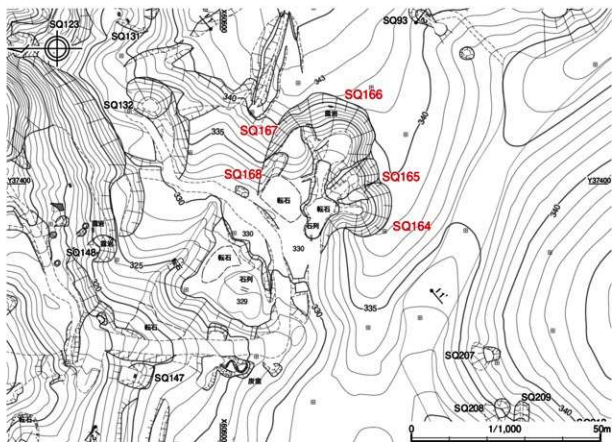


第132図 I群断面図

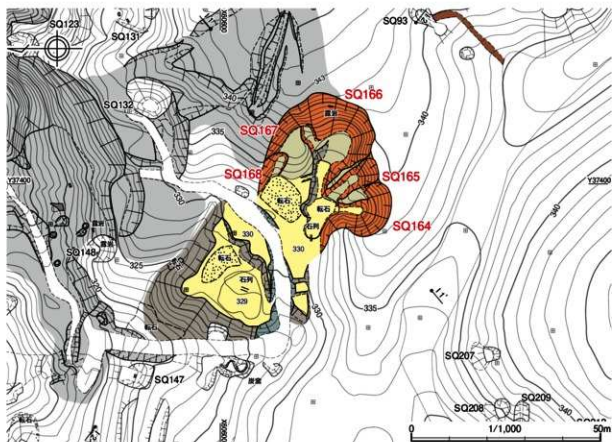


第133図 I群立面図

0 1/1,000 50m



第134図 I群詳細図(1)

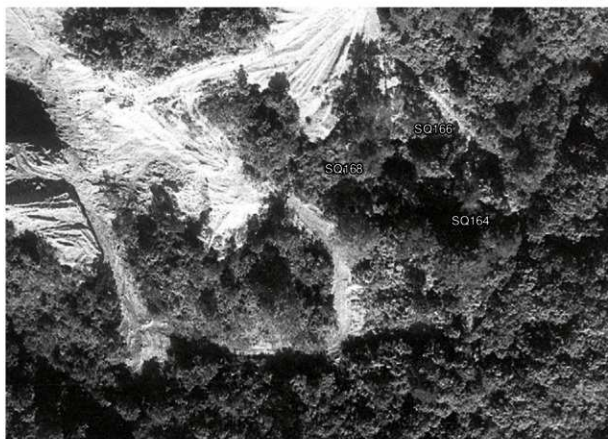


第135図 I群詳細図(2)



第136图 I群航空写真(1)

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第137图 I群航空写真(2)

昭和48(1973)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



1 刻印のある露頭SS4



2 SS4



3 SQ39下に散在する残石



4 切石材 (地覆石の粗製品)



5 三角形欠穴のある板石

第138図 F群



1 SQ77



2 SQ64



3 SQ65



4 SQ84



5 SQ93

第139図 G群の採掘坑



1 小屋跡の平場SH8の石積みと石敷き



2 SH7の石垣



3 SQ88の排土山と転石



4 SQ72の平場SH9と石積み



5 平場SH9の礎石材(欠損品)

第140図 G群の採掘坑と平場



1 平面イチジク形の中型採掘坑SQ121



2 SQ129



3 SQ129平場の三角形矢穴痕をもつ板石材

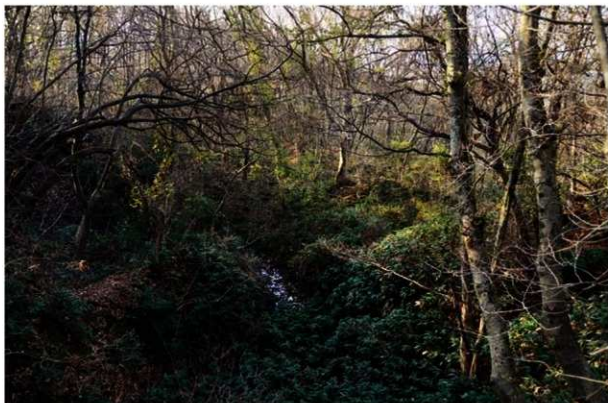


4 SQ120



5 SQ103の坑壁にみえるSQ125の排土断面

第141図 H群の採掘坑



1 SQ164～166を上方からのぞむ



2 SQ166と平場

第142図 1群の採掘坑



1 平場に散在する石材



2 石垣材



3 石垣材と板石



4 平場の石組



5 石積み炭窯跡

第143図 1群の平場

第6節 北東地区（J群）

1. 位置と構成

戸室山北部に展開する石切丁場は、基本的に戸室火山溶岩流の末端部分に位置するが、火砕流等で溶岩の岩塊を含む土砂が堆積した北東に延びる尾根を北東地区とする（第144～146図）。

北東地区は戸室山の北東端部、標高220～260mの緩斜面に位置する。北側は急斜面で、東側は浅い谷地形となっており、途中標高220mで北東地区を巻くように道SF2があり、それを境に耕作地となる。そのさらに東側の直線距離にして約500mに田島集落がある。南側には東地区、西側は中央地区と接するが、その2地区との間に石引道SF1が走る。この斜面とSF1・SF2に囲まれた東西210m、南北100mの範囲の採掘坑群をJ群とする。

産出する戸室石は、赤戸室が主体であるが、青戸室が偏在する場所もあるが、別地区からの投棄の可能性はある。

当地区は「戸室山御丁場絵図」では門が描かれる「中山」の周辺部と目され、石引道SF1よりも低い標高域にあることから、「谷」と書かれた「御丁場」の外にあたる。

2. 採掘坑群（第147～150図）

採掘坑群は、奥行と幅の規模の差が少ない略方形または円形の採掘坑に開口部がつく形態が多く、遺構の分布する標高域により3つの群に分けることができる。

第1の群は標高250m前後に位置するSQ186～190である。坑底は緩やかな傾斜を持ち、北東方向に向かって開口部がある。採掘坑前面に掘削排土により造成した平場がある。

SQ190は平面イチジク形を呈し、坑の底面が開口部よりも下がり深くなる。SQ186は坑内に城内の石垣石としてはやや小さいが、石面と石尻をもつ石垣用材の未製品が残る。石垣用材は石面の高さ33cm、幅42cm、控え長82cmを測り、小型方形矢穴痕が石面および側面に残る。青戸室石製である。

SQ186周辺は同地区内でも青戸室の転石や端材が多く、同様にSQ186とSQ187の間の斜面にもその直上に採掘坑はないにもかかわらず多量の転石がある。斜面上方の東地区からの転石と考えられ、そのため赤戸室石主体の本地区でこの周辺だけ青戸室石が偏在すると考えられる。SQ187は一定幅で真っ直ぐに奥に向かって掘削しており、採掘地点を探すための試掘坑跡と考えられる。

第2の群は標高230～240m前後に位置するSQ171～174、SQ179～182である。採掘坑は規模の大小はあるが、いずれも一方向に掘り進むのではなく、横方向にも広がりながら採石を行っている。また、比較的浅く、一定レベルの深さである。開口部は南または南東方向となる。

SQ181はこの群で最も大きく一辺約15mの略方形の採掘坑である。採掘坑の上部と底面の比高差は3m程度で、坑底は平坦となる。SQ183はSQ181を次に掘り広げるための試掘坑跡と考えられる。

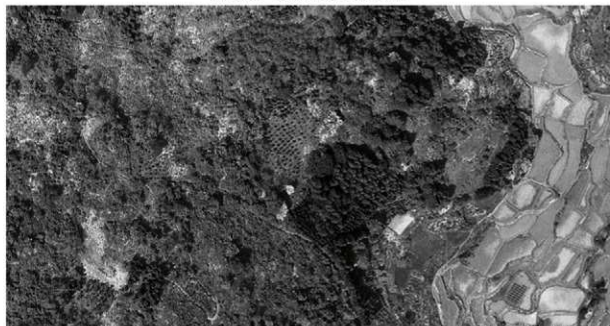
第3の群は標高220～230m前後に位置するSQ169、SQ170、SQ175～178である。採掘坑の形態は第2群と同様だが、開口部が北東方向となる。

SQ175は東西10m、南北25mを測る採掘坑で、底面はほぼ平らである。採掘坑内にはやや台形状の小型方形矢穴痕をもつ石材がみられる。

第2・3の群については採掘坑底自体が平坦面となるので、採掘坑内で加工等の作業が行われていた可能性が高い。開口部の違いは、地形に左右されているが、石材搬出のルートにもかかわる。このことは採掘の時期差や集団差を示す可能性もあるので別の群として扱ったが、現状では不明な点が多い。



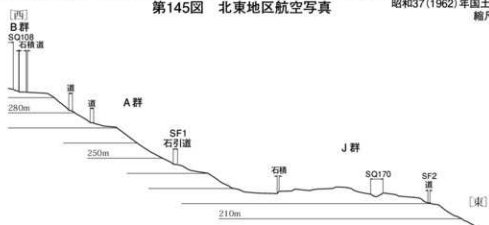
第144図 北東地区全体平面図



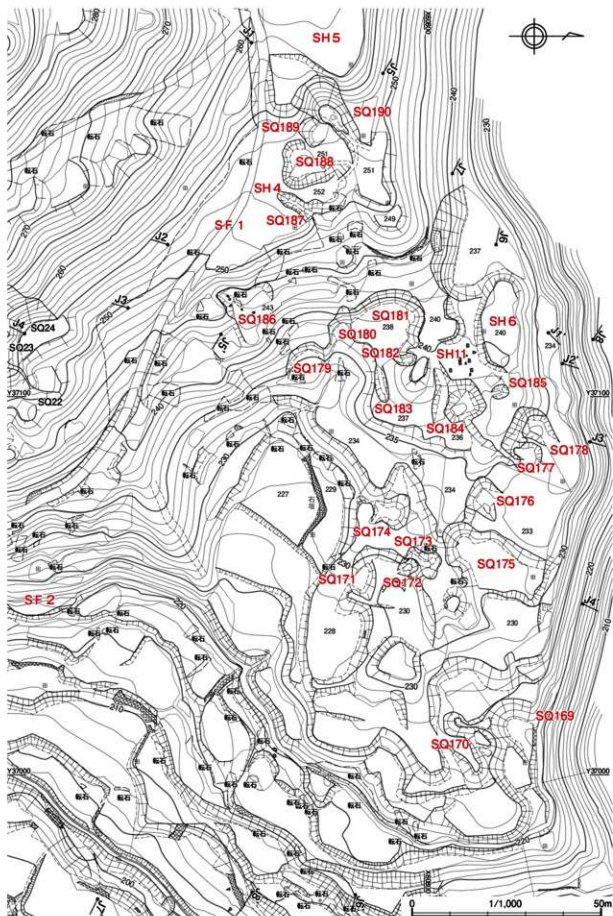
第145図 北東地区航空写真

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/2,500

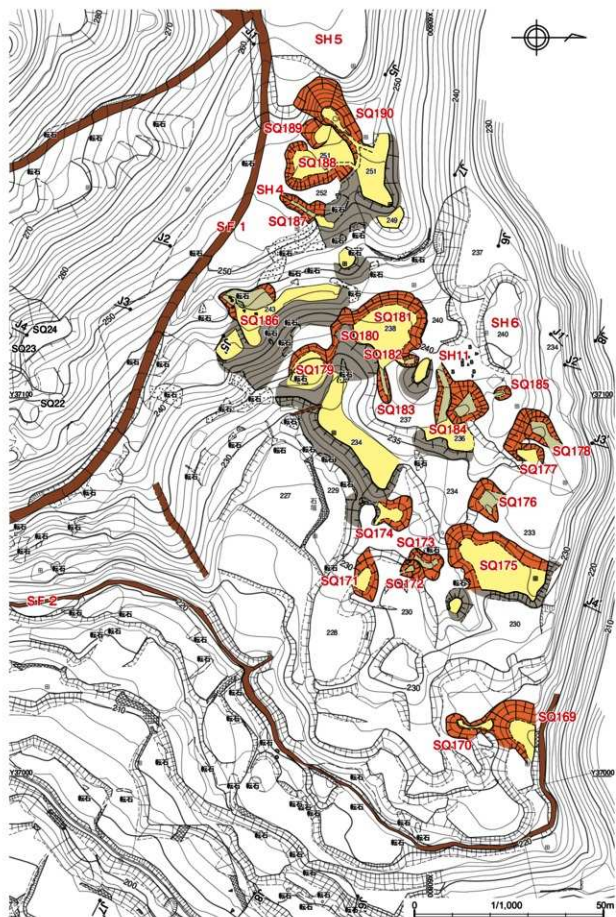
EL 2-2'



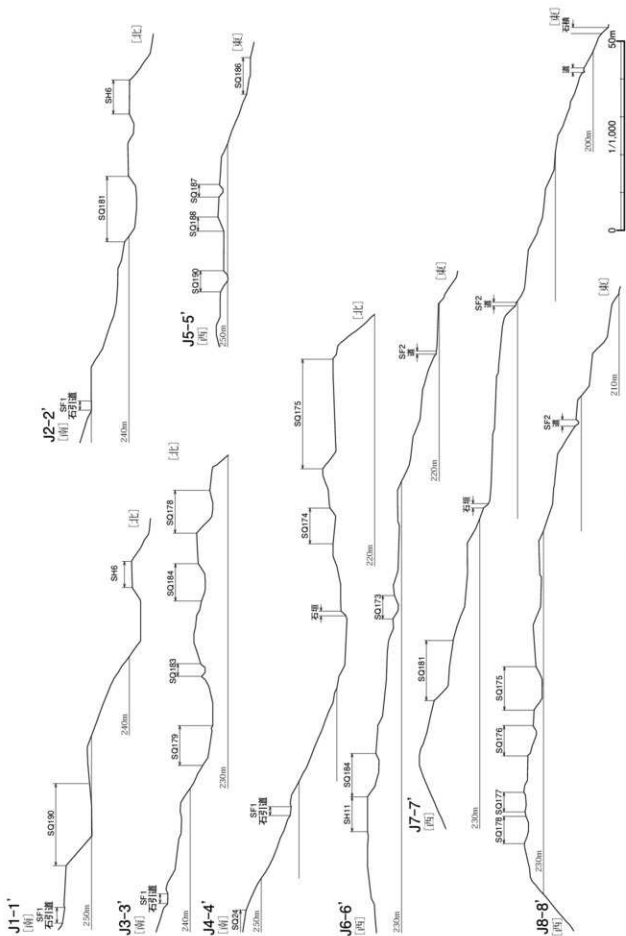
第146図 北東地区断面図



第147図 J群詳細図(1)



第148図 J群詳細図(2)



第149図 J群断面図



第150図 J群航空写真

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000

3. 平場の遺構

平坦面 SH11 J 群の西端、標高約 240 m に位置する（第 151 図）。北側は 1 m 程高くなり郭状の平坦面 SH6 が、東側は採掘坑 SQ184 が、南側には SQ182 や SQ180 などの採掘坑群があり、更に等高線沿いに 80 m ほど進むと石引道 SF1 に至る。西側は 10 m ほど進むと崖地となる。

規模は、東西約 9 m、南北約 10 m、約 90 m² を測り、略方形の平面形である（第 152 図）。北側と南側に 2 本の道跡がある。特に南側の道は南東隅から採掘坑 SQ184 へ続く石材搬入ルートと想定できる。北側の道は北東方向からの小道であるがどこへ続くのかは明確ではない。

平坦面 SH11 には、石垣用材や板石材、それらの製作時に出たとと思われる矢穴を伴う端材などがみられる（第 153 図）。石垣用材は平坦面の西側に集中しているが、密接せず一定間隔を保っており、周辺に端材、剥片などの不要な石はほとんどなく、搬出直前の石材が残置された状況とみられる。平坦面の東側には端材が、東側縁辺部には板石材が分布する。南東部には板石を割途中の原石がある。端材や小型材もそれぞれ重ならず分布しており、板材に加工する素材として置かれていると考えられる。一方、西縁では小型の端材や剥片が雑然と集められており、再利用の可能性のない端材を廃棄した場所と考えられる。採掘坑 SQ184 からの石材搬入ルートと推定する道跡と SH11 の合流部付近は空閑地となっており、石材搬入に障害が無いよう考慮したスペースとみられる。

SH11 では採掘坑から選ばれた原石を製作する石材ごとにエリアを分け、作業を行っていたとみられる。石垣用材が集中するエリアも、加工から搬出までが同一箇所で行われ、一定の間隔は個々の作業スペースを示すと考えられる。築石の割過程で出た端材は廃棄されるだけでなく、板材の素材にもなったようである。加工石材には以下の種類がある。

【石垣用材（大型築石材）】

- a: 面調整を施し、加工が終了している可能性のあるもの (No.1・2・5)
- b: 側面成形のみで、面割成形に至っていないもの (No.3)

【石垣用材（小型築石材）】

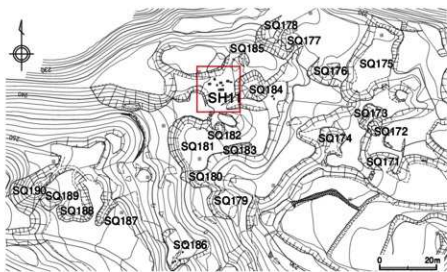
- a: 成形・調整済み (No.4)
- b: 成形途中の素材 (No.11)

【板石材】

- a: 成形・調整痕を持つ材（端材を含む）(No.13・21・25)
- b: 分割途中の素材 (No.18・19)

石垣用材は 5 石確認し、うち 4 石は完成品で、1 石が面割と面調整を残す状態であった。完成品とみられる築石材 (No.1) で面の高さ 51cm、幅 62cm、控え長 95cm である。その他の完成品もほぼ同規格である（表 4）。石面はやや幅広い三角形または不整五角形で、石尻は徐々にすばまった形をしている。石面以外のいずれかの面に自然面を残すことから、1 個の原石は 1 石または 2 石の石垣石をとる程度の大きさで推測でき、この場所が火砕流による岩塊を含む土砂が堆積した場所と考えると矛盾はない。加工痕跡はノミまたはツルを使用したとみられ、幅や深さ、長さにはばらつきがある。板石材の完成品はなく、その用途を特定できないが、矢割途中で失敗した原石をみると、厚さ 25cm（8 寸）程の材を割り取る予定であったことが伺える。矢穴痕は全て三角形矢穴である。

金沢城内での三角形矢穴の確認状況から、大型築石材が城内で使用されるとすれば宝暦以降となるが、「戸室山御丁場絵図」では御丁場エリア外となるため、文化期以降に開発された丁場の可能性もある。ただし藩直営ではなく村方などの請負による丁場のため、絵図には描かれていない可能性もある。明治以降の丁場の可能性もあるが、大型築石材の使用場所としては金沢城内の石垣が最も有力なため、現時点では江戸期に稼働した丁場と考えたい。



第151图 SH11位置图



第152图 SH11平面图



第153図 SH11石材分布状況

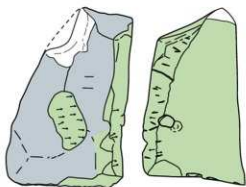
表4 石材計測表

No	単位: cm			備考
	高さ	幅	長	
1	51	62	95	面仕上げ完了の石垣石
2 (53+)	80	108		面仕上げ完了の石垣石
3	50	68	93	面割、仕上げ未了の石垣石
4 (22+)	54	57		面仕上げ完了の小型石垣石。石尻部分が折れている。No.4 (長さ24cm) と接合
5	46	74	92	面仕上げ完了の石垣石
6	30	48	90	割端材だが、小形石垣石にも使えそうな大きさ、面に加工なし
7	24	36	90	矢穴割端材
8 (15+)	41	75		矢穴割端材
9 (36+)	44	104		自然面からの矢穴を残す割端材、加工追加なし
10 (10+)	49	100		薄い剥片状、端材
11 (35+)	70	60		石垣石 (小形?) へ加工する途中の素材のものか
12 (22+)	47	50		小形の石垣材か、大半埋没して動かない、厚さ30cm程度はありそう
13	15	28	43	板状の材、上面は割長傾面にツル痕
14 (25+)	46	48		—
15 (31+)	50	75		厚手の割端材
16 (12+)	26	69		厚手の割破片材、矢穴列密接
17 (37+)	35	84		厚手の割端材 (矢穴列)
18 (45+)	74	112		北面 (矢割) と中央矢穴列との間隔24cm、厚さ8寸の材に成形予定か。天端または板石専用材
19 (46+)	70	66		ほぼ中央に矢穴列、天端石のような厚手の石垣石または板石専用材を割る予定の失敗か
20	17	25	49	割端片の小片
21 (10+)	33	58		厚手の破片、下面は加工面、板石の欠損か、上面は自然面を利用
22	7	49	50	板状材、上面は自然、下面は粗加工面
23 (28+)	(20+)	65		割端材か
24	12	27	47	不定形の板状材、上面も加工面か
25 (10)	(30+)	70		比較的大きな板状材

(+) は残存値、() は復元値

石材No.1

自然面 割り面
図中の→はツルの方向を示す



0 S=1/20 50cm



正面の矢穴痕



ツル痕



正面

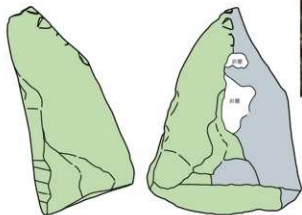


左



右

石材No.2



正面のツル痕

0 S=1/20 50cm



背面の矢穴痕



正面



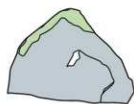
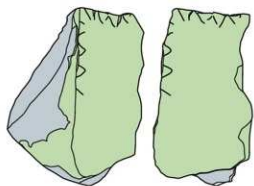
左



右

第154図 SH11石塚石材(1)

石材No 3



右面の矢穴痕



正面

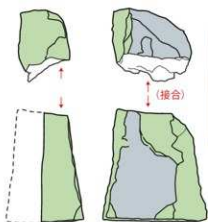


左



右

石材No 4



検出状況



正面



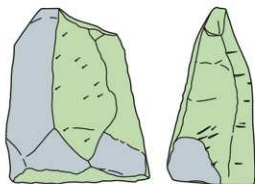
左



右

第155図 SH11石埋石材(2)

石材No 5



背面加工痕(短く細い)



右側面加工痕(長く太い)



正面



左



右



石垣材(No.1～5)の位置(北西方向から)

第156図 SH11石垣石材(3)

4. その他の遺構

北東地区の西から北西にかけて、SH5とその周辺部や、SH11北側の平坦面SH6とその周辺部のように、平坦面と崖状の地形がセットとなる場所が2か所で確認できる。現状は石切丁場の稼働による影響を受けているが、本来は採石以外の造作による遺構であると考えられる（第157図）。

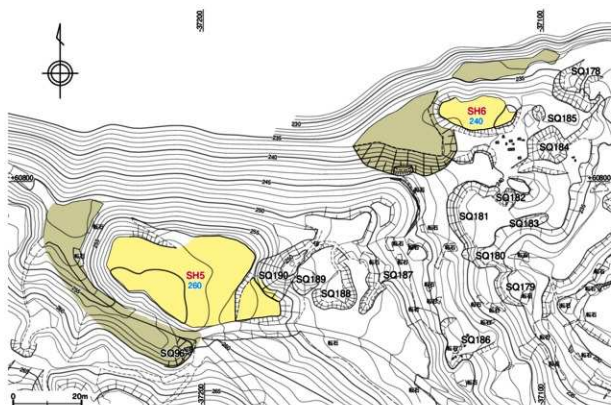
本地点は北側むけて眺望の開ける場所になるが、約400mには「オコ谷往来」とよばれる、金沢から二俣を通り越中へと抜ける街道があった。この道は本街道ではなく脇道であったが、金沢から砺波地方までを比較的短距離で結ぶ道として古くから利用されてきたとされる〔県教委1996〕。

平坦面SH5 標高260mに位置するSH5は、東西約35m、南北約20mを測り、もう一つの平坦面と比べて広く、かつ高所に位置する。この平坦面の北から東側にかけては自然地形の急斜面が、南から西側にかけては、鉤形に曲がる切岸となっている。この切岸状の遺構は石引道SF1と一部重複しているが、SF1がこれを後に活用しているとみられる。

平坦面SH6 標高240mに位置する平坦面SH6は、東西23m、南北10mを測る。北側は自然地形の急斜面で、西側は元々の斜面をさらに削り込んだ切岸状となっている。北側には、比高差約6mで、東西23m、南北5mの帯郭状を呈する平坦面があり、さらにその北側は自然地形の急斜面となる。南側には同じ標高240mの平坦部が島状にみられるので、元々は広範囲の平坦面であった可能性もあるが、石切丁場の稼働による改変も受けておりはっきりしない。

平坦面SH5から平坦面SH6の間には、標高25m前後にSQ188～190の排土山による平場があるが、採掘坑の規模に比べて排土山が大きい印象をうける。元々平坦面があり、そこに排土山がかぶっているという可能性もあけておきたい。

このような地形は、同地区が石切丁場となる以前に形成されたとみられる。類似する遺構や街道を望む場所にあるという立地環境やなどからも山城であった可能性がある。



第157図 平坦面SH5・SH6



1 SQ184



2 SQ174



3 SQ186



7 SQ186の石垣用材



8 方形穴欠痕のある石垣用材

第158図 J群の採掘坑



1 平坦面SH5



2 SQ187



3 方形穴穴痕のある端材 (SQ175平場)



4 南東谷部の平坦面



5 平坦面の石積み

第159図 J群とその周辺



1 平坦面SH11全景（北西から）



2 平坦面SH11石材の配置状況（南西から）

第160図 J群の平場（1）



1 石垣材の配置状況(北西から)



2 石垣材未製品(石材№3)



3 石垣材加工痕(石材№5)



4 SH11へ続く道跡(東から)



5 屑石集積

第161図 J群の平場(2)



1 板石材と端材 (南から)



2 板石材 (石材№7)



3 端材 (右が№11、左が№9)



4 割途中の原石 (石材№18)



5 割途中の原石 (石材№19)

第162図 J群の平場 (3)

第7節 北西地区（K群）

1. 位置と構成

戸室山北部に展開する石切丁場の北西部に位置する丁場を北西地区（K群）と呼ぶ（第163～165図）。清水集落の北東100～200mの地点に位置しており、清水集落から最も近い丁場である。東西約250mに広がる丁場の東部域は田島地内、中央～西部域は清水地内に属する。

当地の地質は露頭での観察は未了であるが、火砕性堆積物層と推察され、産出する戸室石は、地区の東側では赤戸室の比率が高く、中央から西側にかけては青戸室が高率を占める（第33図）。

2. 道と採掘域（第166～179図）

道 K群と道の位置関係から確認しておきたい。K群は、上下に緩傾斜面をもつ標高265～283mにかけての段丘崖状の急斜面を採掘域としており、A群に端を発する石引道より10～20m程低い場所に位置する。石引道にたどり着くには、K群の中央を抜ける坂道SF9から上段の緩傾斜面に登るか、集落内を経由しなければならない。一方、坂道を下ると、角間経由で金沢に至る県道の峠に合流する（第26図）。北地区の丁場と同様、当丁場も近代以降は県道に石を下していたのであろう。

採掘坑群（西部） K群の採掘坑群は群内を斜行する坂道を挟んで東西に分かれる。

まず、西部域には、集落に直近の地点に採掘坑SQ206が位置している。幅約30m、奥行約40m、深さ10m～最大18mで坑底が傾斜するタイプ的大型採掘坑で、東地区A2群のSQ20と類似する。排土山が不明瞭なのは前面の耕地造成に再利用したためと推察している。

ここから30mほど間をおいて坂道下まで広がるのが西部域の中心的な採掘域である。SQ200～205まで計6基の採掘坑が斜面に並列しており、うちSQ202～205の4基が坑径15～20m級の規模をもつ。SQ201と202の間、203と204の間には痩せ尾根状の掘り残しが認められ、これに仕切られて切り合い関係のあるSQ202と203、204と205が新旧一対の採掘坑となろう。

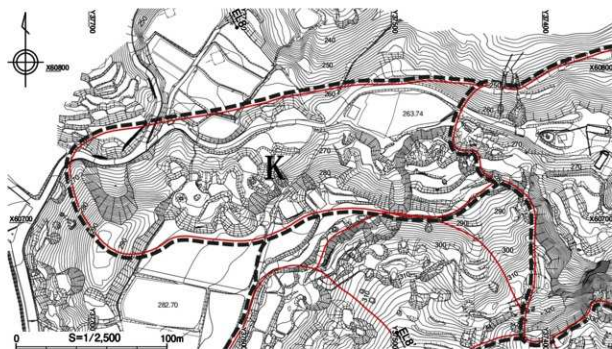
採掘坑前面には排土山の平場が階段状に積み重なっている。平場はSQ202の坑内に連続する標高270mの平場から、SQ203前の平場、SQ204西・205前の平場、SQ203坑奥の順で高さを増しており、採掘坑の形成過程を反映していると考えられる。中には標高237mの平場や272mの平場等、対応する採掘坑が特定できない排土山も存在するので、採掘の過程でいくつかの採掘坑が統合され、最終的に現在の形状になったのであろう。採掘坑と排土山の様相は、東地区A2群と類似している。

なお、SQ205前の平場には三角形矢穴痕のある割石材が残っていた（第183図）。

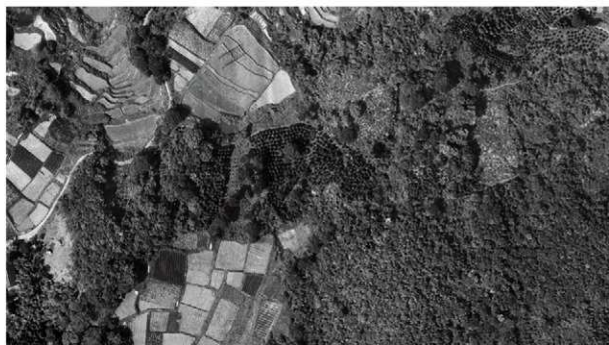
採掘坑群（東部） 坂道の東側に展開する採掘坑群は、斜面を大規模に掘削したSQ197～199と、斜面裾に位置する中規模のSQ191～196からなる。SQ197～199は「横山丁場」と呼ばれた場所で、坑端が石引道まで達した高さ15m以上の連続的な採掘坑群が幅約50m広がっている。坑底幅が広く、傾斜する点は西部域のSQ206と同様である。坑底下部は傾斜が緩く平坦な排土山に続く。

なお、前面の標高270m以下の切土とその下の平坦な畑地は、昭和44（1969）年以降の造成である。昭和37（1962）年、43（1968）年の航空写真には、道から坑内へ延びる掘削状の通路や、道際まで広がる排土山が写っており（第174、176図）、昭和48（1973）年の写真には削平された地山・旧表土・排土の堆積層の水平断面が縞模様として見えている（第178図）。本来は西部域と同様に、階段状の排土堆積が道際まで広がっていたのであろう。

K群東端の斜面裾に分布するSQ191～194は、坑径10～20m弱、深さ3～4mの中規模採掘坑で、傾斜の緩やかな場所に立地するため坑底が比較的広く、北東地区J群の採掘坑に類している。横山丁場の排土で半ば埋もれているSQ195と196も同様の採掘坑であるなら、東部域の斜面裾には中型採掘坑群が広がっていたのかもしれない。

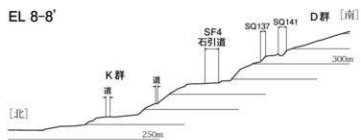


第163图 西北地区全体平面图

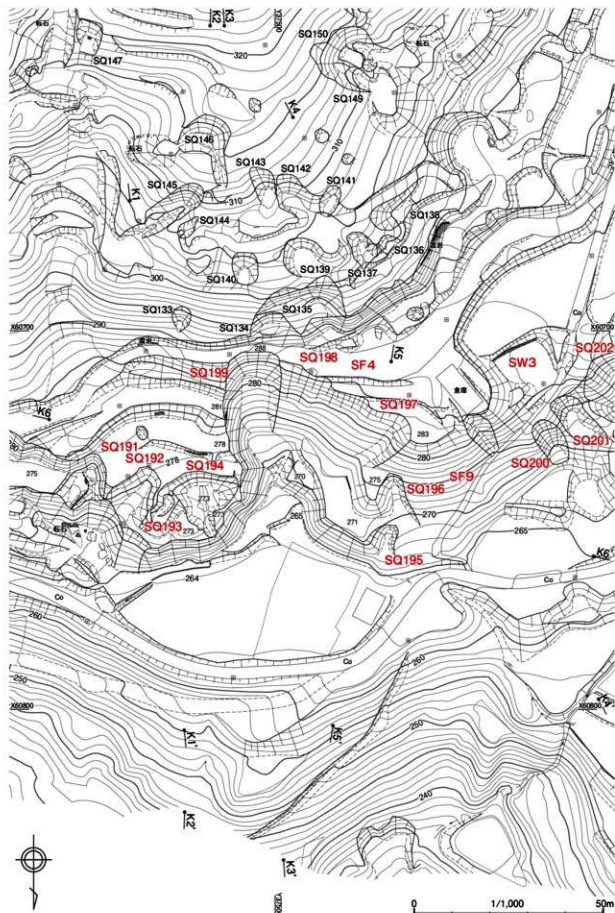


第164图 西北地区航空写真

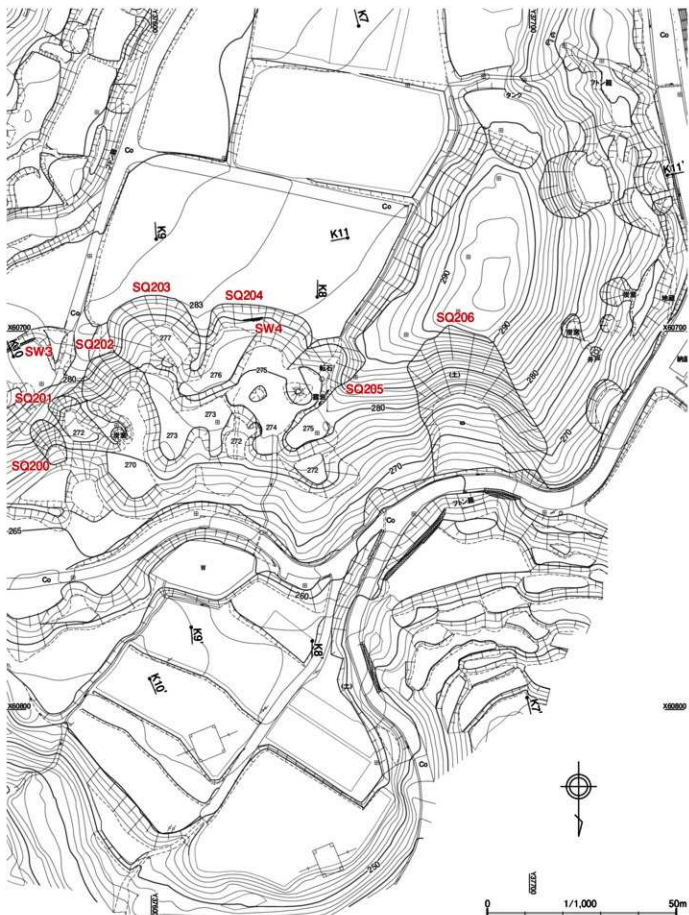
昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/2,500



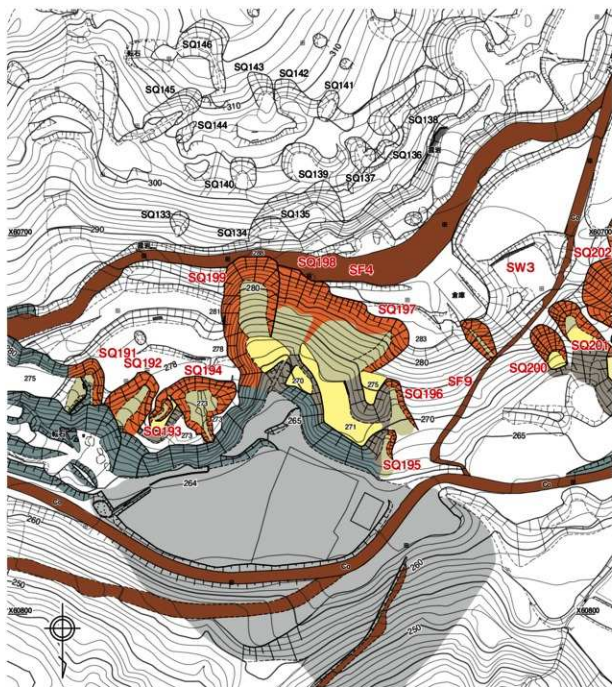
第165图 西北地区断面图



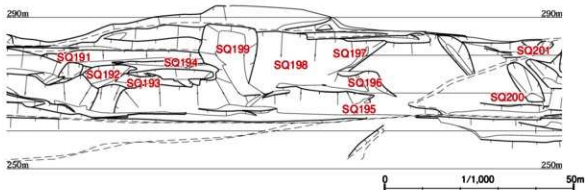
第166図 K群東部詳細図(1)



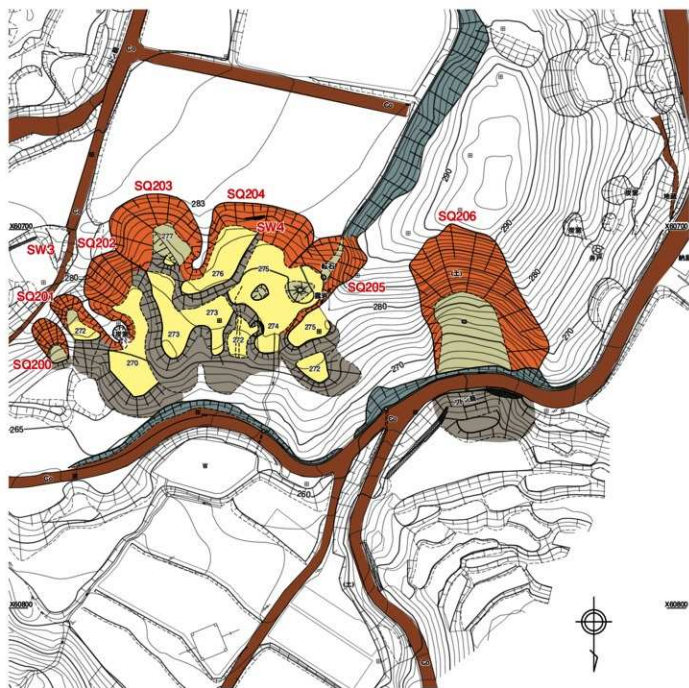
第167图 K群西部詳細图(1)



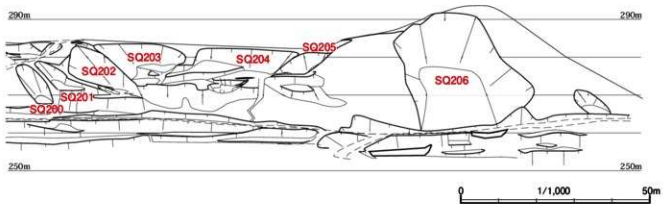
第168図 K群東部詳細図(2)



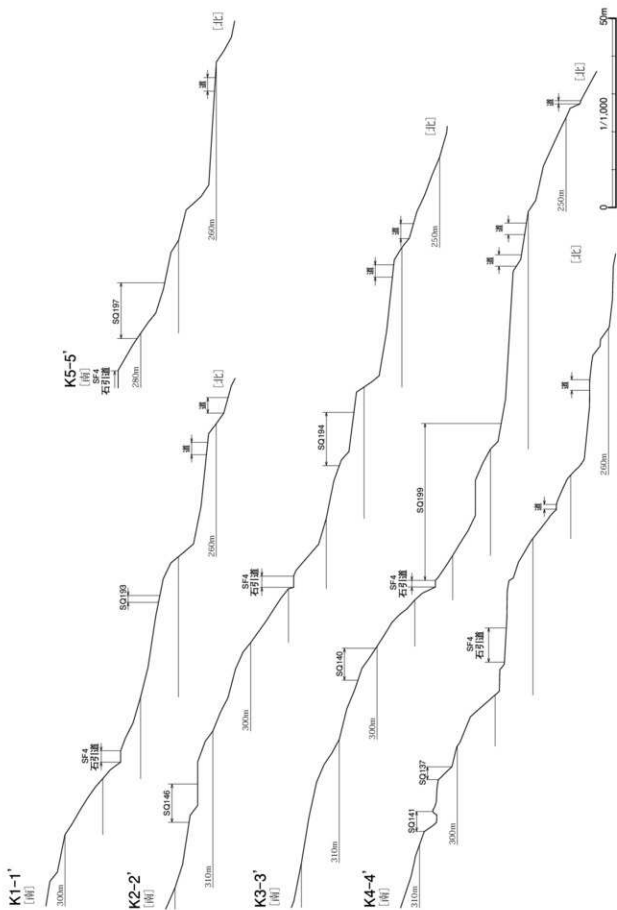
第169図 K群東部立面図



第170図 K群西部詳細図(2)



第171図 K群西部立面図



第172図 K群断面図(1)

K6-6'
[東]



K7-7'



K11-11'



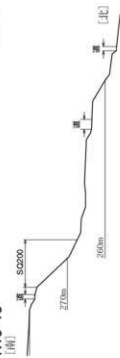
K8-8'
[南]



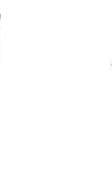
K9-9'
[南]



K10-10'
[南]



K11-11'



第173図 K群断面図(2)



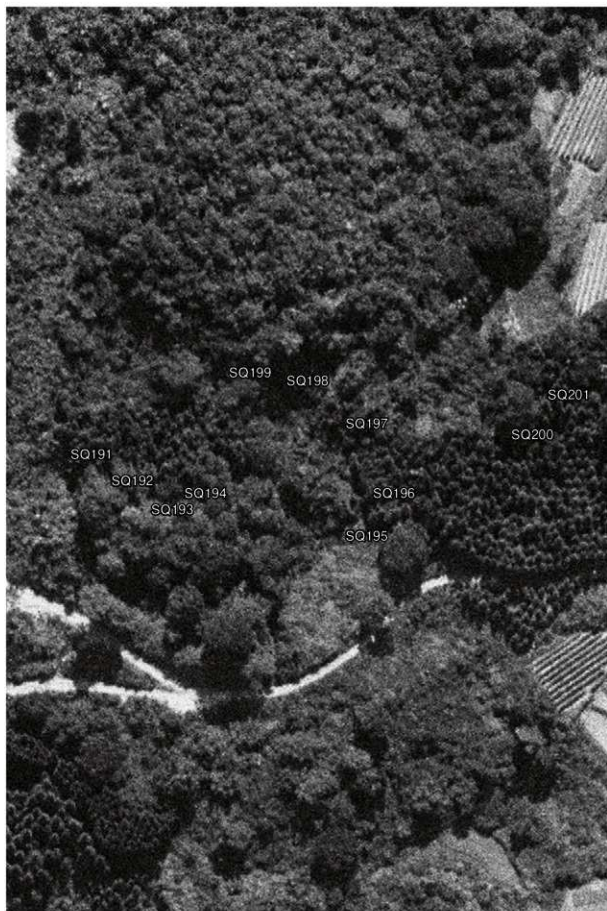
第174図 K群東部航空写真

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第175図 K群西部航空写真

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



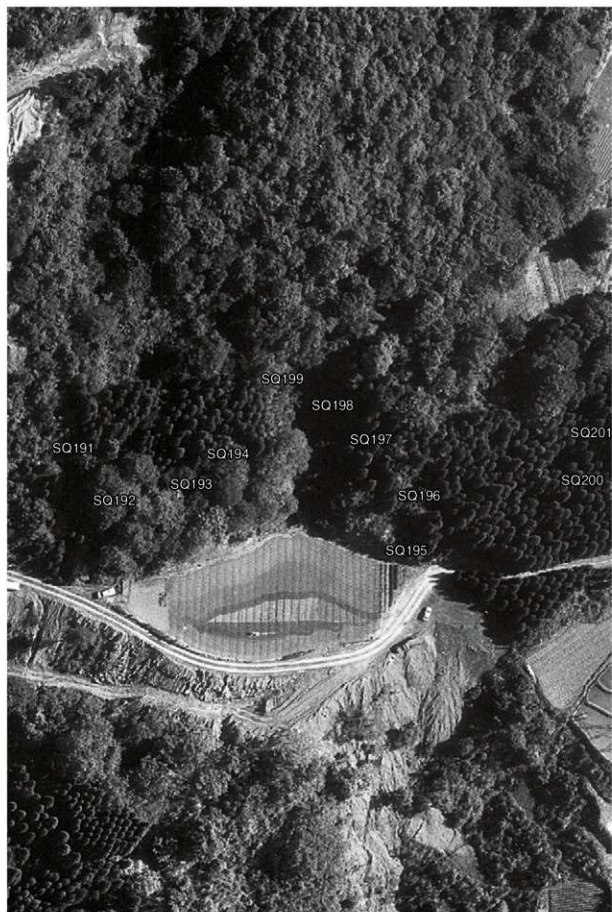
第176図 K群東部航空写真

昭和43(1968)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第177図 K群西部航空写真

昭和43(1968)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第178図 K群東部航空写真

昭和48(1973)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第179図 K群西部航空写真

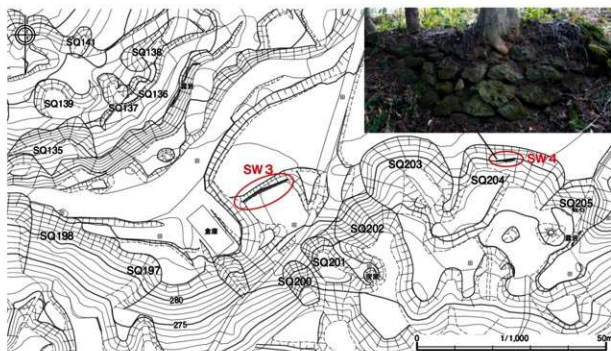
昭和48(1973)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000

3. 石垣 (第180～184図)

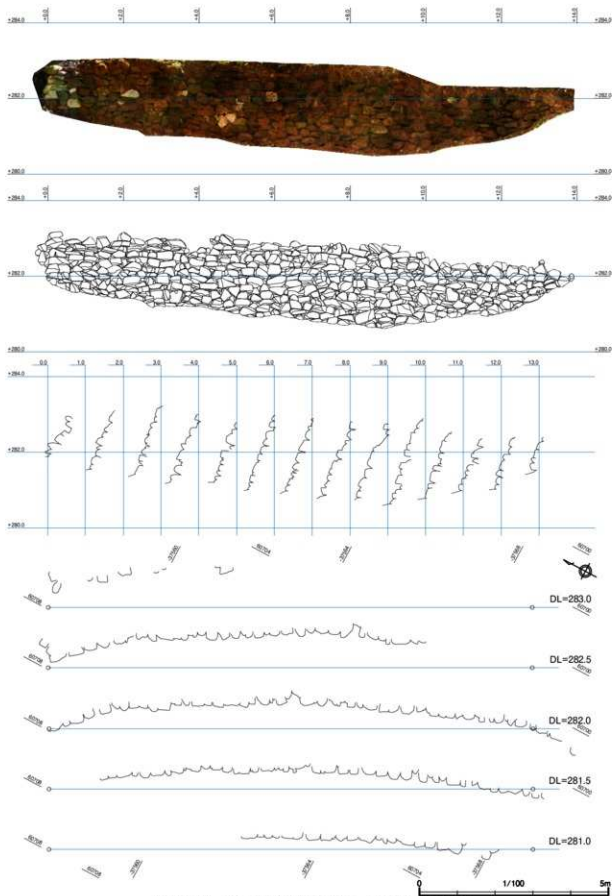
石垣 SW3 K群中央部の南端、標高約281 mに位置する石垣である。北側の石垣前面は10×15 m程の平坦面に杉が植林されている。南側の石垣背後は石引道 SF1の推定ルートだが、現在は耕作地となり、やや南側の山裾を重機で掘削した道が通る。その道は東側の平坦面へと続き、この平坦面も斜面を削り造成しており、その裾部が石垣前面へと流れ込んでいる。西側はK群西半部の採掘坑群が広がる。石垣前面の平坦面と西半部の採掘坑群の間には標高差11 mの坂道 SF9がある。北西地区およびその周辺地区では、石垣が築かれる例は少なくその中で石垣 SW3は規模の大きな石垣である。

石垣の規模は幅約14 m、高さ約2 mを測り、勾配は66～70°を測る。石積みは基本的に布積みだが、石形が一樣ではないため石積みが乱れる箇所もある。石垣面は直線ではなく、背後の地形に合わせ輪取りしたように緩く湾曲する。隅角部は築石よりも大型の板材を使用するが、角石専用材ではない。角脇石も伴わず、算木積みとなっていない。石材は面幅30～40 cm、高さ10～20 cmが標準的で、大きいもので60 cm前後である。10～15 cmの高さの板材を含み、石面は横長となるように積まれる。石面は自然面や割面で、方形矢穴痕が確認できるが、ノミヤツル調整は認められない。石垣材というよりもほぼ同規格の端材などを集めて築かれたとみられる。石材が平面性を持たないため石垣面も凹凸となる。赤戸室が主体で、上部の薄い板材には青戸室も使用される。裏込めは戸室石の割屑石を用いる。石垣の構築時期は不明である。

石垣 SW4 K群西側の標高280 mに位置し、SQ204の掘削崖面に築かれる。石垣背後には現在耕作地が広がる。幅5.5 m、高さ1.8 mを測るが、両端部は上から流入土により埋まっており本来の規模・形状は不明である。石材は幅50～60 cm、高さ30～40 cm、控えは60～70 cmの不定形な割石であるが、SW3に比べ大型の石材を使用する。築石同士の面を合わせ、面に隙間ができないように積んでおり、石形が揃う部分では布積みとなるが、揃わない部分は落とし積みとなる。間詰め石はみられない。石面は自然面と割面があるが、矢穴は確認できない。石積み後に縦方向のツル調整を行った箇所があることから、石垣面を平らにしようとする意識は何える。青戸室を主体とする。裏込めには戸室石の割屑石を用いる。



第180図 石垣SW3・SW4位置図



第181 図 石垣SW3オルソ写真、立面図、断面図



1 K群東部（正面の窪地が横山丁場SQ199）



2 SQ199坑口付近の現状



3 SQ191～194（中央）とSQ199（右）



4 SQ196



5 K群西部と東部の間にある村境の道

第182図 K群東部の探掘坑



1 K群西部



2 SQ202と平場



3 SQ205と平場



4 三角形穴痕の割石 (SQ205平場)



5 SQ204の奥壁の石垣SW3

第183図 K群西部の探掘坑



1 SW3



2 角部



3 築石部



4 方形矢穴



5 前面の平坦部

第184図 石垣SW3

第8節 南地区（L群、M群、N群）

1. 位置と構成

今回調査対象とした戸室山北部域の南端に展開する小規模な丁場群を南地区として一括した。西地区E群、中央地区I群の南方にあたり、清水集落から150～300mほど南東方の標高300～340mにかけての斜面に位置する（第185、186図）。地質的には、戸室火山溶岩流の本体にあたるが、地表面に見える転石露頭は、比較的まばらであり、このことが群形成に影響したようだ。

2. L群（第187図）

西地区E群の背後、東西150m南北80m比高15m程の小丘の西斜面に分布する一群がL群で、幅5m、奥行4～8m前後の小規模な採掘坑が7基確認できる。この他にも浅い窪みが数か所認められたが、風倒木痕の可能性を考慮して今回の調査では取り上げていない。斜面裾にSQ210、211の2基、斜面中腹にSQ207～213の5基が間隔を開けて点在している。割石材は確認していない。

3. M群（第188図）

L群から溜池を挟んで南方約100mの斜面地に立地するSQ214～219の6基からなり、L群と同様にそれぞれが比較的分散して立地する一群である。SQ219には方形の矢穴痕のある原石の残核が残っている（第193図）。SQ214の坑内には屑石と共に小型の石垣材や土台石が散乱しており、石垣石は面幅30cm、面高25cm、控長70cm、土台石は28×24×30cm程度と共に小振りの製品で、薄手の三角形矢穴痕が認められる（第193図）。採掘坑の様相も他と異なるので、近代の遺構とみてよからう。

なお、M群の北側の溜池は、昭和48(1973)年の航空写真（第190図）に造成工事中の姿が写っている。それ以前から清水が湧いて池ができており（第191図）、地元ではM群付近を「ショウズ」と呼んでいた。

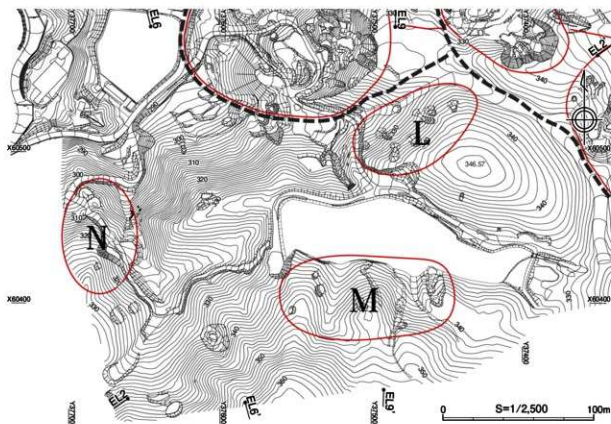
4. N群（第189図）

N群はM群から東の谷沿いに150m程下った標高310～325mの北東斜面に立地する小群である。現状では2基を採掘坑と認定したが、他にも類似した地形があるので若干増える可能性もある。SQ220は溜池改修工事の作業道で影響をうけているが、屑石を伴う採掘坑が残る。

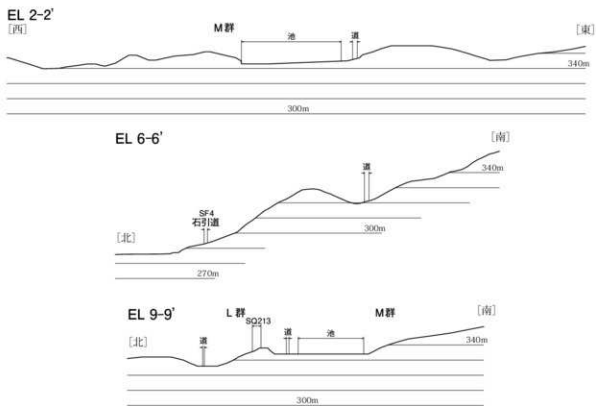
5. その他

今回の測量範囲外にも、N地区から南方の西斜面には、10m内外の採掘坑2ないし3基を単位とする小群が点在している。さらに南方の南原神社周辺には中小規模の採掘坑30基以上からなる清水大渡北丁場跡（第16図）が分布しており、刻印を伴う石材が確認できることから、これらは寛永期の丁場跡の一部と考えられる。一方、南地区のL～N群はこれらより採掘坑の規模が小さく、中央地区F群と類似しているため、より先行する時期であろうと推察している。

また、清水集落南から南原神社までの山裾は、地元で「ゴケンドウ（五間道）」と呼ばれ、石引道が通っていた場所である。現在は幅3m程度の農道で五間幅の趣はないが、耕地整理前の航空写真では農道に沿って帯状の区画が認められる。西地区と同様に、江戸期の石引道を反映した地割りであろう（第192図）。



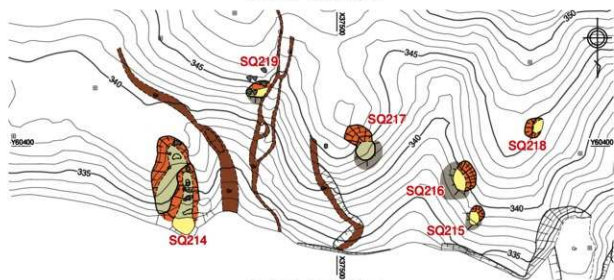
第185图 南地区全体平面图



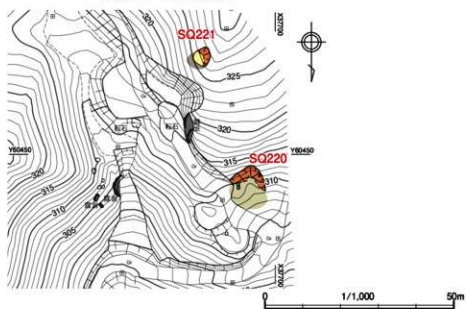
第186图 南地区断面图



第187図 L群詳細図



第188図 M群詳細図



第189図 N群詳細図



第190图 南地区航空写真(1)

昭和37(1962)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第191图 南地区航空写真(2)

昭和48(1973)年国土地理院撮影
縮尺約1/1,000



第192図 耕地整理前の「ゴケンドウ」の地割り 昭和37(1962)年国土地理院撮影
(左下は清水集落)



1 採掘坑SQ214



2 矢穴痕を残す原石の残核 (SQ219)



3 同左の方形矢穴痕



4 三角形矢穴痕のある石材 (SQ214)



5 N群の転石露頭

第193図 南地区の採掘坑

表5 北部地域採掘坑一覽表

地区	群	採掘坑番号	標高(m)		規模(m)		
			上	下	奥行	幅	深さ
東	A	SQ1	255	239	22.0	16.0	15.4
東	A	SQ2	259	236	21.9	17.1	6.2
東	A	SQ3					
東	A	SQ4	285	262	14.2	58.0	25.4
東	A	SQ5					
東	A	SQ6					
東	A	SQ7	286	280	11.8	21.1	9.2
東	A	SQ8	280	268	8.2	12.4	11.5
東	A	SQ9	283	263	18.1	13.8	17.3
東	A	SQ10	270	268	25.0	15.6	6.9
東	A	SQ11	258	237	27.0	24.9	16.6
東	A	SQ12					
東	A	SQ13	257	243	17.3	13.2	9.6
東	A	SQ14	263	251	13.7	14.7	約12
東	A	SQ15	254	241	59.1	13.9	9.5
東	A	SQ16	272	254	37.0	17.6	16.4
東	A	SQ17	272	263	13.1	7.7	6.9
東	A	SQ18	262	253	23~	7~	約9
東	A	SQ19	252	248	7.0	4.5	3.3
東	A	SQ20	274	258	37.0	23.3	14.4
東	A	SQ21	263	251	29.0	8.7	4.7
東	A	SQ22	258	251	13.6	14.7	10.2
東	A	SQ23	259	255	4.0	8.7	4.1
東	A	SQ24	265	255	17.7	12.0	10.2
東	A	SQ25	274	270	5.4	4.9	3.5
東	A	SQ26	280	276	7.3	15.9	4.2
東	A	SQ27	282	274	12.6	14.3	4.7
東	A	SQ28	284	278	8.9	10.1	3.8
東	A	SQ29	283	280	5.1	7.0	3.0
東	A	SQ30	290	287	5.1	5.5	1.9
東	A	SQ31	293	290	15.6	10.0	5.3
東	A	SQ32	288	282	7.1	9.3	4.1
東	A	SQ33	290	284	14.7	15.2	4.0
東	A	SQ34	296	285	29.2	16.0	11.0
東	A	SQ35	284	283	5.3	5.5	1.4
東	A	SQ36	294	287	14.6	13.4	8.5
東	A	SQ37	285	283	10.1	6~	2.3
東	A	SQ38	294	284	19.2	19.2	13.5
北	B	SQ95	264	264	4.1	7.5	1.3
北	B	SQ96	260	259	9.3	6.3	2.7
北	B	SQ97	270	265	12.2	7.8	4.3
北	B	SQ98	281	274	12.9	4.9	3.4
北	B	SQ99	315	309	21.3	20.8	11.3
北	B	SQ100	308	299	14.4	16.7	8.3
北	B	SQ101	313	301	33.3	12.3	11.4
北	B	SQ102	313	302	27~	約13.5	約11
北	B	SQ103	325	315	50.4	29.0	22.1
北	B	SQ104	317	310	34.7	17.1	13.3
北	B	SQ105	304	300	14.6	13.3	6.5
北	B	SQ106	293	283	8.5	5.6	4.3
北	B	SQ107	303	287	43.1	22.3	17.9
北	B	SQ108	298	287	25~	約18	11.0
北	B	SQ109	296	292	15~	13~	約4
北	B	SQ110	301	291	20~	13~	約10
北	B	SQ111	308	290	36.1	31.8	17.7
北	B	SQ112	298	295	6.5	5.9	2.4

地区	群	探査机番号	標高(m)		規模(m)		
			上	下	奥行	幅	深さ
北	C	SQ113	330	273	110~	約105	約57
北	C	SQ114	327	313	26~	約50	約14
西	D	SQ133	296	291	6.9	5.0	5.2
西	D	SQ134	296	292	6.0	12.9	4.8
西	D	SQ135	301	296	16.7	22.2	6.8
西	D	SQ136	301	299	3.8	4.5	2.0
西	D	SQ137	304	301	9.0	5.1	3.2
西	D	SQ138	302	300	23.2	7.7	3.5
西	D	SQ139	305	303	13.0	10.1	2.8
西	D	SQ140	306	302	8.3	6.8	2.7
西	D	SQ141	308	305	8.6	4.8	2.9
西	D	SQ142	312	306	13.7	8.4	5.2
西	D	SQ143	313	309	12.7	5.7	6.7
西	D	SQ144	308	305	7.2	3.8	4.0
西	D	SQ145	312	303	22.9	6.8	7.2
西	D	SQ146	317	312	19.9	14.1	3.9
西	D	SQ147	320	318	8.8	6.8	2.5
西	D	SQ148	324	318	7.5	7.3	4.6
西	E	SQ149	317	309	19~	6~	約8
西	E	SQ150	315	309	18~	8~	約6
西	E	SQ151	319	315	9.1	4.1	3.8
西	E	SQ152	321	316	9.6	11.2	5.3
西	E	SQ153	322	321	2.0	5.5	1.2
西	E	SQ154	324	321	12.0	10.0	3.6
西	E	SQ155	317	314	5.8	6.0	1.7
西	E	SQ156	317	316	2.8	3.0	0.5
西	E	SQ157	313	304	19~	約12	約9
西	E	SQ158	314	313	7.3	11.1	1.3
西	E	SQ159	329	325	15.7	14.5	10.8
西	E	SQ160	322	318	8.1	4.0	2.5
西	E	SQ161	332	323	14.0	6.7	5.7
西	E	SQ162	332	322	13.4	15.0	12.0
西	E	SQ163	320	315	7.6	9.1	4.5
中央	F	SQ039	280	278	5.5	6.8	3.0
中央	F	SQ040	285	283	3.9	3.1	1.5
中央	F	SQ041	287	283	4.8	8.6	5.4
中央	F	SQ042	285	282	3.3	2.8	1.6
中央	F	SQ043	291	287	6.1	4.0	3.6
中央	F	SQ044	294	291	3.9	5.7	2.5
中央	F	SQ045	294	292	3.8	4.9	2.2
中央	F	SQ046	294	293	3.1	3.6	0.6
中央	F	SQ047	293	292	5.4	4.0	1.6
中央	F	SQ048	289	288	2.7	3.0	2.5
中央	F	SQ049	287	286	2.2	3.2	1.2
中央	F	SQ050	295	294	4.1	4.4	1.3
中央	F	SQ051	297	296	3.8	2.8	1.7
中央	F	SQ052	299	298	4.1	3.9	1.4
中央	F	SQ053	300	298	5.9	6.9	1.7
中央	F	SQ054	297	296	4.4	5.1	0.6
中央	F	SQ055	298	288	1.9	2.6	1.3
中央	F	SQ056	290	289	4.2	5.5	0.9
中央	F	SQ057	297	294	7.7	4.2	3.1
中央	F	SQ058	295	294	2.6	2.2	0.9
中央	F	SQ059	300	300	4.1	5.2	1.1
中央	F	SQ060	304	304	1.7	2.1	0.3
中央	F	SQ061	308	308	3.1	2.4	0.4
中央	F	SQ062	301	299	6.6	5.6	2.8

地区	群	探照坑番号	標高(m)		規模(m)		
			上	下	奥行	幅	深さ
中央	G	SQ063	315	310	6~	約12	約5
中央	G	SQ064	312	311	15~	約10	約1
中央	G	SQ065	327	322	13.7	10.3	6.9
中央	G	SQ066	332	323	15.5	15.0	10.6
中央	G	SQ067	336	333	13.7	8.9	5.0
中央	G	SQ068	337	332	10~	約11	約5
中央	G	SQ069	341	335	19~	14~	約6
中央	G	SQ070	335	327	23.7	14.3	7.1
中央	G	SQ071	329	327	15.9	10.1	1.9
中央	G	SQ072	340	329	約20	約20	約11
中央	G	SQ077					
中央	G	SQ073	331	326	15.9	14.5	5.6
中央	G	SQ074	343	338	14.5	10.2	6.0
中央	G	SQ075	338	338	4.6	7.6	0.7
中央	G	SQ076	338	333	13~	約11	約5
中央	G	SQ078	335	331	10.3	16.6	6.7
中央	G	SQ079	337	330	27.5	16.8	6.7
中央	G	SQ080	339	336	14.5	9.1	1.8
中央	G	SQ081	345	341	17.3	12.8	4.6
中央	G	SQ082	343	337	16~	約18	約6
中央	G	SQ083	342	341	4.0	4.0	約1
中央	G	SQ084	344	340	10.4	8.0	3.7
中央	G	SQ085	346	343	10.4	10.8	4.3
中央	G	SQ086	346	343	12.0	12.4	3.9
中央	G	SQ087	346	343	6.6	7.5	2.7
中央	G	SQ088	339	339	23.5	11.0	2.0
中央	G	SQ090					
中央	G	SQ089	345	340	22~	約14	約5
中央	G	SQ092	345	340	7.8	5.8	5.2
中央	G	SQ091	345	340	14.2	11.8	5.3
中央	G	SQ093	341	340	8.1	4.8	3.5
中央	G	SQ094	343	341	7.9	2.7	2.0
中央	H	SQ115	304	302	5.8	7.1	0.6
中央	H	SQ116	307	306	3.4	3.2	1.0
中央	H	SQ117	309	308	3.4	2.0	1.0
中央	H	SQ118	320	315	6.2	3.8	4.8
中央	H	SQ119	321	316	7.5	7.0	5.8
中央	H	SQ120	331	326	8.6	6.7	6.1
中央	H	SQ121	332	321	21.5	13.5	9.8
中央	H	SQ122	334	323	15.5	10.2	10.0
中央	H	SQ123	329	320	10.9	18.5	8.0
中央	H	SQ124	330	329	4.3	4.3	1.9
中央	H	SQ125	340	336	8.2	6.8	3.4
中央	H	SQ126	341	336	11.7	6.3	6.5
中央	H	SQ127	338	336	5.2	4.2	3.0
中央	H	SQ128	341	335	12.7	9.4	5.4
中央	H	SQ129	345	339	11.4	9.2	4.5
中央	H	SQ130	342	331	16.5	9.9	10.3
中央	H	SQ131	336	334	3.5	2.8	1.5
中央	H	SQ132	335	332	9.9	12.1	5.0
中央	I	SQ164	339	335	18.5	14.6	8.3
中央	I	SQ165	339	331	14.9	6.5	6.9
中央	I	SQ166	340	331	23.6	15.4	8.8
中央	I	SQ167	335	333	6.7	3.7	2.6
中央	I	SQ168	335	331	12.6	4.5	3.9

地区	群	探照坑番号	標高(m)		規模(m)		
			上	下	奥行	幅	深さ
北東	J	SQ169	224	224	14.5	11.2	3.5
北東	J	SQ170	226	225	12.7	6.5	1.9
北東	J	SQ171	229	229	6.6	10.2	1.3
北東	J	SQ172	230	230	5.7	5.4	1.1
北東	J	SQ173	232	232	5.2	7.1	1.1
北東	J	SQ174	232	232	7.9	9.4	2.0
北東	J	SQ175	233	232	28.9	15.3	3.8
北東	J	SQ176	234	234	7.1	8.8	2.9
北東	J	SQ177	234	234	4.0	8.2	0.7
北東	J	SQ178	238	234	12.5	8.2	4.5
北東	J	SQ179	237	235	7.1	10.6	3.1
北東	J	SQ180	241	239	9.2	5.9	7.5
北東	J	SQ181	241	239	16.7	17.3	3.9
北東	J	SQ182	239	238	5.4	3.3	0.9
北東	J	SQ183	237	237	9.6	3.3	1.1
北東	J	SQ184	238	238	10.9	11.0	3.3
北東	J	SQ185	238	23.8	4.5	3.6	1.1
北東	J	SQ186	245	245	6.3	7.5	0.5
北東	J	SQ187	252	252	11.4	3.4	1.5
北東	J	SQ188	252	252	10.4	14.7	1.7
北東	J	SQ189	252	251	7.6	7.4	2.2
北東	J	SQ190	256	251	22.9	8.9	7.9
北西	K	SQ191	277	275	12.3	6.1	4.8
北西	K	SQ192	277	275	14.8	10.2	2.4
北西	K	SQ193	275	275	6.2	2.7	0.7
北西	K	SQ194	276	273	16.3	12.7	3.6
北西	K	SQ195	270	268	8.1	7.3	1.8
北西	K	SQ196	275	270	14.2	7.5	5.0
北西	K	SQ197	284	276	15.9	11.8	8.6
北西	K	SQ198	286	271	20~	10~	約15
北西	K	SQ199	288	273	21.2	14.5	8.0
北西	K	SQ200	278	267	12.7	7.2	8.5
北西	K	SQ201	278	272	17.3	7.1	6.3
北西	K	SQ202	282	273	24.3	17.3	12.2
北西	K	SQ203	283	279	22.7	22.2	6.0
北西	K	SQ204	282	278	17.8	27.3	6.4
北西	K	SQ205	284	278	13.3	14.2	9.9
北西	K	SQ206	291	266	38.5	25.3	24.5
南	L	SQ207	339	338	4.3	3.7	1.5
南	L	SQ208	337	335	5.2	4.3	2.3
南	L	SQ209	337	333	9.6	4.3	5.1
南	L	SQ210	331	328	6.6	4.5	1.2
南	L	SQ211	328	327	5.4	5.3	2.7
南	L	SQ212	339	336	5.8	7.0	2.5
南	L	SQ213	338	335	10.0	6.2	1.6
南	M	SQ214	337	335	11.4	5.2	1.5
南	M	SQ215	339	337	5.3	3.6	1.3
南	M	SQ216	341	340	6.5	7.1	2.5
南	M	SQ217	348	343	10.4	5.5	4.0
南	M	SQ218	345	345	4.7	5.3	0.3
南	M	SQ219	347	345	3.5	6.0	2.5
南	N	SQ220	311	309	6.6	9.0	2.4
南	N	SQ221	326	325	4.7	4.6	1.3

第5章 岩石調査

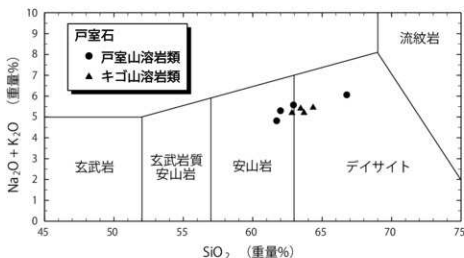
第1節 戸室石の岩石特性

1. 岩石学的性質

戸室石切丁場の分布から、戸室石の採掘が戸室山溶岩類、キゴ山溶岩類、およびそれらの麓に分布する火砕性堆積物や戸室山岩屑なだれ堆積物などから行われていたことがわかる。採掘の対象となった火砕性堆積物も戸室山岩屑なだれ堆積物も、戸室山溶岩類およびキゴ山溶岩類由来と推定され、結局のところ、戸室石はそれぞれ2つの溶岩類の岩石を利用していることになる。戸室火山は噴出中心の異なる4つの溶岩類に分けられるが、それらを構成する岩石はマグマ本来の性質を表す全岩化学組成や構成鉱物の種類などに関して多様性に乏しいことが、酒寄ほか(2004)によって明らかにされている。戸室山溶岩類の溶岩とキゴ山溶岩類の溶岩も、互いに類似した岩石学的性質を有し、両者を肉眼や顕微鏡観察で区別することは難しい。以下では、戸室山溶岩類とキゴ山溶岩類から得られた新鮮な溶岩試料のデータを用い、戸室石の岩石学的性質について述べる。

戸室石の分析試料における SiO_2 含有量は61～67重量%であり、第194図の火山岩の分類において、戸室石の分析値は安山岩とデイサイトの2つの領域にまたがった組成を示す。戸室石は、日本列島に産する多くの火山岩と同様、肉眼で確認できる大きさの鉱物である斑晶と、微細な鉱物やガラスの集合体である石基とから構成される斑状組織を呈する(第195図)。斑晶として含まれる鉱物は、斜長石(24～33体積%)が最も多く、角閃石(2～5体積%)、石英(0.6～4体積%)、および黒雲母(0.3～0.8体積%)を副成分として含む[酒寄ほか2004, 酒寄2012]。戸室石を肉眼で観察したときにみられる白色の粒は斜長石や石英の斑晶であり、黒色の粒は角閃石や黒雲母の斑晶である。さらに試料によっては微量の鉄-チタン酸化物(0.1体積%以下)、斜方輝石(0.1体積%以下)、およびかんらん石(0.1体積%未満)が斑晶として認められる場合もある。戸室石の岩石名は、含斜方輝石-含かんらん石-黒雲母-角閃石安山岩および同デイサイトである。

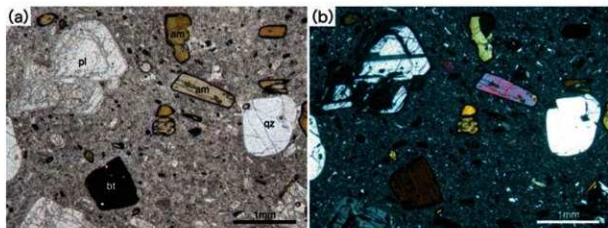
戸室石には、しばしば丸みを帯びた外形を示す包有物が含まれる。大きさは数mm～数十cmのものまでさまざまである。包有物の多くは、苦鉄質包有物(地下のマグマ溜りに、化学組成の異なるより高温のマグマが貫入・固結して生じたマグマのしずく)の岩石学的特徴を示す。しかし、それらとは異なる組織を示す包有物も存在し、詳細については今後の研究課題である。



第194図 全岩化学組成にもとづく火山岩の分類と戸室石

戸室石は、多くの安山岩やデイサイトとはやや異なる鉱物組成を有している。戸室火山が属する白山火山列（第2章第2節の第10図を参照）の岩石を例にとると、戸室石と他火山の安山岩やデイサイトの間には次のような違いが存在する。

- (1) 戸室石に副成分として含まれる黒雲母の斑晶が、他の火山岩ではまれにしかみられない。
 - (2) 戸室石ではまれにしかみられない斜方輝石の斑晶が、他の火山岩には副成分として含まれる。
- 岩石試料の条件にもよるが、顕微鏡観察が可能であれば、岩石試料が戸室石か否かを識別できるケースは多いと思われる。



第195図 戸室石の偏光顕微鏡像

(a) 下方ポーラーのみの状態。(b) 直交ポーラー状態。斜長石 (pl)、石英 (qz)、角閃石 (am)、黒雲母 (bt) の各斑晶を有する。ここでは、長径 0.5mm 以上の鉱物を斑晶とした。

2. 青戸室石と赤戸室石

戸室石には青灰色を呈するものと赤色～赤茶色のものが存在しており、前者は青戸室石、後者は赤戸室石と呼ばれている。青戸室石と赤戸室石の違いは、第196図が示すように石基の色に起因する。明瞭に色の異なる青戸室石と赤戸室石が存在する一方で、両者の中間の色を呈するものや、一つの岩塊において青灰色の部分から赤味を帯びた部分へと連続的な変化を示すものも存在する。また、青戸室石と赤戸室石とで、含まれる斑晶の鉱物種に違いは認められない。これらのことから、青戸室石と赤戸室石は、それぞれ別種のマグマから由来したのではなく、同じマグマから派生したと判断できる。

一般的に、火山岩における赤色化は、高温の火山岩が大気に触れた際に起こる高温酸化の結果と考えられる。溶岩流の表面がしばしば赤色化しているのはこのためであり、大気との接触がなかった溶岩流内部の緻密な部分には赤色化は通常みられない。つまり、火山岩としての本来の色を示しているのが青戸室石であり、溶岩の表層部で高温酸化を経験したものが赤戸室石ということになる。

火山岩が赤色化する機構については、岩石中の Fe^{2+} が Fe^{3+} に高温酸化することによって Fe_2O_3 鉱物（赤鉄鉱や磁赤鉄鉱など）が生じ、それらの鉱物もつ赤い色が火山岩の赤色化をもたらすと考えられている。赤戸室石に赤鉄鉱が多量に含まれることは、星・石渡（2004）によって確認されている。彼らは、青戸室石と赤戸室石について粉末 X 線回折分析と岩石磁気測定を行い、赤戸室石でみられる性質は、もともと含まれていた磁鉄鉱 (Fe_3O_4) の多くが高温酸化により赤鉄鉱に変化したと考えることで説明できると結論づけた。また彼らは、赤戸室石の磁気測定で得られた約 680°C の熱残留磁化獲得温度が赤鉄鉱による値であると解釈しており、これに従えば、680°C 以上の温度で赤鉄鉱が形成されたことになる。

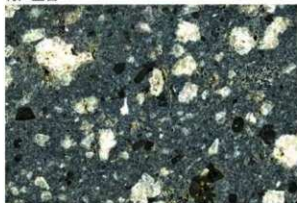
前述のように、青戸室石と赤戸室石の違いは、石基における色の違いである。青戸室石と赤戸室

石におけるそれぞれの石基の顕微鏡像を第 197 図に示す。赤戸室石の石基には柱状～長柱状の赤色鉱物が多量に観察され、これらも赤戸室石の発色に寄与していることが判る。第 197 図における青戸室石の石基との比較および鉱物の形状などから、柱状～長柱状の赤色鉱物は石基を構成していた斜方輝石が Fe_2O_3 鉱物に変化したものと推定できる。このことは、磁鉄鉱のみならず斜方輝石も高温酸化の影響を受けることを示すとともに、石基の形成後に高温酸化が起こったことを意味している。すなわち、赤戸室石の高温酸化による赤味がかかった色は、溶岩が固まらな固定した後、さらに冷却する過程（ただし 680℃以上）で獲得した性質であると解釈できる。

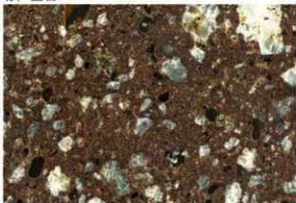
引用文献

- 星 博幸・石渡 明 2004「石川県、戸室火山溶岩ドームの岩石磁気と古地磁気」『地質学雑誌』110, 536-544
 酒寄淳史・中田朋子・奥村博之・林 信太郎 2004「金沢市の戸室火山における溶岩の分布-田島城跡溶岩ドームの発見-」
 『日本海域研究』35, 117-124
 酒寄淳史 2012「石川県の史跡末松庵寺跡における塔心礎の岩石学的性質-塔心礎に使われている岩石は戸室石か?-」
 『日本海域研究』43, 1-8

青戸室石

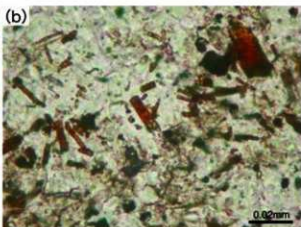
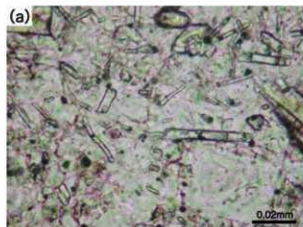


赤戸室石



第196図 青戸室石と赤戸室石の岩石試料

1cm



第197図 石基の偏光顕微鏡像（下方ポーラーのみの状態）

(a) 青戸室石の石基。柱状～長柱状の無色透明な鉱物は斜方輝石である。(b) 赤戸室石の石基。高温酸化によって石基の斜方輝石が赤色化したと推定される。

第2節 戸室石の帯磁率測定

はじめに

歴史的石造物に用いられた石材の産地比定の指標として帯磁率を用いる試みが行われている〔例えば、先山・藤原 2002, 先山 2005, 菅頭ほか 2008, 池谷 2009〕。金沢城調査研究室は、2004年に戸室山とキゴ山の36地点で戸室石の帯磁率測定を行った。その結果では、石切丁場の中心となる戸室山とキゴ山の比較では帯磁率の差は明確でなかった〔石川県金沢城調査研究所 2008〕。

我々は、2008年から2012年にかけて8回(延べ21日)、戸室山とキゴ山の計10カ所と金沢城内の石垣21カ所で戸室石の帯磁率測定を行った。本報告では、(1)戸室山とキゴ山での帯磁率測定結果、(2)金沢城内石垣での帯磁率測定結果(頻度分布)、(3)刻印石での帯磁率測定結果、(4)帯磁率と色調との相関、について述べる。

1. 岩石の真の帯磁率とみかけの帯磁率

帯磁率は、与えた磁場の強さ(H)に対する誘導磁化の強さ(M)の比(M/H)で表され、SI単位系では無次元である。岩石などの地質試料では含有強磁性鉱物の量・鉱物組成・粒径分布等に支配され、特に磁鉄鉱の含有量との相関が高い〔地学団体研究会編 1996〕。岩石中の磁鉄鉱含有量は、岩石の種類や生成条件によって変化するので、産地比定の一指標となる。

今回の帯磁率測定では、携帯型帯磁率測定器KT-6(Satis Geo製)を用いた。KT-6では、磁性が均等に無限に広がる物体の平滑表面に測定部(外径63mm)を密着させた状態で測定すると、「真の帯磁率」が測定される。しかし、通常の測定対象物は有限の大きさであり、測定表面は必ずしも平滑ではない。そのため、KT-6で測定された帯磁率は、これら状態での「みかけの帯磁率」であり、「真の帯磁率」より小さい値となる。KT-6の取扱説明書には、対象物の大きさや測定面の凸凹による補正係数が記載されている。例えば、対象物の大きさが60mmでの補正係数(「みかけの帯磁率」を「真の帯磁率」に変換する際の乗数)は1.19、大きさが100mmでの補正係数は1.01である。測定面の凸凹の高さが一様に5mmでの補正係数は1.41、一様に10mmでの補正係数は1.96である。

2. 戸室石での帯磁率測定法

戸室石切丁場と金沢城石垣での戸室石の帯磁率測定では、大きさが100mmより十分に大きいものを測定対象とした。そのため、大きさに起因する補正は不要であった。原則として戸室石表面の5カ所で測定を行い、その平均値をその戸室石の代表値とした。

測定面の凸凹については、目視により「平滑」・「凸凹が細かい」・「凸凹が粗い」に3分類した。多くが「凸凹が細かい」に分類された。いもり堀に展示されている戸室石の中に「平滑」・「凸凹が細かい」・「凸凹が粗い」の3面を有するものがあり、それぞれの面での「みかけの帯磁率」は 10.6×10^{-3} SI(4カ所の平均値)、 7.1×10^{-3} SI(4カ所の平均値)、 5.6×10^{-3} SI(2カ所の平均値)であった。この場合、「平滑」と分類した面でも測定した「みかけの帯磁率」が「真の帯磁率」に近い値であると考えられるので、「凸凹が細かい」での補正係数は約1.5、「凸凹が粗い」面での補正係数は約1.9となる。これは1例でしかなく、これらの補正係数の精度についてはさらなる検討が必要である。

本報告では、測定された「みかけの帯磁率」をそのまま用いた。後述するように、戸室石の帯磁率の分布域は $(1 \sim 20) \times 10^{-3}$ SIであったので、この分布域内での値のおおまかな大小やおおまかな頻度分布を比較するには「みかけの帯磁率」で十分であるとする。これ以降での「帯磁率」の記載は、特別の説明がない限り、「みかけの帯磁率」である。

3. 帯磁率測定場所

帯磁率測定場所、測定年月、測定数、備考を表6にまとめる。戸室山とキゴ山では、戸室山およびその西部の石切丁場跡8ヵ所、キゴ山の石切丁場跡1ヵ所、キゴ山東部の露頭で帯磁率測定を行った。金沢城内では、割石・粗加工石の石垣7ヵ所と切石の石垣15ヵ所で帯磁率測定を行った。

表6 帯磁率測定場所（一覧）

測定場所	測定年月	測定数	備 考
戸室山およびキゴ山			
予察 キゴ山西丁場跡 (A2群)	2008/04	28	
俵テングヤマ丁場跡	2008/04	6	
俵大池南丁場跡	2008/04	3	
清水スケン丁場跡とその周辺	2008/04	7	
田島水丁場跡	2009/04	57	目視で色調判別
別所戸室権現下丁場跡 (トイタビラ地区)	2009/04, 2009/10	28	2009/04:目視で色調判別、2009/10:色の報告がある石を測定
キゴ山の東部	2009/04	5	目視で色調判別
田島黒坂丁場跡	2012/05	7	目視で色調判別
清水大渡北丁場跡	2012/05	15	目視で色調判別
小豆沢ナガヤマ丁場跡	2012/05	10	目視で色調判別
金沢城内			
予察 極楽橋下空堀石垣 (南面)	2008/04	44	刻印石
本丸 申酉槽下 第2期 (慶長)	2008/04	6	刻印石
本丸 申酉槽下 第2期 (寛永)	2008/04	8	刻印石
辰巳槽下~丑寅槽下 (予察)	2008/04		刻印石、 $(3\sim 18) \times 10^{-2} \text{SI}$
石川門	2008/04	8	刻印石
割石・粗加工石			
極楽橋下空堀石垣 (南面と北面)	2008/10	207	刻印石
尾坂門	2008/11	34	
薪の丸	2008/11	153	
鯉喉槽下	2008/11	84	
本丸 南面	2008/11	54	
本丸 申酉槽下	2008/11	26	
切石			
土橋門 東 改修あり	2008/11	50	
土橋門 西	2008/11	32	
裏口門 東	2008/11	23	
裏口門 西	2008/11	46	
菱槽下 西面	2008/11	20	
橋爪門絨槽下 (南面)	2011/11	90	乾燥色を写真撮影
橋爪門絨槽下 (西面)~五十間長屋	2011/11	47	乾燥色を写真撮影
三十間長屋 (正面中央部)	2011/11, 2012/05	85	乾燥色と湿潤色を写真撮影
数寄屋敷 (二ノ丸西面)	2012/05, 2012/09	585	全数
玉泉院丸 (切石)			
色紙垣横石垣 本体	2011/11	17	
その右 下段	2011/11	27	
その左 下段	2011/11	69	
その左 中段	2011/11, 2012/09	72	
その左 上段	2012/09	73	
その上 奥	2012/09	90	

4. 戸室石切丁場跡での帯磁率測定結果

測定数が多い田島水丁場跡（戸室山北部）・別所戸室権現下丁場跡トイタピラ地区（戸室山中部）・キゴ山西丁場跡 A2 群での帯磁率の頻度分布を、第 198 図に示す。

帯磁率 1×10^{-3} SI 毎に区分し（横軸の 1 は 1×10^{-3} SI 以下を、3 は 2×10^{-3} SI より大きく 3×10^{-3} SI 以下を示す。以降同じ。）、各区分での個数の全数に対する比率を棒グラフで示す。

田島水丁場跡での帯磁率の分布域は $(1 \sim 19) \times 10^{-3}$ SI であった。別所戸室権現下丁場跡トイタピラ地区での帯磁率の分布域は $(3 \sim 20) \times 10^{-3}$ SI であったが、帯磁率 $(9 \sim 20) \times 10^{-3}$ SI のものが多かった。キゴ山西丁場跡 A2 群での帯磁率の分布域は $(1 \sim 13) \times 10^{-3}$ SI であった。

田島水丁場跡での帯磁率の分布域は広く、別所戸室権現下丁場跡トイタピラ地区での帯磁率の分布域およびキゴ山西丁場跡 A2 群での帯磁率の分布域と重なっていた。このため、帯磁率のみで石切丁場を特定することはできないことが分かる。

その他の丁場跡と露頭での帯磁率の分布域は次のとおりであった。括弧内の数字は測定数である。

戸室山北部：清水スケン丁場跡周辺 (7) : $(1 \sim 8) \times 10^{-3}$ SI

清水大渡北丁場跡 (15) : $(1 \sim 16) \times 10^{-3}$ SI

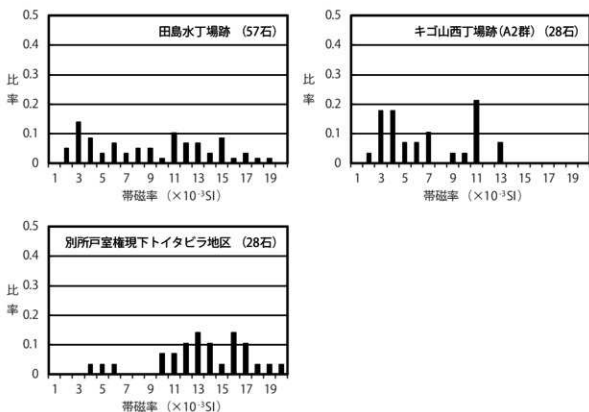
田島黒坂丁場跡 (7) : $(3 \sim 1) \times 10^{-3}$ SI

依地区：依テングヤマ丁場跡 (6) : $(1 \sim 6) \times 10^{-3}$ SI

依大池南丁場跡 (3) : $(5 \sim 10) \times 10^{-3}$ SI

小豆沢ナガヤマ丁場跡 (8) : $(5 \sim 8) \times 10^{-3}$ SI

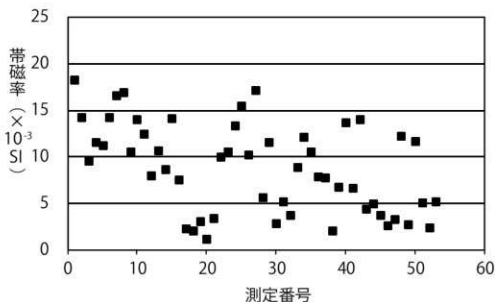
キゴ山：キゴ山の東部 (5) : $(6 \sim 17) \times 10^{-3}$ SI



第198図 田島水丁場跡、別所戸室権現下丁場跡トイタピラ地区、キゴ山西丁場跡での帯磁率測定結果（頻度分布）

田島水丁場跡では、連なる採掘跡群2つ（東地区南：2-1～2-6、東地区北：3-1～3-9）で帯磁率測定を行った。採掘跡群2-1～2-6はほぼ同標高で幅90mの範囲に位置し、これらの北側に一段下がった形で、採掘跡群3-1～3-9が幅120mの範囲に位置する。

帯磁率測定結果を、第199図に示す。測定番号1～22が採掘跡群2-1～2-6に、測定番号23～53が採掘跡群3-1～3-9に対応する。採掘跡2-1～2-3（測定番号1～14）では帯磁率 $10 \times 10^3 \text{SI}$ 以上が多数であり、採掘跡2-5～2-6（測定番号15～22）では帯磁率 $4 \times 10^3 \text{SI}$ 以下が多数であった。採掘跡3-1（測定番号23～28）では帯磁率 $10 \times 10^3 \text{SI}$ 以上が多数であり、採掘跡3-3から3-9（測定番号33～53）にかけて帯磁率が小さくなる傾向があった。両採掘跡群とも、幅100m程度の範囲で戸室石の帯磁率は $2 \times 10^3 \text{SI}$ から $18 \times 10^3 \text{SI}$ まで変化した。



第199図 田島水丁場跡の二つの採石跡群（東地区南と東地区北）での帯磁率測定結果

5. 戸室山・キゴ山での戸室石の帯磁率

金沢城調査研究所は、2004年に戸室山とキゴ山の36地点で戸室石の帯磁率測定を行った〔石川県金沢城調査研究所2008〕。36地点の帯磁率の値を、第200図に示す。各地点で原則として4つの戸室石で測定が行われており、第200図には各地点での最小値と最大値を示した。2004年調査では携帯型帯磁率測定器 WSL-C（田中地質コンサルタント製）が使われ、帯磁率の分布域は $(1 \sim 30) \times 10^3 \text{SI}$ であった。この分布幅は前節に報告したKT-6での帯磁率分布域 $(1 \sim 20) \times 10^3 \text{SI}$ より大きい。この違いの理由は不明である。

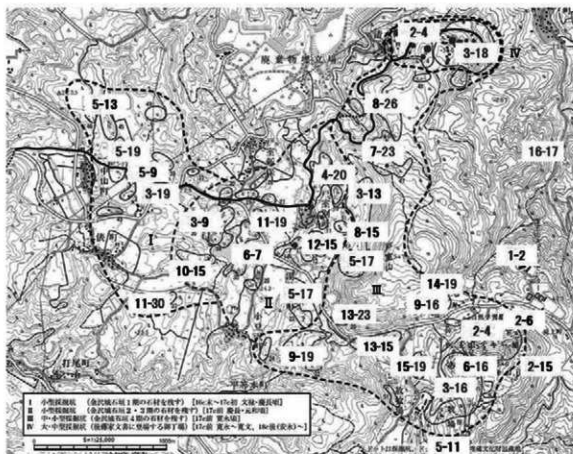
第200図から、戸室山周辺での帯磁率の大まかな空間分布として、（1）中央部（戸室山西山麓）で帯磁率の大きい戸室石が優勢であること、（2）北部の清水町と西部の中山町で帯磁率が小さい戸室石の頻度が多くなること、が読み取れる。

今回の測定でも、中央部の別所戸室権現下丁場跡トイビラ地区で帯磁率 $(9 \sim 20) \times 10^3 \text{SI}$ のものが多く、西部の依地区の3丁場跡（依テングヤマ丁場跡、依大池南丁場跡、小豆沢ナガヤマ丁場跡）での帯磁率は $10 \times 10^3 \text{SI}$ 以下と小さかった。

星・石渡（2004）は、戸室火山岩類から採取した岩石試料について岩石磁気及び古地磁気を調べ、戸室石と赤戸室石ではマグネタイトの粒子サイズが異なる。後者がより細粒である。また両者ではマ

グネタイトの含有量も異なり、後者のほうが少ない。赤戸室石では初生に含まれるマグネタイトの大部分が高温酸化によりヘマタイトに変化し、それによりマグネタイトの含有量と粒子サイズが減少した」と報告している。

帯磁率の値は含有磁鉄鉱（マグネタイト）の量に正相関するので、第200図から読み取れる戸室山周辺での帯磁率の大きな空間分布の理由は、(1) 中央部（戸室山西山麓）では戸室山安山岩体の内部の磁鉄鉱含有量が多い戸室石が主に採掘され、(2) 周辺部では戸室山安山岩体の高温酸化により磁鉄鉱含有量が減少した表層部もしくはそれが岩屑なだれにより運ばれた岩体を主に採掘しているためと解釈できる。



第200図 2004年の戸室山とキゴ山での帯磁率測定結果

各地点での4試料の最大値と最小値を示す。単位は $\times 10^{-3} \text{SI}$ 。帯磁率の分布域は $(1 \sim 30) \times 10^{-3} \text{SI}$ であり、これは今回の測定での帯磁率分布域 $(1 \sim 20) \times 10^{-3} \text{SI}$ より大きかった。この違いの理由は不明である。

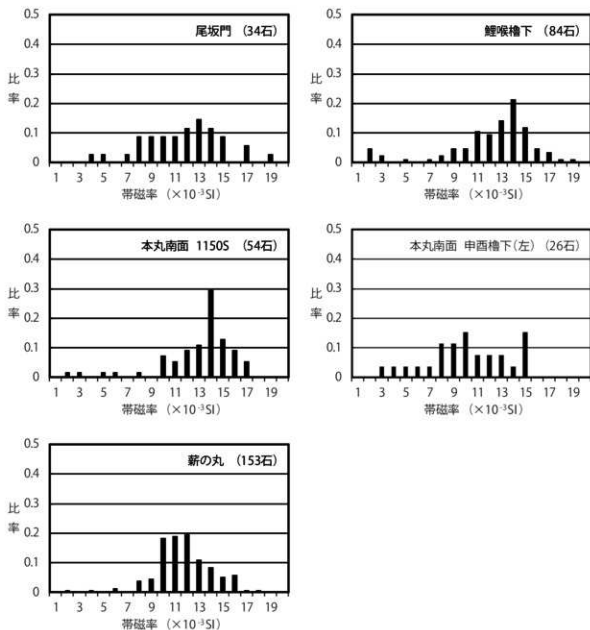
6. 金沢城内石垣での帯磁率測定結果

この節では、金沢城内石垣での帯磁率の頻度分布について報告する。ただし、測定数はそれぞれの石垣の一部分でしかないことを留意すべきである。この一部分の測定結果が石垣全体を代表するかどうかは、今後の検証が必要である。

割石・粗加工石の石垣

割石・粗加工石の4石垣（尾坂門、鯉喉槽下、本丸南面（2カ所）、薪の丸）での帯磁率測定結果を第201図に示す。帯磁率 1×10^3 SI毎に区分し、各区分での個数の全数に対する比率を棒グラフで示す。測定数の最少が26個、最多が153個であった。

4石垣で、その頻度分布に明瞭な違いを認めることはできなかった。いずれも、帯磁率（7～17） $\times 10^3$ SIの戸室石が多く、帯磁率 7×10^3 SI以下は少なかった。

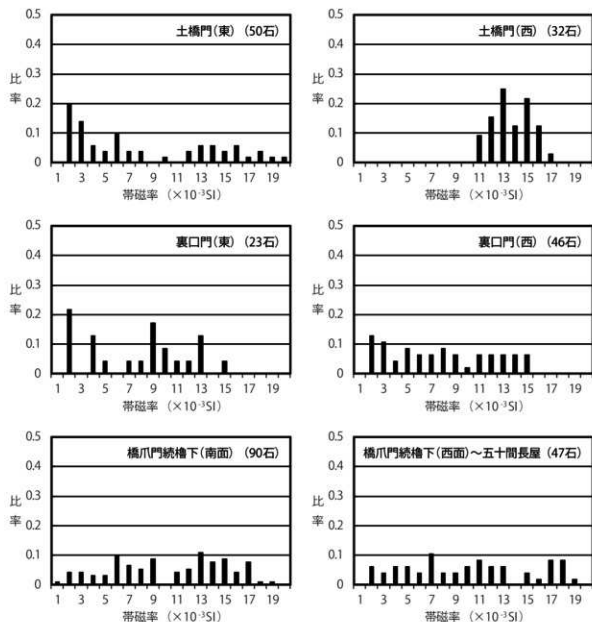


第201図 割石・粗加工石の石垣での帯磁率測定結果（頻度分布）

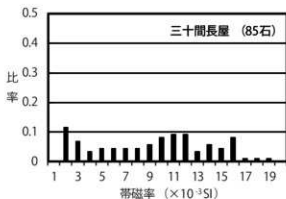
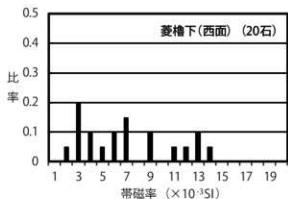
切石の石垣

切石の8石垣（土橋門（東）、土橋門（西）、裏口門（東）、裏口門（西）、橋爪門続櫓下南面、橋爪門続櫓下西面～五十間長屋下、菱槽下西面、三十間長屋下正面中央部）での帯磁率測定結果を、第202、203図に示す。帯磁率 1×10^{-3} SI毎に区分し、各区分での個数の全数に対する比率を棒グラフで示す。測定数の最少が20個、最多が90個であった。

これら切石の石垣での帯磁率の頻度分布は、前述の割石・粗加工石の4石垣でのそれと異なっていた。すなわち、土橋門東では、低帯磁率と高帯磁率の2極化があった。土橋門西では帯磁率 10×10^{-3} SI以上のみであった。裏口門東、裏口門西、橋爪門続櫓下南面、橋爪門続櫓下西面～五十間長屋下、菱槽下西面、三十間長屋下では、低帯磁率から高帯磁率までがほぼ同じ比率であった。



第202図 切石の石垣での帯磁率測定結果（頻度分布）

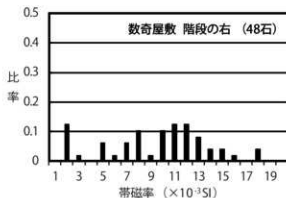
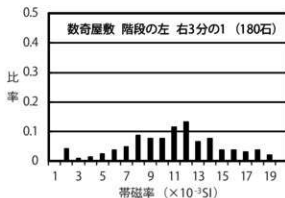
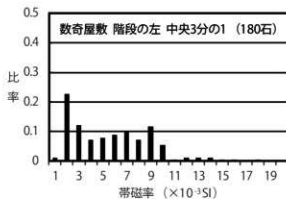
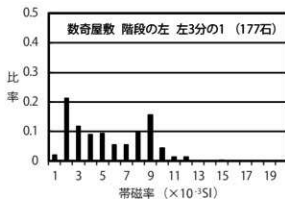


第203図 切石の石垣での帯磁率測定結果 (頻度分布)

数奇屋敷石垣 (二ノ丸西面、切石)

数奇屋敷石垣 (二ノ丸西面、切石) では、全数を測定した。場所により帯磁率の頻度分布に違いが認められたので、階段の左側を左3分の1、中央3分の1、右3分の1に3分割し、階段の右を加えた計4区画ごとの帯磁率の頻度分布を、第204図に示す。帯磁率 1×10^{-3} SI毎に区分し、各区分での個数の全数に対する比率を棒グラフで示す。

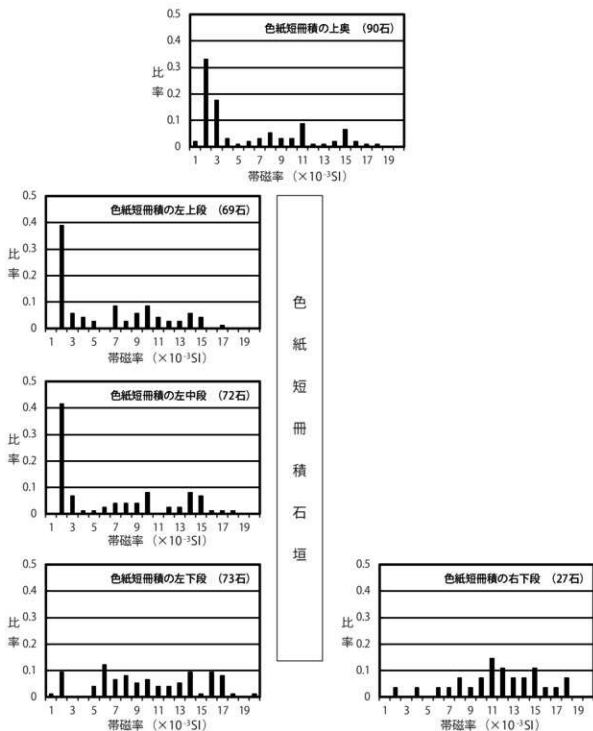
階段の左側の左3分の2 (左と中央) では、ほとんどが帯磁率 10×10^{-3} SI以下であった。階段の左側の右3分の1と階段の右では、弱い最大頻度が帯磁率 $(10 \sim 12) \times 10^{-3}$ SIにある幅広い分布であった。



第204図 数奇屋敷石垣 (二ノ丸西面、切石) での帯磁率測定結果 (頻度分布)

色紙短冊積石垣の周りの石垣（切石）

玉泉院丸にある色紙短冊積石垣（切石）は、金沢城内でも特に意匠性の高い石垣である。この石垣の周りの5つの石垣で帯磁率測定を行った。それぞれの石垣での帯磁率の頻度分布を、第205図に示す。帯磁率 1×10^{-3} SI毎に区分し、各区分での個数の全数に対する比率を棒グラフで示す。色紙短冊積石垣の左右の下の石垣では、低帯磁率から高帯磁率までがほぼ同比率であった。一方、色紙短冊積石垣の左側の中段と上段および上奥の石垣では、帯磁率 3×10^{-3} SI以下の頻度が特に多かった。



第205図 色紙短冊積石垣の周りの石垣（切石）での帯磁率測定結果（頻度分布）

7. 刻印石での帯磁率測定結果

極楽橋下の空堀石垣では、刻印が彫られた築石（刻印石）が多用されている。南面と北面でこれら刻印石の帯磁率を測定した。南面もしくは北面で10個以上の測定数がある刻印について、帯磁率の頻度分布を、第206図に示す。帯磁率 1×10^3 SI毎に区分し、各区分での個数を棒グラフで示す。

測定数が多かった主な刻印での頻度分布の特徴は、次のとおりであった。南面の【扇】、北面の【○に大きい×】、南面の【ひょうたん】、北面の【○の中に△と・】、南面の【松葉】では、帯磁率の分布域幅が 8×10^3 SI以下と狭かった。これらの分布域幅は、戸室山での帯磁率の分布域幅（ $1 \sim 20$ ） $\times 10^3$ SIの半分以下であり、同じ刻印を持つ刻印石は同じ場所で採掘された可能性が考えられる。

刻印1【扇（柄がない4石を含む）】

南面で13個、北面10個の計23個を測定した。南面の13個では、12個（92%）が帯磁率（ $9 \sim 17$ ） $\times 10^3$ SIであった。北面の10個では、帯磁率の分布域は（ $2 \sim 17$ ） $\times 10^3$ SIと広がった。

刻印2【○に大きい×】

南面で1個、北面で21個の計22個を測定した。北面の21個では、18個（86%）が帯磁率（ $6 \sim 13$ ） $\times 10^3$ SIであった。

刻印3【ひょうたん】

南面で13個、北面で6個の計19個を測定した。南面の13個の帯磁率は（ $7 \sim 12$ ） $\times 10^3$ SIであった。

刻印4【○の中に△と・】

南面で2個、北面で10個の計12個を測定した。北面の10個では、9個（90%）が帯磁率（ $5 \sim 11$ ） $\times 10^3$ SIであった。

刻印5【松葉】

南面で10個を測定した。全数が帯磁率（ $8 \sim 12$ ） $\times 10^3$ SIであった。

刻印6【重ね菱】

南面で7個、北面で4個の計11個を測定した。南面7個の帯磁率は（ $7 \sim 14$ ） $\times 10^3$ SIであった。北面4個の帯磁率は（ $6 \sim 14$ ） $\times 10^3$ SIであった。

刻印7【□に三点】

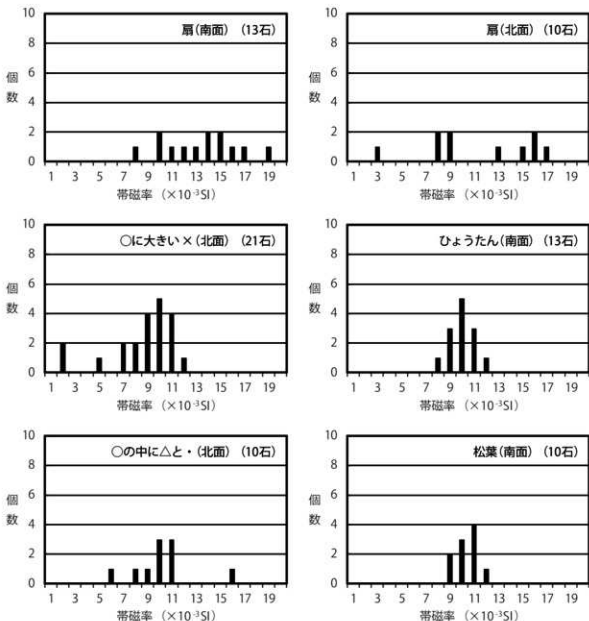
南面で3個、北面で7個の計10個を測定した。南面3個の帯磁率は（ $12 \sim 16$ ） $\times 10^3$ SIであり、北面7個の帯磁率は（ $2 \sim 14$ ） $\times 10^3$ SIであった。

刻印8【星】

南面で6個測定した。南面6個の帯磁率は（ $7 \sim 13$ ） $\times 10^3$ SIであった。

刻印9【□に短斜線】

北面で6個測定した。北面6個の帯磁率は（ $7 \sim 18$ ） $\times 10^3$ SIであった。

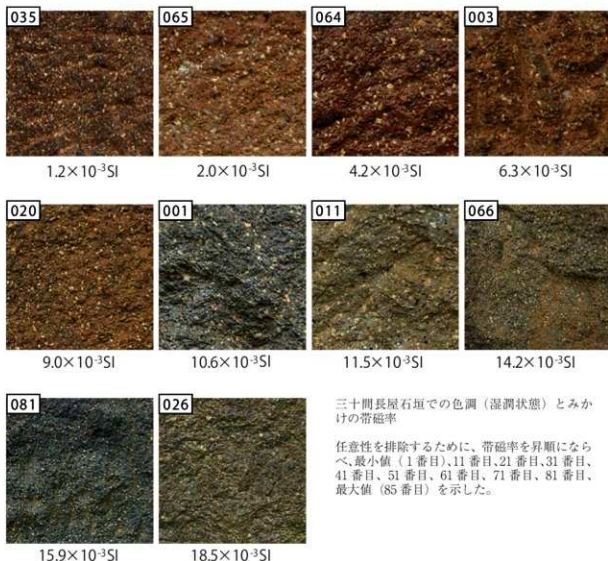


第206図 極楽橋下の空堀石垣にある刻印石での帯磁率測定結果 (頻度分布)

8. 戸室石の帯磁率と色調

戸室石の帯磁率には、その色調との相関が認められた。三十間長屋の石垣は、少しは変色しているであろうが築造当時の色が残存していると考えられた。三十間長屋の正面中央部の全85石で帯磁率測定と表面に水を噴霧した濡れ肌状態(湿润状態)の写真撮影を行った。帯磁率を昇順に並べ、最小値(1番目)、11番目、21番目、31番目、41番目、51番目、61番目、71番目、81番目、最大値(85番目)の写真(色)と帯磁率を、第207図に示す。

全体的な傾向として、帯磁率 8×10^{-3} SIでは小豆色もしくはレンガ色であり、帯磁率 12×10^{-3} SI以上では青色もしくは灰色であった。



三十間長屋石垣での色調（湿潤状態）とみかけの帯磁率

任意性を排除するために、帯磁率を昇順にならべ、最小値（1番目）、11番目、21番目、31番目、41番目、51番目、61番目、71番目、81番目、最大値（85番目）を示した。

第207図 三十間長屋石垣での帯磁率と色調との相関

同様の帯磁率と色との相関は、戸室山とキゴ山の石切丁場跡、兼六園にある戸室石造物でも認められた。尾山神社神門の柱では赤戸室石と青戸室石が段違いに配置され、意匠性が高い。神門の赤戸室石（測定数 36）と青戸室石（測定数 48）の帯磁率は、それぞれ $(42 \pm 3.1) \times 10^{-3} \text{SI}$ 、 $(16.6 \pm 1.9) \times 10^{-3} \text{SI}$ であった。

星・石渡（2004）は、戸室火山岩類から採取した岩石試料について岩石磁気及び古地磁気を調べ、「青戸室石と赤戸室石ではマグネタイトの粒子サイズが異なる。後者がより細粒である。また両者ではマグネタイトの含有量も異なり、後者のほうが少ない。赤戸室石では初生に含まれるマグネタイトの大部分が高温酸化によりヘマタイトに変化し、それによりマグネタイトの含有量と粒子サイズが減少した」と報告している。帯磁率の値は含有磁鉄鉱（マグネタイト）の量に正相関するので、星・石渡（2004）の結果は、赤色を呈する戸室石で帯磁率が小さく、青色を呈する戸室石で帯磁率が高い理由を説明する。

前述した金沢城内の切石の石垣での帯磁率の特徴的な頻度分布と帯磁率と色との相関から、戸室石の色調を意識した意匠性の高い石垣が築造されたと考えられる。

土橋門（東）では、低帯磁率と高帯磁率の2極化があったことから、赤戸室石と青戸室石の意識的に使われた。土橋門（西）では、帯磁率 10×10^3 SI 以上のみであったので、青戸室石のみが使われた。

数寄屋敷石垣（二ノ丸西面）の左半分は、ほとんどが帯磁率 10×10^3 SI 以下であったので、赤系の戸室石のみが使われた。

玉泉院丸に面する色紙短冊積石垣の両脇の下段の石垣では、低帯磁率から高帯磁率までがほぼ同割合であったので、赤から青まで多色の戸室石が使われた。一方、色紙短冊積石垣の左の中段と上段および上奥の石垣では、帯磁率 3×10^3 SI 以下の頻度が特段に多かったので、赤戸室石が多用された。

まとめ

戸室山とキゴ山で計 10 ヶ所と金沢城内石垣 21 ヶ所で戸室石の帯磁率測定を行った。調査結果を次にまとめる。

1. 戸室石での帯磁率の分布域は $(1 \sim 20) \times 10^3$ SI であった。
2. 帯磁率の分布域が重なる石切丁場があり、帯磁率のみでは石切丁場を特定することはできない。
3. 戸室山周辺では、中央部（戸室山西山麓）で帯磁率の大きい戸室石が優勢であり、周辺部（北部の清水町、西部の中山町）で帯磁率の小さい戸室石の頻度が多くなる。
4. 戸室石の帯磁率はその色調と相関した。全体的な傾向として、帯磁率 8×10^3 SI 以下では小豆色もしくはレンガ色であり、帯磁率 12×10^3 SI 以上では青色もしくは灰色であった。
5. 金沢城内の切石の石垣では、帯磁率の特徴的な頻度分布が認められた。戸室石の赤・青の色調を意識した意匠性の高い石垣が築造されたと考えられた。
6. 極楽橋下の空堀石垣にある刻印石では、刻印毎の帯磁率の分布域幅が 8×10^3 SI 以下の小さいものが多かったので、同じ刻印を持つ刻印石は同じ場所で採掘された可能性が考えられた。

謝辞

産業技術総合研究所と石川県金沢城調査研究所との出会いは財団法人石川県産業創出支援機構の仲介による。金沢城内石垣の帯磁率測定では石川県金沢城・兼六園管理事務所の許可を得た。尾山神社神門の帯磁率測定では尾山神社の許可を得た。ここに記して、関係各位への謝意を表します。

引用文献

- 池谷初恵 2009「帯磁率による石材産地同定の可能性」『中世東アジアにおける技術の交流と移転—モデル、人、技術』平成 18 年度～平成 21 年度科学研究費補助金（基盤研究（A））研究成果報告書 107-118
- 石川県金沢城調査研究所 2008「第 6 章 戸室石帯磁率調査報告」『戸室石切丁場確認調査報告書』190-194
- 先山 徹・藤原清尚 2002「兵庫県播磨地域、竜山石の岩相と帯磁率—石材遺物の産地同定に関する研究—」『日本文化財探査学会誌』4、72-80
- 先山 徹 2005「近畿地方西部～中国地方東部における白亜紀～古第三紀火成岩類の帯磁率—帯状配列の検討と歴史学への適用—」『人と自然』15、9-28
- 菅頭明日香・酒井秀男・泉 吉紀・栗山雅夫 2008「石造文化財の磁化特性による研究—前田利長墓所内石造物の帯磁率測定」『高岡市前田利長墓所調査報告』高岡市教育委員会
- 地学団体研究会編 1996『新版地学辞典』平凡社 1443p
- 星 博幸・石渡 明 2004「石川県、戸室火山溶岩ドームの岩石磁気と古地磁気」『地質学雑誌』110、536-544

第6章 戸室石切丁場の歴史と石引道の管理

はじめに

この章では、主に文献史料を通して戸室石切丁場の歴史を概観するが、石切丁場での石切作業それ自体を記述した文献はごく限られる。とくに実際に採石作業に従事した二十人石切（石伐）やその手伝い人足である役小者など実働者自身が作業工程や作業環境を記録した史料は皆無に等しい。しかし、彼らを支配した藩の普請会所の奉行・穴生などの発給文書（実際に授受された公文書）や留帳（勤務上の必要事項等を書き留めた編纂書）は比較的良好に残っており、本章ではこれらをもっぱら利用した。

これらの文書・留帳類の中に、石切丁場で採石された石材を城中まで搬送する石引作業と石引道の整備・管理に関する史料が多く含まれていたため、石材搬送の労働組織や石引道の整備に関する事柄にも積極的に言及した。これらを通して石切丁場での作業組織を類推することもできるからである。そこで本章では、石切丁場の歴史だけでなく戸室石引道に関連することも多く掲げた。

さらにいえば、戸室石切丁場の歴史研究はじつは、石引道の研究から始まったといつて過言ではない。石引道の研究と石切丁場の調査研究は表裏一体に進めるべきものであり、そうせざるを得ない面があることに留意いただきたい。

戸室石切丁場の概要は、北島俊朗氏による精力的な石引道調査の成果によって広く周知されるに至った。同氏著『戸室石引き道』[金沢市1995]には、『戸室石切丁場確認調査報告書Ⅰ』[金沢城調査研究所2008、以下「報告書Ⅰ」と略記する]に再掲載した戸室関係の基本史料の多くが翻刻紹介されるだけでなく、地元在住の石切経験者からの聞き取りや現地踏査などの成果を詳細に記録しており、戸室石切丁場研究の嚆矢といつてよい。それまでは戸室山周辺の村々に関する地誌的な郷土史やふるさと読本などの中で、石切や石引に苦勞した先人たちに触れ、村に伝わる伝承・逸話などが紹介される程度であった。戸室石切丁場の歴史を本格的に論ずることができるようになったのは、『戸室石引き道』以後である。その後、金沢城跡の調査の進展と並行し、戸室石切丁場の遺構分布調査が進められ、平成15年度からの本調査によって、その価値が全国的に認知されるようになった。

以下では、近世初頭（天正・文禄年間）の稼働開始から明治3年に藩の管理統制が解除されるまでの戸室石切丁場と石引道の歴史を詳述するが、それに先立ち依拠した文献史料のうち重要なものについて簡単に解説を行い、巻末に掲げた「編年史料選」との関連についてもコメントしておきたい。

藩の普請会所（石垣修築・武家屋敷・河川治水など藩の土木事業を管轄する役所）の一部局に穴生方という役所があり、ここに属する穴生（御歩並身分の藩士）であった後藤彦三郎が編纂・記録した著作の中に、戸室関係の史料が数多く記録されている。彼の著作および他の加賀藩士が編纂した法令集にも、重要な戸室関連史料が載っていたので、そのような編纂史料（二次史料）を中心に解題する。

(1) 『文禄年中以来等之旧記』(金沢市立玉川図書館 後藤文庫蔵、横山隆昭氏所蔵)

文政8年11月、後藤彦三郎が執筆した文禄年間から文化年間までの金沢城に関する旧記。後藤彦三郎が本書をまとめる過程で秘伝書・技術書をどのように執筆したかは拙稿【木越2007】で詳しく論じた。彦三郎は普請会所に備わる文書などを閲覧しただけでなく「三壺聞書」などの旧聞・記録・史書を参照し、金沢城の来歴ならびに石垣普請・公儀普請の歴史、戸室山での採石、石引に関する実務を要領よく摘記したが、関連文書を引用しそれに注記を加えた所もあった。内容的にいえば、藩穴生の視点から金沢城の来歴と石垣普請・石切丁場の歴史を回顧した留帳（手控帳）である。彦三郎は本書を子孫へ伝えるためだけでなく、金沢城代など藩重臣にも献上し城郭の整備・管理に資するため執筆したので、後藤家に残る彦三郎控本と、加賀八家の横山家に伝わる藩上程本（横山本）の2種類が現存する。彦三郎手控本は後藤文庫に所蔵するもので、日本海文化研究室編『金沢城郭史料』[石

川県図書館協会 1976]に翻刻し掲載する。横山本(横山隆昭氏所蔵)は、文政末期に金沢城代に就任した横山隆章が入手したものと推定されるが、両者に若干の違いがあることから、『金沢城石垣構築技術史料Ⅰ』[金沢城調査研究所 2008]で翻刻紹介した。『金沢城郭史料』と『金沢城石垣構築技術史料Ⅰ』で活字化された両本を比べると、戸室に関する記述でも若干の異同(削除・追記)があった。相互に比較すれば後藤本が先に成立し、その直後に整理し不要部分を削除し補訂したのが横山本とみられる。城代に上申するため若干の推敲や整理を行った結果であろう。双方の異同に関する考察は、ここでは略するが、『金沢城石垣構築技術史料Ⅰ』の中で簡単にふれているので参照されたい。

本書末尾の文献史料編では、後藤本すなわち『金沢城郭史料』に収録するものを掲載し、同書収載頁も注記した。また以下の引用で単に「文禄年中以来等之旧記」としたときは後藤本をさし、横山本を引用したときのみ「横山本」とした。

(2) 「戸室山初年号等留帳」(金沢市立玉川図書館 後藤文庫蔵)

本書も後藤彦三郎の著作であるが、11代藩主治脩が死去した文化7年正月、「治脩の遺体を納める石廊作製の御用を仰せ付けられた」と記した朱書の付札を最後に付けるので、その頃に執筆を終えたと推測される。したがって、成立は文化7年頃とみておきたい。ちょうど二ノ丸御殿再建工事が終盤にかかった頃だから、文化の二ノ丸御殿再建事業に係る御用を勤めるかたわら執筆されたものであろう。題箋の一つに「嘉永元年申五月」とあるのは、本書を継承した7代久兵衛の時代に追加されたもので、彦三郎が貼付したのではない。彦三郎は文政11年に死去し、7代久兵衛忠和に名跡・職務とも相続された。

この留帳のテーマは、安永年間に100年ぶりに再開をみた戸室山での採石事業の来歴を文禄年間まで遡って確認するとともに、天明5年に藩穴生に正式に就任して以後、彦三郎自身、戸室山の山奉行兼道奉行となり石引や戸室での石切作業を差配した経験や踏まえ、戸室での石切と石引作業に従事する穴生が知っておくべき職務上の基本事項を列記している。とくに、地車で石引するときの綱の使い方、地車夫付の作成経緯、山管理や役小者・石切の管理規則など戸室山を支配する中間管理者として知っておくべき必須の知識を列記する。記述スタイルは、経験談や調査し見聞した事柄を彼自身の言葉で要約する箇所が大半で、公文書そのものの引用は数点にとどまり、彼独自の解釈や考え方を随所にみることができる。

本書末尾の文献史料編では、『報告書Ⅰ』に翻刻・掲載したものを転載したが、再度原本との照合も行い、読点など改めた所がある。

(3) 「河北郡戸室山開之事等留帳」(金沢市立玉川図書館 後藤文庫蔵)

本書の内題は「河北郡戸室山開之事、同所道之内新道付替之事、大角石等地車二而引出候事大シノキ角御石垣御書請一卷之事」だが、あまりに長いので、これまで呼ばれている標記のタイトルに従った[北島1995]。本書も後藤彦三郎の著作であるが、末尾に「右戸室山本開并御石釣道幅五間二相極候義新道被仰付候年号等如此御座候、右御用は彦三郎不相動候得共、留帳或は紙面相しらへ、或は右御用相動候者より承候事留置、此所へ書載候事故、具二ハ無之候得共、連続不致二而は御用之節尋二障取候故、後々之為、或は心得候も相成候事、取捌方之悪キ事有ノ假有増留置也、能々勘考可見之者也」という跋を付け、「文化十年閏十一月改之 後藤彦三郎藤原和睦」と年記を記すので、文化10年11月に執筆を終えたことがわかる。ちょうど本丸南面の高石垣の修理工事に従事していた最中のことである。

延宝期以来、戸室山では藩直営の採石作業が100年にわたり中断されていたが、その再開を詮議しはじめた宝暦5年から安永5年の石切の再稼働に至る経過、さらに安永8・9年の石引道の新道付け替えの頃までの経緯を記録した留帳である。普請会所に残る留帳・古文書(紙面)を調査したほか、それらの御用に携わった関係者からも聞き取りを行い編纂されたものである。ただし本書では、まず

当時の発給文書をそのまま掲載し、その文書に関する解説をその前または後ろに付ける。さらに朱書で「年記」を付し彦三郎の私見を長々と書き加え、当時の先輩穴生（正木甚左衛門）の取捌方の悪さを遠慮なく指摘し、今後にむけ反省を促している。少なくとも本書に引用された公文書を、きちんと読んでおけば、前掲の「戸室山初年号等留帳」は誤解せずに読めるように思う。

本書もすでに『報告書Ⅰ』で翻刻しているが、今回の文献史料編では、彦三郎が手写した古文書部分のみ掲載し、彼の解説や注記は、古文書を理解するうえで必要最小限の解説と注記に限定して掲げた。朱書の私見はすべて省いたが、それらの中には古文書の理解を妨げるような批判や曲解が含まれるからである。しかし、そこに傾聴すべき彦三郎独自の主張があるので、その点に関心のある方は『報告書Ⅰ』に掲載した朱書部分をぜひ参照されたい。なお文献史料編には『報告書Ⅰ』掲載時に付した史料番号も示した。この番号を利用し対照していただきたい。

(4)「改作所日記」(金沢市立玉川図書館 加越能文庫蔵、石川県立図書館 森田文庫蔵)

明和・安永の頃、改作奉行や能登の郡奉行として活躍した、農政に精通した藩士高沢平次右衛門（忠順）が編集した農政関係の法令留帳である。万治元年から享保7年まで65年間にわたり、加州郡奉行（石川郡・河北郡を管轄）や改作奉行が十村などに発給した文書等約2600件を載せる。河北郡の戸室石に関連するものがあつたので、文献史料編に数点掲載した。昭和45年に石川県図書館協会から刊行された三冊本をベースに掲載し、この刊本と照合しやすしい典拠表示をしたが、掲載箇所については森田文庫本と校合したので、一部刊本通りでない箇所もある。

(5)「御造営方日並記」(金沢市立玉川図書館 加越能文庫蔵)

本書は文化5年正月に二ノ丸御殿から出火した火災で焼失した御殿をはじめ二ノ丸建物の再建造営の記録である。このとき設置された造営方役所の奉行に就任した高島厚定が、綿密に普請・作事の経緯を記録した日録であり、平成15・16年に金沢城調査研究所（前身の金沢城研究調査室）で翻刻し、上・下2巻に分けて有償頒布した史料集である。文化6年正月～文化7年6月にかけて戸室関係の記事があつたので、できるだけ広く関係簡条を文献史料編に再掲した。

(6) その他、戸室関係史料リスト

このほか後藤文庫の「高石垣等之事」「古伝書」「落葉集」「加藩金城深秘録」などに戸室関係の記事があるが、大半は「文禄年中以来等之旧記」「戸室山初年号等留帳」「河北郡戸室山間之事等留帳」の三書に記載された内容と重なるので、こうした重複記載については、とくに言及せず、この三書で代表させた。

また後藤家以外の藩穴生や扶持人石切の家の由緒一類附帳（加越能文庫蔵）、藩穴生奥家（現在の穴太政洋家）に残る古文書のなかにも戸室関係史料があつた。こうした個人蔵の戸室関係史料は「金沢城石垣構築技術史料Ⅰ」に載せたが、二十人石切から扶持人石切に昇進した釣川家の史料などは「金沢城石垣構築技術史料Ⅱ」に翻刻紹介したので参照されたい。なかには、今回の文献史料選に掲載できなかったものもあるので、ここに史料リストのみ掲げる。文献史料選に載せたものは、タイトルに網掛し、その掲載番号を付した。

【個人蔵の戸室関係史料ほか】

- ① 未詳 奥源兵衛家系（小松市 穴太家蔵）*「金沢城石垣構築技術史料Ⅰ」166頁
- ② 寛文10年 寛文九年分普請役銀払方中勘書上（金沢市 穴太政洋蔵）*「金沢城石垣構築技術史料Ⅱ」222頁
- ③ 安永8年 戸室石引御用の役小者・人足縮方等仕方帳（金沢市 中屋隆秀蔵）*「金沢城石垣構築技術史料Ⅰ」187頁
- ④ 享和2年 穴生勅方帳（金沢市 穴太家蔵） 史料選59 *「金沢城石垣構築技術史料Ⅰ」183頁・「報告書Ⅰ」
- ⑤ 元治元年～明治4年 釣川家文書（金沢くらしの博物館）*「金沢城石垣構築技術史料Ⅱ」223頁

第1節 戸室丁場の始まりと初期の稼働状況

1. 戸室石切丁場の始まり

『三壺問書』巻7に掲載された「金沢御城御造営の事」の冒頭に「文禄元年二月下旬、利家公御国を御発駕なされ、京都へ上着なされしかば、肥前守利長公へ仰せ渡され、金沢の城を石垣になさるべき旨、御意を請させたまひ、御指図等ありけるゆゑ、小奉行ども役人等に触れさせたまひ、戸室より石を切り出させたまひけり」¹⁾とある(史料選1)。戸室石切丁場の始まりを語る唯一の文献史料がこの記述である。文禄元年2月、前田利家は豊臣秀吉の命令をうけ朝鮮出陣の前線基地として整備中の肥前名護屋城へ向かうため、秀吉の居る京都に到着したが、京都において利家は、金沢城の留守を託した嫡男利長(越中守山城主)に金沢城の石垣普請を命じた。利長が関白秀次や徳川秀忠らとともに国内守備の任にあたり、太閤秀吉・徳川家康・前田利家らが肥前名護屋に出陣することは、文禄元年の正月には確認されていたから²⁾、留守将である利長に金沢城の普請をさせる計画は、名護屋出陣前から周到に準備されていたと推定できる。それなら出陣前に普請の命令を伝達すればよいのに、なぜ京都に着いたときに石垣普請を命じたのだろうか。これは、おそらく大規模な城普請であり、当時先端をいく石垣築造であったことから、太閤秀吉の耳に入れたうえで正式に普請着手をしようという、利家なりの配慮、天下人への心配りとみてはどうか。

この命をうけた利長は、城造営の下奉行らに触れさせ、普請労働(役人)として郡単位に徴発した郡人足のほか日用も集め戸室山から石を切り出した。このように石垣普請に欠かせない石材調達から着手したことが、上記の簡潔な記録から窺える。このとき築造された本丸東面高石垣は遺構として現存し、石材が戸室石であることから、われわれはこの記録に信頼を置くことができる。文禄元年に行われた金沢城本丸での石垣普請は、戸室山からの石材切出によって始まったことは間違いなさそうである。そこで問題となるのは、文禄元年を戸室石切丁場稼働の最初としてよいかどうかである。文禄元年以前から戸室山で石切があったのかどうか、文禄以前の古文書・記録に戸室山での採石記事が確認できないうゑ、金沢城内で確実に文禄期以前の石垣遺構と断定できる資料を得ていないので、戸室石切丁場の本格稼働の始まりは文禄元年に置かざるを得ない。

しかし、天正14～15年には天守造営を行っており、これに付随した石垣普請は当然想定でき、それが戸室石で積まれた可能性は高い。また規模や遺構の様相について現在まで確実な知見は得ていないものの、天正10年代の金沢城において石垣普請は十分想定できる。それは、国史跡の七尾城跡に前田利家が造成したと想定できる石垣遺構が存在する³⁾ことから推定できる。こうした不確実ながら蓋然性のある文禄元年以前の戸室石による石積み遺構のことを考慮するならば、戸室石切丁場の最初の稼働時期を近い将来、文禄元年以前であったと変更することになるかもしれない。その可能性のみ付言しておくたい。

なお、江戸後期の加賀藩穴生の後藤彦三郎の著作、たとえば「文禄年中以来等之旧記」「戸室初年号等之旧記」などで、「戸室起本」つまり戸室石切丁場の始まりを「文禄二年」と記すが、これは後藤彦三郎の単純なミスである。彦三郎の著作には、そのようなミスも含まれることに留意し、史料批判をしていくことが肝要である。本論でも大きなミスについては、そのつど注記をしていくつもりであるが、同じミスの注記は省略した。

文禄元年に造営された金沢城本丸東面高石垣は、現存遺構の規模でみても長さ110m、高さ20mという大規模なもので、立面積にして3千㎡(約千坪)を超える大普請であった。とくに石垣を高く積むには一定の石材を選び、組織的かつ迅速に金沢城まで運搬できないと任務は達成できなかった。戸室山での組織的な採石と運搬、とくに石引道の整備は不可欠の事業であり、おそらく前年迄に何らかの整備が行われていたであろう。このように前後の事情までも考えてゆくと、文禄元年は石引道

整備の重要な画期であった。

「寛文7年金沢図」（石川県立図書館蔵）に描かれた石引道は、石川門外の奥村伊予邸付近から東に真っ直ぐ伸びるが、その道幅は北国往還や官慶往還など城下町の主要幹線と同等かそれ以上の幅で描かれる。城下町内部を縦横に走る道路幅については、文政年間の「金沢測量図籍」（41冊、石川県立図書館蔵）に記載されたデータが精度的に優れている。これによると、石引町筋から兼六園付近に所在する武家地に向かう石引道の道幅は4間1尺5分（4.25間）であった。城下の幹線道路の代表といふべき北国往還の道幅が3間2尺～3間4尺であったように、この道幅は群を抜いており、城下町37幹線のなかでも最も幅広い道路であった⁴¹。石引道が城下町で最も道幅の大きい街路であったことは注目すべきことで、近世後期においても4間以上の道幅で石引道が維持されていた。したがって、近世初頭に5間幅で造成されたという旧記の主張〔戸室山初年号等留帳〕は、十分ありうることで解される。

城からまっすぐ東に伸びる石引道は天徳院の前で右に迂回し天徳院の側面から背後に回り込み、浅野川を渡り茶の木原へと続く。この辺までの石引道は、当初と江戸後期でさほど変化がないと思われる。茶の木原のある田上村付近に至ると、戸室石の採石可能な山域となってくるので、ここから中山村領までは江戸初期の石丁場に重なる地域とみたい。採石作業の進展に伴い石引道はどんどん延長され、慶長期は中山村が採石の中心となり、中山近隣の村々に展開する石切丁場で生産された石材は中山村まで延びてきた石引道の幹線から城中へと運ばれたのであろう。

中山村から多数の石引通路が放射状に広がっていた状況も想定される。しかし、中山村から戸室別所・清水・田ノ嶋（現在は「田島」）へ続く石引道がいつ頃幹線化したかは明確ではない。地名伝承によれば「中納言干場」「御座山」など前田利常ゆかりの伝承地が中山村地内にあることから、利常時代は間違いなく中山村周辺が石切丁場の中心地であったとみてよい。田ノ嶋の殿様丁場や鍋割大石の所在する石切丁場は、戸室本山丁場のなかでも北東の最奥部に位置しており、石引道の幹線が延びていったのは、元和・寛永以後ではないか。あとで触れるが安永8年の石引道付替は、中山と田ノ嶋村丁場を結ぶ石引道の整備を目的にしており、この時廃絶した5間幅の旧道は寛文期まで稼動した古い道である。その創建時期を明確にできる確かな資料を得ることはできなかったが、中山村近隣の石切丁場の稼動が最盛期を迎えた前後より、より上質の大石を求めて北東に石切丁場が拡張したことで、このような石引道幹線の延伸があったのではないが。

2. 慶長・寛永期の稼働状況

戸室石切丁場の分布域Ⅱは慶長期まで確実に使用された丁場跡、分布域Ⅲは元和・寛永期まで使用された痕跡を残す丁場跡と指摘されているが〔報告書1〕、その頃の戸室石切丁場の稼働状況を知らせる文献史料は限られる。周知の慶長7年12月の中山村宛高札は、中山の肝煎家に伝来しているものを後藤彦三郎が写したものであるが、「普請の者ども在々入込み、百姓等に対し、いはれざる義をしかけ、或は四へきの竹木・桑・茶の木を切り、或は田島の作毛・菜園・前菜を荒らし申ものこれあらば、押さえ置き注進すべし、たちまち成敗すべきもの也」（史料選2）といい、慶長18年10月の高札でも「柴・ほゑを切り捕り候事」「松・竹木・桑・茶の木を切り捕り候事」「田島作毛踏み荒らし候事」ならびに普請のもの入立、地下人に対し非分の族申し懸け無理に宿を取りし事を禁止事項として条書に掲げ、これに背く者は「いたづら者」であり、身柄を押さえ置き注進すべし、成敗を加えると厳命する（史料選3）。

いずれも高札の冒頭に掲げた宛名は「上山組中山村其外在々」「中山村其外在々」となっており、中山村およびその周辺の村々が対象であった。高札の宛名からの判断にすぎないが、慶長期に稼動した丁場の中心に中山村が位置したとみてよい。慶長期の中山村は「上山組」という村組に所属してい

ることに注目すると、「戸室山初年号等留帳」に記された「上八山拾三ヶ村」の村名が目される〔『報告書Ⅰ』233頁〕。同じ箇所併記された「谷五ヶ村」はともかく「上八山拾三ヶ村」のうち中山・小豆沢・湯野原（湯谷原）・田原（俵）・新保・別所・南原・清水・平等など9ヶ村は、これまで確認された石切丁場採石遺構の分布域であり、「上山組」13ヶ村にも含まれていた。したがって上記の中山村など9ヶ村は間違いなく慶長期の石切丁場のあった村々であり、高札の適用範囲でもあった。表7に「上八山拾三ヶ村」「谷五ヶ村」に該当する村々の村勢を、寛文10年村御印の情報をもとに掲げておいたが、石切丁場が展開したとみられる中山村など9ヶ村と田ノ嶋村（現在は「田島」と表記する）については網掛をほどこしている。これを石切丁場10ヶ村と総称したいが、石高100石未満で百姓数が10軒以下という典型的な山村小集落は4ヶ村で、200石以上の村が中山・俵等・戸室新保・田ノ嶋と4ヶ村もあった。

ところで、この「上山組」13村に戸室山北麓の大村、田ノ嶋村が入っていない。表7に参考のため田ノ嶋村も掲げたが、石切丁場10ヶ村のなかでは最も人口が大きく石高は俵等に次いで大きい有力集落であり、負担する山役銀の大きさからみて山野面積も最大の村であったと推定できる。しかし、

表7 戸室山麓、山方13ヶ村の村勢（寛文10年村御印より）

	村名	百姓数	1670年村御印高	税率	山役	その他小物成銀
上山組 13村	1 谷口村	6	61石	53%	68匁	蠟役・漆役
	2 打尾谷村	6	79石	53%	82匁	蠟役・漆役
	3 木目谷村	6	76石	50%	58匁	蠟役・漆役
	4 炭釜村	5	87石	50%	145匁	蠟役・漆役・綿役
	5 平等村	9	100石	55%	243匁	なし
	6 中山村	10	235石	55%	155匁	野役・蠟役
	7 俵等村	20	453石☆1	53%	426匁	草野役
	8 小豆沢村	10	154石☆2	62%	60匁	なし
	9 湯谷原村	3	53石	55%	75匁	なし
	10 戸室新保村	9	200石	57%	116匁	なし
	11 戸室別所村	7	79石	56%	43匁	なし
	12 (戸室) 清水村	3	45石	45%	17匁	なし
	13 南原村	1	18石	45%	34匁	なし
	14 田之嶋村	23	360石	63%	1貫49匁	蠟役・綿役
谷5村	15 大菱池村	4	26石	70%	106匁	蠟役・炭役
	16 小菱池村	4	22石	70%	68匁	なし
	17 魚畑村	4	27石	55%	97匁	蠟役・炭役
	18 小原村	4	28石	55%	106匁	蠟役・漆役・綿役・炭役
	19 折谷村	4	52石	52%	77匁	蠟役・漆役・綿役・炭役

☆1 (内12石・寛文4年・手上☆) ☆2 (外8石・寛文9年検地引高)

・百姓数は「加州二郡高免付録入帳」(後編家文書)による。

慶長期に出された上記の高札の適用範囲に田ノ嶋村は含まれていない。ここから直ちに、慶長期の石切丁場に田ノ嶋村は入っていなかったと断定するのは早計であるが、採石と運搬の効率を考えると文禄～慶長段階は、やはり金沢城下に近い地域が石切丁場の中心となったと考えるのが自然であろう。戸室丁場の分布域全体のなかで、北東端に位置し城下からの距離が最も遠い所にある田ノ嶋村の丁場が、最初期から稼働したとみるには、更に積極的な文献・遺構両面での証拠が要る。

金沢城の石垣普請は慶長～寛永期に最盛期を迎える。とくに慶長後半期は、角石に巨石を用いて豪快な算木積を築き、大手門などでは大石を使った鏡積が築かれた。こうした特別規格の石材については、採石地を丁場位置の遠近に関わりなく考える必要もあるから、慶長期後半以後は田ノ嶋村でも採石が

展開していた可能性を考えてもよい。田ノ嶋村あてに高札が出たのは、寛永9年8月のことであった。寛永9年までに、田ノ嶋村は中山村周辺と並ぶ戸室丁場の第二の中心地として盛行していたのである。寛永9年8月付の田ノ嶋村肝煎所持の「制札写」の文言は次のようなものであった（史料選4）。

「一、御普請の諸役人等、野の草木を盗み取るべき事

一、田島立毛を刈取りならび踏み荒らす事

一、在々へ立ち入り、諸事狼籍の事

右の条々にもし違犯するの輩においては速かに厳科に処せらるべきもの也。よって執違件の如し、

寛永九年八月 日

横山々城守（長知）判

本多安房守（政重）判」

この制札は藩主直判の禁制ではなく、3代藩主利常の重役として活躍していた本多政重・横山長知が、藩主の御意を奉じて田島村肝煎に下したものである。これは藩の支配体制が組織的に整備されたことを意味するもので、戸室丁場の役割が低下したこと等を意味するわけではない。高札の内容は、慶長期と同じく普請労働者の乱暴狼籍を戒めたものであり、発給の時期の寛永9年8月は、金沢城の二ノ丸拡張普請が進展していた最中であった。

上掲の制札の内容はおしなべて、石切場に動員された「普請の者」つまり役小者や郡人足・日用人足らが、田島の収穫物（作毛すなわち松・竹・桑・茶など）を荒らす非分を厳しく禁じ、村から奉行へ訴えがあれば即座に厳罰に処すと触れる。慶長18年の高札から、村内に立ち入って狼藉を働き、民家に無理やり止宿する不逞の輩がいたことも窺える。慶長～寛永期の中山村周辺や田嶋村といった山村に、ただならぬ人数が石切や石引のため押し寄せたのである。これに付随し商人や遊女などが入り込み一時的に賑わった所もあったように思われる。

金沢城の二ノ丸拡張と御殿造営は、寛永8年4月の火災のあと、同年10月までに幕府に届け出を行い、幕府の許可を得て進めたが、寛永8年冬に大御所秀忠の病状が悪化し危篤状態となると、前田家の城普請に謀反の嫌疑が及び一時普請事業は頓挫した。しかし、横山康玄の弁明により事なきを得ると、寛永9年1月の秀忠の死去後まもなく金沢城の普請は再開された。上掲の高札が田嶋村に下されたのは、そのような政治的緊張を孕んだ寛永大火後の城内石垣の整備期であった。

寛永大火後は、金沢城の各所で石垣工事が広く行われ、本丸北面石垣、新たに拡張された二ノ丸東面や北面・西面、三ノ丸の要所などで石垣普請が展開した。今も寛永期に比定できる石垣遺構をみることができる所もあるが、大半はその後の改修や修理によって様式の異なる石垣に入れ替わっており、寛永期の石垣痕跡は地表付近もしくは地下に埋もれた根石付近を確認しないと分からない〔第208図〕。

寛永15年4月6日、藩年寄の本多・横山両氏から普請奉行の職務内容を条書した勤方法度が普請奉行に下付されたが、その中に戸室山での石切作業に動員された役人（小者や日用）が、不埒にも中山村や田ノ嶋村などで竹木等の伐採や盗取を行っているのを咎める条項があった（史料選5）。これは戸室石丁場の管理が普請会所の勤務の一つであることをうたった普請会所法令では最古のものとなるが、寛永15年という発令年に注目すると、その頃まで戸室丁場が間違いなく稼働していた傍証となる。

寛永大火後、寛永16年頃まで行われた城内の石垣普請によって、金沢城の石垣化は大半が達成されたとみてよい。このあと初めて石垣を建設した箇所というのは極めて限られ、寛永期以後の石垣普請は、寛永16年までに建設された石垣を修理した所が大半である。したがって、寛永16年までに創建もしくは建設・修築された城内石垣は初期石垣遺構というべきもので、寛永期以後の石垣普請の大半は初期石垣遺構の作り変えといえる。それゆえ3代藩主利常が隠居した寛永16年頃は、戸室石切丁場での採石が一段落ついた時期と想定される。

そこで、文禄元年に始まる戸室石切丁場は寛永16年頃に一区切りが付き、これを第1次稼働期と

することができる。これにたいし万治・寛文期は第2次稼働期、そして延宝期から安永5年まで100年にわたる稼働休止期を経て、石丁場を再開した安永期から幕末期までは第三次稼働期といってよい。ここで注意しておきたい点は、寛永16年までの第1次稼働期において、戸室丁場の分布範囲Ⅰ～Ⅴのすべてで採石が行われた可能性が高いということである〔報告書Ⅰ〕。

なお戸室石丁場の第1次稼働期に対応する初期金沢城の石垣遺構の残存箇所は、第208図・第209図に示した。

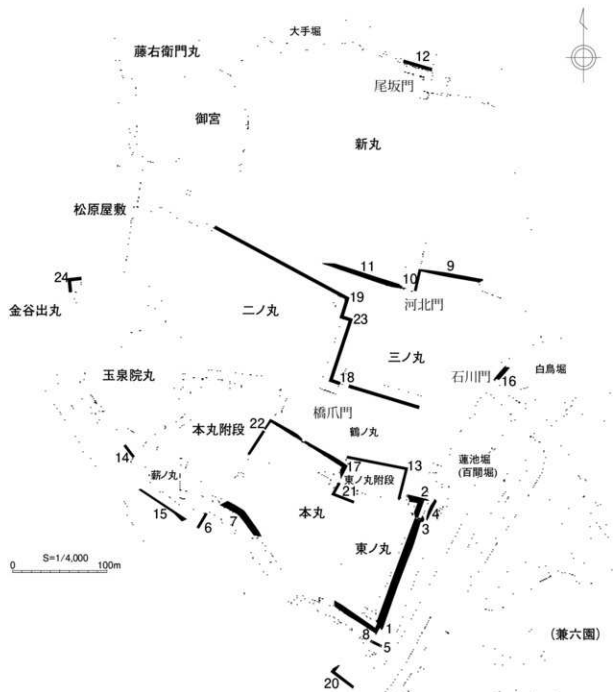
3. 初期の石丁場に関する伝承・逸話

利長・利常時代の石材調達について、後藤彦三郎は次のような逸話を紹介する。

「昔は犀川の上、法島村辺に石多くこれあり。高御石垣御築の節、悉く釣り寄せ候よし。その時分、百姓町今ノ町とは上の方に大いに広がりおり候よし。洪水にてもこれあり、模様替わり候か。百姓町辺は石作り場、広坂辺も石作場の由。文化年中、高御石垣御普請につき取除け候所、石の色薄赤き石につき、所々より持ち参り候石と存じ居る。その後、法島村百姓の内度々逢い申候処、昔石多くこれあり御城内の御用に相立て、今とても土中に石これある由相咄し候。右ハ文禄年中より後の事に候」〔文禄年中以来等之旧記〕189頁

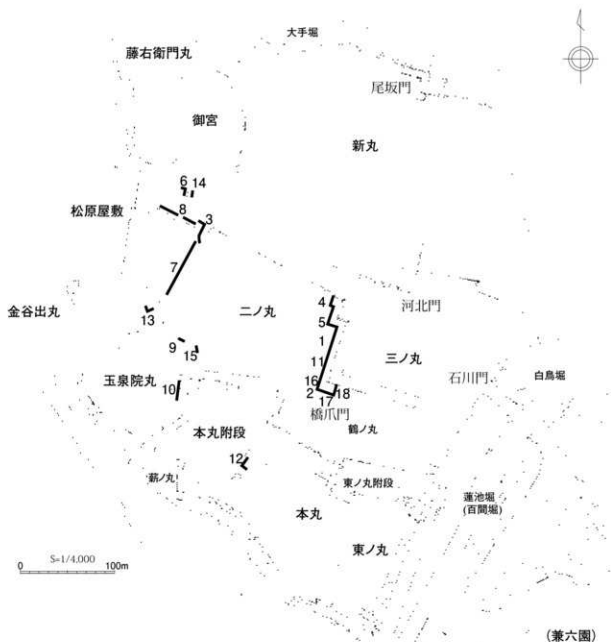
こうした記事の信憑性は低いが、犀川河原から城内石垣の栗石などが供給されたことは十分窺える。城内石垣に河原石が使用された数はごく微量であるが、石垣背後に使用された栗石も強固な石垣建造に不可欠の材料であり、その供給地について参考となる記述であろう。この記事に続き「戸室山起本、文禄二年二候。もつとも其時分は浅野川の上、中山村辺より別所村辺には莫太にこれある体、それより、ぐんどうといふ所上ミ、山拾三ヶ村には多分に石これある林、ぐんどうと申所は、水丁場の後へ相当り申すべく候。先年見分致し候処、昔の残石これあり候。道の難所は数少（なく）故、引き出し等には中々取懸りがたく、この石釣り出し申時は割り立て、釣り出し申すより外はこれなく候」と、当初の稼働状況を述べる。この「山13ヶ村」は前記の石切丁場9ヶ村を含む「上山組13カ村」であろう。また「ぐんどう丁場」「水丁場」という場所が初期の丁場であったこともわかるが、戸室山で採石ははじめ頃の丁場名として「ぐんどうが坂」「梨の木」「まむし谷」「よしの木」「高むら」「いたんだん」「水丁場」の七ヶ所も「戸室山初年号等留帳」〔報告書Ⅰ〕234頁にみえる。

このほか戸室山が稼働した当初、全国から石工が集まり領内では金沢ほか小松・本吉・鶴来・井波・城端などから石工が多数来たという。また大坂や丹波からとくに優れた石工が集まったが、なかでも丹波からの石工24人がとくに優れていたという〔報告書Ⅰ〕134頁、どれも確かな史料の裏付けがない記述なので、裏付け調査の必要がある。戸室石を加工するとき活躍した役小者のなかには重さ12～15貫の玄翁を使いこなす力自慢の者が、寛永大火のあとの普請のとき活躍したという逸話もあり、後藤彦三郎自身、安永年間に12貫目の玄翁を使う石切職人がいたことを見聞している。城中まで300人から400人がかりで運んだ大石があり、石引道の道脇に大石を引いた人数を刻んだ記念石があったとも伝える〔戸室山初年号等留帳〕233頁。城内鶴の丸に虎石という伝説の大石があり、この虎石をめぐる伝説も面白いが、どういう事実を反映するものか吟味がいる。こうした逸話・伝説を通して、われわれは慶長～寛永期の戸室丁場の最初の稼働期において、巨大な石材が運ばれたことを汲み取ってもよいのではないか。先人たちの苦勞を、このようなかたちで伝承したのである。



- | | | | | |
|------------------|----|------------------|----|----|
| 1 東ノ丸南面・東面(辰巳櫓下) | 1期 | 13 東ノ丸附段東面・北面 | 3期 | |
| 2 丑寅櫓下北面・東面 | | 14 玉泉院丸南面(いもり堀縁) | | |
| 3 丑寅櫓下東側南面・東面 | 2期 | 15 稲荷屋敷南面(いもり堀縁) | 4期 | |
| 4 丑寅櫓下東側東面 | | 16 石川二ノ門下東面 | | |
| 5 辰巳櫓下(御花畑) | 2期 | 17 本丸東面・北面 | 5期 | |
| 6 古いもり堀土橋東面 | | 18 橋爪門続櫓下北面 | | |
| 7 申酉櫓下南面 | | 19 菱櫓下東面・北面 | | |
| 8 辰巳櫓下南面・東面 | | 20 鯉喉櫓下西面・南面 | | |
| 9 九十間長屋下北面 | | 21 東ノ丸唐門前北面 | | |
| 10 九十間長屋下西面 | | 22 戊亥櫓下西面 | | |
| 11 ニラミ櫓下北面 | | 23 五十間長屋下半東面・北面 | | 6期 |
| 12 大手堀縁北面 | | 24 鼠多門続櫓下北面・西面 | | 7期 |

第208図 金沢城の自然石積・割石積・粗加工石積石垣位置図



- | | | | | |
|-------------------|------|--------------------|------|--|
| 1 五十間長屋下南半西面(下部) | } 4期 | 11 五十間長屋南半西面(上部) | } 6期 | |
| 2 橋爪門続櫓下西面・南面(下部) | | 12 本丸西面・鉄門台北側西面・南面 | | |
| 3 土蔵下東面・北面(裏口門) | } 5期 | 13 数寄屋門下西面・南面 | } 7期 | |
| 4 菱櫓下西面・南面 | | 14 土橋門台東側西面 | | |
| 5 五十間長屋下北半西面・南面 | | 15 松坂門大將櫓下西面 | | |
| 6 土橋門台西側東面・北面 | | 16 橋爪門続櫓下西面 | | |
| 7 数寄屋敷東側西面 | | 17 橋爪門続櫓下南面 | | |
| 8 数寄屋敷東側北面 | | 18 橋爪門続櫓下東面 | | |
| 9 玉泉院丸北側(色紙短冊積) | | | | |
| 10 玉泉院丸東側西面(泉水縁) | | | | |

第209図 金沢城の切石積石垣位置図

第2節 寛文期の第二次稼動と貯石

1. 寛文期の石垣普請と戸室丁場の再稼働

寛永16年、3代藩主利常が小松城に隠居し、4代藩主光高が新しい金沢城の主となった。しかし、光高の金沢城滞在期間は短く、しかも正保2年、31才の若さで早世したため城内の普請・作事は停滞した。光高が藩主であった寛永16年から正保2年までの6年間のうち、金沢城に居た期間は10ヵ月足らずであった。光高の死後、3歳で家督を継いだ5代綱紀は、寛文元年まで金沢城に来ることはなかった。それゆえ寛永17年から寛文元年までの20年間、金沢城は藩主の不在状態が続き、二ノ丸御殿ではなく新丸に置かれた寄合所や城外の奉行所などが政務の中心となった。本丸や二ノ丸の御殿は主が留守続きであったため建物の維持管理がおろそかになり、城内石垣等も痛み・破損が生じても応急処置で済ませ、城内の石垣・堀・土塁および建物の管理に行き届きが多々みられる状態であった〔木越2003〕。政治の中心は小松城と江戸藩邸（本郷邸）であったため、この時期の金沢城で大きな作事・普請はなされず、ひいては石材の大口需要もなかったから、戸室山での採石は中断されていたと推定される。寛永16年からの戸室丁場の休眠状態が終わり、石切を再開したのは万治・寛文期であろう。寛永16年から休眠状態にあった戸室石切丁場が再開された契機は、5代綱紀の入国に備えた城内整備であり、利常が死去した万治元年10月以後、藩主の初入国に備えた城内整備が急速に進んだことによる。

元和元年の武家諸法度と一国一城令によって、大名居城における石垣普請は幕府への届け出と許可が不可欠となり、金沢城内での大規模な石垣普請も幕府へ届け出、許可を受けて実施した。5代綱紀の時代において、普請願・城郭修補願絵図や幕府の普請許可などで確認される普請箇所は20ヵ所を超えるが、いずれも慶安3年、万治4年、寛文2・7・11年と5回にわたり幕府へ願ひ出て普請が許可された箇所である〔木越2003〕。このうち慶安3年10月に許可された石垣普請箇所3ヵ所は、「金沢城今度大風雨洪水の時」崩れたものであるが、具体的な位置や破損状況、修理規模はわからない。この3ヵ所の石垣修理のほか堀の浅深6ヵ所も同時に許可された³⁵⁾。そのあと承応2年8月の台風被害で本丸西側石垣が破損したが、すぐに修理されず万治以後に普請願を出し対処した。玉泉院丸の北石垣や三ノ丸南門脇の石垣が損壊した時期は、利常隠居後であると述べるだけで被災時期がわからないが、これらも万治4年に普請願を出した。慶安3年の石垣修理願は、破損のあった年すぐに修理を願ひ出許可されたが、このようなケースは異例であり、藩主不在時としては素早い対応といえる。よほど目立つ石垣が損壊したのであろう。

堀の浅深は寛永以来の土砂流入によって生じた土砂溜まりが原因であり、慶安3年の洪水で堀の水が溢れ城下町に出水被害を出したため浅深願を出したものであろう。慶安3年の石垣普請はすぐ着工し竣工したと推定されるが、普請許可を得てもなかなか着工できず先延ばしされた箇所も少なくなかった〔木越2003, 2004〕。

万治4年正月、前田家は新たな損害箇所も加え城内6ヵ所の石垣修理を幕府老中松平伊豆守に願ひ出した。ところが、この修理願手続を一手に預かっていた伊豆守が寛文元年急死し、幕府は改めて来年の修理願を再提出せよと杓子定規に指示してきたので、修繕工事の着工はまた延期となった。ところが再提出準備をしていた寛文2年5月、金沢で強い地震があり本丸辰巳櫓下はじめ10ヵ所の石垣に損害が出たので、これを前年に申請していた6ヵ所に加え、16箇所の普請箇所を書き出した普請願を6月26日付で提出し、その3日後に早くも許可を受けた。幕府と密接な連絡体制をとり、保科正之が後見人となっていたためであろう〔木越2003, 2004〕。

このように城内の石垣修理は慶安3年、一時的に3ヵ所で応急修理が行われたが、それ以前に被災した石垣や承応2年に破損した石垣などの修理は、寛文2年以後ようやく同年の地震被害箇所と合わ

せ着工が許された。つまり綱紀の入国に備えた城内石垣の修理事業は、慶安3年に一部みられたが、利常死後の修理箇所点検をもとに寛文2年に幕府から16カ所の普請許可がでたあとようやく本格的な実施に至った。これと平行して寛永16年以後休眠状態にあった戸室山で採石が再開されたのであり、これを第2次の戸室稼働期としたい。

第2次稼働期の最初は次に検討する石釣「夫付」が初めて作成された万治3年頃とみたいが、その前から戸室での採石や石引がすでに始まっていたのであろう⁽⁶⁾。万治年間に再開された戸室山での石材切出をうけ、寛文2年から城内各所で多くの石垣普請が実施されたが、表8は寛文2年～宝暦9年に実施された石垣箇所と実施年を一覧したものである。

表8 寛文～宝暦9年 城内石垣修理箇所一覧

修理実施	年月	城内修理箇所	典拠	備考
1	寛文2年	玉泉院丸北の方(1ヶ所)	(A)	一部残存。(5)
2	寛文3年	松原屋敷(1ヶ所)	(A)	不明
3	寛文4年	辰巳橋下前丁場(櫻井燈台石垣:1ヶ所)	(A)	残存・復元。(11)(12)
4	寛文5年	土橋門左右(2ヶ所)	(A)	一部残存。(1)(2)(3)(13)
5	寛文6年	蔭丸(付段帯:1ヶ所)	(A)	現存。(10)
6	寛文8年	二ノ丸舞台下(北面石垣:1ヶ所)	(A)	現存。(17)(18)
7	寛文12年	蓮池 水の手(水の手門:1ヶ所)	(A)	一部残存
8	寛文12年	鐘つき堂の下(碓石南門坂:1ヶ所)	(A)	不明
9	寛文年間	二ノ丸の外、北西の関石垣	(C)	不明。(19)
10	寛文年間	三ノ丸の内、東面の関石垣	(C)	不明。(20)
11	寛文年間	本丸南面石垣(辰巳橋～シノギ)	(C)	一部現存。(7)(8)(14)(15)(16)
12	寛文年間	本丸南面石垣(甲西橋下)	(C)	一部現存。(4)
13	寛文年間	本丸附段、二ノ丸との関	(C)	不明。(9)
14	寛文年間	三ノ丸、南門脇石垣	(C)	なし。(6)
15	享保15年3月	蓮池通御通石垣 押直	(B)	出来
16	享保17年10月	河北門扇当石垣 押直	(B)	出来
17	享保18年5月	水の手門台橋通石垣 押直	(B)	出来
18	享保20年6月	碓石南門坂碓石前鐘つき堂後石垣 押直	(B)	出来
19	享保21年2月	尾坂門脇碓石番所後石垣 押直	(B)	出来
20	享保21年5月	辰巳橋下石垣 御修復	(B)	出来、享保20年修補額7ヶ所
21	元文2年8月	辰巳橋下蓮池堀縁石垣 御修復	(B)	出来、享保20年修補額7ヶ所
22	元文2年8月	辰巳橋下蓮池堀縁石垣段の石垣 押直	(B)	出来、少しの御用のえ押直の名目不立
23	元文2年10月	蓮池通御通縁石垣 御修復	(B)	出来、享保20年修補額7ヶ所
24	元文3年1月	石川門方々番所の後土留石垣 御修復	(B)	出来、享保20年修補額7ヶ所
25	元文4年4月	蓮池通御通縁石垣 押直	(B)	出来
26	元文4年11月	玉泉院丸御泉水の高、石垣押直	(B)	出来、扇高2間半、幅4間半
27	元文5年7月	七間門の外松原屋敷下石垣 御修復	(B)	出来、享保20年修補額7ヶ所
28	元文5年7月	車橋の下縁石垣 押直	(B)	出来、崩れ
29	寛保元年4月	本丸鉄門小門脇石垣 押直	(B)	出来
30	寛保元年7月	本丸・二ノ丸間の石垣 御修復	(B)	出来、寛文2年修補額の残ヶ所
31	寛保3年7月	蓮池通御通縁石垣 押直 崩	(B)	出来
32	寛保3年8月	土橋門碓石崩所 御修復	(B)	出来、享保20年修補額7ヶ所
33	延享4年4月	車橋下土留石垣 押直 崩	(B)	出来
34	延享4年4月	河北門台石垣碓石丸慶前後の土留石垣 押直	(B)	出来
35	寛延2年1月	金原門の外石脇土留石垣 押直	(B)	出来
36	寛延3年6月	蓮池水抜縁石垣 押直	(B)	出来
37	寛延3年7月	本丸・東の丸間の解下二段日置石垣 押直	(B)	出来
38	寛延4年4月	玉泉院丸扇多門碓石露地方解下石垣 押直	(B)	出来
39	宝暦2年6月	水の手門下明番所碓石下石垣 押直	(B)	出来
40	宝暦2年6月	石川門外の堀原坂の内右方解下土留石垣 押直	(B)	出来
41	宝暦2年8月	二ノ丸取寄屋門の内御膳水井戸後通解下石垣 押直	(B)	出来
42	宝暦2年8月	二ノ丸御風見堀門の内土留石垣左右共 押直	(B)	出来
43	宝暦3年8月	蓮池堀通御通石垣 押直	(B)	出来
44	宝暦3年9月	御宮西の方橋下土留石垣 押直	(B)	出来
45	宝暦4年6月	松原屋敷の内古鐘つき堂の下堀縁石垣 押直	(B)	出来
46	宝暦4年10月	碓石南門坂門台左の方石垣 押直	(B)	出来
47	宝暦7年8月	辰巳橋下蓮池堀縁石垣 御修復	(B)	出来
48	宝暦7年8月	尾坂門の外土留脇坂石垣 押直	(B)	出来

(A) 宝永3年11月 後藤儀兵衛方版 (B) 宝暦9年2月 後藤忠兵衛方之定 (C) 「寛文年間石垣普請箇所一覧」(本誌2003(4)頁4より)、備考欄の数字(1)～(20)は(C)に表示された修理箇所番号。(A)(B)は「金沢城史実録」所収。

2. 万治3年夫付の検討（第二次稼働期について）

万治元年の利常死後、加賀藩の諸制度は小松に隠居していた利常の専制的な独断支配から解放された印象をうける。小松城に交替で通っていた金沢の年寄衆のうち2～3名が、江戸藩邸の綱紀のもとに伺候するようになり、若き藩主綱紀の御意を金沢城に詰める年寄衆（寄合衆）や諸奉行・諸頭に通達するようになったが、綱紀のバックには新しい後見役として会津藩主保科正之（綱紀の正室の父）や幕閣があり、万治2年・3年には幕府から国目付が派遣され、その監督下で法制が整備された⁷⁾。そのため新丸にあった津田玄蕃邸と前田利明邸が国目付滞在屋敷に当てられ、綱紀の初入国に備えて二ノ丸御殿等の修理や整備も急がれ、万治年間はまだしく金沢城の普請・作事が急務となった時期であり⁸⁾、前述の通り戸室山での採石も再開されたのである。

こうした動きのなかで万治3年5月3日、「人持下奉行」が立案した石引人足の積算基準が藩年寄衆の了解を得て下達された（史料選6）。季節による所要人数の違いを考慮し、1立方尺（1才）ごとの人数を「夏夫付」「冬夫付」の二つに区分し役人数の基準を周知させた。この夫付は、戸室本山から城中まで約12kmの道のりを運搬するときの人数の積算基準であるが、示された人数は1立方尺（1才）当たり人数であり、実際の出役人数は、その石材の立方尺を掛けて算定する。表9にはサイズごとの出役人数を示し、さらに1日250人の人足を動員したなら、1日何石ほど運搬できるかも例示した。

万治3年夫付令の後段に8か条にわたり細則や捕捉条項が掲げられるが、その細則の一つに「平石の儀知りがたく御座候間、御相見奉行と相談の上をもって目分量次第、人力付仕るべき事」という規定がみえる。「人力付」は「夫付」と同意である。表9の夫付を実際に運用するにあたり、多様な形状の石材が混在する平石（築石）については判断しにくいので相見奉行と相談し目分量で夫付すべきだと指示する。つまりこの夫付は角石・角脇石を念頭に作成されたもので平石を想定していないので

表9 万治3年・寛文期の石鈔夫付

石材のサイズ (立方尺階層別)	夏夫付	冬夫付	役人数 (夏)	役人数 (冬)	中山～城中	戸室～中山	1日250人 石数
					冬人数×0.8	冬人数×0.5	
1尺～1尺4寸(1)	1.5人	1.8人	1.5人	1.8人	1.4人	0.9人	500石
1尺5寸～3尺5寸(3)	1.8人	2.0人	5人	6人	4.8人	3人	167石
3尺6寸～6尺5寸(5)	2.0人	2.3人	10人	12人	10人	6人	42石
6尺6寸～9尺5寸(8)	2.5人	2.8人	20人	22人	18人	11人	23石
9尺6寸～13尺5寸(12)	3.5人	4.0人	42人	48人	38人	24人	10石
13尺6寸～16尺5寸(15)	4人	4.5人	60人	68人	54人	347人	7石
16尺6寸～19尺5寸(18)	4.5人	5.0人	81人	90人	72人	45人	6石
19尺6寸～23尺5寸(20)	4.8人	5.1人	96人	102人	82人	51人	5石
23尺6寸～26尺5寸(24)	5.2人	5.5人	125人	132人	106人	66人	4石
26尺6寸～30尺(28)	5.5人	5.8人	154人	162人	130人	81人	3石
30.6尺～33.5尺(32)	5.8人	6.1人	186人	195人	156人	98人	2.5石
33.6尺～36.5尺(35)	6.1人	6.4人	214人	224人	179人	112人	2石
36.6尺～40.5尺(38)	6.4人	6.7人	243人	254人	204人	128人	2石
40.6尺～43.5尺(42)	6.7人	7.0人	281人	291人	235人	147人	2石
43.6尺～46.5尺(45)	7.0人	7.3人	315人	329人	263人	165人	1.5石
46.6尺～50尺(50)	7.3人	7.6人	365人	380人	304人	190人	1.3石

・石材サイズ欄の（ ）内の数字は、役人数を算出するため各階層のうち中間にくる整数値を例示し、この例示数をもとに役人数を示した。

ある。後藤彦三郎は平石を目分量で夫付するときの相見奉行とは、田嶋村に止宿し毎朝丁場に出かけていく山奉行・道奉行のことと推定し、さらに角石は格好がよいので夫付しやすいが、形状の難儀な石材についてはやむなく目分量で決めていたと、この細則を理解し、天明年間の石釣出のとき、自分は山奉行を兼務する穴生役として、人持下奉行2人と相談し目分量による夫付を行ったこともあったと記す〔文禄年中以来等之旧記〕205・6頁〕。

江戸後期になると山奉行・道奉行は穴生役が兼務し、穴生と人持下奉行が相談し複雑な形状の石材について個々に所要人数を決めたのである。しかも、石釣作業のときは扶持人石切が出動し、夫付を基本に現場の状況に応じて扶持人石切の裁量で人数を増減させたい。その按配の仕方について穴生から扶持人石切に前もってよく申し含めておいたと、彦三郎は18世紀末の石引夫付の状況を解説している〔文禄年中以来等之旧記〕205・6頁〕。

このように「夫付」なるものは、あくまでも基準値であり、実際はその日の天候や道路状況、役小者の顔ぶれなどを勘案し加減したのである。

万治3年夫付は表9に示した通り1～30立方尺の石材を対象に10階層に分けて夫付を示すが、寛文4年(辰)4月の年寄連署状(普請奉行あて)で40～50立方尺の大石について、寛文6年(午)9月の普請会所定書によれば30～40立方尺を対象に夫付しており(史料選10・11)、これらも表9に表示する。

寛文4～6年に30立方尺を超える大石を搬送する必要が生じたのであるが、寛文期の石垣建設で大型の角石が使用されたことをも語る。しかし、石釣りという方法で搬送できる石材の大きさの上限はおそらく50立方尺までであった。2尺5寸四方に控えが7尺5寸もあれば47立方尺となる。後藤彦三郎は、石釣の石材は厚みが2尺3寸を超えると地面に擦れ搬送不能となると指摘するので(史料選21)、40立方尺(2尺3寸×2尺3寸×7尺5寸)未満が適切であり、無理をしても50立方尺までが限界であった。しかし、城内の寛文石垣の遺構の中でも巨大な石材を竖置きしたことで有名な玉泉院丸庭園周辺の色紙短冊積の大型切石には70～100立方尺の巨石が数多く使われ、中には130～150立方尺と目される巨大な切石も遺存する。これらは万治・寛文の夫付に納まらない巨石であり修羅引で運んできたか、城内に使用されていた大型の古石を転用したと考えるほかない。寛文期の戸室山の石丁場で、こうした巨石が採石され搬送されたことが、寛文4～6年に大石夫付を追加した背景になったのではないが。

さて万治年間に始まった戸室山の第二次稼働はいつまで継続したのであろうか。後藤彦三郎は「延宝以後か、戸室山より中山迄御貯用石四千石余釣り出し相済み候につき、戸室御丁場御畳み仰せ付けられ候」と指摘するので(史料選16)、中山村に設置された貯石場に4千余の石材を、戸室山麓に展開する各所の石丁場から集めた時期をもって一旦石切丁場を閉鎖したと判断したい。この記述に続き、石切丁場閉鎖で「御丁場一山の石とも田島村役人へ御預け、番人申し付け」といい、もし問題が生じれば普請会所に届け出るよう山奉行に通達したと指摘する。閉鎖手続がなされたことは間違いないが、その確かな年号は彦三郎も確認できず、延宝年中のことだと彦三郎は推定している。その理由として、寛文10年5月朔日付の、二十人石切20名を戸室山の石切要員として派遣することを決定した、割場から普請奉行あての通知書をあげ、寛文中中は盛んに戸室山で石材切り立てがあったからと述べる(史料選14)。確かにそのような史料は、延宝以後宝暦年間までみえないので、その間は戸室山は留山となり石丁場での採石は原則停止されていたと判断してよい。

ところが「戸室山初年号等留帳」に「万治年中、右御丁場御石并釣出石御用仕廻の体、残らず中山え釣り出したるものなり」「万治<追記:寛文>の後、戸室山より御石出したる事はなく中山よりは釣り出し候」〔報告書I〕252頁、「御貯用石中山辺ニ四千石計釣出し、万治年中後、御用仕廻ニ候」〔報告書I〕233頁など紛らわしい記述があり困惑する、享和2年「穴生動方之帳」でも「万治の比、

戸室本山等より中山迄夥しき角石等釣り出し、御城内へも釣出廻、御城御築も段々御成就」(史料選59)と述べるので、万治年間に中山への搬送と貯石が終了し、その頃から戸室山での採石が中断されたように理解された〔北島 1995〕。しかし、彦三郎によるこうした記述は正確ではなく、万治年間は第二次稼働の開始期とみるのが妥当であることは上述の通りで、その停止期を万治年間にもとめることはできない。彦三郎の誤解されやすい文章は享和2年から文化7年頃に書かれており、文政8年の「文禄年中以来等之旧記」の記述のほうを採用すべきであろう。したがって、「文禄年中以来等之旧記」が指摘する、延宝以後石切丁場が閉鎖され宝暦期まで中山の貯石をもって城内の石垣修理に対処したという指摘に従いたい。

3. 中山村での貯石と第二次稼働の終了

寛文期を通して、金沢城の各所で石垣修理工事が連続的に実施されたことは表8から明らかだが、寛文2年5月の地震で本丸南東角(辰巳櫓下)石垣が壊れたあと、同年8月「御城南の大小石垣之外惣構崩、石垣修補被仰付、惣司小幡宮内、下司長瀬権丞・北川庄右衛門也」⁹⁾とあるので、辰巳櫓下のいもり堀付近で石垣普請があったことも窺える。おそらく寛文4年に竣工した鯉喰櫓台石垣の修理を担当した惣奉行は小幡宮内であったのではないかと推察される。

小幡宮内は寛文2年8月、戸室山で切り出した石材を運ぶため石引道の点検を急いで行ったところ、道幅が狭く石釣のための3尺の釣棒を通しかねる状態で、石釣り作業に支障がでることが予想された。そこで一刻も早く石引道を拡幅すべく道普請を始めたいが、田畑にかかる所があるので算用場奉行として早急に見分し対策をとってほしいと算用場に協力を求めた(史料選9)。しかし、普請惣奉行の要求通り、田畑を潰して不当に狭くなった石引道を5間幅に復旧させるのは容易ではなく、十村や村方の抵抗にあって難航したことが予想できる。このように石引道が当初造成されたときの道幅5間が維持されず狭くなってしまったのは、寛永16年以後、石引作業が20年余り中断されていたためであろう。その間に百姓たちは石引道を削り田畑にしたのである。

このような問題に直面しながら、城内石垣の修築とともに戸室山での採石が継続された。寛文8年3月に加州郡奉行から戸室山周辺の村々を管轄する3つの十村組(御所村源兵衛組・田井村喜兵衛組・田島村新右衛門組)に、戸室山奉行3人と石垣築前奉行4人(吉田逸角・高山伊右衛門・小林助八・澤崎太左衛門)の名前を知らせる通知が出たのは(史料選12)、そのことの裏付けとなり、後藤権兵衛の事績記録¹⁰⁾からも、その頃城内の石垣普請が相次いだことがわかる。石垣築前奉行から村方へ種々の通達や依頼があったとき、村方がスムーズに対応できるよう、こうした通知を行い石垣修築事業が円滑に進むよう取り図ったのである。

ここで、中山村の4千余の貯石がどのように実現されたのか瞥見したいが、その前になぜそのような貯石が可能であったか一言しておきたい。石垣構築に必要な石材の仕様(サイズ)は、石垣の用途・性質や規模・高さによって異なることから、設計もされていないときから石材サイズを予想して揃えるロスが大きかったと思われ、石垣の規模や様式・用途などが決まったのち所定の石材を調達するのが本来のあり方と思われる。しかし慶長以後、石垣の築造数が激増し工期短縮も要求されるなか石垣構築技術は進化し、寛永期までに規格化・平準化が進み、事前に一定サイズの石材を用意しておいても大きなロスを生じない技術段階に到達した。それゆえ、こうした石材の事前貯石が可能になったのであろう¹¹⁾。元和・寛永期の公儀普請において、石垣石材の規格化は急速に進展し、金沢城の寛永～寛文期石垣においても、規格化された石材での角石の積み上げや布積みが普及した結果、大量の石材を事前に貯石することが発案され、戸室山での切出作業の合理化がなされたのである。4千余の貯石は、寛永期以来の石垣の規格化の延長上において理解すべきものであろう。

中山村での貯石に関し重要史料が2点残るが、いずれも寛文9年のものである。1つは普請会所か

ら算用場に宛てた寛文9年6月10日付の要望書である（史料選13）。このなかで、城中石垣の修理のため戸室山から切り出した石材を中山村地内の石引道の両脇に仮置きしていたと述べるので、寛文9年までに貯石が始まっていたことがわかる。しかし、この時点までは本格的な貯石というわけではなく、道端に仮置きするという程度の貯石であったが、寛文9年には相当量の搬送を戸室山から行ったようであり、道脇での貯石で間に合わなくなり、別に石置場が必要となっただけでなく、そこで普請会所としては、中山村領の野山のうちに道から1町半ほどの空き地を確保し石置場にできないか、算用場奉行に打診し十村を通して村に依頼するように要請したのである。村方からの反発も予想される要求であるが、税免除などの優遇策が取れる算用場を介し、百姓にとって失脚（失費）とならぬように石置場の確保を要請したのである。結末は不明であるが、おそらく山役銀免除などの恩恵を代償に石置場を確保したのではないかと推察できる。なお、この石置場の位置の特定は難しいが、中山村のうち通称「城山之内」などにあったという後藤彦三郎の問書もあるので参考となろう（『戸室山初年号等留帳』249頁）。

御城御用の石材置き場を新設するにあたり藩は、村の土地を自由勝手に取用できたわけではない。百姓の耕作を保護する「改作法」という理念が堅持されていたので、石置場も自由に設置できなかった。もう1点の史料は、寛文10年正月に普請奉行3名が「寛永九年分役銀払方中勘」として藩年寄衆5人に報告した普請役銀支出明細書（決算見込書＝中勘算用書上）である²³が、この算用記録から寛文9年に戸室から中山まで搬送された石材の数量が推定できるとし、同年、戸室山で大勢の日用人足が石切作業に従事していたこともわかる。

寛文9年分の普請役銀の総額は1604貫匁であり²⁴、うち1362貫が支出され、支出の執行残額が242貫あった。表10に寛文9年分の普請役銀の支出内訳を推定した数値とともに掲げたが、1362貫匁のうち701貫匁の用途については前欠のためわからず、残り661貫匁については10の項目に分け金額がわかる。

表10の①・②が戸室丁場に関するもので、①の103貫匁は「戸室山石掘普請日用銀高」とあるので、戸室山本場で石切出しに従事した日用人足に支出した賃金合計である。藩の割増から役小者や二十人石切なども動員されていたが、日用額の請負で石切場に連れてこられた日用たちに支払った賃金に充当されたものである。仮に日当を1人9分と仮定すれば、のべ11万4750人分の賃金となる（史料選8）。

表10 寛文9年分 普請役銀の支出先一覧

総計	☆☆1604貫255匁	A ★史料前欠のため判読不可
内訳	☆701貫488匁	★史料前欠のため判読不可
	103貫275匁	①戸室山石掘普請日用銀
	51貫901匁	②戸室山より半途中山迄石釣日用銀高
	15貫604匁	③御作事所へ宮腰から御材木運送日用銀と小作事方の召仕御用銀
	81貫310匁	④本吉御蔵際の川除普請の日用銀
	89貫846匁	⑤高岡横田川小橋上下の川除普請
	54貫865匁	⑥吉久御蔵御建前地形費、川除普請日用銀
	19貫741匁	⑦石川・河北岡部の道橋普請・御蔵建前破損修理、社堂破損修理など普請日用銀
	32貫982匁	⑧越中廻り御普請方品々日用銀
	44貫885匁	⑨能登廻り御普請方品々日用銀
	166貫332匁	⑩御普請道具品々相調候銀高
合計	1362貫229匁	B ①～⑩の合計は661貫匁余でその内訳は上記
残高	242貫26匁	A-B

・☆印・☆☆印は、前欠部の数字を残額などから推定して得た数値。☆☆印は前欠部分の合計推定値

②の51貫901匁は「戸室山より半途、中山迄石釣日用銀高」とあるので、中山村に設置された石置場まで採石された石材を運搬する日用に対して支出された賃金総額である。

このように中山村の石置場までの石材運搬に動員された日用人足の給銀が計上されていたことは画期的な記録であり、この記事は戸室山から中山村まで石材の運び出しがなされたことを示す最も信頼に足る史料といえる。寛文2年の日用銀定に書かれた戸室山の石釣日用の日当は1人9分であったから³⁵、これをもとに動員された人数を推定すれば5万7700人となるが、寛文9年の1年間で約5万人の日用が中山までの石釣（石材搬送）に動員されたことが明確になった点は意義深い。

1年間の石釣稼働日数を仮に200日と見込むと、1年の動員人数は1日平均250人となる。1日250人の日用が運べる石数は、表9に万治3年夫付をもとに推計した戸室～中山間の夫付を掲げたので、これを利用すると、小面1尺8寸四方で控6尺の石材³⁶なら51人となるので、1日5石となる。年間で200日作業したと仮定すれば1年で千石となる。これは、あくまでも推定した数値であり、実際に搬送する石材の形状や重さ、天候、労働力の質に応じ若干の誤差はであろう。

ともあれ寛文9年に戸室～中山間の石釣日用銀として支出された銀高52貫匁という金額は、上記によれば、少なくとも4年間その額を支出すれば4千石貯石できる額であった。上述の普請会所からの要望書によれば、寛文9年までに道脇という暫定的な石置場ですでに貯石が始まっていたから4千個のうち何割かは蓄積されていたはずである。中山村に4千余の貯石があったという記録に依拠すれば、寛文9年から4年以内で十分貯えられたと推計できる。おそらく寛文12・13年頃には4000個以上の貯石は完了したとみてよく、延宝年間に戸室山での採石は停止され、石丁場は閉鎖されたと推定した後藤彦三郎の指摘は、上記の2史料と矛盾はなく、きわめて妥当な理解といえる。したがって、万治年間に始まった第2次稼働は寛文11・12年頃には終了し、1・2年遅れて中山村での貯石も完了したとみてよい。

さて中山村に置かれた4千を超える貯石の管理は中山村に委託され、中山村の村民が交替で見廻り番をたて監視した。なにか問題が起きれば普請会所に届け出ることになっていた〔文禄年中以来等之旧記〕「戸室山初年号等留帳」。中山村での貯石完了によって、延宝以後の城内石垣普請は、中山から搬送したストック石材を用いて行われたのであった。戸室山は御留山となり石切丁場は100年余り休止されたのである。

4. 稼働停止後の御留山管理

戸室山の石切丁場で石切や石釣に従事する現場作業員を身分序列でみると、①穴生（御歩並）—②扶持人石切（足軽）—③二十人石切（小者）—④役小者・日用、という4つの身分階層に仕切ることができる〔木越2006〕。このうち専門的職人ながら普請会所所属の藩士だったのは①穴生と②扶持人石切だけで、二十人石切は、宝暦6年までは割場所属で必要な数だけ割場から普請会所に配当される存在であった³⁷。二十人石切は藩直属の小者であるが、割場付小者とは異なり石切や石垣土木・河川堤防作りなどの専門家として優遇されていた。しかし宝暦期まで割場付の役小者と同じく割場の管轄下にあった。役小者は、千石取り以上の家臣が負担した普請役にもとづき、家臣の家から提供された普請要員である³⁸。それゆえ、人持組下奉行がその使役方法に介入し夫付作成を行ったものと理解される。日用は町方・村方から雇用した私的労働力である。御歩並とされた穴生のみが士分の待遇を受けたが、扶持人石切は足軽格であり、二十人石切・役小者は武家奉公人身分（姓なし）であった。石垣普請の場でも身分序列にもとづく作業体制が寛文までに確立していた。

延宝年間に戸室山の石切丁場が御留山になった結果、戸室山城への立入は、山の管理を託された田ノ嶋村など地元の村々によって監視され、勝手に出入りできない禁断の地となった。しかし、田ノ嶋など地元村は格別山林利用（草刈やそだ木取り）が許され、その見返りとして山役銀を負担し

た。これとあわせて村では山城に不審者が立入らないか厳重に取り締まることも普請会所から委託された。山野利用を格別に許された地元の村々は延宝期以後、留山となった戸室山の維持管理に責務を負った。だから許可なく石材を採取するものを見付けると取り締まったが、それが紛議の原因になることもあった。次の例は留山周辺で石材調達を受託した城下町の石屋（石引町在住）が、若松村地内で採石しようとして紛争になったものである。

宝永2年に起きたこの紛議に関して、藩から高岡の瑞龍寺（2代利長の菩提寺）の修理に使う戸室青石の調達を藩から請け負った金沢石引町の石屋三右衛門の訴状、および三右衛門の採石行為を不当だと訴えた若松村肝煎・組合頭の口上書によって、この紛議の経緯をみておきたい（史料編18）。留山となった戸室石切丁場の利用制限の実態が窺えるからである。

まず、石屋三右衛門は訴状を提出し次のように主張した。

瑞龍寺修理用の敷石9枚を戸室青石にて調達することを藩から請け負った。本来なら「公儀御丁場」すなわち戸室本山丁場で採石しとれど藩に願ひ出ればよかつたが、今はよき石材が取れなくなつていたので、今回は公儀御丁場ではなく「伯耆殿丁場」という所によき青石があるので、ここから切り出すことにした。というのも、元禄7年に天徳院のための石材御用を請負い、元禄7年以後も御堂堂前のし崩れなどの修理があり、その修理石材を伯耆殿丁場から採石して対処したからである。というわけで、伯耆殿丁場で瑞龍寺用の石材も切り出すことにした。これまでは、丁場山を所持する村に断ることもなかつたが、ここ3・4年採石をしていないので、この山の利益権をもつ若松村に地内で採石することを通知し、その翌日から石切作業を始めたところ、作業中に若松村の者が多数現場にやってくる作業中止を強要した。村方の者は公儀の許可証文がないのに、なぜ石切を行うのかと問責したが、伯耆殿丁場については、事前に藩の許可を得た先例がないと突っぱね、4月27日に再度石切作業にかかったところ、村方の者共が大勢やってきて妨害し、石切道具などを強奪していった。

親の代から領内で御石御用を勤めているが、このような妨害をうけたことはなくとも迷惑している。この若松村領（伯耆殿丁場）の石材は先年から切り出し始めたよき石材であり、これに代わる御用に立つ石がないことは扶持人石切衆もよくご存じである。瑞龍寺普請の担当奉行から急ぎ届けようと要請されているので、作事奉行から算用場に強く要求し、若松村山で採石できるよう取り計らって下されば有り難く存ずる。

この訴状をうけ算用場から若山村に尋問したところ、若松村からは次のような回答がきた。

若松村の所持山のうち戸室山続きの柴山に、金沢の石切が度々入り込み採石するため柴山が掘り崩され困っている。それゆえ石切人は見付け次第追っ払っている。さて4月22日に若松村肝煎間兵衛の所へ、石屋三右衛門から瑞龍寺御用の石を若松村持山にて採石する旨通知してきたが、間兵衛は、御用石の採石なら民間商人の三右衛門ではなく藩の關係役人から私方へ通達すべきであるのに、そのような通知がない以上、三右衛門が採石する理由がなく余所者に村の所持山で採石させるわけにはいかない。そう考へて4月24日に山の見廻りに行ったところ、石切4人が採石していたので、これを咎め追い返した。27日には石切仁右衛門なるものがやってきて採石作業をしていたので無断での採石は認められないと、理不尽なる採石人の石切道具類を差し押さえたのである。

しかし、彼らの御用が藩の依頼によるものなら採石は認めよう。しかし石切賃を町方の石屋に請け負わすようなことをすれば、村の所持山は掘り荒らされ迷惑するので、町の石屋に代えて我が村の百姓衆に石切賃を出し委託すればどうか。石屋三右衛門は御用石であれば領内どこでも採石できると主張するが、それは遠方の山のこと、それは「盗み切り」であつて、とても正当化できる事例ではない。今後、御用石の採石にあつては、前もって村方に違書を下して行うとともに、われらの所持山に石切人が勝手に入り込まないよう御用方も命じて下さい。

こうして、この紛議は若松村がしぶしぶ納得して納まったが、この一件を通して留山されていた時期の石切丁場の状況について、いろいろなことがわかる。

最初にいえるのは、留山期であっても藩の御用であれば戸室山およびそれに連なる山地の石丁場で採石が公認されていた。しかし、あくまで藩の御用でなければならず、関係する村が特山や留山での採石禁止の見廻りをしていた。つまり留山の実質的な管理は村方・郡方に任されており、普請会所は

それを点検するだけであった。

次に留山期に必要とされた戸室石は、藩主菩提寺などから要請されたものが多く、石垣用材と異なる特別仕様の石材であったため中山の貯石で対応できず、個別に城下町の石屋（町石工）に委託されたことも上記の一件からわかる。庭園や作事に関係する石材の調達には藩所属の穴生や扶持人石切は関わらず、町石工や城下町の石屋に委託されるようになっていた。町方の石屋・石工が藩の細工石御用に寛文期から深く関わっていたことは明白であろう。

また、もともと産出量の少ない戸室青石は、元禄7年頃に境に戸室本山で枯渇状態にあったようであり、戸室山続きの若松村領の芝山に散在する青石が採石対象となったこともわかる。この若松村持山にある丁場が「伯耆殿丁場」と呼ばれていたことも興味深い。かつて、家臣団が普請役を務めたとき有力家臣がそれぞれ石丁場を開いた可能性を窺わせるからだ⁹⁷。

この紛議での若松村の主張は、留山管理を円滑に行うには至極もつともな言い分であり、藩御用の採石なら、御用を言いつけた藩の担当役所から何らかの通知があって然るべきであるが、そのような公式通知がなくても、請負業者が採石できたという石屋三右衛門の主張から判断すると、伯耆殿丁場のあった若松村は、本来の留山の範囲に入っていない区域なのかもしれない。だから、普請会所は請負業者に任せていたのかもしれない。しかし、村方の言い分は、戸室本山の留山そのものでなくても、戸室本山並の管理を求めたものであった。そのほうが、採石人による山林・山崩荒らしを防げると考え、厳しい御縮方を期待した。

この一件記録を通して戸室石切丁場の休眠期の採石実態の一端がうかがえた。この期間は、藩による直営の採石はほとんどなく、中山からの貯石搬送しか藩は行わず、石垣以外の石材は民間石工や町方石屋に入札等で御用委託し対応したので、この時期に民間石工が戸室石の採石の技術を着実に身に付け、藩所属の石切はその技術を衰退させたことが予想できる。

延宝年間以後の御留山の期間、戸室の御縮方の範囲ではたとえ層石であっても戸室石の持出しは禁止され、清水村と戸室別所村は戸室山城の入り口の村なので、石材管理についてとくに厳重な監視が要請され、不正な石材の出入りをみつけたらすぐに普請会所に届け出ることになっていた（『戸室山初年号留帳』）。また、御留山を管理するため規制をかける山城について、寛文年中に山奉行は絵図を作成しているが、現存しないので、その範囲が具体的にどの位置なのかは不明である。その面積についても八町四方としているが（『戸室山初年号留帳』250頁）、これもどの程度正確なのか分からず、後藤彦三郎自身その範囲の横幅について疑問をはさんでいる。

第3節 宝暦大火後の石切再開と石引道整備

宝暦9年の城下町大火で金沢城の大半が類焼したことは周知の通りである。この宝暦大火のあと、焼失した城内建物と石垣等の再建や修理が行われるなか、戸室山での採石再開が、単なる検討の段階から現実的問題として浮上する。というのは、戸室山での石切再開は大火前の宝暦5年に、普請奉行から金沢城代に要請され一応の了解は取れていたからである。宝暦大火前に採石を再開するという方針は了承されていたが、大火前後から深刻化した藩財政窮乏のため、すぐさま戸室本山で石切再開というわけにいかず、当面は中山村に蓄えてあった石材を活用することとなり、宝暦大火直後の石垣修理は、中山の貯石をもって対応する応急処置が優先された。

藩財政の窮乏は大火後、深刻になっていくばかりで、城と城下町の再建は慢性的財政赤字に苦しむ藩に重くのしかかった。そのため城内焼失建物の再建はスムーズに進まず、まずは二の丸御殿の御居間廻り、奥向き、橋爪門、という枢要部分が優先され、一段落ついてから三の丸の河北門、石川門、二の丸の外郭を防御する五十間長屋や菱槽・橋爪槽という具合に、10年以上の時日をかけ小分けに

段階的に再建事業を進めた。したがって、城再建の体制も、その段階ごと個別に「造営主附」を決め漸進的に実施した³⁸。

このように当時の財政難と漸進的な再建体制に影響され、戸室山での石材切出再開は大幅に遅れた。必要経費の見積もりなどは宝暦大火直後から何度か行っていたが、永年採石や石引を実施していなかったため石引道の確保に支障が出るなど想定外の問題も起きたためである。こうした様々な問題をクリアし、戸室山で採石（石切）が始まったのは安永5年のことであった。延宝元年から数えて103年ぶりの石切再開であった。また戸室山で採石した石材の城内搬送が実現したのは、やや遅れ安永8年のことであった。

寛文末年までに蓄えた中山村の貯石を搬送し城内の石垣修理に利用するのは、宝暦年間まで行われており、安永元年の辰巳槽下の高石垣修理までは、この貯石や城内に置いてあった予備の巨石や古石などで対応した。寛文期の貯石は宝暦～明和期の石垣修理においても役立ったのである。しかも、中山から城内に貯石を運び出すに当たり、手子足軽の関口喜大夫という者らが考案した地車が採用され、従来の石釣による運搬と比べきわめて効率的であったと評判がよかった。地車の最初の使用は宝暦12年のこととされ、これ以後多くの貯石が地車で効率的に城内まで運ばれた。また安永8年からは戸室～中山間の搬送も再開された。

以下では、安永5年の戸室本山での石切再開に至るプロセス、次いで安永8年の戸室本山と中山を結ぶ石引道整備の経緯などを具体的に跡付けたあと、宝暦12年に採用された地車がどのような意味で便利な道具であったのか、地車による石材引出も危険を伴う業務であったことなどにもふれたい。さらに再開された採石場での作業風景を2つの勤務規定を参考に瞥見し、戸室石切丁場の第3次稼働期の石切作業と石引の様相をできるだけ具体的に把握してみたい。

1. 宝暦大火後の城内石垣の修築

宝暦大火における被災箇所は、幕府提出の修理願図でみると140ヵ所にのほり〔木越2004〕、石垣の損傷だけに限っても29ヵ所（本丸石垣17ヵ所、二ノ丸6ヵ所、三ノ丸・鶴丸6ヵ所、新九尾坂門1ヵ所）あった（表11）。これらの修理を一気呵成に実施することは、当時の財政状況では難しく、緊急性の高いものから順に修理し、同時に焼失建物の再建が進められた。本丸の櫓・石垣の修理や再建は後回しにされ、まずは二ノ丸御殿と二ノ丸の正門橋爪門付近の再建と修理から取り掛かった。

宝暦11年以後、本格化した再建プロセスを、年次をおって示せば下記の通りとなる。寛文2年～宝暦9年を対象にリストアップした城内普請箇所（表8）に加え、宝暦10年以後の城内普請箇所（表12）のうち安永元年の辰巳槽下高石垣までの普請箇所は、中山村の貯石四千個を使って修理された。しかし、中山村の貯石に依存した石垣修理の体制は、安永元年の辰巳槽下高石垣修理のとき大石が払底したため限界に達し、戸室山での採石再開は待たなしの状態となる。

【宝暦10～文化5年 二ノ丸御殿を中心とする城内普請・作事の主な出来事】

宝暦10年：8月、幕府から焼失した金沢城の修復・再建普請が許可される。

橋爪門足輕番所横の切石積石垣を修理する（文禄年中以来等之旧記）。

宝暦11年：2月、二ノ丸御殿造営の手斧始め、地鎮祈禱行う。

河北門の石垣修理にとりかかる。

扶持人石切の正木甚左衛門（20俵）が穴生（30俵）に昇進。二十人石切の四部兵衛・八兵衛が扶持人石切となる。（甚左衛門は宝暦5年の巡見上使用の絵図御用や宝暦9年焼失後の絵図御用で巧者ぶりを発揮した宝暦～安永期の代表的穴生）

宝暦12年：4月、二ノ丸御殿再建の棟上式を挙行。石川門の石垣修理はじまる。地車による石引始まる。

宝暦13年：4月、藩主重教、竣工した二ノ丸御殿御居間に移る。6月、二ノ丸五十間長屋石垣の修築はじまる（銀始式の刻印石）。10月、二ノ丸御殿再建にかかわった造営担当者に褒美下す。普請経費の半減と定銀普請の方針を示される。

- 明和2年：正月、石川門台の石垣修築が行われる。9月、坂下門の再建普請なる。
- 明和3年：4月、本丸鉄門から戌亥櫓付近の石垣が修築される。
- 明和9年(安永元年)：2月、河北門の再建作事がはじまり、6月に竣工。
- 安永2年：6月、二の丸御殿の玄関の再建作事を行う。9月玄関の上棟式。
前年からの本丸辰巳櫓下石垣の修理なる。
- 安永3年：二ノ丸御殿玄関が落成し、藩士の勤番がはじまる。
- 安永5年：戸室本山での石切が再開される。
- 安永7年：石引道付替に伴う村方との調整すすむ。
- 安永8年：戸室山と中山村の間の石引道付け替え工事が竣工し、戸室本山で採石された石材の運搬が始まる。
本丸南面石垣シノギ隅の修理工事が本格的に実施される。
- 安永9年：本丸南面石垣シノギ隅の修理なる。2月、新丸の作事所が焼失する。
- 天明元年：二ノ丸御殿御広式の再建に着手。11月、御広式の再建なり関係者喪美。
- 天明3年：12月、石川門の石垣、玉泉院丸の外郭石垣の修理始める。
- 天明5年：二ノ丸の菱櫓の再建を命ずる。
- 天明7年：石川門の石垣普請が竣工し櫓などの再建始める。二ノ丸菱櫓の再建なる。
- 天明8年：4月、橋爪門続櫓台の石垣普請始める。6月竣工。櫓の再建なる。石川門の再建なる。
- 寛政6年：6月、尾坂門脇石垣修復を始める。翌年竣工。
- 寛政9年：後藤彦三郎、地車夫付を作成する。
- 寛政11年：地震で城内各所(石川門下、南門台など)に被害。修補願絵図を作成し幕府に修理を願ひ出る。
5月、尾坂門の石垣普請に着手。11月、石川門外水の手門の普請を始める
- 享和元年：二ノ丸御殿御居間先の欄下石垣の普請に着手する。
- 文化元年：9月、土橋門の修理のため通行を止める。
- 文化2年：3月、石川門櫓下石垣を修理するため門内通行を止める。11月、土橋門の普請成る。
- 文化5年：正月、二ノ丸御殿が全焼する。4月、造営方役所を設置。6月、二の丸御殿再建工事を始める。

表11 宝暦10年焼損石垣一覧

絵図位置は「加賀国金沢城絵図」(石川県立歴史博物館蔵)

城内区分	焼損箇所(仮称)	絵図位置	絵図上の被災規模記載
1	本丸・東丸 三階櫓下石垣	東4	此所石垣高1間長折廻シ20間損シ
2	本丸・東丸 三階櫓東丸門脇下石垣	東7	此所石垣高1間3尺長折廻シ3間損シ
3	本丸・東丸 辰巳櫓下東面石垣	東1	此所石垣高4間長1間4尺半中候
4	本丸・東丸 辰巳櫓下南面石垣	南26	此所石垣高2尺長1間損
5	本丸・東丸 大櫓・辰巳櫓間下石垣	南24	此所平均石33間程下タ6尺四方中候
6	本丸・東丸 大櫓櫓下石垣	南15	此所石垣高3尺長2間損
7	本丸・東丸 小櫓・新丸上中櫓間下石垣	南11	此所石垣高3尺長2間損
8	本丸・東丸 新丸上部の中櫓下石垣	南7	此所石垣9尺四方中候
9	本丸・東丸 新丸上部の中櫓西続き下下石垣	南4	此所石垣南シ口上二間7間下二間9間高申10間
10	本丸・東丸 申西櫓下石垣	西28	此所石垣高2間長折廻シ12間3尺損シ
11	本丸・東丸 鉄門脇石垣	西22	此所石垣高2間長3間中候
12	本丸・東丸 戌亥櫓下石垣	西17	此石垣高2間3尺長折廻シ3間損シ
13	本丸・東丸 堀門南続石垣	西19	此石垣高2間3尺長折廻シ4間3尺損シ
14	本丸付段 三間長辰北側附段付近土堀下の石垣	北39	此所石垣高1長3間3尺損シ
15	本丸付段 新丸下口櫓下の石垣	西25	此所石垣高2間半長折廻シ8間中候
16	東丸付段 付段御門北続石垣	北21	此所石垣高2間長折廻シ6間3尺損シ
17	東丸付段 唐門北続石垣	北9	此所石垣高2間3尺長折廻シ9間3尺損シ
18	鶴の丸 南門付近石垣	東20	此所石垣石川間中候、長2間1尺5寸幅2間高申9尺5寸
19	鶴の丸 南門付段石垣	北7	此石垣高1間3尺長折廻シ5間損シ
20	二の丸 橋爪ニの門脇石垣	北27	此所石垣高1間3尺長折廻シ4間損シ
21	二の丸 切手門東石垣	北46	此所石垣高1間長折廻シ10間損シ
22	二の丸 切手門西石垣	北48	此所石垣高1間長折廻シ3間損シ
23	二の丸 数寄屋丸唐門下石垣	西11	此所石垣高5間之内中程8尺四方中候
24	二の丸 松坂門下石垣	南3	此所石垣高2間3尺長折廻シ15間損シ
25	三の丸 石川門渡櫓下石垣	東24	此所石垣高2間長折廻シ12間損シ
26	三の丸 石川門長屋下石垣	東28	此所石垣高2間長折廻シ8間3尺損シ
27	三の丸 河北門ニの門北続石垣	北1	此所石垣高2間長折廻シ9間損シ
28	三の丸 河北門橋形土堀下石垣	北14	此所石垣高2間長2間半中候
29	新丸 尾坂門併石垣	北19	此石垣高2間4尺長5間4尺半中候

★本稿2004の表3を加えた。

表12 宝暦～文政期の石垣修理箇所一覧

	年次	修築箇所・修理内容	出典・備考
1	宝暦10～11年	河北門櫓・門台	「泰雲公御年譜」「文禄年中以来等之旧記」
2	宝暦12年	石川門の(石垣)普請始まる	「泰雲公御年譜」「文禄年中以来等之旧記」
3	宝暦13年	五十間長屋下石垣(平成に解体修理)	銀始石、「文禄年中以来等之旧記」
4	明和2年	石川門台石垣修理	「政隣記」「文禄年中以来等之旧記」「泰雲公御年譜」
5	明和3年	本丸鉄門台、戌亥櫓西面	「政隣記」「文禄年中以来等之旧記」
6	安永1～2年	河北門櫓門台、本丸辰巳櫓下	「太梁公日記」「高石垣等之事」
7	安永3・4年	玉泉院丸北西櫓(泉多門続櫓)	「高石垣等之事」
8	安永7～9年	本丸南面シノギ角	「河北郡戸室山開之事等留帳」
9	天明3年	石川門下、いもり堀露地役所下(小公園の上)	「文禄年中以来等之旧記」
10	天明8年	橋爪門続櫓台の石垣修築	「政隣記」「文禄年中以来等之旧記」
11	寛政6・7・12年	尾板門脇石垣	「政隣記」
12	寛政12年	石川門続水の手門付近石垣修築	「政隣記」
13	享和元年	二ノ丸御居間先の櫓下(色紙短冊左上)、石川門続櫓下	「政隣記」
14	享和3年	松原屋敷、七十間長屋付近石垣修築	「政隣記」
15	文化1・2年	土橋門東側、石川門棋形門台	「政隣記」「御触留」
16	文化3・4年	三ノ丸四十間長屋下、石川櫓下蓮池堀際	「後藤彦三郎由緒書」
17	文化5・6年	橋爪門続櫓台・棋形門・橋爪一の門脇(色紙短冊付近)	「御造営方日誌記」
18	文化7年	玉泉院丸北西櫓	「後藤彦三郎由緒書」
19	文化10～12年	本丸南面シノギ角	「高石垣等之事」「後藤彦三郎由緒書」

2. 安永5年の石切再開

宝暦大火後、文化5年の二ノ丸火災にいたる約50年の城内での普請・作事の変遷は前項に示した通りだが、戸室本山での採石再開や石引道整備に関する出来事は太字で示した。このうち、安永5年の採石再開に至った経緯を中心に、「戸室山初年号等留帳」「河北郡戸室山開之事等留帳」「文禄年中以来等之旧記」などに収録された古文書・記録・旧聞の内容を紹介しつつ、その背景を検証してみたい。

まず宝暦5年10月と12月に普請奉行から城代村井長世に提出した詮議願の内容に注目したい。戸室山での採石再開が初めて検討されたのは宝暦5年であった。宝暦大火前に戸室での採石再開が課題として認識されたことを示す史料として重視したい。しかし、これを戸室再開と解するのは誤解である【北島1995】。

10月16日付の普請奉行願書によれば(史料選19)、城中石垣普請に備え戸室山での石切再開を城代に願ひ出たところ、他の年寄衆や藩主に上申され稟議の結果了承されたようである。ところが12月、急ぎの普請には戸室山で採石しては間に合わないという理由をあげ、来春までは中山村の貯石を使いたいと中山村の貯石の搬送許可を求めた(史料選20)。10月の願書に示した方針の変更とも受け取れる内容だが、おそらくこの申請は了解され、普請奉行から搬送御石の入用高が記載された帳面が城代に提出され、この帳面に従って中山村からの石材輸送が宝暦6年以後進展したものと推定される。この2つの普請奉行願書に関して、後藤彦三郎は、石材が中山村に貯石されていたことを普請奉行は失念していたと指摘する。この頃対処していた石垣修理は中山の貯石で対処できることにあとで気付き、もっともらしい理由を付けて願書を出し直したとみて、普請奉行にこのような願書を書かせたと朱書で付記する。しかし、普請奉行や穴生は、本当に中山の貯石のことを失念し宝暦5年に戸室での採石再開を提案したのだろうか。というのは、先に掲げた寛文～宝暦期の石垣修理箇所一覧(表8)を

見ると、宝暦2～7年に城内各所で石垣修理がなされており、これに必要な石材は中山の貯石をもって行つたとみられるので、よもや担当の穴生や普請奉行がそれを失念するはずがなからう。彦三郎の理解はあまりに穿ちすぎた理解であろう。

城内石垣の修理用石材(足し石)の確保について普請会所が、このような提案や検討を宝暦5年にあえて行つたのには、それ相当の理由があったと見るべきであろう。宝暦5年は幕府巡検上使が領内を隈なく見分してあり、5月に金沢城内をとくり見分した。この城内見分に先立ち、普請会所では城内の石垣や建物の現況報告をまとめ、城内絵図を全体図や部分図など多数調べ、幕府上使に呈上している。宝暦期の藩穴生たちは、城内の石垣修理に対処したほか、巡見上使のために現況把握と絵図面作りに参画し、城内の石垣・建物の現況をあらためて詳細に観察したはずである。その際、修理すべき箇所をいくつも発見し、修繕用足し石について中山村の貯石で間に合うのか疑問が生じ、戸室山で相応の石を採石する必要があると感じたことが要因になったのでないか。しかし、戸室での石切再開には様々な準備や経費がかかり、短時間で実現できる話ではなかった。そこで急ぎき当面は中山村の貯石で対処すると方針変更したのであろう。

宝暦6年に二十人石切(藩直属小者)の休日日数を確認しているが⁶⁹、二十人石切の業務が多忙化し始めたことと関係する動きかもしれない。だが宝暦9年の大火まで、どの程度、中山村の貯石が城内に運ばれたのかは、目下史料がなく明確ではない。

宝暦大火後、宝暦10年に幕府から城内石垣の修理と建物再建の許可がおりると、再建・修理事業は本格化した。最初に着手したのは二ノ丸御殿の御居間廻りの再建であった。そのあと、二ノ丸の正門である橋爪門の石垣修理や作事、三ノ丸の大手河北門の石垣修理などが引き続き着手された。宝暦13年に御殿の御居間廻りが竣工すると、同年6月、五十間長屋の石垣の解体修理がなされた。このような中で、宝暦12年から地車が初めて石材搬送に使用され高い評価を得たことは注目される。「文禄年中以来等之旧記」によれば、地車は御手木小頭の関口喜大夫等4人が工夫して成ったもので、穴生役に昇進したばかりの正木甚左衛門は地車製作の報告を得て、これは便利なものだとして判断し、実際に運用できるよう普請奉行などに積極的に働きかけ実用化されたものであった(史料選21)。

宝暦13年6月にはじまった五十間長屋石垣工事で、地車で中山村から運ばれた石材が初めて使用された可能性がたかい。現存する五十間長屋の石垣の上部はこの時改修された石垣なので、そこに中山村から地車で運ばれた石材が混じっていることは確実である。

ところが二ノ丸御殿の御居間廻りが竣工した時点で、藩は経費半減令を下付した。五十間長屋下の石垣修復の普請に取りかかっている最中に出されたから、修理工事に財政的ゆとりがなく万事節約ムードのなかで再建事業は遅れがちとなった。経費半減令が出たので、普請会所は、まず工事人足の縮減に取り組んだ。来年より城内普請場、中山村丁場ともに、1日140人の人足とし、毎年の普請銀の上限は年間40貫目とする定銀制度を検討するよう普請奉行は城代に献策したが(史料選22・23)、その結果は不明である。五十間長屋の石垣修築はこのように財政緊縮のあおりをうけ十分な経費と人員を保障されなくなった。

このように宝暦大火後の城再建と石垣修築普請は前途多難のなかで進められたが、戸室山の再稼働や石引道修繕も同様の環境にあった。年不詳ながら、宝暦12年～明和3年頃と推定される普請奉行から城代宛書状には、①戸室山本山丁場の再開に向け、石引道を整備する主付として穴生の正木甚左衛門を任命し、扶持人石切の宮川八兵衛、二十人石切の甚之丞らを担当者に取り立て現地に downward させ、道作りの人足数や入用銀高の見回りをさせた。②それゆえ、何時でも申し付ければ石引道の造成整備は可能だが、財政難の折なのでよく詮議すればよい。手慣れば迅速に対処できるのであせらず対処したい。③戸室山での角石等の切立ては、まず小人数で二十人石切に切らせるのがよい。大人数ではかえって不益である。1つの丁場が片付いたら次の丁場に移り、段々人数を増やせばよい。

道具類もそれに応じて用意すればよい。③石切衆は1ヵ月交替で戸室山に止宿させ、道作りが始まれば泊り小屋を設営する、というように、戸室山での採石再開に備え、穴生の正木を中心に準備を進めていたことがわかる(史料選24)。しかし、財政難のため、再開の決断は下されず、中山からの貯用石供給に依存して明和年間の石垣修理はなされた。普請奉行は経費の見通しさえたてば、いつでも実施に入れると城代に上申し、戸室山再開を暗に迫ったが、安永5年まで実現されなかった。

安永元年～2年に本丸南東角の辰巳槽下の高石垣の修理がなされた。宝曆大火で損傷した箇所だが、長く放置されついに放置できなくなり、痛んだ大角石などの取り替えを行い深刻な孕みを直したらしい。しかし、この辰巳槽下の石垣修理で、さすがに中山村の貯用石を使い切り、戸室山での採石は待ったなしの状態になった。安永2年頃と推定されるが、普請奉行(藤田・浅加)は城代に次のような書状を上申し、戸室山での石切再開をせまった(史料選25)。

「往古より中山村に中出しされた大角石や平石を年々、地車によって城内に引き寄せ御用に立ててきた。しかし、角石については中山の貯用石は払底した。修理中の「辰巳御槽台御石垣角之手之分」は石が過分に折れているので古い角石をずいぶん削り直し、また高石垣下にある「御貯用石」の中から大きな角石を選び修理に充当した。このように中山の貯用石は、このたびの普請で使い切ったので、先だって御せ渡しのあった辰巳御槽シノギ角の平孕み箇所を積み直し御用を果たすには角石の用意ができない。この普請箇所は両角に折れ石が多くあるので(角手の角石の破損が原因で平積みの方まで影響し孕む)、戸室山の御石引出を穴生たちは、これまで何度も検討してきた。明和元年11月には、中山から戸室山迄の石引道修繕の入用銀を見図り、普請奉行から城代に上申もしている。道具代等の経費見積は銀22貫目余りである。なほ道修繕ができれば地車で運ぶこととなるので、以前のように5間幅は不要である。およそ3間幅で距離にして2640間余を修繕すればよい。従来より2間狭いので経費節約になり町・村の者どもに入札させれば相当の節約となる。ただし往古の通り5間の道幅を明示する印石を伏せ置くことが後々のためにもよい。また戸室山丁場の再開と角石切り立てはすぐに実現しにくいことなので、永年風雨にさらされて放置された出し残しの角石が10石ほどあるので、まずはそうした石材を地車で引き寄せ使いたい。新たに山から掘り出した石は「和」なので、まずは年々切り出した石は地上に貯めておき追々石垣御用に使用していけばよい。以上につき早速、戸室山での石切出を命じてほしい。命令が出しだい工事着手の用意をします。」

上記のような上申書が出たことで、戸室山再開が現実味を帯びてきた。まず切り出された石材を中山まで搬送するため従来の石引道を修繕する必要があり、その経費の見積もりがなされ、町方・郡方の日用頭に業務を委託する入札事務が進展した。安永2年には入札準備ができたこともあり、田上村・中山村などへ道具調奉行や穴生・扶持人石切がしばしば下向するので宿を提供するよう要請した(史料選26)。しかし、今回も残念ながら経費節減のため道作り事業は先送りされ、安永5年以後に延期された。むしろ山での石切作業の再開を急ぐことにした模様である。

安永4年2月22日、またしても経費削減令のため普請場の「定銀」規模が縮小されたので、普請会所も応戦した。結局城内の石垣普請は2～3年延期することとし、減額された普請銀30貫匁で、戸室山での石切の実実施と決め(史料選27)、ようやく安永5年の3月には戸室山での石切作業が始まった(史料選29・30)。採石が再開されればかりの安永5年4月20日、普請奉行(3人)から城代に上申した書状(史料選29)に次の記述があり、再開後も様々な問題が生じていたことがわかる。

戸室山から石引出の用意をしていたが、突如重教様が越中御鷹野に出ると決まったゆえ役小者不足となり戸室での石切作業を一時見合わせる。再開については重ねて指示する。現在配当した役小者56人のうち30人は割場に返し、残り26人でまずは中山筋の道修繕に少しでも取りかかり、残りの役小者を充当できるようになった。石の引出にかかり、「蓮池車橋下水留土居石垣」の去年から積残しの不足石を積み立てたい。

後藤彦三郎は、この書状の解説のなかで、石切丁場が留山になったあと田嶋村が、同村領の丁場での柴・杓木の刈取や留山への不法侵入を監視する役目を請け負い、山役銀133匁を算用場に納付してきた。しかし安永5年から石切丁場が再開となったので、この御用が済むまで柴・杓木の刈取が停止された。それゆえ山役銀の上納も停止し、石割御用に伴う柴・そだ刈のみ特例で認める違書を算

用場から十村・村宛に下付するよう城代が指示した紙面があったと述べる。また次節で紹介する安永6～8年の普請奉行書状のいくつかも、安永5年に戸室山で石切作業が再開されたと述べる。しかし並行して進めるべき戸室山からの石引作業のほうは、上記のごとく早くに頓挫し、石引道の付け替え問題もあり、さらに時間がかかり安永8年まで遅れてしまった。その経緯は次節でみていきたい。

3. 戸室・中山間の石引道再興（安永6～8年）

安永8年の石引道付け替えの経緯を示す古文書が10点以上、「河北郡戸室山開之事等留帳」に掲載されている。これらの書状の内容を表示したのが次に掲げた表13であるが、その多くは文献史料編にも掲載する。これらによれば、財政の逼迫は相当に深刻であり、経費削減をいろいろ工夫し安永6年から本丸南面シノギ角の改修工事が実施されたことが具体的によくわかる。とくに戸室山での石材切出は始まったが、搬送の体制ができないから、中山付近で採石したと思われる98石を古材と混ぜて、シノギ角普請の根石に据えようとしていた点などは注目される（史料選34）。戸室山での採石・搬送という体制がなかなか再建されない状況で苦心したことが窺える。

採石は安永5年から順調に進んだようにみえるが、中山村から清水村・田嶋村を結ぶ石引道が難所となっており石引道の付け替えが、安永7・8年において大きな課題になっていた。新道建設で戸室新保村・南原村地内の田畑3カ所合わせて1600歩（高8石分）と山地3カ所合わせて2140歩（428間×5間：山役銀45匁分）が失われる予定であったから、村方も執拗に代償を求め算用場と普請会所が何度も折衝を重ねた。ようやく村方の了解を取り付け、新道の付け替え工事が始まったのは安永8年であった。新道建設は工事が始まると案外早く終わり、安永8年秋には、戸室山、田嶋村地内の殿様丁場付近からの石引が、ようやく再開された（史料選35～46）。

表13に掲げた事項で注意しておきたい点は、南原・戸室新保地内での付け替え新道は、「大田切新道」と呼ばれる箇所であり、その工事は入札で金沢の大工金浦屋八兵衛が請け負い、安永8年正月20日から工事に着手し同年6月頃、石引に使える状態になったことである。なお彦三郎は朱書で、金浦屋は正本甚左衛門ととくに昵懇の者であり御縮方に問題があると懸念を表明する。また「安永年中は丁場の見廻りがゆるがせであったせいか、石切は自分勝手に振る舞う。天明年間から彦三郎がきちんと現場に出役するようになってから、御用の内容を詳しく点検したので人気は改善され、悪き者は交替させた。しかれども丁場の監督はゆるがせにはいけない。扶持人石切・二十人石切は下知をうけて精勤する存在だから、石切巧者が適切に指示していくことが肝要である。しかし、そのような巧者は生きながらに登場するわけではないので、穴生はそのような人材を育てるようにすべきである。下役人の巧者は減っており心配である」（「戸室山初年号等留帳」247頁）と、安永年間の石垣普請に関わる職人たちの質低下を憂いている。

さて安永8年2月24日の算用場宛の普請奉行達書によれば、村方と普請会所の間に少なからぬ軋轢が生じたことがわかり注意しておきたい。いよいよ大田切新道が整備され、戸室山からの石引が始まると、下り坂で地車の暴走がおき通行人が大けがをするかもしれないので、関係の村々に注意を呼びかけた書状（史料選40）のなかで、上田上村付近の石引道はとくに狭くなっているのは、百姓たちが石引道を削って田畑にしたためとみて十村に見分するよう要請したことが、その原因である。これと同じ指摘は、寛文2年に城石垣普請の惣奉行であった小幡宮内が行ったことがある（史料選9）。本来5間幅なければならない石引道は江戸後期に5間未満となり、城下町では4間1尺5分に狭められたが、上田上村付近では長さ3間の石釣横棒も満足に使用できない道幅（4間以下）になっていたようである。この見分の要請にたいし、改作奉行や十村のほうから村方では石引道を削り田畑にしたことはない、浅野川添いの石引道が川の氾濫などで狭くなったように、自然に狭くなったものであると主張し譲らなかった（史料選41・43）。このように寛永以前には確保されていた5間幅の石引道をもとに

179	9月 (安永7-8年)	金森格之助	本多安房守(執行) 村井久兵衛(長男)	安永年より、戸室山十郎でシノ石角石扇用の本郷石を段々切山奉行した。この御用のため山奉行2人づつ認め、扶持人石扇2人づつ、二十人石切の御用の様子によって7-10人程度が出山した。5日に交換した。また夜小者の手を入。山御奉行から駕代に申し上った。	*17
179	2月14日 (安永8年)	金森格之助	御算出地御奉行中継	合衆、地帯御用の御用石を引出し出す。戸室山から小立野出陣までの道の程について、普請奉行から野井(十村、村井氏)に通告すべく意見交換を通知した。①道程が狭過ぎ、次第、大石を引出すので山出下り果ては地帯御奉行申し上り、引出しは御用石に注意せず、牛馬の引出しは遠慮し、古草藪などを得て割け出し御用の支障となるので重く申し渡す。②石引出しは5回程度は石谷からの定中であるが、上田上村では距離短く掘し取っているので幾許十村、道幅の見分を止ませよ。③上田切野道が次第に出来た事。(朱書で、新道の砂地部分が大川で破損したが、草平石五番門が不巧劣の支本左衛門の支障をカバーしたこと。安永の穴生には支障がなかったが、扶持人石切や二十人石谷人には有能なものがあった。文化の頃とは違うと正木批評を疑問)	*23
179	実2月 (安永8年)	御所村長左衛門跡組 南森下村金七	御改作御奉行所	前書2月14日書を受け、村方への通知したこと、石引道を休めた事実はないと十村は反論し、川べりで川割を起こしたことを指摘した。	*24
179	2月22日 (安永8年)	斉藤金兵衛 小泉四郎兵衛 (改作奉行)	小泉平右衛門 (算出場所奉行)	2月14日命を受けた十村の返答と反論をもとに、改作奉行から算出場所奉行に、石引道を十村らが見分けた結果、村方が休めたことはないと言明奉行に通告したと知らせる。	*25
179	3月12日 (安永8年)	浅加単人(普請奉行)	前田兵部 小泉平右衛門 (算出場所奉行)	戸室山からの十石引出しにつき、次第、普請奉行からの報告を返したが、十村の改作奉行からの返程について納得できない。道幅御算出から林から抜かれてはは十石引出し御用石を折角出るので、道幅に5間幅の御用石を建てさせたい。道幅の排水路もまだ橋を架かておいては御用の邪魔となる。再度道幅の見分を行うので十村など御奉行役人に通知された。立合の日時は後日知らせる。	*26
179	実3月 (安永8年)	御所村長左衛門跡組 御算出地御奉行	御改作御奉行所	普請奉行からの道幅御算出の経緯はわかかった。本米5間幅であるべき所、上田上頭に限りに狭くなくなった件については再度申し出ないよう申し付けしておいた。村方にて再び調べたところ、村から求めて休めたわけがなく、川のため閉められた所もあり、自然と狭くなったもので、意図的にやったものではない。しかし、道幅の件は古来の定めなので、これを正すことに承諾は致しません。	*27
179	3月22日 (安永8年)	御用番淺藤水右衛門、 小泉四郎兵衛 (改作奉行)	御算出地	先ほどの普請奉行からの要請に十村ともからの返答が弱かったので案内する。石引出に不都合があるなら、あれこれ申し出ないよう申し付けられている。再度の意見分に御算出所から役人を派遣することは伝達したので、日限を準備しに知らせしてほしい。	*28
179	4月2日 (安永8年)	御算出地	御算出地	上田上村側の石引道が狭くなった件につき、再度協議にかけると通告し、改作奉行とさらによく協議の結果、別紙2点を差し出しますので、通知します。	*29
179	6月23日 (安永8年)	岡田八兵衛(普請奉行)中	御算出地	5月26日(本丸御前)シノ石角石扇石を戸室山から運送するよう御書渡しがあった。中山からは平石を運ぶ。いよいよ6月4日から中山からの石引開始までの、御石先立足軽2人の御書渡しを請求した。	*30
179	6月23日 (安永8年)	奥源右衛門、後藤田助、 正木甚左衛門(穴生)	岡田八兵衛 金森格之助、 浅加単人(普請奉行)	本丸シノギ角用の石角運搬につき、関係役人の人数を上申し、御門方通行に支障なきよう手続きを依頼した。	*31
179	7月22日 (安永8年)	穴生5人	浅藤水右衛門、 金森格之助、 浅加単人 (普請奉行)	安永年頃から戸室山十郎は合衆に依頼され安永8年春春から、本丸シノギ角の石角引出を申し渡したことが、人足と御子に支障なく見合わせられたとの御通しである。その通りとして御奉行に申し渡して御用石を引出し出しているが、御算出に日中御用立時間に間に合いません御通しになる。できれば本丸シノギ角石を止めておいてはせたい。そのほか石角の角の御用立時の石割りに都合よく入らぬように御通しを祈る。穴生は午前中までに運ばなければならぬ。好意も少なく都合がいい。人足数が増えるかもしれないが、御不慮なきよう御書付け合わせ、御礼させていただきます。	*32

注1. 奥源右衛門の御用は「両道御算出地御奉行所」の御算出。穴生は「浅藤右衛門」御算出の御用である。浅藤右衛門御算出のものに御用御書を記した。

注2. この部分は、それぞれの史料的性質を要したものであり、御用で御用について史料根拠を明記したものではない。

戻すことは容易ではなく、地車による搬送が普及した明和・安永以後は、5間幅の目印を付けることにつとめ、実際の道幅は3間程度確保できればよしとせざるを得なかった。

5間幅の石引道を造営し、金沢城の御用石を搬送する格別の道路という特権を主張できたのは寛文期までであった。100年近く戸室山の稼働が中絶したあたりでは、石引道の道幅復旧は極めて困難な状況にあった。

さて、安永5年以後の石引道再建と戸室山本での採石再開の経緯を通して、本丸南面のシノギ角の石垣修理工事のプロセスが具体的にわかった点も特筆できる。この高石垣で使用する角石・角脇石の大型石材がないことが、戸室での採石再開の直接のきっかけであったからである。安永6年に当該修理箇所天端切石88坪はじめ、石材の取り外し作業が行われ、安永7年には修理箇所の石材除去を終え、根石設置を行ったとみられる。根石には安永6年中に中山から搬送した新石材98石と旧材の中から選んだ古石を利用した。戸室山からはまだ石材が届かなかったからである。安永8年には角石の大型石を積み上げるべく、戸室山から石材が来るのを待っていたが、5月26日ようやくその指令が出た。しかし平石は中山から搬送され、6月4日より搬送が始まった。積み上げる石材搬送に思わぬ時間を取られ、積み上げ工事は安永8年中には完成せず安永9年に持ち越された(史料選45～47)。

安永9年2月3日付の普請奉行(浅加単人)の城代宛達書(本多・村井あて)には「本丸シノギ角での石垣普請は、2月18日からとりかかるので報告する。御用係りの者が去年(安永8年)の通り普請の間、本丸に出入りするの穴生から断りがあり次第支障なく出入りできるよう本丸番所に仰せ渡されたい」とあるので、2月後半から石材の積み上げが始まり、安永9年10月には完成したようである(史料選47)。このシノギ角の石垣普請が完成する見通しがたった同年4月4日、普請奉行の浅香・金森が普請奉行を辞めている。この工事は役人たちにとっても節目であったようである。

安永9年5月付で当時の穴生5人から日用頭2人あてに、石引についての注意事項が通達された(史料選47)。**①木やり人は3人とする、②出役した日用の人高帳面は山方に持参する、③綱引き人が混乱しないよう木やり人は地車の脇にいて羽留手木之者の指図をうける、④大手木の使い方、⑤坂道での地車使用は油断なく、といった内容だが、役小者と日用人足の混成による石引作業が安永9年も引き続きなされていた。この通達の朱書で、彦三郎は正木の仕事ぶりを非難し、正木の不調法により人足たちは激務を強いられ不興をかった、正木は大法知らざる指導者だと批判しているが、こうした彦三郎の評価には独断や偏見が含まれるのでそのまま鵜呑みにはできない。**

4. 地車の登場とその効用

地車が宝暦12年に登場したことで、石引風景は一変した。「戸室山初年号等留帳」には地車を利用するさいの人数配置、配置された者の役割などが図解をまじえ詳述される。これらを通して、地車を使って坂道を下る石引作業がいかに危険か知ることができる。険しい山道では谷底に転落することも起きたようで、そのため慎重に周到な人数配置と役割分担を行ったことがわかる。それゆえ地車利用にあたって、適切な夫付が必要であり、それにもとづき役割分担を明確に自覚させないと死亡事故が起きると、後藤彦三郎は再三警告を発している。地車は便利な道具である。しかし、使い方を誤れば役小者に怪我人や死者が出るので、穴生や扶持人石切は周到に準備し、よく心構えをして石引にあたるべきであると主張する(「戸室山初年号等留帳」237・8頁)。

彦三郎は「地車起本」という記録のなかで(「文禄年中以来等之旧記」199頁以下)、地車を藩として採用するに至った経緯や採用当初の地車の運用実態を紹介したあと、地車は便利な道具であるが、使い方に習熟し人数配置を適切に行う必要があると考え、地車による搬送人足数の夫付を作成したことを披露するが、これを万治3年の夫付のような「定夫付」とすることには反対し、あくまでも現場

で作業人数を判断するときの基準とし、臨機応変に変更することができる柔軟な規定として利用されることを望んだ。地車は使い方次第で利益にも不利益にもなる面があり、使用する者全員が心を一つにしないと不利益をもたらすと考えていたからだ。

「地車と申すものは弁利至極の道具に候へども、第一いづれも一和」と述べ、作業員一統が一和できない時は全員を集め「御益・不益は悉皆私どもの一心にこれあり」と心得よ、私儀（我が俵）は抑えて、他者も私同様懸命に努力していると思ひ合つて仕事にあたと述べ、彦三郎は穴生たるもの、この点を厳しく論ずべきだと主張する（史料選 21）。これが地車に対する彦三郎の根本認識であり、地車を単に便利な道具と考え導入に踏み切った正木甚左衛門と大きく異なる所である。彦三郎が、なぜこのような認識にいたったか理解するため、地車導入時の事情と寛政9年の地車夫付の作成経緯を簡潔に紹介しておきたい（「文禄年中以来等之旧記」204頁以下）。

そもそも地車なるものは、他国はいざしらず前田氏領国になかったものだが、宝暦年中、手木足軽小頭の関口喜大夫・鈴木伴大夫・牧門左衛門・市川作大夫らが寄り合い工夫し設計したものである。石釣り労力を大幅に軽減し、道幅10尺（2間未満）でも石材を運べる道具を求めめるなかで案出したものであり、人足に老若あい混じっていても、手木足軽の指示通り工夫して巧みに綱手を操れば思うままに運ぶことができ誠に便利な道具である。

宝暦11年、当時穴生であった正木甚左衛門は、この地車の発案を知ると同時に、便利さと効率のよさに着目し、普請奉行に早速実用化を訴えた。巧者なる甚左衛門の計らいで〇分の一の木図を仕立て、石引道が狭くなっている現状に鑑みると地車を採用すれば石材搬送は極めて便利になると金沢城代に長所を喧伝した結果、地車導入が決まった。その頃、宝暦大火後の石垣修理が急務となり、石釣を担う役小者が不足し日用を多数投入し経費が高み困っていた折だったので城代もすぐ了解した。

地車の発案は時宜を得ており、宝暦12年4月から早速、中山からの石材搬送に利用された。当初は手木足軽20人が毎日出勤し、慎重に杭木に綱をかけ歯止木でスピードを抑制し、上手に操れば便利な新道具であると評価された。手木足軽は地車の製作にも従事し、宝暦13年も同様に手木足軽20人が出勤し無事搬送を終えたという。しかし、しばらくすると扶持人石切・二十人石切がその操作技術を習い覚え、手木足軽に代わって扶持人石切らが地車搬送の主役となった。歯止木あての難しい役目も役小者の中から巧者なる者ができて精励したので、手木足軽の活躍の場は奪われ、近年は石切や役小者が地車搬送の中心になっている。これを手木足軽らはいへん悔しがつたらしい（「戸室山初年号等留帳」252頁など）。

しかし、明和～安永年間の穴生として大きな役割を果たした正木甚左衛門の地車運用には、大きな問題があった。それは、便利さに任せ「夫付」を定めることもなく日用人足を酷使した点である。日用のなかにはその日の賃金を捨てて逃げ帰る者もあったという。その頃は地車に中石なら3石、平石なら5石も載せ、シノギ角で使用する大角石を日用だけに任せて搬送したといい、彦三郎からみて非道なる酷使だと非難された。甚左衛門は剛健な人物だったから炎天での石引を5つ時（午後8時）まで陣頭になつて行い、翌日は早朝、晩と同時に同所から石引を再開したといい、まことに骨身を削って御用に働んだが、五十歳余りで逝去した。しかし、日用や役小者にとっては重労働となり、労働意欲をそぎ、決して効果的でなかったと彦三郎はみる。御縮方にとつても不都合な酷使であり、これを改善するには、根本となる夫付が必要だと考え天明7年から寛政9年まで10年がかりで、石引御用主付のごとく出勤し、役小者が戸室山から中山まで引き出す労力はどの程度に見込むのが妥当か、安全に搬送するときの最適人数はどれほどか、実験的に様々な人数で試してみた（史料選 21）。

最適条件での搬送という視点を入れたのは、彦三郎独自のもので、ある意味でとても近代的な感覚にみえる。しかし、彼はあくまでも役小者のやる気を喚起するには、ある程度の安全性を確保することが必要と考え、それは御仁政の一環をなす石垣普請にもあてはまると考えたのである。その結果、チー

ムワーク（作業員が心をつにすること）が効率的な地車搬送に不可欠と考え、その立場から人数の加減を種々行い、役小者の反応や搬送時間を付度した。その結果人数が大勢いても遅れることがあったといい、降雨や丁場位置の遠近、坂の数、日暮れ時期など様々な条件に左右され、一率にこれという最適人数は計算できない、と夫付の難しさを漏らす。計算の仕方によっては、万治3年の石釣夫付とさほど違いがないことにもなったようである。しかし、一定の基準を示さないと安全で合理的な地車運用ができないので寛政9年、いちおう23～70立方尺（才）を対象に戸室本山～中山間の夫付をまとめた。

彦三郎のように安全性や作業員のインセンティブまで勘案した夫付をすれば、そのような配慮が十分でない万治3年の石釣夫付と比べて、さほど大きな人数削減はできなかった（『文禄年中以来等之旧記』2002・3頁）。この点を万治・寛文の石釣夫付（表9）と比べることで確認しておきたい。

表14は、彦三郎の作成した寛政9年地車夫付と表9に掲げた戸室～中山間の夫付（推計データ）を比べたものである。彦三郎は23立方尺以上（70立方尺まで）の大石に限定して地車夫付を行い、23立方尺より小さい石材の夫付は作成していない。彼は「地車は大石ほど御益」と述べるので（『文禄年中以来等之旧記』202頁）、23立方尺以下ではさほどの効率の向上を数値で示せなかったであろう。戸室本山を再開した大きな理由は、20立方尺を超える大石の不足であったから戸室本山～中山間の夫付は二十三立方尺以上で作成したのであろう³⁹。

そのうえ表9に掲げた万治・寛文の石釣夫付は、石釣の限界である50立方尺までしか示されないもので、彦三郎の地車夫付と比べるといっても23尺～50立方尺のサイズで行わざるを得ない。比較結果は表14の通りで、1立方尺当たりでは0.9人～1.4人、動員人数でいえば約30人～70人の削減に止まった。つまり40立方尺の石材でいうなら、夏の石釣人足120人にたいし、夏の地車搬送は84人で済み約40人の軽減となる。約3割の削減である。これを冬夫付で比べると140人の石釣人足にたいし100人の地車人足となり、軽減された人数は40人、削減率は29%にとどまる。それでも十分効率はアップしたといえるが、数字でみると意外に削減率は小さい。23立方尺以下の石材ではさらに削減効果は小さく、悪天時や冬場であればさらなる変化がなかったのであろう。

江戸初期や前期と比べ、文化・文政期になると石引人足の腕力が低下したと彦三郎は指摘する（『文禄年中以来等之旧記』）。石引・採石といった重労働に耐える強力な人足が全体に減少し、頑丈な役小者は100年前に比べると明らかに減少し役能力は明らかに低下していたことや、寛政9年地車夫付が彦三郎流の安全確保、労働意欲喚起という条件付で作成されたことを考慮すると、万治・寛文の石釣夫付と単純に比較することは、あまり意味がないのかもしれない。地車の効率は、石引道の狭隘化、日用人足への依存、人足の労働力能の低下、日用銀の高騰、など社会的要因を勘案し総合的に考えるべきことであった。そのような視点から、彦三郎は地車の効率の良さを次のように、40立方尺の石材の搬送を例にあげながら具体的に解説している。

たとえば40立方尺の大石を戸室山から城中まで5間幅の石引道に復旧したうえで搬送するとするなら夏夫付では役小者が260人必要であるが、それ以外に道幅を広げ毎年修繕する経費や石釣道具（真棒、横指棒などの用具）費用など人件費以外の経費が意外とかかる。これにたいし地車で石材を引き

表14 地車の夫付と石釣夫付の比較（戸室奥山～中山間）

石材のサイズ（立方尺）	石釣（戸室～中山）5割		地車（戸室～中山）		最大差
	夏夫付	冬夫付	夏夫付	冬夫付	
23尺～30尺	2.6～2.8人	2.8～2.9人	1.9人	2.3人	0.9人
31尺～40尺	2.9～3.2人	3.1～3.4人	2.1人	2.5人	1.1人
41尺～50尺	3.4～3.7人	3.5～3.8人	2.3人	2.8人	1.4人
51尺～60尺			2.5人	3.0人	
61尺～70尺			2.7人	3.2人	

出すときは役小者が185人必要で、75人の削減になると指摘する²⁹。これは削減率では約3割、1立方尺あたり19人の削減だから表14の戸室山～中山間よりも大きな削減効果といえる。地車使用による削減効果は、中山までの4kmで比較するより城中までの11kmで比較すると極めて大きくなる。また大石であれば、なおその効果は大きかった。

彦三郎は地車による引出のほうが御益になると結論付けてはいるが、比較の仕方の詳細を知らないまま「地車は御益、御益と申すは不明の至に候」（史料選21）と指摘し、訳も分からずに地車が有益で効率的だと思いきものは不合理なことだという。地車なら人数削減ができるという安易な判断に疑問を投げかけた点は評価されるべき主張である。

石釣は人間の肩に掛けた真棒や横指棒に石材を吊り下げて運ぶものだから、石材の高さ（厚み）は2尺3寸以下に制限されるが、地車はそれよりも分厚い石材に対応できる点で有益であると、地車の長所を指摘した点も面白い³⁰。確かに石釣では地面すれすれの巨石は運べないから、2尺3寸の厚みを超える巨石は修羅で運んだ。地車なら修羅に載せなければならない大きな石材にも対応できた。こうした長所が「地車は御益に相違これなし」と指摘した根拠であった。ただし、人足を手足のごとく使い、縮方も厳重にしないと捗らないと釘を刺し、作業員全員の一致を図るうえで穴生のリーダーシップが重要という彦三郎の主張も看取できる。しかし、小石であれば石釣りは地車と比べさほど効率が悪いわけではなかったから、小さい石材の石釣り搬送は、地車が実用化されたあとも行われていた。

このように地車の登場で一変した石引作業の背後で、これに従事した穴生や扶持人石切、役小者らはチームワークを課題とし、互いの意志の疎通をよくし事故のない作業に心がけたことが窺えた。

5. 戸室山での石切作業

これまでの考察は、戸室山における石切作業そのものではなく、その外延的な事項に終始してきたきらいがある。つまり戸室山での稼働時期の変遷、作業員が村方に迷惑をかけないための規制、留山管理の実態、石引道の整備や地車での搬送実態、稼働再開をめぐる普請奉行の対応などを考察してきたにすぎない。戸室山でどのような採石の体制がとられたのか詳しいことがわかる史料はなかったからである。しかし、「享和二年 穴生動方帳」の後段に掲げる「戸室山御石割等御用動方」（史料選59）および、文化六年と年記を特定できた「戸室山御丁場御輪方之事」（史料選59）は、戸室山での石切工程や作業内容を窺ううえで貴重な文献史料である。いずれも石切や人足を管理する穴生が執筆した数少ない史料である。安永5年に再開された江戸後期の石切作業の様相を推測するのに有益な史料なので、この2つの戸室山勤務規定の記述をできるだけ丁寧に読み解くことで、丁場での石切作業の実態に少しでも近づきたい。

まず享和2年の「穴生動方帳」であるが、藩主が11代治脩から12代斉広に代替わりした時に作成されたもので、藩の諸役所では代替わりがあると、基本的な勤務内容を新藩主に奉呈した。普請会所でも普請奉行はじめ穴生にいたるまで、それぞれどのような職務に精励しているか条書にしたため城代や年寄衆に提出し、藩主への報告とした。「穴生動方帳」の前半は、42カ条にわたり穴生の職務を列記する。城内石垣の見分や保守などの日常業務から石垣修理普請の際の経費見積り・人数積算、道具類調達、仮小屋設置、配下の石切や役小者らの出勤管理など多様な勤務内容が書かれる。修理石垣の設計に関わる石垣の規合・矩方や縄張築様のことは穴生各家の家法や秘伝に譲り、具体的な記述はないが、そうした専門的能力を日頃から錬磨していたことが窺える〔木越2006〕。戸室での採石については、「御普請御用の足し石、戸室中山より地車を以て引出し、小石の分は釣り出し申し候事」という一条があるだけで、穴生の動方42カ条とは別にその後「戸室山御石割等御用動方」23カ条を掲げ、穴生の戸室山での勤務内容と石切管理の原則等を列記する（史料選58）。

まず戸室山で石割作業があるときは、穴生・扶持人石切・二十人石切は交替で現地に向し仮小

屋に止宿し業務にあたる③④。御石割の御用は毎年3・4月に始まり10月中旬まで行うので、その間現場に詰める⑤。その年の石割御用が終われば、石切丁場と御小屋（仮小屋と異なる現場事務所）を閉鎖し、御縮のため二十人石切に巡回や見廻りをさせるが、雪で巡回できなくなれば田嶋村に管理を委ね見廻・屋根雪下ろしを頼む⑥。御石割の手伝要員として、家中から出役する役小者を受け取り召し使っているが、役小者が不足するときは日用を雇うこともある⑦。毎朝の作業開始時刻は御城の普請と同じである⑧。中山から石引作業のときは暁天より金沢から通い対応する⑨。

こうした箇条に続き9条目に「御石は山巻仕り掘り出し候うえ、割立てに取りかかり申す儀、柵目等詮議仕り大割・中割・小割、段々に仕り候。角石・角脇等寸尺の儀ハ、御普請所御手当て。御石垣高さの割合をもって小割仕まつり、角石等に割り立て申し候。もつとも角石に仕まつるべき石は、別して吟味仕まつり候」と石割技術に関わる重要な記述がみえる。この記述から石材割り立ての工程には（1）山巻きによる掘り出し段階と（2）石の柵目など割れ筋を詮議し割り立てる段階があり、割り立てには大割→中割→小割という段階があり、こうした割を重ねることで所定の石材に加工された。キゴ山西丁場などの発掘調査で確認された石材の加工工程とも対応する記述であり、この点は「報告書1」でも関説する。

後段は、角石・角脇石など大型石材を切り出すにあたり、そのサイズ（寸尺之儀）は御普請会所において仕様を決める（手当てする）が、石垣の高さに応じて石配りが定まるので、これに基づき角石個々の寸尺を決め割り立て、角石は入念に吟味すると述べる。

上記から石切作業は、（1）良質の石材や岩脈を探し出す「山巻・掘り出し」段階→（2）柵目詮議と割り立て段階→（3）用途や仕様に応じて加工する段階、というように3つの段階を踏んで遂行されたことが窺えた。これらの作業に従事したのは人持・馬廻などが負担した役小者であるが、日用人足を雇用し混成させることもあった。扶持人石切や二十人石切は役小者らの実務リーダーとして陣頭にたった。たとえ屑石であろうと、作業員は石切丁場から持ち出してはならず⑩、石丁場で働く役小者は毎朝午前7時に集合させ、出役人数の確認・点検するが、これは城中と同じ決まりであった⑪。病気などで欠勤した役小者がいたら杖突が届け出、翌日その代り人を出し穴埋めさせた⑫。石切道具の管理も城中の規定通り厳格にし⑬、慶長・寛永の高札が厳禁していた、丁場の山から柴・杉木を切り出し、周辺の田畠を踏み荒らすことも古来どおり厳しく禁止し、杖突にも厳重に申し渡した⑭。15条目に「御扶持人石切・二十人石伐勤方の義、覚書をもって、それぞれ申し渡し候事」と規定するので、穴生は戸室石切丁場に詰めて石切作業に専念する扶持人石切・二十人石伐向けに、さらに具体的な勤務規定を申し渡していたことがわかる。

じつは「戸室山初年号等留帳」に掲載された文化6年「戸室山御丁場御縮方之事」は、後藤彦三郎ら穴生5人から扶持人石切中に申し渡された勤務規定であり、上記15条目に該当する申し渡しであった。内容的に穴生が担当する「戸室山御石割等御用勤方」23ヵ条と重なる点が多いが、常時戸室山に詰めて、石切作業を実質的に主導した扶持人石切の勤務内容を23ヵ条にわたり列記する点で貴重である。とくに最初の4ヵ条は穴生勤方の9条目と深く関連する。たとえば「御石割方の義、石の筋詮議のうえ取り掛り中割・小割仕るべき事」①という最初の箇条は、穴生勤方の9条目から窺えた3つの作業段階のうち（2）割り立て段階に係る申し渡しである。柵目詮議という表現をここでは「石の筋合」といい、中割・小割については扶持人石切に任せている。

「角石・角脇、小づら四方切り立て作りたて申すべく候、石により成しがたき石はその通りに候事」②、「御石作様、角石等寸尺等の儀、其節申し談ずべき事」③という指示は、3つの作業段階のうち（3）用途や仕様に応じて加工する段階に関するもので、角石や角脇石の小面は方形に成形するのが原則であるが、そう出来ない複雑な形の石はその石形に応じた形のままにし、御用石の成形の仕方や角石・角脇石の寸尺については穴生が出張してきたときに相談し決めた。しかし、通常の作業では扶持人石

切が穴生の意向を汲みつつ実質的に指揮したとみてよい。石材加工が終われば、「御石出来の上見届候、尤も帳面に相記さるべき事」④とあるので、扶持人石切の責任で出来ばえを確認し、帳面にサイズなどを記載し、穴生に報告したのである。また末尾に「近年の積石、小石専ら切り立て候、石形等の儀は時々申し談ずべき事」とあるので、文化6年の二ノ丸御殿再建工事の頃は、小石の切出や加工が主体であったことが窺える。ちょうど橋爪門の枳形内部の石積が終了した頃である。石材の形状を最終的にどのように整え仕上げるかは、時々相談することになっており、そのような時に穴生を通して普請会所の指導が入ったのであろう。

戸室山の石切作業場に金沢城代や普請奉行が見分に登山することがあったようである。城代の見分ならば戸室別所村まで扶持人石切1名が迎えに出ることになっており、これ以外の対応は個別に指示がでた。普請奉行が登山してきた時は、石切は作業の手を止める必要はなかったが、昼食時には御小屋に入った奉行の前に扶持人石切一同が罷り出、平伏し挨拶する。奉行が下山するときも同様に平伏せよと指示する(⑦⑧)。このほか石切道具の管理、道具の使い方を丁寧にし損傷せぬよう大切に、鉄道具の金沢での焼直し手続きなど、山での作業ぶりが窺える条項もあった。また火の用心、無用者の立ち入り禁止、石切作業の手伝いに来ている役小者の出勤時間や出欠・病体管理など、他の勤方帳でもみられる基本事項も多くあった。戸室山に詰める扶持人石切の交替にあたっては、代わりの者の登山を待ち、そのあと下山すると規定していたので、代わりの扶持人石切が来ないと金沢に戻れなかったようである。

扶持人石切は、穴生の管理と指導の下で戸室山での石切作業を担当したことが上記から窺えるが、格別なことがなければ、扶持人石切が現場責任者として実質的に主導したとみてよい。その配下にあった二十人石伐のなかの優秀なものが、扶持人石切の右腕となって助けたが、そうした熟練した石切が、やがて扶持人石切に取り立てられたものと想定される。藩直営の戸室山での石切作業は、上述のように扶持人石切—二十人石伐—役小者(割場からの配当)という身分序列の下で遂行されたが、あとで見ると18世紀以後、藩御用として御石切出を請け負った町方石屋や町石工による採石も見られるようになる。こうした新興の石切たちとの競合については次節で詳しくふれたい。

6. 藩直営の採石と町方への石切御用委託

安永5年に再開された戸室での採石活動は、後藤彦三郎が穴生役に就任した天明5年以後も継続された。とくに天明7年から寛政9年まで地車夫付作成のため彦三郎自身、戸室本山からの石材搬送に従事し人数調査をしていたので、採石作業も並行していたとみてよいし、前項でみた享和2年「穴生勤方帳」、文化6年「戸室山御丁場御縮方之事」の勤務規定、さらにいえば文化5年火災後の二ノ丸御殿等の再建普請の記録である「造営方日並記」を読むと、戸室での採石と石引の様子がより詳細にわかる。それゆえ文化7年まで戸室山で石切作業が直営されていたことは間違いない。

『造営方日並記』を丁寧にみていくと、戸室石の採石・石引は、藩所属の穴生・扶持人石切・二十人石切が藩命で動員した役小者・日用人足を使って行う直営方式のほか、町方の石屋・石工に委託し請負わせる方式も広くなされていたことがわかる。この点にいち早く気付いた白峰句氏は、「穴生の時代から石屋の時代への転換期」と評価し、穴生の技術官僚化を指摘するとともに、実務の大半は石材納入・施工業者である町方の石屋が担っていたと文化期の様相を把握している。穴生と石屋の棲み分け論といってよいが、この白峰論文の成果[白峰2008]に導かれながら、藩所属の穴生・石切による直営方式と町方の石屋・石工による御用請負方式が併用されていた実態を概観しておきたい。

まず石垣普請に使用する石材(戸室大石・中石・青石)の採石・石引に関しては、藩直営方式で行われたが、この点は二ノ丸御殿等の再建事業でも確実に見て取れた。『造営方日並記』によれば、文化5～7年までの二ノ丸御殿周辺での石垣修理箇所としては①橋爪門枳形内部のL字土堀下石垣、

②橋爪門繞槽台石垣、③五十間長屋下石垣の3ヵ所が大きく目立つ普請場であった²⁴。しかし、③は文化6年5～6月に城代や造営奉行らが検討した結果、解体修理は実施しないと決めたので施工に至らなかった。ただし5月までは施工の可能性があったので、それまで石材等を搬送していた可能性はある。①は橋爪二の門（渡槽）の「建揚げ」が同年2月11日に実施されたので、作業手順からいえば橋爪二の門作事に取り掛かる前に竣工すべき普請箇所であった。したがって、①は文化5年のうちにある程度積み上げが進み、6年正月中に石垣工事を終えた所であった。①の用材は文化5年のうちに採石を終え城内に搬送されていたとみてよい。また橋爪門繞槽の建揚げは6年7月6日なので、②の石垣修理も6月中に終えたとみられる。6年6月中旬に橋爪槽の図面が仕上げ段階に入り、6月20日に橋爪門番所の後方に設置してあった「普請奉行手合小屋（石垣方小屋か）」が御用なきにつき撤去すると記録するので、この時点で①に続き②も竣工し、現場小屋が不要になったと考えられる（史料選61）。

上記の二ノ丸御殿周辺の普請プロセスからみて、文化6年正月～3月に集中して記述される戸室石の搬送と石切場への穴生・歩横目等の出張止宿のことは、藩直営の石垣修理にかかる用材確保に係る記事といえる。正月早々から歩横目・横目足軽が戸室山に登山し戸室別所村や清水村に止宿しているが、詳細は前掲白峰論文が詳しい。3月まで頻繁にみえるこうした記録から、戸室山の石切丁場での扶持人石切（足軽身分）や役小者たちの仕事ぶりが、横目という藩役人の監察をうけていたことがわかる。何を監察したかということ、出欠管理、怪我人の養生、石材等を不法に持ち帰るなどの勤務規定違反、賃金や資材に係る出納点検などと推測されるが、城内の普請場にも多数の歩横目・横目足軽が配置され同様の監察をうけていた。したがって、彼らの出張先である戸室山の石切丁場には、きわめて多くの扶持人石切・二十人石伐・役小者・日用が働いていたといえるのである。

多数の作業員が動員され多くの戸室石が切り出されたが、中でも注目される大型石材は、重量11トン（3千貫目）の戸室青石であり、この巨石を2分割するよう指示した図が「造営方日並記」に載る。この石の厚さは平均2尺（60cm）で、2つに割られた板石の面積はそれぞれ60尺平方（7尺×8尺くらい）なので、体積でいえば100才（立方尺）を超える平たい青石の巨石である。この形状からみて唐敷石か鏡石に使用されるもので、ふつうの石垣石ではなかった。この巨大な戸室青石は穴生や扶持人石切が「山巻」を行い掘り出し大割り（切落と）したものと注記する。この青石の山巻・大割を行うため1月25日、穴生の後藤小十郎が扶持人石切1人と二十人石切6人を引き連れ戸室山に出張した。2月11日までに大割と加工が終わり、石の引出にかかったが、規格外の大石だったから時間をかけ慎重に搬送した。2月16日から19日の4日間で12丁（1.3km）しか進んでいない。浅野川を越え石引道に入ってからスピードを上げたのであろうが、地車夫付にない巨石なので、夫付に関係なく搬送体制を組んだのであろう。しかも、最も降雪のある時期なので、谷あり坂ありの雪の険路を、地車を使ってどのように搬送したのか。半月程度かけて搬送したもようである。

正月24日に「三つ目大石」を城中に搬送したとき、搬送した役小者や日用らに酒と鯛を振る舞い無事に石引が終わったことを祝っている。戸室中石が浅野川を超えたときも、こうした酒・鯛の振る舞いがあったので、節目節目で作業員の士気を鼓舞する配慮があったことがわかる。

『造営方日並記』の文化6年正月～3月初旬の記録から石引の詳細な実態は確認できないが、戸室山で採石されたばかりの大石・中石を、それぞれ少なくとも2～3回は搬送した記録がみえる。前年からの作業の継続であり3月初旬までが採石の最盛期であった。わざわざ降雪期である正月に山で採石が行われたのは、工程管理のミスが重なったことであろう。除雪要員を送り込み劣悪な環境下で石切や石引が行われた。竣工を急いでいた造営奉行と城代は、無理を承知で冬場に採石や石引を強行したが、彦三郎ら穴生や石切たちからすれば難儀な命令であった。

文化6年6月以後は石垣修理ではなく、作事関連の石材調達に穴生が関係する記事がみえる。文

化6年9月には、橋爪櫓や菱櫓の出窓を支持する腕木石の調達に関し穴生が登場する。9月12日に菱櫓の腕木石を採石するため穴生が戸室に出張した記事がそれである。戸室の青石3本、赤石3本、合わせて6本の腕木石を採石するため、役小者が180人(1日15人×12日)動員された。採石と割立てまでは穴生・石切が担当したが、石材の仕上げや切り込み(加工)などは町方石屋が行った。また文化7年6月に二ノ丸唐門下に設置する唐敷石の割立が終了したので、6月12日から役小者を動員して搬送にかかっている。これも扶持人石切らが石垣以外の用途の石材を切出したものであった。

以上が「御造営方日並記」にみえる藩直営の事例であるが、民間商人による藩御用請負方式もみえる。まず注目されるのは、文化6年10月、表式台前の唐敷石を切り出すため石屋五郎三郎を戸室に派遣した記事である。石屋五郎三郎は「戸室御石丁場請負人」と呼ばれ、彼が藩から請け負った石材を採石するため戸室山で「山巻」したいと要請したところ、城代と造営奉行は詮議のうえこれを認めている。御用を請け負った町方石屋に戸室山での採石を公認したことが、これだけ明確に記述されたのは希有な事例である。こうした動向は、前節でみた宝永年間に若松村丁場で採石した石引町の石屋三右衛門の採石活動の発展線上で理解すべきものである。18世紀以来、町方の石屋・石工は、藩の御用を委託されれば戸室山で採石できたのである。しかし、それは石垣用材でなく作事用の石材に限られていたようで、それらを搬送するのは、それなりの負担があり何らかの助成が必要な商売であった。大量に石垣用材を搬送するとなれば、藩営でないとい探算がとりにくい事業であった²⁴。

しかし、多くの町方石屋が二ノ丸御殿再建にあたり、様々な作事用石材や建物外構工事の用材を納品していた。「造営方日並記」にみえるこうした記事を白峰論文は丹念に集計しているが(表15)、53

項目約30種にわたる石材のうち主なものは「葛石(石垣天端石)」「段石(雁木石)」、各種の土台石や礎盤・唐敷石、作事用の腕木石・腰石・開炉裏石・流し石(台所用)、また石樋・緑石・砂留石などであった。それらを産地別にみると戸室石(安山岩)だけでなく鷹巣石(厚川上流)・越前石(勿谷石)・鶴川石(小松)などの凝灰岩もあったが、石垣石以外の戸室石の用途は、土台石・礎盤・腕木石・木呂石・石樋・水溜石などと幅広く、腕木石・胡麻石・木呂石は戸室石専用であった。金沢城の石垣石の95%以上が戸室石であったことは周知の通りであるが、御殿等の藩主関係建物の用材でも戸室石限定というのがいくつもありそうである。そして、石垣石以外の作事・普請用材として戸室石が広く使用されるようになったことが、江戸後期の特色であり、町方の石屋・石工はもっぱらこの分野の用材提供において活躍したのである。

白峰氏は「造営方日並記」に登場する町方石屋35人を一覧表に列記しているが(表16)、このうち戸室石の用材を

表15 金沢城二ノ丸再建に調達された
主な石材の産地と用途(『御造営方日並記』より)

石材の用途	石材の産地	戸室石	鷹巣石 (濃納石)	越前石	鶴川石
1 土台石		25	2	1	
2 石樋・樋石・橋・万年橋・洞窟		13	16	1	
3 礎盤		6		3	
4 木呂石		5			
5 板石		4	6	6	1
6 井(戸)の胴・池の胴		4			
7 目戸石		3			
8 段石・露段石・五十間長屋上段下段		3		1	
9 緑石		3			
10 水溜石(水溜)		3		2	
11 腕木石		2			
12 胡麻石		1			
13 棟折石		1			
14 葛石(かつら石)		1		8	
15 唐敷石		1			
16 下櫃石		1			
17 胎内・同人口石段		1			3
18 風抜箱石		1			
19 いろり(石いろり)・底付圓伊裏石等			17		
20 石流・流石・流			8	4	
21 砂留石・砂留箱			4		
22 台所菱櫓(石)			1		
23 腰石			1	5	
24 畳上縁・御縁下・縁			1	1	1
25 水舟(雁入用)				1	
26 本山卯石					1
27 石すひつ					1
用途不明		30	6	7	0
合計		108	62	40	7

・白峰2008の表4を加工した。

納品し施工した石屋は15人いた。とくに6回以上登場する7人のうち能美屋喜兵衛・石屋与三兵衛・石屋与兵衛・石屋与三右衛門・石屋伊左衛門・石屋七左衛門の6人は戸室石のほか鷹巣石・越前石も凝灰岩も扱う石屋であったが、6回登場する石屋五郎三郎は戸室石のみ扱う石屋で、前述の文化6年10月、表式台前唐敷石の納入を請け負った「戸室御石丁場請負人」であり、戸室での山巻を公認された者である。彼は戸室石を専門とする工石的な石屋であり、もとは二十人石切という経歴をもつのではないかと。

35人の中には小竹屋善兵衛（戸室石は扱わず越前石・鶴川石のみ）という宮腰の北前船業者の名前もみえるので、石材商売だけの商人もいたようだ。しかし戸室石のみを扱う石屋のなかには、五郎三郎のような工石的な存在もあり、その経営実態は多様であった。また表16には、戸室石を専門に納品した田ノ嶋村八右衛門、清水村市郎右衛門という地元の村人も加えておいた。この2人は江戸後期の戸室石切丁場の中心丁場がある田ノ嶋村・清水村の住民であり、戸室石を商う工石的存在とみられる。両村の石工たちの生産した石材を藩に売り込んだ点が注目され、その販売額は田ノ嶋村八右衛門が3貫647匁、清水村市郎右衛門で1貫239匁にのぼる。村の新興産業として、戸室石の採石と販売が公認されていたことを予想させる。田ノ嶋村八右衛門への代銀支払いは町会所を介してなされており、彼らの石材取引は町奉行の管理と統制のもとでなされた。田ノ嶋村・清水村の石工を兼業でできる村人は、藩直営の石切事業の際は日用として参画し賃稼ぎを行う一方で、八右衛門や市郎右衛門

表16 金沢城二ノ丸再建に関係した石屋と石材産地に関する表（白峰2008の表5を加工）

石屋	回数	戸室石	鷹巣石 (鷹柄石)	越前石	鶴川石	その他	備考
1 能美屋喜兵衛	18	○	○	○			
2 石屋与三兵衛	14	○	○	○	○	○	月ごと石切手調料払記録あり
3 石屋与兵衛	12	○	○	○	○	○	
4 石屋与三右衛門	12	○	○			○	
5 石屋伊左衛門	11	○	○				
6 石屋七左衛門	11	○	○	○			
7 田ノ嶋村八右衛門☆	8	●					地元村の業者
8 石屋五郎三郎	6	○				○	
9 清水村市郎右衛門☆	5	●					地元村の業者
10 龍月屋吉右衛門	5					○	
11 石屋小兵衛	4	○				○	
12 石屋七兵衛	3	○		○			
13 石屋又八	3	○					
14 石屋吉兵衛	3		○	○			
15 石屋清吉	3		○	○			
16 小竹屋善兵衛	3			○	○		
17 石屋壽右衛門	2		○				
18 釣瓶屋治助	2					○	
19 小原屋小兵衛	2					○	
20 能登屋喜兵衛	2		○	○			
21 石屋五郎兵衛	1	○		○			
22 石屋仁左衛門	1			○			
23 石屋仁兵衛	1					○	
24 石屋伊右衛門	1					○	
25 石屋加右衛門	1		○				
26 石屋清兵衛	1		○				
27 石屋儀左衛門	1	○					
28 石屋清系	1					○	
29 無屋治助	1	○		○	○		
30 土野屋庄兵衛	1		○				
31 旗本屋与兵衛	1		○				
32 野田屋小兵衛	1	○					
33 宮腰屋六右衛門	1			○			
34 二俣屋源兵衛	1					○	
35 釣瓶屋彦助	1					○	
36 木越屋和助	1					○	
37 浅地屋兵助	1	○					

☆ 田ノ嶋村八右衛門の記述は6月3・5日、7月3・5・8日、9月12日、5月18日、5月21日にみられ納品代額の合計は3貫647匁。また清水村市郎右衛門は6月14日、6月15日、9月12日、11月5日、5月18日にみられ納品代額の合計は1貫239匁であった。

の配下に入って戸室石の加工石を生産し藩や武家・寺院へ販売したのである。金沢町の石屋と競って地元石工が石屋商売に参入していた点は、とても重要な動向である。藩の新産業育成政策（産物方政策）と関連のある動向と想定したい。

城下町金沢や田ノ嶋村・清水村の石屋・石工が行う戸室石商売は、原則として藩からの御用委託が基本であり、藩以外では戸室石利用を認められた重臣・前田家一族、あるいは菩提寺などに限られていた。しかし、原則を逸脱し、無許可の者への販売も広まっていたことは十分予想できる。その点は、今後具体的に事例を検証していくべき課題である。

藩直営で採石し搬送する方式が、戸室山ではやはり主役であったが、文化6～7年の二ノ丸御殿造営にあたり、これだけ広汎に町方石屋が戸室石製の各種用材を納品したことは注目すべきことである。町方や村方の石屋の台頭と彼らによる技術展開の意義はもっと注目してよいと考える。幕末にかけて民間の石工や石屋が活躍したことは、明治以後の石工たちが伝統技術を継承するうえで大きな影響をうけた可能性があり、今後検討すべき大きな課題である。

7. 第三次稼働期の終焉

前項でみたように文化6年まで、戸室で藩直営の石切作業が実施されたことは間違いないが、文化11・12年に穴生の後藤彦三郎が陣頭指揮した本丸南面高石垣のシノギ角での石垣修葺にあたっても戸室は稼働した。後藤彦三郎は、このシノギ角で「往古の角石多く折れ損じ候につき、残らず新石あい用い候、安永年中・天明年中等切り立て置き候角石にて不足につき、文化十年文化十一年兩年にて角石・平石、戸室山にて切り立て候」と述べるので（史料選61）、安永～天明期に切り出し貯めておいた石材では、この普請の石材需要に応えられず、新石材を戸室山で切り出し城中に搬送したことがわかる。これ以後、藩直営で石垣用材を採石したと記述した明確な文献史料はない。穴太や石切たちの由緒書などに、戸室山で何らかの採石にかかわる御用があったことが窺えるにすぎない。

表17は文政以後を対象に、城内石垣等の破損記録や修築記事のほか、戸室で御用があったとする記録も追加し一覽したものが、この中では弘化3年の宝円寺山門再建にあたり御用石を戸室山から切り出したと記す穴生奥源兵衛（紀隆）の由緒書⁹⁹が注目される。続いて文久2年4月に穴生奥源平が、城中石垣普請の御用にあたり「戸室山御石割、御石引出等」に従事したと主張し¹⁰⁰、慶応2年11月に二十人石切の村井吉兵衛¹⁰¹が、着手したばかりの金谷御殿造営に係る御普請用材を得るため「戸室山石切御用」に精勤したと主張した点が注目される。こうした由緒書での主張では従事した仕事内容が具体的でなく、石垣用材確保の採石なのか作事用の石材の採石なのかわからない。しかし、慶応2年まで藩所屬の穴太・石切たちが、断続的にはあれ戸室山で採石御用に従事したことは間違いない。したがって、慶応3年まで藩直営で何らかの採石活動があったことは認めてよい。

しかし、文政以前と天保以後では、戸室山での作業規模や作業頻度は大きく異なっていた。表16をみると、石垣用材の採石件数が天保以後大幅に減少したことが窺えるからだ。城内での石垣修理箇所は、天保以後の石垣編年ができていないことに示されるように、実施件数が少なく、確実にそれとわかる遺構が少ない。こうした点から、天保以後は藩から石垣用材以外の戸室石御用を請け負った町方石屋の採石や納品が主となり、藩直営の採石は必要な時だけ間歇的に実施されたものと推定される。採石材も作事用の土台石・礎盤・腰石などが多くなり、石垣石の調達が明確にわかるのは文化11年までである。安政2年の地震後に、城内石垣修理の用材を採石した可能性があるが、それも中山村の石置場の貯石を利用したことも想定しなければならない。

中山村の貯石に関しては、地車夫付が戸室—中山間で計算されていたように、安永5年以後も随時一定数が蓄積されていたとみてよい。それを具体的に証明する明確な史料は欠くが、一定の貯石を前提に安永以後の第三次稼働期の実情を考えるべきであろう。文政年間までは継続的な採石活動を確

認できたが、天保以後は間歇的な採石つまり、稼働期間より休止期間のほうが長いという戸室山の状況が想定できる。中山村の貯石が一定数確保されていれば、戸室での採石は適宜停止することができるからである。また天保10年、竹沢御庭の栄螺山の山頂に三重石塔を作るにあたり、普請会所に戸室での採石を求めた文書のなかに、今年は戸室山が「休山」であるが、そこを押して採石を要請していた(史料選63)。つまり天保期になれば戸室山の採石は休止される年がしばしばあったこと、それを解除し採石を行うことも可能であったことが、この事例から確認できる。

以上を根拠に天保以後の戸室については、間歇的な稼働状況を想定してみた。町方の石工・石屋はこうした稼働状況に対応して営業したのである。中山村での貯石システムは、藩直営による石垣用材の採石・石引体制を幕末まで維持するうえで極めて有効な制度であった。それゆえ天保以降は、藩直営の採石体制も町方による御用請負石屋の採石とよく似た間歇的な稼働に変容したのであろう。それが文政以前と異なる、天保以後の大きな特徴であった。

こうした変容が起きていたが、断続的に文久～慶応期まで戸室での採石活動は、基本的に藩所属の石切らが担当した。これが本論の重要な所見の一つである。このように慶応期まで藩直営の採石体制が維持され、実際に採石が行われたことは、幕府はもちろんどの藩もやっていないことであり、加賀藩特有の希有な事例といえよう。その意味で画期的な事実ではなからうか。

慶応2年、13代齊泰は藩主の座を14代慶寧に譲り金谷御殿に移る。これにともない慶応2年4月から同3年12月にかけて、金谷御殿で大きな普請・作事があった。この齊泰の隠居御殿建設は普請会所・作事所による最後の普請であり、そこで利用された戸室石製の石材は、上述の通り戸室で採石された⁵⁰。これが藩命による戸室山での採石のおそらく最後だとみられる。金谷御殿造営に必要とされた戸室石の多くは、町方石屋から調達されたもようであり、文化6年の二ノ丸御殿造営でみられた藩直営方式との併存状況は、さらにいびつになり、藩直営部分は大きく後退し、町方の石工・石工からの納品が大半を占めるようになっていたのではないか。これに伴い穴生・扶持人石切の技術官僚化も一層強まっていた可能性がたかく、この普請の最中に普請会所が廃止されたのである。

表17 天保～慶応期の石垣修理箇所一覧

分類	年次	修築箇所・修理内容	出典・備考
▽	天保元年10月	榎本御門-越後屋敷南邊溝縁、尾坂門外左右石橋の修復	☆1
▽	天保5年3月	二ノ丸御式台前多石井雨落之内唐敷石之分修復	☆1
▼	天保7年7月	上辰巳村より城中北の水道江筋の普請	☆1
▽	天保9年4月	金谷屋敷御修理、御土蔵修理	☆1
▼	天保10年5月	竹沢屋敷の栄螺山山頂の三重の石塔を戸室石で製作	☆1
▼	弘化3年4月	藩穴生、宝印寺山門再建にあつて御用石を戸室山にて切立方御用	☆1
○	弘化5年2月	蓮池御堀縁石垣の修復	☆1
○	弘化5年2月	三ノ丸九十間兵屋跡太鼓障下石垣等 押直	☆1
○	弘化5年2月	東丸唐門台等石垣崩落等の修築	☆1
○	安政3年以後	玉泉院丸北面石垣崩落所	☆2
○	安政3年以後	石川門土橋南側蓮池堀水籠石垣	☆2
○	安政5年	本丸附段北面空堀石垣付岩崩所	☆3
▼	文久2年4月	穴太源平紀政、城中石垣普請等に従事。戸室山御石割、御石引出等-辰巳江筋方御用に従事	☆1

(注1)分類欄の○印は城内での石垣修築普請、▽印は城内での石垣以外の土木・作事に関わる石工事、▼印は城外での石工事等。

(注2)出典の☆1は「奥御氏商家系」(『金沢城石垣修築技術史料』116頁以下)、☆2は安政3年「金沢城石垣修築領民」(後編文庫、金沢市立玉川図書館蔵)。

☆3は安政5年「加賀金沢城地中地盤に面御所之覚」(『御家老方等手帳』「加賀藩史料」巻末)。なお、安政2年の地盤被害箇所は28ヶ所、安政5年の地盤被害箇所は13ヶ所と数箇所は報告されているが、実際に修理したかどうかが不明である。学問、工圖などの被害についてはここでは除外し、箇所とある所のみ修築された可能性のある所として本書に掲載した。

結び

一貫して幕藩体制擁護の立場を堅持するとともに朝廷の権威も尊重する姿勢をとっていた加賀藩は、慶応3年10月の大政奉還のあと、「三州割拠」という独自方針を鮮明にするも、戊辰戦争の戦端が開かれると幕府軍につくべきか、薩長軍（官軍）につくべきか右往左往した時期もあった。官軍勝利の報を得て官軍と天皇政府への恭順を表明したが、この混乱のなか慶応3年12月、普請会所、作事所という金沢城の普請・作事を担ってきた藩組織が閉鎖され、奉行以下の藩士たちは他の組織に転出した。

慶応3年の普請会所の閉鎖により、穴生・扶持人石切・二十人石伐たちの運命も大きく変わった。二十人石伐の釣川家は明治4年7月までに町方石屋となり、新たな時代に対処した²⁸。御大工・穴生・扶持人石切までは士族身分とされたが、彼らの専門職人としての仕事はなくなったので、藩から離れ一職人として独立していったものも少なくなかったであろう。なかには藩兵となり北越戦争に動員されたものもあり、金沢藩の下級官吏に転ずるものもいたであろう。したがって、慶応3年から明治4年の廃藩置県の間は、戸室山での採石や石引などを藩として組織的に行うことはできなくなった。明治2年の版籍奉還で前田家の領土・領民が天皇政府のものとなり、従来の藩は新しい天皇政府の一地方機関としての金沢藩に改組されたため、金沢城の政治的意義は大きく衰えた。藩主は金沢城二ノ丸御殿から広坂の本多邸へ移り、仮の藩庁が長町にあった重臣長家屋敷と定められ、金沢城では年頭礼が行われるだけで、明治3年には城内は金沢藩兵の訓練場に切り替えられたので、城内の石垣普請は完全にストップしたとみられる。このようななかで明治3年3月、戸室山の御留山が解禁された。その結果、戸室山での採石は、民間商人や町方石屋に開放された。

御留山の解禁過程にも紆余曲折があった。まず明治3年2月、商法局は民業振興を目的に解禁を提案したが、営務局はこれに疑問を呈し、将来的に石垣用材が不足することを懸念した。幕府がなくなっても城を維持する義務感だけはあった。しかし、商法局からそのような懸念は筋の通らない主張であるとしてよく反論され、営務局が同意すれば解禁という方針が決まり（史料選64～66）、最後は藩知事の判断で御留山は解除された。

こうして戸室石は地元の村や地権者の許可さえ得れば自由に採石できるようになったが、自由化された戸室石を採石する石屋や石工たちの活動は、明治10年代まで細々と続くに止まった。明治20～30年代になると地元の村と採石業者とが採石の契約書をかわしているが、戸室石の需要が伸びてくるのは明治後半と思われる。大正2年には石村会社が設立され昭和10年まで隆盛をみたが、戦時中は贅沢品とみなされ稼働を停止し敗戦を迎えた。戦後、何人かの石工たちで山を復活させたが、需要の減退で昭和40年には営業停止したという（近代史料編）。

明治以後の盛衰については更なる検証が必要なので簡単に済ませたが、文禄年間から慶応3年までの戸室石切丁場の稼働状況はほぼ概観できた。初期の稼働実態は文献史料ではほとんどわからないが、最も盛んな時代であったとみてよい。万治年間に再開された第二次稼働期は寛文末期までの10余年という短期間であったが、中山村での貯石という新たな対応をみせ、資金も人材も豊富に投入し巨石の切出と搬送を行った。第二次稼働期は、期間は短いが最初の稼働期とは別の賑わいがあった時期といえる。その後100年間戸室での採石は中断されたが、必要な石材は中山村の貯石を搬送し対応した。しかし、中山村の貯石が弘底したため安永年間に石切が再開され、第三次稼働期がはじまる。第三次稼働期は田ノ嶋村の丁場を中心に新道具を活用し、財政難の逆風を押して稼働された。しかし、藩直営方式と並行して町方の石工・石屋による採石が展開していたことが展望でき、第三次稼働期は藩御用という枠組のなかで、藩直営の採石体制に代わって民間商人請負の採石が徐々に一般化していった時代であることがわかった。この民間商人による請負採石は、慶応3年の普請会所の廃止、穴

生・石切の転出などで藩直営採石が出来なくなったことで勢いづき、明治3年の戸室山の御留山解禁のあと自由な営業をもちとるのである。

註

- (1) 史料引用は原文を書き下し文で表記することを原則にした。なお原文は史料編に掲載するものが多いので参照されたい。
- (2) 「正月7日付前田利長書状」近藤氏文書〔加賀藩史料1〕。
- (3) 千田嘉博・矢田俊文 2006『能登七尾城・加賀金沢城—中世の城・まち・むら』新人物往来社。
- (4) 竹田恵子・川上光彦 1993『藩末期における金沢城下の街路構造』『土木史研究』13号。
- (5) 『国事雑抄』中編〔加賀藩史料3〕ただし引用に間違いがあり、寛文2年5月の地震の際の石垣破損記録も誤って載せるので混乱を与える。編纂史料の是正すべき箇所であり、引用にあたって注意すべきである。
- (6) 木越 2013『金沢城「寛文」石垣造営の背景を探る』〔金沢城研究』11号〕で、この点に詳しくふれる。
- (7) 木越 2003、木越 2013ほか、草原午 1981『加賀藩にみる幕藩制国家成立史論』など。
- (8) 万治年間の政治状況は『加賀藩史料3』、森田盛昌『自他群書』（森田文庫 県立図書館蔵、刊本「郷土史料叢書」）が詳しい。
- (9) 前掲『自他群書』寛文2年条。
- (10) 宝永3年11月『先祖由緒并跡々勤方等之覚』（後藤文庫 金沢市立玉川図書館蔵）、『金沢城郭史料』4頁。
- (11) 金沢城調査研究所 2012『城郭石垣の技術と組織』の滝川論文、北野論文、木越論文など参照。また「文禄年中以来等之旧記」などでも石垣工事の前、事前に石材寸法と数量を計画することにもふれる。
- (12) 穴太政洋家所蔵史料（前掲個人蔵史料リスト②）、『金沢城石垣構築技術史料Ⅱ』222頁に翻刻する。
- (13) 前田家ではかなり早い時期から知行取家臣に普請役（千石につき役小者3人）という課役を課したが、万治期までにその銀納化が進展し、役小者を提供するの千石以上に限定された。万治以後は役小者（普請人足）3人のうち現夫出役は1人とし残り2人分は銀納（百石あたり49貫余）になった。千石以下はすべて銀納（百石あたり74貫余）だったので、家臣からの普請役額の総額は寛文11年侍帳で試算してみたら約500貫余となり、ここに計上されたと推測される1604貫余と大きく乖離する。以前から繰込高を積立したのかもしれない。
- (14) およそ20立方尺の石材なので、万治3年夫付によれば102人持となる。戸室から城中まで102人持の石材は、戸室～中山間では約二分一で運べると推定し51人持とみた。
- (15) 『文禄年中以来等之旧記』後藤本（『金沢城郭史料』208頁）の「二十人石切御定等之事」で「石切は割場懸の者」と指摘し、「二十人石切、宝暦六年より御普請会所江引請召仕候」と記す。
- (16) 役小者については、木越 2008の8章および木越 2013『金沢城「寛文」石垣造営の背景を探る』で聞説する。
- (17) 『伯耆殿丁場』は加賀藩士の松平伯耆守の採石場と推定される。史料中とくに「戸室本山」と断るのは、公儀すなわち藩直轄の石切丁場であることを示す用語だと思われる。戸室本山＝藩直轄の石丁場にたいし、その周辺に家臣団が採石した家臣丁場があったことも想定できる。
- (18) 田中徳英 2008『加賀藩大工の研究』桂書房の第3章1節・2節。
- (19) 宝暦6年間11月村井豊後守印判状の二十人石伐の休日規定（『文禄年中以来等之旧記』194頁）
- (20) 地車夫付は、中山村と戸室山奥丁場の間、中山村と戸室山丁場入り口の間を対象に作成されただけで（戸室山奥丁場と同一入り口の間距離は3町半＝210間＝380 \pm ）、肝心の中山から城中までの地車夫付は残っていない。それゆえ地車がどれほど効率的か数値で報告するのは難しい。
- (21) 『文禄年中以来等之旧記』202頁。ここで彦三郎は天明・寛政期の藩財政は困窮を極めており185人の役小者を、割場に石引用人足として要求しても、93人程度しか現実には配当されないで、この93人で1日目は中山まで搬送し、翌日は中山から城中に搬送するが、1年間継続して93人で中山に運び、翌年は中山から城中に運ぶことに専念するのが現実的であるとして、結果的に93人に対応するから軽減になるのだという。また40立方尺の石を70人で2日に分けて運ぶとするなら、1日銀70貫で済むので、石引態入用で比較すれば経費節減にもなる。しかし、この説明は誤魔化しであり、93～70人で40立方尺の石を運ぶ事例は2日かかり、石約260人持は1日の仕事量であるから、比較の基準が異なる。
- (22) 石約の最大人足は300～400人持の大石であったが、それは立方尺でいえば50尺が限度であった。これに対し地車の積載可能範囲が70立方尺であった。

- (23) このほか橋爪一の門統太鼓塙下石垣でも修理がなされた（史料選 61：文化 6 年 2 月 9 日条）。
- (24) 町方石屋に委託された鷹巣石・小原石などの石材は、元禄年間の記録によれば、馬の背に乗せて搬送できるのは、運賃ともに買上げとし、馬に乗せられない大石ならば、「夫石」として藩の足によって搬送させた。この場合は運賃以外が代銀として払われたと推測できる（『御普請会所役付等覚書』河内山家文書、『金沢城普請・作事史料 I』収録）。
- (25) 奥源兵衛家系（小松市 穴太家蔵、『金沢城石垣構築技術史料 I』168～172 頁）
- (26) 明治 3 年「村井吉平由緒一類付帳」（加越能文庫）。彼は元治 2 年に金沢町人諸江屋吉兵衛が欠人代として召し抱えられ、慶応 3 年 7 月に奉公精励につき扶持人石切に昇進。
- (27) 『金谷御殿御普請諸事留』（加越能文庫、『金沢城普請・作事史料 I』収録）
- (28) 明治 4 年 7 月 石屋与右衛門願書（釣川家文書『金沢城石垣構築技術史料 II』235 頁）など。

第7章 石工道具調査

はじめに

石川県金沢城調査研究所では、これまで戸室石石工道具を中心とした、県内の石工道具の調査を行ってきた。戸室石石工道具については、近世段階では文献史料の記述と金沢城跡の石垣解体調査を通して僅かな出土資料があるのみだが、近代以降の戸室石の道具についてはこれまで北島俊朗氏や布尾幸恵氏によって調査・報告が行なわれている〔北島1987, 1995, 布尾2008, 2009〕。北島氏は石切場や道具、習俗について、実際に石切りを行っていた方々に聞き取りを行い、すでに操業を停止し、消えかかっていた石切りの実態を記録している。布尾氏は金沢くらしの博物館に寄贈された戸室石工道具の組成から、近現代の採石・加工方法を反映したものであるとした〔布尾2008〕。また、金沢市内の凝灰岩石工道具と文献史料にみえる石工道具との比較等を行い、凝灰岩の採石と技術的な共通性や少なくとも近代以降の変化が大きいことなどを指摘している。そのような点から、石工道具の調査をもとに、石切丁場内の石材加工の痕跡と使用された道具の対比を行うことで、遺物等がほとんど残されない丁場の時期決定の決め手の一つとなる可能性がある。

今回の報告も基本的にこれらの成果を踏襲するものであるが、これまで調査してきた戸室石工道具と硬石の道具、軟石（凝灰岩）の石工道具についてあらためて集成・比較を行い、戸室石工道具の特徴や技術系譜について確認したい。

本報告では石材別、使用（所有）者別に分類し、それぞれは石材加工に使用する工程に沿って掲載した¹⁾。

資料は、金沢くらしの博物館所蔵の戸室石・凝灰岩石工道具と田島町、清水町の個人蔵の戸室石石工道具、白山市在住の積み石工の明地幸雄氏・外雄氏が所有する硬石の石工道具、金沢市瀬嶺の北栄一氏所有の凝灰岩（鷹栗石）石工道具である。このうち金沢くらしの博物館所蔵資料と田島町の個人蔵の道具については過去に報告されたものを再掲しており、〔金沢城調査研究所2008, 布尾2009〕、名称や使用法などは準じている。所有者に聞き取りを行うことができたものについては、本文中に含めて紹介する。硬石の道具については実際に道具を使用して戸室石を割る作業の記録を行ったのであわせて紹介したい。

第1節 戸室石の道具

戸室石は金沢城石垣築造を契機に本格的な採掘が開始された石材で、近世においては、藩の管理下で採掘がおこなわれており主として金沢城石垣や藩関連の施設や石造物に使用され、一般の使用は制限されていた。明治以降になると一般に開放され石造物や金沢市内では土蔵の腰板等に使用された。現在は戸室山城での採掘はおこなわれていない。

1. 長谷川氏の道具（第210～212図）

田島町の長谷川博氏が所有していた石工道具で、現在は金沢くらしの博物館が所蔵する。長谷川氏には使用法など聞き取り調査を行っており、その成果も一部含めて報告を行う。

長谷川氏は昭和20年代から30年代末まで戸室石の採掘を行っていた。本資料はその時に使用しており、昭和56年に寄贈した道具である。長谷川家は代々石材採掘を行っており、道具の製作年代については不明である。

長谷川家は江戸期には代々「六兵衛」を名乗り、藩の丁場の管理やそこで働く人夫頭をしていたという。屋号の「オゴヤ」は、江戸期の文献史料に記載がある「御小屋」と関わりを窺わせるものである。

また藩との関係を示すものとして押領品の神と脇差が伝わってきている。長谷川氏の丁場では、原石採掘から注文を受けたサイズへの小割り、石面を整える粗加工までを行い、町の石屋へ渡していた。(丁場については第4章第3節を参照。)

【カナテコ 1】

石を転がしたり横にずらしたりという程度の移動や、石の割れ目に先を入れて押し広げるなどの際に使用する。長さ163.1cmを測り、握り部分は太さ3.2cmで断面が握りやすい多角形となっている。身体は太さ3.1cmで方形の断面である。先端部付近は扁平になっており、石の割れ目などの隙間に差し込みやすくなっている。先端が若干湾曲しているが使用によるものと考えられる。

【ゲンノウ 2】

矢の頭を叩く際に使用する。打撃面の側に向かって徐々に細くなり、断面は角を落とした方形である。柄穴は不整楕円形をしており、中央ではなく打撃面とは反対側に寄っている。柄はツバキ材を使用しており、断面が隅丸長方形で、頭部に対して直角に装着される。打撃面ではない面には敲打により鉄がめくれている部分がみられる。矢に打撃面をあて、別のゲンノウで頭部を叩いて使用した可能性を想定したが、使用者である長谷川氏によると、頭部を叩くようなことはしないので、なぜこのようになっているのか分らないとのことであった。

現在使用されているゲンノウ(ハンマー)は円筒形で、柄の持ち手は丸く、頭部の中央につけられ、ている。本資料のように柄が一方に寄るのは、古い様相を留めていると推測されている。

【ケンヤ 3～8】

石を割る際に使用する。いずれも頭部が敲打によりつぶれ、めくれた状態となっている。また、先端部も曲がっている。一般的に硬石を割る場合には矢穴の底に矢の先端部がつかないようにするとされるが、これらはいずれも先端部にも力が加わって、矢穴の底についていたことを示す。焼き入れも甘かったと考えられる。矢の形状も先端部から頭部にはほぼ直線的に広がっており、通常の矢のような傾斜変換点が無い。軟石に使用するクサビと形状が共通し、矢の先端が矢穴の底についてしまうという点からも、矢を打ち込んで左右に押し広げる力で石を割るのではなく、中へ入り込んでいき石を割るという軟石の技術と共通する。長谷川氏は矢が石に入り込んでいくため、もっと長い矢を使用したはずとしており、本資料はかなり使用が進み鉄が減った状態と考えられる。

【ノミ 9】

矢穴を掘ったり、石の表面を加工したりする際に使用する。握り部は丸く、先端部はやや平刃状になっており、断面は長方形である。青戸室を加工するために使用した。赤石の場合はノミのような時間のかかるものは使用せずに、ハズルを用いて同様の作業をしたが、青石は硬いためハズルでは手に衝撃が響くためノミとセットウを使用したとされる。

【ビシャン 10】

石の表面を均す際に使用する両刃の加工具で格子目状の刃が刻まれている。刃は約4cm角の方形の面に5×5列と6×6列で刻まれる。柄穴は長方形で頭部中央にあげられ、柄は頭部に対して直角につけられる。石の表面をつぶすように叩くため、石材には細かく均一な凹凸が残る。

【タタキ 11】

石の表面を一層平滑に整えたり、角をきちんと仕上げたりする際に使用する。ビシャンよりも平に均す事ができる。刃部は一方だけに作られており、側面から見ると縦長い二等辺三角形となっている。柄穴は隅丸長方形で刃部と反対側に寄せてあげられる。柄は頭部に対して直角につけられる。

【エタガネ 12】

鍛造道具で、刃部は鋼の切断などに使用し、刃がついていない面はツルなどの刃先のならし等に使用した。また、刃部で鋼を切断する際はこの面を別のセットウで叩いた。柄穴は隅丸長方形で、頭部

の中央にあけられており、柄は頭部に対して直角につく。

2. 小阪氏の道具 (第213～216図)

田島町の小阪史氏所有の石工道具である。道具の使用者は史氏の父である小阪義久氏で、長谷川博氏の叔父にあたる。長谷川氏の丁場にも通っていた。

【カラクワ 13】

採石時にてた石屑や土を集める際に使用する。幅が狭く、刃先に向けてやや幅広となっている。柄の装着部は厚くされているが、刃先に向かってやや薄くなり、緩く湾曲する。柄穴は方形で、柄は鈍角につけられるが、頭部が湾曲するため、刃先に対しては直角となる。

【ヒラヤ 14～16】

石割の際に使用する矢である。側面から見ると刃先から頭部に向かって直線的な二等辺三角形を呈しており、刃先は平刃である。厚みがあまりなく、クサビ状のため刃先が石に入り込んでいて割る軟石のヒラヤと同様と考えられるが、かなり大型品である。

【カタヅル 17～21】

17～20は矢穴を掘る際と石の表面をはつる際に使用する。頭部の一方だけが刃部となり、横から頭部を見ると刃先に向かって下方に湾曲し、先端から3～4cmくらいで傾斜変換点があり、刃先は四角錐状となる。柄穴は長方形で柄は柄穴に対してほぼ直角に装着される。柄の持ち手の部分は面取りされ、手ズレのあとが残る。矢穴を掘る際にカタヅルを使用する方法は、軟石にみられる。

21は両側に刃がついており、一方は断面四角形のツル状もう一方はやや斜めの縦刃がつく。柄穴は長方形で頭部のほぼ中央にあり、柄は直角につく。石切の際に石に切り溝を付ける道具とされるが、現地の残石観察では、縦斧状の刃部による痕跡は確認できていない。

【ハヅル 22】

石切の際に石に切り溝を付ける道具である。金槌の一方が縦刃になったような形状である。刃部はやや華奢な感じがする。柄穴は長方形で、刃部とは反対側にややよっている。柄は直角につけられる。刃部ではない面には敲打による潰れがみられる。

【ツル 23】

カタヅルよりも小型で、刃部が湾曲しない。柄先は四角錐に近いが、先端部がカタヅルほど鋭くならず、ややつぶれたようになっている。庵治石の道具では石の表面の凹凸を叩くためのグンデラをツルと呼んでいる可能性がある。柄穴は円形である。

【タタキ 24～26】

石の表面を一層平らに整えたり、角をきちんと仕上げたりする際に使用する。横刃の刃部は一方だけにあり、平面が長方形、断面がやや胴の張った二等辺三角形である。柄穴は長方形で、刃部と反対側に寄っている。柄は頭部に対して、やや鋭角につけられるものと直角につけられるものがある。

【セトウ 27】

ノミなどの頭部を叩く際に使用する。断面が八角形の俵形の形状である。片面のみ焼き入れされ、もう一方はきれいな曲面のままである。柄穴は円形で頭部の中央に柄がつくが、残存しない。

【ノミ 28～32】

文字などを彫る際に使用する。28～30は頭部が敲打によりつぶれているので、セトウで叩いて使用したとみられる。握り部分は丸く、先端部で四角くなる。31・32は両端に刃がついており、手の動きだけで石を彫ったようである。手で直接握るほうが狙いが定めやすいことから、微細な部分や角部分の作業を行う際に使用したと考えられる。庵治石の道具では「ケズリ」と呼ばれ文字の縁の残った所を真っ直ぐにつつき上げて欠いたり、筋を付けたりするのに用いたようである [牟礼町 1998]。

3. 清水氏の道具 (第216図)

清水町の清水善信氏が所有していた石工道具で、現在金沢くらしの博物館所蔵である。資料の製作年代や使用時期について、どの丁場で操業していたか等の詳細については不明である。清水家では明治中頃まで石材採掘を行っており〔北島 1995〕、その際の道具であろう。

【ケンヤ 33～37】

石を割る際に使用する。いずれも頭部が敲打によりつぶれ、広がっている。33～36は長谷川氏所有のケンヤと比べて全長がやや短く、先端部から全体の3分の1程度までくると傾斜変換点があり、頭部にむかって厚みをもつ。また、先端部が曲がったものが見られない。焼き入れがきちんとされていたからとも思われるが、厚みのあるこのタイプは、矢を打ち込んで左右に押し広げる力も効く形状であるためとも考えられる。矢はすべて頭部と先端部が垂直になるわけではなく、やや歪んだ形をしている。これは矢の頭を叩くときに真上からではなく斜め方向から叩くことが多かったために歪んだ可能性がある。ツルの刃の先端部を切り落としたような形状のものも見られる。37だけは量量も形態も他の4点とは異なっており、むしろ第211図と共通する特徴を持つ。

4. 丸山氏の道具 (第217～219図)

清水町の丸山敏一氏が所有していた石工道具である。敏一氏はご自身の定年後に戸室石の石造物製作を行っており、丁場での採掘は行っていない。実測資料は丸山家に昔からあったものと、氏が使用した道具とに分かれる。敏一氏本人が使用したのは主に加工用具で、その他の道具についてはどういった経緯で家にあったのかははっきりしない。明治期には丸山家でも戸室石採掘がおこなっていたことと〔北島 1995〕、コツルに刻字されていた「南」という文字が所有者を示すのならば、クロサカ丁場と茅原丁場で採石をしていた南氏の可能性が高く〔北島 1995〕、何らかの経緯によりその道具を丸山氏が所蔵するに至ったと考えられる。

【ゲンノウ 38】

平面長方形で、四隅の面取りがされた方形の断面である。打面側がやや細く、反対側は太くなる。柄穴は太いように偏ってつくられており、2のゲンノウと同形態である。打面は細かく亀裂が入り砕けたようになっている。反対面は叩かれてめくれたような状況である。2のゲンノウにも同様な痕跡があり、この形状のゲンノウは直接矢の頭部を叩く場合と、矢の頭部にあてて別のもので叩くという間接的に使用する方法であった可能性もあるが、聞き取りでは後者の使用方法は確認できなかった。

【ケンヤ 39】

頭部からはほぼ全体の半分程度は角柱状で、半分より先端部は三角柱状となる。ちょうど傾斜変換点の部分にはっきりとした段差がみられることから、角柱と三角柱の素材を接合した可能性もある。頭部は敲打によりやや広がっている。先端部は全体にやや斜めになっている。

【カタヅル 40～45】

矢穴を掘る際と石の表面をはつる際に使用する。柄穴が17～20のカタヅルよりも大きいことから、柄は長く長い可能性がある。45は柄付きだが柄を短く、更に細くしており使用方法が変わった可能性がある。他のカタヅルよりも、一回り大きく刃先も細長くなっている。刻字されており、「南(ツ)?」と読める。清水町では南家が明治期から昭和10年代にかけて断続的に石切作業をしていたとされ〔北島 1995〕、その際に使用されていたものが、何らかの理由で丸山家に所有されていたのかもしれない。形状もこれ1点だけ異なる。41には「丸山」、43には「丸」の刻字が読みとれることから、丸山家で使用・所有していたものと考えられる。

【タタキ・ハビシャン 46】

石の表面を仕上げる際に使用する。両刃の加工具で、一方は平刃のタタキ、もう一方はハビシャンである。通常のビシャンは四角い面に5×5列と言った複数の目が刻まれたものであるが、横1列だけのものである。通常のビシャンでは石の角面を打つと欠けてしまう恐れがあるためと、庵治石では曲

面の仕上げなどでハビシャンを使用するとされる。刃の部分はタンガロイ(超硬合金)を使用している。

【サシバチョンノウ 47】

石の表面を削る際に使用する。刃部はソケット状で、交換できる。体部は刃部を差し込むため片方に柄孔があげられている。取り換え用の刃はタンガロイ製で、体部は鉄製ある。46と同じ会社の製品なので菱形の中に丸が描かれたマークが刻印されている。柄穴は長方形で体部の中央にあげられる。柄は敏一氏がつけたとみられ、丸い枝部分を使用している。46と47は敏一氏が石造物を製作している際に使用したものである。

第2節 硬石の道具

1. 明地氏の道具 (第220～225図)

白山市(旧吉野谷村)瀬波の明地幸雄・外雄氏が所有する石工道具である。お二人はご兄弟で70歳を越えた今でも現役の伝統的石積技能者として、金沢城内の石垣復元などで活躍されている。所有の道具は電動工具が主流となる昭和30年代まで主に使用していたもので祖父や父、同じ現場で働いた職人から譲り受けたものなども含まれる。

明地氏は堰堤や石垣などの石積みを主としており、そのため採石作業も必要があれば行っている。その他に外で作業のできない冬場に建物の基礎石などを作っていたが、墓石や灯籠などの石造物製作はほとんど行っていない。明地氏の石割りにについても合わせて報告する。

【カナテコ 48】

石を動かす際に使用する。握り部分は太さ1.5cmの円形で、身部は太さ1.8cmの八角形、先端部付近は方形となり、持ち手から先端部に向かって太くなり、断面形状も方形へと変化している。先端部は扁平で、刃先は鋭角になっている。全長は165.6cm、重量は11.92kgである。

【セットウ 49】

ノミなどの頭部を叩く際に使用する。断面が八角形の俵型の形状である。片面のみを使用するため、使用面のみ焼き入れをおこない、きれいな曲面となっている。両面に焼きを入れると長年の使用により柄の周辺部分に負担がかかり、ヒビが入ってしまうためという。頭部下面には柄穴を挟んで「請合」と「東郷」という刻印が入る。二つの文字は筆致が似ており販売元もしくは製造元を示すと考えられる。柄穴は円形で、柄は頭部の中央に直角につくが、頭部の使用面側に湾曲した材を使用する。「えつきの木(ヤマボウシ)」を使用している。柄が湾曲する材を使用するのは、セットウの頭がノミや矢に垂直に当たるようにするためである。柄が真つすぐだと、叩くときに肘を上げないと直に打つことができないため、曲がっていることで何回振っても手が疲れにくいという。

【ノミ:クチキリ 50・51、ナカツキ 52・53、ソコツキ 54・55】

矢穴をあけるためのノミである。矢穴を掘る際に工程により3種類のノミを使い分け、ノミの太さ、先端部の長さ等を基に規格的な矢穴をあけている。

クチキリは矢穴をあける際に一番目に使用するノミである。50は持ち手部分も先端部分も断面八角形、頭部は叩いてきれいに整形されている。持ち手部分には横一文字の刻印が付けられている。51は持ち手部分が円形、先端部が八角形となっている。頭部は叩かれて鉄がめくれた状態となっている。いずれも持ち手部分の太さは約3cmの真つ直ぐな棒状で、長さ3～4cm程度の先端部を作っている。このノミの規格を基にすれば、厚さ3cm、深さ4cm程度まで矢穴を掘るということになる。

ナカツキは矢穴をあける際に二番目に使用するノミである。いずれも持ち部分が八角形、先端部分は長方形の断面となる。刃先はやや平刃状となっている。先端部は丸みがなく、角をもち、そのことで、矢穴の側面や角を整えることができる。持ち手部分の太さは約2.5cmで、6cm程度の先端部を作っ

ている。矢穴は8～9割までをこのノミで仕上げてしまう。使用する矢の先端部とノミの角度や厚みはほぼ同じに作られている。53の「メ」刻印は明地氏のマークである。

ソコツキは矢穴をあける際、三番目に使用し、仕上げるためのノミである。形態の特徴はほとんどナカツキと共通する。ただし先端部の長さがナカツキよりも5～6mm程度長くなり、刃先の平刃の幅がやや細くなる。この深く掘れる分で矢が矢穴の底につかないように仕上げることとなる。

ソコツキが使用により短くなった時はナカツキに、クチキリが短くなった時はツバクロ（後述）にそれぞれ転用して使用する。

【矢：シメヤ 56・57、トビヤ 58、ケンヤ 59】

石を割る際に使用する。前述のノミで開けた矢穴に矢をいれゲンノウで頭を叩き、矢が入っていく際の左右に押し広げる力を利用して石を割る。56は長さ13cmを測り、頭部から半分くらいの位置で傾斜変換点があり、厚みは3.9cm、先に向かって薄くなっていく。先端部は平刃状に見えるが、刃先は無く0.5cmの厚みをもつ。57は56よりも小型で長さ8.5cm厚みは3.5cmのものである。同形態で規格が異なるものは、石材の大小で使い分けを行っている。58はトビヤで、57よりもさらに小型になり、なおかつ先端部に焼き入れを行っている。56・57にも軽く焼き入れは行っているそうだが、トビヤの場合はしっかりと入れる。これは硬質な石材に対して使用し、矢が左右に押し広げる力を利用するだけではなく、矢穴の底に矢が当たる衝撃を加えることにより割るためである。また通常の矢が複数個を並べて使用するのに対し、トビヤは単独もしくは2個で使用する。それ以上になる時は複数のシメヤを使用して割る。59はケンヤで、56～58と異なり断面が円形となり、先端部も厚みがなく平刃状となっている。明地氏はこの矢を使用した事はなく、おそらく先代または先々代が軟石を扱った時のものであろうと述べている。

【ゲンノウ 60・61・62】

石を割る際に矢の頭部を叩く60と、直接石を叩いて不要な部分をはつる61・62の2種類がある。頭部はいずれも円柱状で両面ともに焼き入れする。柄穴は円形で中央部にあり、柄は直角につく。柄は61・62が木製、60は鉄の芯をゴムで覆ったものである。頭部の大きさに比べて柄は2cm前後の太さで、華奢な印象を受ける。太いと手に衝撃が伝わりすぎるため、細くねばりのある木を利用して叩いた瞬間に握る力を抜かないと柄がすぐに折れてしまうという。ムラサキシキブ・イツキ・グミなどの材が使用される。ムラサキシキブの真直ぐの柄は、山で採れないので家で真直ぐに育てたりもしたようである。60は全長76.3cm・重量11.3kgで、61は全長56.7cm・重量4.0kg、62は全長45.1cm・重量2.6kgである。矢を叩くゲンノウは打面の中央がやや張り出すのに対し、はつり用の61・62は打面の中央がやや窪んでいる。はつり用ゲンノウは端部を対象物に当て、矢を叩くゲンノウは中央で叩くため打面の形状が異なっている。

【ツバクロ 63・64】

石面をはつる際に使用する。持ち手部分が円形、先端部は菱形に近い六角形で菱形の鈍角の部分を取り出したようになっている。鋭角の部分は石の表面を細い筋状に削れるが、面として石をはつれないことから、面取り部分を石をはがすようにはつる事ができるという。クチキリが短くなると刃先を直してツバクロに転用した。庵治石のヒラノミと呼ばれる道具と刃先は共通する特徴をもつ。

【コヤツキ 65】

小割りした石の不要な角を欠く際に使用した。片方が先端の平らな横刃につくられており、もう一方がセットウなどによる打撃面となる。柄穴は方形で、やや打撃面に寄ってあげられる。柄は頭部に対して直角につけられる。

【ビシャン 66】

石の表面を均す際に使用する。両刃の加工具で両端の面に格子目状の刃が刻まれる。約4cm角の

面に5×5と6×6で刃が刻まれている。柄穴は長方形で頭部中央にあけられ、柄は頭部に対して直角につけられる。

【タタキ 67】

石の表面を一層平らに整えたり、角をきちんと仕上げたりする際に使用する。頭部の両端に刃部がある。柄穴は長方形で中央部にあけられている。柄は頭部に対して直角につけられている。頭部には販売元とみられる刻印と、使用者名とみられる刻字があるが、両方とも不明瞭なため読みとれない。

【ジホリノミ 68・69】

文字など細工物を彫る際に使用する。頭部が敲打によりつぶれているので、セットウで叩いて使用したとみられる。握り部分はやや丸みのある八角形である。すぐにでも使用可能なほど良好な状態を保っているが、明地氏はほとんど使ったことがないという。

【タガネ 70】

ノミなどで焼き入れしていない頭部が敲打によりめくれた状態になった場合に、不要な部分を断ち切るために使用する。該当部分に刃を当て頭部をセットウで叩いた。また、道具に個人の刻印をこれで刻んだようである。刃先はヘラ状に広がっており、持ち手は八角形である。

【ナラシ 71】

鍛冶道具である。焼き入れしたノミの先をこれで叩いて整形する際に使用する。頭部は角にやや丸みがある四角柱状で中央部に長方形の柄穴があけられている。柄はやや斜めにつけられ、ゆるく湾曲している。柄には一部薄くなっているが「明地石材」と焼印されている。

【ハサミ 72・73】

鍛冶道具である。熱く焼き入れした道具をこれに挟んで使用した。72 はシメヤノミなどを挟む際に使用した。「メ」は明地氏の道具につけられる刻印である。73 は挟む部分が幅広く湾曲している。セットウや大型のものを挟む際に使用した。

第3節 軟石の道具

金沢市内の山間部には多数の凝灰岩産地があり、そのひとつである鷹巣石の石工道具を中心に報告する。鷹巣石は金沢市瀬領や相合谷、鷲原一体で採石される凝灰岩で江戸期には城内においても石組溝や囲炉裏縁石等に使用し、明治以降もカマドや建物の土台として使用した。山川石は金沢市山川で採掘された石材でカマド等に使用された。額谷石は金沢市額谷で採掘されカマド等耐火性の必要な道具に使用された。いずれの石材も大正から昭和30年代頃までは需要があったが、現在採掘は行われていない。山川石は不明だが、鷹巣石や額谷石の丁場は横穴の採掘坑である。石材採掘方法は溝切法で、サイズにあわせて溝切し、岩盤から剥がす際にクサビを打ち込む方法である。

1. 北氏の道具 (第226～231図)

金沢市瀬領の北栄一氏が所蔵する石工道具である。氏は昭和6～18・36～37年に鷹巣石採掘を行っており、その際使用していた道具である。

【ハヅル 74】

溝切を行う前に目印となる線をつけていく際に使用する。頭部の両端に刃部があり、両方とも縦刃である。柄穴は長方形で、頭部の中央にあけられる。柄は頭部に対して直角につけられ、装着部は柄も断面長方形となっているが、持ち手部分では長楕円形に面取りされている。

【コヅル 75、ツル 76～79】

石を切り出すための切り溝を掘ったり、矢を入れる矢穴を掘ったりする際に使用する。コヅルに対してツルは頭部、柄ともに大型である。頭部の一方が嘴状の刃部となっている。柄穴は隅丸長方形で、

先端部とは反対側に寄り、柄は頭部に対し直角につけられる。コヅルはほぼ直線的な頭部であるが、ツルは先端部が鷲鼻状に折れ、柄穴付近でも先端部とほぼ同じ角度で折れている。

【ヒラヤ 80～87】

切り溝を掘り終えた石材を岩盤からはがす際に使用する。ツルやコヅルで等間隔に掘った矢穴に差し込み、ゲンノウでその頭を叩く。そのため頭部は広がってめくれたような状態である。側面からみると刃先から頭部に向かってほぼ直線的な二等辺三角形を呈しており、刃先は平刃である。矢というよりも、クサビのような形状をしている。84・85 はらせん状に鉄棒が巻きつけられたような痕跡が残っているが、使用により小さくなった矢に鉄棒を巻きつけ鍛打し、再利用した痕跡と考えられる。

【ゲンノウ 88】

石を割るため矢の頭部を叩く際に使用する。やや中央部が膨らんだ円柱状の頭部でその中央部に円形の柄穴がある。柄は非常に長く頭部に対し直角につけられる。打面の一方は非常に整っているが、使用によりやや周辺部の鉄がめくれたような状態となっている。もう一方の面は凹凸が見られる。

【カーバイドランプ 89】

瀬領周辺での凝灰岩切り出しは基本的に横穴を掘り進むため坑内は明かりが必要となる。そこでこのランプを明かりとして使用した。カーバイドに水をかけてアセチレンガスを発生させるランプである。

2. その他の道具 (第 232～236 図)

金沢くらしの博物館所蔵の道具で鷹巣石・額谷石・山川石の採掘で使用された道具である。寄贈品が複数名のため、使用者ごとではなくまとめて掲載した。90～106 までが鷹巣石、107 が山川石、108・109 が額谷石の採石で使用されていた道具である。

【ハヅル 90・91】

石を切り出す切り溝を掘る前に目印となる線をつけていく際に使用する。90 は頭部の両端に縦方向の刃部がある。91 は片方のみに縦刃がつき、柄との装着部付近の屈曲具合からツルを転用した可能性もある。両方も柄穴は長方形で頭部に対して直角につけられる。装着部は柄も断面長方形となっているが、持ち手部分では長楕円形に面取りされている。

【カタヅル 92・93、ツル 94・95】

石を切り出すための切り溝を掘ったり、矢を入れる矢穴を掘ったりする際に使用する。ただし、93 は他のものと比べ極端に柄が短いことから手で作業するためのものとの指摘があり(布尾 2009)、切りだした石の面を整える際に使用した可能性もある。ツルはカタヅル同様に、切溝を掘ったり、矢穴を掘ったりする際に使用する。94 は 95 と比べても極端に細長い。

【矢：ヒラヤ 96・97、ケンヤ 98～100】

切り溝を掘り終えた石材を岩盤からはがす際に使用する。ヒラヤは矢というよりもクサビのような形状をしている。ケンヤも側面からみるとほぼ二等辺三角形ではあるが、先端部が平刃ではなく、尖っている。99 のみにほぼ中央部に厚みが大きく変わる傾斜変換点がある。

【チョウナ：101】

釣針状に湾曲した柄に袋状の基部をもつ刃部を装着する。刃部は平刃で、大工道具でみられるチョウナと形状は類似する。

【タタキ：102・103】

石の表面を一層平滑に整えたり、角をきちんと仕上げたりする際に使用する。頭部の両端に横刃が作られている。柄穴は長方形で、中央部にあけられている。柄は頭部に対して直角につけられているが、持ち手部分にかけてやや湾曲する。

【ゲンノウ：104】

鍛造道具である。道具の先端を鍛えなおす際にこれで叩く。

【アンコバサミ：105】

鍛冶道具である。熱された矢やツルなどを鍛冶炉から取り出す際に挟む。挟む対象物によって刃先の形状が異なる。

【カナドコ：106】

鍛冶道具である。熱された道具を叩く際に乗せる台となる。上面は平らな台となっているが、下は尖っており、木にこの部分を刺して固定する。

【ヒラヤ：107～109】

切り溝を掘り終えた石材を岩盤からはがす際に使用する。クサビ状を呈している。107は山川石、108・109は額谷石の道具であるが、両者ともヒラヤしか残っていない。

以上の取り上げてきた石工道具を機能別に分類すると、「採石道具」「加工道具」「鍛冶道具」の3つとなり、今回の集成では石材の運搬に関する道具は確認できなかった。内訳は総点数が109点で、採石道具は76点、加工道具25点、鍛冶道具8点となり（表19参照）、採石道具が圧倒的に多数を占めている。やはり基本的に石材の採掘を行う道具揃えであるためであろう。

実際に明地氏の道具置き場や長谷川氏の聞き取りからは、道具の種類の数豊富さよりも、1種類の道具を複数個所有していたとみられる。

第4節 道具の特徴と石材別の比較

所有者および石材ごとの特徴と石材別の比較をみていきたい。

長谷川氏の道具は石割りのためのゲンノウやケンヤ、粗加工のためのビシャンやタタキがあり、採掘から粗加工までの作業を行うことが可能な道具が含まれている。長谷川氏への聞き取りにより、矢穴はノミを使用せずにツルで掘るため30本近く所有していたことが判明した。現在ツルは残っており、作業を停止した後に散逸してしまったようである。矢の先端部はほとんどが折れ曲がっており、石にあたったものとみられ、使用時の状況が推測できる。

小阪氏の道具は採石に使用するものとしてクサビ状の矢や、原石を掘削する際に使用するカラクワが見られる。また、カタツルを多く所持しており、これが矢穴をほったり粗加工したりする際使用されたものとみられ、長谷川氏のツルを多く使用していたという聞き取り結果とも一致する。また小阪氏はジホリノミといった石造物などを作る際に使用する道具を持っていることも特徴である。採石だけでなく加工もおこなっていたと考えられる。

清水氏の資料は矢のみであったが、長谷川氏の矢と比べて厚みはあるが小型である。ただし、先端は同様に尖っている。長谷川氏によると赤戸室を割る時はハツルで矢の先が入るだけの穴を掘り、そこに矢を打ち込むと石に入り込んでいって割れる。赤戸室の場合は清水氏の矢では長さが短すぎてすぐ入り込んでしまい、叩けなくなるが、青石など硬い場合ならば、ツルでは矢穴は開けられず、ノミで矢穴を掘り、石に入り込まずに左右に開く力がかかるので短くても大丈夫かもしれないとのことであった。これは近世の石割りで使用する矢の作用と同じ技術といえよう。長谷川氏が所持している道具というものは、矢の使用法から、凝灰岩を採石する際にクサビを使用する道具と共通することがわかる。清水氏の道具は硬石ということになるが、矢の形状は硬石を割る明地氏の矢とは全く違う形状をしていることから、硬石の技術からも既に変化していると考えられる。

丸山氏はカタツルを多数所有するという点は長谷川氏の聞き取りや小阪氏の道具揃えとも共通する。また、ゲンノウや矢も長谷川氏の道具と類似する。

以上のように、各々道具の多少や若干の相違点はあるものの、戸室石の道具は採石用具のカラクワ・カタツル・ケンヤ・ゲンノウと、加工用具のタタキ、ビシャンが主要な道具であったことがわかる。長

谷川氏の丁場跡の残石にも、ケンヤを使ったとみられる三角形の矢穴痕やカタツルの痕跡を確認できる。

明地氏の道具には矢穴を掘るノミの種類が多い。一つの矢穴を掘るにも段階ごとに使い分け、規格も矢と合わせて一定規格の矢穴が掘れるようにするなど、効率的な技術である。このノミであけられる矢穴は長方形のもので、江戸前期の丁場でみられる矢穴痕と規格はやや小さいが、同形のものである。矢についてもクサビ型ではなく、腰の張った形状をしている。近代に急速に発展した庵治石丁場でも、仕事の効率化のために道具が細分化しているといわれ⁽¹⁾、その点からも明地氏の技術は近代の硬石割りの技術に影響をうけていると考えられる。また、はつりゲンノウを所有するが、長谷川氏は「手取川あたりの硬石を取る人たちが使う」と言っており、戸室石採掘では使用しなかったという。明地氏も自分たちが主に扱ってきた石材は「硬石」とし、戸室石のことを「軟石」の範疇にとらえている。

明地氏は石垣などの石積みやその石加工を行っているが、以前は山での採石と冬場の作業として土台石の作成も行っており、それらの道具も所有する。また鍛冶道具もあり、採石から加工に至る道具揃えを見ることができる。現役の石工であるため道具が散逸していない点と実際にその道具を使って石割り等を行える点は、多くの情報を与えてくれる。今後どの様にこれらを保存・継承していくかが課題となろう。

凝灰岩の道具はハヅル・ツル・ヒラヤ・ゲンノウといった採石道具、タタキのような表面加工用具があるが、字彫りノミといった細工用の道具はみられない。個別道具でいくと、刃先の細く長いツルと太く短いカタツル（コツル）、縦斧状のハヅルの三種類があった。ツルは戸室石用のツルと比べ刃先が長く細い。矢はクサビ状を呈しており、石に入り込んでいって割る形状となっている。同じ鷹巣石の道具であるが、北氏はコツルといい、くらしの博物館藏品はカタツルといい名称が異なる。

戸室石と硬石・軟石の道具を比較すると軟石との共通点が目につく。まずツル・ハヅルといった道具で採石から加工までを行う点である。次に石割りの際に矢が左右に押し開く力ではなく、入り込んでいって割る力を利用する点で共通する。ツルや矢の形状は若干異なっているが、使用方法は同じである。また、タタキも凝灰岩と戸室石は片方にだけ刃がついている。一方硬石の道具とは加工道具にピシャンを使用する点が共通する程度である。一方異なる点としては、矢穴を掘るノミがあること、もう一つ大きな違いとして、ツルを持たない点があげられる。戸室石ではツルは採石から加工までを行う道具であったが、硬石の場合はノミやゲンノウがそれらに対応する道具であろう。

これまで戸室石は通常硬石の範疇で扱われる安山岩であるが、軟石の技術で採石されており、それは近代以降の変化が大きいとされてきた〔布尾 2008, 2009〕。今回は軟石の技術との共通点を再確認するとともに、聞き取りを通して戸室石を硬石の範疇と認識していないことが明らかとなった。また、硬石の石工道具とも大きく異なることも確認したが、その一方で金沢城内や丁場内でよくみられる方形矢穴痕と明地氏の矢穴との共通点は、戸室石が近世段階では硬石の技術で採石・加工されていたことを示すと考えられる。戸室石でなぜこのような技術を使用するようになったかは、長谷川氏の「(矢穴を掘るのに)暇(時間)がかかる」の一言にも表わされるように、ノミとセツトウを用いて方形の矢穴を掘るよりも、ツルを用いて矢が安定する程度の矢穴を掘るほうが早い。そのためか、コツルの先端と矢の形状は似た形状となっている。工程・労力をいかに省くかという点を改良した結果であろう。またそれを可能にしたのは戸室石がその方法でも十分に割れる石であったということも大きな要因といえる。

註

- (1) 金沢くらしの博物館所蔵の凝灰岩石工道具については使用者がかなり細別されるため一括した。
- (2) 廣瀬永津子氏の御教示による。

【記録① 長谷川博氏からの聞き取り記録】

金沢市田島町在住の長谷川博氏は、昭和20年代後半から30年代末(38-9年頃)まで戸室石の採掘を行っており、当時の道具や丁場の作業の様子等を聞き取りを行った記録である。長谷川家は江戸期には藩の丁場の入夫頭をしていたといわれ、明治以降も戸室石採掘を行っていた。屋号を「オゴヤ(御小屋)」し、名前は六兵衛と代々名乗っていた。

石工道具 原石採掘には両ツルや鉞、スコップを使った。丸山氏のカタツル(第217-218図40～45)は仕上げ用で、丁場で使ったのはもっと太くて、先は短かった。矢穴を掘るのも、石の粗加工もカタツルでやった。加工した石の表面に見える筋はみんなカタツルで削った。カタツルだけで30本くらい持っていたが、今はもう無くなってしまった。

矢穴はカタツルで三角形に掘った。ノミを使うより早い。そこに矢を入れてハンマーで打ち込んで割った。赤石を割る場合は大きな(長い)矢を使い、クサビのように中に入り込み割れた。矢穴の底に矢の先端はつく。溝切りをして石を割ることはしていない。

青石は硬いのでハブツルでは手にひびくため、ノミで矢穴を掘った。厚みがある小型の矢(第216図33～36)は硬い青石なら割れるだろう。赤石だと短かすぎて、すぐに中に入り込み、頭が叩けなくなる。

石の目に沿って割ると、面白いくらい綺麗に板石がとれた。割る時は粗い間隔で矢穴を掘り、切る時には細かい間隔で矢穴を掘る。(石の目に沿って矢を入れる場合:割る、目に直行する場合:切る)石の目は土から出てきた原石の段階でわかる。目を見ずに石を割ると後で変なところからはがれてしまう。

ハンマーは細いほうで矢の頭を直接打った。片方が太くもう一方が細いことは特に意味はない。

道具は鳴和のヒロムラという鍛冶屋に作ってもらい、先出しなどの手入れは自分でやった。

長谷川丁場 自宅から丁場へのルートは自宅から最も近い橋を渡り、田圃の畦道のような細い道をのぼった。山にはいると、ほとんど真すぐに丁場に向かって道があった。

採掘坑内から平場前面の土砂捨て場の斜面までトロッコの軌道がつけられていた。土砂捨て場では、軌道の片方(山側)を上げてトロッコの箱をひっくり返し、土を捨て易いように工夫した。土捨て場も元は採掘坑があってそこを埋めていった。原石は採掘坑内で粗削りを行い、トロッコに乗せて平場まで運んだ。そこで石屋から発注された大きさに粗加工した。仕上げは石屋が持って行ってやった。土蔵の腰板が多く、たまに灯笼などもあった。

平場には小屋があり、休憩や食事をとる場所、道具小屋として使った。鍛冶炉も作られており、朝昼2回ツルや矢の先付けをした。これは自分だけがした。鍛冶炉は地面をすり鉢状に掘り窪めて粘土を貼り、横から風車で風を送り、火を起こした。燃料は最初炭で後にコークスになった。焼き入れに必要な水溜は戸室石を割り抜いて水槽を作った(第94図4参照)。刃先の焼き入れは色をみながら行うが、そのタイミングが難しく、丁場に連れ始めて2年程おじいさんに色々教えてもらった。

作業員は最盛期10人ほどおり、仕事は土砂掘削が大半で、石加工は慣れた2～3人がした。

明治の留山解放後、長谷川家は最初前田の殿様から「殿様の穴」をもらったが(SQ110)、坑の底のほうへ螺旋状の道があり、下に掘り進む方法だった。排上や原石搬出に入夫賃がかさみ採算があわなかったため、北西側へ移って採掘をした(SQ101～104)。この場所は浅永氏(加賀石材株式会社)も採掘していたのを引き継いでやった。ここは長い間やっており、トロッコの線路も引いていた。自分も最初の頃はここへ通っていた。そのうち良質の石が取れなくなったので、一段下へ移った(SQ107)。「殿様の穴」だけは名前と呼ばれたが、他の丁場は特に名前・通称等なかった。

山の東側斜面にも長谷川家の山があり、そこは青石丁場だった(SQ11～20 周辺)。自分は探っておらず、注文があった時にだけ採掘したらしい。坑らしい坑はなく、斜面が急で事故などが起きやすいのでほとんど探っていないはずである。青石であるタテ石(烏帽子石)はキズが多すぎて使い物にならないので採らなかったが、殿様が良いものを少しだけ採った。田島町の神社の鳥居もこの辺で採った。

石材の出荷 石引道(殿様の道:SF1)から丁場へのつづら折りの坂道は自分がつけた。昔は馬車を使ってこの道で製品を運んでいた。ある程度製品がたまったら清水町の馬車引きを呼んできて轆に乗せ県道まで下し、県道からは石屋のトラックに乗せた。当初は金沢の石屋と取引していたが、途中で富山の業者とだけ契約するようになった。後に石引道までトラックの通れる道をつけたが、つづら折りの道は急すぎてトラックでは上がれなかった。製品は丁場内で不要部分を落として四角く加工した原石をトン単位で出した。丁場から石引道までは、石を転がして下し、チェーンブロックでトラックに積んだ。

【記録② 戸室石の石割り実演の記録】

石川県白山市在住の石工・明地幸雄氏と明地外雄氏が所蔵する石工道具を実際に使用し、戸室石の石割りをを行った際の記録である。

使用する道具などは、親方であった父・幸作氏から受け継いだものが主である。明地氏は祖父の代から石工をしている。両氏は、白山麓の砂防堰堤工事で石積みを行ってきたほか、金沢城跡二ノ丸内堀の石垣や、河北門二ノ門石垣、いもり堀鯉喉槽台の石垣等、金沢城内の石垣復元に携わっている。また、金沢職人大学校でも戸室石の石割技術などの指導にあたっている。

石割りは、次の4つの工程で行われた。

- I：墨で割り付け線を入れる
- II：矢穴を掘る
- III：矢を打ち込む
- IV：カナテコで石を動かす

以下では、この4つの工程に沿って石割り作業について説明を行う。

I：墨で割り付け線を入れる

割る場所に墨でラインを入れる。個々の矢穴の位置や数（単位：枚）は、石の大きさや硬さによって変える。

最初の頃は親方に教えてもらっていたが、慣れてくると経験的に決めるようになり、墨は入れないことが多い。



II：矢穴を掘る

セットウ（石頭）とノミを使用して、矢穴を掘っていく。

ノミには、クチキリ（口切り）・ナカツキ（中突き）・ソコツキ（底突き）の3種類あり、矢穴を掘り下げる段階によって順に使分けしていく。（先端部写真参照）



クチキリの直径をもとに矢穴の厚みを決めていく。

ナカツキやソコツキ先端部の角や平らな部分を使い、矢穴を方形に整える。同時に、平らな部分で矢穴の中に溜まった石屑や粉を掻き出しながら掘り下げていく。

一定のリズムでセットウを振り続ける。1枚の矢穴を開けるのに約5分を要する。矢穴に矢を入れ、セットウで軽く叩き込む。



クチキリ

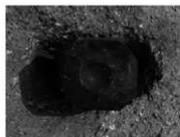


ナカツキ



ソコツキ

【ノミ先端部】



矢の先端部はソコツキの先端部から約6mmの部分とほぼ同じ厚さとなる。

この約6mmの差が、矢の先端部と矢底の空間となる。この約6mmを打ち込む間で石が割れる。

矢と矢穴の厚みはぴったり合うが、側面には隙間ができる。この隙間がないと石が上手く割れず、縁が割れてしまう。

Ⅲ：矢を打ち込む

ゲンノウで矢を打ち込む。全ての矢を順に少しずつ打ち込んでいくが、叩く際の音でどの矢が効いているか確認し、2回目に叩く時には効いている矢を選んで打ち込んでいく。打ち込んでいるときは高い金属音がするが、石が割れると鈍い音に変わる。ゲンノウの打面が矢を真芯にとらえないと、うまく割れない。



ゲンノウをふるう際は、右手は常に柄の尻を持ち、左手は振り上げたときはゲンノウの頭付近に（写真左）、振り下ろすと柄の尻のところへ移動する（写真右）。

Ⅳ：カナテコで石を動かす

割れた石の亀裂部分にカナテコを差し込んで、石を移動する。



幅9cm×深さ5cmの矢穴痕（白線）。実際に矢が当たった部分の摩擦が顕著である（点線）。

表18 石工道具観察表

図例番号	実測番号	資料番号	品名	a	b	c	d	e	f	重さ	採取地	石材名	所蔵
1	36	6757	カチナコ							163.1	11650	田島	金沢市の博物館 (長谷川博氏寄贈)
2	14	6758	ハンマー	17.5	7.0	6.4	3.0	2.0	76.4		4100	田島	
3	24	6753A-5	ケンヤ	3.4	2.9	7.9	0.6				2280	田島	
4	25	6753A-4	ケンヤ	3.3	3.3	8.2	0.5				2580	田島	
5	22	6753A-3	ケンヤ	4.6	4.2	9.1	0.4				3270	田島	
6	21	6753A-1	ケンヤ	3.8	3.4	10.0	1.4				3700	田島	
7	25	6753A-6	ケンヤ	4.8	4.4	9.9	0.6				3680	田島	
8	26	6753B1	ケンヤ	3.1	3.1	11.1	0.5				4040	田島	
9	35	6755	ノミ	5.2	5.1	18.1	0.3				7870	田島	
10	13	6756	ビシヤン	15.7	35~46	37~44	2.3	1.5	32.2		30280	田島	
11	9	6751	タチキ	15.9	5.8	2.7	3.0	1.3	26.2		10880	田島	
12	37	6754	エタダホ	11.6	3.6	3.5	2.6	1.5	27.5		6450	田島	
13	11	1	カチナコ	28.2	6.0	3.8	6.0	2.0	59.5		16100	田島	
14	15	15	ビシヤン(ハシヤ)	5.2	3.5	13.8	4.7				7300	田島	
15	15	15	ビシヤン(ハシヤ)	5.0	4.5	18.4	3.4				8400	田島	
16	13	16	ビシヤン(ハシヤ)	3.9	4.4	15.2	3.8				10200	田島	
17	5	小版2	カチブル	25.7	1.7	3.1	4.2	1.6	29.2		12610	田島	
18	13	小版3	カチブル	25.0	3.7	4.1	4.7	1.8	29.6		13000	田島	
19	6	小版4	カチブル	21.4	3.2	3.8	4.1	1.4	31.4		10260	田島	
20	13	小版5	カチブル	20.6	3.0	3.5	4.1	1.7	37.8		10600	田島	
21	13	小版6	カチブル	19.0	2.7	3.1	2.9	1.3	29.4		7000	田島	
22	13	小版7	カチブル	15.3	3.2	3.1	2.8	1.4	30.5		7000	田島	
23	13	小版12	フル	17.1	4.6	4.0	2.2	2.2			13200	田島	
24	13	小版14	タチキ	16.3	5.9	2.1	2.4	1.0	19.4		11600	田島	
25	10	小版10	タチキ	18.2	6.2	3.2	2.5	1.4	20.0		12800	田島	
26	9	小版9	タチキ	15.5	5.7	2.7	3.1	1.2	23.4		12500	田島	
27	15	小版	セトウ	9.9	5.1	5.0	1.8	1.9			12850	田島	
28	18	小版18	ノミ	3.4	2.7	19.3	1.1				4900	田島	
29	19	小版19	ノミ	2.6	2.5	20.7	0.3				2800	田島	
30	20	小版20	ノミ	1.1	1.1	6.6	0.4				500	田島	
31	17	小版17	スミヤリ	1.0		21.3	0.8				8900	田島	
32	16	小版16	スミヤリ	0.8		17.6	0.7				2100	田島	
33	30	4842-4	ケンヤ	4.2	3.5	6.4	0.5				2280	清水	
34	31	4842-5	ケンヤ	4.0	3.3	6.5	0.4				3120	清水	
35	29	4842-3	ケンヤ	4.0	3.5	7.3	0.5				3430	清水	
36	28	4842-2	ケンヤ	5.4	4.9	8.2	0.6				2970	清水	
37	27	4842-1	ケンヤ	4.7	5.3	12.2	0.6				6660	清水	
38	N07	丸山-02	ケンヤ	19.10	6.95	7.30	2.95	1.50			36500	清水	
39	N08	丸山-03	ケンヤ	2.70	2.36	9.30					3000	清水	
40	N06	丸山-01-06	ノミ	(29.30)	4.40	4.15	6.00	2.40			21000	清水	
41	N02	丸山-01-02	ノミ	29.10	4.10	4.00	7.40	2.40			21000	清水	
42	N03	丸山-01-03	ノミ	29.70	4.30	4.60	7.20	2.30			22500	清水	
43	N04	丸山-01-04	ノミ	28.10	4.85	4.80	6.25	2.50			21000	清水	
44	N05	丸山-01-05	ノミ	28.70	4.30	4.10	7.05	2.30			23500	清水	
45	N01	丸山-01-01	ノミ	36.00	5.30	5.10	6.45	3.00	31.60		30000	清水	
46	N09	丸山-04	タチキ	17.10	3.45	5.20	2.20	1.40	32.70		14500	清水	
47	N10	丸山-05	丸しぼヤシロウ	20.20	2.70	4.00	2.00	1.30	24.60		21000	清水	
48	N20	N29	カチナコ	1.5	1.8	4.0				165.6	119200	清水	
49	N3	N38	セトウ	10.4	3.7	3.8	2.15	1.25	27.0		12500	清水	
50	N67	N61	タチキ	3		32.8					19000	清水	
51	N68	N63	タチキ	4.2	4.25	28.4	0.5				15000	清水	
52	N10	N65	ナソツキ	2.6	3.55	18.5	0.7				6500	清水	
53	N9	N66	ナソツキ	3.75	3.9	17.6	0.7				6000	清水	
54	N12	N67	ソコツキ	2.5		26.3	0.45				9000	清水	
55	N11	N69	ソコツキ	3.15	3.3	22.4					8100	清水	
56	N16	N617	シメヤ	3.9	3.85	13.0	3.1(0.45)				8200	清水	
57	N17	N620	シメヤ	3.45	2.8	8.5	3.1				4900	清水	
58	N18	N623	トビヤ	2.0	1.9	5.5	2.3				1600	清水	
59	N15	N626	ケンヤ	3.5	3.5	14.0	1.05				6500	清水	
60	N19	N65	ケンヤ	32.0	7.45	7.2	2.3			76.3	113000	清水	
61	N67	N628	ケンヤ	17.5	3.55	3.8	1.95	18.5		56.7	8000	清水	
62	N65	N637	ケンヤ	13.45	5.1	5.0	1.9	2.0		45.1	36000	清水	
63	N14	N10	ツバクロ	4.55	4.35	20.3	0.6				11200	清水	
64	N13	N12	ツバクロ	3.9	4	11.2					5900	清水	
65	N4	N31	コヤツキ	15.0	4.6	4.2	3.7	1.25			10900	清水	
66	N2	N33	ビシヤン	13.55	4.2	4.05	2.4	1.0	29.8		8800	清水	
67	N1	N29	タチキ	18.3	4.8		2.3	1.4	24.7		17700	清水	
68	N21	N16	シヤコ	2.3	2.35	10.0					1180	清水	
69	N22	N13	シヤコ	2.15	2.15	12.2					2030	清水	
70	N36	N45	タチキ			13.05	4.6				1100	清水	
71	N25	N46	サラン	6.5	1.9	2.3	1.9	0.9	29.9		3450	清水	
72	N23	N42	ノミ	6.3	1.55						3755	5300	清水
73	N24	N43	ノミ	9.7	4.1						4555	11000	清水
74	北6	ノミ(横付)	32.6	4.5	2.9	3.7	1.9	48.1			19000	兼善	
75	北5	コソム(横付)	27.9	4.4	4.4	5.2	1.6	47.5			21500	兼善	
76	北1	フル(横付)	39.3	3.2	3.2	4.9	1.8	60.1			10000	兼善	
77	北2	フル(横付)	47.7	2.8	2.7	3.7	1.9	73.8			19500	兼善	
78	北3	フル(横付)	36.3	3.9	2.9	5.8	2.2				19000	兼善	
79	北4	フル(横付)	48.0	3.3	3.6	5.7	1.9				16000	兼善	

図録 番号	実測 番号	資料番号	品名	a	b	c	d	e	f	重さ	採取地	石材名	所蔵
80		北7	ヒツヤ(小)	3.9	3.1	13.7	2.4			400.0	美濃		北条一氏
81		北8	ヒツヤ(大)	5.0	4.0	18.0	3.3			650.0	美濃		
82		北9	ヒツヤ(大)	5.3	5.3	20.4	3.6			860.0	美濃		
83		北10	ヒツヤ(大)	5.5	4.5	20.5	3.7			1000.0	美濃		
84		北11	ヒツヤ(大)	5.2	4.8	20.1	3.7			900.0	美濃		
85		北12	ヒツヤ(大)	5.7	4.9	20.8	3.8			900.0	美濃		
86		北13	ヒツヤ(大)	5.4	4.8	20.2	3.8			900.0	美濃		
87		北14	ヒツヤ(大)	5.4	5.5	21.7	3.8			1000.0	美濃		
88		北15	ゲンノウ(新付)	12.8	5.0	4.5	1.9	1.9	81.2	1560.0	美濃		
89		北16	カーハ存ランプ	全長14.5,全幅7.8,片手含まない									
90		6117	ハズル	28.2	3.1	52.7 42.9 52.7	3.3	1.4	34.9	1430.0	美濃	美濃石	金沢55の博物館 (98・101・105・106 南ハル子, 96・97 南深吉, 90・91・93・99・104 坂正義, 92・100南吉雄, 94鹿井七, 102・103和田栄吉, 96小西栄作, 107作田省一, 108・109坂井男 各氏寄贈)
91		6092A	ハズル	25.3	3.5	3.7	5.4	1.9	37.35	1341.0	F発見		
92		6082A	カタゾル	38.5	4.4	5.1	6.3	2.3	78.3	3850.0	美濃		
93		6635B	カタゾル	19.9	3.7	4.0	2.8	1.2	28.25	1169.0	美濃		
94		6093A	フル	35.3	4.0	4.3	4.6	1.9	80.5	2000.0	美濃		
95		6093B	フル	41.2	2.6	3.6	5.6	1.9	76.8	1700.0	美濃		
96		6085-2	ヒツヤ	1.8	(1.4)	16.2	2.7			257.0	美濃		
97		6085-3	ヒツヤ	3.9	2.8	11.5	6.9			253.0	美濃		
98		6630	ケンヤ	4.3	3.9	13.4	0.4			663.0	美濃		
99		6094A	ケンヤ	4									
100		6113	ケンヤ	4.1	3.5	6.2	(1.2)			350.0	美濃		
101		6083	チョツナ	22.1	4.6	3.4	3.0	2.4	59.5	1150.0	美濃		
102		6464A	ヲサネ	17.7	6.5	2.6	2.6	1.6	23.05	1333.0	相合谷		
103		6464B	ヲサネ	15.8	6.8	3.1	2.6	1.2	24.2	1324.0	相合谷		
104		6101	ゲンノウ	10.6	3.6	3.1	2.3	1.0	16.5	749.0	美濃		
105		6110A	アツシヤシ	2.0	6.5					480.0	美濃		
106		6108	カチゾコ	5.1	5.1	9.8	0.6			812.0	美濃		
107		6084-1	ヒツヤ	4.7	4.0	13.8	2.8			556.0	山田		
108		6133C	ヒツヤ	3.8	3.0	(10.3)	(2.3)			285.0	熊谷		
109		6133D	ヒツヤ	3.8	3.4	6.3	(1.2)			255.0	熊谷		

*a~fは(cm),重さは(g)

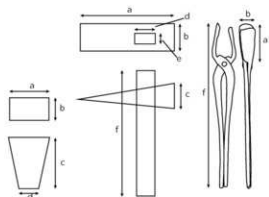
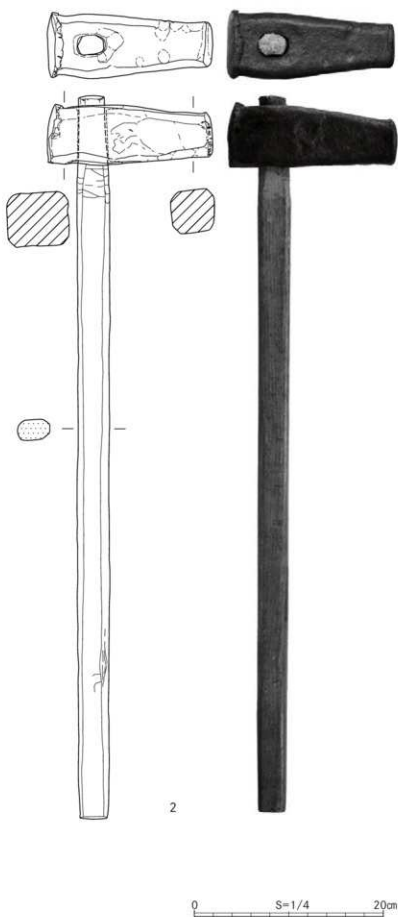
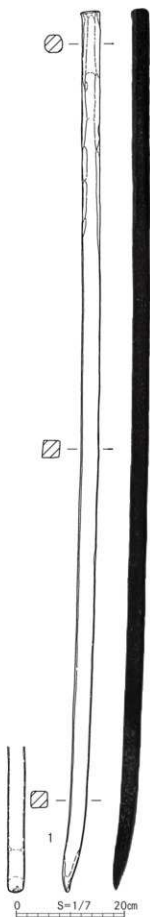
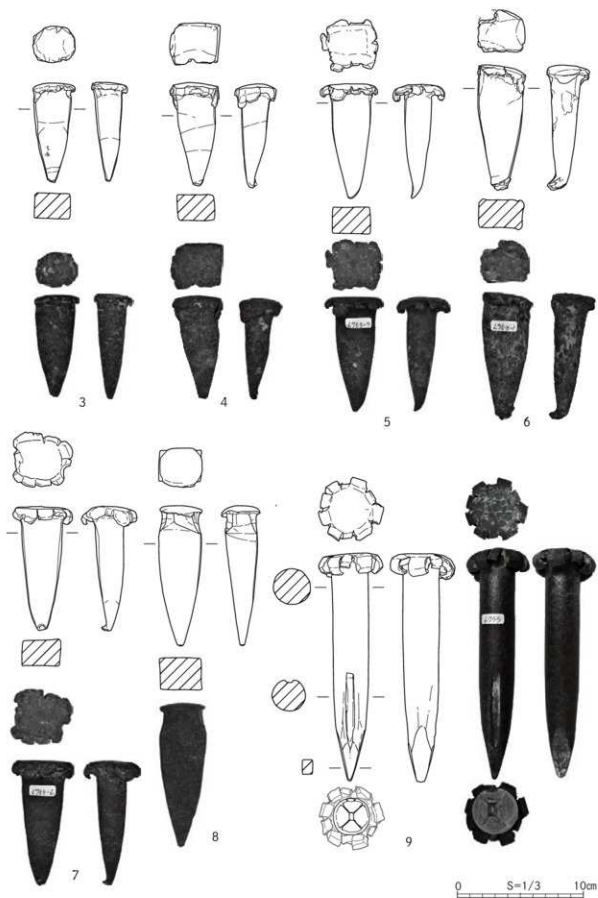


表19 用途別道具数量(使用者別)

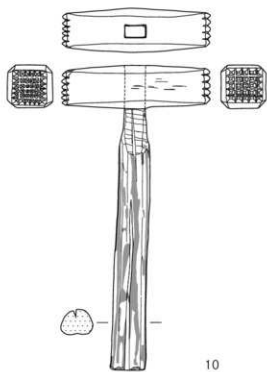
	点数	採石道具	加工道具	鍛冶道具
長谷川氏	12	9	2	1
小阪氏	20	11	9	0
清水氏	5	5	0	0
丸山氏	10	8	2	0
明地氏	26	13	9	4
北氏他	36	30	4	3
合計	109	76	25	8



第210図 石工道具 1



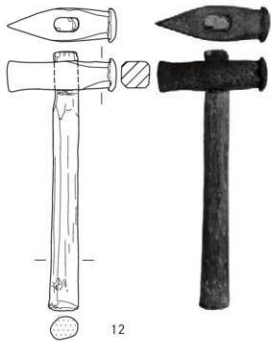
第211図 石工道具2



10



11

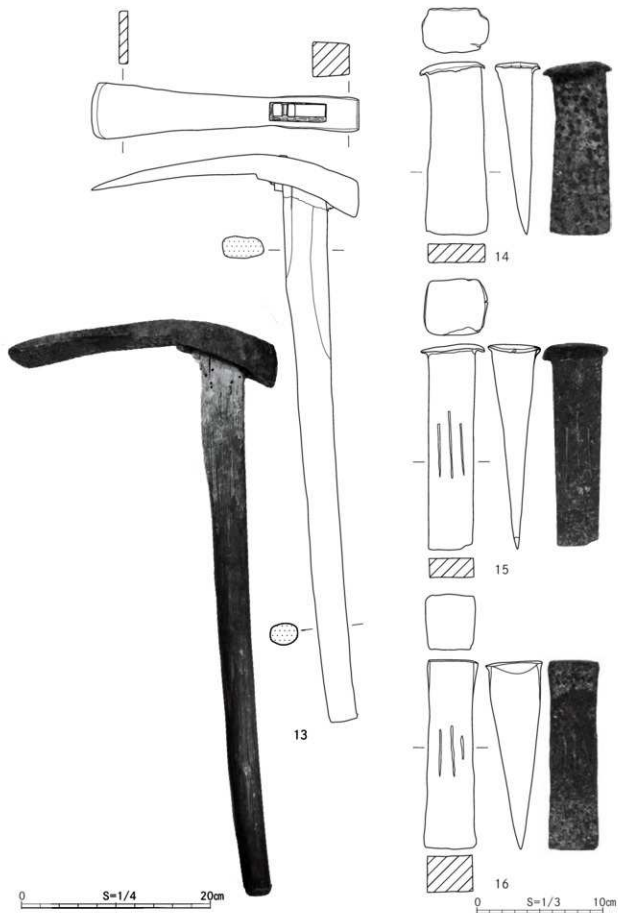


12

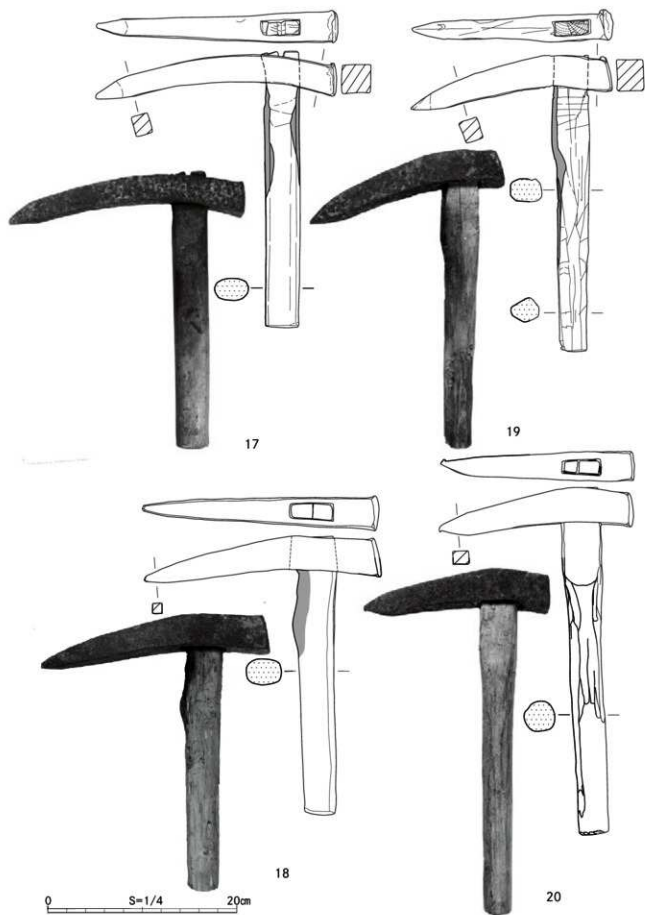


0 S=1/4 20cm

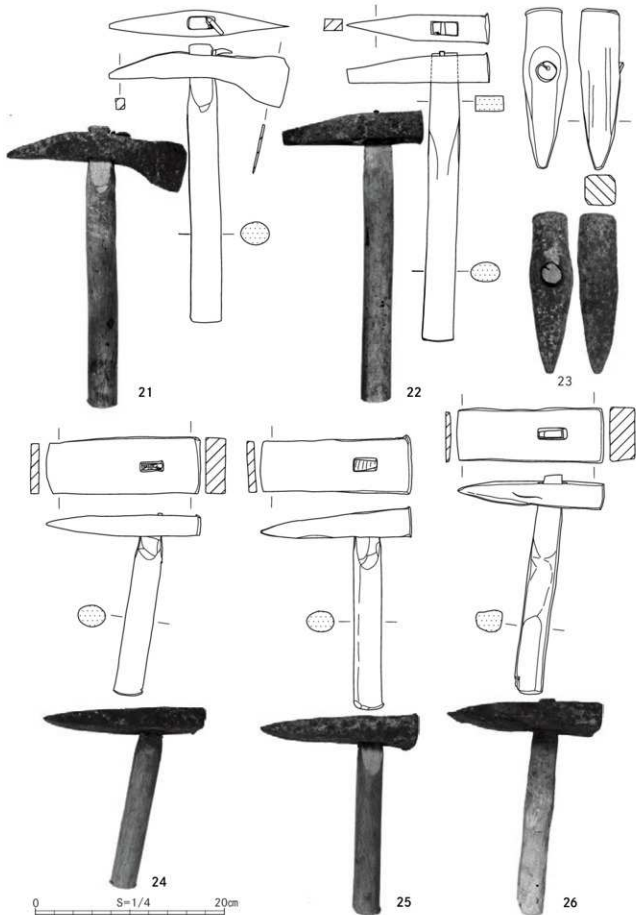
第212図 石工道具3



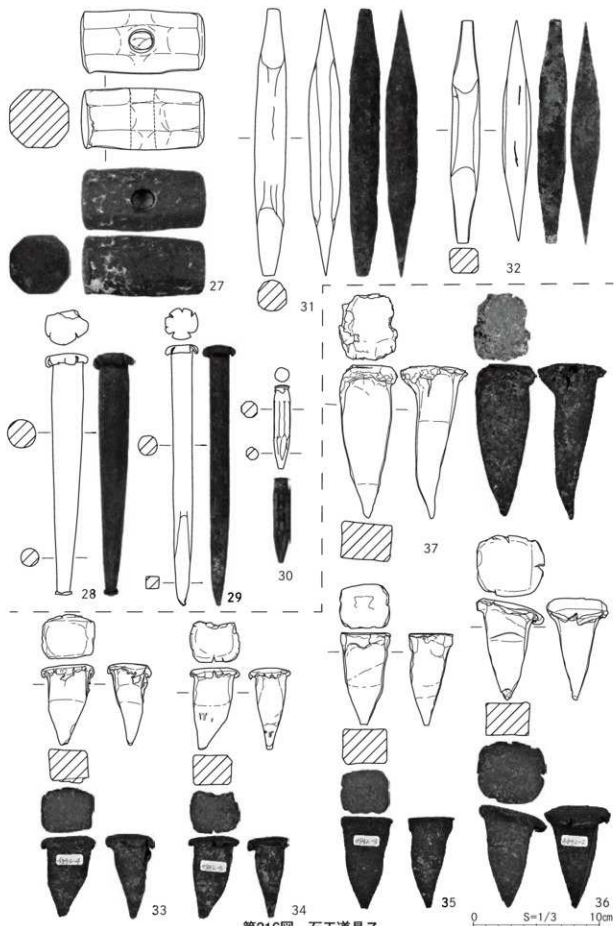
第213図 石工道具 4



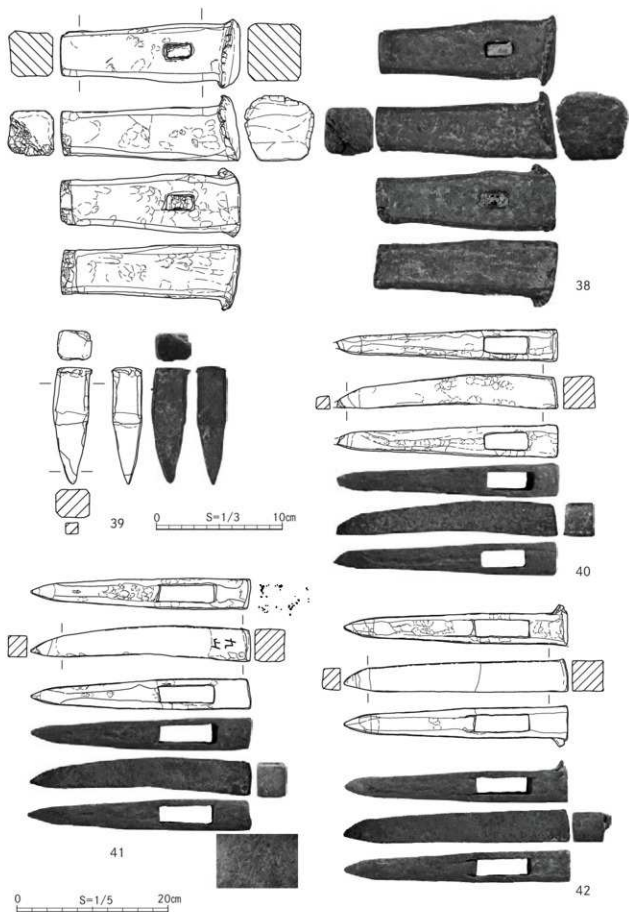
第214図 石工道具5



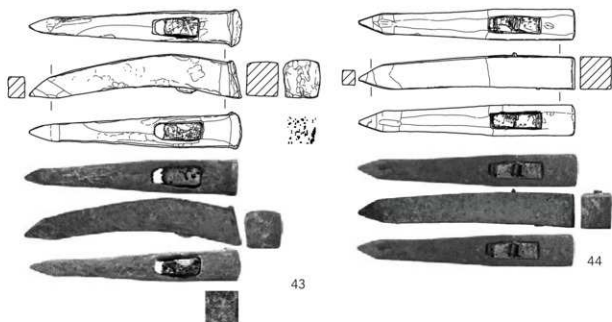
第215図 石工道具6



第216図 石工道具7

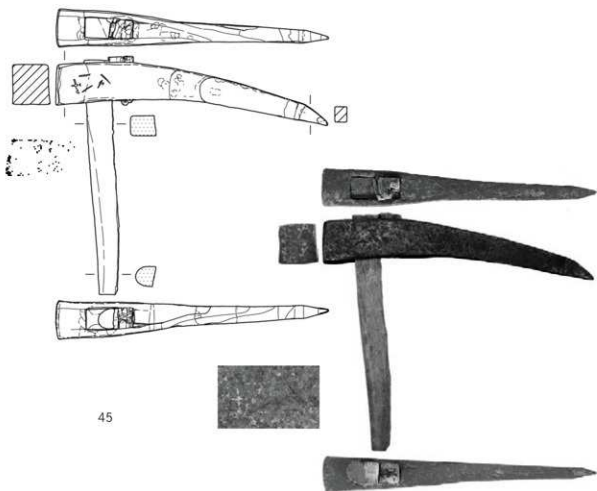


第217図 石工道具8



43

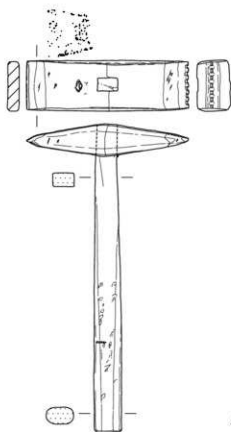
44



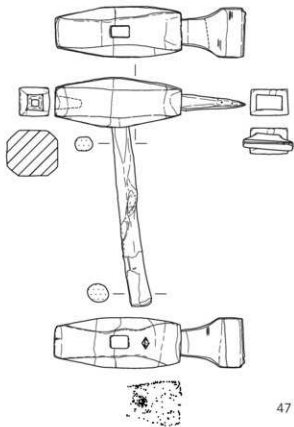
45

0 S=1/5 20cm

第218図 石工道具9



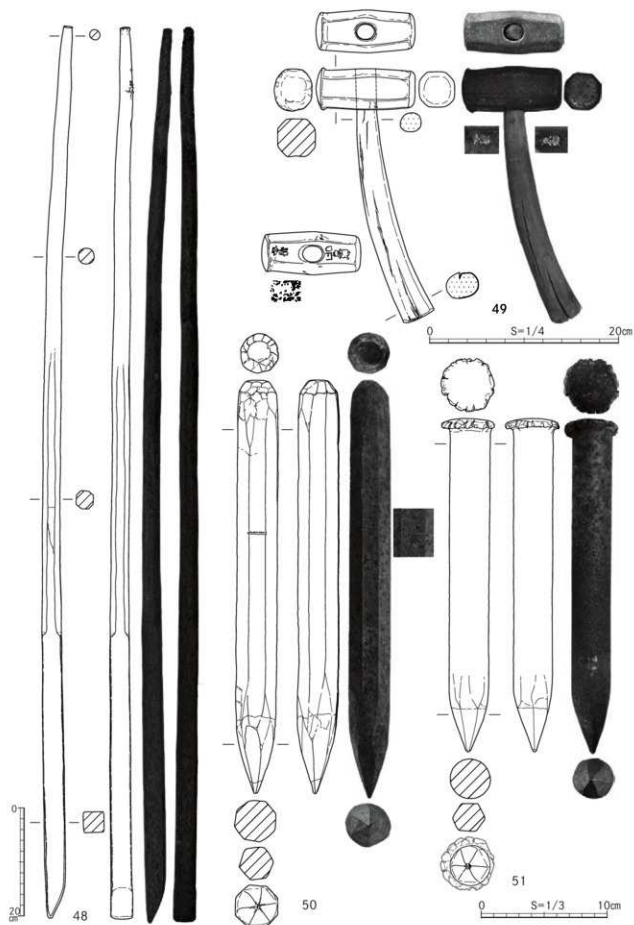
46



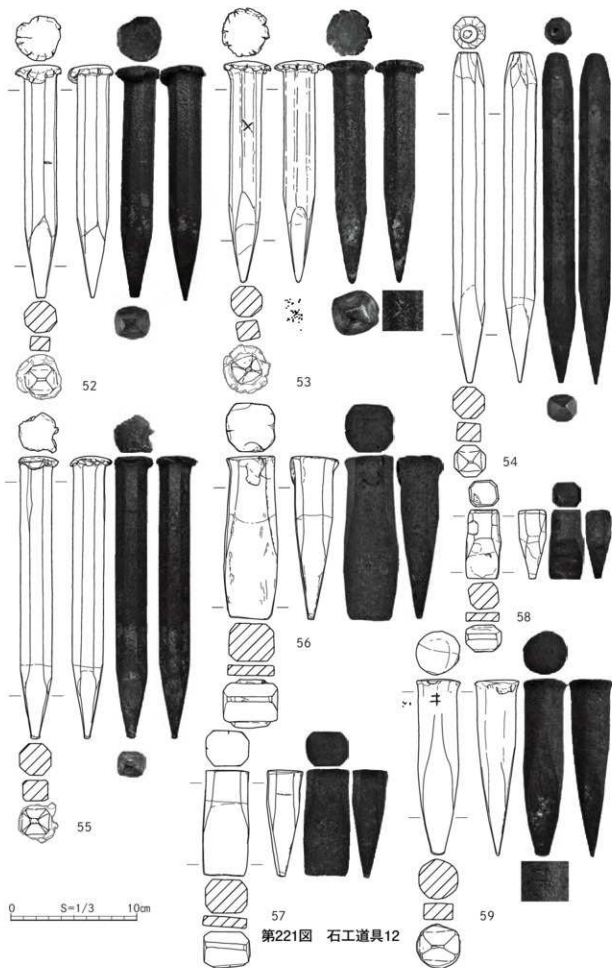
47



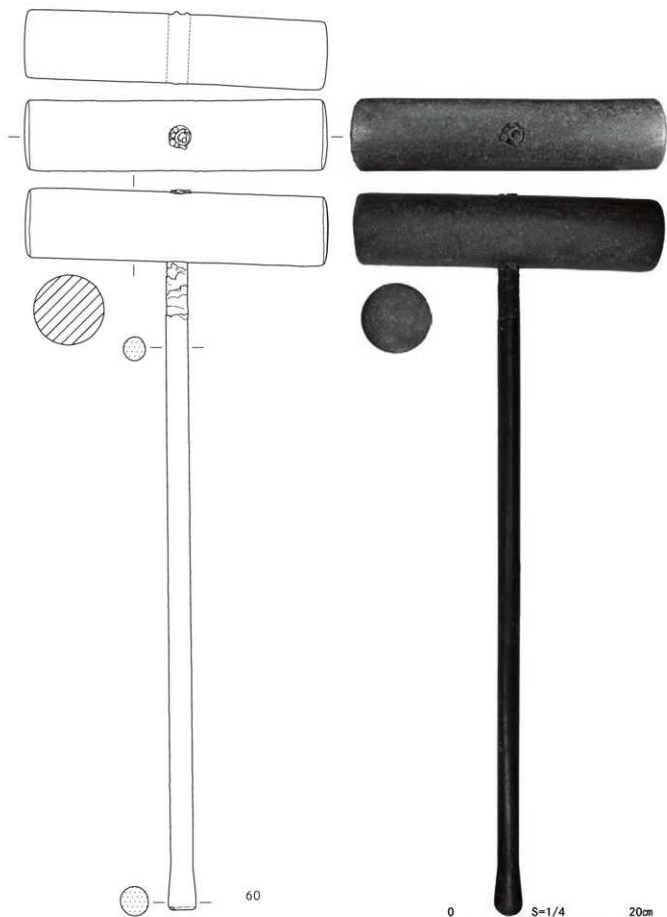
第219図 石工道具10



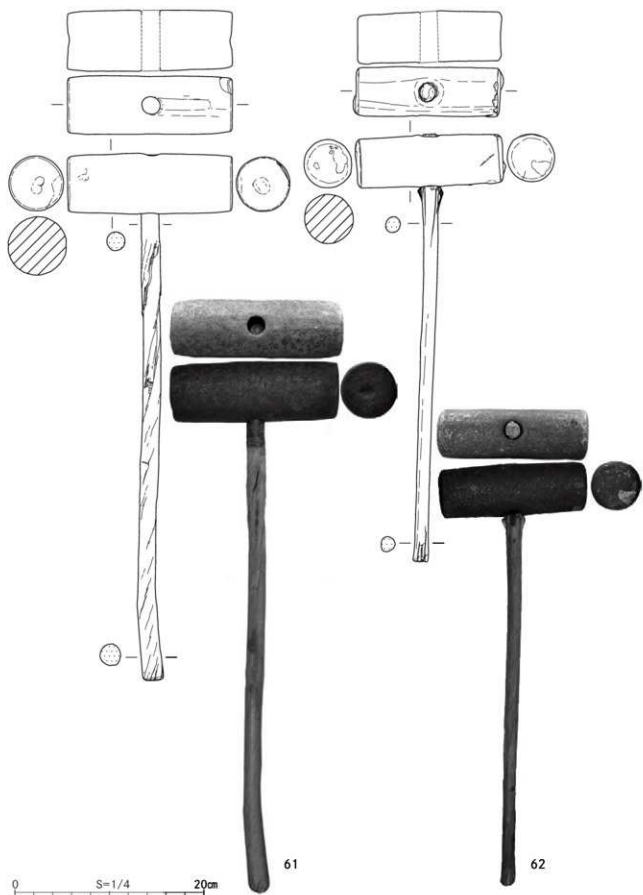
第220図 石工道具11



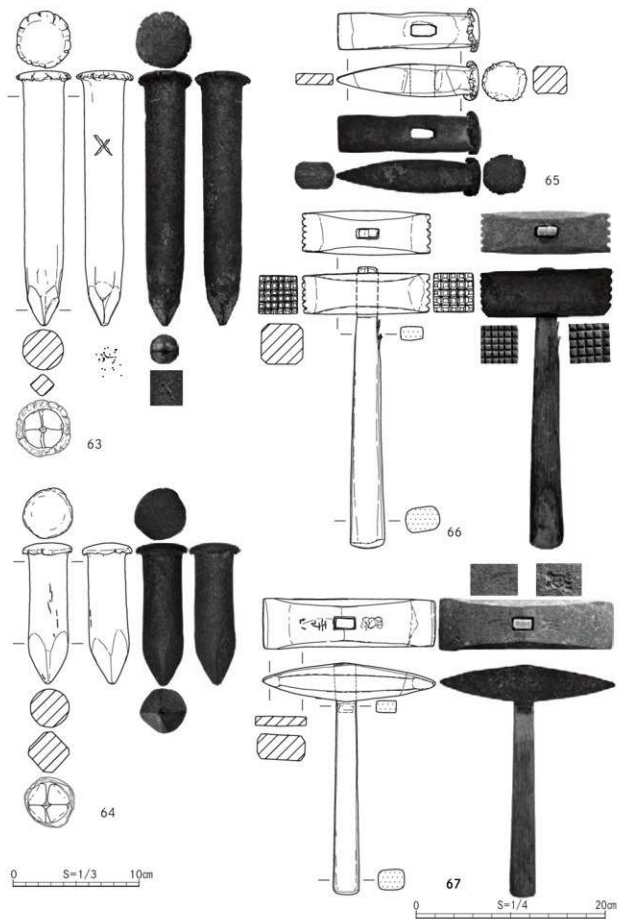
第221图 石工道具12



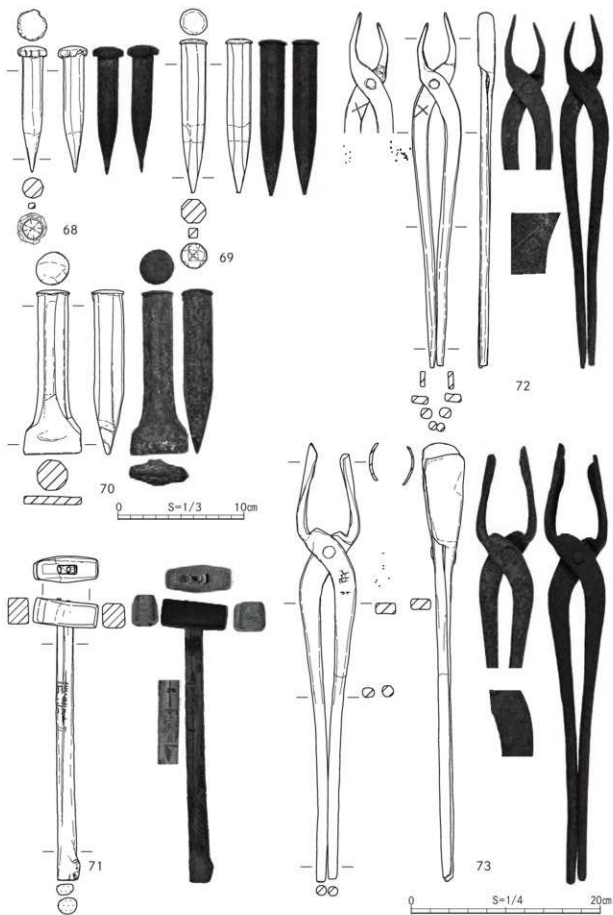
第222図 石工道具13



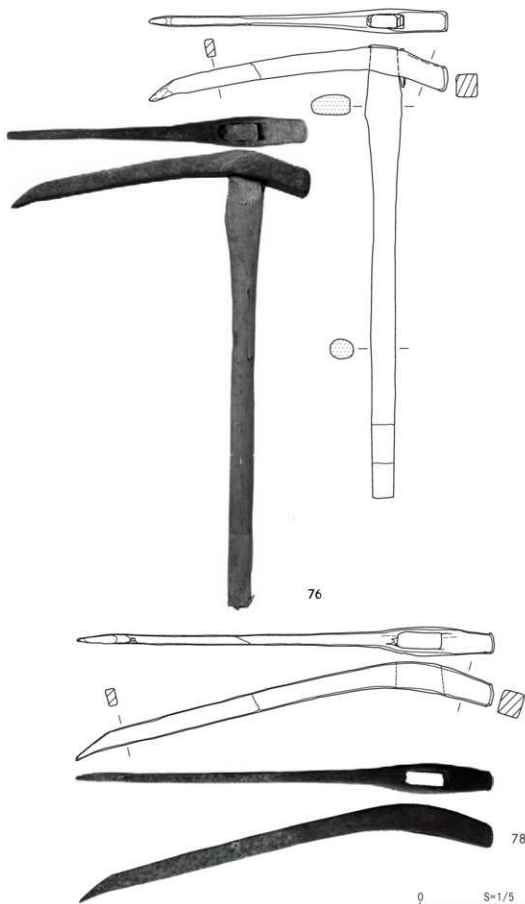
第223図 石工道具14



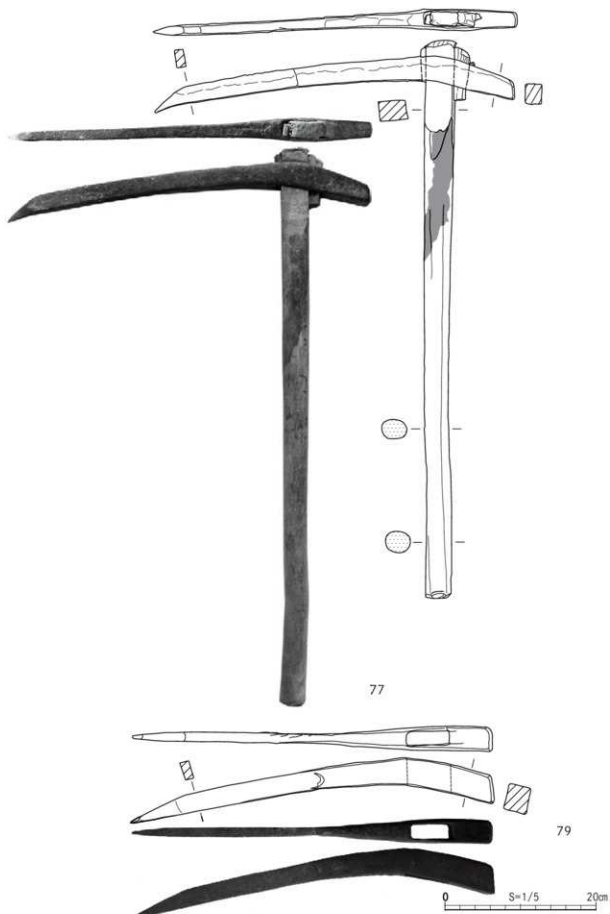
第224図 石工道具15



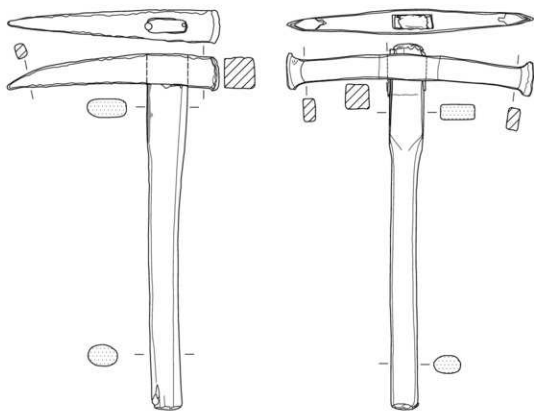
第225図 石工道具16



第226図 石工道具17

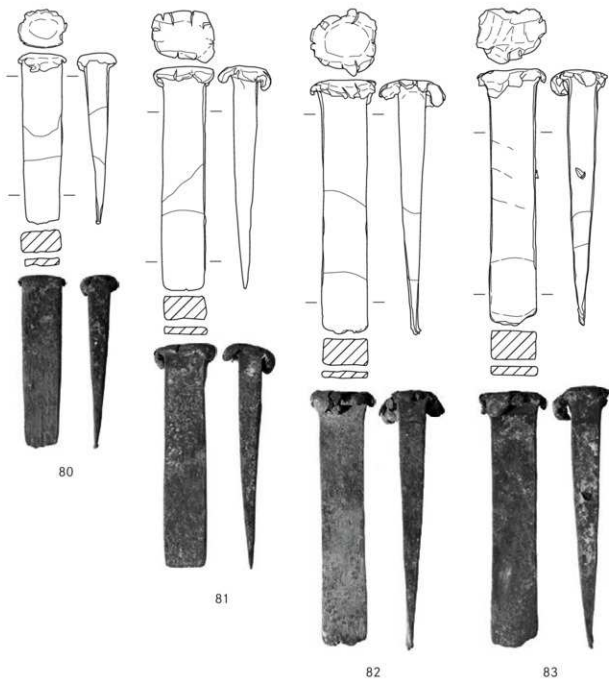


第227図 石工道具18



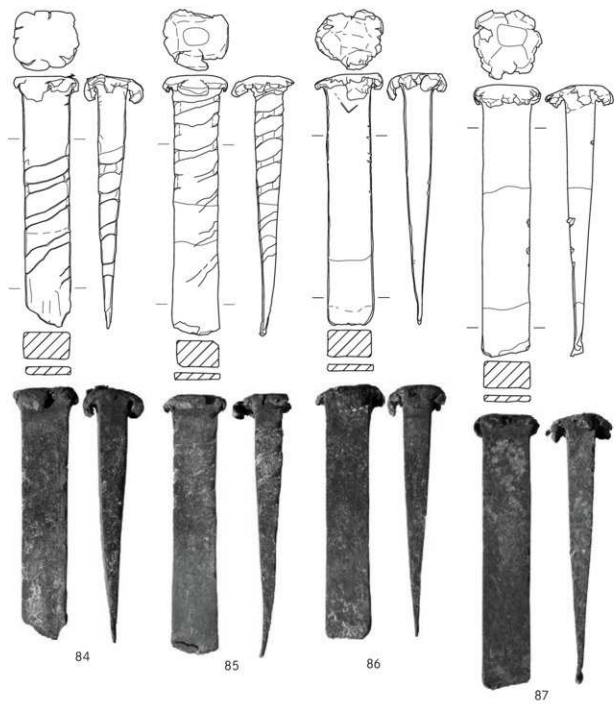
0 S=1/5 20cm

第228図 石工道具19



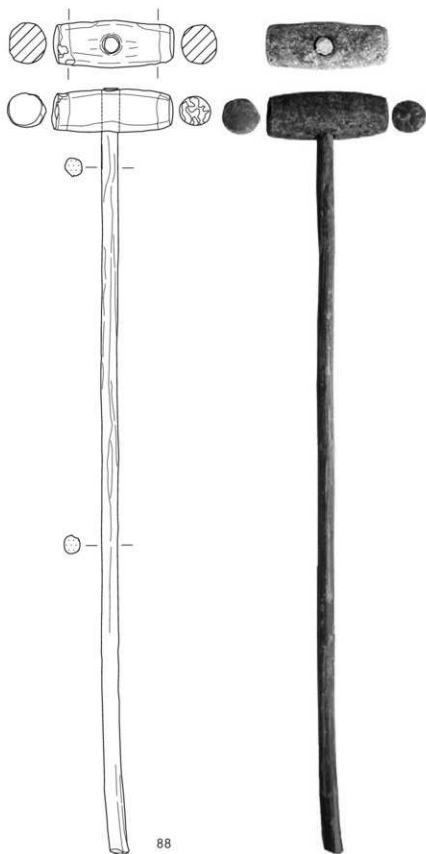
0 S=1/3 10cm

第229図 石工道具20



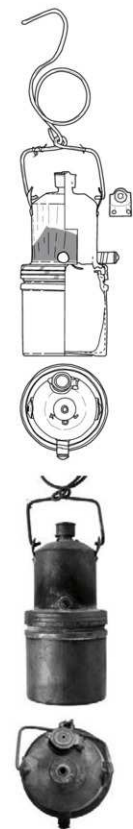
0 S=1/3 10cm

第230图 石工道具21



88

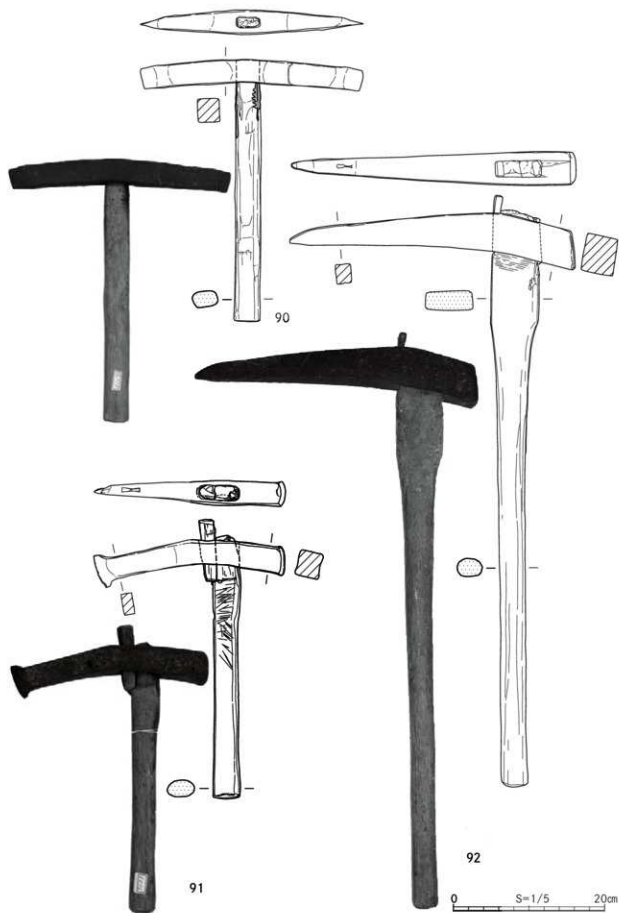
0 S=1/4 20cm



89

0 S=1/3 10cm

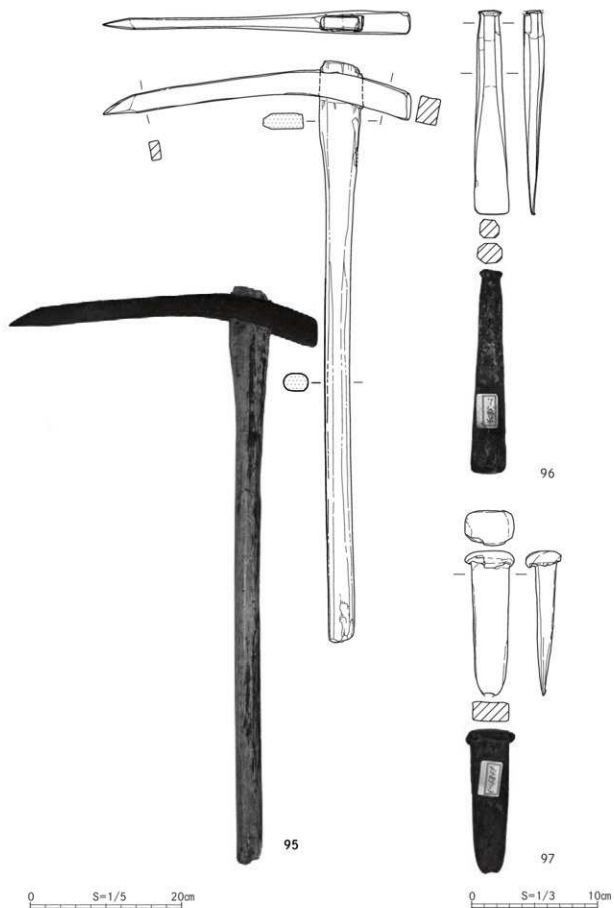
第231図 石工道具22



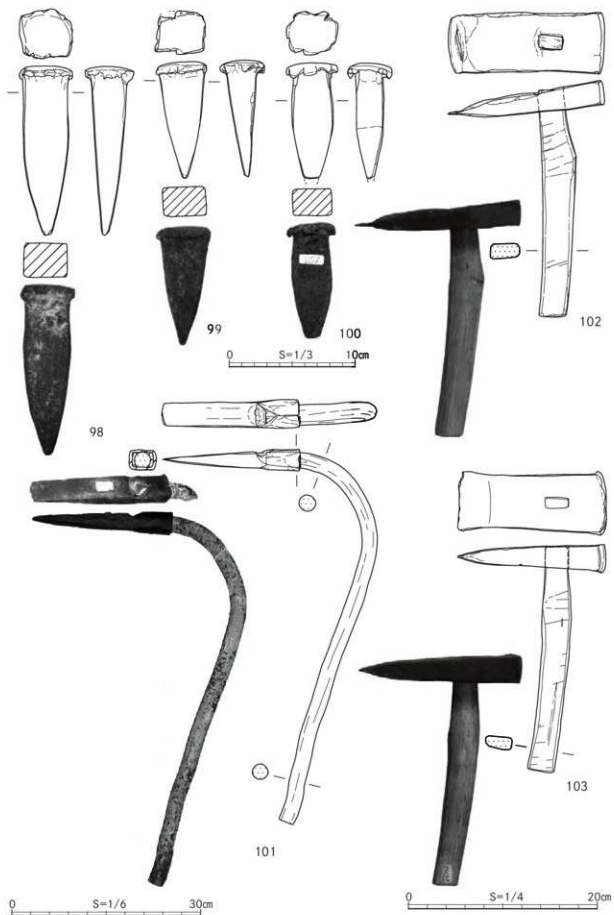
第232图 石工道具23



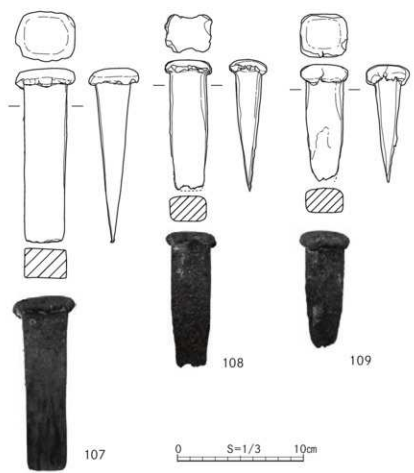
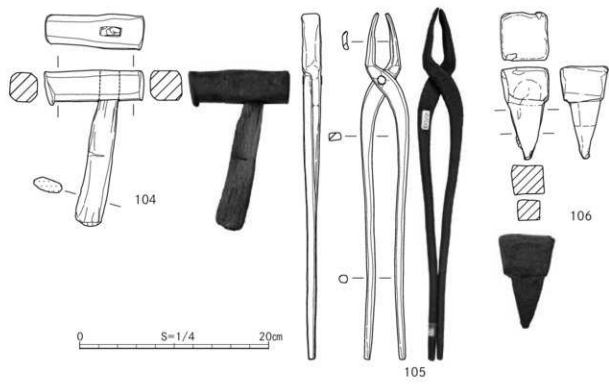
第233图 石工道具24



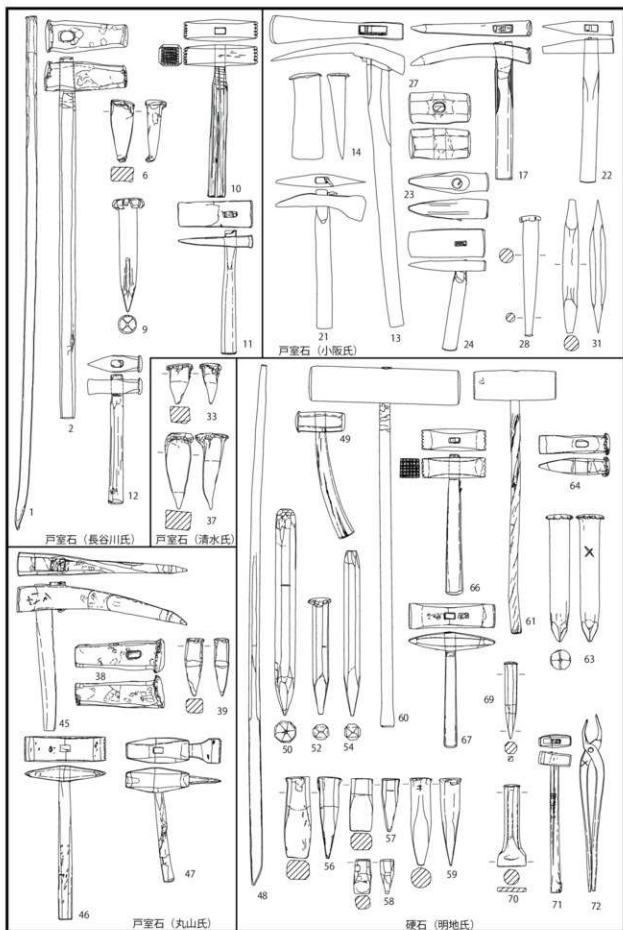
第234图 石工道具25



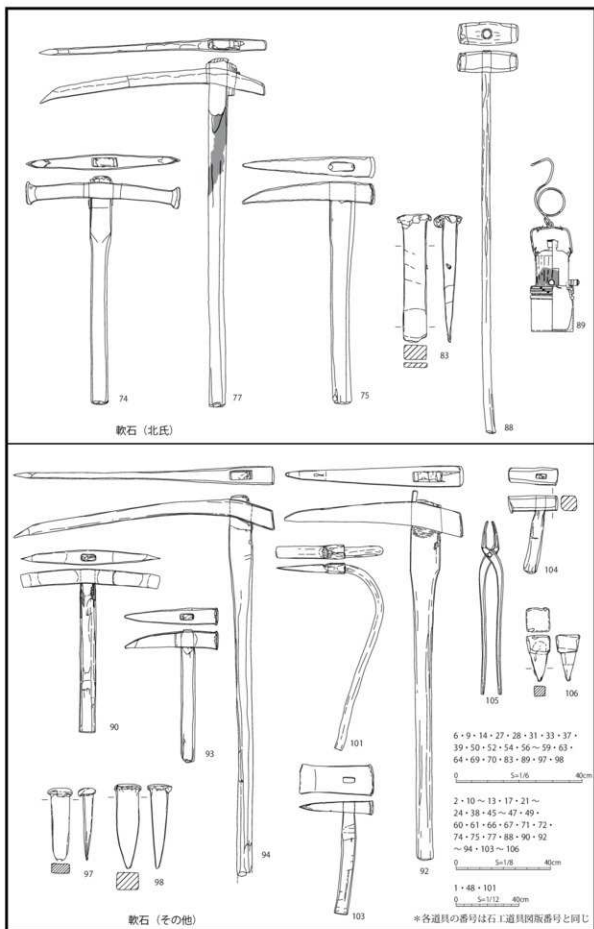
第235图 石工道具26



第236图 石工道具27



第237図 組成図 1



第238図 組成図2

第8章 戸室石製石造物等の調査

第1節 戸室石利用の概要

戸室石の用途と変遷については、既に『戸室石切丁場確認調査報告書Ⅰ』の中で、石造物や建造物の礎石・敷石等での代表的な事例を取り上げて概観したところである。ここでは、戸室石が藩政期を通じて加賀藩の管理下におかれ民間利用が制限された特別な石材であること、用途は城郭の石垣用材を第一としつつ、建築物の礎石・敷石や用水路等の土木建築材、灯籠・石塔や墓石等の石造物としても盛んに利用されていること等を紹介した。例えば、金沢城以外の城郭では、三代藩主利常の隠居城として寛永16(1639)年から整備に着手する小松城の石垣の一部に用いられたほか、富山県高岡市の二代藩主利長の墓所(正保3(1646)年)及び菩提寺である瑞龍寺の石燈籠(寛永15(1638)年)や、輪島市門前町の総持寺亀山墓地の五輪塔(寛永4(1627)年)などが代表例である。戸室石製の石造物は、近世前期には藩主や重臣クラス等の階層に限られていたものが、近世後期にはいって町民の寄進による石灯籠等にも広がり、時期によって階層や用途に変化が見られた。

なお、戸室石利用の初源については、従来の所見を踏襲して、石川県野々市市に所在する末松庵寺の塔心礎の事例から7世紀後半頃に遡るとしたが、その後の岩石調査で塔心礎が戸室石とは異なる鉱物組成をもつ安山岩であることが判明している[酒寄2012]。

本章では、戸室石利用の多様な実態を把握する作業の一環として、墓石を取り上げる。墓標は、近世から石材を利用したものが一般化し、紀年銘から造立年代を知ることでもできるが、造立数が多いだけに調査資料の収集は容易ではない。しかし近年、金沢の代表的な近世墓地である野田山墓地の詳細調査が金沢市教育委員会によって実施され、膨大なデータが整理・公開されたことで、墓石を対象とした定量的な検討が可能となった[金沢市教育委員会2003, 2008, 2012]。今回は、市教育委員会の協力を得て、これらの調査成果から野田山墓地の墓石の石材構成と年代的な変遷について、造立主体の階層性にも配慮しつつ検討を加え、石垣以外を含めた戸室石利用の全体像を把握するための一助としたい。

第2節 野田山墓地の墓石材

1. 野田山墓地の概要

野田山墓地は金沢市の南東部、金沢城から直線距離にして3.5km、戸室石切丁場からは約6kmの場所に位置し、富樫山地の北東端にある野田山丘陵に立地する。標高175.4mの野田山丘陵の北東斜面を利用して築かれており、頂上より約10m下った標高160m台を南限とし、北は山裾を走る長坂用水、東西は小さな谷に挟まれている。墓地の範囲は南北約900m、東西約600mを測る。

現在の墓地の状況は、主に近世段階に形成された墓所が集まる上野、芝山、中割、後割[甲・乙]地区に区割された旧墓地と明治以降に造成された新墓地の甲・乙・丙地区に分かれる。野田山墓地の歴史は、初代藩主である前田利家が遺言により野田山を墓所と定め、墳墓を造立したことから始まるとされている[屋敷2008]。前田家墓所は野田山墓地南東端の上野地区にあり、そこから北斜面にかけて広大な墓域が展開する。前田家墓所の周辺には加賀八家のうち六家の歴代墓所があり、ほかにも重臣クラスの武家の墓所がみられる。その他の平土や町人の墓所は、芝山・中割・後割地区を中心に分布する。

野田山墓地の管理は前田利長が慶長5(1600)年に建立したとされる桃雲寺が行っており、明治8(1875)年には石川県の官有地となった。明治17(1884)年に金沢市(市)の所有・管理となってか



第239図 野田山墓地の位置



第240図 野田山墓地の区割模式図

らは市民の墓地として拡大していった。前田家墓所は平成21年に国指定史跡に認定され、現在は成巽閣によって管理されており、野田山墓地全体を金沢市が管理している。

野田山墓地についての調査・研究は、明治から昭和にかけて森田平次氏、近弥次郎氏、八木土郎氏らによって野田山墓地の来歴や墓碑の調査がなされてきた〔森田1891, 近1970, 八木1991〕。考古学的観点に基づいた研究では、野田山における近世墓地としての形成過程と、藩主・重臣の墓所形態の特徴が明らかにされており〔滝川2001〕、前田家墓所の造墓構造から重臣の歴代墓所の変遷についての整理がなされている〔出越2001〕。そして金沢市埋蔵文化財センターによって、野田山墓地、加賀藩主前田家墓所、加賀八家墓所の資料調査や墓碑調査、測量調査及び一部の発掘調査が実施されており、調査成果が取りまとめられている〔金沢市2003, 2008, 2012〕。墓碑調査では規模・形態・岩石種・被葬者・紀年銘等の多岐にわたって詳細な記録がされている。本章の分析はこれらの調査成果に全面的に依拠しており、若干の補足調査を踏まえて墓石材についての整理をするものである。

2. 北部地区の墓石材

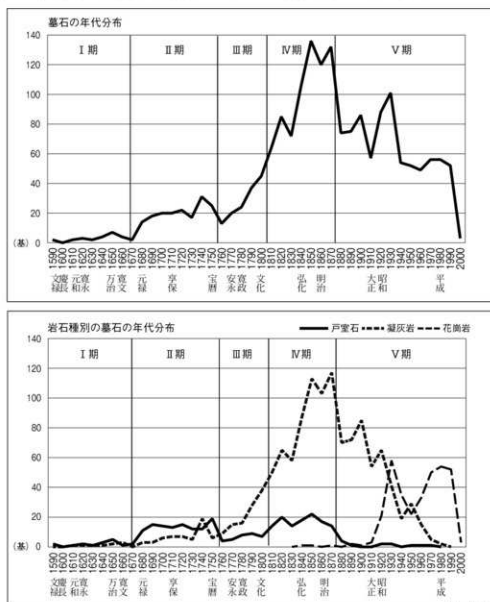
野田山墓地において墓標とする石造物には、板碑型・角柱型・笠付型などの石製墓標のほか、五輪塔・宝篋印塔(石廟)・無縫塔などの石塔類があり、ここではそれらを総称して「墓石」としている。野田山墓地の墓石に使用される岩石種には、安山岩である戸室石のほか、凝灰岩や花崗岩がある。凝灰岩の石材には、福井県足羽山で産出される緑色凝灰岩である「笏谷石」と、石川県小松市で採掘される「滝ヶ原石」、金沢市の犀川上流の丘陵で採掘される「小原石」などがある。花崗岩は他地域からの搬入石材で、20世紀以降は墓石材として普及している。野田山墓地北部地区の調査は、平成12～14年度に野田土地区画整理事業(道路建設)による墓地移転に伴い実施され、芝山地区の一部と中割・後割地区の北側裾にある約2300基に対して行われた。

岩石種と造立年代が確認できる墓石は合計1851基で、中割地区955基・後割地区889基・芝山地区7基である。岩石種別の内訳は戸室石293石、凝灰岩1221石、花崗岩337石である。

墓石の年代分布と時期区分 墓石の造立年代は基本的に紀年銘に従って記録されており、改修記録が墓碑等に残る墓石については改修時期を造立年代とした。北部地区では16世紀中頃の墓石が最も古い。16世紀代の墓石は後世の改修によって造立された可能性が指摘されており、北部地区の造墓は17世紀前半頃から開始したとみられる〔金沢市2003〕。

これらを考慮したうえで、1600年代から2000年代までの墓石を10年単位で年代別に集計し、墓石の年代分布を確認したうえで、岩石種別にみた墓石の年代分布について述べる(第241図)。

まず1600～1670年代をみると、墓石数は10年間に5基以下で、1650年代にやや増加するものの1670年代までは10基以下の造墓である。1680年代になると増加し、10～20基の造墓が1720年代まで継続する。1730年代にやや減少したのち1740年代に最初のピークとなるが、1760年代に急減する。その後すぐに墓石の急増が始まり、1850～1870年代には北部地区における墓石の最多時期となり、年間平均10基以上の墓石数となる。しかし1880年代には再び急減し、その後は増加する年代もあるものの減少傾向となる。1920～1930年代には70基近く増加するが、その後すぐに減少し、以後1990年代まで年間平均5基前後の墓石数となる。2000年代の墓石は3基である。



第241図 北部地区の墓石の年代分布

X軸＝墓石年代、Y軸＝墓石数

次に岩石種別の墓石数の年代分布をみていく。まず戸室石の墓石は、1600～1670年代にかけては10年間に5基以下で、1680年代頃から増加して1750年代頃まで継続する。墓石数は1760年代になると急減し、そのまま1800年代頃まで減少傾向が続く。1810～1820年代から再び増加し、1680～1750年代の水準の墓石数が1870年代まで継続する。その後は減少傾向となり、1900年代に一度無くなり、20世紀以降は10年間に1～2基のみとなる。ついで凝灰岩の墓石をみると、1600～1670年代は墓石は3基以下で1680年代から増加するものの、1730年代までは10年間に10基以下の墓石数である。1740年代頃に一時的に増加するが、その後すぐに減少する。ただしこれは1740年代の増加に対しての減少であり、それ以前よりはむしろ増加傾向となっている。その後は、急増が始まり1850～1870年代にはピークとなる。1880年代からは増減を繰り返しながらも減少傾向になり、1990年代に終息する。花崗岩の墓石は、1840年代から空白期を挟みつつ1～2基がみられる。戸室石が無くなる1910年代頃から急増し、1930年代には60基近い。1950年代頃にかけて減少するがすぐに増加し、それ以後1990年代まで一定量を保つ。

これらの墓石の年代分布と岩石種別にみた推移の様相には、いくつかの画期がみられることから、I～V期の時期区分を設定した。各時期の年代は、I期（造墓の開始から1670年代頃）、II期（1680～1750年代頃）、III期（1760～1800年代頃）、IV期（1810～1870年代頃）、V期（1880～2000年代頃）である。

時期別にみた北部地区の墓石材 各時期の墓石の石材構成と特徴について整理し、被葬者別にみた墓石材について述べる。近世段階であるI～IV期（1600～1870年代）の墓石の碑銘から確認できた被葬者の身分は、主に武家と町人である。武家は直臣以下の人持組や平土階層が主体を成す。碑銘が法名や姓のみの墓石は被葬者の身分が特定できなかったため、未確認の墓石とした。また明治以降は身分階層自体が曖昧となるため、ここでは全て未確認の墓石として扱った（表20・第242図）。

I期（～1670年代頃）は野田山墓地における造墓の初期段階にあたり、該当する墓石は墓石総数の2%である（24基）。墓石における岩石種の割合は、戸室石6割、凝灰岩4割である。被葬者が確認できた墓石は武家墓のみで、明確に判断できる町人墓は認められなかった。武家墓にはほぼ同数の

表20 北部地区における墓石数と被葬者の内訳

I期（～1670年代）				IV期（1810～1870年代）				
	戸室石	凝灰岩	小計		戸室石	凝灰岩	花崗岩	小計
武士	7 54%	6 46%	13	武士	28 28%	72 72%	0	100
町人	0	0	0	町人	38 16%	199 84%	1	238
未確認	8 73%	3 27%	11	未確認	53 14%	322 85%	2 1%	377
小計	15 63%	9 38%	24	小計	119 17%	593 83%	3	715
割合(集計①)	5%	1%	2%	割合(集計①)	43%	78%	1%未済	68%
割合(集計②)	5%	1%	1%	割合(集計②)	41%	49%	1%	39%

II期（1680～1750年代）				V期（1880～2000年代）				
	戸室石	凝灰岩	小計		戸室石	凝灰岩	花崗岩	小計
武士	31 56%	24 44%	55	未確認	12 1%	457 57%	334 42%	803
町人	2 20%	8 80%	10	割合(集計②)	4%	37%	99%	43%
未確認	78 76%	24 24%	102					
小計	111 66%	56 34%	167					
割合(集計①)	40%	7%	16%					
割合(集計②)	38%	5%	9%					

III期（1760～1800年代）				集計				
	戸室石	凝灰岩	小計		戸室石	凝灰岩	花崗岩	計
武士	14 38%	23 62%	37	I～IV期	278 27%	764 73%	3 1%未済	1045
町人	6 14%	37 86%	43					
未確認	13 22%	46 78%	59					
小計	33 24%	106 76%	139					
割合(集計①)	12%	14%	13%					
割合(集計②)	11%	9%	8%					

I～V期				
	戸室石	凝灰岩	花崗岩	計
I～V期	290 16%	1221 66%	337 18%	1848

戸室石と凝灰岩の墓石がある。I期の墓石については数量が限られており、後世に改修して造立された可能性も有する。墓石の形態や加工技法などの検証が必要であり、今後の課題としたい。

II期（1680～1750年代頃）は墓石数が増加する造墓の前期段階にあたり、約70年間に墓石総数の16%（167基）が該当する。岩石種の割合は戸室石7割、凝灰岩3割である。戸室石はI期の7倍以上の数量となっている。年代別の推移をみると1680～1740年代まで一定数量がみられる。戸室石に対して凝灰岩は、1730年代までは戸室石の半数以下であるが、1740年代に一時的ではあるが戸室石を凌いだ後、1730年代の水準に戻る。被葬者別の墓石数の内訳は、武家墓が3割、町人墓は1割に満たないが、未確認墓が6割を占めるため、被葬者と石材の関係を判断することは難しい。ただし、被葬者が特定できない墓石を除いても、武家墓は戸室石と凝灰岩がそれぞれ半数近いことに対して、町人墓は墓石数が少ないものの凝灰岩が8割を占めていることから、町人墓は凝灰岩に重心をおく傾向があるといえよう。

III期（1760～1800年代頃）は墓石数が大きく変動する造墓の中期段階にあたり、約50年間に墓石総数の13%（139基）が該当する。岩石種の割合は、戸室石2割、凝灰岩8割となり、II期までの岩石種の構成比率が逆転することが特徴である。石材構成の転換が起こるのは1760年代頃で、墓石全体の急減と同様に、戸室石はII期の墓石数の半数近い水準にまで減少する。これに対して凝灰岩は、増加傾向へと転じる。1760年代頃は戸室石と凝灰岩の墓石に占める割合が逆転し、墓石材の転換がおこる。被葬者別に墓石数をみると、武家墓は墓石数が減少し、戸室石が4割、凝灰岩が6割となる。町人墓には増加傾向がみられ、II期の4倍以上の数量になる。墓石材は戸室石が1割、凝灰岩が9割でII期より凝灰岩が増加する。

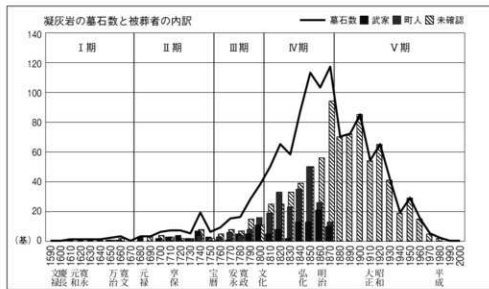
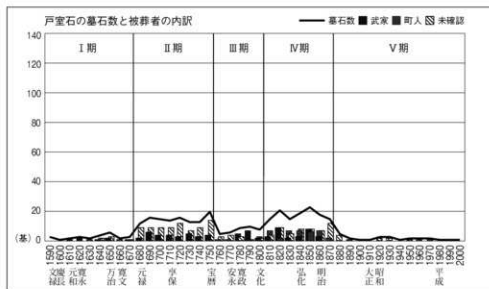
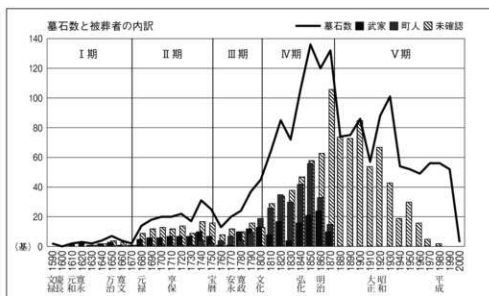
IV期（1810～1870年代頃）は造墓の最盛期にあたり、約60年間に墓石総数の68%（715基）が該当する。岩石種の割合は、戸室石2割、凝灰岩8割であるが、III期の石材構成より凝灰岩の割合は大きくなっている。戸室石はIII期の3倍以上（33基→119基）の墓石数に回復するものの、II期の水準以上には増加しない。一方、III期から急増が始まる凝灰岩はIV期になると更に増加し、1850～1870年代にピークをむかえる。墓石数はIII期の5倍以上（106基→593基）で、戸室石より増加が大きい。被葬者別の墓石数は、III期と比較して武士墓が約3倍（37基→100基）、町人墓が約5倍（43基→238基）となり、武士墓・町人墓ともに大幅に増加する。そして両者ともに墓石は凝灰岩が7割以上を占める。戸室石の墓石数はIII期より増加しているものの、III期に顕在化した凝灰岩が主体の墓石材の構成は継続する。

V期（1880～2000年代頃）は、造墓の終末期にあたり、IV期のピークから徐々に墓石数が減少していく。近代以降の墓石が主体で墓石総数の43%（803基）が該当する。岩石種の割合は、凝灰岩6割、花崗岩4割となり、戸室石は1割に満たない。戸室石の墓石はI期の水準以下となり、凝灰岩もIV期より減少する。変わって大幅に増加するのは花崗岩で、墓石材は凝灰岩と花崗岩となる。

3. 前田家墓所と加賀八家墓所の墓石材

前田家墓所 前田家墓所は、初代藩主である前田利家をはじめとする前田家の歴代藩主とその妻子等の墓所である。当初の前田家墓所の形態は明らかになっていないが、現存する墓所の形態等から17世紀前半頃に形成された初期の墓域は、墳丘墓と笏谷石製の宝篋印塔もしくは五輪塔が内部に入る石廟が設置された形態であったと指摘されている〔芝田2008〕。しかし、明治7（1874）年に15代利嗣によって墓所は神道形式に変更され、その際に石廟や宝篋印塔を撤去し、鳥居と石碑を設置したとされている〔宇佐美2008〕。近代になって墓石は改変を受けていることが明らかであるため、ここでは検討の対象外とする。

加賀八家墓所 「加賀八家」とは、加賀藩の行政組織における年寄役の職についた家柄を指す。元



第242図 岩石種と被葬者の内訳

X軸＝墓石年代、Y軸＝墓石数

禄年間(1688～1704)に五代藩主綱紀によって選ばれ、執政役である年寄衆はこの八家に限って登用されたので「年寄衆八家」とも呼ばれ、組織においては藩主の下、最上位に位置していた。

八家はそれぞれ奥村支家、奥村宗家、長家、本多家、前田土佐守家、前田長種家、村井家、横山家で、野田山墓地には八家のうち奥村支家、奥村宗家、長家、前田土佐守家、村井家、横山家の墓所があり、前田長種家は玉龍寺、本多家は大乗寺にそれぞれ墓所がある。ここでは、野田山墓地に墓所を持つ六家の墓石を検討の対象とする。現在の八家墓所の配置は、上野地区に村井家・奥村支家、芝山地区に長家、中割地区に奥村宗家・前田土佐守家・横山家が位置する(第240図)。

野田山墓地にある加賀八家の歴代墓所(以下、八家墓所)は、17世紀前葉に前田利家を中心とした墓域周辺に奥村家や村井家が造墓したことから始まり、17世紀中葉になると奥村宗家や村井家は別の場所に墓所を移転、長家・前田土佐守家・横山家は新たに野田山墓地に墓所を定め、歴代墓地としての形成が始まる[出越2001]。

八家墓所における各家の墓石材 八家墓所の墓石総数は合計153基で、戸室石82基(54%)、凝灰岩58基(38%)、砂岩10基(7%)、花崗岩2基(1%)、そのほかの岩石が1基である。このうち年代不明の墓石は20基あり、戸室石15基、凝灰岩5基である。つづいて、各家の概要と墓石材の構成について以下に述べる。()には年代不明の墓石数を示す。

奥村支家…17世紀前半から造墓が始まり、当主墓は墳墓の前面に笠付位牌型の墓石を配置する。17世紀中葉に儒教思想に基づいた形態となり、墓石は全て笠付位牌型である。なお造墓開始は17世紀前半の自家及び支家の初代当主らの墓石3基だが、これらの墓石は延宝元(1673)年に2代康禮が建立したとの碑銘があることから1670年代の墓石とした。墓石数43基のうち戸室石9(3)基・凝灰岩24(4)基・砂岩9基・花崗岩1基である。

奥村宗家…17世紀前半までは奥村支家墓所の西側と前田家墓所(初代利家)の東側に造墓しており、17世紀後半から現在の場所に造墓を開始した。墳丘上に墓石を設置する形態で、墓石は五輪塔2基、位牌型19基、近代以降の墓石1基である。墓石数22基のうち、戸室石19(8)基・凝灰岩2基・花崗岩1基である。

長家…野田山墓地に墓所を設置するのは4代当主からで、明治28(1895)年に改修した際に墳丘墓前面に凝灰岩製の方柱型の墓石を設置しているため、ここでは検討の対象外とする。

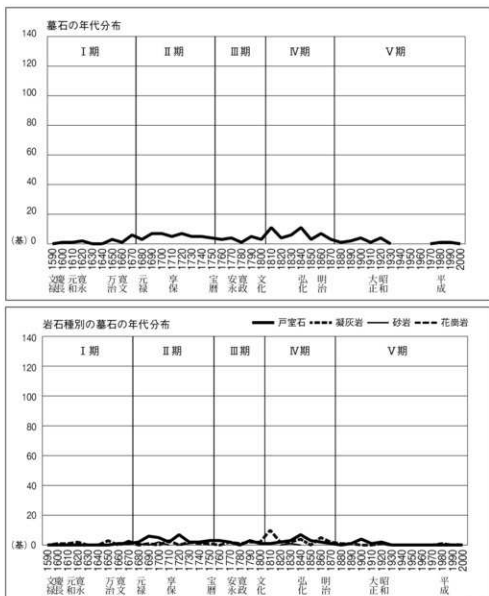
前田土佐守家…墓石を設置しない墳丘墓のみの形態が多く、墓石がある場合は墳丘墓上に設置される。墓石は位牌型3基、笠付位牌型4基、台座のみが1基である。墓石8基のうち戸室石5基・凝灰岩3(1)基である。

村井家…2代までの当主・室・子女の墓所(第240図②)と3代以降の墓所(第240図③)がある。二ヶ所の墓所形態に大きな差異はなく、墳丘墓の上面または前面に墓石を設置しており、五輪塔27基、位牌型9基、笠付位牌型4基、方柱型1基である。17世紀初頭は石廟に設置された宝篋印塔が2基である。墓石数43基のうち、戸室石21(3)基・凝灰岩21基・その他1基である。

横山家…墓所の面積が最も大きい。墳丘墓上に墓石を設置し、五輪塔6基、位牌型3基、笠付位牌型26基、無縫塔・六角柱が1基ずつである。造墓開始は17世紀前半頃だが、この時期の墓石には、10代当主が弘化元(1844)年に補修したとの碑銘があることから[田村2000]、19世紀後半の墓石とした。

表21 八家墓所における各家の墓石数の内訳

	I期		II期		III期		IV期		V期						
	戸室石	凝灰岩	砂岩	戸室石	凝灰岩	砂岩	戸室石	凝灰岩	砂岩	その他					
奥村支家	0	0	3	6	4	6	0	2	0	12	0	0	0	2	1
奥村宗家	0	1	0	4	0	0	2	0	3	1	0	0	2	0	1
前田土佐守家	0	0	0	2	0	0	1	0	2	1	0	0	0	1	0
村井家	0	8	0	8	4	0	5	4	5	4	0	1	0	1	0
横山家	2	0	0	9	0	0	1	1	9	7	1	0	6	0	0
計	2	9	3	29	8	6	9	7	19	25	1	1	8	4	2



第243図 八家墓所の墓石の年代分布

X軸＝墓石年代、Y軸＝墓石数

墓石数 37 基のうち、戸室石 28 (1) 基・凝灰岩 8 基・砂岩 1 基である。

墓石の年代分布と墓石材の構成 八家墓所全体の墓石の年代分布について確認し、岩石種別の年代分布について、北部地区のⅠ～Ⅴ期の時期区分に沿って整理する(表 22・第 243 図)。

墓石数は、1600～1670年代頃までは、10年間に1～3基の割合である。1680～1760年代頃にかけては6～7基と増加するが、1780年代頃に減少する。その後、1810年代・1840年代頃に墓石数がピークになり、10基以上となる。ピークのあとは減少傾向になり、1930年代以降に造墓がほとんどなくなる。

岩石種別に墓石材をみると、戸室石は1650年代～1920年代に分布し、1720年代と1840年代前後に集中する。凝灰岩は、主に1600～1810年代に分布し、1810～1860年代に集中する。花崗岩は1920年代と1990年代に1基のみである。八家墓所では墓石材に砂岩が使用されており、1670～1740年代に集中し、1830年代に1基ある。

時期区分に沿ってみていくと、戸室石の墓石は、1690～1720年代と1830～1850年代に増加しており、この年代はそれぞれⅡ期とⅣ期の中頃に該当する。そして戸室石が減少するのは1780年代前後で、Ⅲ期に該当する年代である。凝灰岩の墓石はⅠ期にあたる1600年代からみられるが、その後

表22 八家墓所における墓石数と岩石種の内訳

	戸室石		凝灰岩		砂岩		花崗岩		その他		計
	数量	割合	数量	割合	数量	割合	数量	割合	数量	割合	
I期 (～1670年代)	2	14%	9	64%	3	21%	0		0		14
II期 (1680～1750年代)	29	67%	8	19%	6	14%	0		0		43
III期 (1760～1800年代)	9	56%	7	44%	0		0		0		16
IV期 (1810～1870年代)	19	42%	25	56%	1	2%	0		0		45
V期 (1880～2000年代)	8	53%	4	26%	0		2	13%	1	6%	15
計	67		53		10		2		1		133

(%は各時期の墓石数の計に占める割合を示す)

表23 八家墓所における墓石数と被葬者の内訳

	I期			II期			III期			IV期			V期		
	戸室石	凝灰岩	砂岩	戸室石	凝灰岩	砂岩	戸室石	凝灰岩	砂岩	戸室石	凝灰岩	砂岩	その他	戸室石	凝灰岩
当主	0	5	3	6	3	1	4	1	7	4	0	0	1	2	1
室	1	3	0	5	0	0	1	1	8	1	0	0	2	0	1
当主・室	0	0	0	0	0	5	0	0	1	1	0	1	0	0	0
子女(女)	0	1	0	12	1	0	0	1	0	10	0	0	1	1	0
子女(男)	1	0	0	4	1	0	2	4	3	6	0	0	2	1	0
不明	0	0	0	2	3	0	2	0	0	3	1	0	2	0	0

は空白期が多い。その後、Ⅲ期にあたる1770年代頃から増加し、Ⅳ期にあたる1810年代に最多となる。八家墓所全体での岩石種ごとの時期的な変化を整理すると、戸室石は、Ⅱ期に増加、Ⅲ期に減少し、Ⅳ期にふたたび増加する。一方、凝灰岩は、Ⅱ期に減少、Ⅲ期から増加傾向となり、Ⅳ期には大幅に増加する。これらのことから、Ⅱ期は戸室石、Ⅳ期は凝灰岩が墓石材の主体である傾向がみられる。

被葬者別にみた墓石材については、各家の被葬者として挙げられる当主・室(妻)・子女等の墓石をみていく(表23)。被葬者別に墓石材の構成をみると、当主墓は戸室石が5割強で戸室石がやや多く、室墓は戸室石が8割を占める。子女墓は戸室石が4割強でやや凝灰岩の割合が大きいが、不明墓は戸室石と凝灰岩が同じ割合である。各家の当主や室の墓石はほとんどが特定されており、不明墓に含まれていたとしても当主や室の墓石は少ないものと考えられる。子女墓が含まれる可能性も有するが、被葬者の墓石材の構成に大きな変動はないとみられる。時期別にみた各被葬者の墓石材は、当主墓と室墓では、Ⅰ期は凝灰岩と砂岩が主体であるが、Ⅱ期になると戸室石が主体となる。Ⅲ・Ⅳ期も同様の傾向である。子女墓はⅠ期には凝灰岩が1基のみであり、Ⅱ期には戸室石の割合が大きいが、Ⅲ・Ⅳ期には凝灰岩の割合が大きくなる。また砂岩に関しては、不明墓が1基あるものの基本的に当主墓と当主・室の合葬墓のみで、Ⅰ・Ⅱ期に集中する。これらのことから当主・室墓と子女墓では、墓石の石材構成がやや異なっていた可能性が考えられる。

4. 野田山墓地の墓石材の変遷

北部地区と八家墓所の墓石 北部地区と八家墓所における造墓は、墓所の面積や形態、墓石総数こそ異なるが、造墓数がⅡ期から増加し、Ⅳ期にピークとなる増減のあり方は共通している。岩石種ごとに見れば、戸室石はⅡ期から増加、Ⅲ期に減少し、凝灰岩は、北部地区と八家墓所では様相がやや異なるものの、Ⅳ期の造墓のピーク時期に増加する。

一方、墓石材の戸室石から凝灰岩への転換は、北部地区ではⅢ期、八家墓所ではⅣ期に明瞭となり、階層をこえて認められる変化であった。

変化と画期 野田山墓地の墓石材の変遷における変化と画期について、再度整理を行いたい。

まず1600年代から2000年代にかけての墓石材の変遷過程を5期に区分した。各時期の墓石年代は、Ⅰ期(1600～1670年頃)、Ⅱ期(1680～1750年頃)、Ⅲ期(1760～1800年頃)、Ⅳ期(1810～1870年頃)、Ⅴ期(1880～2000年頃)である。

Ⅰ期は造墓の初期にあたり、墓石数は少なく戸室石と凝灰岩の墓石数に大きな差異は無い。Ⅱ期になると墓石数が増加するが、1760年代の急減する現象が見られた。Ⅰ・Ⅱ期の墓石材の主体は戸室

石で、凝灰岩は戸室石の半数以下であった。Ⅲ期は墓石数が急増する時期である。その理由は、金沢市内の寺院から野田山墓地への改葬が平土や町人に普及したことに関係すると指摘されている〔金沢市 2003, 2008〕。石材種でみると、戸室石がⅡ期に比べて低水準で推移するのに対して、凝灰岩は、戸室石の墓石数を上回って急増する。この傾向はⅣ期も継続し、1750～1760年代にピークを迎える。一方、戸室石はⅢ期より増加してⅡ期の水準を取り戻すものの、凝灰岩と同様の急増はみられなかった。Ⅴ期は造墓が終了に至る段階で、墓石数が増加する年代もあるものの、Ⅳ期の墓石数を上回ることとはなく減少していく。石材構成では、1940年代に花崗岩が墓石材の主体となり、それと同時に戸室石の墓石はほとんどなくなる。

これらのことから、墓石材の主体が戸室石から凝灰岩に転換するⅢ期は、野田山墓地の変遷の重要な画期といえよう。

Ⅲ期の画期の内訳は凝灰岩墓石の急増であった。北部地区では、最も多い1870年代には墓石132基に対して凝灰岩の墓石は117基を占める。つまりそれだけの造墓数に対応しうだけの石材量が流通していたということが考えられる。先述したように野田山墓地の墓石材である凝灰岩には、石川県内で産出する石材と現在の福井県で産出する「笏谷石」または「越前石」と呼称された石材が用いられた。笏谷石は軟質の緑色凝灰岩で、細かい加工にも適しており、石造物に多く利用された。石材としての流通は北前船による運輸が16世紀末頃から始まり、17世紀初期には石材が規格化されて各地に移出するようになったとされる〔三井2002〕。前田家墓所や加賀八家墓所の17世紀前半頃の造立とされる石廟や宝篋印塔にも笏谷石が使用された〔金沢市2008〕。笏谷石などの凝灰岩は戸室石のように加賀藩直轄で採掘が行われていた石材ではなく、主に民間採掘によって成り立つ石材であり、戸室石の生産・流通が藩によって管理されていたことと対照的である。

Ⅲ期の凝灰岩急増の背景は、流通機構の変化や整備、生産規模の拡大や産地開発、石材の流通価格等を含めて総合的に検討する必要があるが、生産と流通の管理のあり方も要因のひとつとして注目しておきたい。

墓石材と被葬者の階層 墓石材と被葬者の身分階層の対応関係については、被葬者の階層が未確認の墓石が北部地区全体の半数近くを占めるため、不確定要素が多いものの、以下の傾向が窺われた。

北部地区では武家と町人の墓石が一定量確認できた。各時期の被葬者の構成は、Ⅰ期で明確に判断できたのは武家墓のみである。町人墓は無かったとは言えないが、少なくとも例外的な存在と推定される。町人墓は数こそ少ないが、Ⅱ期には確実に出現した。Ⅲ期になると、町人墓が増加する。Ⅳ期になると武士・町人ともに造立数が急増していた。

岩石種の構成は、Ⅲ期以降、武家・町人ともに凝灰岩の墓石が主体である。一方、八家墓所でもⅢ期には戸室石の墓石は減少し、Ⅳ期には凝灰岩が増加する傾向がある。したがって、墓石材の主体が戸室石から凝灰岩へ変化する傾向は、武家と町人の身分差、あるいは武家の階層差をこえて進んでいる。墓石材の選択は、基本的には石材全体の推移と連動し、被葬者の身分階層との関連は薄いと考えられる。

第3節 戸室石利用の変遷と墓石

金沢城の石垣普請と戸室石採掘の盛衰 金沢城では16世紀末にあたる文禄(1592～1596)年間頃から石垣普請が始まり、慶長(1596～1615)・元和(1615～1624)・寛永(1624～1644)年間へと本格的な普請が続いていく。この時期の石垣は、金沢城における石垣編年7期のうち1～4期が該当する〔金沢城調査研究所2012〕。寛文(1661～1673)年間頃からは、災害で被災した石垣等の修理が(5期)、宝暦(1751～1764)年間頃(6期)、文化(1804～1818)年間(7期)へと続いた。

そして幕末にも地震被害による石垣修理は続いた。

これらの石垣普請に伴い、戸室石切丁場では文禄元（1592）年頃から戸室石の採掘が開始される。金沢城の石垣普請が大々的に行われる文禄～寛永（1592～1644）年間頃は、石材採掘も活発に行われていたとみられる。寛文9（1669）年頃には石材搬出の中継地であった中山の石置場に、およそ4000石に及ぶ石材がストックされた記録がある。以後、石材採掘を中止したため石切丁場は閉山し、丁場と石材の管理は地元へ委ねられた。安永5（1776）年頃には石垣修築に必要な石材が不足したことを発端に、石切丁場は再開され、文化年間（1804～1818）頃まで採掘が行われた。明治4（1871）年になると石材採掘の禁制は解除され、民間資本による石材採掘と販売が開始した。

戸室石利用の変遷 前節でまとめた野田山墓地の墓石材の5期の変遷について、金沢城の石垣普請及び戸室石切丁場の動向との対応関係を整理すると以下ようになる（第244図）。

I期（17世紀中葉以前） 金沢城の石垣普請と石切丁場での石材採掘が本格的に着手した。やや遅れて野田山墓地でも墓地形成が始まる。

II期（17世紀後半頃～） 金沢城の主要部の石垣普請が一段落し、石垣の修築工事が中心になった。石切丁場では将来の需要に備えて戸室石を備蓄した後、寛文10（1670）年頃に閉山した。これと呼応して1680年代に野田山墓地での戸室石製墓石が増加した。

III期（18世紀中頃～） 金沢城では宝暦9（1759）年の大火を契機に大規模な石垣修築が始まり、石切丁場が再び開かれて石材採掘が始まる。石垣普請と石切丁場が再開した1760年代、野田山墓地では戸室石の墓石は急減し、墓石材の構成が凝灰岩主体となる転換期を迎えた。

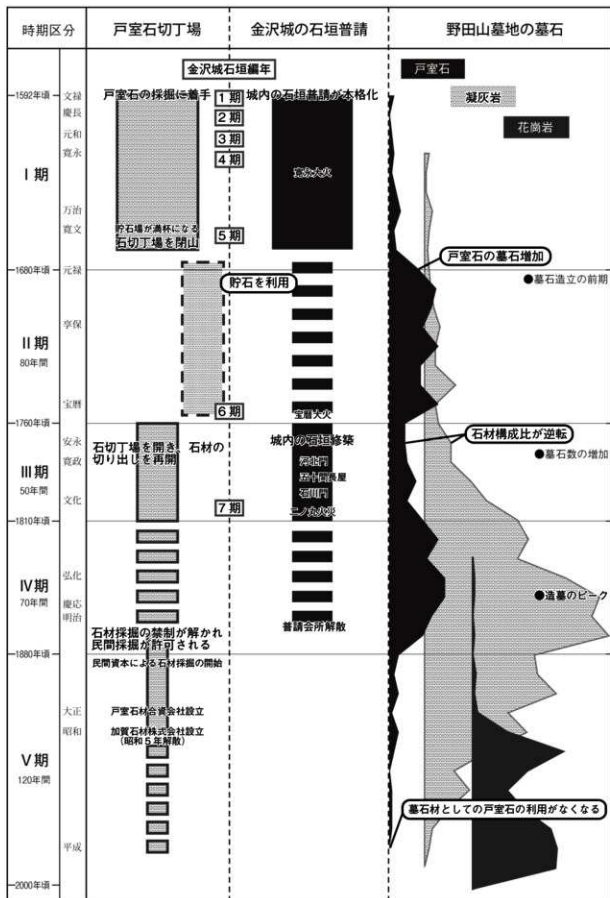
IV期（19世紀初頭～） 金沢城では二ノ丸火災に起因した石垣修理が行われるが、そのほかの大規模修理は減少する。野田山墓地では1810年代に墓石数が増加し、II期の水準を回復した。

V期（19世紀末～） 金沢城が廃城となる。石切丁場では採掘の禁制が解かれ、民間による採掘が始まるが、採掘量は次第に減少したものとみられる。野田山墓地では、戸室石製の墓石が衰退する。

つまり、野田山墓地の戸室石製墓石は、城内の石垣普請がひと段落して、石切丁場での石垣材採掘が停止すると、その直後に増加した。その後は一定規模の造立数を維持したが、城内で再び大規模な石垣普請が始まり石切丁場も再開すると、即座に急減して低水準化し、しばらくして石垣普請が規模縮小の時期に入ると、再び増加に転じ急落前の水準を回復させているのである。

こうしてみると、金沢城の石垣と野田山墓地の戸室石墓石は、少なくとも現象としては、密接な対応関係をもちつつ推移したようにみえる。戸室石は金沢城の築城材であることが基本であるとすれば、両者の相関関係は対等ではなく、石垣普請が主となり、その動向に影響されて墓石利用が増減したと考えるのが適切であろう。

墓石としての戸室石利用を左右した要因については、今後も検討を深める必要がある。石垣普請に伴う需要供給バランスの変化に起因することは明らかであるとしても、石切丁場での採石作業の体制との関わりや、城外へ戸室石が流通する仕組みがよくわからない。そもそも、石切丁場は、非稼働期であっても屑石すら持ち出すことの許されない厳格な管理地であったはずであるのに、なぜ石切丁場の休眠期に墓石材として戸室石が数多く出回るのか。戸室石あるいは墓石に限らず、近世金沢における石材全般の生産と流通について、加工技術や体制等を含めた総合的な調査研究が望まれる。



第244図 戸室石利用の変遷

第9章 総括

本報告では戸室石切丁場の北部に位置する金沢市田島町、清水町に所在する石切丁場跡について、面積約28.4haを対象に現況地形測量を実施し、現地に残る石切丁場関連の遺構を把握するための資料として欠かせない基本図を作成すると共に、測量調査を通して明らかになった遺構の構成や構造、変遷等を地区ごとに概観した(第3、4章)。併せて、地質・岩石調査で戸室火山の成り立ちや形成過程、戸室石の岩石的特徴や帯磁率等を再検討し、これらに由来する戸室石の産状特性が石切丁場の展開に密接な影響を与えていたことを確認した(第2、5章)。文献調査では、石切丁場と石引道に関する豊富な史料を集成し再検討を加えて、石垣普請における石材調達組織や運営の内容と変遷を明らかにした(第6章)。また、近年まで金沢周辺で使われていた採石・加工の石工道具を資料化し基礎的な検討を加えた(第7章)。金沢城下に運ばれた戸室石の実態調査の一環としては、野田山墓地における墓石材の実態と変遷を整理し、戸室石の占める位置を検討した(第8章)。

以下では、戸室山北部の各地に残る石切丁場関連遺構を整理し、江戸後期の絵図文献に記述された石切丁場の空間構成に関する記述と現地の遺構とを比較検討した上で、石切丁場の構造と変遷をまとめておきたい。あわせて石切丁場跡の普遍的な遺物である割石の矢穴痕から、戸室石の石割技術の内容と変遷に関する知見と課題を整理して、今回の調査の総括とする。

なお、以下の記述では、文献史料から戸室石切丁場と石引道の歴史をまとめた第6章に依拠した部分が少なくないので、あわせて参照していただきたい。

第1節 戸室山北部の遺構と特色

1. 採掘坑の周辺

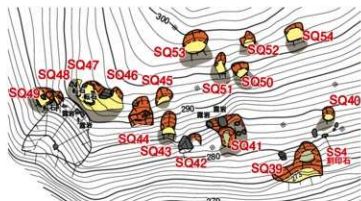
採掘坑 石材の原石が転石状態で土中に埋もれている戸室石の丁場では、原石の掘り起こしに伴って窪地が形成され、その近隣に土砂が堆積している。本報告では窪地を石材採掘坑ないし採掘坑、土砂堆積を排土山と称し、戸室石切丁場の遺構を構成する普遍的な遺構要素として、その規模と平面的・立体的な形状、切り合いや重複の関係、群在の有りに着目して地区ごと支障ごとの特性を記述した。

あらためて北部地域の丁場で確認した計220基余の採掘坑を整理すると、以下のとおりである。

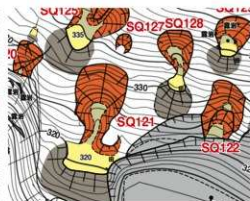
小型採掘坑(1類) 坑径が概ね5、6m程度の小型の採掘坑で、中央地区F群及び南地区を典型とする。地表面の露頭から採掘するため、露頭分布の影響を受けて分布が偏在しているが、採掘坑に重複が少なく散在型の分布を示す。特定箇所集中することなく、地表に見える露頭を次々と、あるいは一斉に採掘したと考えられる。北部域以外の丁場では、地域IないしIIとした戸室山西方低丘陵地に残る慶長期以前の丁場群の様相に類似している。北部域では採掘坑内に残る石垣石や未成品は見いだせないため時期を特定する確証が十分とは言えないが、F群中に刻印を付した原石を確認できたので、慶長期の丁場跡と考えられる。

中型採掘坑(2類) 坑径が概ね10～20m、深さが数m程度の採掘坑で、東地区A群、西地区D群、E群の一部、中央地区G群、H群、北東地区J群、北西地区K群に見いだされ、北部地区では比較的類例の多い標準的な採掘規模である。採掘坑の形態には、坑口が開いた略馬蹄形の平面形で坑底から坑口にかけて概ね平坦な平場を呈するもの[2a類]、同様の馬蹄形平面だが奥行があり坑底が傾斜面をなしているもの[2b類]、坑口がすばまるイチジク形の平面形で、坑底がほぼ平坦なもの[2c類]、坑口から坑奥にかけての幅に変化がなく溝状を呈するもの[2d類]があった。

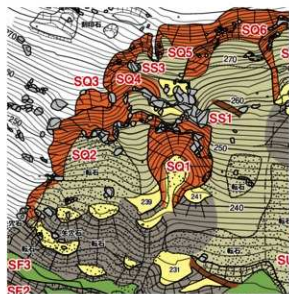
2a類はキゴ山から戸室山西麓にかけて確認できる寛永期の石切丁場跡の採掘坑に類似する形態であるが、その他の類型は北部域以外では珍しい部類に入る。2b類は地表から一定の深さ以上には掘



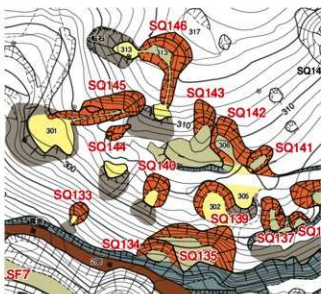
1類 小型採掘坑



2c類 イチジク形



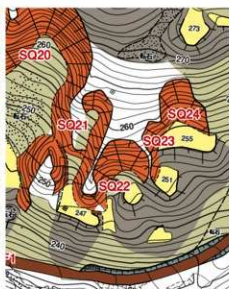
2c類 (イチジク形) と3c類 (連続)



2d類 (トレンナ形) と2a類



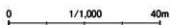
2b類 馬蹄形傾斜底



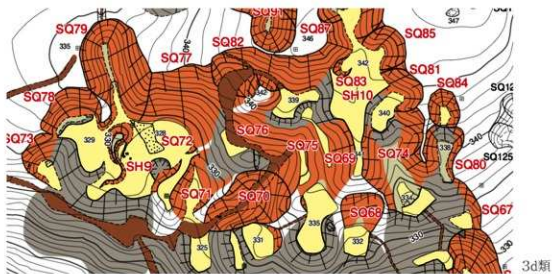
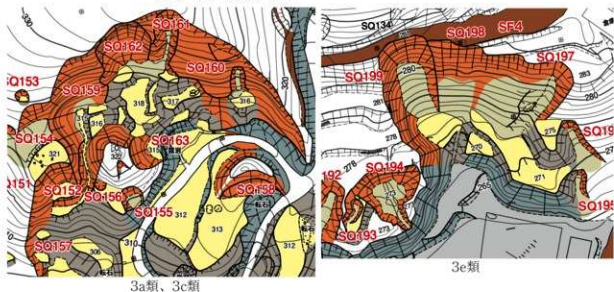
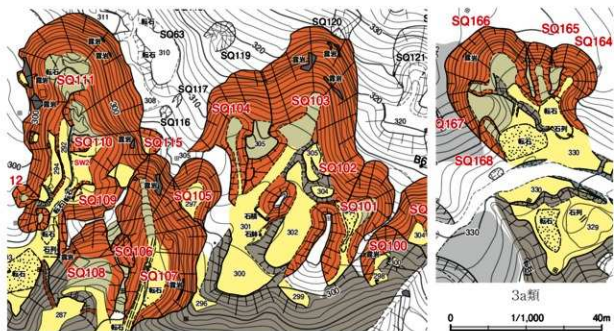
2a類 馬蹄形平底と3e類 (左)



2d類 (トレンナ形) と2a類



第245図 各種の採掘坑 (1)



第246図 各種の採掘坑 (2)

り下げずに坑壁を掘り広げることで原石を獲得したもの。2c 類は逆に岩脈を下層へ掘り進めたもの。2d 類はトレンチ掘りで転石の岩脈を探り当てた上で、左右に掘り広げて原石を得たものであろう。採掘地の原石の産出特性や、採掘停止時の掘削進度の違いが、採掘坑の形態差を生んだと考えられる。

所属時期を遺構から特定することは発掘調査を経ていない現状では難しいが、後節で述べる絵図文献史料との対比からすれば、主として近世前期から近世後期までに形成された採掘坑群の可能性があり、一部は近代にも再利用されたと考えられる。

大型採掘坑（3類） 坑径ないし奥行が数10m、深さ10m前後に達する大規模な採掘坑で、北地区B群、西地区E群、中央地区G群、I群、北西地区K群に該当する地点がある。規模の大きい採掘坑は戸室山西麓にも点在しているが、田島・清水地区は、格段に規模の大きな採掘坑を含む大型採掘坑が集中する地域である。

これら大型採掘坑の坑壁や残丘などの状態を観察したところ、当初から大規模に掘削していたというより、中型の採掘坑を単位として次々に拡張を繰り返した結果、坑壁が連続したため、全体として大規模な採掘坑を呈したと考えられた。中型採掘坑の拡張・結合のあり方には、隣接地を掘削して拡張するもの [3a 類]、坑奥へ掘り進んで拡張するもの [3b 類]、両者が相まって弧状の壁面を呈したものの [3c 類] や、房状を呈したものの [3d 類] があった。また、中型採掘坑 2b 類を大型化した傾斜坑底の採掘坑では拡張単位が不明瞭であった [3e 類]。

典型的な採掘坑は、3a 類は北地区B群 SQ101～104（浅水丁場）、西地区E群 SQ159～162（スケン丁場）、中央地区I群 SQ164～168、3b 類は北地区B群 SQ109～111（殿様丁場）、3c 類は東地区A1群 SQ2～6（烏帽子石を取り巻く坑壁群）、3d 類は中央地区G群、3e 類は東地区A2群 SQ15～20、北西地区K群東部 SQ197～199、同西部 SQ206 である。

このうち、3b 類の殿様丁場は江戸期以来の赤戸室の採掘坑と伝えられる場所で、深く掘り下げた坑底に特色があった。3c 類の烏帽子石周辺も、近代の手が入ってはいるものの、江戸後期に採掘記録のある丁場である。直下の谷斜面の状態を踏まえるならば、江戸前期の段階で相当な規模で採掘が進んでいた丁場と考える必要があろう。近接するA2群の採掘坑群も同様に江戸期に遡ると想定されたが、大型採掘坑については、その排土で石引道の一部が埋没していたので、近代の再掘削で大型化した可能性があった。その他の大型採掘坑は、近代以降の採掘で大型化した丁場と考えられた。

排土山と平場 採掘坑の掘削に伴って排出された土砂は、坑口から斜面下に捨てられて排土山を形成し、頂部に平場を伴っていた。坑内の土砂をモッコあるいは手押し車で搬出する際には、坑口から出て平場の上を進み、排土山の先端で土砂を捨てることになるから、坑口と平場に著しい高低差はできないが、実際には採掘域の斜面下に階段状に折り重なった数段の平場が形成されており、特に大型の採掘坑の周辺で顕著に認められた。これは、採掘が進捗して坑内の採掘地点が奥まってくにつれ、排土山の位置を坑口寄りに移動させたためと考えられ、新しい採掘に伴う排土で旧の採掘坑が埋没し、あるいは坑そのものが拡張された場合でも、排土山の平場の重なりとして採掘の履歴が現地に残るので、採掘坑の変遷を検討する手掛かりになることを示している。この点は当然ながら将来の発掘調査で堆積層の状態について確認が必要ではあるが、転石を対象とした安山岩系の石切丁場跡の調査では、採掘坑と排土山をセットで捉えて、採石の着手から廃絶までの履歴を読み解く視点が有効であることを示唆しているよう。

採掘坑周辺の平場は、石加工の作業場として使われていた。北東地区J群では石垣材や板石の加工場 SH11 で、加工を終えた石材ないし加工途中の石材が残置されている状態を確認している。残石の寸法と加工の特徴から江戸後期に遡る可能性が考えられた。戦後に採掘されていた北地区B群 SQ103 に伴う平場にも加工材が散在しており、また第1次調査で確認した慶長期の依大池南丁場跡、寛永期のキゴ山西丁場跡、戸室権現下丁場跡でも同様であったことを鑑みると、採掘坑付近の平場の

一面で石加工までの作業を行うのは、時期を問わずに戸室石切丁場に通有のことといえる。

また、平場的一面で、鍛冶作業に使う冷却水を溜めおいた戸室石製の削り貫き水槽を数か所で確認した。当該地点での採石の最終段階に使われていた施設で、時間的には近代に下る遺構とみられるが、採掘に使う鉄道具の日々の修繕に必要な鍛冶小屋も各採掘坑の近隣に設置していたことが確認できた。ただし、こうした丁場小屋は、現場での作業内容や採掘主体の単位と関連して設置された可能性もあるので、近世段階も同様であったかどうかは検討を要する。

残石と屑石 排土山の裾には、原石に不適当な小粒の礫や割断材等が土砂と共に屑石として廃棄され、堆積していた。新旧の採掘坑が斜面の上下に連続する場合は、新坑に伴う屑石が旧坑内に捨てられていた。

また、東地区A群下の各斜面には、これらとは一線を画する大規模な屑石集積域があり、その範囲は10,000㎡に及んでいた。大型中型の方形矢穴痕を伴う青戸室主体の割石屑が相当量を占めており、今後の精査を要するものの、多くが江戸前期に廃棄された屑石と推察された。中でも、地元でガメ石と呼ばれる谷底の巨石は、石の下面に使用痕跡を残す矢穴列があり、本来は現在地の上方斜面に位置していた原石が石割り作業の途中で谷に転落したことを示していた。石の側面には現状で目につきやすい位置に刻印が付されており、巨石であることも合わせて考えれば、転落した時期は寛永期である可能性が高い。後節で検討する江戸後期の記録に「鍋割大石」の名で登場するこの巨石は、「烏帽子石」と合わせて、現地の遺構を江戸期の記録と照合する上での定点としても重要である。

丁場跡で確認した石材のうち、戸室山西麓からキゴ山にかけての石切丁場で検出例の多い城郭石垣用の石材は、北部城の丁場では北東地区J群の石材群が現状では唯一の例であった。これは、当地が江戸後期から近代まで継続的に稼働していた丁場であるため、残石があったとしても後世に再利用されたのであろう。一方、板材や延石材等の石垣材以外の加工材は各所に残されていた。北東地区J群の加工場跡の平場SH11では、石垣材と板材が共存しており、御小屋跡の石垣SW1では築石材の代わりに板材を積み重ねている部分があった。F群では江戸後期に再利用した採掘坑に土堀の基礎に使う地覆石の粗製品が残されていた。いずれも割面に三角形矢穴痕を残しているので、江戸後期以降の品である。石切丁場で製作した石材は石垣材に限らず、当時の石材需要を反映して、敷石や壁石等、建築材料としても多用途に使われる生産が一定量を占めていたことが窺われる。

2. 御小屋跡地と石引道

御小屋跡地の平場 採掘坑前面の排土山の上の平場が、石加工の作業場や丁場小屋の敷地に利用されていたことは前述のとおりであるが、これらの平場とは性質の異なる場所が東地区の採掘坑A2群の直下に位置する平坦面SH1であった。南北34m、東西12m、面積120坪余と推定しうる平坦面には、谷側に高さ2.5mの石垣が造られており、角石と角脇石からなる算木積みの隅角部や石垣材と板石材を積み上げた築石部は、高さの低い鉢巻石垣ではあるが、本格的な造りの石垣と評価しうるものであった。石材の割面の多くに三角形矢穴痕が残るので、現状の遺構は江戸後期のものと考えられた。「戸室山御丁場絵図」との対比から、平坦面SH1は御小屋の敷地である可能性が高く、江戸後期の丁場構造を復元する上では欠かせない場所を特定することができたことは大きな成果であった。これについては後節で再説する。

石引道 石引道については、現地の遺構や航空写真の検討から、北部域における江戸期の道筋をほぼ確定することができた。現状で確認できる石引道の起点は御小屋推定地の付近で、これより奥は不明瞭であった。御小屋推定地以北は、北地区の斜面上で近代に継続した大規模な採掘の排土で道幅は狭まっていたものの、御小屋推定地から緩い登坂を進んで約230m地点の小ピークまでは、当時の道筋の名残が認められた。その先は北地区の採石による埋没や切土で失われた部分があったため、

従来は道筋を特定しかねていたが、今回の調査で改変以前の航空写真からおよその経路を把握することができた。石引道は山裾を登り勾配で進み、西地区のD群裾を境に平坦ないし若干の下り勾配に変化する。変換点付近には小規模ながら平坦な造成地があり、田島と清水の地区境界が近隣を通っているため、この付近が北部域の地理的な境界域と考えられた。その先の清水地内の石引道は耕地整理が進んでいたが、かつての地割りの石引道の痕跡を確認した。

明治以降、田島清水の丁場からの石材搬出の経路に変化が生じていた。旧来の石引道を通る中山経由の経路は使われなくなり、角間・若松経由で金沢に至るオコ谷往來の県道を使う経路が主流になっていた。これはオコ谷往來が金沢から二俣経由で富山県へ抜ける幹線の一つとして拡幅整備されたこと、旧来の石引道を使うより金沢への道程が約2km短かったことが主な理由であった（史料選【69】）。そのため、田島・清水地内の石引道は、専ら農道として用を満すだけの細道となり、丁場内では新たな採掘の排土で埋没し切土されて荒廃が進んだ。

第2節 江戸後期の戸室山御丁場

1. 留帳にみる御丁場

戸室石切丁場の北部域は、少なくとも江戸後期には、「戸室山御丁場」として藩の直営の石切丁場として稼働していた。そのため、丁場に関する絵図・文献等の記録が充実しており、当丁場の実態解明に大きく寄与している。文献史料に基づいた石切丁場と石引道の管理運営の実態と史的展開については、第6章で詳述されているので、ここでは江戸後期の記録と現地に残る遺構を対比することで、石切丁場の空間構成を確認しておきたい。

戸室山初年号等留帳 この作業に役立つのは加賀藩の穴生職後藤彦三郎が書き残した一連の書物である。とりわけ「戸室山初年号等留帳」（金沢市立玉川図書館後藤文庫）に丁場関係の情報が多いため、内容は、丁場と石引に関する後藤彦三郎のメモランダムで、記述と共に丁場や石引道の見取り図が挿入されているので、丁場の様子がわかりやすい。

丁場を描いた挿絵図は3点あり、入口から奥への順で連続頁に掲載している。一枚の紙に作図した絵図面を分割掲載したのではなく、それぞれを別の紙に描いたものであるため単純に接合はできない。もちろん測量図ではなく、記憶に基づいて作成した概念的な見取り図である。3枚の画面構成は連続性を意識して描かれてはいるが、基本的には丁場の手前・中・奥の、それぞれの記述に必要な場面を描いた挿絵図であると理解される。

本留帳が作成された年月は、留帳中の記載から文化7年正月以後であり、文化10年には、丁場関連のもう一冊の留帳「河北郡戸室山開之事等留帳」が作成されている。

丁場の入口 まず、丁場の入口付近の様子を見てみよう。入口には「丁場境松」と記した目印の松が生えていた。「戸室山道間数之事」と題した石引道の距離の記載では、金沢城の新坂欄御門（竹沢御殿の北東）から上田上の茶ノ木原まで2659間5尺、そこから中山御座山まで1135間2尺、さらに戸室丁場境松まで2097間としており、新坂欄門から5891間7尺地点が丁場境松となる。

最初の挿絵図（巻頭写真6、第247図上）では、清水村の山手から朱線を引き出して「此所小松有」と位置を指し示し、「此小松は御丁場と清水村等の領境也」と注記を添えている。場所は、清水村の集落よりも奥で、山側の「新道」と谷側の「古道」に分岐する道筋のうち、新道に面した山側である。新道と古道の分岐点には「右の方御丁場、無用の者立ち入るべからず」と彫り付けた石碑が建てられている。この石碑から先の古道は、路面に坂道を記す短線が付されて、下り坂であることを示している。道の先には「この道より田嶋村二俣へ行」と注記する。

赤石丁場 丁場境松付近には「赤石丁場」があった。この丁場は「御丁場」の範囲に含まれ、天明6、



E群 (〔赤石丁場〕)



挿絵図1



〔清水村〕との分かれ道

挿絵図2



〔トノサマノアナ〕



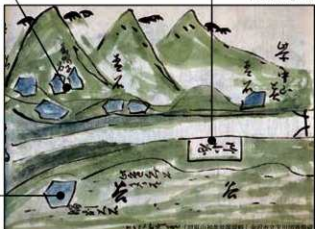
〔御小屋〕跡



立石 (〔鳥帽子石〕)



ガメ石 (〔鍋割大石〕)



挿絵図3

第247図 戸室山御丁場の絵図と現況

7年から採掘に取り掛かって、年々多くの石材を切り出した。挿絵図では「新道」の山側に□の朱印を付して「此の所赤石丁場」と注記している。「山巻」(採掘坑の掘削)が進むにつれて旧来の道が排土で通行できなくなり石引きに不都合が生じたので、下方に道を付け替えた。古い石屑や土砂は丁場の下に捨てていたが、文化2年にはもはや旧来の道は往来できない状態まで土砂が堆積し、石は下の谷の畠へ落ちていたという。挿絵図には土砂を捨てた場所に長方形の朱印を付している。「新道」と「古道」の間に挟まれた斜面地の畠の一画である。

また、「赤石丁場」は、御丁場の入口にあり、日の当たる山とする。「赤石丁場」の高には「黒坂」と呼ぶ急坂があり、雨が降るとぬかるんで石引の難所であつたらしい。

挿絵図2(巻頭写真5、第247図中)では、丁場入口側の山に「赤石」、間を開けて再び「赤石」、さらに間を開けて朱塗りした石形を記して「赤石」とあり、この石は角石等には難があるが、万一御用を仰せつけられた時のために残置する旨の但し書きを付す。山の稜線は丸く描き、山裾に石引道が通る。道は朱塗りの赤石の直下に分岐点があって、谷へ向かう枝道が描かれている。

ここまでの記述では留帳の「赤石丁場」とは丁場境松の近くの場所だけを差し、他の赤石産出地とは区別しているように読める。

烏帽子石 さて、「赤石丁場」から2町(118m)ほど奥に入ると青石の出る日陰の山になり、この場所を「中山」と呼んだ。ここから更に1町(109m)程度奥に進むと、60～70間(100～120m)もの高さのある急斜面となり、この場所は青石を多く産出し、中には「烏帽子石」という大石があると記す。かつて周辺で石割りを試みたが石が硬すぎて思うように割れず、石の筋目も良くなかったらしい。角石に割り立てる場合は、石の下から山巻(採掘)するのではなく、横や上から取り掛かり、くれぐれも安全に作業するよう注意を喚起している。

鍋割石 また、万治年中に谷底へ落ちて未だ割れていない大石があり、この石が嘔落したときの轟音で田島村の鍋釜が割れたらしいので、この石を「鍋割石」と名づけた。鍋割石は烏帽子石と比べて筋目の良い大石なので、将来の御用で角石の原石とするために、いつまでもこのままにして割らないように、としている。また、烏帽子石を含めた丁場奥の青石産出地を「水丁場」と呼んでいたようだ。「中山」から「水丁場」までの景観を描いたのが挿絵図3(巻頭写真4、第247図下)である。

御門 まず目につくのは図の右端の道に描かれた冠木門状の門で、留帳の記述に「御門」と表記される施設がこれであろう。傍に「此の所中山と云う」との記載があり、青石と注記する青塗りの石形が描かれている。これより奥の石形はすべて青塗りなので、「中山」より奥は青石地帯である。

御小屋 「中山」の「御門」から奥に進むと、道の左手(谷側)に「御小屋」と記した長方形の区画がある。御小屋は藩の現場事務所で、丁場を見分きた城代や奉行はこの建物に入った。現場で作業を担当している扶持人石切一同は、昼食時に奉行の席前にて平伏して挨拶したという。

御小屋のニワ(土間)は、大雨で外仕事ができない日に石切達が板石作りの仕事をする作業場でもあったが、効率が悪いので、寛政11(1799)年の地震後には、梁間二間三尺、桁行五間(約4.5×9.0m)の「のま掛」の小屋を建てて石加工の雨天作業場とした。このほか丁場内の建物には、穴生や石切が宿止した「飯小屋」(詳細不明だが御小屋とは別けて記述)、作業を監督した穴生の「丁場小屋」(六尺四方)があった。

青石 御小屋から奥の山は三角で描いて急峻な地形を表現している。山の斜面には「青石」と添え書きして青塗りの石形が6か所描かれている。御小屋寄りの山裾に2か所、その奥の山裾に1か所、斜面上に3か所を配置しているから、青石を産出する丁場の高さに上下があることを示しているであろう。上段右端の石形は先の尖った縦長の五角形で、「烏帽子石」の注記がある。

なお、本文中では御小屋の対面にも大青石があったと記す。安永年中に角石に割立てようと試みたが、石形が悪くて硬すぎたため、うまく割れずに現在もそのまま残っているという。

さて、青石集中部の裾には御小屋からの道が続き、道の末端に「水丁場」、その上方に「ぐんどうの方」と添え書きする。なお、「ぐんどう」とは初期の丁場名を列記した中にも登場する名称で、別所村の奥にあるとする。地元ではキゴ山と戸室山境の坂道を「ぐんどう坂」と呼ぶから、「ぐんどう」とはキゴ山周辺の地名であろう。

道の下谷には、烏帽子石の下にあたる位置に青塗り五角形の石形と「鍋割大石」、谷斜面には「この辺くづ石多く有り」と注記する。本文中にも「御小屋下谷へ石くつ過分に捨有之候」と記述しているの、谷の屑石が目につく状態にあったようだ。

以上をまとめると「戸室山御丁場」の構成は以下のとおりとなる。

- ① 「御丁場」は清水村と接しており、丁場境には目印の松があった。位置は金沢城新坂欄門からの距離が5891間7尺の地点である。当然ながら、丁場境の外側には藩の丁場はない。
- ② 丁場の入口部には「赤石丁場」がある。天明年間に本格着手して相当量の石材を切り出した。排土で石引道の通行に支障が出たので付け替えた。
- ③ この他にも入口部には赤石を産出する場所が数か所ある。いずれも道の山側に位置する。道が分岐する場所の山側には、質は悪いが角石への割り立ても可能な大きな赤石がある。
- ④ 青石の丁場の入口は、「中山」と呼び、「御門」がある。「赤石丁場」から2町程離れている。
- ⑤ 御門を入ると、石引道沿いの谷に面した場所に「御小屋」がある。
- ⑥ 御小屋向かいの山裾には青石の丁場があって、安永年中に割りかけた巨石がある。
- ⑦ 御小屋を過ぎて奥に進むと、山裾に青石の産出地が複数ある。
- ⑧ 丁場の奥地は「水丁場」と呼び、斜面の上下に青石の産出地がある。青石の右端に「烏帽子石」が位置する。「中山」から1町ほどの距離である。
- ⑨ 烏帽子石下方の谷には転落した巨石があり、「鍋割石」または「鍋割大石」と名付けた。
- ⑩ 谷には屑石が多く捨てられている。

2. 現地の遺構との対比

上記の10項目について、今回の調査で確認した現地の遺構と対比してみよう。

青石エリア まず、確実性が高いのは挿絵図3で描かれた丁場奥の青石エリアである。特に⑧の「烏帽子石」が大型露頭SS1の「立石」、⑨の「鍋割大石」が谷に転落している巨石SS2の「ガメ石」であることは疑う余地がない。⑩の谷斜面の屑石の記述も現状と一致している。さらに⑤の「御小屋」も、挿絵図での位置関係と算木積の隅角部を伴う石垣の存在から、平坦面SH2が該当するとみてよい。

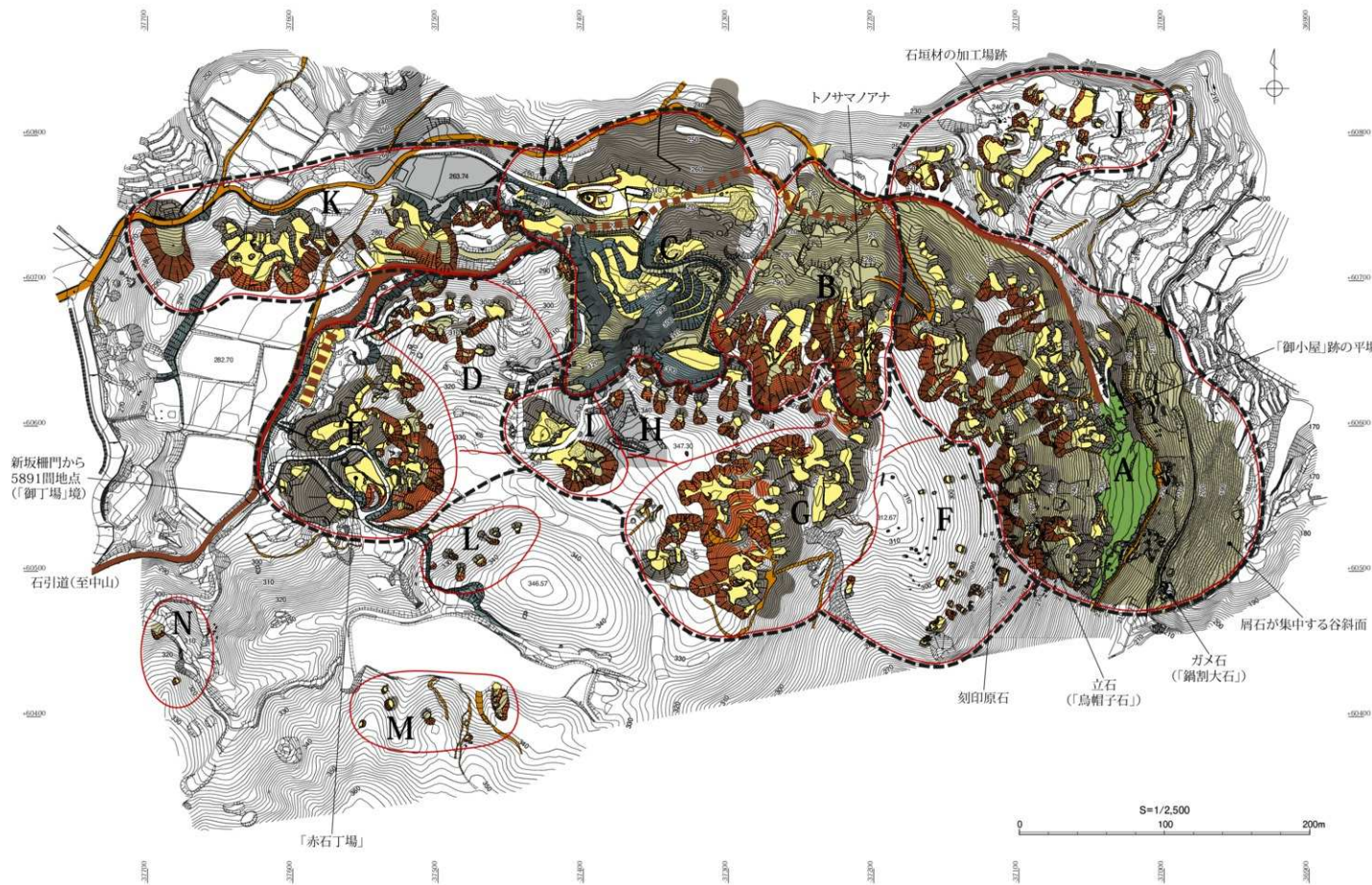
一方、⑥の御小屋向かいの大青石は現存しないが、位置関係からすると東地区A2群の中央部ないし北部が該当するとみられる。同所は青戸室主体の丁場であるから、その点でも矛盾はない。⑦の青石はA2群南部となろう。また、④の「御門」があった中山とは、石引道の周辺が開けているSH4周辺と考えられる。

このように、東地区の現状は、江戸後期の留帳に記された「戸室山御丁場」との対比可能な状態にある。部分的には近代の探掘の手が入ってはいるが、丁場構成の基本は江戸期の状態を保っている。保存状態は良好といつてよいだろう。御小屋跡地を含む御丁場の中枢部が良好に保存されていることは、戸室石切丁場を歴史的・学術的に評価する上でも大きな意味がある。

丁場境と赤石丁場 次に挿絵図1に描かれた丁場の入口付近を検討する。

①の丁場境の位置は、新坂欄門からの距離が参考になる。石引道の距離数は、石引作業の経費積算の基礎となる数値であるから、実測に基づく信頼できる値とみてよい。第5図に示した石引道の道程図で新坂欄門からの距離が5891間となる地点は、西地区E群の南側である(第248図)。

清水集落へ降りる道と丁場へ向かう道との分岐点には石碑が建てられ、この先に藩直営の御丁場が



第248図 戸室山北部全体図

あることを通告し、無断立ち入りを禁止していたが、現在は確認できない。

②の丁場入口の赤石丁場は、E群の大型採掘坑スケン丁場が該当することになる。同所は赤石室の丁場であり、山裾に階段状に重なる大規模な排土山が形成されている。その末端は道際まで達し、耕地整理時の改変を免れた旧石引道の地割りは、採掘坑の直下で排土山に埋没した状態にある。このような丁場の現状は、留帳に記された「赤石丁場」の情景と重なる部分が少なくない。

赤石エリア 最後に、丁場内の中程に位置する挿絵図2に描かれた③の場所であるが、石引道の山側に面して赤石室を産出する地区は北地区である。朱塗り石形が描かれた奥よりの地点となるとB群に絞られる。ここには「トノサマノアナ」と伝えられてきた大型採掘坑がある。また、近代以降に主要な石材搬出路となったオコ谷往来へ下る道筋は、この場所から分岐している。挿絵図では朱塗り石形の他に「赤石」を2か所注記しており、これも北地区C群ないし中央地区H群の範囲の中で考えることができるだろう。

このように、戸室山御丁場の入口から中ほどにかけての範囲についても、北地区C群が大規模に改変されているにも関わらず、要所は現状の遺構と照合可能な状態にあることを確認しておきたい。

なお、丁場内の距離に関する留帳の記述は、赤石丁場から中山までの距離を「2町程」、中山から水丁場までを「1町程」とする。後者は先述の検討結果と矛盾しないが、前者は5町程離れていると記載するのがふさわしい。距離2町の場所はC群になるので現況との比較検討はできないが、この場合は、新坂欄門からの距離記載との差が大きくなること、C群は田島地内に含まれているので丁場境松は清水村との領境とする記述と一致しないこと、地形・地質・遺構分布に連続性のある東～西地区の採掘坑群の中で西地区だけが御丁場の外になること等、新たな矛盾点・疑問点が生じてしまう。それ故、留帳の丁場内の距離観には一部に勘違いがあると考えざるをえないだろう。

3. 戸室山御丁場の空間構成

さて、留帳の記載と現地との照合結果を踏まえて、江戸後期の戸室山御丁場と周辺地域の空間構成をまとめておきたい。

丁場の範囲 まず、これまでの検討から、丁場の入口は西地区E群の「赤石丁場」、最奥は東地区のA1群「烏帽子石」付近の「水丁場」であった。入口からの距離は、石引道の路程にして御小屋まで約760m、水丁場まで約900mである。

留帳に登場する丁場の立地は、いずれも石引道に面した山側であった。本報告で東地区、北地区、西地区とした区域が該当し、地質的には戸室石の大型岩塊を含む戸室火山溶岩流の先端を取り巻くように分布している。中央地区は情報不足で今後の検討を要するが、今回の調査では、現地観察と聞き取りの結果を踏まえて、F群は江戸初期、H群は江戸後期以前、G群I群は近代前期が主体であろうと考えた。中央地区はH群を除いて、江戸後期の戸室山御丁場には含まれないと理解しておきたい。

したがって、戸室山御丁場の範囲は、本報告の東地区、北地区、西地区と中央地区H群まで、東西約650m、南北100～250m、面積約110,000m²となる。

丁場内の構成 留帳に登場する江戸後期の主要な採掘地は、丁場入口の「赤石丁場」、中ほどの赤石産出域、奥の「水丁場」を含む青石産出域の3か所、これらが石引道の幹線で結ばれていた。このうち石運びの負担が最も軽いのは、いうまでもなく金沢への距離が短い入口部の赤石丁場（E群）である。奥の水丁場（A1群）とは標高差が約60mあるから、その分の登りの労力も節約できる。当地の採掘が天明年間に本格化して赤石室の一大採掘地に成長したのも、運搬労力の省力化が主たるねらいであろう。

赤石室の産出域は丁場の中ほどまで続く。この間は挿絵図に「赤石」と記載されているものの、本文中には丁場としての存在感が薄いからいがある。B群の拠点「トノサマノアナ」が留帳に記され

た天明～文化年間にどの程度の稼働状態にあったのかは、今後の課題としておきたい。

丁場の奥に位置する青石産出域は、藩の現場事務所である「御小屋」が設置され御丁場の中核として機能した場所である。丁場を訪れた城代や奉行等は御小屋に入って現場状況を見分した。

事務所の設置場所が入口付近や丁場の中程ではなく奥地が選ばれている第一の理由は、地元の田島村との関係であろう。「山巻」と呼ばれた原石採掘の土工にあたる人夫には、金沢で雇われた日用の他に山仕事や農作業で鍛えた地元の百姓達が力を発揮したであろうし、江戸前期には採石を統括する奉行が田島村に止宿して丁場へ通った。採石の休止期に丁場の石材や施設を藩から委託管理していたのも田島村であった。さらに、当地は良質石材である青戸室の一大産地であるから、青戸室の石垣材を集中採掘していた寛文年間には、当地が名実ともに丁場の中心だったと考えられる。

入口付近の丁場は、江戸後期の再開発で急成長したエリア、奥の丁場は江戸前期以来の伝統的な採掘エリアと評価すれば、御小屋が奥地に立地していることも理解しやすい。

御丁場の外の丁場 さて、石引道より標高の低い場所に位置する北東地区J群と北西地区K群の存在も興味深い。J群は中小の採掘坑が散在する群構成で、採掘坑近隣に石垣材や板石材を加工した作業場跡があった。石垣材は寸法・形状・加工の諸特徴から江戸後期以降に金沢城で使われた石垣材である可能性が有力である。また、K群は青戸室を含む丁場で、採掘坑と排土山の特徴から江戸期からの丁場とみてよい。

両群は、藩直営の御丁場の範囲には含まれないが、少なくとも江戸後期には稼働していた丁場であったことを認めた場合、想定しうるのは村方の丁場である。第6章に詳述されているように、戸室山での採石が途絶していた宝永年間には若松村の持山での戸室石採掘を巡って、村と請負業者が諍いを起こした記録（編年史料【18】）があり、文化年間の金沢城二ノ丸御殿の再建時には、石垣材は穴生が指揮して直接調達しているが、礎石や板石その他の建築用材は民間に発注しており、中には戸室石を専門に扱う金沢の石屋「五郎三郎」や、村人「清水村市郎右衛門」「田島村八郎右衛門」の名があった（編年史料【61】）。また、宝暦14年旧跡等調査では、「清水村持山のうち黒坂山と申す所より赤石・青石切り出し申し候。戸室山続にて、すなわち戸室石と申し候」との記載がある（『加賀志叢』）。

藩直轄の御丁場の範囲外に所在する江戸後期の丁場は、村方による採石の実態を技術的な側面を含めて検討する上で注目すべき場所である。藩直営の丁場との総合的な比較検討が求められる。

第3節 戸室山御丁場の変遷

最後に江戸後期の以前と以後を含めて、戸室山北部域の石切丁場の変遷を概観してまとめたい。以下の時期区分は、第6章で木越が示した区分に従い、寛永期以前を第一次稼働期、寛文期を第二次稼働期、安永から幕末にかけてを第三次稼働期とし、明治以降を第四次稼働期と呼ぶ。

1. 第一次稼働期

丁場の開発 戸室山北部域が石切丁場として開発された最初期を示す資料は、今回報告した中央地区F群及び南地区の遺構である。地表に露出している転石の周囲の土砂を掻き出して、一つの原石から一つないし二つの石材を割立てる作業をあちこちで繰り返し、小規模で浅い採掘坑が小群をなして分散立地する丁場景観が残された。目印になりそうな目につく露頭には刻印を残し、方形の矢穴痕をもつ割石材を伴う採掘坑群である。同様の特徴をもつ丁場跡は、詳細調査が行われた俵大池南丁場跡〔金沢城調査研究所2008 a〕、小豆沢ナガヤマ丁場跡〔金沢市2012b〕を代表例として、戸室山西麓丘陵地の東部域に多く残されている。丁場に残る石垣材の特徴から、金沢城石垣2期（16世紀末～17世紀初め、慶長期）に属する。

北部域に現存している初期の採掘関連遺構は、いずれも標高の高い尾根頂部域に位置しているが、これは斜面域での採石がその後も継続したために姿が見えなくなり、再開発を免れた地区のみに古い遺構が残存したためと理解される。金沢城の同時期の石垣は高石垣化が急速に進み、角石や角脇石に大型の石材が求められた。大きな転石あるいは節理で割れて適当な大きさになった露頭に原石を求めたとき、F群直下に位置するA群の露頭を見逃すとは考えにくい。むしろ当時の採石の中心はA群にあり、そのフロンティアに属する場所がF群と想定したほうが理解しやすいだろう。F群の刻印も斜面下から見える側に刻まれている。

慶長期の戸室石切丁場では、採石時の狼藉を戒める高札が慶長7年と18年の二度にわたって中山村に立てられた。高札を立てた場所が田島や清水ではなく中山であることは、当該期の採石が戸室山北部からキゴ山までの広範な地域に広がっていたため、石引経路も各所に業脈状に伸びており、これが一本に集約するのが中山であったことの反映と考えたい。その際の中山への戸室山側からの出入り口に位置する地理的な要所が、藩主臨検の地と伝えられる「中納言干場」の丘である。当時、この場に常設の御小屋が設置されていたかどうかは別にしても、普請の総括責任者が現場視察時に入る施設という点で、中山の中納言干場と田島の御小屋は、場としての機能に類似性がある。

文献史料の分析からは、中山村に立てられた高札の適用範囲は中山村が属する上山組の村々であって、そこに田島村や清水村は含まれていないので、北部域で採石があったとしても過大に評価すべきでないとの指摘がある（第6章第1節）。金沢城初期の丁場実態は、今後とも精査が必要である。

採石の本格化 田島の丁場での採石は寛永期には本格化していた。金沢城の二ノ丸拡張と御殿造営、三御門整備、本丸周辺の再造成等に伴い、石材需要が急増した時期である。寛永9（1632）年には田島村肝煎に制札が下されていることから、田島の丁場で大規模な採石が行われていたことが窺われる。

当該期の石材調達は、規格化の進んだ石材需要に効率的に対応するため、大きな原石から大割・中割・小割と石割り工程を繰り返して、求める寸法形状の石材の一つの原石から連続的に複数成形する手法が一般化していた。そのために必要な前提条件が大形の転石である。田島の丁場がこの時期に急成長するのは、大きな原石が豊富に産出することが主たる要因と考えられ、東地区A1群下の谷に転落しているガメ石（鍋割大石）は、その代表例である。戸室山西部の石切丁場の多くが慶長期で放棄されていることや、キゴ山の山頂域まで丁場開発が進展していることも、その地域で産出する戸室石岩塊の大きさと関わりがある。

また、寛文2（1662）年の記録には「戸室山より石出候得共、先年の石道よりせばく、三間棒通り兼候故」云々（編年史料【9】）とあるので、寛永期には既に道幅三間以上の石引道が田島へ伸びていた可能性がある。

留意すべきは、この時期の丁場はキゴ山から戸室山西部及び北部まで広がっていることが、これまでの確認調査で判明しているため、田島地区は唯一の丁場ではなかったことである。広範な採掘域と複数の石引経路からなる戸室石切丁場の全体構造は、基本的に慶長期を踏襲していたことが重要である。丁場で加工を終えた石垣材の正面に刻印を刻むルールも慶長期以来のものであった。宝永年間の記録にみえる「伯耆殿丁場」等の記述から、普請役を務めた有力家臣ごとに丁場を構えていたのではないかと指摘（第6章第2節）は、石切丁場の遺構状況からも首肯しうる解釈であろう。

2. 第二次稼働期

寛永期の石垣と丁場 寛永期の採掘は寛永15（1638）年頃までは継続していたが、翌16（1639）年に三代藩主利常が小松に隠居した後、金沢城で大きな石垣需要がなかったため、石切丁場は休眠状態になった。再開は万治3（1660）年に石釣の夫付を作成した後とみられ（第6章第2節）、寛

文2(1662)年には幅三間弱に狭まっていた石引道を拡幅して城内搬入が始まっている。約20年間の休止期を挟んだ後の、本格的な再稼働が第二次稼働期である。

寛文期に普請された金沢城の石垣は、暎喉櫓台(寛文4(1664)年)、土橋門西(寛文5(1665)年)、薪ノ丸北(寛文6(1666)年)、二ノ丸菱櫓-楽屋多門下(寛文8(1668)年)が代表例で、整然とした布積みの粗加工石積みと意匠性に富む切石積みが特徴である[北野2003]。石切丁場から運ばれた石材は、寛永期に比べて寸法と形状の規格化と斉一化が進み、控えの長い大振りの石材が目立つ。石材正面の合紋系刻印は姿を消し、「一」、「二」、「三」等の単数字刻印か、あるいは無刻印となる。そして石材に占める青戸室の比率が格段に増加する[金沢城調査研究所2011b]。

寛文期の丁場はキゴ山から戸室山西部域では確認できない。この地域の石切丁場跡は、寛永以前の採掘の状態を留めており、寛文の第二次稼働期に再採掘の手が入った様子がないのである。保存良好な寛永丁場は、清水地内の南原神社周辺までは確実に広がっている。とすると、これ以北で青戸室を大量生産可能な地域が寛文丁場の有力候補であり、それはすなわち、戸室山北端の田島地内の丁場、とりわけ本報告の東地区A群を指している。現状では丁場で単数字刻印のある確実な寛文期石材を確認できておらず、物証が不十分だが、状況証拠からは同所か唯一の寛文丁場と考えられる。

したがって、第二次稼働期の戸室石切丁場は、第一次稼働期の広域分散から田島への一極集中へと大転換を遂げたことになる。これが第二次稼働期を特徴づける重要な変化である。

戸室山御丁場の成立 分散していた丁場を田島に統合し、穴生や石切、その他の労働者を一か所に集めて仕事をさせると、現場は混雑するが、その分指揮管理が徹底しやすくなる。穴生・扶持人石切・二十人石切の体制を軸とした現場作業は、相互の意思疎通が綿密になれば、認識の共有化が進み、統括技術者である穴生の意図を現場の隅々に徹底できたであろうし、熟練技能者の仕事ぶりに学ぶことで技能者全体の技の向上にもつながったであろう。製品の品質管理も一元化できるから、求めに応じた製品を均質で安定的に製作し供給することが可能となる。

その結果として達成されたのが、石材の規格化と斉一化であると考えたい。そもそも前田家の石垣は、徳川大坂城普請の過程で石材の規格化が急速に進み、寛永5(1628)年の玉造口普請時には規格材による布積み石垣が完成していたが、寛永8(1631)年後に普請された金沢城の寛永石垣では、石川門前土橋正面の目立つ場所には同様の規格材を採用するものの、その他多くの石垣の石材は石形が不揃いな状態が続いていた[滝川2012]。その背景には、素直に割れにくい戸室石の性質もさることながら、広域分散型の丁場形態ゆえに品質管理の徹底が難しいという、石材調達体制の事情が影響していると解したい。

キゴ山西丁場に典型的にみられる採掘領域ごとの多様な合紋系刻印が廃止され、石材生産現場の組番号を示すと考えられる単純な単数字刻印に統一されたことも、生産拠点の一元化を受けて現場編成が再構築されたため、刻印も単純で管理しやすい連番制を採用したのでであろう。

田島の丁場で集中的におこなわれた青戸室を中心とする石材採掘で、丁場の景観は少なからず変化したと思われる。数量的な集計は今後の課題だが、菱櫓から二ノ丸北面にかけての石垣で、およそ4,000個の石材が使われ、加えて中山にも同程度の貯石がおこなわれたことを鑑みると、採掘に伴う地形の変更と発生した屑石は相当な規模に及んだと見込まれる。東地区A1群及びA2群の青戸室を産出する採掘坑群と、その直下の谷に捨てられている広さ1万㎡、推定20万個の屑石堆積は、寛永期に始まる東地区の採石規模の大きさを物語っている。

第二次稼働期における北地区や西地区の赤石丁場の採掘規模が今後の課題となるが、寛文期の金沢城石垣には玉泉院丸庭園の色紙短冊積石垣を典型とする意匠性を重視した切石積石垣に赤戸室が積極的に使われ、庭を色彩豊かに演出する舞台装置として効果を発揮しているので、赤戸室の採掘拠点も開発済みであったことは疑いない。

こうしてみると、東地区を拠点として清水村との丁場境までの約11万㎡を領域とする藩直営の戸室山御丁場の成立は、寛文の第二次稼働期に求めるのがふさわしい。寛永9年には田島村に制札が下されているから、第一次稼働期の最終段階にはその前提条件が整いつつあったのだろうが、唯一無二の卓越した丁場の確立には、諸条件の整備に時間が必要であった。

採石地を戸室山北部に集約したことで、石引道も複数の枝道を維持する必要がなくなり、一本の幹線に統合した。大人数での長期に及ぶ「石釣り」作業に耐える三間ないし五間幅の石引道の事前整備と、稼働中の維持管理の負担も、軽減したのであろう。

したがって、戸室山御丁場の成立とは、丁場の管理運営の一元化による、生産性と品質の向上に止まらず、生産した石材の運搬までを含めたトータルな石材供給システムの確立として評価できる。それはハード面のみならず、石釣り夫付として運搬経費の積算基準を定めたことに現れるソフト面の整備を含む総合改革であった。

中山への貯石 中山貯石場での石材備蓄も、このことと関係していると考えたい。江戸前期以降の石垣普請は予見しえない災害に伴う復旧工事が基本であるから、確証のない将来の石垣普請に備えて4,000個もの石材を前もって生産し、丘陵地帯の端まで運んで備蓄するという大胆な先行投資が実現した背景には、石材調達から普請までを将来に渡って一元的に統括する永続的な機関と実施体制の確立、積算基準や運用規則の制定が必要ではなかろうか。寛永期以前の石材調達で、有力家臣それぞれが丁場を構えて生産と運搬にあたっていたと推察するならば、それぞれの丁場内での石材備蓄ないし残置はありえても、一か所に集約して貯石場を設置し一元的に在庫管理するシステムの構築には及ばないであろう。

いずれにせよ、第二次稼働期は、石材の生産から運搬、備蓄に至るハードとソフトの集中的で一元的なトータルシステムの確立を特色とする戸室石切丁場の一大画期であると評価できる。

3. 第三次稼働期

十数年間続いた石切丁場の第二次稼働は、中山への石材備蓄が完了した時点で停止し、御留山となって戸室山御丁場は閉山した。その後、丁場は田島村が管理を託され、石垣普請の用が生じたときは貯石場の石材をつかって対応していた。石材備蓄に限りが見え始めて丁場の再開が検討されていたころ、宝暦9(1759)年の大火で城と城下が被災し、復旧工事で残りの貯石を使い果たして、いよいよ再開に踏み切ったのは閉山から約100年後の安永5(1776)年のことである(第6章参照)。

第三次稼働期の戸室山御丁場については前節で詳述したので繰り返さないが、要点を列記すると、

- ① 基本的に第二次稼働期の丁場域を踏襲して再稼働したこと
- ② 御小屋を含めて田島村との関わりを重視していたこと

は前代からの継続であるが、

- ③ 搬出の便が良い入口付近に新丁場を開発し、新たな拠点を構築したこと
- ④ 御丁場の領域の外に、村方の丁場とみられる採掘域が出現したこと

はこの時期の新たな特色である。加えて、

- ⑤ 石割り技法に変化が現れたこと(三角形の尖底穴の普及等)

も丁場で作業を行っていた石切達の技の系譜を伝える目に見える変化として注目しておきたい。これについては次節で詳述している。

4. 第四次稼働期

明治3年3月、戸室山の御留山解禁(編年史料【66】)後の採石を第四次稼働期とする。この時期の採石活動の実態は今後の調査で補足する必要があるが、現地の採石痕跡をみると少なくとも第三次

稼働期を凌ぐ規模の稼働実態があったと考えられる。

この時期の採石は、採掘主体の地元化と民間資本の導入に特色がある。明治26年には松任の酒造業山上了が、田島・清水・南原・俵等在住の地権者計91名と戸室石の採掘・販売の権利について契約を結んだ(同【68】)。大正2年には金沢の安田俊午郎が田島の地主と石材採掘権の契約を取り交わし、浅永栄次郎らと戸室石材株式会社を設立した(同【69, 70】)。浅永は昭和2(1927)年に加賀石材株式会社を設立して経営を引き継ぎ(同【71】)、その後は地主の長谷川家が昭和40(1965)年頃まで採掘を続けた。

明治から戦後の高度成長期までの採掘地として確かな場所は、北地区B群にある殿様丁場(トノサマノアナ)、浅水丁場、長谷川丁場の三大採掘坑である。これらは前節で検討したように戸室山御丁場の採掘坑を継承し、隣接地に新坑を開削して採掘を拡大した赤戸室の丁場である。青戸室の需要には東地区の採掘坑を拡張して対応し、距離的に近い御小屋跡地前を重点的に再開発している。また、清水地内でも、西地区の御丁場入口の赤石丁場で赤戸室、北西地区の丁場で青戸室を採掘している。

対して、標高の高い中央地区G群やI群は、明治以降の新丁場ではないかと推察された。中でも規模の大きいG群は、大正初期には既に稼働していなかったことや、田島と清水の中間地に位置すること等から類推すれば、明治期に山上了と採掘契約した田島・清水両村による共同丁場かもしれない。

第四次稼働期の丁場では新道具も登場した。浅水丁場や長谷川丁場では軌道敷を設置し手押し車を走らせて原石や排土を坑外に搬出し、労力軽減が図られた。鉄軌道の設置は大正初期の戸室石材株式会社設立時にも検討されており、実現はしなかったが北地区の丁場から県道までの石切道と、金沢への県道に軌道敷設が計画された。これによって運搬費を削減し石材価格を抑えて、鉄道輸送で大量搬入されている県外石材に対抗しようとする目論みなのである。

石加工の道具は、凝灰岩の採石に使われていた小型化した楔状の矢が普及し、溝切技法とも併用された。詳細は次節で述べる。

採石に機械力を導入したのは、戦後の高度経済成長期に新開発された北地区C群の丁場に限られた。

5. 北部地区の特徴

以上、戸室山北部に位置する田島・清水地区の石切丁場の構造と変遷をまとめた。当地の石切丁場は、一言でいえば、稼働期間の長さや資料の豊富さにおいて傑出した石切丁場跡であった。

休止期間を挟むとはいえ350余年に渡って金沢の城と町に石材を供給し、都市整備に不可欠な土木建築資材の生産拠点として確固たる地位を占めた。

石切丁場の管理運営を軸とする機構改革で達成された高品質な石材供給は、石垣をより強固で安定的な構造物に仕上げる上で前提として、金沢城石垣の技術的な向上に貢献した。

赤と青、赤褐色と青灰色からなる戸室石は、その流通圏が限定的であったことも幸いして、金沢ならではの色彩として人々に認知され町の景色を彩ってきた。金沢城の築城を契機に登場した戸室石という石材は、ローカルな土木建築資材の範疇を越えて、金沢の歴史の中で人々に育まれ、この地の文化的個性を代表する存在のひとつとなった。

江戸期を通して戸室石の石切丁場が藩の直接的な管理下におかれ、石垣材の製作と運搬が藩の直営事業として実施されたことで、様々な事柄が文献に記され今日に伝えられた。このことが現地に残された遺構の理解を格段に深めるとともに、遺構の背景で繰り広げられた様々な事象を浮かび上げ、山地に埋もれた石切丁場跡を歴史の舞台に引き上げた。

田島・清水地区の戸室山御丁場は、名実ともに戸室石切丁場を代表する存在であり、戸室石切丁場は、金沢の歴史・文化を語る上で欠かせない石材産地である。

第4節 矢穴からみた戸室石の石割り技術

戸室石の石割りについては、平成15年度からの確認調査でキゴ山西オクノタニ丁場においてその典型例を確認している。それは石材を適宜回転させ割面を上にしながら分割を繰り返し、最後に正面を割って成形完了後にノミで均し、正面に刻印を刻んで完了という作業工程である。〔金沢城調査研究所2009〕戸室石切丁場では母岩となる石材の大小にかかわらず、石割りはこの工程を基本としており、江戸前期の戸室石切丁場における石材加工の手順を示すモデルとなっている。

近代以降は、北島俊朗氏による調査や金沢城調査研究所による石工道具調査により、凝灰岩の技術を取り入れた石割り方法へと変化していることが明らかとなっている〔北島1995、布尾2008,2009、本報告第7章〕。

石割り技術についての調査が進む一方で、矢穴についての調査はほとんど進んでいない。戸室石切丁場では近世から近代にかけて矢穴技法により石割りが行われてきており、大きく2つのタイプが確認されている。江戸前期からみられる、破断面形が方形を呈する矢穴痕で、徳川大坂城東六甲採石場のいわゆるAタイプの矢穴にあたる〔森岡・藤川2008〕。もう一つは破断面が三角形の矢穴痕で、これまで「V字形矢穴」とも呼ばれてきた矢穴痕である。戸室石切丁場の調査ではそれぞれ「方形矢穴」、「三角形矢穴」と呼んでおり、従来は方形矢穴を江戸期、三角形矢穴を近代以降とらえていた。

しかし、金沢城内の石垣解体調査や金沢市内の戸室石石造物などから、江戸期の三角形矢穴が確認されたことにより、近世段階からすでにある矢穴であることが明らかとなってきた。

戸室石切丁場北部地域の調査においても三角形矢穴を多く確認しており、本節では北部域と城内や石造物の三角形矢穴の事例をもとに、石割り技術の変化について整理を行ってみたい。

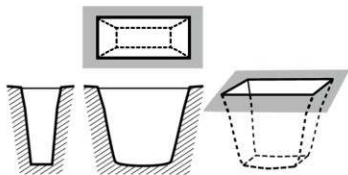
1. 三角形矢穴の事例

戸室山北部地域の矢穴

戸室石切丁場北部地域は、江戸前期の採掘坑、江戸後期の「戸室山御丁場」、近代以降の採掘坑を含む丁場跡である。現地では方形矢穴、三角形矢穴ともに確認できる。

方形矢穴は、A群の東側斜面に広がる屑石群中や「鍋割大石」、M群周辺で確認できる。戸室石切丁場全域では主体となる矢穴であるが、北部地域においては確認できる範囲も限定的な印象をうける。

計測数は少ないが、法量の平均値は、矢口の長辺が10.3cm、短辺が4.4cm、深さが7.6cmである。長方形の矢底を持ち、矢口に比べやや狭くなるが平らにならされた底面をつくる。矢穴はノミであけ、矢が矢底につかないためのソコツキノミを使用すると想定されている（道具については、第7章第2節と記録②を参照）。



第249図 方形矢穴模式図



SW1 No.1

三角形矢穴は北部地域では方形矢穴よりも確認例は多く、また広範囲で確認できる。特に石垣 SW1 や平坦面 SH11 では石垣材や板材などの製品でも確認している。法量は平均値で、矢口の長辺が8cm、深さが6.8cmである。方形矢穴のように矢口に短辺はあるが厚みは薄く、底面に向かって逆三角形となり、尖底となる。また短辺が両側にあるものと片側にしかないもの、不明瞭となるものなどある。方形矢穴のように矢穴の角をきちんと作りこむような手間を省いた感じがする。コーナー部にはツルの先端による刺突痕がみられる場合がある。通常、矢の先端は矢底にあたらないようにするが、三角形矢穴の場合は先端が底にあたった痕もあることから、先端部が突った矢を使用したと考えられる。

金沢城内の矢穴

金沢城の石垣修理に伴う解体調査での三角形矢穴の確認例は、河北門の一ノ門で2例、ニラミ槽で1例、橋爪門続槽で8例である [金沢城調査研究所 2011a, b]。河北門は宝暦の大火後に行われた積直しと明治期の石垣解体に伴うもの、橋爪門続槽では文化期の修築範囲で確認した。河北門はすべて小割された材だが、橋爪門続槽は築石材で、切石6点、粗加工石2点である。新材ではなく、すべて再加工・再利用の材である。計測値は矢口5~8cm、深さ6~10cmの範囲に収まる。コーナー部がきちんと直角にされ、短側面がきれいにつくられるが、明治期の矢穴はコーナー部がなく厚みもほとんどない。

石造物の矢穴

卯辰山観音院にある文久2年銘の戸室石製供養塔である。高さ128cm、幅88cm、厚み38cmを測る。側面は自然面で、銘文を刻む正面は割面、背面は矢割後にツル調整される。矢穴は矢口が5~7cm、深さは5cm、短側面の厚さは2cmで、両面ともにコーナー部をもつ矢穴である。



河北門 B5-1-1



橋爪門 ト179



橋爪門 ヘ126

表24 金沢城内三角形矢穴石材表

場所	石材ID	備考
橋爪門続槽	チ-0518	文化5(1808)年修築
	ヘ-0126	
	ヘ-0146後	
	ト-0024	
	ト-0140	
	ト-0162	
	ト-0179	
河北門(一ノ門)	B5-1-1	宝暦12(1762)年改修
	B5-2-1	
	(ニラミ槽)	明治15(1882)年頃の破却



観音院 供養塔



矢穴拡大(正面)

第250図 近世の三角形矢穴

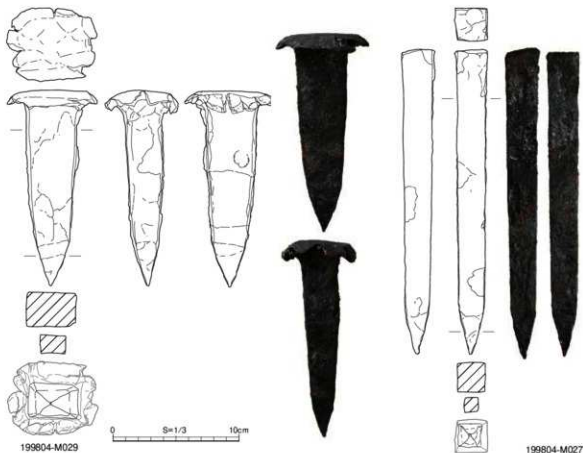
2. 石工道具の変化

これまでの調査により近代の戸室石採掘は軟石と同じ技術であったことを確認したが、近代の道具については、「戸室山初年号等留帳」に記載がある近世の石工道具と名称・サイズともに類似するものがあると指摘されている〔布尾 2009〕。矢穴の変化は、そこにいれる矢の変化を反映したものと考えられるため、やはり近代以前、江戸後期の段階から変化したと考えられる。矢穴は、丁場でみるかぎりツルであけたと考えられるが、城内の矢穴は丁場よりしっかりと掘られたものもあり、ノミを使用した可能性もある。

橋爪門の石垣解体調査中に矢とノミとみられる鉄製品が出土している（第 251 図）〔金沢城調査研究所 2012〕。矢は長さ 15.5cm、幅 4cm、厚さ 2.7cm を測る。先端部が尖っており、徐々に広がり、約 4cm で傾斜変換点となり、あとはほぼ同じ幅・厚みで頭部まで伸びる。断面は長方形を呈する。矢底が尖底となる矢穴に適合する形状であり、方形の矢穴ではなく三角形の矢穴に使用したと考えられる。続槽で確認した三角形矢穴の深さは 6～11cm とそのいずれにも使用可能と考えられる。

金沢城では 1 点だけの事例だが、仙台城跡でも類例がある〔仙台市教育委員会 2005〕。両者ともに頭部が敲打によりめくれた状態となっており、使用されていたことが窺える。近代の石工道具のケンヤと比べ長いのが、先端部から傾斜変換点までの長さはほとんど変化していないことから、使用期間による違いかもしれない。

ノミは先端部の形状が矢と似ており、現代の硬石のソコツキノミと矢の関係を思わせるが（第 7 章 記録②参照）、矢の先端部は、矢底につかないというよりむしろ、先端部が矢底に刺さることを想定した形状となっていることから、ソコツキノミは不要となる。ただし上述のとおり矢穴の状態からは、このようなノミにより矢穴を掘った可能性もある。



第251図 金沢城跡（橋爪門続槽・五十間長屋）出土石工道具

3. 戸室石切丁場における石割技術の変化

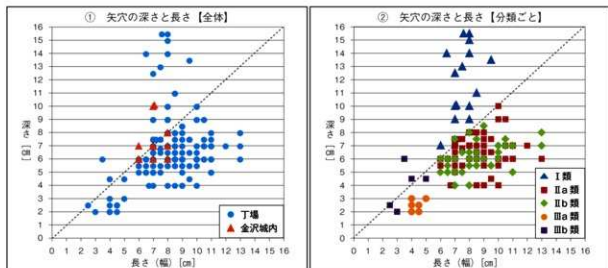
三角形矢穴の分類

戸室石切丁場と金沢城内で計測した矢穴計測値をもとに矢口の長さや深さをグラフ化したものが第252図の①である。矢口の長さとは5～11cmまでの幅であるが、深さは4～15cmまでとその差が大きく、矢穴の法量は大きく3つに分かれる。さらに、各矢穴の形態分類を行い、それをグラフにしたものが第252図の②で、法量と形態に相関関係がみられる。

【I類】 矢口長よりも深さの値が大きいもので、両側に短側面をもつ。矢口の形状は方形もしくは隅丸方形となる。橋爪門続槽出土例のような矢を使用したと想定される。矢穴法量の平均値は長辺7.5cm、深さ11cmである。SW1の石材No5～7・9といった角石や大型の築石を中心にこのタイプの矢穴が使われる。特にNo9は矢口長の2倍ほどの深さがある。橋爪門続槽石材IDへ126もこれに該当する。矢口の長辺の値に大ききなばらつきはないが、深さは11cmを境に2分されることから、さらに細分が可能かもしれない。

【II類】 矢口長より深さの値が同じもしくは小さいもの。短側面が両側にあるII a類と、片方だけのII b類がみられる。II a類の法量平均値は長辺8.6cm、深さ6.5cm、矢口の形状は、長方形または隅丸方形となる。II b類は法量の平均値が長辺8.6cm、深さ6cm、矢口の形状は不整形三角形となる。この2つの矢穴は、道具そのものよりも作業者の癖や体勢、習熟度といった使い方による影響を受けている可能性が高い。矢は橋爪門続槽出土例や第216図のような厚みのあるケンヤを使用したと想定している。城内で確認された近世の三角形矢穴は基本的にII a類である。丁場のII a類は矢口の長辺が6～13cmとばらつきが、城内については6～8cmとまとまり、またコーナー部も精粗がある印象を受けるが、現在は城内の類例が少なく、分類しきれていない。今後城内の類例が増えれば再考したい。

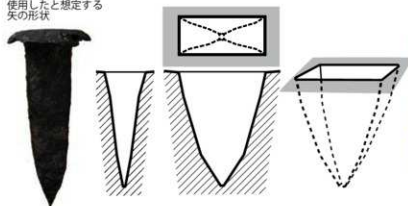
【III類】 矢口の形状がレンズ状を呈し、小型で厚みがほとんどなく、基本的に短側面をもたない。類例は少ないが矢穴単独のIII a類と、SS2のように箱型の溝切りとセットになるIII b類がある。III a類の法量平均値は長辺4.3cm、深さ2.4cmで、まとまりがある。III b類の法量平均値は長辺3.6cm、深さ3.9cmで、矢口の長辺に比べ深さにばらつきがある。きちんと矢穴を掘らずに、矢そのものをクサビのように打ち込むため、効いている矢とそうでない矢の差が生じたことによるものかもしれない。SS2に残置された矢や第211図のように、先端形状はケンヤだが、厚みは軟石のクサビとあまり変わらないタイプの矢を使用したと想定している。城内で確認した明治以降の矢穴や、石切丁場で近代以降と考えてきた矢穴がIII a類に該当しており、近代以降の矢穴タイプの可能性が高い。



第252図 矢穴の法量分布

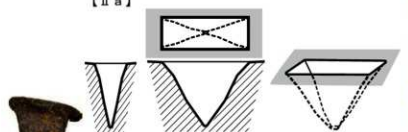
【 I 】
 使用したと想定する
 矢の形状

任意縮尺



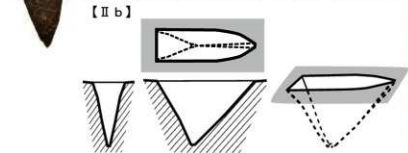
SW1 No.9

【 II a 】



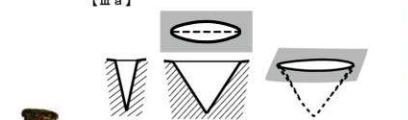
SW1 No.27

【 II b 】



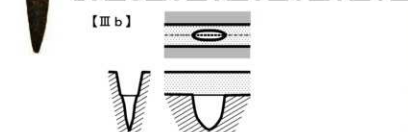
SQ150

【 III a 】



A 群北東斜面 石垣材

【 III b 】



SS2

第253 図 三角形矢穴の分類

矢穴技法の変化

これまで見てきたように、江戸後期には三角形矢穴が登場し、戸室石の石割技術は従来の方形矢穴から変化したといえよう。

石切丁場での使用開始がいつなのかは特定できないが、宝暦期に城内での使用が認められることから、安永の戸室山御丁場の再開時には使用された可能性がある。どのような経緯でその技術が導入されたかについて断定はできないが、可能性のいくつかを挙げておきたい。

まず、現在最も古い例である宝暦の大火後の河北門石垣の修築だが、町石工によって行われている。第8章での指摘のとおり、野田山の墓石にはこの時期凝灰岩が大量に使用されていた。一般に凝灰岩が流通していた一方で戸室石は藩によって使用を規制された留石であった。このことから町石工が主に取り扱っているのは凝灰岩で、もちろんそれに適した加工技術を持っていたはずである。その石工達が金沢城の石垣を扱ったときに、自らがもつ凝灰岩の技術によって石加工を行った可能性はある。ただし、江戸期の凝灰岩の技術そのものがどうであったかわからないため、江戸期と近代以降の凝灰岩の技術を同じとして推論を重ねたものであり、今後さらに追及するべき課題の一つである。

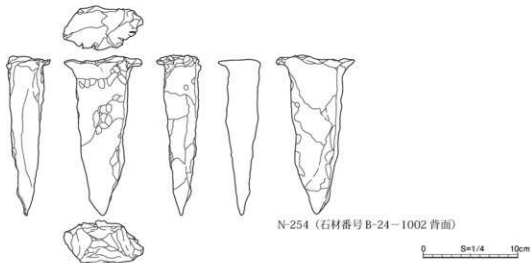
作業の効率化の点でみると、江戸前期からの技法どおり、ゲンノウとノミを使い矢の形状に合わせて矢穴を掘るよりも、ツルによって矢穴を掘るほうが効率的に行えるという利点もある。石質が花崗岩ほど硬質ではない戸室石にとっては、左右に押し開く力で割る方形矢穴よりも、深く入り込んで割る三角矢穴のほうが、より思い通りに石を割るのに適していた可能性もある。花崗岩では表層の軟質部分を矢場取りするが、戸室石の場合も風化した表層は非常にろい。深い部分で矢を効かせることは、矢場取りの工程を省く効果もあったかもしれない。

また、およそ100年の休山期を経て再開した戸室山御丁場において、江戸前期の石割り技術がどう伝承されたのか、留石であるため広く技術が伝承しなかった可能性もある。

以上いくつかの可能性を上げてきた。いずれも推測の域を出るものではないが、当時の石切りや石工の技術や戸室石が比較的軟質な石材であったことなどから、矢穴技法が変化したと考えられる。

今回は北部地域に特に多く確認できる三角形矢穴について取り上げた。江戸後期から近代にかけて、従来の技術にとらわれず、より効率的な新しい技術を受け入れ、そして独自のものとしていったことがうかがえた。今回は江戸前期からの方形矢穴についてはほとんど触れなかったが、いまだ詳細な調査は行われていない。金沢城内石垣と戸室石切丁場の比較をとおして、金沢城における矢穴技法全体を視野にいれた調査・研究を行うことが今後の課題となろう。

【参考資料】



第254図 仙台北丸石垣出土矢実測図

引用・参考文献

- 芦屋市教育委員会 1998 『徳川大坂城東六甲採石場Ⅰ』
- 芦屋市教育委員会 2002 『徳川大坂城東六甲採石場Ⅱ 岩ヶ平刻印群（第11次）発掘調査報告書』
- 芦屋市教育委員会 2003 『徳川大坂城東六甲採石場Ⅲ 岩ヶ平刻印群（第12次）発掘調査報告書』
- 芦屋市教育委員会 2005 『徳川大坂城東六甲採石場Ⅳ 岩ヶ平石切丁場跡』
- 石川県金沢城調査研究所 2008a 『戸室石切丁場確認調査報告書Ⅰ』
- 石川県金沢城調査研究所 2008b 『金沢城石垣構築技術史料Ⅰ』
- 石川県金沢城調査研究所 2009 『よみがえる金沢城Ⅱ』
- 石川県金沢城調査研究所 2011a 『金沢城跡-河北門-』
- 石川県金沢城調査研究所 2011b 『金沢城跡-二ノ丸内堀・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓Ⅰ-』
- 石川県金沢城調査研究所 2011c 『金沢城石垣構築技術史料Ⅱ』
- 石川県金沢城調査研究所 2012a 『金沢城跡-二ノ丸内堀・菱櫓・五十間長屋・橋爪門続櫓Ⅱ-』
- 石川県金沢城調査研究所 2012b 『城郭石垣の技術と組織』
- 石川県教育委員会・(財)石川県埋蔵文化財センター 2002 『金沢市金沢城跡Ⅰ』
- 石川県教育委員会・(財)石川県埋蔵文化財センター 2007 『依ニカヤマノヤマ丁場跡』
- 石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室 2004 『御造営方日並記 上巻』
- 石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室 2006a 『御造営方日並記 下巻』
- 石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室 2006b 『よみがえる金沢城Ⅰ』
- 石川県教育委員会事務局文化財課金沢城研究調査室 2006c 『金沢市金沢城跡Ⅱ』
- 石川県教育委員会 1991a 『石川県の諸職』
- 石川県教育委員会 1991b 『金沢御堂・金沢城調査報告書Ⅰ』
- 石川県教育委員会 1996 『加賀の道Ⅰ 歴史の道調査報告書第3集』
- 石川県教育委員会 2002 『石川県中世城館跡調査報告書Ⅰ（加賀Ⅰ・能登Ⅱ）』
- 石渡明ほか 2001 『金沢市の戸室火山岩割流堆積物の特徴とその中の木片の14 C年代』 『日本地質学会第108年学術大会講演要旨』 日本地質学会
- 市川浩文 2010 『近世城郭石垣における石割り技術-肥前名護屋城跡の矢穴調査-』 『先史学・考古学論究』 V 龍田考古会（熊本大学文学部考古学研究室内）
- 岩下友美 2012 『山梨県と周辺地域における近現代の石積み技術-「石積の秘法とその解説」から辿る石積技能者大久保氏の系譜-』 『研究紀要 28』 山梨県立考古博物館・山梨県埋蔵文化財センター
- 宇佐美孝 2008 『文献・絵図から見た加賀藩主前田家墓所の変遷』 『野田山・加賀藩主前田家墓所調査報告書』 金沢市（金沢市埋蔵文化財センター）
- 柿田祐司・滝川重徳 2000 『九泉Ⅲ』 『石川県埋蔵文化財情報』 第3号（財）石川県埋蔵文化財センター
- 船野義夫 1993 『石川県地質誌』 石川県・北陸地質研究所
- 加藤克郎 2007 『石川県金沢市 戸室石切丁場』 『日引』 10号 石造物研究会
- 金沢市（金沢市埋蔵文化財センター） 2003 『野田山墓地』
- 金沢市（金沢市埋蔵文化財センター） 2008 『野田山・加賀藩主前田家墓所調査報告書』
- 金沢市（金沢市埋蔵文化財センター） 2012a 『野田山・加賀八家墓所調査報告書』
- 金沢市（金沢市埋蔵文化財センター） 2012b 『小豆沢ナガヤマ丁場跡』 『金沢市埋蔵文化財調査年報』
- 金沢大学文学部日本海文化研究室編 1976 『金沢城郭史料』 石川県図書館協会
- 木越隆三 1983 『厚川治水および下流用水管理と辰巳用水』 『加賀辰巳用水』
- 木越隆三 2003a 『元和～寛文期の金沢城修築について』 『研究紀要 金沢城研究』 創刊号
- 木越隆三 2003b 『資料紹介：古より公儀江被上候御絵図・御国絵図改申品々之帳』 『研究紀要 金沢城研究』 創刊号
- 木越隆三 2004 『金沢城全城絵図の分類と編年』 『研究紀要 金沢城研究』 第2号
- 木越隆三 2006 『城郭石垣を築いた人々』 『研究紀要 金沢城研究』 第4号
- 木越隆三 2007 『近世後期、石垣構築技術秘伝の形成過程』 『研究紀要 金沢城研究』 第5号
- 北垣聰一郎 1981 『穴太の系譜と石材運搬』 『日本城郭大系』 別巻Ⅰ
- 北垣聰一郎 1987 『石垣普請』 法政大学出版局

- 北垣聰一郎 2008 「石切丁場からみた伝統技術の継承」『戸室石切丁場確認調査報告書1』石川県金沢調査研究所
- 北島俊朗 1976 ～ 83 「戸室山初年号等留帳」『石川県郷土史学会会誌』第9～16号
- 北島俊朗 1987 「金沢の石切り 石切り緊急調査報告書」金沢市教育委員会
- 北島俊朗 1995 「戸室石引き道 調査報告書」金沢市
- 北野博司 2002 「加州金沢城の石垣修築について」『東北芸術工科大学紀要』8
- 北野博司 2003a 「石垣普請の風景」『石垣普請の風景を読む』東北芸術工科大学
- 北野博司 2003b 「金沢城石垣の変遷1」『研究紀要 金沢城研究』創刊号
- 北野博司 2004 「金沢城石垣の変遷II」『研究紀要 金沢城研究』第2号
- 九州近世陶磁学会 2000 「九州陶磁の編年—九州近世陶磁学会10周年記念—」
- 酒寄淳史ほか 2004 「金沢市の戸室火山における溶岩の分布—田島城跡溶岩ドームの発見—」『金沢大学日本海域研究所報告』35号 金沢大学日本海域研究所
- 酒寄淳史 2012 「石川県の史跡末松庵寺跡における塔心礎の岩石学的性質—塔心礎に使われている岩石は戸室石か?—」『日本海域研究』43号 (財)環日本海地域環境研究センター
- 芝田 悟 2008 「野田山墓地の石造物—石廟と廟内の墓石を中心として—」『野田山・加賀藩主前田家墓所調査報告書』金沢市 (金沢市埋蔵文化財センター)
- 白峰 旬 2008 「文化期金沢城二の丸再建における石材調達等に関する考察」『研究紀要 金沢城研究』第6号
- 仙台市教育委員会 2005 「仙台城本丸跡一次調査—石垣修復工事に伴う発掘調査報告書— 第3分冊 出土遺物編」
- 滝川重徳・田村昌宏・柿田祐司 1999 「九泉」『石川県埋蔵文化財情報』創刊号 (財)石川県埋蔵文化財センター
- 滝川重徳 2001 「野田山—近世墓地の形成—」金沢城・城下町の学際研究プロジェクト研究会発表資料
- 滝川重徳 2006 「金沢城石垣の調査」『研究紀要 金沢城研究』第4号
- 滝川重徳 2012 「金沢城石垣の変遷と特徴」『城郭石垣の技術と組織』石川県金沢調査研究所
- 田端實作 1977 「金沢城石垣刻印調査報告書」
- 田村昌宏 2000 「九泉Ⅳ 野田山墓地覚書—横山家墓地について—」『石川県埋蔵文化財情報』第4号 (財)石川県埋蔵文化財センター
- 近弥二郎 1970 「野田山墓碑の探訪」『加能郷土史学会会誌』第3号
- 出越茂和 2001 「野田山近世墓地研究序論—墓地の形成と構造—」『加能史料研究』第13号 石川県地域史研究振興会
- 富田和氣夫 2003 「金沢城の石切丁場」『石垣普請の風景を読む』東北芸術工科大学
- 富田和氣夫・加藤克郎 2005 「戸室石切丁場確認調査の概要」『研究紀要 金沢城研究』第3号
- 富田和氣夫 2006 「戸室石切丁場の調査」『研究紀要 金沢城研究』第4号
- 富田和氣夫 2009 「金沢城と戸室石切丁場」『別冊ヒストリア 大坂城再築と東六甲の石切丁場』大阪歴史学会
- 中村健二 1991 「金沢市の郊外における伝承地名」『金沢大学日本海域研究所報告』第23号
- 中村健二 1993 「医王山麓の伝承地名」『医王は語る』福光町
- 中村健二 2003 「山の民物語—医王山西南麓の史・資料集—」北国新聞社
- 中村健二 2005 「医王山物語 山麓のなりわいと自然」北国新聞社
- 布尾幸恵 2008 「第5章 石工道具調査報告」『戸室石切丁場確認調査報告書1』石川県金沢調査研究所
- 布尾幸恵 2009 「金沢市内の凝灰岩石工道具調査報告—戸室石工道具の比較—」『研究紀要 金沢城研究』第7号 石川県金沢調査研究所
- 兵庫県教育委員会 2008 「徳川大坂城東六甲採石場—国庫補助事業による詳分歩調査報告書—」
- 三浦純夫 2003 「第三章第三節 末松庵寺跡」『野々市町史 資料編1 考古 古代・中世 野々市町史編纂専門委員会』
- 三浦純夫 2004 「第四章 美術工芸・石造物」『新修 野々市町史 資料編2 総持寺』門前町史編さん専門委員会
- 三井紀生 2002 「越前笏笏石—北前船による移出・各地の遺品—」福井新聞社
- 牟礼町石の民俗資料館 1998 「重要有形民俗文化財 牟礼・庵治の石工道具」牟礼町教育委員会
- 森岡秀人・藤川祐作 2008 「矢穴の型式学」『古代学研究—森浩一先生追悼記念論文集—』第180号 古代学研究会
- 森田平次 1891 「金沢古蹟志」第5巻 金沢文化協会
- 八木太郎 1991 「加賀藩前田家墳墓史」
- 和田文次郎 1919 「金沢墓誌」加越能史談会

西暦	年月日	内 容	典拠史料	史料 番号
43	1778年9月	戸室山より中山までの石引道は難所ゆえ道を付替へたいとの要請を了り、田地に支障がある案件なので関係奉行との相談を指示する。	〔河北郡戸室山開闢〕17	〔39〕
44	1779年	安水6年 古道は難所であり、地車では運べないため、石引道の新道造成工事を行った。	〔戸室山初年号等留帳〕	〔40〕
45	1779年2月	安水6年2月 今般、城普請の御用石を引き出すため、戸室山から小立野出町までの道路の整備について、郡方十村、村計帳に通過するよう普請奉行から費用場に要望した。	〔河北郡戸室山開闢〕23 〔文禄年中以来等之旧記〕	〔41〕
46	1779年3月	安水6年3月 上田上村領で、狭くなつた石引道について普請奉行の詮議が行われ、村方と論争になる。普請奉行は石引道の通幅を古来の定め通りと強く主張した。	〔河北郡戸室山開闢〕之事等留帳	〔44〕
47	1779年6月	安水6年6月 本丸南面シノキ角石垣修理に使う平石を中山から搬送した。角石の搬送準備もすまひ、城内御門へ搬送する準備を急がせる。	〔河北郡戸室山開闢〕之事等留帳	〔45〕
48	1779年7月	安水6年7月 6月から石材の城内引出を始めたが、大石の搬送は先に延ばし、益前後から中石を引き出す。	〔河北郡戸室山開闢〕之事等留帳	〔46〕
49	1780年2月	安水6年2月 本丸シノキ角石垣普請にとりかかるとの。後、浅香左京が4月4日に普請奉行を罷め、金森も罷め	〔河北郡戸室山開闢〕之事等留帳	〔47〕
50	1780年5月	安水6年5月 本年は5月から戸室山から城中へ石引を開始するの	〔河北郡戸室山開闢〕之事等留帳	〔48〕
51	1780年9月	安水6年9月 城内の石垣普請が天明3年禁裏で中止され、戸室山からの石切り出しのみ進行され、定銀普請の銀高の通り繰りが続けられた。	〔文禄年中以来等之旧記〕	〔49〕
52	1792年	寛政4年 藩方生かす十人石切に、石切り引動務について御帳方の定書を下達した。	〔戸室山初年号等留帳〕	〔50〕
53	1795年	寛政7年 観樹院様(前田斉昭の御石柳御用として、狸ヶ山で戸室山青石の石も切出した。	〔戸室山初年号等留帳〕	〔51〕
54	1797年5月	寛政9年5月 後藤彦三郎は戸室から中山村まで、地車で石引の「六付」を作成した。また、穴生から、戸室山の石引作業に従事する役小者、日用の杖突にたいし勤務の細方を示した。	〔文禄年中以来等之旧記〕 〔戸室山初年号等留帳〕	〔52〕
55	1802年	享和2年 穴生五人は、職務内容を「穴生方勤帳」にまとめ普請奉行へ提出した。	〔戸室山初年号等留帳〕	〔59〕
56	1804年	文化元年 穴生山から扶持人石切中に、戸室山石丁場で勤務にあたり御帳方の乗書を下達した。	〔戸室山初年号等留帳〕	〔60〕
57	1809年1月	文化6年1月 戸室山が三つ目大石や中石などを城内まで運び入れた。また橋爪門桁形石垣の積み直し進む。	〔御造営方日並記〕	〔61〕
58	1809年2月	文化6年2月 山巻で掘り起こした戸室山青石の敷石を二つくり立て城内に搬送した。大石や中石を城内に搬送した。	〔御造営方日並記〕	〔61〕
59	1809年3月	文化6年3月 藩方生かす扶持人石切中に、戸室山石丁場で勤務にあたり再び御帳方24カ条を下達した。	〔戸室山初年号等留帳〕	〔60〕
60	1809年10月	文化6年10月 石屋五郎三郎が請け負った御式台前唐敷石の採石のため、戸室山山巻で採石し搬送した。	〔御造営方日並記〕	〔61〕
61	1810年6月	文化7年6月 二の丸唐門下唐敷石が戸室山で出来たので、城内に搬送した。	〔御造営方日並記〕	〔61〕
62	1813-14年	文化10-11年 本丸石垣普請シノキ隅の石垣修理にあたり、新し	〔高石垣之事〕	〔62〕
63	1839年	天保10年 真殿院(前藩主吉成夫人等の要請により、栄雄山の頂に建造する三重石塔)供養塔のため、休山中の戸室山から採石した。	〔加賀藩史料〕15 〔奥濱兵衛家系〕	〔63〕
64	1846年	弘化3年 宝田寺の山門再建にあたり、戸室山から御用石を切り出した。	〔奥濱兵衛家系〕	〔64〕
65	1862年4月	文久2年4月 穴生奥源平は、城内石垣普請ならびに戸室山での御石割御石引用などに従事した。	〔穴生源平先祖相帳〕	〔65〕
66	1866年11月	慶応2年11月 二十人石切の村井吉兵衛が普請中の金谷御殿の木材採取のため戸室山で石切に従事した。	〔村井吉平由緒類付帳〕	〔66〕
67	明治3年3月	明治3年3月 金沢藩の砲法隊からの提案をうけ、民業育成のため戸室山の御用山が解禁された。	〔御手留抄〕など	〔67〕
68	明治26年4月	明治26年4月 地主との戸室山石材採掘契約による採掘・輸送が始まる。	〔御手留抄〕など	〔68〕
69	大正2年10月	大正2年10月 戸室山石材合資会社設立	〔御手留抄〕など	〔70〕
70	昭和9年8月	昭和9年8月 加賀石材株式会社設立	〔御手留抄〕など	〔71〕

六、資本ノ總額 金 五萬圓

七、一株ノ金額 金 五拾圓

八、各株ニ付キ拂込ミタル株金額

金拾貳圓五錢

九、広告ヲ為ス方法 會社ノ店頭ニ掲スルコト

十、取締役ノ氏名住所

浅水 栄次郎

若林 定次郎

山守 六太郎

宮下 次郎吉

西川 吉太郎

藤元 善弘

藍元 善弘

高木 政雄

岡本 新太郎

高木 政雄

藤元 善弘

藍元 善弘

高木 政雄

岡本 新太郎

高木 政雄

藤元 善弘

藍元 善弘

高木 政雄

岡本 新太郎

高木 政雄

藤元 善弘

藍元 善弘

高木 政雄

岡本 新太郎

高木 政雄

藤元 善弘

十六、社債ノ利率

十七、社債ノ償還ノ方法及ヒ期限

十八、各株價ニ付キ拂込ミタル金額

十九、増加資本ノ總額

二十、資本増加決議ノ年月日

二十一、各新株ニ付キ拂込ミタル株金額

二十二、優先株ノ種類及ヒ其各種ノ株式ノ數

二十三、解散ノ事由及ヒ年月日

昭和五年參月八日株主總會ノ決議ニ因リ解散ス

右昭和五年參月貳拾貳日登記

二十四、清算人ノ氏名住所

河北郡川北村字松寺甚百八拾八番地 岡本 新太郎

石川郡湯津村字須崎口百八拾壹番地 西川 吉太郎

同 郡 同村字北間ノ百一十九番地ノ巻

高木 政雄

右昭和五年四月九日登記

二十五、清算終了ノ年月日

子備欄 昭和四拾九年拾月壹日 登記用紙閉鎖

(登記官押印)

子備欄 (一) 取締役會社ヲ代表スヘキ取締役

藍元善弘、取締役山守六太郎ハ昭和參年七月拾五日

辞任シ

左記ノ者同日取締役會社ヲ代表スヘキ取締役ニ就任

又

河北郡川北村字松寺甚百八拾八番地 岡本 新太郎

(十二) 監察役岡本新太郎ハ同日辞任シ左記ノ者同

日監察役ニ就任ス

河北郡川北村字松寺甚百八拾八番地 中通 一太郎

(記載無し)

(記載無し)

(記載無し)

右昭和參年七月貳拾五日登記 (登記官押印)

(十一) 取締役宮下次郎吉ハ昭和四年七月拾七

日死亡ス

右昭和四年七月參拾日登記 (登記官押印)

用途の主なるものを示さば

金庫附用、建築用材に火氣に接觸すべき部分の
用材、島尻、橋石、燈籠、庭石、土蔵腰石、溝縁用
材等其最なるものと做す

一運搬力及び價格

現在の運搬力は頗る不足を挙げ普通荷馬車と稱するものも漸く一塞八才を積載し得るに過ぎず(赤石一才の重量は拾八貫乃至貳拾貫にして青石は稍々二三貫を加ふ)殊に坑口より車道に通ずる俗稱石切坂(同山の麓に在り)を降るまでは所謂崎嶇として險阻を成し一才に就き運賃約七錢を要するを以て石工夫が金澤石商に供給する一才の現價も運賃に其多きを占む故に若し石切坂を下るべき坂路に於てすら鐵軌を敷設せば一才に就き直ちに七錢の運賃を減すべく更に全道に鐵軌を完布せば其別所往來と角間往來とを論せず共に軌道と河舟及馬車とを利用するを以て一才の價格約七錢に下すべきを得べけん而して壹萬圓の資金は僅に積極的採掘の設備を遂げしめ初年度に於てすら零萬才を供給して尚ほ且つ不足を告ぐべきに至るや必せり地方有利の事業に乏しからざるも薄資にして而も厚利、取資にして而も簡易なるもの怕らくは此を除いて多く他に在らざるべし契約者既往約一年有餘觀し地方の各所に踏査して遺利を探り該山に於ける石材採掘を以て最も有利にして且つ取資なりと做し全力を注ぎて其權利獲得に力めたり會々在京某氏も亦其觀察を一にして契約者の競争敵手となれり幸に田ノ島村民の多數安全部の同情を得て遂に本契約を結ぶに至りしも之が爲に比較的多大の日子と價格を消せしは遺憾に堪へざる

所と孑然らば斯の如き有利の事業にして何故會て地方人の指を染むるに至らざりしかと謂はば過去の田ノ島村民の意向は何人に對しても契約を肯んせざるに在りたればなり横つて本會社經營後の數年(一兩年)に至らば縣下十萬圓の石材需要は本石を以て其半以上を充たすべし大方謬彦吾徒を以て現下流行の會社馬嘯と同視するなく其意を安んじて投資せられなほ幸甚也

〔70〕

大正2年 戸室石材合資會社 法人登記簿謄本

登用紙の枚數 2 (登記簿印)

登記ノ年月日 大正貳年拾月拾八日登記

一、商號 戸室石材合資會社

二、本店 金澤市賢坂辻通式拾五番地

三、支店 (斜め抹消線引き)

四、目的 安田俊二郎ノ既得二係ル石川縣河北部

戸室山二於ケル志部(田島共有地及別所)ノ石材採取權ニ依リ石材ヲ採取營業スルニテリ

五、設立ノ年月日 大正貳年拾月拾五日

六、代表社員ノ氏名 安田俊二郎

七、社員ノ氏名 略ノ丁數 本冊七拾九丁

八、存立ノ時期又ハ解散ノ事由 存立時期 設立ノ

日より適宜拾九ヶ年

九、解散ノ事由及ビ年月日 (記載無し)

七、清算人ノ氏名住所 (記載無し)

十一、清算終了ノ年月日 (記載無し)

社員ノ氏名 住所 出資ノ種類、價格及ヒ責任

金澤市賢坂辻通式拾五番地

一石材採取權

並に價格金參千圓 無限責任 安田俊二郎

同上中島町百參拾六番地 能村太次郎

一金七圓 有限責任 同上石引町 式拾八番地 淺野 實

一金貳圓 同 河北部小坂村字淺野イ豆六拾八番地 淺水朱次郎

一金七圓 同 東京市小石川区表町百八番地

一金貳圓 同 金澤市上中島町百六拾番地ノ志 木村豊太郎

一金參圓 同 同 市下中島町八拾六番地ノ參 宮村徳太郎

一金參圓 同 同上 吉尾 和三

以上 變更 (記載無し)

昭和5年 加賀石材株式會社 法人登記簿謄本

登用紙の枚數 2 (登記簿印)

登記ノ年月日 昭和貳年八月式拾五日登記

一、商號 加賀石材株式會社

二、本店 河北部小坂村字淺野イ九拾參番地

三、支店 (斜め抹消線引き)

四、目的 建築用土工用等ノ石材ヲ採掘シ各種ノ加工販売並ニ請負業

五、設立ノ年月日 昭和貳年八月拾五日

一採掘の現状及び販路の現在未來

現今採掘の現状は無資本なる所謂日稼的土工夫の經營に屬し地主は過さず而して其下場と稱するものを貸与與するに過ぎず而して其下場と稱するものは數個にして共に微々たる經營狀態の下に在り殊に一才の石材たりとも金澤石商の注文に基づき始めて採掘するに在れば多量の注文の場合の如きは到底之を期日内に供給する能はざるの事情あるのみならず夫れすら春秋二季の農業繁多の時に際せば大抵拒絕するを例とし但し同一箇村に屬する石工夫は總數約四十餘人ありと稱するも其中約二十餘人は所謂販農半丁的にして他十餘人の繼かに二六時中採掘に従ふべき事情を有すと謂ふに過ぎず而の運搬の不便特に坑口より石切坂下なる縣道(車道)に達すべき坂路崎嶇として輸組なるは爲めに運搬努力を過用せしめ一才の山出價格壹圓乃至壹圓貳拾錢を以て石商に供給するに至れり今詳細に語を換へて其供給狀態を形容せば則ち々々石工夫なるものが金澤石商の餘儀なく顧客の懇囑の應じ彼等に依頼せしに對し始めて採掘に従ふに在れば咄嗟の供給不可能なるは勿論多量の需要も亦同山採掘現況に適さざるに由り石商は可成的越前、及び江州、大阪よりせる輸入石を以て顧客に對ふるに力むれは本石の販路は當時上は小松町より下は越中高岡の小區域内に制限せられ萎靡不振の状況を呈するに至れり斬る狀況の裏に在るにも拘らず猶且つ一箇年約壹萬五千圓の賣入を見るに云ふに至つては(大正元年十一月中の如き實に貳千餘圓の石材を採掘せり)吾人をして石質の佳良を思はしむると共に一方歴史支配なるもの威力あるを信せ

しむ

現金澤石商組合の會計員たる松村某は語つて曰ふ若し新經營者にして積極的に採掘材積し咄嗟須臾の需要に應ずるを得せしめば幾萬才の堆積も直ちに一掃せしめんと而も是れ現價格の一才壹萬に對する推斷豫期にして今三二千錢も其價格を減して販賣せば則ち本石は羽翼を伸ばして更に飛躍すべけん何となれば本石質の普に佳良にして歡迎の質を有するに止まらず石川縣下現時石材の需要は年額屋か拾萬圓を下らざるの實況に在ればなり

大阪地方の如き夙に本石の佳良を認め其供給を欲するの念切實なるも現時の採掘狀態に鑑み己むなく其需要を躊躇するものなれば若し運搬機關の設備を整へ以て之に臨ましめんか彼等は競ふて之を迎ふるに至るべし看來れば斬る遠隔なる京坂地方に於て御影、北木、大島、小豆島の各石に對し殆んど競争の餘地なきが如しといへども現在に於ける地方就中此の地方の石工賃金の低廉は或る特殊の物即ち多く加工を要する物の如き充分運搬費を節調すべく況んや運搬機關の整備に在つては競争果決して他石の後へに墜ちざるべきに於ておや

一石質及び主要の用途

本石の系統は花崗岩に屬し雲母、長石、石英を含む又た年代は遠く原始岩に發成因は火成岩中の深造岩とす而して其石質は鉍質岩にして狀態は塊状岩に屬し石理は楕圓なりと云ふ

本石は赤青色の二種に分れ共に耐火力に富めり若し強て之を分類せば赤は耐火力に富み青は耐凍力に強しとす從來地方に於ける武士の家庭は言はずもが

な墓石の如き往々本石を用ふ殊に其年代を經更せば青蒼深く封して一層の雅趣を添ふるものあり故に燈籠庭石等の如き二六時中雨露に曝さるべきものに在つては一兩歲にして古色を帯び嫩草(所謂青苔)附着して蒼然拘すべし契約者の知人眞鍋某(材木町四丁目)に飲食店を營む者、全て貳拾餘圓を投して本石製の燈籠一基を購ひ之を其庭園内に置けり偶々大阪商人來りて其家に飲食し之を見て奇と做し切に其讓渡を求む其遂に六拾餘圓を以て之を與へたりと左れば燈籠の如きは最も他地方人の嗜好に適應するは論を要せずとす又倉庫の腰石は地方人由來絶対に本石を使用するもの全く耐火力の強きに頼むせん今金庫を掩ふべき圍石の如き本石の尤も適當たるべきは之を識れるもの一齊に首肯する所とす近來世運の進歩に伴ひ地方亦往々本石材の建造物を出せり即ち尾張町貯蓄銀行の用材は現に赤石を以てし人をして或は人造石の非ざるかと疑わしむ而して殊に人目を映じて壯觀を呈するを尾山神社々頭の山門と爲す同山門は赤と青とを交互に疊みたるものにして我金澤市中特有建造物の一に屬せり其他各神社に用ふる鳥居材の如き殆んど全く本石を用ふるに至れり但し地方に於ける此種巨大の用材は同山を除きて他に得べからざるに因れり

聞く廢藩の際前田家は兼六園設け池に在る辨天鳥に架橋せんと欲し長さ十二間幅五間の赤石を向山より輸し將に之を架せんとするに及び忽ち維新の政變に會して中止したりと若し當時に於て既に架設をなさしめば亦同園に於ける一偉觀たりしならんにはは其當時を知る者の齊く遺憾と爲す所なり今本石

甲者

徳野 仁石衛門

明和拾年拾月生

同縣金澤市下中島町八拾六番地ノ妾新間記者

乙者

安田 俊平郎

明治癸丑正月生

右者本職面識ナキヲ以テ本籍市長・村長作成ノ印

鑑認明書ヲ提出シ人違ナキコトヲ證明シタリ大正元

年九月拾七日石川縣金澤市梅本町四番地公證人高橋

貞榮役場ニ於テ此證書ヲ作成ス

此證書ハ列席者ニ讀聞セタル處各自其正確ナルコ

トヲ承認シ左ニ署名捺印ス

金澤地方裁判所屬

石川縣金澤市梅本町四番地

公證人 高橋 貞榮 (角印)

北一七石衛門 (丸印)

島田 吉太郎 (丸印)

甚田 庄太郎 (丸印)

山岸 善兵衛 (丸印)

中島 長松 (丸印)

楠 庄太郎 (丸印)

中川 文市 (丸印)

長谷川 長大郎 (丸印)

徳野 仁石衛門 (丸印)

安田 俊平郎 (丸印)

此正本ハ囑託人安田俊平郎ノ請求ニ依リ原本ニ就キ作成シタルモノ也

大正元年九月拾七日公證人高橋貞榮役場ニ於テ

金澤地方裁判所屬

石川縣金澤市梅本町四番地

公證人 高橋 貞榮 (角印)

説明書

一地勢及び沿革

戸室山は石川縣加賀國河北郡の東南隅に屹立し郡

醫士山に次ぐべき高峯とす而して脈を醫士山に通ず

るに由り其距離僅かに數町を隔つるに過ぎず聞く原

始時代醫士山會て噴火したりしがため戸室山亦其影

響を蒙り遂に同山の岩石をして多く赤色に變化せし

めたりと今醫士山上宇御前に存する池水は實に其當

時の噴火口なりとは地學者の夙に聞通する所なり

戸室山より金澤市に臻るべき道路三條を有し一は

角間若松等の各村を過ぎ淺野川を踰えて郊端天神町

に達するもの此の道路は僅々二里許にして十數年前

までは纔かに人馬を通ずべき細徑に過ぎざりしも往

年縣費の補助を得て此を修理し今や幅員約貳間に亘

れり現時戸室等より石材を運搬する者大抵道を此

に取れり

戸室清水より同別所を経て下田上村に出づる道路

は舊時藩主前田家の經營せしものにかかり同家が金

澤築城のため石材を田ノ島(別所)より採掘したり

と、村に採り搬んに之を並澤に輸したる際の如き其

幅員殆んど六七間に及びたりと其後稍々狹隘を來し

今や僅かに四五間を有するに過ぎざるも三條中の道

路に就きて最も平坦を極めり唯だ前山の道路に比較

して里程の約半里を延長するも道路の平坦は充分其

缺を補ふに足れり契約者本権利を獲ると共に地方の

士工師に託し前二條の道路に對して鐵軌布設の豫算

を作らしむ其中角間若松を経て天神町に達すべきも

のは約壹萬圓を計し本道より不足するものは約一千圓

を超過せるも利害は敢て大差なからん況んや之を大

工師に優せしめて會社自から布設する如きあらば二

條共に僅に數千圓を減すべきに於ておや

最後の一條は田ノ島より二俣村に出て更に折れて小

二俣を過ぎ牧、傳燈寺等の諸村を経て郊端大樋町に

出づるもの而して本條の道路は小二俣より牧村に出

づるまで新に道路を開鑿せざるべからざるのみなら

ず里程も亦稍々延長して約二里半に及ぶの不利あり

戸室山は全山悉く石を以て充され其事實上無蓋載と

爲す加賀藩の始めて尾山城を修むるや石材を田ノ島

領に採り戸室清水より別所に出づる道路を作り日に

數千、萬の夫夫を役し積むに大八車を以てし小立野

を経て萬城に輸したるもの故に小立野今猶ほ石引町

の名を存す試みに萬城内に入りて河北、大手の二門

に趾に觀は巨石層疊人をして一目當年雄偉の状を想

はしむ而して斬の巨大にして且つ多量の石材を獲し

は悉く同山田ノ島領に在り(契約者の權利區域中に

屬す)人若し同山によりて當年採掘の跡を見る視れ

ば深穴、釜小屋、立石の三字の於て三個の小坑口を

存するを見るに過ぎざるべけん又て同山の如何に

石材に豊富なるかと知るに足らん

其後二百有餘年間即ち壬政維新に至るまで同山の經

營は前田家に屬し山上二個の開門(今猶ほ其跡を存

ざりし)を設け番士を附して警備せしめ他の採掘を許さ

ざりしが維新後民有に歸し爾來田ノ島及び清水の少

數石工夫の金澤石商の注文に基づき微かに採掘する

に過ぎざるのみ

一 女 貳拾四番山林壹反五畝貳拾五步

一 女 貳拾八番山林壹反八畝步

一 女 貳拾九番山林壹反六畝拾五步

一 女 參拾番山林九畝拾八步

一 女 參拾壹番山林九畝拾步

一 女 參拾貳番山林九畝步

以上

當業者名氏名ノ表示

石川縣河北郡淺川村字田島り拾八番地農

小幡宗太郎外拾五反代理人兼

甲者 北一 七右衛門 天保拾貳年貳月生

同縣同郡同村同字り拾貳番甲拾貳步乙地農

甲者 小幡 宗太郎 嘉永五年拾壹月生

同縣同郡同村同字り拾六番地農

甲者 田賀 孫太郎 明治九年參月生

同縣同郡同村同字り參拾壹番乙地農

甲者 田賀 與太郎 安政五年八月生

同縣同郡同村同字ウ拾七番地農

甲者 中川 三太郎 慶應參年生

同縣同郡同村同字ウ參拾壹番乙地農

甲者 田賀 與太郎 安政五年八月生

同縣同郡同村同字ウ拾七番地農

甲者 山本 與太郎 明治九年貳月生

同縣同郡同村同字ウ參拾壹番地農

甲者 田村 五右衛門

同縣同郡同村同字下壹番地農

甲者 石田 作八 天保拾年參月生

同縣同郡同村同字下貳番地農

甲者 齊藤 與二太郎 嘉永五年八月生

同縣同郡同村同字ウ參番地農

甲者 小阪 清圓 慶應貳年四月生

天保拾年拾月生

石田 作八

天保拾年參月生

齊藤 與二太郎

嘉永五年八月生

小阪 清圓

慶應貳年四月生

石田 潮兵衛

天保拾年拾月生

同縣同郡同村同字ウ拾七番地農

甲者 甚田 耕作 安政元年九月生

同縣同郡同村同字ウ參拾貳番地農

甲者 竹田 次助 安政元年九月生

同縣同郡同村同字ウ參拾貳番地農

甲者 東 市助 安政元年貳月生

同縣同郡同村同字ウ四番地農

甲者 西川 與十郎 文久參年正月生

同縣同郡同村同字ウ七拾貳番甲地農

甲者 齊藤 市郎右衛門 明治五年九月生

同縣同郡同村同字ウ七拾貳番地農

同縣同郡同村同字下七番地農

甲者 島田 吉太郎 元治元年九月生

同縣同郡同村同字下八番地農

甲者 甚田 庄太郎 慶應元年拾貳月生

同縣同郡同村同字下六番地農

甲者 山岸 善太郎 明治六年拾壹月生

同縣同郡同村同字ウ拾貳番甲地農

甲者 中島 長松 明治拾貳年七月生

同縣同郡同村同字ウ拾貳番地農

甲者 楠 庄太郎 慶應貳年八月生

山本 清太郎 明治五年八月生

代理二付アハ代理委任状及其署名者ノ本籍村長作成

二印鑑證明書ヲ提出シ其代理權限及委任状ノ眞止ナ

ルコトヲ證明シタリ

同縣同郡同村同字下七番地農

甲者 島田 吉太郎 元治元年九月生

同縣同郡同村同字下八番地農

甲者 甚田 庄太郎 慶應元年拾貳月生

同縣同郡同村同字下六番地農

甲者 山岸 善太郎 明治六年拾壹月生

同縣同郡同村同字ウ拾貳番甲地農

甲者 中島 長松 明治拾貳年七月生

同縣同郡同村同字ウ拾貳番地農

甲者 楠 庄太郎 慶應貳年八月生

同縣同郡同村同字ウ拾六番地乙ノ五農

甲者 中川 文市 安政參年七月生

同縣同郡同村同字ウ四拾七番地農

甲者 長谷川 長太郎 明治拾貳年拾貳月生

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

同縣同郡同村同字ウ貳拾八番地農

収支豫算書

取入之部

一金貳萬五千五百圓

拾ヶ月収入高

一金貳萬壹千圓

平均見積

一金貳千圓

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

平均見積

一金七百六拾五圓

一金五千圓

一金千圓

一金四千五百圓

以上

第貳千五百八拾五號

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

以上

別添積立金

配當金

役員等賞與金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

繰越金

及ヒ其販賣權ヲ第三者ニ讓渡セサルコト

第五條 甲者ハ乙者ノ利益ヲ保護シテ競争者ヲ出サ

ザラシメンカ爲メニノ部尺拾七ヲ除ケルノ外第三者

ニ對シテ新ニ採掘權及ハ販賣權ヲ設定セサルコト担

保シ約以外ノ私有地に屬スル石材ヲ採掘セント欲ス

ル時ハ乙者ハ甲者中ノ個人ニ對シ更ニ相當地代ヲ支

拂フヘキモノトス

第六條 石材採掘地に屬スル森林ハ總テ本契約外ノ

物件ナルヲ以テ乙者ハ採掘上必要ヨリ其伐採等ヲ行

フ時相當代價ヲ甲者ニ支拂フヘキコト

第七條 石材運搬ノ爲メ農作物ヲ傷害シ又ハ道路ヲ

破損シタル場合ハ乙者ニ於テ相當ノ賠償を爲スヘシ

第八條 石材採掘ニ要スル石工人夫等ノ如キハ乙者

ハ精々田ノ島在住ノ者ヲ使役スヘキモノトス

第九條 乙者ニ於テ大正元年九月拾七日ヨリ六ヶ月

間内ニ採掘事業ニ着手セサルトキハ甲者ハ此契約ヲ

解除スルコトヲ得

第十條 第參條ノ借地料ハ乙者ヨリ其支拂期日ニ無

運田田ノ島ノ區長へ交付スヘシ

第十一條 石材採掘地所左ノ通り

石川縣河北郡淺川村字田島

一 女拾八番山林壹反壹畝拾八步

一 女拾七番山林壹反壹畝拾五步

一 女拾九番山林壹反壹畝拾五步

一 女拾九番山林壹反壹畝拾五步

一 女拾九番山林壹反壹畝拾五步

一 女拾九番山林壹反壹畝拾五步

一 女拾九番山林壹反壹畝拾五步

計

支出之部

一金壹萬千五百參拾五圓

拾二ヶ月支出高

内 譯

一金四百圓

壹々年租借料

一金六千圓

壹萬才採掘費ヲ兩度ニ繰返

シ運轉採掘セシニ由ル

一金千六百八拾五圓

支配人以下給料見積

(八八分)

役員報酬見積(二五八分)

家庭借入及石材置場借入費

見積

廣告料

諸雜費見積

一金千圓

(税金及出張費等ヲ含ム)

計

差引金壹萬貳千參百六拾五圓

之ヲ分配スルコト左ノ如シ

純益金

一金千貳百圓

法定積立金

法定積立金

法定積立金

壹箇年トス

但任期満了後ト雖トモ新任者ノ就任マテハ其職
務ヲ續行ス

第廿三條 取締役ハ其持株中ヨリ拾株ヲ監査役ニ供
托シ監査役ハ之ヲ本會社ニ保管スヘシ

第廿四條 取締役又ハ監査役ニ缺員ヲ生シタル時ハ
臨時總會ヲ召集シテ補缺選舉ヲ行フヘシ後任者ノ任
期ハ前任者ノ任期ヲ續クモノトス

但業務ニ差支ナキトキハ次回ノ改選期マテ補缺
選舉ヲ延期スルコトヲ得

第廿五條 取締役ニ於テ必要ト認メタルトキハ相談
役又ハ顧問ヲ囑託スルコトヲ得

第廿六條 役員ノ報酬ハ株主總會ニ於テ之ヲ決定ス
ルコトヲ得

第廿七條 本會社ノ計算ハ毎年貳回ト定メ前年拾貳
月一日之至當年五月參拾壹日間ヲ上半期トシ六月一
日乃至拾壹月參拾日間ヲ下半期トシ決算スルコト

第廿八條 本會社ノ損益計算ハ總收入ヨリ一切ノ經
費損失ヲ控除シタルモノヲ以テ純益金トシ左ノ分配
ヲ爲スベシ

一 法廷積立金 百分ノ五以上
一 別途積立金 若干圓
一 株主配當金 若干圓
一 役員賞與金 若干圓

但計算ノ都合ニヨリ別途積立金ノ外後期繰越金
ヲナスコトヲ得

第廿九條 本會社ノ利益配當ハ毎期末日現在ノ株主
ニ配當ス

附 則

第參拾條 石材採掘場ノ租借權及附屬ノ權利一切ヲ
價格壹萬貳千五百圓トシ之ヲ出資トシテ株式貳拾
五株ヲ安田俊午ノ引受トス

第卅一條 創立費用ハ發起人ノ一人又ハ數人ニ於テ
一時之ヲ辦理シ會社成立ノ後之ヲ會社ノ負擔ニ歸ス
其金額ハ壹千圓ヲ越ヘサルモノトス
但し安田俊午ノ權利獲得迄ニ關スル運動費ハ
同人ノ負擔ス

第卅二條 會社成立に關シ發起人ハ權利ヲ受テサ
ルモノトス
但慰勞ノ意ヲ以テスルモノハ之ヲ贈遺スルコト
ヲ得

第卅三條 本會社ノ株式ヲ引受ントスルモノハ其申
込證ニ記名捺印スルト同時ニ壹株ニ付金貳拾圓ノ證
據金ヲ添ヘ申込ムヘシ

前員ノ證據金ハ株主拂込ニ差支又若シ其拂込ヲ爲サザ
ルタメニ失權シタルトキハ選舉委員ニシテ之ヲ沒收ス

第卅四條 株金ノ拂込を怠リタルモノハ八日以後(大
正貳年三月五日)以テ金百圓ニ付日歩四錢利息及之
力爲ニ生シタル損害ヲ賠償スヘシ

第卅五條 本會社ハ大正貳年一月十五日之ヲ作成ス
第卅六條 本會社發起人ノ住所氏名及其引受株數ハ
左ノゴトシ
(以下略ス)

目録書

一、本會社ハ株式組織トシ石川縣河北郡戸室山石材
採掘權及其附屬權ヲ安田俊午ヨリ金壹萬貳千五百
圓ヲ以テ買入レ同村ヲ採掘販賣スルヲ以テ目的トス

一、本會社ノ起業決算及収支豫算左ノ如シ
起業豫算書

一、資本金貳萬五千圓 總株數貳百五拾株壹株
二、金百圓 二付金百圓

一、内金壹萬貳千五百圓 百貳拾五株ハ安田俊午郎
ノ持株
一、内金壹萬貳千五百圓 百貳拾五株ハ一時拂込
トス
(三月五日限)

計 內 金八千八百貳拾五圓 固定資金
內 譯 九對土レー六噸買入費
壹噸約千圓平均ノ見積(但中品物)
同上布設費積
木製中品物起重機買入費
下田上橋ヨリ天神町端ニ至
ル約一哩間ノ道路修繕費積
鐵軌附屬ノ運搬車五臺(但
壹臺ニ付貳拾五圓平均見積)

計 內 金一千圓
一、金貳百圓 同土布設費積
一、金貳百圓 木製中品物起重機買入費
一、金貳百圓 下田上橋ヨリ天神町端ニ至
ル約一哩間ノ道路修繕費積
一、金貳百圓 鐵軌附屬ノ運搬車五臺(但
壹臺ニ付貳拾五圓平均見積)

計 內 金貳千六百七拾五圓 運轉資金
內 譯 一、金貳千九百七拾五圓 第一回當房才採掘運轉費見積
一、金四百圓 會社組織ノ運動費見積
一、金參百圓 三大新坑開鑿費積

計 內 金一千九百圓 同土布設費積
一、金貳百圓 木製中品物起重機買入費
一、金貳百圓 下田上橋ヨリ天神町端ニ至
ル約一哩間ノ道路修繕費積
一、金貳百圓 鐵軌附屬ノ運搬車五臺(但
壹臺ニ付貳拾五圓平均見積)

計 內 金一千九百圓 同土布設費積
一、金貳百圓 木製中品物起重機買入費
一、金貳百圓 下田上橋ヨリ天神町端ニ至
ル約一哩間ノ道路修繕費積
一、金貳百圓 鐵軌附屬ノ運搬車五臺(但
壹臺ニ付貳拾五圓平均見積)

計 內 金一千九百圓 同土布設費積
一、金貳百圓 木製中品物起重機買入費
一、金貳百圓 下田上橋ヨリ天神町端ニ至
ル約一哩間ノ道路修繕費積
一、金貳百圓 鐵軌附屬ノ運搬車五臺(但
壹臺ニ付貳拾五圓平均見積)

計 內 金一千九百圓 同土布設費積
一、金貳百圓 木製中品物起重機買入費
一、金貳百圓 下田上橋ヨリ天神町端ニ至
ル約一哩間ノ道路修繕費積
一、金貳百圓 鐵軌附屬ノ運搬車五臺(但
壹臺ニ付貳拾五圓平均見積)

格を低減せば當に我地方に於ける輸入石を驅逐し得べきのみならず更に進んで地方特産物の販路を擴張し以て財源の一たらしむるを得む大方諸彦等に賛同を與ふるに吝ざる勿れ(前開書等を要す)

石川縣金澤市賢坂辻通貳拾五番地
大正二年二月廿五日 戸室石材株式會社發起人

發起人の住所氏名

石川縣金澤市中島町八十六番地ノ參

安田 俊二郎

同縣同市八坂十三番地

松田 文彦

同縣同市中島町百三十六番地

能村 太次郎

同縣同市長町四番町十五番地

西崎 順太郎

石川縣金澤市木ノ新橋壹番町四番地

木村 豊太郎

東京市本郷區町町亭丁目廿番地

黒田 貫正

石川縣金澤市七右町一十八番地

淺野 實

同縣鹿島郡藤田村字國ヶ分廿六番地

木下 賢太郎

(右發起人に於て二百五十株を引受く)

中央に於ける縣出身實業家たる早川千吉郎君、中村靜藏君、倉知誠夫君、宮崎豐次君、岡本治二郎君、戸本寛人君の如きも或は賛助員として株主たり或は

別に助力を與ふべきを約せられたり。

戸室石材株式會社定款

第一章 總則

第一章 本會社ハ石川縣河北部戸室山二産スル石材ノ採掘乃其販賣ヲ以テ目的トス

第二章 本會社ハ戸室石材株式會社ト稱シ本店ヲ金澤市ニ置ク

第三章 本會社ノ資本金ハ貳萬五千圓トス

第四章 本會社ノ存立機關ハ滿貳拾箇年(大正貳拾年九月迄)トス

第五章 本會社ノ廣告ハ所轄區裁判所ノ廣告スル新聞紙ニ依ル

第六章 株式 第六條 本會社ノ株式ハ貳百五十拾株に分子壹株ノ金額ヲ百圓トシ全額一時拂込トス(大正貳年三月五日限り)

第七條 本會社ノ株式ハ記名式トシ壹株壹券トス

第八條 株式の名義書換ヲ要スルモノハ本會社ノ所定書式ニ據リ株券壹株ニ付手数料壹十錢ヲ徴取ス

第九條 株券ノ亡失又は毀損ノタメ新二株券ノ交付ヲ請求スルモノハ本會社所定ノ書式ニ據リ其手續ヲナスベシ本會社ハ其事實ノ證明ヲ得タル後請求者ノ費用ヲ以テ其旨ヲ廣告シ高ホ三十日ヲ經テ他ヨリ故障ノ申出ナキ時ハ新株券ヲ交付ス本條ノ場合ニ於ケル株券交付ノ手数料ハ株券壹株ニ付壹圓拾錢トス

第十條 株券ノ買讓ヲナサントスル場合ハ豫メ舊株主タル第貳者ニ打出シ其買手ナキ又ハ價格ノ豫期ニ滿サル時ニ於テ始メテ舊物物二賣讓シ得ルモノトス但株主ノ子弟ニ讓渡セントスル場合ハ此限ニアラス

第十一條 本會社ハ毎決算期最終の翌日ヨリ定時株式總會ノ終了マテ株主ノ名義書換ヲ停止ス

第十二條 株主總會 第十三條 株主總會ハ毎年六月、拾貳月ノ貳回之を開ク

第十四條 株主總會ノ議事ハ法律ニ特別ノ規定アル場合ノ外出席株主決議權ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可

第十五條 但議長ハ自己ノ所有株式ニ對スル議決權ヲ行フノ他尙ホ本條ノ裁決權ヲ有スルモノトス

第十六條 株主總會ノ議長ハ社長之ニ任シ社長事故アルトキハ他ノ取締役之ニ代ル

第十七條 株主ハ代理人ヲ以テ其議決權ヲ行使スルコトヲ得

第十八條 但代理人ハ本會社ノ株主に限ル

第十九條 株主總會ニ於テ株主ノ議決權ハ壹株毎ニ壹個トス

第二十條 總會ノ議事ハ其要領ヲ記録シ議長及出席株主貳名以上之ニ連署シテ本會社ニ保存スベシ

第四章 役員 第二十一條 本會社ノ役員ハ取締役三名監察役貳名トス

第二十二條 取締役ハ互選ヲ以テ社長壹名ヲ選任シ社長ハ主トシテ會社ヲ代表シ業務進行ノ責ニ任ス

第二十三條 取締役ハ拾株以上ノ株主中ヨリ監察役ハ五株以上ノ株主ヨリ總會ニ於テ之ヲ選任ス

第二十四條 本會社ノ事務ハ取締役ノ合議トシ社長之ヲ決ス日常ノ小事故ハ別ニ定ムル所ニ依リ社長之ヲ專行ス

第二十五條 役員ノ任期ハ取締役滿貳箇年、監察役滿

明治26年4月8日 戸室石材採掘契約公証写

戸室石材採掘契約公証写

明治二十一年四月十五号(中山蔵)

田島 明造 徳野 与十郎 越野 長次郎
 中島 甚助 徳野 与十郎 島田 吉太郎
 山岸 善兵衛 楠 庄太郎 徳野 与十郎
 甚田 甚太郎 山本 三太郎 徳野 与十郎
 小幡 宗太郎 藤田 又五郎 武藤 与三郎
 徳野 又次郎 竹田 甚太郎 中川 甚左衛門
 田村 五右衛門 中川 与四郎 東 市郎
 細川 庄太郎 中川 庄太郎 田川 甚太郎
 徳野 与三右衛門 水口 与子郎 山本 弥次右衛門
 石田 弥兵衛 田川 宗兵衛 島田 与十郎
 □藤 徳三郎 徳野 清太郎 村田 七左衛門
 山本 喜十郎 徳野 藤吉 楠 吉次郎
 中村 八兵衛 上田 庄三郎 田賀 与太郎
 楠 鉄太郎 吉田 伊太郎 小阪 浜田
 奥 三太郎 田賀 孫市 長谷川 又八
 小西 長助 徳野 与子郎 松本 五三郎
 石田 長平 中村 甚太郎 石田 与十郎
 長谷川 清太郎 小坂 与太郎 谷口 与十郎
 田村 甚太郎 徳野 藤兵衛 長谷川 八郎右衛門
 楠 庄右衛門 藤田 権兵衛 楠 与次郎
 細川 与十郎 什草 六兵衛 村田 七郎右衛門
 徳野 甚太郎 宮形 六三郎 山田 三天郎
 中村 吉三郎 徳坂 八六 甚田 三太郎

小幡 庄太郎 小幡 与十郎 斎藤 甚
 伴 宗太郎 山崎 又之 田川 徳次郎
 中川 三天郎 田賀 伊助 藤田 又四郎
 島田 五右衛門 山田 甚太郎 中村 与子郎
 田村 五左衛門 石田 作人
 右代理 田賀 孫助
 戸室清水

丸山 助太郎 清水 竹次郎 谷 助太郎
 横山 清次郎 谷 仁右衛門
 南原
 村本 甚四郎 沢 市次郎 南 庄平
 依等
 村上 九郎右衛門
 右代理 清水 甚助

公正証

石材採掘事業契約証

石川郡松竹町字中町十五、酒造業 山上了

一、戸室山より産出する總ての石材採掘並にその石
 材の一手販売を山上へ無期限に行なわしめる。
 二、戸室山中において今後石材産出地と認めれば、
 私有地であるなしかかわらず随意に採掘しても異
 議を唱えないようにする。

三、石材の採掘や運搬の時、農作物を毀損した場合
 は損害を弁償する。道路が毀損した場合は以前の様
 に修復しておく。

四、家屋建設等のため、樹木をきる場合は地主は承
 諾しなければならぬ。

五、石材置場、石材運搬の道路、石材採掘のため必
 要な家屋敷地等に対し、地主は無代価にて使用させ
 る。但し田畑地のかかる時は相当の借地料を支払う。
 六、石材産地の地主は自己の用に供すべき石材は山
 上の諒解を得て無償にて採掘してよいが、他へ売却
 したり、密贈したりしてはならない。

七、石材採掘に使用する人夫は田島、清水、南原の
 人を使用すること。但し事業が多くの人数を要する
 時は他村の人を使用してもよい。一日の労働時間は
 八時間とする。

八、土地使用料として田島の地主へ本年限り二〇〇
 円、清水、南原の地主へ二〇〇円を支払ったが、明治
 二十七年より、石一名に対し、一ヶ年に金二四匁
 地主に支払う。

大正2年 戸室石材株式会社設立に伴う趣意書

趣意書

石材需要の増加は趨勢にして我地方も亦且下年額
 約拾萬圓の需要を見るもの實に此の趨勢に支配さる
 る一現象に外ならず、而して其供給の多く粗悪なる
 越前石に在りとは一に地方石材の供給力不足せるに
 職由す然れども不足にして決して不可能なるに非ざ
 るなり。且下戸室山の如き其産出の無量なるに加へ
 石質の佳良なること到底越前石と同日の論に非ず唯
 だ之を採掘搬出する方法可ならざるが為に竟に供
 給の不足を呈するに至りしのみ故に吾等は今向山を
 経営し不完全ながら先づ運搬機關を具備し従來の價

[65]

明治3年2月 留山解禁につき宮修局上申書

* 明手留抄四 加藤能文庫

三州之内戸室山等自然石数ヶ所有之候得共、中二ハ
 伐出方御指留ニ相成居候得共、今度御指解ニ相成候
 ハ、下方稼之便利を得候ニ付、商社取結申度旨相
 願候向有之候間、御解方市政并宮修局御詮議御指
 図御座候様仕度候事

午 百廿四日

商法局

右御詮議仕候處、戸室石之義、抜群強半品ニ而、従
 来全御城向御普請等悉ク御用被相成候故、御補方等
 も嚴重被仰渡置候（奉任候指共、以來御城向等之義、
 何石ニも御用ニ被成事ニ相成候得ハ、敢言御指解不
 宜とも雖申、併石之義ニ御座候得ハ、経年生成ニ而、
 人力之及訳ニ而も無御座、左候へハ商社取結、一時ニ
 伐出、不年成減少候間ハ、何か御指支之章も出来可申、
 右余之石類ハ種々御座候由ニ候へ共、御城高石垣根
 之御普請御用之節ハ、必御指支奉存候、就前ハ、先
 鶴川石之内御留山石類一通り之分御指解之義、彼
 是詮議方も不申上候間、前条戸室石先是迄之通ニ而、
 当局江御補方被仰渡置候ハ、可然奉存候、昨年度々
 御達申上候義も御座候へ共、何レ御見合置置可然奉
 存候、尚更御詮議御座候様仕度奉存候事、

午 一月

宮修局

[66]

明治3年2月 留山解禁につき商法局上申書

* 明手留抄四 加藤能文庫

戸室山等御締り石御解方之義御達申候處、戸室山
 迄従前之通、御締り方之義宮修局詮議書御渡奉得
 意候、同局詮議之趣ニ而ハ、元來天地間生活之為
 二不在事なき道理と奉存候、さすれば一物たり共
 間製業する時ハ、夫丈之民間生業を失ひ、其上物
 備平均之法ニも指障り候哉ニ奉存候間、右等之趣、
 宮修局掛り野尻権少属臣不台候處、物様御解相成
 可然旨申候間、猶御詮議之上、御解方之義被仰
 渡可被下候、依而別紙相添、御達申候事、

一月

商法局

宮修局不台、不指支趣ニ候得者、指解ニ相成可然、

[67]

明治3年3月 留山解禁につき商法局市政掛上申

* 明手留抄四

二月 二日迄

一、戸室山等御締り石御解方之義、為御詮議御渡、右
 ハ商法局詮議通りニ而可然有之候、併小原山石先達
 而御達ニおよび、市政局ニおゐて地元引受、為代
 出置申候間、此義并其於被成置候様仕度候事、

二月

市政掛 連帶

僉義之通差納相成可然候、

十月十六日条

一、表御式台前唐敷石請負、戸室御下場渡方、不指支様三画、御城代江御達申事、

一、先刻御達申置戸室御下場山卷之義、不指支様可申渡旨、御城代より被仰渡、夫々山方へ申渡候間、為承知申聞候旨、御普請奉行申聞候二付、石屋五郎三郎江其甚可被申渡旨、内作事関弥左衛門江申談置候事、

【文化七年】

五月二十一日条

一、式目

戸室樋石代中殿、田嶋村八右衛門渡町会所江之指紙面

六月二日条

一、唐御門下唐敷石伐出并臥渡、同所表御敷台前迄取続之赤ミ石、伐出持連共、暨裏御式台前赤ミ石、臥替之儀、都テ御普請奉行手合二面為致申寄二付、委曲上木金左衛門・後藤小十郎江申談、明日より右御用為取替可被申旨、申談候事、

但、右御入用、都而形目二相極ル、猶更

追漏図帳指出可申旨、申談候事、

六月三日条

一、三捨人外杖突、戸室切出御用役小者

右当五日より掛渡之義、御普請奉行断次第割場へ申遣候間、廿人ハ不指支、捨人ハ御普請奉行へ懸渡置候間、各目算及不談候様ニ申来、其段御普請奉行へ申談事、

六月四日条

一、三輪仙大夫、今朝役所江罷出三付、戸室行役小者

之義、猶更申談ル事、

六月十一日条

一、唐御門下唐敷石等、戸室山三出出来三付、明十二日より板石鈔出候役小者廿人候所、不足三付、御普請奉行手合御平生方渡之内廿人、明十三日より引足召仕候儀、御城代江御達申置候旨、御普請奉行紙面指出候事、

〔62〕

文化11年 本丸シノギ角石垣修築の記録

* 高石垣等之事一 訓頁

一、高御石垣ハ山目打込積・野面積向様を相用と候角ハ草の角二組立申寄二候、往古之角石多ク折損候二付、不殘新石相用と候、安永年中・天明年中等切立置候角石三画不足に付、文化十年・十一年兩年中三画、角石・平石戸室三画切立候、高石垣角石作立様、平石も山目積之事、往古之石とハ違居候得共、成たけ釣合候様切立作立候所、夫程二平石行届不申、第一角石之義ハ、別帳二先年調置能心得居候所、ふつ彦三郎致失念、角石美敷作立、角脇も同様二相成候儀、引出之節之役小者二せよ日用ニせよ、人多二相懸り候所二耳心付、兼而心得候趣打忘れ、安永年中等之角石作方同様二相成候故、草の角ノ名目なく出来上角ノ手も甚弱届二相成候儀ヲ失、甚小殘念ニ在候、元來見切もケ様二細二組立候事在居候所、石之任立細二相成候故美敷相成、栗石指込申所一ヶ所もなく切合二相成候、尤角石重ね候所ハ、手ヲ合タルこく二も可宜なれ共、夫より下毛細二相成、草ノ名目失候ハ彦三

郎之不念蓋是非事候、去ニ依而存ノ恨調、後々之心得二可相成事故調置候、是ヲ知ル者ハ志人もなく、奉行衆も宜調置候、石垣二難付申事

ハなく、世々御汰水貫、穴生之内二名人有之杯とのさたも有之満足二候得共、不宜所々ハ調置候、

〔63〕

天保10年5月 戸室休山につき石切出許可を頼む

己亥五月十日

* 御城方御普請御用物付一 別帳書付 15

一、坂井小左衛門別席に而申聞候儀、竹沢御屋敷御庭方御用に付、御普請奉行戸室石切出方之儀、御次より申談候儀、当年休山被仰付置候付、山被候儀、御城方江御達可申旨申聞候、右御用は真龍院様・栄控院様御願に而、石の塔被仰付候様にと之事に候、御不審も可有御座候に付、不急度相達置候様被仰出候段申聞、

〔64〕

天保10年7月 栄螺山に戸室石の石塔を置く

* 一成瀬止敷記二

七月四日条

一、今日九ツ時過之御供揃に而、蓮池御縮内江可被遊御出旨被仰出、御近習頭江申談候事、但、竹沢御庭之まゝい山御好に而榮足し被仰付、御事も広がり、右いたゞきに三重之塔被仰付候分、先日より取罷罷在、今日第一番之笠石すま候に付、竹沢御二階より御見物之為、御広式向より御出之御様子也、

二月二十二日条

一、戸室石引高

十六日迄了 十七日了計 十八日了計

十九日了 廿日了迄了

一、五百目 橋爪一ノ御門際堀下御石垣御入用中

一、壹貫目 勘 土木金左衛門等切手

右致奥印遺事、

二月二十三日条

一、戸室御石引友、明日御十種二付相止也、

二月二十五日条

一、今日御石万廻金田伊兵衛、山上所半罷候様事、

二月二十六日条

一、戸室石引友、昨日茶之木へ引付、今日八川ヲ

越申故、御酒被下候様、御歩横目申聞、昨日入夫

二百拾六人有之由、右承届候、明日御城中二入替取

町中警店御御場江申遣也、山瀬専石衛門、藤井庄大夫、

兩具持御場江申遣也

二月二十七日条

一、戸室専石、昨日水高二川川越不申旨、且御普請会

所御道具箱しやち等致借用候様、山瀬専石衛門

申聞候事、

三月四日条

一、為戸室山御用山瀬専石衛門罷越、清水村三止宿

如例御横目所へ申遣、中村前助義も止宿ノ事、

六月三日条

一、壹貫七百八拾四匁 戸室石印々、田嶋村

八右衛門渡り、

右町会所渡、承届、印章ノ入切手渡渡事、

六月十四日条

一、貳百目 戸室兼ノ御石之シテ、内法、尺八尺寸高、尺五寸

六月十五日条

一、御普請会所之飯小屋、今日より所扱、彼手合出

高左之通り、藤井庄大夫申聞候事、

式入

三人

四拾人

外一八枚突

一、四百目 戸室兼ノ御石之シテ、清水村前助義

六月二十日条

一、橋爪御番所後御普請奉行手合小屋共、御用無之

二付、今日夫々取扱、尤同所小屋番役小者指直不

申旨、中村求之助罷出申聞候事、

六月二十一日条

一、五左建御殿跡、先達而御石垣方小屋を御作事方

より懸候分、右御石垣御用ハ相済、取扱可申義な

から、其後二指置候得者、御材木等人、御作事向

御用可相渡旨、御縮ハ御木丸下ノ方二猶更申旨、

内作事村田三郎兵衛申聞二付、承届、猶更石垣い

たし申事ハ、明日二御城代江御進可申事、

一、三十人小頭吉嶋金八罷出、御露地御石引御用二付、

地車入用二付、御普請会所江相向候様、不残御造

當御用三御作事所上方居申旨二付、壹輛致借用度

旨二付、承届、熊谷少九郎江被相渡候様二申談候事、

七月五日条

一、四百三匁迄分五厘 戸室石印、同水溜石

田ノ嶋村八右衛門渡り

右町会所所三指相渡候様、印章指紙面遺事、

七月八日条

一、壹貫目 田ノ嶋村八右衛門、戸室代

右町会所所手合三指相渡候様、指紙面遺事

七月十一日条

一、五百拾一匁、日用

但、八半時懸

右橋爪門下敷石、戸室山より御城中江迄持届日用

石仕候候、如件

文化六年四月廿六日 奥邊四郎等四人

割場

右御普請奉行奥書切手、水原奥印、併石二面ハ、右

御用御平生方二面私申事三相成候候いか、与、後藤

小十郎二相尋候へハ、此切手指遣候へハ、近日買

銀申越等旨三小十郎申聞候事、

十月十七日条

一、御式台前唐敷石、山巻園り方之義二付、石屋五

郎三郎義、戸室山御石丁場江指遣度旨、夫々不指

支様可被申渡旨、御普請奉行中へ御紙面申遣事、

一、明日戸室御石丁場之義二付、御普請奉行役所江罷

出候様、以紙面申遣事、

十月十四日条

一、御普請奉行石川兵衛被罷出候二付、戸室御石丁

場請負人石屋五郎三郎手合二儀、御丁場内ニおみて

山巻を致義、指支不申哉、猶更下役等手前得又兼

議三可被申聞旨、且且大右衛門御長屋兼御横目石

之義、当十一月十日迄ニ、是非出来致候候様、可

被相心得等申談置候事、

右御倉所置御用、致割印遣也。

一、九百目 戸室木呂石、先達前直段極之申勅、
手、

右致裏印事、

一、御普請奉行より御次へ、橋爪升形石積方縁因并
添紙面三紙出出、指指越也、

正月十八日 来

一、戸室山御石、清水本島前より大渡之切出迄出ル旨
御歩横目申聞候事、

正月十九日 来

一、明日より御普請方役小者、少手透二面返ス程二
も無之間、戸室山ノ雪除三拾人、二日之間可出旨、
石川兵勝申聞故、其通申談也、

正月二十日 来

一、戸室中石、昨日別所村新出、六丁計之由也、

一、正月十五日、為哀加、戸室御石御用罷出入々、

七人、別所肝煎共

拾七人、新採村同断 拾人、田ノ嶋同断

七人、清水同断 拾三人、小豆沢同断

十五人、中山同断 五人、湯谷原同断

右之通、金出伊兵衛申聞候事、

正月二十一日 来

一、石黒門馬、明日より戸室山為御用、別所二止宿
之旨、御横目所江申遣事、其後御横目足輕武藤喜
一郎も罷罷旨、門馬申聞之事、

正月二十三日 来

一、藤井庄大夫、戸室山御石御用より夜前戻二付

其段御横目所へ申遣事

一、六ツ 戸室呂石

右橋爪二御門被整平均根石承届、御普請奉行へ被
相渡候様申談候事、

一、戸室青石切出、御石垣方事も透候間、役小者三
拾人、請取高之内より遣、山方三前も三拾人展、引
出可申旨御普請奉行同、一段旨申入置候事、

一、明日大石引出見届、大平廣石衛門、山瀬専石衛門、
御横目足輕中村勘助、十田元之丞等罷修旨之事、

正月二十四日 来

一、今日三ツ目大石、御城中江引入二付、御酒被下候事、
一、廿五日より戸室山青石伐出、左之通罷越也、

穴生

後藤小十郎

廿八切

与左衛門

伊左衛門

仁兵衛

甚盛

多助

佐佐藤弥助

候由、門馬罷修申義、御横目所江申遣事、

正月二十五日 来

一、戸室山為御用、穴生後藤小十郎等今朝發足之事、
二月六日 来

一、於戸室青石切出分格好

厚平均一尺計、石面只球數、七拾五球

一尺六方百五十切、目形三千貫目形、因之通り、

因略、山卷して如斯伐落也、

右之石ヲ二つ二割立候形、因略

二月九日 来

一、橋爪一御門被御石垣塙所、今少取除積具申由書著
不真故、今日何も見分之上、右之通罷越、御普請
奉行申談、右ヶ所、堀取除之義御作事奉行江申談

候事、

一、式刃五分、戸室石御難土藏、惣盤三つ荒作穴
より伏渡老ツ手間、石や与三石衛門、

二月七日 来

一、戸室青石割立、明日中二出来二付、明後十二日
引渡段、上木金左衛門申聞二付、御歩横目金田伊
兵衛江申談、明後日、例之通請取引方之儀も、先
頃以來之振二相心得有之様申談候事、

二月十日 来

一、明後十三日、戸室山御石御用石黒門馬罷越修旨、
同夜より可致止宿旨申聞候間、明日御横目所へ可
申遣、且雨具持可申遣、御横目足輕山上所平戸室
へ罷越、明日より止宿之旨申聞之事、

二月十二日 来

一、明十三日より戸室御用石黒門馬、清水村三止宿、
御横目所へ申遣也、

二月十五日 来

一、御横目足輕石田次郎助、明日より戸室山罷越、
止宿之旨、藤井庄大夫申聞候事、

二月十六日 来

一、太平儀石衛門、明日より戸室山へ罷越、止宿之事、
御横目所へ加藤氏より申遣也、

二月十八日 来

一、石黒門馬昨夕戸室より罷越、御横目所へ申遣
右具持例之通申遣事、

二月二十日 来

一、金田伊兵衛明廿一日より戸室石御用二罷越、別
所村二止宿候旨及斷、御横目所へ申遣、雨具持例
場江申遣事、

杖突登儀之上、出不足二相立紙面取立、翌日無相違為理可申事、

一、役小者出過人請不申候、乍併杖突より申聞候品ニより出人三相立、翌日指引ノ事、

一、御方之通可申事、

一、御方場仕懸、御城中向候ノ事、

一、御道具自然土中江相成候儀有之、見江当り不申候

ハ、小紙ヲ以可被申聞事、

一、御下場よりく石たり共、取出し申まじく事、

一、御下場指出候御道具、朝夕出入改ノ事、

一、金沢より登せ或ハ下シ候御道具等、帳面二相記可申事、

一、不寄何、御登之儀有之候者可申聞事、

一、鉄道具金沢江修復ニ遺儀候、見届候上、燒直等之儀小紙ヲ以可申聞事、

一、近年積石、小石更切立候条、石形等之儀は、時々可申候事、

一、交替ノ儀、登山人待請下山ノ事、

右之通可被相心得候事、

巳三月

奥 源次郎

後藤彦三郎

後藤小十郎

後藤 金平

御扶持人石切中

御廳方之儀、前々より舊曆式申請置候得共、文化元年改申申渡候、二十人石切ハ、寛政四年申渡置修儀候事、次第二文面ハ其相成候、元室戸室山初り候間、御廳方之儀見無之、其左衛門口南里間役へ申候儀、小巻敷共役所にはり有候、是にて八間編方にて八無之

候、天明年、御城代より御廳方等之儀御尋上候、相請指出候得共、文面御尋不申、初之丙亥八無見手ノ事候、

〔61〕

文化67年 二ノ丸御殿再建記録にみる戸室探石

石引記録（抜粋）

*「御廳方日記」上、下

〔文化六年〕

正月四日条

一、戸室中石、引立ニ、御横目足輕古田元之丞、明日より罷越止宿、御歩横目ハ山瀬専右衛門罷越

是亦明日より止宿ニ付、其役御横目所江申渡事、

正月五日条

一、大石引候車切減候ニ付、明日より取懸、御歩横目肝煎より申聞候事、

正月六日条

一、戸室中石迄手迄引出候由申来ル旨、御歩横目より申聞ノ事、

正月八日条

一、櫛爪升形御石垣、十日より町石伐拾人充相雇申度旨、且不似合縁取八枚、依藤三三枚、町石伐共溜り為御用受取度、御普請奉行中村求之助申聞

夫々承届ノ事、

正月十日条

一、藤井庄太夫、九日より別所村ニ止宿、戸室山引出石御用罷越旨御横目所江申渡、其役御場へ申渡

例之通御具持申遣也、

正月十日条

一、戸室より出候中石、今日浅の川越、御酒被下候

様ニ仕度旨御歩横目より申聞、承届候事、

正月十一日条

一、昨日、中石物縁三筋指、丁計出、牛坂中程江引上ル、人夫百廿四人内廿四人町方召仕候旨、御酒被下高

三斗巻打之由ノ事、

正月十二日条

一、当十日、戸室中石引人夫百三人、山方より廿五人、町方雇廿五人御酒此分被下、外二吉祝ノ百姓手依

分五拾人二酒被下趣二候へ共、早々罷帰ル、此分

肝煎迄預置候事、

一、車巻帳、核屋手合分損、内輪片不残損、於彼手

合三筋更付有之様村田三郎兵衛へ申候事、

一、今日より石引、鬻園ニおよび不申段、割場へ申遣也、

正月十三日条

一、戸室中石、今日清水道江可參哉、山瀬仙右衛門

止宿之義、御横目所江申渡事、

正月十六日条

一、うつを合村六人肝煎共、全相損、

右当十四日、戸室石引ニ罷出ル物は取不申、人

少二見へ、よみ懸候へハ、不足之由ニ、依面過意

二石村々之者、不相雇様ニ加藤代被申渡申ノ事、

但、委函ハ金田伊兵衛監候上、可申聞旨ノ事、

正月十七日条

一、藤井庄太夫、大石御用、明日別所村江罷越止宿

之旨申聞、御横目所江申遣也、兩具持、江口久次

郎罷越段、割場江申渡事、

一、八分、戸室物縁五寸四方、六石三三出来居渡手

間

肝煎江も、右之通御別儀無御座段承届御達申候事、

一、戸室山飯小屋江私共様々止宿仕候事、

一、御扶持人石切、二十人石切も石同様之事、

一、御石割御用毎年三四月頃より十月中旬頃迄相詰申候事、

一、御丁場相仕廻御座候節、御小屋御丁場御締結仕置候、

二十人石切為目録、雪降指仕候節は田嶋村肝煎江引渡御座下申付候事、

一、御石割手伝為御用、御家中役小者請取召仕候、

役小者指仕候節は、用召仕候事、

一、御丁場毎月初割限等、御城同様之事、

一、御石山奉任掘出候上割立二取掛申儀、極目等詮儀仕、大割・中割・小割段々仕候、角石・角脇等寸尺之儀ハ、御普請所御手当天、御石垣高サ之割合を以小割仕、角石等に割立申候、尤角石二可仕石は別取味仕候事、

一、御丁場之内より屑石たりとも取出申儀、緊停止申渡候事、

一、役小者毎朝六つ半時を限參着仕候上、人高見届候儀御城中同様之事、

一、若途中二而病氣取出不參仕候者、杖突より紙面取立、翌日怠度為理候事、

一、諸御道具持運候儀、御定之通申付候事、

一、役小者御丁場之内より柴粉取出、或八道中二而田高二相撞不申、都御普請所之儀、覚書を以杖突共、甚難重申渡候、尤御普請所二而夫々被仰渡候得共、御丁場御締方之儀、御里申渡候事、

一、御扶持人石切、二十人石切勤方之義、覚書を以夫々申渡候事、

一、御丁場召仕候御道具等出入相改、山卷等節、土中江人申様談味候事、

一、往古ハ御石釣出、或はしゆ羅と申もの二而引申候故、役小者過分相掛申候二付、宜曆年中地車と申新御道具出来、大石掛引申儀、別御手廻シ其小人数二而年々御用相至甚御普請座候、右初ハ手木足輕御座候得共、早速御扶持人石切等手廻候故、御雇止シ申候、地車と申ハ新御道具二而釣出候儀ハ往古之御格合二付、其節御城代江御達被仰付候釣石夫付ハ、人持下奉行・御馬廻組下奉行能越、夫仕候、其節、私共又云申儀も御座候、引出石ハ両下奉行夫付不仕、私共夫付引申出申候事、

一、中山より御城中江御石引出候節、私共晩天より罷越、御石等惣御締方指添申候事、

一、右為御用、役小者請取申候途中懸之義無考之儀、杖突江覚書を以申渡候事、

一、御城中より中山迄志里半、中山より戸室山まで志里半、都合三里等通程二御座候事、

一、戸室山より中山迄御石引出候節も、私共指添申候事、

一、中山より御城中江御石引出候節、途中先私為御用割足候式人充請取申候事、

一、中山筋通縛り候節も晩天より罷越、都御指図仕候事、

一、中山筋通縛り候節も、

右私共勤方如此御座候、已上、

戊子月

奥源左衛門

後藤彦二郎

後藤小十郎

有賀清石簡殿

津田善助殿

小幡石齋殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

石川兵衛殿

〔60〕
文化6年3月 扶持人石切勤方儀

* 戸室山初年分等御座候 御見

一、御石割方之事

一、御石割方之儀、石之筋合設儀之上取掛、中割、小割可仕事、

一、角石・角脇小づら四方切立作立申候、石二より難成石は其通二候事、

一、御石作様、角石等寸尺等儀、其節可申候事、

一、御石出来之上見置候儀、尤取掛二可被相申事、

一、火之元緊固之事、

一、御丁場之内無用之者、不可入事、

一、御丁場 御城代為御見分登山之節、別所村辺迄志人被罷出へ候、其志儀は其節可申候事、

一、御普請奉行中登山之節、前々之通可被相心得事、但石切は無構相動罷在、昼食御小屋江入候節、奉行中席前三何も罷出平伏、下山之節御丁場前御中役之事、

一、御家中役小者御丁場御御用、夫々可申付事、

一、御道具等金沢持持参之節日、御定之通候事、

一、御道具遺七方一統申談、御不益無之事、

一、役小者參着刻限、六半時之事、

一、役小者參着之上、人高留置届候、若病病人有之節、

夫懸ニ御座候。八月より短日ニも相成候ニ付、増夫ヲ加江候養寺殿移、通邊取事。

〔58〕 寛政9年 中山迄の地車夫付作成の参考記録

* 戸室山初年等諸置帳

寛水九年戸室山より中山まで御石引出候様夫付之事

六月廿日

一、四丈七尺 此役小者高九十四尺と夫付仕置

但物役小者高八十八尺二面中山引付ル、八ツ半時二、

同引付

一、五丈六尺 同断 百丁人

但物役小者高九十八尺二面同断、

十斤十五斤

一、四丈五尺 同断 九拾人

但物役小者高七十七尺二面同断、八時前二

石水丁場道二有之角石、赤石丁場とハ四町計遠也

一、五丈八尺 同断 百四十五人

此石ハ、一日二面中山引付候儀、無覺束故、道方

あしき時分、御石割御用ニ登まで役小者召仕、夫

より坂巻つ二引揚置、六人計二面赤石丁場高坂

二つ引揚ル、夫故百人計二面一日中山へ引付ル、

一、五丈四尺 同断 百丁四人

右同断清水村高引揚置、中山まで物役小者八十八

計二面引付ル、

右は御門内二有之角石等也、

七月廿日

一、四丈二尺九寸 同断 八十八人

但物役小者七十五尺二面引付ル、九半時過

一、三丈零尺式寸 同断 五拾三人

同断五十八尺二面中山引付ル、

一、三丈七尺七寸 同断 四十五尺二面引付

右は赤石丁場より引出ス、

右角石等夫付、水丁場或ハ御門内、或ハ赤石丁場

何も乍少遠近坂も有之、夫故赤石之分ハ其心得ヲ以

夫付スル、益後より八日短ニ相成候故、赤石丁場よ

り引出、今年暑強、殊ニ益後別御暑強故、少ニ面も近

キ方より出ス、夫付も其心得を以、本文夫付三三人

五人七人増掛置也、又大角石二面ハ、三人五人減して

も替事なし、小石ハちかい申もの二面、大石程御益

也、猶夫付外之儀、今年之御帳ニ委ク調査候故、此

帳面ニ略之、夫々引算覽すヘキ事也、

一、右御石引、日二より役小者之内悪敷者有之、引

方あしく中山へ引付不申事、一両度有之候、左様

之時ハ、日暮迄召引仕廻可申候、杖突より願事不

承届、日暮迄ハ為引候、ハ、重而よりたしなミ申也、

何も人精致、彦三郎色々工夫御石引方致世感候故、

大角石引出、中々一通りにて出申事にて々候、

一、戸室山より中山迄引出申時は、役小者壹里半參

り、壹里半婦り申ゆへ、人々格別致人精候、不入

精二候へハ、日暮婦り候事難儀故精出シ候、中山

より御城中引引出候儀大キ二むつつかしく、併度三

郎出候得は格別ニ候得共、壹人ニても動かなく、後には世話致置候夫付も用ヒ不申候ニも可相成哉、御扶持人石切也、即心同様ハ、宮野由石衛門迄也、役人ニ依取大キニ御捕頭不登有之ものニ候、一口ニハ申かたき事候、

〔59〕 享和2年12月 穴生働方帳

〔享和二年 穴生働方帳〕

〔原帳〕 * 穴生働方帳

戸室山御石割等御用働方

一、往古於戸室山御石切出并御石釣出御用、私共相働

不申候、其節は定番御馬廻組并組外より山奉行、

道奉行相伝候段伝承仕候、然処万治之比、戸室山

本山等より中山迄夥敷角石等釣出、御城内江も釣

出道、御城御祭も段々御成就に付、一先御用相濟

候林ニ御座候所、御類焼前後之御普請為御用、右

中山まで釣出置候御石、地車を以段々引出召仕候、

安水年中御本丸高御石垣御普請被仰付候所、第一

角石御手当子無御座に付、同一年如往古戸室山間

ニ、御石切出被仰渡候ニ付、私共罷越、御石段々

切立出来仕候、同七年大角石引出被仰渡候、往古

之道難所ニ難許出御座候ニ付、新道被仰付候、右

御用私共役外ニ付、山奉行、道奉行兼當可相働

旨、御城代被仰渡、相働罷仕候事、

一、戸室山御石割御用相働不申候以前は、中山御石

并戸室山御石丁場為見分一ヶ年兩度充罷罷申候、中

山村村煎往古被仰出置候趣も御座候ニ付、紛敷儀

も無之哉、得と相尋、且戸室山御石場入口清水村

〔53〕

天明4年12月 城中石垣普請差止につき達書

＊「文様年中以迄多の日記」一巻頁

御石垣方御普請 来年も被指止、戸室山石切出候義迄被 仰付候矣、拾目目二面被相并、諸事今年之通可被相心得候事、

辰十一月廿八日 但天明四年

〔54〕

天明5年12月 城中石垣普請差止につき達書

＊「文様年中以迄多の日記」一巻頁

御石垣方御普請 来年も被指止、戸室山石切出候義は被仰付候矣、拾目目二面被相并、諸事今年之通可被相心得候事、

巳十一月廿七日 但天明五年

〔55〕

天明7年12月 城中石垣普請差止につき達書

＊「文様年中以迄多の日記」一巻頁

御石垣方御普請 来年も被指止、戸室山石切出候義迄被仰付候矣、拾目目二面被相并、諸事今年之通可被相心得候事、

未十一月

但天明七年、且天明八年より之御廻紙時仕、御入用銀半減候御付候有之、右半減中八御廻紙御廻之様被仰渡、

〔56〕

寛政9年5月 石引役小者の勅方定

＊「戸室山初年寺普請帳」

一、御石割為御用、役小者請取候矣、勅方之儀ハ、下役人指図之通可相心得事、
一、統和順可相勤事、

一、当所掛每晚八時半時御普請会所へ相揃、六半時ヲ限参着之儀、

一、御道具持参之儀、下役人より各方へ引渡候迄役小者へ相渡、御普請会所へ持帰之儀、

一、御下場之内よりくつ石、或ハ柴杓取申上し事、

一、御用仕廻、毎日下役人より各方へ申談候事、

一、各方参着之上、案内之儀、

右之外、御定之儀は、御普請会所ニ承知ニ候得共、当所御縮方、右之通候矣、被得其高可被申渡候事、

巳五月

後藤修三郎

杖突中

戸室山より中山迄、役小者を以、御引出被仰渡、追付取掛候、依而役小者働方之儀、每晚八半時御普請会所江相揃、当所六時半時を限、参着之筈ニ候矣、年中遅候無之儀、

一、地車等毎所持参之儀、下役人指図之通、相心得持方、湿雑無之様可相心得事、

一、役小者大勢之儀、猶更ニ統和順入精可仕事、

右之趣被得其意、夫々可被申渡候、尤於御普請会所下奉行中へ申渡有之、各方ニも承知ニ候得共、猶更覚

書を如斯候事、

巳五月

奥源左衛門

後藤修三郎

杖突中

〔57〕

寛政9年 地車夫付

＊「文様年中以迄多の日記」一巻頁

地車を以戸室山御下場奥より中山迄役小者ヲ以御石引出夫付之儀

一、式丈三尺より三丈迄 壹人九歩充

一、式丈三尺より四丈迄 貳人壹歩充

一、四丈壹尺より五丈迄 貳人三歩充

一、五丈壹尺より六丈迄 貳人五歩充

一、六丈壹尺より七丈迄 貳人七歩充

右は御下場奥より三月より七月中引出候夫付二御座候、八月よりは式歩者増ヲ加旨、且雨降或ハ道あ

しく時節ハ、三歩充増歩ヲ加旨申候事、

戸室山御下場入口より中山迄役小者を以御石引出夫付之儀、但御下場奥より入口迄三半計有之ニ付、其図りを以夫懸増減仕候事、

一、式丈三尺より三丈迄 壹人七夫充

一、三丈壹尺より四丈迄 壹人九夫充

一、四丈壹尺より五丈迄 貳人壹夫充

一、五丈壹尺より六丈迄 貳人三夫充

一、六丈壹尺より七丈迄 貳人五夫充

右御下場入口より中山迄三月より七月中引出候

〔47〕

安永9年2月 鱈魚石垣普請着手につき通行許可願

＊河内郡戸室山明之重等願候 34

御城中高御石垣しきの角御石垣御普請当十八日より
為取懸申候間、御申上候、且又取掛候二付、御用
懸之安否共去年之通御普請中毎日御本丸出入仕候間、
穴生より断次第不指支條、御本丸御普所江被仰渡御
座候様仕度奉存候、以上、

二月二日

浅田屋人

本多安房守様

村井又兵衛様

〔通記〕二月四日浅田屋御座候御座、金森様之助殿御座候御

渡候事

〔48〕

安永9年2月 石引始につき穴生より日届願書達書

＊河内郡戸室山明之重等願候 35

当月六日より戸室山より御石引御用相初候

案、惣御仕安候は去年之通可相心得事、
一、木やり人先先味三入充御雇日用之内より可被指
出候、同様之日用二付別人ハ相定不申候、尤前月
分總月朝日平日用高ニ相書可候事、

一、毎日御用日用人高候面ニ記、山方へ持參可有之事、
一、木やり人惣人充御石車元ヲはなれ不申、尤車指
引之様才得と見届、羽留打手木仕と共之指圖ヲ請
木やり之声掛引致候様取付申付、無左候面ハ綱引
人足混雜いたし候事、

一、御石引中物置御道具途中在家へ預候共家数少ク
譬ハ只今迄三軒ハ預置候ハ、一軒相成候様才料

之券等へ可申付候事、

一、御石車付致候迄みの差等預置申間敷事、

一、此度長サ壹丁四寸角ヲ作立、薄かね巻ニ致、大
手木相渡候案、惣置坂ニ或ハ東卷余之節、所々ニ
て此大手木を以取遣、随分小手木折不申様夫々可
申付、尤石大木石工上式既宛のせ來候事、
一、小坂ニ龍車ニ控御付手引無油断可致候、無左上過
テ人等有之共不及及候事、

右等之趣今年は格別申渡置候間、不相洩様夫々可被
仰付候、尤取掛夫々可及指圖候、以上、

子右月

穴生五人

目黒吉助殿

同 七左衛門殿

〔49〕

安永9年11月 城中石垣普請差留、戸室石切のみ定銀
支出につき達書

＊文藝年中以差等日記 100

御城中御石垣御普請、来年は可被指止候、戸室山よ
り石切出候義は、只今迄之通可被相心得候、御石垣
方定銀之内拾貫目二面石切出御用相并、残る拾貫目之
分は除置、最前より之二十貫目と同様可被相心得候
事、

十一月廿八日 但安永九年

〔50〕

天明元年12月 城中石垣普請差止につき達書

＊文藝年中以差等日記 101

付御普請差止江
御石垣御普請、来年も被指止、戸室山石切出候義迄
被仰付候案、諸事去年之通可被相心得候事、
御石垣御普請、来年も被指止、戸室山石切出候義迄
被仰付候案、諸事去年之通可被相心得候事、

十一月十一日 但天明元年

〔51〕

天明2年12月 城中石垣普請差止につき達書

＊文藝年中以差等日記 101

御石垣御普請、来年も被指止、戸室山石切出候義迄
被仰付候案、拾貫目二面被相并、諸事今年之通可被相
心得候事、

十一月廿六日 但天明二年

〔52〕

天明3年12月 城中石垣普請差止につき達書

＊文藝年中以差等日記 101

付御普請差止江
御石垣御普請、来年も被指止、戸室山石切出候義迄
被仰付候案、拾貫目二面被相并、諸事今年之通可
被相心得候事、

十一月廿八日 但天明三年

二人人数を以て約連続しては當時上田上村領等々道幅二面は悉く支申候、右方百年中以來戸室山より石引出致中絶候故、右五間幅之内新開敷又八白ラ付出候故、都而改作方之有之、右此方手合難相候儀得共、所々五間幅之形有之、右棒間敷等より引合候儀ハ上田上村領等之内、當時一、道幅二、指支申候、暨上野村は五間幅之道二相成申候、上田上村等領二限り、道せはく候様子、今一往御詮議テ御申問可被成候、

一、如往古大石等釣出候儀、本文二候得共、悉く御入用相掛、其上道幅も五間無之テハ指支方違御不益二付、御道當以來者等三所々道幅形子今以有之候所、上田上村等領之儀内、両方ヨリ田地自ら仕出シ候哉、道幅採々相成申二付、指支申所も有之候間、詮議仕可申、右是等連被仰渡候儀、其節村方詮議仕候所、右道幅之儀内ヲ求御出地ニ仕出シ申義二面ハ無御座候旨、所々高川等へ崩落申所々自然と狭ク成可申哉之旨申問候に付、其段先達而小紙を以申上置候、然処今般ハ被仰渡候ハ、右二付先年も御詮議之上道幅五間二相極リ申義承知仕能候候所、先頃小紙之趣ニテハ相違之義と被仰渡候二付、重高村役人共手前詮議仕候所、百姓共より求御道幅之内ヲせはめ申義二面は無御座候得共、右申上候連自ら道幅せはく相成申候、併道幅之義は古来より御定も御座候義ニ御座候得は、只今彼は申上候義無御座候、御定之通相心得可申旨申問候に付、重而小紙を以申上候、以上、

五月

御所長左衛門 藤原 宗元 判

少次右衛門 判

御改作御奉行所

〔44〕 安永8年4月 石引道幅採め之再詮議につき通達

* 河北郡戸室山明ノ軍等領組 30

追討加俣人より之紙面致致却候、以上、先達高戸室山より御用石引出候道幅上田上村領等之内狭ク相成居申様子三付、今一往可懸詮議者軍面被申問、則改作奉行と猶更詮議候所、別紙両通指出候二付相達候、以上、

四月廿四日

御算用場

御普請寮所

〔45〕 安永8年6月 石引入足・石切等城門通行につき通知

* 河北郡戸室山明ノ軍等領組 30

覚

- 一、式人充 御石才許井御道其御掃方御扶持人石切
- 一、四人充 御石道中才許御掃附足鞋
- 一、式人充 人足しらべ御石取道様取
- 一、式人充 右下才許此分前々より
- 一、式人充 二、式人充 二十人石切
- 一、式人充 日用頭 御用箱用方
- 一、拾分五分計 木やり人買銀

右之通任法相調指上申候御用人足、御門方不指支様仕度奉在候、以上、

六月三日

奥源左衛門 後藤用助

正木甚左衛門

岡田八兵衛様

金務猪之助様

浅加 準人様

〔46〕 安永8年7月 大石・中石混せて石引する事を提案

* 河北郡戸室山明ノ軍等領組 30

高御石垣続きし之き角等御用之角石、安永五年より戸室山於御丁地段々出来仕二付当春より引出方取掛様被仰渡候所、人銀候指支二付日後々相成六月上旬より人足を以引出申候、

右角石ハ行間角梁間角入角と三段ニ割立置申候、右之内大之分暫見合引出候様先達御被仰渡奉得其意候、盆前後に中之方より引出申候所、次第短日ニ相向、其上雨降候節は亦も道方物難あしく難引出御座候間、何卒大ノ分も交合、只今ノ内二三石も引出置候ハ、御石垣角之手積立之石配宜丈夫ニ相成申候、尤大之分町引之節何卒練合、朝之内にも引入候ハ、町往來も少ク可有御座候と奉在候、依前山引少内二入足遣ヒ方、少々増も相懸可申候得共、随分取計御不益無御座候様練合申度奉在候、右等之趣相伺申候間、早速被仰渡候様、仕度奉在候、以上、

七月十一日 六生五人

藤原左次右衛門様

金務猪之助様

浅加俣人様

付然所、大土釜浦屋八兵衛と申者下札ニ付此者二被仰渡候。此者八辰巳御槽白棧橋も仕、町会所にて縮方も相付候者、三傳共、正木甚甚衛門と別懇、而風聞御不宣候、日頭取之儀は御様子も有之者、ケ様之御用ハ申付候時節とハ申なから取捌方悪敷相見ハ候。其道を札シ申付所事ニ候。

一、右新道御用等正月廿日より取掛候事、御用中役人見廻り之事。

[40] 安永8年2月 石引道整備につき普請奉行通達

* 河北郡戸室山明之軍等遺儀 23

今般御用石河北郡戸室山より引出候ニ付同所より小立野出町迄遶筋を作申候。右出来次第大石等引出候間、山中下り坂ニ面ハ地車難指留候間、右遶筋往來之百姓共氣遣可仕。其上牛馬口牽不申候、且所々於休場古登道之内江指置御石邊指支候条、右等之趣無之様早速々々御申渡可被成候。

一、御石出シ道は往古より道幅五間ニ面則山中中等々々
二其道幅形合以有之候、就夫上田上村領等之内、
兩方より田地自ら仕出候哉、悉ク道狭ク相成、其上道之内も近年由ヲ仕出候所も有之候ニ面所々有之候間、右辺ナ許之十村指出シ道幅見分仕候様致度如此御座候、以上。

二月十四日 金森猪助

御算用場御奉行中様

[41] 安永8年2月 石引道々幅控議につき十村上申書

* 河北郡戸室山明之軍等遺儀 24

今般石河北郡戸室山より石を御引候ニ付、往來仕百姓夫々氣遣并牛馬口牽仕、且又於御休地古登等取捨不申様被仰渡、村々へ急度申渡候。

一、御石御出シ之遶筋往古道幅五間之所、上田上村等領之内向方より御田地ニ仕出道狭ク相成申候故、右御用指支申旨被仰渡候ニ付、村々詮義仕候所、近年御田地仕出シ道せはめ申義者無御座、前々之通御座候、併所ニ當川等へ崩落申所茂御座候、村方より道せはめ申義は一尙無御座申候候ニ付小紙を以申上候、以上。

五月 御所付長衛門猪助

少次右衛門判

栗山村 金 七 同

御改作御奉行所

[42] 安永8年3月 大石搬送につき石引道整備の遺書

* 河北郡戸室山明之軍等遺儀 25

今般戸室山より御用大石等為出候ニ付、先運筋紙頭を以申進候所、夫々御申渡之旨致承知候、且又上田上村領等之内道せはく相成居申趣申進候所、改作奉行中之紙面并十村共より之小紙共御指越ニ候得共、戸室山より石釣道は往古より五間幅則山中中等ニ其形今以有之候、安永新道具地車を以て引出候ニ付道幅五間迄無之ても御用相済候得共、右地車は新格之義万端往古御格ヲ本文ニ相立候ニ付、安永二年御承知

之通道幅五間ニ相改、則戸室山より中山迄は道作候ニ付所々五間幅印石ヲ相建置申候、此度中山より小立野出町迄道作申付候ニ付先日一往申進候、都則道幅せはく兩方田畠道有之所は引石一往申進候、而風と田縁等へも相障可申義も難計候、左之時分百姓共彼是申合候ては御用方指支候間、五間幅之印ハ建置、何分當時之道幅ニ面相許申候得共、至而せはき所は指支候、宝曆年中以來雨水除多薄之内田田横付候て、郷割指支候條所も有之候、暨新開キ相成候てもケ様之所は指支候条、近々之内役人御指出、今一往見分御申付可被成候、其御此役人も立合可申候候、尤日限之義は追可申進候、以上。

三月十二日

前田兵部様

小堀左右衛門様

[43] 安永8年9月 石引道付替了承につき十村書

* 河北郡戸室山明之軍等遺儀 27

河北郡戸室山より御用石を御引候ニ付、右山より小立野出町迄道幅五間ニ面則山中、二年戸室山より中山迄道作申付之御五間幅之段は御城代へ申上、則其御場ニも同年六月廿六日委函紙面を以申進候所、御承知之段御通書致到来候、同七月廿日戸室山より小立野出町迄道幅五間ニ付、追々五間幅之印石相建候趣も申進置候、然此度度上田上村等之道幅之儀ニ付、十村共より小紙指出候趣ニ面、安永二年御承知之御返書とハ相連之様ニ相見へ申候、万治年中前後釣石之時分之様、長棒岩間計標指之様、長サ三間計ニ候、右

相極殿、左二調置

一、戸室山道之内新保村領等之内道附替之儀御達申上、往古山道之中程之中地車難運道二面深キ谷二面浅ク方ナリハ中程ニ文字三下り夫より南原宮横迄上り坂三引石三者共六ヶ敷道ニて此所より地車引申時八道幅尤広ク候得御入用多相懸、非其耳引方ニ甚除取以山手之方ニ新道行候義御達也、昔ハケ様難所より大石等釣出候事、戦国ノ勢故能ク弁シ候哉、其所各難知候山奉行大キニ二折折候と相見ヘ其証候ハ御座山迄度々御察、被入候所ヲ考候得ハ大勢之儀ハ一通様ニ被存候、弱キ者ハ多ク死候由及承候、然ハ六ヶ敷義は相知申候、釣石は大真棒ニ備取之種候得ハ大鉢石之高サ極りも有之、右は卷持と申者ニ候、地ヲはキ難釣大石ハ修羅三理不尽ニ大勢三引タルと見ヘたり、重キも之故、大ニ六ヶ敷候、戦国之人ハ上より下之根氣強キ筈也、人氣ハ次第ニ衰候と相見立候。

一、清水村上ミ之方直道江入口より右之方北松高迄是又右同様ニ新道也、此新道下直道也、右直道も坂勝ニ車は二ひ不弁利ニ付一集ニ新道之此道也、○御本丸高御石垣し之角積方之儀、最早角石無御座候ニ付、積方当廿日切為止メ跡御補方之義竹垣申付置候、且又御本丸御番申上置候、將又候段被仰置可被下候、右之趣御番申上置候、將又九拾間上七扇所御用行等為持申候、右等之趣御番申上候、以上、

九月

金森猪之助

本多安房守様

村井又兵衛様

[36]

安永7年9月 石引道付替ノ承につき城代達書

* 河北郡戸室山明之軍等領帳 一〇〇

戸室山御石垣場より中山迄之間、只今迄寄置難所ニ御石難引出候ニ付、南原村・新保村等山之手方江道付替度旨各紙面を以て被申聞候趣無極儀ニ付承届候、乍然就田地等へ相障候間右道下ニ相成候、田地等別紙之通、御石引出御用中は役録之内を以可被請候、此段被得其意地子米銀高之儀は御算用場可被承合候、以上、

戊九月廿八日

本多安房守 印

村井又兵衛 印

御書請奉行中

[37]

安永7年9月 新道造成入札の通知につき請書

* 河北郡戸室山明之軍等領帳 一〇〇

今般戸室山より御用石出候ニ付、道附替井石道之内修復之義入札、紙申付候矣、今般日之内町中江相触り人有之候者米月四日切指之可申旨、御紙面之趣致承知候、以上、

九月晦日

町会所

御書請会所

[38]

安永7年10月 石引新道打ちにつき算用場達書

* 河北郡戸室山明之軍等領帳 一〇〇

戸室山石引道道附替新道田島等道境本杭為打候ニ付、明十三日当場より役人指出入可申旨、致承知夫々申渡

置候、以上、

十月十二日

御算用場

右付石三百廿五石米共是等御用石切替置成、南原村計金七、是八十村也、村々駐等置成人ノ領米共、田山出歩勢相懸ニ候、右又御座相極殿ニ付、御算用場水行候所、左ノ通置候、

[39]

安永7年 石引新道に転用された田畑等の覚書

* 河北郡戸室山明之軍等領帳 一〇〇

道下ニ相成候田地等御算用場より書出候等

一、式百四拾歩 田地 新保村領

高ニシテ壹石貳斗

一、長百八拾九間 山 同村領

幅五間此山役銀貳拾目

一、貳百歩 田地 南原村領

高ニシテ壹石

一、長百九拾四間 山 同村領

幅五間 此山銀十五匁

一、千百六十歩 新開歩敷田村・清水村領

高ニシテ五石八斗

一、長四拾五間 山 田嶋村領

幅五間 此山役銀拾五匁

高ニシテ八石

山役銀ニシテ四拾五匁

右御算用場より書出之通、毎年十二月朔日より五日迄之米平均値段を以て切手仕立、南原下村十村手

代切手役所へ持参致候、毎年如此、

一、戸室山大道大田切等新道附替之儀夫々入札ニ被仰

〔34〕
安永7年正月 去年鍋角用石材切出数等につき届書

＊河北郡戸室山間之重等御儀 〇〇

高御石垣続中槽下しのき角脇第一之孕所、坪高八拾叁坪計之所石取除之儀、先達而略絵図紙面を以御届申上置候通被仰渡、夫々申渡、裏詰栗石等旧臘十月廿七日切石ヶ所八十八坪計為取除、一先為相仕廻申候、依而當春雪消次第せり込候而今年中ニも積立取懸候様及詮議候所、去年取除候八十八坪計之所ハ天平均上ハ石故、人足も人少ニ而事済候得共、角之方ハ平積石トハ格別大石、其上次第取下リ候ニ付迄ハ、石ト違引上石等手懸ニ相成候故、今七十人ニ増、此丁場三箇以上百人計請取不申御新御不登筋御座候、尤人少ニ而年久相懸候得は当時御人馬ニ而は御益之様ニ相見へ申候得共、決算之下方端御不手ニ相成申候、其上石丁場御城中第一之高ミ前見込も如何御座候故、可成程苦指急申付度所ニ御座候、近年請品御道具并持持態等類第一繰々古物ニ新物取交仕候故、御不益も損候而自ら其数少ク年久相懸候得、前々之古物折振候而自ら二新物多相成、御銀之方ニ御不益至極相成申候、暨積立前棧橋足代仕懸、先年辰巳御携台御普請之節之仕懸トハからくミも違達申候段、正木甚左衛門

申間候、右足代材木を以組立候故、手長ク掛置候得は度々如修復等候故、弥御かね相増申候、私共お手合ハ人銀共前後御不益御座候様因方申渡候、去年は戸室山并中山より御石引出、暨御石垣堀立等為御用、都合百人充受候得共、今年は前文之通御座候間、御石垣堀立之方増七十八、右三ヶ所惣人高百七十人充受取申度奉存候、乍併旧冬被仰渡候通、弥御人支三四人高程難相渡御座候ハ、重而御議義之七項ハ相渡候様申度奉存候、

一、去春略絵図相記懸御目二置候朱引之外根石より式間計上へ之方、少々孕相見へ申候、右當時御普請二付、一重堀引除上より見請申候所、右孕相見置積方之様も見請願間、先達御届不申候、尤下よりハさのミ目立不申候得共、此度取除候石見分仕候所、往古出来候節積立はか行第一ニ仕候哉、積石大方小石共打交居申故、少々之孕所も難捨置、依而此度啼二石ヶ所繰返シニ積立申付度奉存候、左候てハ弥御人高二相成候間、こたへ候義も如何有之候哉と重而詮議仕候所、大地震等之不時成義無之候ハ、当分堪可申旨穴生申間候間、先此度ハ共通二指置可申被奉存候、

一、しのき角御普請御用之石并平石、去々年以来於戸室山道々出来為仕候石出方御家中役小者御定夫付之儀、人持組御馬廻組四方奉行申渡候、右人足因り出来候等々詮議之趣并御普請御用之諸品、御道具等棧橋足代因り戸室山より石引出方御人用等、惣因り追高帳面相調指出可申候、去年中山より九十八石積石為引

出置候間、堀立次第此新石二古石其分為交合根へリ積立可申付と奉存候、勿論當時大御普請所之義、其上戸室山より御石等引出候二付、只今是之定銀高ニ而も御石方行届不申候間兼而是等之趣御届届御座候様申度奉存候、勿論普請次第戸室山石切出候義は前々之通、可申付と奉存候、以上、

改正月

金義猪之助
岡田八兵衛
浅加 隼人

本多安房守様

〔35〕
安永7年9月 石引通付替等につき普請奉行届書

＊河北郡戸室山間之重等御儀 〇〇

一、安永五年より戸室山於御一場、御木丸シノキ角高御石垣御用之大角石等段々切立候、右為御用山奉行多分式人充相請、御扶持人石切も式人充二千人石切、御城中御用之様子にて七八人拾人にて相請、五日目く致交代候、役小者為手伝受取、田嶋村百姓相雇仕任、此節之御一場は御門内山ノ手中壇二大石有之、此度割立角石等二丈、又水十場鳥帽子石下壇二大石有之、是等割夫々角石等、切立申候、往古鳥帽子石辺山手高キ所迄堀立等致候程ニ候所、如何詮議ニて石六石殊ニ手寄も甚宜所取残置候哉、不審ニ候、扱大角石等出度二付、地金を以引出候間ニ候所、御石釣道之義は御定に付、昨年百ヶ年余御石出方致中絶候故、道ハ、所ニ寄段々せはり指支候ニ付御算用場懸置合之上、弥五間幅

得御御請書所江及候様御格二候石一由御取付向付より取
往役領目録一列元形或御算書場江致向來候得共、当年より始
山役領目録二付山役領不致、御石御用取付候儀、御
嶋村より御取致不申二付、山役領石三十二引二取致上納候
石役領御格二付山役領不致、御石御用取付候儀、御
城代へ御運御算書場へ被仰渡候御請書御取付候儀、御
一、戸室山本山御下場マ、角石取切出之儀候御取付、夫々於
戸室山取切出候儀、其用事方申付、石御用取付之儀、段々御
運御算書所中へ申渡候御取付

〔30〕 安永6年6月 三月十日より石切立着手につき通達

〔河北郡戸室山開之重等御取付〕
河北郡田嶋村領戸室山於御下場ニ御用石切立、当十
日より為取掛候二付、御下場之内柴抄為刈取候衆、
去年之通り不指支様夫々御申渡可有候儀、以上、
三月六日 御算書所

御算書場

〔重等〕
一、戸室山ニ而此付可仕候小座八、先草遣作之重等御取付、此小座
直ニ御用之候御取付
二、小立野新地より申山迄運御取掛候衆取付、橋脚等取付
おろし候衆候儀、御用取付申出、但名号等略ス

〔31〕 安永6年6月 高石垣普請に日雇用につき通達

〔付札、御算書奉行〕

高御石垣孕所之儀、且役小者増三拾人之内式拾人役

小者拾人者、日用被相雇定銀外を以賃金相渡義等、
先達而被開候趣承届候衆、石取除御普請等并日用之
儀石紙面之通可被心得申、
西二月二十七日

〔重等〕

一、高石垣し之角孕所御普請御算書所江共江御取付之儀、御
運候、御出候儀、御用事方兵衛被仰渡候二付、此役御算書
人石切等へ申渡候儀、
〔重等〕

〔重等〕

〔32〕 安永6年4月 シノギ角普請人足の内内通行につき通達

〔河北郡戸室山開之重等御取付〕
今般高御石垣統し之き角等御石垣御普請方為御用、
堀引除并諸御道具且御用掛り之人足、御門為致出
入候間、前々之通夫々不指支様、御本丸御番人中江
被仰渡可被下候、尤取掛り候初日御番人中江下役之者
より一往為及案内可申と申奉仕候、以上、
西四月十四日 浅加集人

本多安房守棟

前田騷河守棟

金蓮持之助重

〔33〕 安永6年11月 本丸鑄角修築石材見廻につき通達

〔河北郡戸室山開之重等御取付〕
高御石垣統中櫓下し之き角々脇等、孕所石取除之義

三付、致形委曲紙面并略絵図を以、当春御届申上置
候通、則被仰渡夫々申渡、御石垣堆物坪高百八十式坪

計之内、先今年八拾八坪計積石并裏詰くり石、前月
廿七日切為取除相付申候儀、石取残り來春雪消次第、
夫々為取除可申と奉仕候、就夫今年者上八石之儀致、
取除下人足も至前少々積置候得共、次第三下之方
江取取り候得共、人方多ク相懸、其上年は、角之
手取懸候二付平積石と違、大石之義致今年之通、人
足三十人充二面は中々行届不申候衆、來年取懸候節
は人足増七十人、都合百人充取申度奉存候、且又
取除之儀當春略絵図相記、懸御目二置候、所々刃根
石より式間計上之方少々孕相見申候、此所當時御
普請二付、一重堀引片付懸置上より見分仕候衆、右孕
所相見へ申候、尤下之方よりは目立不申候得共、元
來往古出来之節、積立はか行第一仕候哉、積石至而
小石共打交り居申候二付、孕所も出来仕候様御座候、
尤石孕所は當春相調置候、本文之通段々積立候御、
夫々繰返シ仕候得は御普請方手廻シも真、御人用方
も別ニ過分ニ相違不申候間、此際孕二種直シ、被仰付
候様仕度奉存候、無左御取付と稱境より届出候御取付
後御詮義ニ而候御取付、本文之通届不申候二付、重而
右御届申上候、依而去年より為取掛候戸室山ニ而切
出候角石并中山より平石引出候、御用并御普請所候
橋足代懸積立諸御道具御人用方之儀、当冬中懸懸
銀高等に因り候様穴道へ申渡置候得共、只今迄之定
銀高并人足等三、沖も出来仕候間、兼而此義御聞
相候御座候様ニ仕度奉仕候、依而石中櫓図帳面委曲二
届候、來春迄ニ為致出来、指上可申候、右等之義先
達而申上候之趣、少銀子も遣候二付先御届申上候、以
上、

十一月六日

浅加集人

方孕所等積重御用ニ番角石之手当て無御座候、其上此所は高角等折レ石過分御座候、元來角之手、左右之孕強も角石等過分ニ折レ候故、自ラ平積之方ひ、

き孕出申候、依御石出方穴生手前段々議義仕候所、明和元年十一月戸室山より戸室山迄之道續り御入用方中勘因り帳面、紙面も先奉行中より指出置候旨、

則御道具等之類高式拾式貫目余之因り御座候、尤此度道續被仰付は地車を以引出候義故、往古之通幅五間迄無御座候事也、

二間計にて間敷式千六百四拾間余ニ道作候得は地車運井山方人馬共往來指丈間敷、其上幅式間充石間敷之通相減シ候間、町在之者共へ入札ニ申付候ハ、過分銀高相減可申ト奉存候間、

往古之通道筋所々五間幅之印左右ニ大石ヲ伏立置候は後々之為ニも相成可申候、且又戸室山御丁場ヲ開

角石等切立候義、就中急々難仕共、上土中より掘出候新石は其俵積立ニ和ニ御座候、年月雨風ニ合置候得は石堅ク宜相成候間、角石平石分より年々切立置候ハ、

追々地車にて為引寄可申候間、早速被仰渡御座候様仕度奉存候、被仰渡次第夫々用章申付度奉存候、以上、

四月 薩田八郎兵衛 浅加兼人

本多安房守様 前田駿河守様

〔26〕 安永2年8月 奉行・石切等止宿手配につき通達

今般戸室山御石丁場為御用御道具調奉行渡奉行、暨穴生御扶持入石切等石御用罷候越候、田上村中山村等於所々致止宿候儀も有之候間、其御手寄次第宿申付候条、

兼前被申渡置候様致度如此御座候、以上、 八月二日 奥村左太夫様 薩田八郎兵衛

〔27〕 安永4年2月 石垣普請三年猶予につき通達

一、同二年中道通續 御城中御石垣御普請方今年より二三年御懸字被成、戸室山より石切出候義迄可被仰付候、依之定銀式拾貫目之半減を以御用相弁、相残候拾貫目と除銀式拾貫目都合三拾貫目、

外御入用ニ候条、村井又兵衛可被任指図候、且又穴生御扶持人石切等之内別御用申渡候義も可有之候条、是又又兵衛指図次第可被相心得候事、 未二月廿二日 〔朱書〕石安永四年

〔28〕 安永年間 戸室山仮小屋夜廻人数等の覚

一、戸室山仮小屋晝夜見廻り役小者一日九人充受取、右御用申付置候得共、過分の人馬故、昼中迄見廻り申付候故、一旦三人充指遣入、是以御不益三御郡奉行中申談、

田嶋村百姓等ヲ以見廻り申付、一日貫銀八分充ニ相極ル、雪ノ賃ハ別ニ相渡候事、 〔29〕 安永5年4月 役小者不足につき石切見合せの通達

今般戸室山石引出之儀被仰渡其用章方夫々申渡候、然処、中将様越中筋へ御鷹野被為人候ニ付御人指支候ニ付、

山之手石切出之義暫相見合候様重而被仰渡、受取置候役小者五拾六人之内三十人制場江相通シ、

残二十六人之高を以先中山筋道續り少充ニ御も申付、追取役小者相渡次第御石引出運池車橋下水留土居御石垣去年相殘不足石為引出積立申渡

度奉存候、右御普請所積置所々御座候間、御達申上候、以上、 申四月日 岡田八兵衛 金森森猪之助 浅加兼人

本多安房守様 前田駿河守様

〔一〕、戸室山御丁場八田嶋村二候、依前方筋被御丁場御用相替候、

ハ御歸もゆるく相成候。御定之天付相成。其日無謂御城人も不仕時。御詮議も可有御座。其品二依而御捨難被成義も可有御座。第一私共之取味方ニ抱り候義。自然六ヶ敷所ニ至候而ハ御難題成義と被り候義。此際被指置可然。夫因リハ數年相棟シ極候通。只今迄弁來候。此後ゆるく相成候義は人々之心中ニも可有御座。私義は下之者難義も不為致。數年心懸候功を以相勤候故心安く。夫因リよりハ御詮置御見分之通御座候段細々申候。段々申聞之趣尤至極ニ相聞江候間。其際ニ可致置旨御申聞之事。

[21]

宝曆13年8月 定額普請につき中山丁場の人定等計圖

* 又文書中以卷ノ百記 194頁
宝曆十二年元銀御達給江御押之留
御石垣御普請。當時五拾間下御石垣御修復取懸居申候所。先日半減ニ仕候様被仰渡候二付。先人懸方相減シ置申候。御道等者損物得と不為相調理而ハ。難申上被存候。然外格段何卒御普請之致様も可有之哉之旨被仰渡候二付。役人共江申渡詮議之趣。別紙帳面之通御座候。來年より定御普請ニ相棟メ。御普請人中山下場共人數一日百四十人充請取。御道員之分は二分。御丸以來。上刃手人古道具修覆申付。不足之分は新出來等申付候間。定銀年中四拾貫目之圖相棟申候。尤年初上り役銀之内右四拾貫目二面之圖坪高出來可仕候。ヶ所広キ御普請所は。翌年江懸り夫々可申付候。縦來申二月上旬より外御石垣積方取懸り節は。丁場山之手共向

所二面一日百四十人充仕。残り人割相棟。諸手合江相棟候得。日用銀年中三拾貫目余御銀ニ相成申候。物前御石垣古來と違万事々輕ニ仕置候様共猶更此度悉ク詮義仕。別紙帳面上之申候。被仰渡次第夫々可申付之様任候。以上。
未八月 菊池弥四郎
山崎小右衛門
羽田伝太夫

本多安房守殿
前田駿河守殿

[22]

宝曆13年9月 來年より定額普請につき連書

* 又文書中以卷ノ百記 195頁
付御普請差江
御城中御石垣來年より定御普請之義。各詮議之趣達。御聽候所。右之通可申渡旨被仰出候條。可被得其意候事。
未九月十七日 但宝曆十三年

[23]

明和13年頃 戸室書開につき普請奉行届書

* 河北郡戸室山開之東邊帳一(3)
先達而候。仰出候戸室本山御丁場ノ開キ角石等切出候二付。遣作り之儀。右王付穴生正木共左衛門・御扶持人石切宮川八兵衛・二十人石切共之丞指道シ數日詮議為仕。御人用方人・銀共悉ク為指詰帳面一冊上之申候。何時二節と号之至其旨被。仰付候得は指支申義無御座候。尤甚切ニ三節申合儀仕候段々手馴

候迄は事輕ニ出來可仕義と奉任候。

一、於戸室山角石等切立候間。先二十人切少人二面為切立可申候。此義は當時手御座候間。大人數ニ而は銀も勢儀も可有御座。御丁場夫々形付候上は追々人数増可申候。然者御道具も人數ニ必シ候故。先は古物修復石砌道等不足分は其節ニ至。段々可申付候。尤石切は一ヶ月充被所二面替々止宿為仕可申候。泊り小屋は遣作り之御懸置候間。此分直ニ用ヒ可申候。右之趣ニ仕候は御石垣積方御石引方も相弁シ可申候。依而此義當時荒増僉義仕置候。猶其節ニ至得と為相因御達可申上候。以上。
十一月 菊池弥四郎
山崎小右衛門
羽田伝太夫

本多安房守様
前田駿河守様

(來書) 又寶曆和年申事。年邊御座候事相細レ兼

[24]

安永12年4月 戸室再開必至につき普請奉行届書

* 河北郡戸室山開之東邊帳一(4)
御城御道營以來御石垣所々御普請就被仰付候。往古より戸室山より中山村頭等江中出之候。大角石并平地車を以年々引寄。夫々御用相立申候。然所右角石之分最早中山ニも無御座。當時辰巳御權台御石垣角之手之分過過折角石も無御座ニ付。随分古角石為作直并高御石垣下ニ御座候御貯用石之内より大キ成石角石ニ作立先手合申候。右御貯用石も此度二面遣ヒ切。最早無之。先達而候御渡候。同經シ之き角之

く、毎旦平石中山より巻石充引出候得共、平石も大小小有之候処、其節如何之詮義ニ候哉、一統本文之所へ心付不申哉、二相見申上義、御登之御道具なれ者急度釣石上の差御達可申上義、根元ヲ不知と申ものニ候哉、シノキ角御用之大角石ハ日用を以引出、中石ハ車三石、或ハ平石ハ五石も車二ノ七を引候、日用かてケ様之夫因リハ余リ非道と申もの、夫故其日之賃錢ヲ積、何も帰リ候事も有之候、物ノ始リハケ様成物とハ被存候得共、日用ハ鬼神二節もなく無理成仕法ニ候、乍去甚左衛門ハ根氣強、炎天之石引夜中五時比ニ御用仕通、翌晩第一番ニ其所ニ罷罷居、まことに御用方ニ身骨ヲ損シ候故歟、五十余ニシテ相乗候、其内等も有無亡相考候事ニ候、夫因リ之義は石通ニ画釈もなき事ニ候、是は是きつい者中古昔山とハ甚左衛門之事ヲ可申歟、根元夫因なくてハ、役小者ニ為引候節自然及詮義筋合之義有之節、両下奉行と懸合仕兼可申哉、第一御縮方も相立兼候得共、役筋合得無之と申ものニ候、甚私義不心腹ニ付、天明七年より寛政九年迄之内、御石引御用等都而主付同様相勤、役小者を以戸室山より中山迄引出、中山より御城中江引出候ニ付、年々夫懸様シ相換、根元ヲ相換候ニ付、聊も指支なく相弁申候、

一、地車を以御石引出夫不足ニ義相考、人数付仕為引候得共、或ハ過分或ハ欠分ニ相成、後々龜鑑と可相成所ニ中々怠ニ至兼、種々増減シテ引引候得共、役小者大勢之義引方違兼等も有之、或は雨降道あしく或、或ハ御丁場之内二面も三四町之遠近

或ハ坂敷或ハ短日ニ相成候等ノ訳合ニ画、夫因同様難仕一朝一(夕)脱カ、二相懸弊中とも不整并、連々相様シ度存寄、根元釣石と引出石と夫因リ差ヒ無之而ハ御入用釣合不申、元來地車ハ夫取上之道具之義は、前二調査候通候共、其差也無之候、種々相考、漸寛政九年存寄之通成就仕、釣出石と引石との御針御不登ノ取立ニ記

一、譬は四丈有之石戸室山より、御城中江釣入御入用銀等、戸室山道之内所々道幅減リ五間、往古之通五間幅ニ作立不申而ハ、右四丈之石にハ役小者御定夏夫付ニシテ式百六十人計、是ニ真棒横指之棒道具付候ニ付、釣石二面ハ五間幅無之而ハ指支、右道は、広ケ毎年繕リ御入用、釣道具・右役小者外御入用相懸守申候、右四丈之石戸室山より御城中江引出候役小者高百八拾五人計相懸申候、一日ニ二人数請取候而ハ割場指支、其上持運ニ候御道具數も有之、毎晩天より一統罷出、役小屋敷之程も相考、旁以兩日ニ画、御城中江引入申御座候得共、たとへハ一ヶ年ハ戸室山より中山迄引出、巻ヶ年は中山より、御城中江引入申御座候、右二面役小者請取高も半分相成候故、御益ニ相成候、地車ハ大石程御益、或ハ小石ハ車二式石或ハ大ニ小ヲ為引申也、右役小者目違四丈之石而七拾人余、此役小者割場二面御手合懸様御登御益ノ後、役二面も同様、右巻入リ役小者巻夕日用賃銀二直、先一日七拾目余也、此分引兼メ御石引御入用二相向ヒ候得共、御石引出ハ彼は御益、釣出石と地車との差ヒ右之通ニ御座候得共、御益ハ引石二決シ候事ニ候、此

差ヒはきと相置不申、地車ハ御益ノと申ハ不明之至ニ候、此所ヲ正敷致度故、数年心ヲ尽申義御座候、釣石ハ石之高サ二尺三寸許より高キ石ハ道具附候得共、地ヲすり釣レ不申故、地車專御立無難ノ新道具御座候、御石釣始ハ三四百人も相懸可候石約出、其上釣初之事なれは不功者二百も候哉、専役小者強キ者一方江かたまり意地持仕候故歟、多ク役小者死候よし、地車ハ御益ニ相違無之候得共、穴生人ヲ手足のことく仕ワ事しらねハ、途中縮り方もゆるきは取付仕難制限も速く相成、御益之不益可有御座、此所ハ中々筆紙にも調査、言葉業弊ヲ以不仕テハ治り不申、或ハ等級ハ差種々有之、戰國ニ似タル御用なれば悉ク取味方品々有之事候、

一、堀三郎左衛門殿、地車之起本夫因等之義(ま)ま被尋候ニ付、有増調査候暇面相達候処、御覧有之、夫因リ等能出来ニ候、然上ハ御達、御定夫付と可致旨不談ニ付、相答候者、番童百ニは候得共、御石釣夫付之通ニハ相成間敷、地車と申物ハ弁利至極之道具ニ候得共、第一何も一和耳、其日少々障有之候得共、一和仕兼候節も有之、引集テ申時ニハ御益御不益は兼私共之身ニ有之義、中々何も之心を胸中江納め日々弁兼可申候、何も私同様と被思召候て、八丈ニ替リ、可申、私義ハ抑より其所ヲ深ク考、自分甚心ヲ用、下々不便ヲ加、種々考召仕候故、助右衛門様へも御達被置候通、地車ニ大石ヲ付早ク仕廻、何も致休息候故、翌朝之出方早ク相成、私共采察次第下々軽ク存ルと重ク在る所之差ヒ大ニ有之、下々之者思レ候程ニ無之而

村領之石、先年より御用之詞、段々切出シ申宜石
二御座候、是より外二指當り御用相立申石無御座候、
右石段は御扶持石、切取御存知之旨御座候、瑞龍
寺江御奉行成御座候へ、被為御用、右若松山二面
御作事所より御算用場へ被為御遣、右若松山二面
跡々之通切出シ申様、被為御遣被下候ハ、難有
忝可奉任候、以上、

宝永三年閏四月廿八日 石引町石屋三右衛門

町奉行所

右石屋三右衛門書付出申二付上之申候、以上、

就御尋申上候

肝煎 伊兵衛

一、私共持山戸室山之經柴山三右切御座候由二両、金
沢より石切共度々罷越、柴山公分二掘覽申二付、見
付申時分者追以申候、然所ニ先月廿一日二肝煎間兵
衛方江、金沢小立野石屋三右衛門と申者之由二両、
高岡御寺御用之石被仰付候間、若松村持山之内二
両掘申書付、案内仕旨相断申二付、肝煎間兵衛申
候ハ、御用之石二御座候義、其元より御断之上二
両、手本役人より私共方も被仰渡可有之候間、先
わけ立不申内ハ、掘覽被中間敷旨申入候所、何
方よりも被仰渡も無御座候二付、前月廿四日二山へ
為見二遣申候處、右持山ハ石切四人罷越、柴山掘
荒シ申二付、被仰渡も無御座候所、如何ニ掘覽シ被
申候哉と申候ハ、四人之召罷停申候、同廿七日
二石切仁右衛門と申者罷越、掘覽シ居申二付、最前
より申入候通、御断仁掘申様ニ申候處二、其儀も
無之理不之任と申候間、右仁右衛門石切道具
押置申候、今般石之儀、御用石無御座候旨、無異

儀為掘可申候、乍然石并切置共ニ、石屋請取二仕指
上申首尾二御座候ハ、江通之内柴置申儀二御座候
間、其代も百姓方江、持出之儀と奉任候、是跡も
切取申由申候上候得共、違方之事故、盜切御儀ハ
例ニも罷成申間敷と奉任候、勿論、以後御用石
被召上候時分ハ先達前被仰渡候二而為切申様ニ支度
御座候、其外は以後人込不申様ニ、御縮被仰付可
被下候、以上、

宝永三年五月一日 河北郡源石肝煎間兵衛

各村源石衛門

同 少右衛門

御所村 源兵衛殿

右石屋三右衛門方より書付上申二付、若松村肝煎、
与合頭共手前相候、口上書出申二付、上之申候、以上、

御所村 源兵衛

御所村 御奉行

〔19〕
宝曆5年10月 戸室書開につき普請奉行届書

* 河北郡戸室山明軍寺領 (1)

御城中御石垣御普請段々被仰付候處、当時足石石二
仕候石無御座候間、往古之通戸室御留山間キ足石為
切出可申候、御意義之上被仰渡候様仕度奉任候、以
上、

享十月十六日

菊池 弥四郎

山崎小右衛門

村井豊後守様

右紙面之通十一月六日候様渡、

〔20〕
宝曆5年12月 中山から御用石搬送につき届書

* 河北郡戸室山明軍寺領 (2)

御城中御石垣御普請就被 仰付候戸室御留山間
キ、足石為切出可申哉之旨御尋申上候所、切出可
申旨被仰渡奉承知候、然共戸室山本山より為切出
候得義、雪消申迄日合相懸御普請之所、遅々仕候
間、先年より中山江被取寄置候石、此度取出シ足
石二仕可申候、依御留入用高懸面二記上之申候、御
詮義次第被仰渡候様仕度奉任候、以上、

享十二月八日 羽田伝太夫

菊池弥四郎

山崎小右衛門

村井豊後守様

宝曆5年12月 御所村 御奉行

〔21〕
宝曆5年 地車採用および地車夫付の覚

* 文禄年中以義等之日記 201頁

地車を以戸室山より中山迄御石引出去内之
義、後藤彦二郎数年相様ニ考合相懸候夫付
左二調

一、宝曆十二年後、毎年中山江中出有之御石、地車
を以引出、安永五年より戸室山本山ヲ開キ、御石割
被仰渡、御本丸高御石垣シノキ角御普請御用之角
石、安永九年御城中江日用を以引出候、役小者を
以中山より引出候節も夫付無之、見計を以引出候
由、地車ハ新道具之義、初り之義候得義、第一夫
付本文可仕所無其義、釣出石と引石との差じもな

場など三断も申候者、如何様にも御相談申入、百姓
手前失却參不申様可仕候間、兼而其所十村へ可被仰
渡候、為其如此三候、以上、

六月十日

御算用所 印

御算用場

〔14〕
寛文10年5月 割場より二十人石切配当通知

〔15〕
寛文10年5月 割場より二十人石切配当通知

〔16〕
寛文10年5月 割場より二十人石切配当通知

〔17〕
寛文10年5月 割場より二十人石切配当通知

〔18〕
寛文10年5月 割場より二十人石切配当通知

〔19〕
寛文10年5月 割場より二十人石切配当通知

〔20〕
寛文12年8月 清瀬石御用につき普請会所達書

〔21〕
寛文12年8月 清瀬石御用につき普請会所達書

〔22〕
寛文12年8月 清瀬石御用につき普請会所達書

ハ鶴来奥小原山之石伐立にも、上石入申付候へ共
少逸所、人力も多ク懸申三付、右三通御座候、左様
二御心得可被成候、向後手先御奉行、石数目六無之
候者、為伐不申様可被御付置候、以上、

八月廿四日

御算用所 印

御算用場

〔23〕
延宝初期 中山野石積りと石切場稼働停止の事

〔24〕
延宝初期 中山野石積りと石切場稼働停止の事

〔25〕
延宝初期 中山野石積りと石切場稼働停止の事

〔26〕
延宝初期 中山野石積りと石切場稼働停止の事

〔27〕
延宝5年4月 坪野石の留山を申渡す

〔28〕
延宝5年4月 坪野石の留山を申渡す

〔29〕
延宝5年4月 坪野石の留山を申渡す

候様御算用場申渡 四頁

〔30〕
宝永2年5月 若松山での採石紛議に付訴状

〔31〕
宝永2年5月 若松山での採石紛議に付訴状

乍恐申上候

〔32〕
宝永2年5月 若松山での採石紛議に付訴状

一、石川・河北・能美郡村々二面遺候日用、一人に付七分之軍、

一、能州・越中日用、一人三付、六分五りん宛、右之通可被申付候、以米米直段高下有之刻ハ、日用も可有指引者也、

高四月朔日

笹田助左衛門

前田七郎兵衛

伊藤 内膳

御場御奉行

右日用銀定、当朔日より如此相究、所々へ申渡申、割場より申来候間、被得其意、御郡中へ御申渡可有之候、以上、

四月二日

御算用場

千秋彦兵衛殿

右之通申来候案、相心へ可申候、以上、

千秋彦兵衛

寛文2年8月 石引道抵張につき小幡宮内達書

* 森田文庫本 改作所日記 卷一

御城石垣御普請、戸室山より石出候得共、先年之石道よりせはく、三間棟通兼候故、御普請奉行并御家中下奉行昨日見立遣し、くいを為打置候間、田地二懸候分、早々御為見可然存候、日寄能内一刻も急遣為作可申候、今日中見立可被相定候、以上、

八月十三日

小幡宮内

津田子右衛門殿

駒井主水殿

寛文4年4月 戸室御石釣出の追加夫付

* 文庫中以業字伯記 207頁

一、四丈六寸より四丈三尺五寸迄 冬七人夏六人七歩
一、四丈二尺六寸より四丈六寸迄 冬七人三歩夏七人
一、四丈六寸より五丈迄 冬七人六歩夏七人三歩

辰四月十三日

御家中人持組頭より御履手木仕、一人二付出人志人

半石切置二可被指遣候、以上、

辰四月十一日

小幡宮内

今林兵衛

奥村河内

前田対馬

近藤新左衛門殿

武部四郎兵衛殿

高山勘兵衛殿

右御折紙写如此候案、可被得其意候、以上、

御算用室所

人持下奉行中

寛文6年9月 戸室御石釣出の追加夫付

* 文庫中以業字伯記 207頁

一、三丈六寸より三丈三尺五寸迄 冬六人七歩
一、三丈二尺六寸より三丈六寸迄 冬六人八歩
一、三丈六寸より四丈迄 冬六人七歩夏六人四歩

右三丈より上之夫付 御定書之二付小幡宮内宛申所

何も致相談、夫園り可仕官被仰渡候二付、先此通可被致候、以上、

午四月十四日

御普請室所

人持・御島廻下奉行中

右屋敷外奉行申来候、先奉行心得高園り重

寛文8年正月 戸室山御奉行等の名前通知

* 森田文庫本 改作所日記 卷四

覚

戸室山御奉行 佐々主殿 氏家内藏太 岡田七兵衛
石垣築前御奉行 吉田菱角 高山伊右衛門 小林助入

沢崎太左衛門

石梁中御普請為御用、品々跡々之通申来次第、手間無少様に可相渡候、以上、

正月廿三日

橋本治郎左衛門

林 十左衛門

御所村源兵衛 田島村新右衛門
田井村豊兵衛

寛文9年6月 中山村石につき普請会所達書

* 森田文庫本 改作所日記 卷四

(前略)

御城中崩石垣被損之所繕御用之石、戸室山より伐出シ、半途中山村領之内二両方邊堀ニ為置申候得共、最前置所語り申二付、中山村抄写野出之内ニ、道より一町半程も懸げ、石置所ニ不成候へば、手間仕事御座候案、内々為御相談申入置候、自然百姓共草刈

一、金沢の外在所々へ罷越役人之儀、或は道中之作毛をふみあらし、或は立毛を盗取不申様は、与々奉行人并杖突より急度可申渡候。宿買之儀は、御定之通当座に相渡。宿主より切手を取。杖突方に請取置可申事。付、戸室山并わく木山より、役人金沢江罷帰候時分、竹木・柴・杓によらず盗賊之者於有者、曲言に可被申付事。

(後略)

右条々無相違様、堅請被申付者也。

寛永十五年四月六日 横山山城守

本多安房守

近藤新左衛門

別所勘左衛門

坂田源兵衛

内田太郎左衛門

〔6〕

万治3年6月 戸室山より御石釣出御定夫付之事

* 文書中に「冬」多「但」一箇所見註3

戸室山より御石釣出御定夫付之事

- 一、春尺下り春尺四寸迄 冬五人八夫 夏五人五夫
- 一、春尺五寸より三尺五寸迄 冬五人 夏五人八夫
- 一、三尺六寸より六尺五寸迄 冬五人三歩、夏五人六
- 一、六尺六寸より九尺五寸迄 冬五人八歩、夏五人五夫
- 一、九尺六寸より一丈三尺五寸迄 冬四人、夏三人五夫
- 一、一丈三尺六寸より一丈六尺五寸迄 冬四人五夫夏四人
- 一、一丈六尺六寸より一丈九尺五寸迄 冬五人夏四人五夫
- 一、一丈九尺六寸より一丈二尺五寸迄 冬五人一夫 夏四人八夫

一、一丈二尺六寸より一丈六尺五寸迄 冬五人五夫 夏五人八夫

一、一丈六尺六寸より一丈三尺迄 冬 五人八夫夏五人五夫

右尺六分六寸付、此算用を以て五人八夫付可仕候事。

一、人力付之儀四夫迄八捨、五夫よりは冬人二可相

究事。

一、平石之儀難知御座候間、御相見御奉行衆と相談

之上を以、目分軍次第人力付可仕事。

一、引石之儀、平石同断之事。

御相見にて奉行御出候、其御座車自軍等も無差、相考候処、御座車二のせ運不込二引出候相見江候、外軍などは釣石引石との差有者一候。

一、石釣運に候一日道回りの儀、戸室山・鷹巣并宮

腰より金沢迄夏冬一掃死之事。

一、栗山・坪野・能州滝石八戸室石夫懸二二割増之

事。

一、氷見庄之内小堀石、戸室山同断之事。

一、鶴川・土合・氷見庄石并鷹巣石八、戸室石夫懸

二五分劣之事。

一、二十人より内釣石夫付、肩下半当り二候得者、

樫不足候案、冬人七掃死之事。

右栗石為持候一日道回り

一、三月より八月迄一日七里連之事。

一、九月より二月迄一日五里連之事。

右之通御奉行衆御相談之上を以、如斯御座候、

以上。

万治二年五月廿二日 人持下奉行 名

津田次郎左衛門殿

村善石衛門殿

岡田十右衛門殿

右石夫付人足回り、下奉行中相究通可才許者也。

前田好馬

今枝民部

奥村内翰

津田次郎左衛門殿

村善石衛門殿

岡田十右衛門殿

右石夫付各之通、御寄合前相究候案、可被得其意候、

以上。

御喜喜請合所

人持・御馬廻 下奉行中

〔7〕

寛文元年10月11日 戸室石出之石釣人雇用の記録

* 森田文庫 寛文元年二軍 日記

十一月廿二日

一、玉塚丸御馬屋立候土台石人候へ共、無之二付

御奉行小川又右衛門・平田善四郎断二付、戸室山二

て石切出候様二御ふしん奉行へ手紙遣候。

十一月廿三日

一、戸室石つり日用、明日より冬人九分充二雇候様、

割場へ申渡候。

〔8〕

寛文二年4月 戸室石釣人定等の日用銀御定

* 森田文庫 寛文二年 日記

一、金沢・小松日用直段、冬人二付七分五厘、但、

戸室より石釣之日用九分迄之事。

戸室石切丁場編年史料選

◎近世資料編

凡例

一、戸室切丁場の変遷や石切作業と石引の実態を知る
ことのできる文献史料は、これまでの調査で相当数を
確認し、その一部は「戸室石切丁場確認調査報告書上」
〔金沢石垣構築発掘史料 Ⅰ・Ⅱなど〕に掲載してきた
ところである。この史料編は、それらを含め、本報告
書の内容を理解するうえで不可欠の史料、戸室石切丁
場の変遷について簡明となる重要な文献史料を選び、
時代順に掲載するものである。したがって、すべての
文献史料を網羅するものではない。

一、冒頭に掲げた史料標題脇の*印以下で典拠や史料所
蔵者を記し、そのあと史料本文を掲載した。
一、史料本文は、原本に依拠した場合もあるが、すでに
刊本などで周知されたものを再掲したケースも多い。

一、再掲史料については、依拠した刊本の原典・典拠にあ
たり、基本的なミスは是正につとめた。刊本をもとに
掲載しているが、原史料との対校によって多くの異同
が発生したときは、典拠は既出刊本とせず依拠した原
典名を掲げることにした。

一、原文の表記は常用漢字に直すことを原則とし、並列成
読点などを補った。変体仮名の「茂」「与」「者」など
は平仮名に直すか、本文より活字を小さくした。合字
の「る」は「より」と表記した。尊敬の欠字は原文書
の場合は、その通りに表記したが、写本では欠字表記
を略した所もある。

〔一〕
文禄元年2月 戸室山で石切はじまる

* 窪田文庫本 二番附書一 石垣立御書讀
金沢御城御意等事

文禄元年二月下旬二利家公御国御発駕被成、京都へ
上着被成しかば、肥前守利長公江被仰渡、金沢之城
を石垣に可被成旨、御意を請させ給ひ、御指図等を
懸御目エ、他を加州へ御侍参在、小奉行共役人、郡
の夫・人足等触させ給ふ、戸室より石を切出させ給
けり、金沢の城と申は、近半比迄、一向宗本願寺の
末寺有て、在々所々より参詣し、お山と申ならしけ
る、佐久間支蕃しはらく居城し、かきあけて城の形
二成し、其故御取立、山城に被成、惣構二の曲輪
本丸の廻り、堤をほりなされけり、

〔後略〕

〔二〕
慶長7年12月 前田利常高札

高札 上山組中山村其外在々
* 文禄年中以藩々百記 211頁

普請之者ども在々入こミ、百姓等二たいし、いはれ
ざる義をしかけ、或ハ四へきの竹木・桑・ちやの木
をきり、或ハ田畠をさくもつ・さいん・せんさい
をあらし申も有之ハ、おさへ置、ちうしんすし、
たちまち可成敗者也、

慶長七年十二月六日

御判

〔三〕
慶長18年10月 前田利常高札

* 文禄年中以藩々百記 211頁
捉 中山村其外在々

一、しば ほゑを切捕候事、
一、松・竹木・桑・ちやの木切捕候事、
一、田畠作毛ふみあらし候事、并普請もの、在々
へ立入、対地下人、非分之族申懸、無理に宿をと
りし事、
右条々相背いたつらもの有之ハ、おさへおき注進可
仕、忽可加成敗者也、

慶長拾八年十月十五日

御判

〔四〕
寛永9年8月 加賀藩奉書連署制札

* 文禄年中以藩々百記 211頁
田島村肝煎方三所持仕察制札之字

一、御普請役人等、野之草木を盗可取事、
一、田畠立毛刈とり并ふみあらす事、
一、在々へ立入、諸事狼藉事、
右之条々若く違犯之輩者、速可被処断料者也、仍面
談達如件、

寛永九年八月日

横山々城守 百印
本多安房守 百印

〔五〕
寛永15年4月 普請奉行勅方付達書(抄)

* 慶長以来定書一 加賀藩奉書 2

報告書抄録

ふりがな	とむろいしきりちょうばかくにんちょうさほうこくしょ							
書名	戸室石切丁場確認調査報告書 II							
副書名	金沢城史料叢書18							
巻次								
シリーズ名								
シリーズ番号								
編著者名	富田和気夫、西田郁乃、木越隆三、小此木真理、酒寄淳史、長 秋雄							
編集機関	石川県金沢城調査研究所							
所在地	石川県金沢市尾山町10-5							
発行年月日	平成25年3月29日							
ふりがな	ふりがな	コード	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因	
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号	°'〃	°'〃	(㎡)		
たのしましむすく 田島清水地区 丁場跡	あなざわし 金沢市 たのしまち 田島町 しみずら 清水町			36° 32' 44"	136° 45' 6"	20080401～ 20130331	284,000	学術調査
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
田島清水地区 丁場跡	石切丁場跡	江戸 ～ 昭和	石材採掘坑 平場 石垣 石引道	刻印石、矢穴石 石垣材、板石材				
要約	<p>金沢城石垣の石切場であった戸室石切丁場の北部、金沢市田島町、清水町に所在する石切丁場跡について、その全域にあたる約 28.4ha を対象に現況地形測量を実施し、現地に残る石切丁場関連の遺構の内容構成、保存状態等を確認した。併せて、地質・岩石調査で戸室火山の成り立ちや形成過程、戸室石の岩石的特徴や帯磁率等を再検討し、これらに由来する戸室石の産状特性が石切丁場の展開に密接に関わっていたことを確認した。また、石切丁場と石引道に関する文献史料の集成と検討から、石垣普請における石材調達組織や運営の内容と変遷を明らかにした。あわせて、金沢周辺で使われていた採石・加工の石工道具についての基礎的調査や、墓石に利用された戸室石や凝灰岩の盛衰と石切丁場の動向との比較検討をおこなった。</p> <p>総括では、石切丁場の構造と変遷、矢穴にみる戸室石の石割り技術をまとめた。</p>							

金沢城史料叢書 18

戸室石切丁場確認調査報告書Ⅱ

平成 25 (2013) 年 3 月 29 日 発行

編集・発行 石川県金沢城調査研究所

〒920-0918 石川県金沢市尾山町10-5

電話 076 (223) 9696 FAX 076 (223) 9697

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/bunkazai/kanazawazyo/index1.html>

メールアドレス kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

印刷 株式会社ハクイ印刷